

博士論文

ファシズム期イタリアの政治システムの変容
——ラス支配の終焉とドゥーチェ独裁の成立——

小 山 吉 亮

アルピナーティ = 「中略」我々のなかに自分の政治的地位をほんの少しも利用しない者が誰かいるだろうか？

スタラーチェ = それはどうしようもないこと (automatico) だ。

アルピナーティ = 自分は行き来に自動車を使っている。メイドもいる。すべて、以前は手にしていなかったもので…。

トゥラーティ = そういう見方をしたら、我々はみんな不当に利得を手に入れていることになってしまう！

アルピナーティ = (話を続けて) …自分はかつて持たなかったような社会的地位のおかげで一定の生活ができるようになった⁽¹⁾。

(1930年3月5日)

(1) Rapporto sulla 'Discussione avvenuta il giorno 5 marzo VIII a Palazzo Littorio', p. 35, ora in PPM, c. 458, n.

序章 問題の所在と本稿の課題 (1)

第1節 比較独裁研究とファシズム期イタリア (1)

第2節 比較ファシズム研究とイタリア・ファシズム (3)

第3節 本稿の構成 (5)

第1章 ファシズム期イタリア研究の流れと現況 (9)

(1) 「不完全な全体主義」 (9)

(2) 「個人独裁」説におけるムッソリーニ——ムッソリーニ中心史観—— (11)

(3) 「個人独裁」説におけるムッソリーニ独裁の変化——4つの転換—— (14)

(4) 「全体主義」説におけるムッソリーニ——カリスマ的リーダーシップ—— (17)

(5) 「全体主義」説におけるムッソリーニ独裁の変化

——「全体主義的ファシズム」と「権威主義的ファシズム」—— (20)

(6) 転換過程研究の欠如 (22)

第2章 ファシズム期イタリアの政治システムとサブリーダー (28)

第1節 「頂上政治」 (28)

(1) 党・政府・教会と「頂上政治」 (28)

(2) 「普通の人びと」と「頂上政治」 (32)

第2節 「待ち続ける全体主義」——「昇天祭」演説におけるムッソリーニの構想—— (34)

(1) 「昇天祭」演説 (34)

(2) 全体主義体制 (39)

(3) 全体主義体制とリベラル・デモクラシー (42)

(4) 権威主義体制 (44)

(5) 「待ち続ける全体主義」、あるいは「選択的全体主義」 (47)

第3節 政府首長独裁——ムッソリーニの戦略と政治的資源—— (49)

(1) 「昇天祭」演説における党と国家 (49)

(2) ムッソリーニの政治的資源：ドゥーチェ・大評議会・政府首長 (50)

- (3) 政府首長独裁 (53)
- (4) 国家至上主義と政府首長独裁 (54)
- (5) ムッソリーニの閣僚兼任 (61)

第4節 ラスから「高官」へ——サブリーダーの政治的資源と戦略—— (63)

- (1) サブリーダーの排除 (63)
- (2) ラスから「高官」へ (66)
- (3) 「高官」の類型と資源 (68)
- (4) 威信 (70)
- (5) 専門特化と組織化 (71)
- (6) カリスマ的威信——「空の英雄」バルボとスポーツ—— (73)

第3章 ラス支配——ボローニャ・ファシズムとレアンドロ・アルピナーティ—— (80)

第1節 ポー川流域におけるファシスト運動の勃興 (81)

- (1) 自由主義期の中央・地方関係 (81)
- (2) 「自治体社会主義」から「自治体ファシズム」へ (83)
- (3) ファシスト党の結成と「ローマ進軍」 (85)

第2節 アルピナーティの台頭 (88)

- (1) 第1次大戦後のボローニャ (88)
- (2) ボローニャ・ファシズムの誕生とアルピナーティ (89)
- (3) アルピナーティの復活 (93)

第3節 地域間対立の激化 (95)

第4節 「寡黙で粘り強い建設者」 (103)

第5節 アルピナーティ派の動揺 (111)

第6節 中央・地方関係とラス支配 (120)

- (1) 中央と地方の「共棲」 (120)
- (2) パトロン型仲介としてのラス支配 (122)
- (3) ラスから「高官」へ (125)

第4章 国制／経済制度改革から内閣改造へ（128）

第1節 国制／経済制度改革をめぐる諸潮流（128）

- （1）ファシストの主な潮流（128）
- （2）協同体主義：組合主導（130）
- （3）協同体主義：政府主導（133）
- （4）協同体主義：党主導（138）
- （5）改革反対派：ナショナリスト協会出身者の論理（141）
- （6）改革反対派：強硬派の論理（143）

第2節 国制／経済制度改革の展開（147）

- （1）国制／経済制度改革の軌跡（147）
- （2）政治代表改革と大評議会の「憲法化」（148）
- （3）「和解」の呪縛（155）
- （4）ポッターイ／トゥラーティ同盟のきしみ（158）
- （5）工場信任委員問題（161）

第5章 青年／教育問題の浮上（167）

第1節 国制／経済制度改革から青年／教育問題へ（167）

- （1）「ファシズムをいっそう強調した政府」—— 1929年9月の内閣改造——（167）
- （2）大評議会法の改正（172）
- （3）サブリーダーにとっての青年／教育問題（177）
- （4）「国家・教会関係」と青年／教育問題（182）
- （5）ポッターイとトゥラーティの決裂（184）
- （6）国制／経済制度改革の棚上げ（186）
- （7）トゥラーティの退場（191）

第2節 青年／教育問題と1931年の「危機」（196）

- （1）「肥沃な苗床」（196）
- （2）危機のなかのファシズム（201）
- （3）危機のなかの「頂上政治」（203）
- （4）「国家・教会関係」の「危機」（208）
- （5）仕組まれた「危機」（211）

(6) 政府首長独裁とその限界 (214)

第6章 威信をめぐる抗争 (218)

第1節 スタラーチェ時代へ (218)

(1) 新たな路線をめぐって (218)

(2) スコルツァとリッチ (223)

(3) スタラーチェの登場 (229)

第2節 「高官」たちの闘い (234)

(1) グランディとバルボ (234)

(2) トゥラーティの失脚 (239)

(3) スコルツァの失脚 (245)

(4) アルピナーティの解任 (253)

(5) アルピナーティの逮捕 (259)

(6) バルボとファリナッチ (264)

終章 ドゥーチェ独裁と「二元制」化 (271)

第1節 威信をめぐる抗争とその逆説 (271)

第2節 「ドゥーチェ絶対主義」と国制の「二元制」化 (274)

(1) ナチズム期ドイツにおける「フューラー絶対主義」 (274)

(2) ファシズム期イタリアにおける「二元制」 (278)

(3) 「三すくみ」と「待ち続ける全体主義」 (281)

(4) 国制の「二元制」化 (284)

第3節 今後の課題と展望 (288)

参考文献表 (294)

序章 問題の所在と本稿の課題

第1節 比較独裁研究とファシズム期イタリア

戦間期のヨーロッパでリベラル・デモクラシーが危機に直面していたことはよく知られている。他方、同じ時期に独裁も転機を迎えていたことはあまり意識されていない。例えば、ソ連では1920年代末から30年代前半にかけて農業集団化などの「上からの革命」が推し進められ、いわゆるスターリン体制が成立した。トルコでは30年8月に共和人民党支配の1党制からヘゲモニー政党制への移行が試みられたが、実験は11月に打ち切れ、再び1党制が導入された。ポルトガルでは財政再建を主導したサラザール(Antonio Oliveira de Salazar)が次第に影響力を強めて32年に首相に就任し、68年まで続く長期支配の基盤を固めることに成功した。このように1920年代末から30年代前半にかけて、ヨーロッパとその周辺域の独裁は転機を迎え、その多くは何らかの変質を遂げることによって生き延びることに成功したのである。但し、あらゆる独裁が危機の克服に成功したわけではなかった。スペインでは独裁を率いていたプリモ・デ・リベラ(Miguel Primo de Rivera y Orbaneja)が30年に辞任に追い込まれ、31年には王制も崩壊している⁽¹⁾。リベラル・デモクラシーの危機だけでなく、このような独裁の危機とそれに伴う変化をも射程に収めなければ、戦間期のヨーロッパと周辺地域における政治変動の全体像を描くことはできないだろう。

だが、そのような試みはほとんど行われていない⁽²⁾。その最大の理由は、戦間期の独裁に関する比較研究が進んでいないことである。たしかに全体主義体制の比較研究や、中東欧・バルカンの権威主義体制の比較研究は行われてきたが、これらの地域にイベリアやト

(1) 溪内[1970-86][1978]；ギル[2004]；楠他[1999] 57-62 頁；関他[2008] 96-98、105-106 頁；Payne[1999] pp. 35-42；金七[2003] 215-220 頁；新井[2001] 205-206 頁；Mango[1999 (2004)] pp. 468-474；篠原[1986]第13、14章。

(2) 戦間期を対象にしたヨーロッパ比較政治史の研究はリベラル・デモクラシーの危機（および、その起源・背景）といわゆる「ファシスト」運動に傾斜している。Berg-Schlosser/Mitchell[2000][2002]；Larsen[1980]；Nolte[1963 (2000)]；Linz/ Stepan[1978]；Rokkan[1999]；Luebbert[1991]。リベラル・デモクラシーと独裁の危機を並列的に論じる試みとしては、篠原[1986]第13、14章と中川原[1986]などがある。なお、計画・組織化・テイラー主義などに着目したMaier[1987]は、リベラル・デモクラシーと独裁を包括的に理解する上で示唆に富む視座を提供している。

ルコなどを加えた包括的なヨーロッパ比較独裁研究は未だ存在しない⁽³⁾。戦間期のヨーロッパ政治について理解を深めるには、その前提となる独裁の比較研究を深化させなければならないのである。

だが、全体主義体制研究と権威主義体制研究とがまったく別の領域として行われているのは戦間期に限ったことではなく、両者を架橋・横断するような比較研究の試みは総じて盛んではない⁽⁴⁾。また、ドイツ、中東欧、イベリア、バルカン、さらにはロシアやトルコに至る多様な地域を対象として、政治と社会の関係をも含む包括的な比較研究を行うのも至難の業である。従って、これらの地域を対象にした比較独裁研究を進展させるのは容易ではない。

そこで着目したいのがファシズム期イタリアである。ファシズム期イタリアは「不完全な全体主義」、「動員型権威主義体制」などと評され、全体主義体制と権威主義体制の中間的な存在であると見られてきた。このような「不完全」さがファシズム期イタリアへの

(3) 全体主義体制の比較については、Friedrich/ Brzezinski[1956(1965)]; Friedrich/ Curtis/ Barber[1969]; Schapiro[1972]; Kershaw/ Lewin[1997]. 中東欧・バルカンの権威主義体制の比較については、ポロンスキ[1993]; Oberländer[2001]. 比較ファシズム研究における戦間期ヨーロッパの「体制」研究は独伊にほぼ限定されていたが、近年はルーマニアの「軍団国家」も比較の対象として取り上げられるようになった。ピント(Antonio Costa Pinto)たちによる一連の研究でも「体制」の分野がたびたび扱われている。Payne[1980][1995]; 山口[1979]; Riley[2010]; 藤嶋[2011][2012]; Pinto/ Eatwell/ Larsen[2007]; Pinto(ed.)[2009][2011].

(4) 両体制の研究は対象や手法の面で乖離が大きいため、両者を架橋して比較・総合する試みはあまり成果を上げることができなかった。Huntington/ Moore[1970]; Brooker[1995][2000]. 但し、前述のピントたちの研究(Pinto/ Eatwell/ Larsen[2007]; Pinto(ed.)[2009][2011])や塩川[1999]のような社会主義体制の近接比較の試みは一定の成果を上げている。なお、近年、数理・計量的手法の活用や制度への着目によって独裁研究は活況を呈している。しかし、一部の例外(Wintrobe[1998])を除くとその主な対象は第2次大戦後の権威主義体制と「形容詞付きの」権威主義体制であり、戦間期の独裁や全体主義体制の分析は手薄である。Gandhi[2008]; Ginsburg/ Moustafa(eds.)[2008]; Levitsky/ Lucan[2010]; Schedler(ed.)[2006]; Svoboda[2012]; 日本比較政治学会[2014].

関心を薄れさせ、他国との比較を妨げたのは否定できないだろう⁽⁵⁾。また、イタリア半島はいわゆる中北欧と地中海世界の接点であるために、ヨーロッパ比較政治史において位置づけが難しい地域になっており⁽⁶⁾、このこともファシズム期イタリアを他の政治体制と比較する上で不利に働いたと考えられる。だが、政治体制論・地域研究の両面において中間的な位置に置かれていることは、イタリア研究の利点でもある。通常的手法では全体主義体制と権威主義体制、あるいは中北欧と地中海地域との接合は難しいが、中間的な事例であるイタリアはこれらのいずれとも比較可能であり、接合が困難な事例を接合するための準拠点になりうる存在だと思われる。

だが、ファシズム期イタリアの政治史、そして政治と社会の関係の実像については依然として明らかになっていない。とくに、他の独裁でも変動が生じていた1920年代末から30年代前半にかけての展開については、ほとんど検討が進んでいないと言ってよい。このような状況ではファシズム期イタリアを比較独裁研究の準拠点にすることは不可能である。

そこで本稿では、戦間期のヨーロッパとその周辺地域における独裁の危機・変容に関する共時比較研究の序論として、1920年代末から30年代前半にかけてのファシズム期イタリアにおける政治・社会変動について検討を試みる。

第2節 比較ファシズム研究とイタリア・ファシズム

比較研究におけるイタリア・ファシズムの位置づけについて考える上では、比較ファシ

(5) ドイツとの比較については比較ファシズム論のほか、Bracher/ Valiani[1986]; Knox [2007]. スペインとの比較については、Tusell/ Gentile/ Di Febo[2004]; Carotenuto[2005].

ポルトガルも含めた、いわゆる南欧諸国の独裁の比較としては Lewis[2002]がある。但し、南欧内比較の試みは、ファシズム期イタリアのみが第2次大戦終結前に崩壊したこともあって成果を上げているとは言い難い。ソ連との比較の可能性については、塩川[1999] 5-6頁。

(6) ヨーロッパ比較政治史では中北欧を主な対象とし、地中海世界については本格的検討の対象から除外するのが通例である。この場合、イタリアは中北欧に比較的近い北部・中部を中心に叙述されるか、あるいは南部も含めた上で統一的な枠組から外れた形で言及されることが多い。Rokkan[1999]; Luebert[1991]; Bartolini[2000]. また、北欧・ベネルクス・イベリア・バルカン研究では近接比較が盛んに行われているが、イタリアに関してはこのような試みもあまり一般的ではない。

ズム研究との関わりにも触れておく必要があるだろう⁽⁷⁾。

本稿でいう「ファシズム」はいわゆる「一般概念としてのファシズム」——社会科学的な概念、類的概念ではない。筆者は「ファシズム」を歴史的事象を表す概念として用いることにする。そもそも各国の「ファシズム」は共通の理論や思想に基づいて生まれたのではなく、行動様式の模倣によって誕生したものである。そして、模倣を何度か繰り返した結果、「原型」とは大きくかけ離れたものが生じてくるのは珍しいことではない。「ファシズム」とは、このような形で生まれた、共通の要素を持つとは限らない多様な現象の総称なのである。

この点に関連して説得力のある議論を展開しているのが哲学者のエーコ(Umberto Eco)である。彼は「一部が全体をあらわしてしまう」(*pars pro toto*)メトニミーとしてファシズムを捉えている。

- 1 …… a b c
- 2 …… b c d
- 3 …… c d e
- 4 …… d e f

一連の政治集団が存在すると仮定しましょう。集団1は要素a b cを特徴とし、集団2は要素b c d、以下同様に三つの要素を特徴に持つとします。2は二要素が共通する点で1と似ています。3は2に、4は3に、同じ理由で似ています。さて3が(要素cを共有するため)1にも似ていることに注目してください。もっとも興味深い例は4によって提示されています。4が3と2に似ていることは明らかですが、1とは共通する特徴がまったくありません。ところが1から4にいたるまで連続して類似性が減少していくために、一種の段階的移行が生じているような錯覚が生じ、1と4が同族であるかのように思えてくるのです。

(7)ファシズムの概念やヨーロッパ・ファシズムの歴史については、Allardyce[1979]; 馬場[1997][1998]; Bosworth[2009a]; デ・フェリーチェ[1973]; Gregor[1974][1999]; Griffin[1991][2004]; Laqueur[1976]; Larsen[1980]; Nolte[1963(2000)][1968]; ノルテ[1972]; Milza[2001]; Morgan[2003a]; Paxton[1998][2002][2004(2005)]; Pinto[2006][2011]; Payne[1980][1995]; プーランツァス[1978]; Roberts[2002][2006]; Sternhell[1989]; Tarchi[2003]; Turner[1972]; ウェバー[1979]; ウルフ[1970][1974]; 山口[1976b][1978][1979][1980]などがある。

エーコによれば、「ファシズム」と総称される現象は共通の特徴を持つのではなく、ここで説明されているような「同族の類似性」(ヴィットゲンシュタイン)を持つものとして理解されるべきなのである⁽⁸⁾。従って、いくつかの現象が同じ「ファシズム」という言葉で表されているからといって——例えば「イタリア・ファシズム」と「ドイツ・ファシズム」と「日本ファシズム」のように——、そこに必ず共通の要素が存在すると考えるべきではないのである。

ここで比較ファシズム論に関連して、筆者の見解を2つほど述べておきたい。第1点はヨーロッパ・ファシズムの位置づけである。「ヨーロッパ・ファシズム」については「一般概念としてのファシズム」としてではなく、ヨーロッパ全体において展開した1つの歴史的事象として位置づけるのが適切だと思われる。国際政治・外交上の空間としての「ヨーロッパ」に対応した「ヨーロッパ・ファシズム」論と、思想・言説上の空間・共同体としての「ヨーロッパ」を念頭に置いた「ヨーロッパ・ファシズム」論とでは力点の置き方が大きく異なっているが、両者は1つの歴史的事象の異なる側面を表していると考えべきだろう⁽⁹⁾。

第2点は、いわゆる「日本ファシズム」についてである。近年は日本史研究者の間でも「日本ファシズム」概念に否定的な見解が現れており、筆者もこの見解に賛成である⁽¹⁰⁾。もちろん、日本において「ファシズム」「ファッショ」という言葉が用いられていた以上、歴史的な概念としての「日本ファシズム」を論じることは不可能ではない。その際には「日本ファシズム」と他国の「ファシズム」とを別個の現象と捉えた上で、これらの間の影響関係や交流について検討するのがより「生産的」ではないかと思われる⁽¹¹⁾。

第3節 本稿の構成

本稿の目的は「不完全な全体主義」と位置づけられてきたファシズム期イタリアの統治構造とその変容過程について検討し、その特質を明らかにすることである。他国の独裁や

(8) ファシズム期イタリアに関するエーコの認識には不十分な面もあるが、「矛盾の集合体」であるファシズムを「ファジーな全体主義」と規定するなど、その議論は示唆に富んでいる。Eco[1997]. E. Gentile[2002(2003)] Cap. 3も参照。

(9) 思想・言説上の空間に対応した「ヨーロッパ・ファシズム」については、Sternhell[1989].

(10) 「日本ファシズム」論については、筒井[1976]; 伊藤隆[1976]; 加藤[2006]を参照。

(11) 戦間期の日伊関係や両国の思想的影響関係については福家[2010][2012]、山崎[2007]、田之倉[1990][2003]、藤岡[2011].

「ファシズム」については必要な限りにおいてのみ言及することにした。

第1章ではファシズム期イタリア史の研究状況を概観する。ファシズム期イタリア研究では、従来の通説だった「個人独裁」説に代わって、全体主義が「そこに向かって進化していくためのパターン」であり、その定義上、不完全・未完成であるとする「全体主義」説が有力になっている。そして、いずれの説においても20年代末から30年代前半の時期が重要な転換期だとされているが、この時期は研究の空白期でもある。

第2章ではムッソリーニとサブリーダーの構想・政治的資源・戦略について分析する。第1節でファシズム期イタリアにおけるムッソリーニとサブリーダーの関係について社会との関係を中心に検討した後、第2節と第3節でムッソリーニ、第4節でサブリーダーについて考察する。

第1節ではムッソリーニとサブリーダーとの相互作用の場を「頂上政治」と名付け、それがファシスト党上層部と政府上層部との媒介構造であること、そしてこの空間が社会から遊離していなかったことを示し、「頂上政治」研究の重要性を指摘する。

第2節では、1927年5月の「昇天祭」演説に見られるムッソリーニの構想を取り上げ、全体主義体制論・権威主義体制論に照らしてその特徴を明らかにする。ムッソリーニは、いずれ死滅する「頑固者の世代」のファシスト化には期待せず、新世代のファシスト化に専念する姿勢を示していた。このように旧世代を放置する「待ち続ける全体主義」（あるいは危険性のない集団を放置する「選択的全体主義」）は、短期的な全体主義化を目指すものではなかったが、それでも「被支配集団を支配集団に同化することを目指して、多様性の消滅を公然と掲げる政治体制」という全体主義体制の定義には合致するのである。

第3節ではムッソリーニの政治的資源に着目する。ムッソリーニの公的地位は脆弱であり、政府首長ムッソリーニにとっては国王と大評議会が大きな障害だった。彼は威信の確立と政府首長独裁——国王と大評議会に対する政府首長の権限を確立すること——の法制化によって、この状況から脱却することを企てた。この政府首長独裁はイタリア・ファシズムの国家至上主義から一意的に導かれるものではなかった。だが、ムッソリーニは「国家」と政府の同一視を推し進め、国家至上主義を政府首長独裁の確立のために援用したのである。

第4節ではサブリーダーの政治的資源と戦略を取り上げる。地方で自律的な基盤を築いたサブリーダー（ラス）は、ムッソリーニに従属するヒエラルヒーの一員「高官」に転身を遂げた。そのなかには領域的基盤を放棄し、「威信と専門特化によって保障された全国的役割」に活路を見出す者が少なくなかった。中央に進出したラスたちは、ムッソリーニへの従属から脱却し、他のサブリーダーより優位に立つために威信を高めようとした。そのためには大衆の組織化に関わる公的地位に特化し、そこを基盤として顕著な業績を上げるのが最も効果的だった。こうして国制／経済制度改革と青年／教育問題の2つの分野が彼らの主戦場になった。さらに、この時期はサブリーダーの地位が大きく変化した時期で

もあった。そこで、サブリーダーの地位の変化を含む全般的な転換が 30 年代初めに生じたことに着目し、国制／経済制度改革と青年／教育問題をめぐるサブリーダーの動向を中心に据えて転換の過程を描くことが第 3 章以降の課題となる。

第 3 章ではサブリーダーに焦点を当て、「ラスから『高官』へ」と呼ばれる現象の背景となる政治的資源の変化を、中央・地方関係の変化に着目しながら跡づける。具体的には、彼らの当初の政治的資源である領域的支配（ラス支配）に目を向け、地方政治史の叙述を通じて、ラス支配の特質とその限界を明らかにしていく。取り上げる事例はボローニャ県におけるアルピナーティの支配であり、彼が内務次官として中央に転出する 29 年 9 月までの時期を扱う。

第 4 章以降は中央に目を転じる。第 4 章で扱うのは、多数のサブリーダーが登用された 1929 年 9 月の内閣改造に至る経緯である。この章では国制／経済制度改革、および教皇庁との「和解」に着目する。そして、28 年の大評議会法が妥協の結果として大評議会の肥大をもたらしたこと、教皇庁との「和解」によってムッソリーニの威信が頂点に達したこと、その威信を維持するためにムッソリーニが「和解」後に「綱渡り」を余儀なくされたこと、国制／経済制度改革をめぐるサブリーダーたちの関係の変化が内閣改造を引き起こしたことを示す。

第 5 章では 29 年 9 月の内閣改造から 31 年 5 月の教皇庁・カトリック勢力との関係悪化までの時期を扱う。この章では、まず 29 年の大評議会法改正で政府首長独裁が確立したことを確認した上で、青年／教育問題が重要課題として浮上した経緯を明らかにする。続いて、30 年秋以降の政治・経済などの変化が連動した結果、「国家・教会関係」が危機に陥ったことを示す。最後に、この「危機」の解釈を通じて、ムッソリーニの威信が彼の行動を制約したこと、確立したばかりの政府首長独裁が早くも限界に直面したこと、そしてムッソリーニが絶対的な威信の確立を目指して模索を始めざるをえなくなったことを明らかにする。

第 6 章ではサブリーダーの抗争に焦点を当てる。31 年 12 月にファシスト党書記に就任したスタラーチェは前任者ジュリアーティの純化路線から大きく転換し、一般党員の入党推進に舵を切った。こうして党が変貌を遂げる中で、威信をめぐる「高官」たちの抗争と失脚が相次ぐことになる。その分析を通じて、サブリーダーが抗争を有利に進めるためにムッソリーニにいつそう依存するようになったことを明らかにする。さらに、ムッソリーニが強大なサブリーダーを排除したという通説的見解とは逆に、「黒シャツ」の間でカリスマ的威信を誇るサブリーダーに有利に事が運んだことを示す。

終章では、絶対的威信の確立を目指したムッソリーニが、それゆえにカリスマ的威信を誇るサブリーダーに配慮せざるをえなかった事情を説明するとともに、それが過渡期的な現象だったことを明らかにする。そして最後に、この後に確立されるムッソリーニの「個人専制」をファシズム期の国制の中に位置づけ、彼の威信が持った意味とその帰結について

て論じることにしたい。

第1章 ファシズム期イタリア研究の流れと現況

(1) 「不完全な全体主義」

並立し、敵対する勢力同士の衝突が起きないような、まずまずの均衡を求めて私がしてきた努力を想像できるかね。彼らは互いに妬み合い、不信感を抱いていた。政府、党、王室、ヴァティカン、軍、義勇軍、知事、[党の] 県連書記、大臣、[労組の] 総連盟のラスたち、巨大な独占利益などなど。よく分かるだろう、全体主義の消化不良 (*le indigestioni del totalitarismo*) だよ。私が[19]22年に留保なしで受け取らなければいけなかった遺産が全体主義に溶け込むことはなかった⁽¹⁾。

ムッソリーニ (Benito Mussolini)

「全体主義」(*totalitarismo, totalitarianism*) という言葉は、1923年5月、アメンドラ (Giovanni Amendola) によってファシストを非難するために用いられた「全体主義的」(*totalitario*) という形容詞に由来するとされている、その後、この概念はイタリア・ファシズムの特徴を示す言葉としてファシスト自身によっても用いられるようになった⁽²⁾。

それにもかかわらず、ファシズム期イタリアが「全体主義体制」だったことを無条件で認める論者は決して多くなかった。たしかに、フリードリッヒ (Carl J. Friedrich)、ブレジンスキー (Zbigniew K. Brzezinski)、シャピーロ (Leonard B. Schapiro) のような全体主義体制の研究者は、ファシズム期イタリアを「全体主義」に含めて分析することを主張していた。とはいえ、支配の実態に着目すると、彼らもイタリアの「全体主義体制」が独ソに比べて不完全・不徹底であることは認めざるをえなかった。「20年代にはイタリアの全体主義は”単に”中間層支配の権威主義的形態にすぎないと誤って解釈するのがごく普通のことだった」(フリードリッヒ/ブレジンスキー) という状況は、30年代以降になっても基本的には変わらなかった。アレント (Hannah Arendt) のように、ナチズムの影響力が強まる以前のファシズム期イタリアを「普通のナショナリスト独裁」と規定し、ファシスト運動自

(1) Dinale[1953] p. 181. この箇所はファシズム期イタリアの実態を示す告白として、しばしば引用されている。Aquarone[1965] p. 302; Linz[1975] p. 270 (邦訳、151頁); Schapiro[1972] p. 26 (邦訳、31頁); E. Gentile[2002(2003)] pp. 106-107.

(2) Amendola[1960] pp. 102-106; Fisichella[1987] pp. 14-16, 167-171; Petersen[1996]; E. Gentile[2002(2003)] pp. 63-67; トラヴェルソ[2010]第2章; 高橋[2004] 45-46頁; 川崎[2002] 75頁.

体を全体主義運動ではないと片づける論者も存在した⁽³⁾。

しかし、ファシズム期イタリアを単なる権威主義的支配とする解釈が主流を占めているわけではない。ファシズム論においては、イタリアはいわゆる「下からのファシズム」が政権に到達した事例としてドイツとともに括られており、「下からのファシズム」が大きな役割を果たさなかった「運動なき体制」とは、その「革命」性や「擬似革命」性の点で区別されるのが通例だからである⁽⁴⁾。

このように、ファシズム期イタリアは全体主義体制としては不完全であるが、典型的な権威主義体制とも言えないとの認識は通説化している。権威主義体制論を精緻化したリンズ(Juan J. Linz)⁽⁵⁾によれば、ファシズム期イタリアは、権威主義体制の下位類型である「ポスト民主主義社会における動員型権威主義体制」に分類される。この体制では、単一政党は権力の全体主義的独占や各種集団の強制的同質化を目指して動員に着手する。しかし、何らかの理由によって各種集団の排除や組織への浸透が成功せず、「不完全な、あるいは阻止された全体主義システム」(defective or arrested totalitarian systems)が出現することがありうる。これがリンズのいう動員型権威主義体制である。不完全な全体主義システムであるがゆえに権威主義体制であるという定義からして、この体制は全体主義と権威主義の中間形態、あるいは複合形態と位置づけられていると言えるだろう⁽⁶⁾。

つまり、比較独裁研究ではファシズム期イタリアは全体主義体制としても権威主義体制としても「不完全」だと考えられてきたのである。それでは、この独裁はなぜ「不完全」になったのか。この問題について考えるために、ファシズム期イタリア研究の歴史を概観することにしたい。

(3) Friedrich/ Brzezinski[1956(1965)] p. 21; Germino[1959] pp. 124-126, 132-133, 140-144; Arendt[1951(1976)] pp. 256-259 (邦訳、第2巻、219-223頁)。アレントは独語版では「普通のナショナリスト独裁」ではなく「一党独裁」(Parteidiktatur)の語を用いているものの、ファシストの独裁が全体的支配ではなかったとの結論は維持している。Arendt[1955(2008)] S. 541-546.

(4) 山口[1979]。

(5) Linz[1964(1970)] ; Id.[1973] ; Id.[1975] ; Linz/ Stepan[1996]。

(6) Linz[1975] pp. 212-214, 270, 277-285, 313-321, 335-336 (邦訳、58-61、150-151、162-173、216-229、251-252頁)。なお、不完全な全体主義と同じく権威主義体制の下位類型とされていたポスト全体主義体制は、その後、全体主義体制・権威主義体制と並ぶ類型に昇格した。Linz/ Stepan[1996] Ch. 3 (邦訳、第3章)。

(2) 「個人独裁」説におけるムッソリーニ——ムッソリーニ中心史観——

イタリアの体制は独裁であり、ファシズムはムッソリーニ [Benito Mussolini (1883-1945)] である。これがたいていのイタリア人の判断である⁽⁷⁾。

(H. ファイナー)

ドゥーチェ (Duce) [ムッソリーニ (Benito Mussolini) の称号] がいなければ、ファシズムは不可避のものではなかった。(ケマル [ケマル・アタテュルク (Mustafa Kemal Atatürk)] のトルコが例外になりうるが、) あらゆる [第1次大] 戦後の独裁よりも、ファシズムはとりわけ、そのダイナミックな指導者の反映であり表現だと言える。彼はその定義の本質的な部分をなしている。今日でも、ファシズムはムッソリーニ主義なのである⁽⁸⁾。(S. ノイマン)

S. ノイマン (Sigmund Neumann) は独裁における政治指導を「制度的」ではなく「人格的」であると規定し、現代の独裁一般において指導者が重要な存在であることを強調した。そのノイマンにとって、指導者の個性がとりわけ色濃く現れていたのがイタリアだった。このように、イタリア・ファシズム、そしてファシズム期イタリアの統治構造を「ムッソリーニ主義」(mussolinismo) と規定し、ムッソリーニをその最大の説明要因とするのは珍しいことではない⁽⁹⁾。

そして、その際に重視されてきたのがムッソリーニの性格・人格である。例えば、H. ファイナー (Herman Finer) は「ファシスト体制は、もともと弱さを抱えていたイタリア議会制度が戦争とその余波によっていっそう弱体化したところに、ムッソリーニの性格が影響を及ぼした結果、生じたものである」として、「最初にムッソリーニの性格、続いてイタリアのデモクラシーについて検討することが重要だ」と論じている。ファイナーによれば、「ムッソリーニこそがファシズムなのだから、前者 [ムッソリーニの性格] からは、イタリア・ファシズムの過去と未来におけるダイナミックな要素について知ることができ

(7) H. Finer [1935 (1964)] p. 11

(8) S. Neumann [1942 (1965)] p. 21 (邦訳、29頁)。

(9) *Ibid.*, Ch. 2 (邦訳、第2章); Melograni [1976]. なお、ノイマンは党や大衆組織、そしてこれらの組織を担うサブリーダーの役割をも重視していた。ファシズム期イタリア研究史におけるムッソリーニ像については、Bosworth [1998] Ch. 3, 5; Id. [2009b]; Musiedlak [2005]. Cf. E. Gentile [1989] pp. 221-222.

る」のである⁽¹⁰⁾。

だが、ファシズム期イタリア研究においてこのような見解が当初から主流だったわけではない。例えば、戦間期には法制度・経済制度の研究が盛んに行われていた。また、ファシスト運動の生成や特性を経済的・社会的要因によって説明する傾向は第2次大戦後も大きな影響力を持っていた⁽¹¹⁾。このような状況の下では、ムッソリーニはファシズム期イタリアの特性や作動を規定する重要な要素ではあっても唯一の要素にはなりえなかった。ノイマンとファイナーもムッソリーニの重要性を指摘してはいたが、実際にはその著書の大部分をムッソリーニ以外の要素の分析に費やしている。

しかし、1960年代以降、「図式的」な歴史解釈の影響力が弱まり、ファシズム期イタリア研究の実証化が進むにつれて、ムッソリーニの位置づけに変化が生じるようになった。その先鞭をつけたのが、65年に出版されたアクアローネ(Alberto Aquarone)の『全体主義国家の建設』である。彼は1920年代における「体制」の建設過程を法制度の変化に着目して検討し、その結果、ファシズム期イタリアが「個人独裁」であり「不完全な全体主義」だったとの結論に達した。アクアローネによれば、「社会を残さず国家のなかに統合するという意味での全体主義国家は、ファシズムの下では真にそのようなものとして実現することはなかった。」このような事態が生じたのは、君主制(monarchia)とカトリック教会に断固として立ち向かう能力がファシストに欠けていた(incapacità)ことと、彼らが「団結した同質的な固有の政治階級」の形成に失敗したことによるものである。そして、その原因としては、君主制やカトリック教会といった非ファシスト的な勢力の存在、ファシズムのイデオロギーとしての凝集性の弱さ、「ムッソリーニの全体主義的願望」の「脆弱さ」、そして「個人体制」(regime personale)を築こうとしたムッソリーニの野心を挙げることができる。つまり、ファシズム期イタリアはムッソリーニの影響によって「不完全な全体主義」に陥り、それゆえに「個人独裁」(dittatura personale)・「個人専制」になったのである。このようなアクアローネの見解はその後のファシズム期イタリア研究に大きな影響を与えた⁽¹²⁾。

同様に大きな影響を与えたのが30年以上にわたって執筆されたデ・フェリーチェ

(10) H. Finer [1935 (1964)] p. 20.

(11) 研究史全般については、E. Gentile [1995] cap. 1-3; Bosworth [1998]; Roberts [2006]; デ・フェリーチェ [1973] を参照。

(12) Aquarone [1965] (sp. cap. V).

(Renzo De Felice)の浩瀚なムッソリーニ伝である⁽¹³⁾。この伝記はファシスト運動やムッソリーニ政権の全体像を描き、ムッソリーニをこれらの要素の中に位置づけるものである。デ・フェリーチェ自身はイタリア・ファシズムの「全体主義」的性格を強調するなど、ムッソリーニのみを説明変数とする立場とは一線を画していたが、この伝記には大きな「副作用」があった。デ・フェリーチェが「合意」の時代」という視座を打ち出したことによって社会史の研究が盛んになる一方で、彼のムッソリーニ伝が政治史の「決定版」であると見なされるようになったのである。デ・フェリーチェの議論は伝記としての性格上、通史とは程遠いものであり、政策形成過程についてもきちんと検証していないことが多いのだが、それにもかかわらずこのムッソリーニ伝が「決定版」だと考えられるようになった結果、政策形成過程の検討はなおざりにされることになった。こうしてムッソリーニ以外の研究が停滞し、ムッソリーニが決定権を独占していたという印象が強まることになった。結果的に、デ・フェリーチェのファシズム期イタリア研究はムッソリーニ中心史観を強めるのに寄与したのである⁽¹⁴⁾。

既に見たように、イタリア・ファシズムには体系的なイデオロギーがなく、また、ファシズム期イタリアは「不完全な全体主義」だったと考えられている。他方、ムッソリーニは第1次大戦を機に社会党の幹部から「転向」した人物であり、その後も状況に応じて言動を変える「日和見主義者」「機会主義者」、あるいは権力追求者であると考えられてきた。また、彼を二流の指導者だと考える傾向も根強く見られる。これらの議論は互いに結びつき、ムッソリーニの人格的要因がイタリア・ファシズムとファシズム期イタリアの統

(13) De Felice[1965][1966][1968][1974][1982][1990][1997]. デ・フェリーチェのイタリア・ファシズム研究については、E. Gentile[1986]; Id.[1995] Cap. 3; Id.[1997][2003a]; Bosworth[1998] Introduction, Ch. 5, 8; Simonelli[2001]; 村上[1979]; 石田[2001][2003a].

(14) デ・フェリーチェは権力構造や意思決定過程への関心が弱く、ムッソリーニの意図を重視する傾向が強かったと考えられている。Musiedlak[2005] pp. 304-305; Bosworth[1998] p. 8. デ・フェリーチェの評価については「合意」論に関する註36も参照。

治構造を「不完全」にしたとの通念を生み出した⁽¹⁵⁾。ムッソリーニ中心史観の確立は、このような通念を補強することになったのである。

(3) 「個人独裁」説におけるムッソリーニ独裁の変化——4つの転換——

こうしてムッソリーニ中心の見方はファシズム期イタリア研究の共通了解となった。だが、通説においても、ファシズムの誕生直後からムッソリーニの人格的要因が決定的役割を果たしていたとは考えられていない。従来の議論によれば、ムッソリーニの人格が重要な位置を占めるようになったのは政権後期のことであり、「ローマ進軍10年紀」(decennale)にあたる1932年がその画期だった。そして、このような変化は20年代末から30年代前半にかけてファシズム期イタリアの統治構造に生じた、以下の4つの転換と軌を一にするものだったと考えられている⁽¹⁶⁾。

- a. ムッソリーニとサブリーダー：サブリーダーの排除
- b. 党と国家：国家への党の従属
- c. ムッソリーニと党：党の「非政治化」
- d. ムッソリーニと国民：ドゥーチェ崇拜

以下では、それぞれの転換が従来の議論ではどのように位置づけられてきたのか、順に

(15) Bosworth[1998] p. 81. 典型例は「イタリア・ファシズムは単なるムッソリーニ以上のものである。だが、この1人の男の性格の癖は、ファシズムの成功と失敗の決定的な要因だった。」とするマック・スミスの議論である。Mack Smith[1981(2001)] pp. xiii-xiv, 110-115. 「機会主義者」・権力追求者というムッソリーニ像は、対外政策におけるムッソリーニの役割を重視する「ムッソリーニ外交論」の系譜で顕著である。石田[1988]; 同[1991] 6-9, 24-25, 428 頁; [1994b] 6-7, 22-23 頁; Bosworth[1998] Ch. 4; Musiedlak[2005] p. 401. 心理学の手法を用いてムッソリーニの「日和見主義」や権力欲を分析した研究として、村上[1985]。「おがくずカエサル」(Sawdust Caesar)という表現に集約される、二流の指導者というムッソリーニ像については、Bosworth[1998] Ch. 3; Id.[2009b]. 社会党時代、および「転向」前後のムッソリーニについては、De Felice[1965]. なお、ムッソリーニ中心史観の確立に寄与したデ・フェリーチェ自身は、彼の言動が思いつきによるものではなく周到に練られたものだったと考えていた。De Felice[1968] p. 369.

(16) 典型的な通説として、De Felice[2001] pp. 41-51; Tannenbaum[1972] Ch. 3; Lyttelton[1976]; Melograni[1976]. 通説のまとめとして、高橋[1997] 135 頁; Musiedlak[2005] pp. 303, 311-312, 326.

検討する。

a. サブリーダーの排除

ファシスト党(P. N. F.; Partito Nazionale Fascista)には、地方に自立した基盤を持つ有力なラス(ras)が数多く存在していたが、20年代前半に彼らの排除が始まった。排除を免れたラスも存在したが、彼らも大衆に人気のあるムッソリーニには対抗できず、彼に従属する「高官」(gerarchi)への転身を余儀なくされていく。さらに、32年以降は外相グランディ(Dino Grandi)・協同体相ボッターイ(Giuseppe Bottai)・司法相ロッコ(Alfredo Rocco)らが解任され、空相バルボ(Italo Balbo)がリビア総督に転出させられるなど、サブリーダーの排除はそれ以前と比べて激しさを増した。他方、32年12月には元党書記長トゥラーティ(Augusto Turati)が党員資格停止、34年7月には元内務次官アルピナーティ(Leandro Arpinati)が除名処分になった。中央の政策形成で活躍したサブリーダーが除名されたのは、24年のロッカ(Massimo Rocca)以来のことである。こうして「高官」が次々と権力の中樞から遠ざけられた結果、サブリーダーに対するムッソリーニの「個人的権力(potere personale)が確立」され、ムッソリーニは「調停者」から絶対的な支配者である「ドゥーチェ」への上昇を遂げることになったと考えられている⁽¹⁷⁾。

b. 国家への党の従属

ファシスト党最高機関のファシズム大評議会(Gran Consiglio del Fascismo)は28年12月に「憲法化」(costituzionalizzazione)され、下院議員候補名簿の作成、国王大権などに関わる憲法的立法についての答申、政府首長後継名簿の作成などの公法上の権限を与えられた。この結果、党は「国家機関」になったとされている⁽¹⁸⁾。

これらの措置はイタリア・ファシズムにおける国家至上主義の現れだと考えられている。国家至上主義に関しては、25年10月28日のムッソリーニの言葉「すべては国家のなかにあり、国家の外に何もなく、国家に反して何ものなし」や、知事が「県における国家の最高権威」であり党は「国家の意思の自覚的な道具にすぎない」ことを確認した27年

(17) Woolf[1980] pp. 553-557; De Felice[1968] p. 364; 高橋[1997] 90、105、202-203頁; Pombeni[1984] pp. 242-243. S. Lupo[2000] p. 429; Grandi[1985] p. 360. 「ラス」はエチオピアの領主・豪族の意。転じて、地方に自立した勢力基盤を持つファシスト幹部のこと。これに対して「高官」は自律的基盤を持たずにムッソリーニに従属しているファシスト幹部を指す。ムッソリーニの「調停者」としての役割については、De Felice[1968] pp. 10, 31-38, 361-375; Lyttelton[1973] pp. 257-267; 石田[1994b] 17、23、270-276頁; 齊藤[1976].

(18) De Felice[1974] pp. 312-313; Aquarone[1965] p. 162.

1月5日の知事宛通達などが知られている⁽¹⁹⁾。

c. 党の「非政治化」

「PNF [ファシスト党] から一切の実効的な政治的自律性・自発性を奪い、中心から周辺に至るムッソリーニの政治権力の一意的な伝導帯にする」という意味での「非政治化」は、31年から39年まで党書記を務めたスタラーチェ(Achille Starace)の下で進行したとされている。スタラーチェ時代には党・関連団体の活動領域が広がり、毛細管状の組織の浸透・拡大が達成された。さらに32年の入党再開の結果、日和見的な入党が盛んになり党員数は膨張した。このような規模・活動の拡大が「非政治化」・官僚化・儀式偏重などの傾向を強めることになったと考えられている。この現象は「スタラーチェ現象」(staracismo)と呼ばれ、当時はスタラーチェがその責任者とされていたが、現在では彼はムッソリーニの意向を忠実に執行したにすぎないと見られている⁽²⁰⁾。

他方、党と同様に強力だったファシスト労働組合は、包括組織のファシスト組合総連盟が28年11月に6つの業種別連盟に「裁断」(sbloccamento)された結果、影響力と自律性を失ったと考えられている⁽²¹⁾。

(19) *Ibid.*, pp. 485-488; O.O.XXI, p. 425. デ・フェリーチェはこの言葉を「PNFを単なる国家機関に転落させようとの目標は明らか」と解釈している。De Felice[1968] p. 136. 高橋[1997] 150 頁も参照。知事と党県連書記(federali)との争いについては Lyttelton[1973] pp. 158-176; E. Gentile[2002(2003)] pp. 180-183.

(20) De Felice[1968] pp. 299-300, 312-314; De Felice[1974] pp. 216-227; Aquarone[1965] pp. 182-188, 256-270, 301-302; Lyttelton[1976] p. 138; Pombeni[1984] p.195, Cap. III (sp. pp. 231, 264-271, 313-316); E.Gentile[1993]; Spinosa[1981] pp. 64-66; Setta[1980] pp. 460-465. スタラーチェ時代における党の規模・活動領域の拡大については、Aquarone[1965] pp. 184-186, 256-270; E.Gentile[1995] pp. 178-196; Germino[1959] pp. 40-45, 62-82; De Felice[1974] pp. 220-227. デ・フェリーチェは入党再開が「非政治化」・官僚化を招いたとする一方、「非政治化」が党の執行機能拡大と矛盾しないことも認めている。*Ibid.*, pp. 224-227. 「非政治化」と活動領域拡大との関係については、Aquarone[1965] pp. 175, 263-264, 301-302. なお、サブリーダーの回想にはスタラーチェを悪く描く傾向が見られるため、注意が必要である。Lupo[2000] pp. 404-405; E. Gentile[1995] pp. 59-63. 大評議会の開催頻度と会合の内容については、Aquarone[1965] pp. 280-281; 高橋[2004-05].

(21) De Felice[1968] pp. 326-341; 福田[2000]; Perfetti[1988] pp. 155-164. ファシスト労組については、河野穰の一連の研究によって仔細に検討されている。

d. ドゥーチェ崇拜

「ドゥーチェ」はラテン語の *dux* に由来する言葉であり、「指導者」「頭目」などの意。ファシズム期にはムッソリーニを指す称号として用いられた。32年の「ローマ進軍10年紀」以降は、ドゥーチェ崇拜がローマ性(*romanità*)の称揚とともに儀式の中心になっていったため、「10年紀」がドゥーチェ崇拜確立の画期だったとされている。このようなドゥーチェ崇拜の昂進は「ファシズムよりもドゥーチェに」人々の信頼を向け、ファシズムの「ムッソリーニ主義」化を促すことになったと考えられている。そして、ドゥーチェ崇拜が昂進するなかで32年頃からムッソリーニの心境にも変化が現れたと言われている。ムッソリーニの「自惚れ」は政権後期(「次の10年」)に著しくなり、彼は追従のなかで真実を見失い、部下への疑念を強めていくとされる⁽²²⁾。

このように、ムッソリーニへの権力の集中、ムッソリーニに対抗しうる諸制度・諸集団や有力サブリーダーの地位の低下、ドゥーチェ崇拜の昂揚などが相俟って政権後期に「個人独裁」化が進んだ結果、ムッソリーニの人格的要因が決定的な役割を果たすようになった。

以上が従来議論の概要である。

(4) 「全体主義」説におけるムッソリーニ——カリスマ的リーダーシップ——

ファシズム期イタリアを「個人独裁」と見る従来議論に対して、近年の研究ではその「全体主義」的性格が強調されるようになり、ムッソリーニ中心史観のあり方も大きく変化した。

その先鞭をつけ、ファシズム期イタリアの全体主義的性格を強調する議論を展開したのは59年に刊行されたジェルミーノ(D. L. Germino)の『権力の座に就いたイタリア・ファシスト党』である。彼はフリードリッヒとブレジンスキーの全体主義論をイタリアの事例に適用して、「ファシスト党は、過去30年[1930～50年代]の全体主義度の低い非全体主義的独裁の諸政党よりも、ナチ党やロシアの共産党によりいっそう似ている」との結論に達した。もちろん、単一政党が独ソの単一政党に似ているからといって、イタリアのシステムが全体主義的であるということにはならない。だが、「全体主義的な単一政党があるところには、総体が全体主義的であるシステムが存在する可能性が高い。」こう考えたジェルミーノは全体主義体制の解釈に修正を加える。「これら[フリードリッヒとブレジ

(22) De Felice[1968] pp. 71-75, 210; De Felice[1974] pp. 309, 405-411; Melograni[1976]; Berezin[1997] pp. 108-116; Stone[1993]; Giuriati[1981] pp. 46-56; 村上[1985]; Aquarone[1965] pp. 173, 303-309. ローマ性については、藤澤[2001]; Visser[1992].

ンスキーが挙げた全体主義体制の指標]はいかなる全体主義体制においても当初は完全には発展していない。これらはむしろ、そこに向かって全体主義システムが着実に進化していくためのパターンを構成しているのである。」つまり、「全体主義は既成の事実というよりもむしろ生成(becoming)の過程である。」このように考えるならば、「イタリアのファシスト独裁は全体主義のパターンに向かって休みなく発展していた」と言える。こうして、ジェルミーノはファシズム期イタリアの統治構造を全体主義体制の枠内に位置づけたのである⁽²³⁾。

ジェルミーノ以後の「全体主義」論の代表的な論者がデ・フェリーチェである。デ・フェリーチェはムッソリーニ伝の執筆を進めるにつれて、次第にファシズムの「全体主義的」性格を強調するようになっていった。例えば、82年刊行の『ムッソリーニ＝ドゥーチェ 全体主義国家 1936-40年』では、政権の存続（『持ちこたえる』(durare)の論理)から社会の積極的変革（『打って出る』(osare)の論理)への移行が30年代後半に生じたとして、「体制の漸進的全体主義化」という視点を打ち出している。だが、ここでいう「全体主義」とは「市民社会の全面的(totale)政治化を通じて国家と市民社会との区別を除去しようとする」ことなどを指すのであり、いわゆる全体主義理論において指し示されているものではなかった。デ・フェリーチェによれば、「ファシスト体制について全体主義的(totalitario)という用語を使おうとするからといって、我々が『全体主義』の理論に与することにはならない。我々の用法は、独自の国家の概念、そして、そこから発した体制の態勢に言及する際に、ファシズムが全体主義的という形容詞に与えた語法や用法に由来しているのである⁽²⁴⁾。」

デ・フェリーチェの「全体主義」理解を受け継ぎ発展させたのが、デ・フェリーチェ後のイタリア・ファシズム研究を主導するE. ジェンティーレ(Emilio Gentile)である。彼によれば、全体主義とは「私を公のなかに解消」することを目指す「政治的支配の実験」であり、「全体主義的政治システムは新しいタイプの人間を創出するための、人類の革命の実験を行うための実験室となる。」従って、全体主義とは「絶え間ない実験」であり、完成したものというよりは「過程」として理解すべきものなのである。そして、その目標とする「神話」が完全に実現されることがない以上、いかなる全体主義体制も「未完の全体主義」(totalitarismo incomputo)や「不完全な全体主義」(totalitarismo imperfetto)にならざるをえない。このように、「全体主義」と全体主義理論を切り離すデ・フェリーチェの視点と、全体主義が「過程」であるというジェルミーノの視点を受け継ぐことにより、ジェンティーレは「全体主義」が定義上「不完全」であり、「不完全な全体主義」も「全体主

(23) Germino[1959] Ch. 8.

(24) De Felice[1982] pp. 8-12, 82-84, 300-301.

義」でありうるとの結論に達したのである。「ファシズムは全体主義へのイタリヤの道である」というジェンティーレの主張は多くの研究者によって受け入れられ、近年のファシズム期イタリア研究では支配的な見解になっている⁽²⁵⁾。

こうして「個人独裁」から「全体主義」へと認識が転換した結果、ムッソリーニの位置づけにも変化が生じるようになった。90年代後半以降、デ・フェリーチェのムッソリーニ伝の完結と、同じくデ・フェリーチェが火付け役となった修正主義に関する論争を承けてムッソリーニに関する研究が相次いで刊行されるようになると⁽²⁶⁾、ファシズム期イタリアの統治構造におけるムッソリーニの役割や機能、とりわけ彼の「カリスマ的権威」や「カリスマ的リーダーシップ」に焦点を当てた議論が現れるようになった。例えば、ジェンティーレは一方では「政治宗教」⁽²⁷⁾・「神話」・象徴に関する自らの議論やムッソリーニのイメージ形成に関する研究、他方ではナチズム期ドイツ研究におけるヒトラーの役割や機能に関する議論を踏まえて、「カリスマ的権威」の概念に到達した。ジェンティーレによれば、「党の首領〔であるムッソリーニ〕は体制の全構造にカリスマ的権威によって君臨する」のであり、「ドゥーチェの権威は指導者間の対立を抑え、運動のなかの同質的でない諸勢力をまとめることができる唯一の存在」だった。つまり、「ムッソリーニのカリスマ

(25) E. Gentile[2002(2003)] pp. X, 63-71, 83-84, 108; Id.[1984] pp. 270-273; Id.[1995] pp. 149-150. ジェンティーレの研究の位置づけについては、Roberts[2006] Ch. 6.

(26) とくに英語圏において盛んに公刊されている。Bosworth[1998][2002][2005(2007)]; Axelrod[2002]; Clark[2005]; Cardoza[2006]; Sassoon[2007]; Finaldi[2008]. フランスにおけるムッソリーニ研究としては、Milza[1999]; Musiedlak[2005]. これらの伝記の多くが政治史と伝記とを組み合わせたデ・フェリーチェ流のムッソリーニ研究である。近年の「修正主義」をめぐる展開については、De Felice[1995]; Luzzatto[2004]; 高橋[1990b][1994][2005]; 石田[2001][2003a]; 秦泉寺[2005][2006].

(27) E. Gentile[1993]

的権威は全体主義体制の複雑な組織全体の要だった」のである⁽²⁸⁾。こうして、研究の焦点はムッソリーニの人格から、彼の果たした機能や役割、そしてファシズムの「政治宗教」としての側面に移った。

(5) 「全体主義」説におけるムッソリーニ独裁の変化

——「全体主義的ファシズム」と「権威主義的ファシズム」——

「全体主義」説の台頭によってムッソリーニの位置づけは変化したが、では、「全体主義」説では前述の転換はどのように位置づけられているのだろうか。この点について、以下ではE. ジェンティーレの研究を中心に検討する。

ジェンティーレは党が果たした役割を重視し、国家への党の従属を否定する。彼によれば、たしかにムッソリーニは党に国家と対等の地位を与えるのを拒んではいたが、党と国家の関係は一方的な従属ではなく共棲(*simbiosi*)だった。また、ジェンティーレによれば、党はムッソリーニの意向に反する独自の政治的意思を放棄する代わりに、一定の自律性や排他的特権を得ていた。党は「全能」(*onnipotente*)ではなかったとしても「遍在」(*onnipresente*)しており、独裁の「決定力のある重み」(*peso determinante*)になっていたの

(28) Musiedlak[2005] Ch. 5, 6; Bosworth[1998][2002]; E. Gentile[1995] (sp. p. 68); Id. [2007b] (sp, pp. 122-123); Morgan[2003b] p. 112. 戦間期ヨーロッパを対象とするカリスマ的リーダーシップの比較研究として、Pinto/ Eatwell/ Larsen[2007]. ムッソリーニのカリスマがファシズム期イタリアの統治構造の要だったという結論自体は、ファシズムではなく「ムッソリーニ主義」が人びとの支持を得ていたとするメログラーニの「ムッソリーニ主義」論(Melograni[1976])と似通っているように見えるかもしれない。だが、メログラーニが「ムッソリーニ主義」を動員解除と結びつけていたのに対して、近年の議論は普通の人びとの間における「ムッソリーニ主義」よりもファシストの間における「カリスマ的権威」に着目して、ムッソリーニの「カリスマ的権威」がファシスト運動の統合・動員に寄与したことを強調しており、力点の置き方がメログラーニとは大きく異なっている。E. Gentile[2002(2003)] pp. 126-138. ヒトラーの「カリスマ的権威」については第6章第2節(1)を参照されたい。

である⁽²⁹⁾。

他方、ドゥーチェ崇拜の存在は否定されないが、ジェンティーレはファシズムを世俗の「政治宗教」だとして、ドゥーチェ崇拜を「ファシスト教」の枠内に位置づけている。彼によれば、重要なのは党が人格崇拜の立役者だったことである。たしかにジェンティーレも、ファシストの「全体主義体制」では「首領」(Capo)であるムッソリーニが大きな役割を果たしていたことを認めている。だが、「首領の称揚」や「権力の集中」が見られたからといって、この体制を「個人専制」(monocrazia personale)や「ムッソリーニ主義」に還元することはできない。ジェンティーレによれば「ファシスト体制で生じた「権力の個人化」(personalizzazione del potere)は権威主義独裁の個人主義(personalismo)とは異なる。」そもそも、「権力の個人化」は権威主義体制だけではなくドイツやソ連でも見られた現象であり、それは全体主義体制における単一政党や大衆政党の存在と密接な関係を持っている。イタリアの場合は、一部の例外的な時期を除けば、「ムッソリーニの存命中は、ファシスト党はドゥーチェから独立した自律的な政治的役割を手にしようとも、体制の営みや活動について決定する主権的決定の第1の源泉や、全体主義国家の「政治的頭脳」(cervello politico)になろうともしてはいなかった。」そして、ここで重要になるのがムッソリーニの存在である。「『ファシズムのドゥーチェ、政府首長』であるムッソリーニの人格において党と国家の総合・統合が実現されていた」以上、「そのような願望は『ファシスト党の首領』であるドゥーチェの人格において既に完全に達成されていた⁽³⁰⁾。」つまり、「ファシスト党の首領」であるムッソリーニが政府首長を兼ねていたのだから、「党と国家の総合・統合」という全体主義の目標は、ムッソリーニの存在によって既に実現されていたの

(29) E. Gentile[1984] pp. 262-270; Id.[1990] pp. 236-237; Id.[1995] pp. 117-118, 137-138; 148-150, 165-196; Id.[2002a] pp. 157-160; Id.[2002(2003)] pp. 27-28, Cap. 8 (傍点原文)。党と関連組織の「遍在」に着目する視点は他の研究者によっても共有されており、青年教育・余暇・経済などの分野でこれらの組織に関する実証研究が積み重ねられている。Morgan[1991]; Id.[1995] pp. 79-85, 99-100, 108-119; Id.[1999] (esp. pp. 108-110); Id.[2004] Ch. 4; Pombeni[1984] pp. 237-238, 256-264, 295-297; Koon[1985]; Degl'Innocenti/ Pombeni/ Roveri[1988]; Di Nucci[2009]. 従属否定論の展開については、E. Gentile[1995] pp. 110-112, 124-125; Musiedlak[2005] pp. 313-316.

(30) E. Gentile[1990] pp. 236-237; Id.[1995] pp. 117-118, 135-136, 144-149, 168-169; Id.[2002a] pp. 142-143, 169-171; Id.[2002(2003)] Cap. 6, p. 177; Id.[2007b] pp. 114, 121-127. 但し、「個人専制」が存在したこと、ムッソリーニ主義がファシズムの一部だったこと、大衆のレベルではムッソリーニ主義がファシズムに取って代わっていたことなどはジェンティーレも認めている。Id.[2002(2003)] pp. 126-129, 168; Id.[2002(2003)] p. 177.

である。このように全体主義と「権力の個人化」とは密接に結びついていた。

では、以上のような事態はなぜ生じたのだろうか。ジェンティーレの議論を検討すると、1926年から32年までの時期が変化の最初の局面だとされていることが分かる。彼によれば、この時期は「ドゥーチェの党制圧、そしてファシスト国家の「人民向け制度」への党の変容によって特徴づけられる局面」である。このような党の変容が「ファシスト新体制への党の法的編入と同時に起きた」結果、党の性格と機能はムッソリーニの意思に従って、上から決められるようになったのである⁽³¹⁾。

やがて30年代に入ると「全体主義的ファシズム(fascismo totalitario)に新たな弾みがつき」、「権威主義的ファシズム」(fascismo autoritario)との緊張が高まるようになった。そもそも、「全体主義的ファシズム」と「権威主義的ファシズム」との間には「恒常的な緊張」が存在した。両者は伝統社会から大衆社会への移行に「閉じた体制」(regime chiuso)の建設で対処しようとする点では同じだったが、「1925年から1929年の間に実現されたシステムが実質的に完成された決定版の国家であると権威主義的ファシズムが考えたのに対して、全体主義的ファシズムにとっては、それは全面的ファシスト国家の建設に向けての第1段階にすぎなかった。」前者にとっての「決定版」は後者にとっては「妥協の局面」であり、30年代に「大衆の動員・組織化形態の体系的拡大」が本格化すると両者の緊張は高まらざるをえなかった⁽³²⁾。

このように「全体主義」説の主唱者であるジェンティーレの議論でも「1925年から1929年にかけて具体化された権威主義的立法によってファシスト体制の法的基盤が据えられ⁽³³⁾」、32年までに党の変容が生じたとされているのである。

(6) 転換過程研究の欠如

ここまでに確認したように、「個人独裁」説・「全体主義」説のいずれにおいても20年代末から30年初めにかけての時期は転換期と位置づけられている⁽³⁴⁾。しかも、この時期

(31) Id.[1984] p. 261; Id.[1995] pp. 164-165 (傍点原文)。

(32) Id.[1995] pp. 135-140; Id.[2002(2003)] pp. 27, 155-161 (傍点原文)

(33) Id.[1995] pp. 134-135; Id.[2002(2003)] pp. 153-154

(34) この時期には、大衆の組織化や政府機構・党機構の情報収集活動が本格化に向かうなど、さまざまな領域で政治と社会との関係にも転換が生じつつあったと考えられている。Colarizi[1991] pp. 5-8, 28-29; Germino[1959] pp. 10-12, 15; Togliatti[1935(1973)] pp. 554-555 (邦訳、126-127頁)。また、並行行政の分野においても20年代は行政の刷新・効率化に力点が置かれたのに対し、30年代は経済危機への対策に重点が置かれるようになるなど、大きな変化が生じている。Salvati[2006] pp. 229-233。

は単なる転換期ではなかった。デ・フェリーチェが「合意の時代⁽³⁵⁾」(gli anni del consenso)と呼んだ29年から34年の時期、とくにその前半は、彼の言に反して、平穏とは程遠い時期だった。例えば、世界恐慌はイタリア経済に大きな打撃を与え、ストライキやデモの増加を招いた。また、29年に達成されたカトリックとの「和解」(Conciliazione)は、カトリック勢力とファシストとの対立により絶えず脅かされ続け、31年には両者の緊張は頂点に達している。さらに、非合法の反ファシストも活発に活動を展開していた。国家防衛特別裁判所が平時に下した死刑判決9件はすべて28年から32年のものである。つまり、この時期は、ファシズム期イタリアの政治と社会の関係の転換期であり、しかも激動の時期だったのである⁽³⁶⁾。

ところが、この激動の転換過程の研究はほとんど進んでいない。通説の理解によれば、ファシズム大評議会の「国家機関」化などによってムッソリーニの「個人独裁」が制度的に完成したとされるのは28年のことである。そして、「個人独裁」への趨勢はこの時点で決したのであり、それ以降の展開は「個人独裁」確立の総仕上げにすぎないとされる⁽³⁷⁾。このような解釈から出発するならば、研究の力点が30年代ではなく、20年代に置かれるのは当然だろう。そのため、「個人独裁」が確立したとされる32年以降が研究者の関心を引きつつあっても、29年から32年までの時期はほとんど注目されてこなかったのである。

(35)デ・フェリーチェは29年から36年までを「合意の時代」としているが、35、36年のエチオピア戦争期の「合意」は別種のものであったとして、34年までの「合意」とは区別している。De Felice[1974] pp. 55, 758-787. 彼の「合意」論をめぐる論争については、De Felice[1975(1997)]邦訳「訳者あとがき」；Ledeen[1976]；村上[1979]；E. Gentile[1997]. 「合意」論の問題点については、Morgan[1995] pp. 122-124; Id.[2004] pp. 152-155; Corner[2002a]；Lupo[2000] pp. 329-335, 352-354; Passerini[1986] p. 193.

(36)Morgan[1995] pp. 122; Id.[2004] pp. 151-152. 恐慌の影響については、Castronovo[1975] pp. 284-300; Toniolo[1980] Cap. IV (邦訳、第4章)；De Felice[1974] pp. 95-119, 133-158. スト・デモや各種抗議に関しては、*Ibid.*, pp. 76-96; 高橋[1997] 242-252頁。デ・フェリーチェは、デモやストは政治化せず、恐慌はむしろ「合意」を強める方向に作用したと論じているが(De Felice[1974] pp. 80-100)、だからといって、直ちに「最大の安定」との結論を導くことはできない。なお、国家防衛特別裁判所は、26年の国家防衛法によって設置された反ファシスト対策の特別裁判所。Aquarone[1965] pp. 101-106; De Felice[1968] pp. 469-470. 警察をはじめとする治安機関については、Verni[2001]；Oliva[2002] Cap. VII.

(37)通説に則った時期区分として、Ungari[1970(1974)] pp. 52-55.

このような状況はデ・フェリーチェの「合意」論の登場によって大きく変わった。これ以降、「合意の時代」とされた 30 年代における統治の実態に迫ろうとする社会史・地方史の研究が増加したのである。だが、社会史・地方史の研究は「ファシスト全体主義についてのより広い見地からの省察」のなかに位置づけられていなければ、ファシストの「挫折」の事例を増やすだけで生産的とは言えない⁽³⁸⁾。それにも拘らず、デ・フェリーチェの浩瀚な『ムッソリーニ伝』が政治史の「決定版」と受け取られたため、政治史の研究は停滞することになった。こうして 30 年代の地方史の事例が増える一方で、それらの研究に「文脈」を付与するはずの転換期・30 年代政治史の研究が停滞した結果、30 年代の研究が総合化されることもなければ、それまで積み重ねられてきた 20 年代の研究との接合も進まないという事態が生じることになったのである⁽³⁹⁾。

「全体主義」説の登場もこの状況を変えることはなかった。「全体主義」説は 20 年代末を「第 1 段階」から新たな段階への移行期と見るので、20 年代と 30 年代との断絶よりも連続性を重視する。例えば、ジェンティーレは 30 年代における党の役割の拡大を「義勇軍としての党 (*partito milizia*)、全体主義的イデオロギー、そして政治宗教といった [ファシズムの初期に見られた] 歴史的な原初形態の帰結、あるいは発展」と位置づけ、スタラーチェが前任者たちの事業を継続・完成させたにすぎないことを強調している。従って、重

(38) E. Gentile [1995] pp. 103-108.

(39) 転換期研究の空白が事例研究に影響を及ぼしている例としては、デ・グラツィアによる余暇組織「ドーポラヴォーロ」(*Dopolavoro*)の研究を挙げることができる。彼女は、ドーポラヴォーロに関するトリアッティの問題提起と「合意」に関するデ・フェリーチェの問題提起を承け、余暇の組織化に関する実証研究を行った。それは、一方では毛細管組織と「合意」との関係の実証研究、他方ではテイラー主義や余暇の組織化という同時代の欧米の文脈にイタリアの展開を位置づける試みであり、極めて水準の高い研究だと評価できる。デ・グラツィアによれば、28 年頃までの余暇政策は国民の生産力を向上させようとする生産力主義に立脚した「余暇のテイラー化」と評することができる。他方、「余暇のテイラー化」が挫折した後の 32 年以降については、ドーポラヴォーロが娯楽・気晴らしに傾斜し、気晴らしによる現実逃避と毛細管組織の浸透とを通じて安定した支配を支えたとの結論に至っており、結果的には通説を実証的に補強するだけで終わっている。結局、デ・グラツィアは 28 年頃までの組織化政策と 32 年以降の政策との違いを指摘したものの、その間の転換の過程については依拠すべき先行研究が乏しかったため、検討を放棄せざるをえなかったのである。De Grazia [1981]. ドーポラヴォーロについては、'Dopolavoro FIAT', *Lo Sport Fascista*, a. 2, n. 1 (gennaio 1929); 北原 [1978] [1995]; 高橋 [2004]; 奥田 [2011] も参照。

要なのはそこで作用していた「神話と組織」の論理、具体的に言えば「義勇軍としての党や政治宗教といったファシスト党特有の全体主義的特性」に着目することだという結論になる。このように「全体主義的論理」の一貫性⁽⁴⁰⁾を強調する傾向が強いこともあって、彼の30年代研究では政治過程や変化が軽視されることになった。以上のような傾向は「全体主義」説に共通している⁽⁴¹⁾。

このような状況で例外的な存在が、2000年に刊行されたルーポ(Salvatore Lupo)の『ファシズム：全体主義体制における政治』である。この研究は、1920年代末から30年代初めにかけて激化した権力闘争やパージを視野に入れながら、末端のファシスト活動家にとっての「現場」である地方政治史に着目することでファシズム期イタリアの統治構造に迫ろうとしたものである。ルーポによれば、ファシスト運動は草創期から政権獲得後まで一貫して地方の内紛に悩まされた。そこで、25～26年の一党支配移行後は、党の集権化と、

(40) デ・フェリーチェは『『持ちこたえる』の論理から『打って出る』の論理への移行に象徴される質的な飛躍(salto di qualità)」を重視して36年以降の展開を「全体主義的転回」(svolta totalitaria)と規定し、転換の側面を強調していた。De Felice[1982] pp. 8-12, 300-301; E. Gentile[1995] pp. 114-115. これに対して、ジェンティーレは36年以降の「全体主義の加速」(accelerazione totalitaria)を重視し、「全体主義的論理」の一貫性・連続性を強調している。E. Gentile[1995] pp. 117, 137-138; Id.[2002(2003)] pp. 27-28, 156-157. デ・フェリーチェもこの過程が「体制自体の論理に内在して」おり、「以前から既に動き出していた過程の帰結」であると考えている点ではジェンティーレと共通していたが、2人の力点の置き方は大きく異なっていたのである。

(41) E. Gentile[1984] p. 252; Id.[1995] pp. 104, 117-118, 176-180, Cap. 4; Roberts[2006] pp. 292, 315, 321-326, 335. ジェンティーレ自身による「神話と組織」の研究としては、E. Gentile [1975][1984][1990][1993][1995][2002(2003)][2007a]. ジェンティーレの研究は対象とする時期が早いものほど過程に重きを置く傾向が見られる。ジェンティーレの態度の変化は、「神話と組織」の形成期においては多様な潮流のなかから特定の「神話と組織」が形成されていく過程を追う必要があるが、時期が遅くなればなるほど、既に形成された「神話と組織」の規定力が大きくなることによるものだろう。英語圏のカルチュラル・スタディーズも含めた政治文化の研究については、Luzzatto[1999]; Griffin[2002]; Roberts et al.[2002]; Falasca-Zamponi[1997]; Ben-Ghiat[2001]. なお、ジェンティーレとカルチュラル・スタディーズはいずれもシンボルや儀礼に着目して研究を進めたが、ジェンティーレ自身はカルチュラル・スタディーズの研究が美学やプロパガンダの側面にのみ焦点を当てイデオロギーを軽視していることに批判的である。E. Gentile[1993] pp. 311-312; Roberts[2006] pp. 282-284, 315; Bosworth[1998] pp. 179, 204-205, 224.

有力者を地元から切り離す試みとが並行して進められることになった。しかし、このような試みによって政治的闘争が消滅したわけではなかった。ルーポによれば、政治的闘争は、各自が基盤とする制度の間の闘争の形を借りて展開された。もちろん、このような政治的対立の存在は表向きは否定していた。それにも拘らず、管轄が重複する多様な制度が築かれた結果、「体制」はカオスに陥ったのである。だが、32年以降、「高官」はムッソリーニへの依存を強いられることになり、従わない者は除名の対象になった。さらに、各地の党県連書記も党中央主導による選任・異動の対象に変化していく。こうして実力部隊「行動隊(squadra)」を率いて地方を支配してきた「行動隊現象(squadristo)の名士」たちの「オリガーキー」は均衡を失い、ムッソリーニの人格崇拜が昂進していった。従って、「体制」の解体は制度のカオスのような「体制」内部の要因によるものだと考えるべきなのである⁽⁴²⁾。このように、ルーポの研究は全国・地方の政治史、さらにはサブリーダーの伝記研究を渉猟した上で、それらの総合を図ったものであり、研究が手薄である30年代初めの政治史にも取り組んだ点も含めて、その試みは高く評価できる。

だが、ルーポの研究はジェンティーレとは別の問題を抱えている。思想・イデオロギーの研究から出発したジェンティーレの議論が「神話と組織」をめぐる理念に傾斜しているのに対して、社会史の専門家であるルーポの議論は「利益」をめぐる政治過程や権力闘争に傾斜しすぎている。ジェンティーレには「利益」への視点が、ルーポには「理念」への視点が希薄であり、また両者ともに「政策」をめぐる政治過程にはあまり関心を示していない。その結果、利益・理念・政策がそれぞれどのように変化したのかは明らかになっても、これらの変化がどのような関係にあるのかは提示されてこなかった⁽⁴³⁾。

デ・フェリーチェ以降、社会史・地方史・党組織研究の進展が見られるようになった。ジェンティーレに代表されるような「全体主義」説の台頭とともに、イデオロギーや象徴に関する研究も盛んになった。さらに、ルーポによって地方史や伝記研究を総合して政治史に接合する道も開かれた。だが、どの研究も理念・利益・政策のいずれか1つの角度からの分析にとどまっているため、転換の全体像を明らかにできていないのである。

以上の考察に基づき、本稿では激動の転換期であった20年代末から30年代前半の政治史について多様な視座の総合を図りながら叙述し、個別の事例研究に寄与できるような「文

(42) Lupo[2000]。党と国家の「二元主義」に着目した Di Nucci[2009]も20年代末から30年代初めの時期に多くの紙数を割いているほか、Ragionieri[2011]もこの時期を対象にしている。

(43) ルーポは総合土地改良事業のように地域社会に影響を与える政策には関心を示しているが、議論の主な対象は政策の執行過程であり、政策の形成過程についてはほとんど論じられていない。Lupo[2000]

脈」を提供することを目指す。

その際に本稿で注目するのがサブリーダーである。では、サブリーダーとはどのような存在だったのか。なぜサブリーダー研究によって多様な視座を総合できるのか。次章ではファシズム期イタリアの政治システムについての考察を通じて、サブリーダー研究の意義について考えてみたい。

第2章 ファシズム期イタリアの政治システムとサブリーダー

第1節 「頂上政治」

(1) 党・政府・教会と「頂上政治」

第2章ではファシズム期イタリアにおけるサブリーダーの位置づけについて検討する。そのためには、ムッソリーニとサブリーダーの関係の考察が不可欠である。しかし、このような領域は社会と接点を持たない「閉じた」領域と見なされ、その研究も——いわゆる「クレムリノロジー」というイメージに見られるように——「閉じた」分野と見られがちである。そこで、第1節ではムッソリーニとサブリーダーとの相互作用の場を「頂上政治」と名付け、この空間がイタリア社会全体のなかでどのように位置づけられるのか検討する。

ファルネーティ (Paolo Farneti) は、イタリアの政治システムを制度群 (istituzioni) ・政治社会 (società politica) ・市民社会 (società civile) の3つの要素、およびそれらの間の3つの媒介構造からなるものとして説明している。

市民社会とは「事実上の権力関係」 (i rapporti di *potere di fatto*) であり、具体的には中心／周辺、工業／農業、都市／農村などの社会的亀裂 (*frattura; cleavage*) を指している。政治社会は「集会的目的のための私的な結集 (*aggregazione*) ・動員の形態であり、自発的なこともあれば組織化・制度化されることもありうる。」これは具体的には政治を目的とする各種の組織のことであり、政党がその典型である。そして、制度群は「何よりも法体系によって規定された構造であり、その多くの側面は実力の独占あるいは競合の見地からも分析されうる」ものであり、軍・警察・裁判所・官僚機構などが挙げられている。

政治社会と市民社会との媒介構造にあたるのがサブカルチャーである。これはイデオロギーほどの強い統合力を持たず、「国民的政治文化」ほどの浸透力を持たない狭い階層・領域の文化と定義されている。そして、政治社会と制度群とは議会と内閣によって、制度群と市民社会とは地方官僚機構などの下位の制度群によって媒介される。この議論を参考にしながら3者の関係を図示すると、下図の通りになる⁽¹⁾。

(1) Farneti [1972 (1989)] pp. 136-145. Id. [1973] pp. 12-26. Id. [1975] pp. 45-52. Id. [1978] pp. 3-6. このうち媒介構造に触れているのは Id. [1973] のみであるため、本稿では基本的には同書に依拠し、必要に応じて他の文献の記述を取り入れるという形になる。

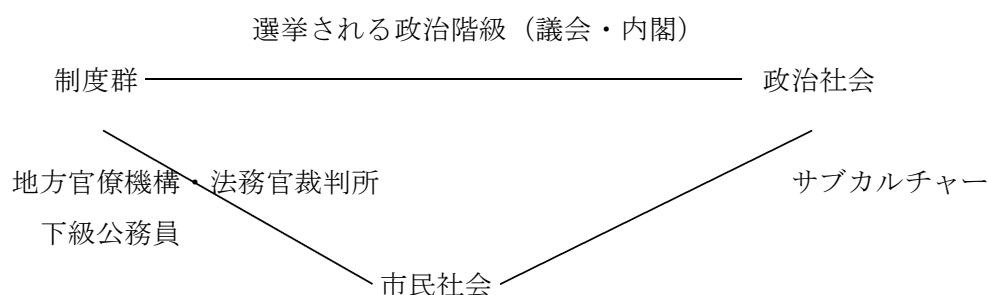


図1 イタリアの政治システム

(Farneti[1973] p.26 より作成)

さて、ファルネーティの議論は議会政治の時代を念頭において展開されている。従って、ファシズム期の実態に即して修正を加え、適切な枠組をつくらなければならない⁽²⁾。

まず、政治社会である。26年11月にアヴェンティーノ派議員の失格宣言が行われるとともに、国家防衛法が成立し、イタリアは国民ファシスト党を単一政党とする事実上の一党制に移行した⁽³⁾。従って、政治社会はファシスト党と同視できる⁽⁴⁾。

次に制度群である。これは伝統的には「国家」、本稿の枠組では「政府」と呼ばれる領域である。

続いて市民社会である。ここで問題となるのが、カトリック勢力の扱いである。イタリ

(2)本稿で参照するファルネーティの議論は主にファシズムの前後の時期を念頭に置いたものだが、彼はファシズム期についても同様の枠組で分析を行っている。Id.[1972(1989)] pp. 12-14, 18-33, 97-109. ファルネーティ[1984] 128-134頁。また、ファルネーティはファシズム期には市民社会はあまり発展せず、大きな変化を被らなかったとしている。Farneti [1973] p.29. ファルネーティ[1984] 120、130-133頁。従って、彼の議論は基本的にはファシズム期にも妥当するものと考えられる。

(3)アヴェンティーノ派は24年6月のファシストによるマッテオッティ議員殺害に抗議して議会を離れた諸党派の総称。26年11月の展開についてはDe Felice[1968] pp. 211-221. cf. Aquarone[1965] pp. 97-111. 国家防衛法の条文はIbid., pp. 427-429. 但し一党制が明確に法文で規定されることはなかった。Steiner[1937] pp. 227-228

(4)反ファシスト勢力は亡命ないしは地下活動に追い込まれる。Candeloro[1981(1986)]pp. 213-233, 346-367, 462-471; De Felice[1968] pp. 459-473; Id.[1974] pp. 116-123. 従って、反ファシストが政治に参入して制度群と結びつく可能性はゼロに近い。以上の理由により、本稿では反ファシスト勢力を政治社会から除外する。

ア王国統一がローマ教皇領の併合という形で実現されたため、教皇庁は統一王国政府の正統性を否認してカトリック信徒の国政参加を禁止していた（「ノン・エクスペディト」）。このように、教会が制度群・政治社会への信徒の参入を禁止していたため、カトリック・サブカルチャーは市民社会と政治社会との媒介としては不十分にしか機能できなかった。しかも、教皇庁は統一王国からの国際法上の独立性を主張していた⁽⁵⁾。

このような状況で、信徒組織であるカトリック活動団(Azione Cattolica)は政治社会に参入せず、キリスト教原理の教育・実践を通じて教会に貢献することを目標としていた。また、ファシズム期には運動に対する教会の統制が強化されることになった⁽⁶⁾。従って、運動自体は政治社会ではなく市民社会にあり、しかも教会に服属していたと考えるべきであろう。

では教会はどうか。イタリア史の一般的な理解では「法律上の国」(paese legale)と「実在の国」(paese reale)とを対置して、教会は「実在の国」の側にあると考える。しかし、そもそもこの議論の枠組は、統一王国の正統性に疑義を唱えるためにカトリック側が提起したものである⁽⁷⁾。従って、この枠組に依拠して教会を「実在の国」の側に位置づけるのは適当ではない。現実には、「法律上の国」である統一王国と「実在の国」を代表する教会とが対立していたのではない。むしろ、統一王国と教会との双方が「実在の国」の支配をめぐる争っていたと見るべきなのである。

そこで本稿では市民社会から教会を切り離す。そして、市民社会から教会を除いた部分——「普通の人びと」の世界——を「民衆社会」と呼ぶことにする⁽⁸⁾。こうすることによって、政府・党・教会が民衆社会の争奪戦を繰り広げていたことがいっそう明確になるだろう。

(5) Binchy[1941(1970)] pp. 3-70. Scoppola[1967(1963)] pp. IX-XLIII, 20-22; E. Gentile [2003c] Cap.V, pp. 143-149; 西川[1977] 71-86 頁; Galli[1994] pp. 100-112. 人民党については村上[1989].

(6) 同書、37-85、237-239 頁; Binchy[1941(1970)] pp. 497-502.

(7) 村上[1989] 36 頁.

(8) イタリアはカトリック国ではあるが、カトリックの「正統教義」は必ずしも「普通の人びと」には浸透しておらず、近現代においても「普通の人びと」はカトリック勢力や教会と一体ではなかった。例えば、法社会史研究の分野では「カトリック法文化」と「民衆法文化」との衝突が指摘されている。小谷[1995-96] (とくに (二) 159 頁以下)。このように「普通の人びと」が教会と一体ではなく、彼らが教会にとっては「浸透」すべき対象だったことを示すために、本稿では「普通の人びと」の世界を「民衆社会」と呼ぶことにする。

民衆社会と党との媒介構造にあたるのが、党機構とその関連組織である。党機構内部は「インナー・サークル」と一般党員の2つの部分に分けて考える必要がある。「インナー・サークル」は党の指導にあたる閉鎖的な指導階級を指し、ファシスト党の場合にはローマ進軍以前からの活動家、マッテオッティ危機の際の入党者、青年組織出身者の3つの集団からなる。そして、生粋のファシストである「黒シャツ」は党の純粋性を求めており、機会主義的な一般党員の入党には批判的だった。しかし、民衆の熱狂による既得権の正当化もやはり必要であり、一般党員の排除にも限度があった。そのため、党はく全国民包摂とく少数者の政党との2つの極の間で、「アコーディオン」のように膨張と収縮とを繰り返さざるをえなかったのである⁽⁹⁾。

最後が党と政府との媒介構造である。政治社会と制度群には市民社会との媒介構造にあたる下部機構は含まれていない。従って、政治社会は党の上層部、制度群は政府の上層部と国王周辺ということになる。本稿でいう「頂上政治」——指導者であるムッソリーニとサブリーダーとの相互作用からなる世界——とは、まさに党上層部と政府上層部との媒介構造にほかならない。

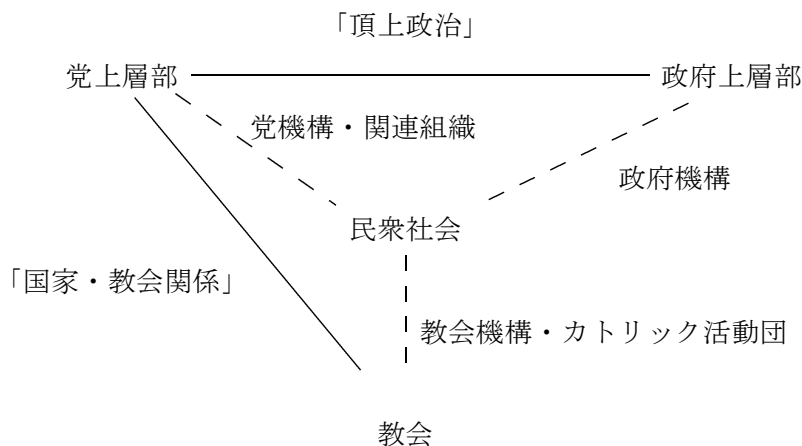


図2 ファシズム期イタリアの政治システム

(9) Michels[1928] pp. 771-772; Germino[1959] Ch.4; S. Neumann[1942(1965)] pp. 126-127 (邦訳、126-127頁); Bottai[1949] p. 38; サルトーリ[1992] 100-101頁。「アコーディオン」の比喩は Germino[1959] p. 32。「インナー・サークル」については、デュベルジェ[1970] 172-189頁。「インナー・サークル」は党機構や関連組織における活動家を指す言葉であり、「上層部」という意味ではない。

(2) 「普通の人びと」と「頂上政治」

このような政治システムの下で「民衆社会」——「普通の人びと」の世界——は政府機構、党機構、教会機構の3方向からの浸透の試みに直面することになった。そして、彼らは日々の暮らしのために、浸透の試みに適応しようとしていた⁽¹⁰⁾。従って、これらの組織と「普通の人びと」の関係は決して征服（浸透）と抵抗との二項対立で捉えられるものではない。むしろ、政府機構、党機構、教会機構に属するそれぞれの地方機関と「普通の人びと」との間には日常的接触を通じて、日々、新たな文化が生成していたのであり、その過程を経て双方ともに変容を遂げていたと解するべきではないだろうか⁽¹¹⁾。

だが、これらの地方機関と「普通の人びと」との接触の過程を細かく追いかけても、このような文化の生成過程に迫ることはできない。第1に、地方機関の活動は上位の機関に大きく制約されている。地方機関と「普通の人びと」との関係は政策執行とそれに対する応答という形で理解できるが、地方機関の政策執行は中央による政策領域の「順位づけ」によって規定される⁽¹²⁾。従って、政策領域の「順位づけ」は地方機関の動向、ひいては「普通の人びと」の行動に影響を与える。だが、その傾向は個別の領域において地方機関と「普通の人びと」との関係を見ているだけでは理解できない。ある領域の位置づけは他の領域との比較によって定めるしかないのであって、地方史や社会史の背景をなす「文脈」は地方史や社会史の研究だけでは得られない。結局、上位機関の動向に直接目を向けなければ、ある領域がどのような位置に置かれていたのかは分からないのである。そして、この「順位づけ」を最終的に決定するのは最上位の機関であり、ファシズム期のイタリアでは「頂上政治」にほかならない。迂遠なようではあるが、政策領域・地域・集団に与えられた「順

(10) Horn[1988] p. 403; 北原[1995] 163-164 頁; 高橋[1997] 256-260 頁.

(11) 山下[1988] 25-27 頁; 山下/山本[1997] 14-15、21-24 頁. ファシズムが日常生活にも関わる多くの領域で「革命」を目指したこともあって、ファシズム期の研究では人びとの行為や意識を総体として理解することがとりわけ重要である。それゆえ、本稿では「文化」という言葉を用いている。なお、「現存した社会主義」の支配を「異文化」として捉える視点について、塩川[1999] 22-23、34-49、226-238 頁.

(12) 西尾[1990] 212-213 頁. 地方機関による情勢報告は、それ自体が中央における「順位づけ」の影響を受けている。Colarizi[1991] pp. 27-28.

位づけ」を理解するには「頂上政治」の動向の把握から始めるのが確実なのである⁽¹³⁾。

第2に、地方では党機構・政府機構・教会機構の3系列に属する、それぞれの地方機関が競合していた。この競合は全国レベルにおける政府・党・教会の競合の一環であり、またその反映である。従って、3系列の地方機関と「普通の人びと」の4者関係を読み解くには、その前提として3系列の上位機関同士の関係について把握しておかなければならない。全国レベルの文脈と特定の領域に与えられている「順位づけ」を念頭に置いて、ようやく「普通の人びと」を含めた4者の関係を理解することができるのである。そのためには、全国レベルでの党・政府・教会関係の要に位置し、党・政府関係や政府の対教会政策の方針を決定する場、つまり「頂上政治」の動向を理解することが不可欠なのである。

このように、党上層部も政府上層部も決して民衆社会から遊離していたわけではなかった。彼らは下部機構によって民衆社会と結びつき、下部機構を通じて民衆社会に触手を伸ばしていた。そして、これらの機構を司っていたのは、ほかならぬサブリーダー、つまり党上層部や政府上層部の人間なのである⁽¹⁴⁾。彼ら上層部の動きを無視しては、下部機構の動きの持つ意味を的確に捉えることはできないだろう。

しかし、従来の「頂上政治」研究は専らムッソリーニ、およびサブリーダーの伝記研究として行われており、大半の研究には「頂上政治」を過程として捉える視点が欠落している。しかも、この領域が民衆とは無縁な「宮廷陰謀」や「ハイ・ポリティックス」と見なされてきたため、「頂上政治」の構造や政治システム全体におけるその位置づけについては、ほとんど研究されてこなかった⁽¹⁵⁾。このような研究の停滞はファシズム期イタリア研究全体に大きな影響を与えたのであり、ファシズム期イタリア研究の深化のためには、「頂

(13) E. Gentile[1995] pp. 103-108. 但し、当時の「普通の人びと」にとって、他の領域との比較は容易ではなかった。この時期はコミュニケーション手段が発達していなかった上に、公式の報道は検閲を経たものだったからである。ファシズムの下で生まれ育ち、それ以前の時代を知らない青年にとっては、ファシズム以外の現実との比較は一層困難だった。Aquarone[1965] pp. 264-265; Zangrandi[1962(1998)] pp. 50-53 (邦訳、47-50頁)。映画・ラジオ・旅行などを通じて外界に触れる機会が従来よりは増えてはいたが、他の領域との差異について人びとがどの程度の情報を持っていたのか、それがどのような影響を与えたのかについて結論を下すことは現時点では不可能である。

(14) S. Neumann[1942(1965)] pp. 73-77 (邦訳、77-81頁) ; Colarizi[1991] pp. 16-20, 27-28; Lupo[2000] pp. 327-328.

(15) Woolf[1980] pp. 560-561; De Grazia[1981] pp. vii-viii (邦訳、v-vi頁)。日本ではムッソリーニとサブリーダーの相互作用に着目した政治学的研究が高橋進・石田憲などによって積み重ねられているが、研究者が少ないため、空白となっている領域が多い。

上政治」研究を充実させなければならないのである。

第2節 「待ち続ける全体主義」——「昇天祭」演説におけるムッソリーニの構想——

(1) 「昇天祭」演説

「頂上政治」においてムッソリーニの果たした役割は非常に大きい。それゆえ、まずは彼の構想と行動様式を中心に議論を進めることにしたい。その際、全体主義体制論と権威主義体制論を参照しながら、彼の構想の特質を明らかにする。

ムッソリーニ(Benito Mussolini, 1883-1945)を「調停者」とする視座は、本稿でも基本的には受け継がれる。但し、ここでいう「調停者」は、「ムッソリーニは権力欲の固まりであり、特に思想も理想もなく権力追求のために都合よく発言を変えたのだ」とする通俗的なムッソリーニ像とは異なる⁽¹⁶⁾。もちろん、筆者もムッソリーニの権力欲の存在を完全に否定するつもりはない。ムッソリーニが自らの主導権を確保することを目指して行動していたのは間違いないからである。しかし、ムッソリーニの行動は決してそのような権力欲にのみ還元できるものではなかった。ムッソリーニにもそれなりの構想は存在したのである。

では、彼の構想はどのようなものだったのか。本節では、ムッソリーニの内務省予算に関する演説、いわゆる「昇天祭」演説(1927年5月26日)⁽¹⁷⁾を取り上げ、20年代後半におけるムッソリーニの展望を再構成する。そして、全体主義体制論と権威主義体制論を概観した上で、彼の構想の特徴について考察する。

演説の最初の部分では「身体の健康、および人種の観点からみた人民の状況」と題して、主に保健・人口政策が取り上げられている。ムッソリーニによれば、「人民の身体の健康」は国家にとって最優先の課題である。だが、現状は満足できるものではない。ビタミンの欠乏に由来するペラグラ病やマラリアの患者は減少傾向にあるものの、結核の患者は増加しており、アルコール中毒による死者や自殺者も増加の傾向を示していた。さらに、「国民の運命はその人口面での力と結びついている」のであるから、出生率の低下も憂慮しなければならない。ここから2つの施策の必要性が明らかになる。第1の施策は母子に対する施策の充実であり、独身者や子どものいない家庭への課税によってその財源を賄うことが提唱されている。第2の施策は「農村化」(ruralizzazione)である。ムッソリーニは工業都市の存在が出生率の低下を引き起こしているとして、農業・農村重視の姿勢を鮮明にす

(16)彼の発言が一貫しないことについてはデ・ボーノの日記の記述を参照。Rochat[1986] pp. 206-207

(17)O.O.XXII, pp. 360-390.

る⁽¹⁸⁾。

演説の第2部で県の領域変更と市町村長への任命制導入、および警察の組織犯罪対策に触れた後、ムッソリーニは第3部「ファシスト国家の政治活動」に移る。まず、彼は反ファシズムの現状について検討し、居所指定(*confino*)の制度が効果を上げていることを強調する。「イタリアのあらゆる反対派がつぶされ、散り散りにされ、終わりを迎えた。粉々だ。カトリック活動団のような重要な集団は体制に同調の動きを示すに至った。」ムッソリーニによれば、そもそも「健全な政治体制の作動に反対派など必要ない。ファシスト体制のような全体主義体制では、反対派は馬鹿げた存在であり、余計なものである⁽¹⁹⁾。」

次にムッソリーニが取り上げたのが「体制、党、知事」の問題である。一部の県では知事と党県連書記の間で「権力の折半(*mezzadria*)」が生じている。だが、ムッソリーニは「いずれにせよ、県連書記を知事の上に立たせることは断じてない」として、各県の党組織が「県の首領」である知事に従わねばならないことを再確認している。これに続いて「地方の横暴な小権力を終わらせ、非合法主義をも終わらせ」る必要があるとして、彼は行動隊現象を改めて批判している。ムッソリーニによれば、行動隊現象はファシズムが称揚する「高貴」な暴力とは異質なものである。「個人の利益のための暴力、それはファシズムではない⁽²⁰⁾。」

続いて「体制の諸力」の検討に移る。ムッソリーニはここで政府・党・国防義勇軍・組合について具体的に検討し、「体制は全体主義的である。だが歴史上、最も広汎な合意を得た体制である」と述べている。では、その合意はどのようにして確認されるのか。他の体制では選挙がその役割を担うのに対してイタリアでは各種組織が合意の担い手になる。「この体制は、100万の個人を擁する党、100万の青年、そして完成・洗練に向かい、組織化されつつある何百万ものイタリア人に立脚した体制なのである⁽²¹⁾。」

この後、ムッソリーニは「体制」の「根本的な」任務に話を移す。ここでは35年から40年に起こるはずの欧州情勢の変動に備えた軍の強化、為替相場の維持と並ぶ重要課題として、国制改革が取り上げられている。「我々は協同体国家をつくった。」では、議会はど

(18) *Ibid.*, pp. 361-367. イタリア・ファシズムの「人種」観については、De Grazia[1992] pp. 53-54. 「農村化」については、Lepre[1980], De Felice[1974] pp. 142-158. イタリア・ファシズムにおいて「開墾」(*bonifica*)が教育などの分野でも重要な概念として用いられていたことについては、Ben-Ghiat[2001] pp. 4-6. ファシズム期のマラリア根絶政策については、Snowden[2006] pp. 136-197.

(19) O.O.XXII, pp. 367-380.

(20) *Ibid.*, pp. 380-382.

(21) *Ibid.*, pp. 383-385.

うなるのか。ムッソリーニは議会廃止論にも「民主的な普通選挙権」にも反対した上で、議会への職能代表制の導入を提唱する。

明日も下院(Camera)は存在するだろう。だが、この議会は国家の協同体組織を通じて選出される。諸君のうち、多くの者はこの下院に戻ってくるだろう。また、多くの者は上院の然るべき居場所に落ち着くことになる。ある者は国務院、ある者は県知事や外交・領事の世界（体制に著しく奉仕できる場である）に落ち着くことになる。ほかの者には私生活に戻ってもらおう（場内、笑い）⁽²²⁾。

最後に、ムッソリーニは政権成立以来の5年間の業績として、「単一にまとまったイタリア国家(lo Stato unitario italiano)をつくった」ことを挙げている。そもそも、「人民に彼ら自身としての意識を与えるのは国家のみである。人民が組織されていれば、その人民が国家である。」だが、「進軍」以前の「国家」は「国家ではなく、うまく組織されていない県知事支配のシステム」であり、そこには「人民」の居場所はなかった。このような「国家」に代わって「すべては国家のなかに」あるような「単一にまとまった強力な国家」を築いたことこそが、自分たちが成し遂げた成果なのである。以上が「昇天祭」演説の概要である⁽²³⁾。

この演説では人口問題のような長期的課題が取り上げられるとともに、内務行政に関わる当面の課題も話題にのぼっている。しかし、「協同体組織」を通じた議会改革についてはこれ以上の具体的な言及は見られない。この演説では県知事の優位を確認した箇所を例外として、中期的な制度構想については曖昧にされていたのである。

では、なぜムッソリーニは制度構想を曖昧にしていたのだろうか。この点について理解するために、以下では「昇天祭」演説の「体制の諸力」に関する箇所について詳細に検討することにしたい。

彼は「体制の諸力」として4つの要素を挙げていた。「第1は政府である。」旧弊に染まった「怠け者」は依然として存在するが、大臣・次官はすべてムッソリーニの命に従う

(22) *Ibid*, pp. 385-389. 引用文中の'Camera'には下院のみを指す用法と上下両院を指す用法があるが、この箇所では「議会」(Parlamento)や「上院」(Senato)と区別して用いられているので「下院」と訳した。なお、為替相場の維持は1ポンド当たり90リラを目標としたデフレ政策のことであり、「リラ戦争」と呼ばれている。De Felice[1968] pp. 83-90, 226-264; Sarti[1970]; 高橋[1997] 83-94頁。

(23) O.O.XXII, pp. 389-390

「兵士」であり、そこには「ファシスト政府の軍人にふさわしい厳格な規律が存在する⁽²⁴⁾。」

第2の要素はファシスト党である。「政府の傍らに党が存在する。」当時、党は「扉を閉ざし」、「遅れてきた連中」(ritardatari)の新規入党を停止していた。だが、入党停止には重大な例外が設けられていた。

では、どうやって党に精気を与えればよいのか？それは青年によってである。

ムッソリーニによれば、「青年の一斉徴募」を実施し続けることによって「党は10年で刷新される。こうして、いつの日か、閣議に28歳から30歳の議長〔首相〕が登場するようになるだろう。」そもそも、統治に年の功などは必要ない。「老人の遠慮というものも必要だ。自分はそれをイタリア人に教えたいと思う⁽²⁵⁾。」

第3の要素は国防義勇軍である。義勇軍は国境警備、国家防衛特別裁判所への参加、政治警察などの任務を担っているが、とくに重要なのが軍事教練である。

〔義勇軍は〕軍事教練では見事な成果を上げてきた。こうしてファシストの軍隊がつくられている。下から、このようにして戦士の世代がつくられているのである。命じられたから従うだけの兵士ではなく、それが自らの望みだから戦うという兵士の世代である（場内、喝采）。それが彼らの情熱だから、理念を奉じていると感じているから〔戦うのである〕。

〔歴史上、〕勝利を収めた軍隊はその旗の下に理念を奉じていた軍隊である。そして今、我々は秩序・ヒエラルヒー・権威の理念を奉じて、無秩序・無規律・無責任の自滅的な理論に立ち向かっているのだ⁽²⁶⁾。

そして、第4の要素となるのがファシスト組合である。ムッソリーニによれば、農村での組織化の状況は良好だった。「だが、幻想を抱きすぎてはいけない。」かつてほど敵対的ではないとしても、工業労働者はまだ組合に組み込まれていなかったのである。それに

(24) *Ibid.*, p.383.

(25) *Ibid.*, p.383.

(26) *Ibid.*, pp. 383-384. 国防義勇軍(Milizia Volontaria per la Sicurezza Nazionale)は行動隊を国軍の一環として組織・編入したもの。但し、完全には国軍に組み込まれておらず、その地位は曖昧だった。治安任務・国境警備・軍事教練などが主な任務。Aquarone[1964 (1974)]; Rochat[1967] pp. 426-448; Germino[1959] Ch. 7; 柴田[1982]; Fabrizio[1976] pp. 102-103.

も拘らず、ムッソリーニは将来を楽観していた。

明らかなのは、我々が生命の宿命的な法則によっても助けられるはずだということである。戦争を理解せず、ファシズムを理解しなかった頑固者の世代は、時が来れば自然の法則によって除去される。青年が育ってくる。我々がバリッラやアヴァンギャルディーアに集めている労働者や農民が育ってくる⁽²⁷⁾。

このように、ムッソリーニは「頑固者の世代」や「遅れてきた連中」のファシスト化には期待せず、青年のファシスト化に全力を注ぐべきだと主張していた。もちろん、反体制活動を展開するような「頑固者」は警察などの治安機関による取り締まりの対象になる。しかし、そうでない普通の「頑固者」は放置していても構わない。これがムッソリーニの構想だったのである⁽²⁸⁾。

では、ここからどのような結論が導かれるのか。

指導階級は現れ始めている。実際、9千のポDESTA [任命制の自治体首長]、2千の義勇軍将校、さらには幾千ものファシスト組織家があり、将来、指揮の職務を担うことができる。5年後には自分の仕事の大部分が達成されているだろうと思ったこともあった。だが、諸君、そうではないと自分は気づいたのだ。ここにあるのが1冊の本であるということに認めるように、自分はこのことを認めるつもりである。このことに対しては共感することも反感を抱くこともない。自分はこう確信している。指導階

(27) O.O.XXII, p.384. バリッラは8歳から14歳、アヴァンギャルディーアは14歳から18歳の男子を対象とする青年組織。いずれも国民バリッラ事業団(ONB)の傘下にある組織だった。ファシズム期の青年組織については、Finer[1935(1974)] Ch. XV; Germino[1959] Ch.5; Koon[1985]; La Rovere[2003]; 田辺[1985]; Tannenbaum[1972] pp. 119-128.

(28) 「若さ」や新世代への関心はヨーロッパ・ファシズム全体に見られる傾向である。19世紀末以降の実証主義・合理主義文化に対する反発と、第1次大戦による既存の文化・価値観の動揺が、その背景として重視されている。このような側面は、フランス・ファシズムに比重を置く研究でとくに強調されている。Nolte[1968]; Sternhell[1976][1987][1989][1990][1991]; 桜井[1999]. ヨーロッパの動向全般については、ヒューズ[1965]; Mosse[1999]; Roberts[2000]. イタリアの動向については、Zangrandi[1962(1998)]; ボッビオ[1993]; 倉科[2008]; Bedeschi[2002]; Wanrooij[1987]; Bellamy[2002]などを参照。フランス・ファシズムとその形成については、深澤[1999]; 剣持[2008]; 竹岡[2004][2005][2005-06]; 有田[2003].

級は形成されつつあり、よりいっそう自覚的になった人民には規律が見られるにも拘らず、あと 10 年から 15 年は自分がイタリア国民を統治する任務を担わなければならないのである。そうしなければならないのだ。まだ自分の後継者は生まれていないのだから（拍手喝采、鳴りやまず）⁽²⁹⁾。

このように、ムッソリーニは「ファシスト革命」の成否を新世代の成長と結びつけて考えていた。彼の考えによれば、新世代が順調に育ちさえすればファシスト化も「革命」も成功する。だが、新世代が成長するよりも前に政権が崩壊してしまえば、「革命」は水泡に帰す。従って、性急に「革命」を進めようとして政権の存続を危うくするのは得策ではない。重要なのは「打って出る」(osare)ことよりも、新世代が成長するまで政権が「持ちこたえる」(durare)ことなのである。こう考えるムッソリーニは、27 年 10 月 28 日の演説で「これまで同様、『持ちこたえる』ことが今後の標語である」と述べ、「持ちこたえる」のを最優先にする姿勢をいっそう鮮明にした⁽³⁰⁾。

以上のような発想を前提にすれば、ムッソリーニが長期的な構想と短期的な目標について語る一方で、中期的な制度構想を曖昧にしていた理由が理解できるだろう。彼は「持ちこたえる」ことを最優先の課題にしていた。そして、特定の制度構想に固執することは「持ちこたえる」ことの妨げになりかねない。それならば、特定の制度構想を追求して政権の存続や自らの主導権を危うくするよりも、状況に応じて制度構想を変更できる方が好都合だということになるだろう。こうして、ムッソリーニは様々な構想を調整し、適切と思われるものを選びながら政策を形成する道を選ぶことになった。このように「調停者」と呼ばれる行動様式と、「持ちこたえる」ことを重視する戦略とは密接に結びついていたのである。

(2) 全体主義体制

ところで、ムッソリーニは「昇天祭」演説で「全体主義」という言葉をたびたび口にしている。しかし、既に述べたようにファシズム期イタリア研究では「全体主義」説が有力になりつつあるにもかかわらず、比較独裁研究ではイタリア・ファシズムを全体主義ではない、あるいは「不完全な全体主義」であるとするのが依然として主流である。それでは、この演説における「全体主義」は比較研究における一般概念としての全体主義には合致し

(29) O.O.XXII, p. 385.

(30) De Felice[1968] pp. 279, 360-364. Id.[1974] pp. 49-52; Id.[1982] pp. 8-12, 300-301; O.O.XXIII, p.342; 'Come per il passato "durare,, è il motto dell'avvenire', *L'Assalto* (29 ottobre 1927). cf. *Ibid.*, pp. 239-241; E.Gentile[1995] p. 195; Giuriati[1981] p. 264.

ないのだろうか。イタリアの「全体主義」は「かぎ括弧付き」の「固有名詞」として扱われるべきなのだろうか。本節では、この問題について考えるために比較独裁研究について検討し、ムッソリーニの「全体主義」の特質を明らかにしていきたい。

フリードリヒは「全体主義的独裁」を「現代の技術的・政治的条件の下で全体指向 (totalist) の意図の実現を目指す専制的統治 (autocratic rule) のシステム」と規定している⁽³¹⁾。フリードリヒによれば、全体指向 (totalism) と全体主義 (totalitarianism) とは区別しなければならない。全体主義的独裁は「統制下にある人間を、そのイデオロギーのイメージに合わせて改造し、変容させよう」と考え、人々の日常生活を管理下に置いたが、歴史的に見ればこのような発想は決して新しいものではない。しかし、だからといって、プラトンの描いた政体やピューリタンの「神権政治」を 20 世紀における全体主義体制と同視するのは適切ではない。全体主義体制は組織とテクノロジーを統制に用いた点において、単なる全体指向の政体とは区別しなければならないのである⁽³²⁾。

けれども、組織とテクノロジーの使用が全体主義体制に特有の事象だと言うことはできないだろう。たしかに、ピューリタンの「神権政治」のような前近代の政治体制と全体主義体制を区別する上では組織とテクノロジーという指標は有効かもしれないが、20 世紀の他の政治体制と全体主義体制とを区別する上ではこの指標はそれほど大きな意味を持たない。従って、フリードリヒの議論の要点は「全体指向」と「専制的統治」の 2 点に還元できる。

本項ではこの規定に着目し、「全体指向」の概念を手掛かりに考察を試みる。

クリックによれば、統治の形態は秩序と多様性との関係によって、共和主義的統治、専制的統治、全体主義的統治の 3 つに分類できる。共和主義的統治とは「異なる諸利益を政府、または競争による政府の選択に参加させて和解させることによって、秩序を多様性に適合させるという基本問題を解決しようとする」試みであり、専制 (autocracy) とは「さまざまな利益 (物質的と見られるものでも、精神的と見られるものでも——実際にはほとんどの場合、その両方である) のなかの 1 つを、公的に支援された静態的イデオロギーを権威的に強制することによって、秩序を多様性に適合させるという基本問題を解決しようとする」試みである。これに対して、「全体主義的統治とは、もはや紛争が起こらないような完全に新しい社会をつくることによって、秩序を多様性に適合させるという基本問題を解決しようとする試みである。このことは、革命的イデオロギーの強制、およびその誘導によって試みられる。このイデオロギーは科学的であり、従って知識・忠誠の両面にとつ

(31) Friedrich[1969] pp. 126, 136; Friedrich/ Brzezinski[1956(1965)] p. 22.

(32) Friedrich/ Brzezinski[1956(1965)] pp. 16-18; Friedrich[1969] pp. 133-135.

て必要であり、しかも包括的だと称している⁽³³⁾。」ここでは、全体主義体制は多様性を調整するのでもなければ制限するのでもなく、多様性を消滅させようとする政治体制として規定されている。

同種の議論は、イデオロギーよりもテロルを重視したアレントによっても展開されている。アレントによれば、全体主義体制は権威主義的統治や暴政 (tyranny) と次のように区別される。権威主義的統治——アレントの場合、この概念は近代の独裁には適用されない——は自然法や神の戒律のような法に拘束される政治体制であり、人々の自由は制限される。暴政は僭主が自らの意思と利害に基づいて上から統治を行う体制であり、権力は外部の法に拘束されることはなく、従って人々の政治的自由は廃絶される。これに対して、全体主義体制は指導者原理を採用し、政治的自由のみならず自発性そのものの全面的排除を目指す。自発性が予測不能なものである以上、自発的合意ですら体制にとっては危険なのである。「条件反射の世界、自発性の痕跡をほんの少しも残していない操り人形の世界でしか、全体的権力は成立しなければ安泰にもなりえない。人間のもつ資源がこれほど強大であるからこそ、動物の種としてのヒトの1標本になるまでは、人間を完全には支配できないのである。」このような目標を掲げる全体主義体制では、ヒトを人間たらしめる個性は抹殺されざるをえない。権威主義的支配や専制においても自由は脅威にさらされるかもしれないが、自由や個性の全面的廃絶をも目指すのは全体主義体制だけなのである⁽³⁴⁾。

これらの議論に従えば、「全体指向」とは人間の多様性や個性を消滅させ、同質化を目指すことであり、全体主義体制とは人間の同質化を目指す政治体制だということになる。

なお、全体主義体制が同質化を達成した体制ではなく、同質化を目指す体制だとされている点には注意が必要だろう。クリックによれば、全体主義的統治とは対立が生じないような社会を築くことによって多様性の調整という問題を解決しようとする企てである。だが、対立が生じないような社会を築くことは不可能であり、このような企てが実際に完全な成功を収めることはなかった。そもそも一枚岩的な統制・浸透を伴うような「完全な全体主義」を樹立することは原理的に不可能なのである。従って、全体主義体制とは「願望に関わるカテゴリー」(クリック)なのである。フリードリッヒとブレジンスキーも後に全体主義体制の「進化」の可能性を強調するようになっており、全体主義体制を「願望に

(33) Crick [1963 (1971)] pp. 100-105 (邦訳、第1巻、164-169頁) ; Id. [2002] pp. 93-99 (邦訳、162-173頁) ; Id. [1973] pp. 52-60, 69-81 (邦訳、77-91、107-126頁)。

(34) Arendt [1961 (2006)] pp. 96-104 (邦訳、130-140頁) ; Id. [1951 (1976)] pp. 404-405, 437-459 (邦訳、第3巻、167-169、230-267頁)。

関わるカテゴリー」と見なす立場に近づいたと言えるだろう⁽³⁵⁾。

(3) 全体主義体制とリベラル・デモクラシー

前項では全体主義体制を「人間の同質化を目指す政治体制」と定義した。だが、このような体制は全体主義体制だけではない。そもそも国民国家とは人々を生まれによって区分し、領域や主権と不可分のものとした上で、生まれにおいて区分された人々（「国民」）が同質的であると想定する政治体である。それゆえ、すべての国民国家が同質化の圧力、そして排除の圧力と無縁ではないのである⁽³⁶⁾。

では、全体主義体制は他の政治体制とどのように異なっているのか。本項では全体主義

(35) Crick[1963(1971)] pp. 103-104 (邦訳、第1巻、166-168頁) ; Friedrich[1969]; Brzezinski [1971]. 社会史研究の進展とともに、全体主義体制の典型例とされてきたドイツ・ソ連ですら、これまで想定されていたような一枚岩的な統制・浸透は不可能だったことが明らかになっている。ポイカート[1991(2005)]; グルンベルガー[2000]; 山本[1995][1998]; 塩川[1999]. なお、ダール(Robert A. Dahl)の議論によればリベラル・デモクラシーも「願望に関わるカテゴリー」である。彼は、ある体制が民主的であるか否かの判断規準として、実効的な参加、平等な投票、代案についての理解の機会、アジェンダについての最終的統制権、全成人の包摂という5つの条件を挙げている。しかし、これらの規準を完全に満たす集団は現実には存在しない。理念と現実にはつねに落差があり、現に「民主的」である国も十分に民主的だとは言えない。5つの規準は、現に民主的だと称している集団が実際に行っていることを評価する基準として、また政治制度を設計するときの指針として機能するのである。民主化とはこのような理想のデモクラシーに向けて前進しようとするものであり、そこに終わりはない。それゆえ、民主化はつねに「途上にしかありえない。」Dahl [1998(2000)] pp. 22-25, 28-32, 37-43 (邦訳、28-33、37-43、50-59頁)。以上のようなダールの議論に従うならば、デモクラシーも全体主義体制と同じように「願望に関わるカテゴリー」だということになる。

(36) 杉田[2005] 8-16、33-36頁; Agamben[1995(2005)] pp. 140-145 (邦訳、176-182頁)。

体制とリベラル・デモクラシー⁽³⁷⁾との違いを、人々の間に引かれる2種類の境界線⁽³⁸⁾に着目して論じてみたい。

第1の境界線はすべての独裁に共通する境界線である。F. ノイマン(Franz Neumann)は独裁を「国家にあって権力を不当に独占し、一切の制約なしに行使する1人格、または人の集団の支配」と定義している。この定義に見られるように、独裁の下では支配する「1人格、または人の集団」と支配される人々とは明確に区別される⁽³⁹⁾。全体主義体制とは、支配集団と被支配集団を峻別した上で、被支配集団を支配集団が同化しようとする政治体制であり、同質化は「上から」行われる。

これに対して、リベラル・デモクラシーでは支配集団は被支配集団の代表とされており、支配集団の意向が被支配集団の意向と一致するように制度が設計されている。原理的にはリベラル・デモクラシーにおける同質化は「下から」行われる。

第2の境界線は支配される人々を「友」と「敵」に分かつ境界線である。アレントによれば全体主義体制は1つの運動体であり、その前進にはつねに抵抗が伴う。それゆえ、その抵抗を「敵」として排除し続けなければならないのであり、「友」と「敵」はつねに区別され続けるのである。このように全体主義体制は「敵」が消滅し全国民が「友」となる状況――同質化の実現――を目指しているにも拘らず、絶えず「敵」を生産し続けていく。このため、全体主義体制においては同質化の圧力が「敵」の排除を伴うので同質化

(37)シュミットによれば、デモクラシー一般は支配集団と被支配集団との同一性を追求する政治体制であり、国民の同一性を前提としている。また、デモクラシーの下では法律は国民の一般意志と同一のものとみなされ、それに反対する個人にも適用される。一般意志と異なる見解を持つ者が無視され、場合によっては排除・殲滅の対象になることもある以上、ここでも「友」と「敵」を区別する論理が働いていると言わざるをえない。それゆえ、デモクラシーは独裁に転化しうる。シュミット[1972] 16-17、37-42 頁。このため、本稿では議論の対象をデモクラシー一般ではなく、リベラル・デモクラシーに限定する。

(38)政治における境界線の意味については、杉田[2005]; 山崎[2003]。

(39)F. Neumann[1957] pp. 233-236 (邦訳、339-343 頁)。なお、ノイマンは独裁と君主制を区別するために権力の篡奪という要素を独裁の定義に付け加えているが、彼自身が認めているように篡奪と正統な王位継承との境界は明確ではない。独裁の概念については、福島/長浜[1957]; Cobban[1939]; Sartori[1971]; Bobbio[1955(2005)] Cap. X; Id.[1985(1995)] pp. 150-158..

は永遠に実現せず、「友」と「敵」の境界線は永遠に消滅しないのである⁽⁴⁰⁾。

リベラル・デモクラシーも「友」と「敵」の境界線と決して無縁ではない。自由主義は人々の間にある程度の同質性が存在することを議論・合意の前提としてしており、その条件を満たさない者や「一般意志」に反していると判断された者はリベラル・デモクラシーの下でも「敵」として排除されうる⁽⁴¹⁾。しかし、リベラル・デモクラシーでは多様性の保障が重視されるため、権利保障が実効的になるように制度が設計されている。このため、「友」と「敵」の境界線が存在することは人々にとって自明ではなく、「敵」を排除することだけではなく、「敵」を設定すること自体の是非が議論の対象になりうる。これに対して、全体主義体制は多様性の消滅を公然と掲げているため、「敵」が存在することも当然視されている。それゆえ、全体主義体制では「友」と「敵」の境界線の制度化、そして「敵」の排除の制度化が進みやすいと言えるだろう。

以上のようなリベラル・デモクラシーとの対比に基づいて従来の議論を再構成するならば、全体主義体制は被支配集団を支配集団に同化し、多様性を消滅させることを目標とする政治体制だということになる。

(4) 権威主義体制

ファシズム期イタリアは、リンスの議論——ファシズム期イタリアは「不完全な全体主義」であり「動員型権威主義体制」でもある——に見られるように全体主義体制と権威主義体制の中間形態、あるいは複合形態だとされることが少なくない。そこで以下では権威

(40) シュミット[1970]; Arendt[1951(1976)] pp. 421-422 (邦訳、第3巻、196-198頁)。但し、「友」と「敵」の境界線は明確ではない。アレントによれば、誰が「敵」であるかは指導者が決定するのであって、人々は自分がいつ「敵」となるのか予測できない。これは支配集団内部の人々にも当てはまるのであり、その意味ではすべての人が「敵」になりうる状況に置かれている。このように「友」と「敵」が不分明であることを強調するならば、支配集団と被支配集団との境界は意味を失うことになるので、すべての人が同質的に扱われているとの結論を導くことができるかもしれない。Arendt[1951(1976)] pp. 423-426 (邦訳、第3巻、200-207頁); Agamben[1995(2005)] pp. 185-201 (邦訳、第3部7)。しかし、支配集団と被支配集団には政策決定に影響力を行使しうるかどうかという1点において大きな違いがある以上、少なくとも政治史的には、この違いを無視することはできない。

(41) 自由主義と境界線との関係について、杉田[2005]第1章。

主義体制についても検討することにした⁽⁴²⁾。

リンスによれば、権威主義体制は「応責的 (responsible) ではない、限定された政治的多元主義をとまなっているが、統治の指針となる精緻なイデオロギーを持たない政治システム。その発展のある時点を除けば、広汎な政治動員も集中的な政治動員もない。指導者、または場合によっては小集団は一定の制約の下で権力を行使する。その制約は形式的にはあまり明確でないが、実際には予測可能である」ような体制として定義される。従って、権威主義体制が指向する多様性とは、「応責的ではない、限定された政治的多元主義」だということになる。但し、リンスによれば、限定された多元主義は限定された一元主義と呼ぶこともできる。従って、彼の議論ではこの概念は限定のない一元主義と限定のない多元主義を2つの極とする、きわめて幅の広い概念として用いられており、それ以上の積極的な意味は与えられていない。そもそも彼にとって権威主義体制は、デモクラシーでも全体主義でもないが伝統的な寡頭政体や暴君の恣意的な統治とも異なるような政治体制を指し示すために作られた「残余カテゴリー」の類型である。このため、限定された多元主義には、全体主義のように一元的でもなければ、リベラル・デモクラシーほど多元的でもないという以上の積極的な意義が与えられなかったのである⁽⁴³⁾。

権威主義体制と多様性の関係を考える上では、リンス自身の議論よりもクリックの議論が参考になるだろう。既に述べたように、クリックは統治の形態を共和主義的統治、専制的統治、全体主義的統治の3つに大別しているが、このなかでリンスの権威主義体制に最も近いと思われるのが専制的統治である。クリックによれば、専制的統治とは「さまざまな利益（物質的と見られるものでも、精神的と見られるものでも——実際にはほとんどの場合、その両方である）のなかの1つを、公的に支援された静態的イデオロギーとして権威的に強制することによって、秩序を多様性に適合させるという基本問題を解決しようとする」試みである。つまり、全体主義的統治のように多様性を消滅させるわけでもなければ、共和主義的統治——リベラル・デモクラシーに最も近い統治形態——のように多様性を調整の対象とするのでもなく、多様性を残存させたまま、そのうちの1つを権威的に強

(42) リンスによれば、全体主義体制がどのような「願望」・目標を掲げていたとしても、到達度が「不完全」であればそれは権威主義体制である。つまり、全体主義体制と権威主義体制とを分かつのは、その「願望」の性質ではなく「願望」の達成度である。従って、リンスにとっては権威主義体制は「願望に関わるカテゴリー」ではないことになるが、本稿ではこの問題には立ち入らないことにする。

(43) Linz[1964]; Linz[1975] pp. 177-180, 264-266 (邦訳、4-9, 141-145頁); Linz/ Stepan [1996] (邦訳、93-119頁) Chehabi/ Linz[1998] p.3. リンスの権威主義体制論については、高橋進[1977]、村上[1986]、武藤[2006][2014]も参照。

制する統治形態が専制的統治なのである⁽⁴⁴⁾。そして、クリックのいう専制的統治の「権威的に強制する」に対応するのが、リンスの権威主義体制論における多元主義の「限定」にほかならない。但し、クリックの議論では多様な利益が「1つ」に限定されるのに対して、リンスの議論では多元的という面に焦点が当てられているので、クリックの議論を権威主義体制に当てはめる際には一定の修正が必要になる。その点を勘案してクリック流に権威主義体制を再定義するならば、以下のようなになるだろう。「さまざまな利益のなかのいくつかを権威的に強制し、また、いくつかを権威的に抑圧することによって、秩序を多様性に適合させるという基本問題を解決しようとする試み。」

さて、この定義から明らかになるのは、権威主義体制においては利益の選別が「権威的に——リンスの表現を用いるならば「応責的」にではなく——行われること、一定の利益や見解が抑圧の対象になることの2点である。これを境界線という観点から捉え直すと、権威主義体制においては選別を行う人と選別に関われない人との間、そして抑圧する者と抑圧される者との間に境界線が引かれているということになるだろう。そして、この2種類の境界線は全体主義体制における2種類の境界線に対応している。

第1の境界線は支配集団と被支配集団との間の境界線である。既に述べたように、この境界線はすべての独裁に共通するものである。しかし、全体主義体制は両者の区別を維持する一方で、被支配集団を支配集団に同化すること——「上から」の同質化——を目指しており、原理上は両者の境界線を消滅させることを掲げている。これに対して、権威主義体制は必ずしも同質化を目指していない。この点において、権威主義体制は「下から」の同質化を目指すリベラル・デモクラシーとも大きく異なっている。全体主義体制やリベラル・デモクラシーと異なり、権威主義体制は支配集団と被支配集団の境界線を維持しようと努める政治体制なのである。

第2の境界線は「友」と「敵」の境界線である。全体主義体制も権威主義体制も「敵」を設定し「敵」の消滅を目指すため、「敵」と「友」とを峻別する。但し、全体主義体制では全国民を「友」にしようとする同質化の圧力が「敵」を再生産し続けるため、「友」と「敵」の境界線も再生産され続けるのに対して、権威主義体制では「友」となる人々の間では限定的でありながらも多様性が維持されるため、「敵」が再生産される蓋然性は全体主義体制よりも小さくなる。

以上の考察に基づいて定義するならば、権威主義体制は、被支配集団と支配集団とを峻別し、被支配集団の一部を「敵」として排除するが、その他の人々の間の多様性はある程度維持しようとする政治体制である。

(44)Crick[1963(1971)] pp. 100-105 (邦訳、第1巻、164-169頁) ; Id.[2002] pp. 93-99 (邦訳、162-173頁)。

(5) 「待ち続ける全体主義」、あるいは「選択的全体主義」

ここまでの議論を一旦整理すると次のようになる。

全体主義体制：被支配集団を支配集団に同化することを目指して、多様性の消滅を公然と掲げる政治体制

権威主義体制：被支配集団と支配集団とを峻別し、被支配集団の一部を「敵」として排除するが、その他の人々の間の多様性はある程度維持しようとする政治体制

それでは、以上の定義を踏まえた上でファシズム期イタリアの文脈に立ち返ることにしたい。

ムッソリーニは「昇天祭」演説で新世代のファシスト化を公然と掲げていた。従って、彼はこの点では全体主義を指向していたことになる。しかし、彼は「頑固者の世代」については無理にファシスト化という形で多様性を消滅させるのではなく、彼らの死によって多様性が自動的に消滅するのを待つべきだとしていた。時の経過によって全体主義体制が到来する以上、旧世代に対しては全体主義化の政策を採る必要がないと彼は考えていたのである。言うなれば、それは「待ち続ける全体主義」だった。

集団ではなく時間との関係に着目しても同じ結論を導くことができる。ムッソリーニは未来において共同性を再構築することを目指しており、この点で彼の構想は全体主義的である。しかし、彼は旧世代に対しては秩序維持と生産への協力を求め、反体制化を阻止するだけでよいと考えていた。従って、旧世代の組織化はせいぜい生産者としての組織化にとどまり、彼らにはそれ以上のことは要求しなかったのである。この点ではムッソリーニの構想は現状維持を指向しており、権威主義的だった。つまり、ムッソリーニの構想は新世代に対しては全体主義的に、旧世代に対しては権威主義的に対応し、しかも長期的には

全体主義体制の実現を目指すものだったのである⁽⁴⁵⁾。

ムッソリーニが「昇天祭」演説で述べたことを即座に政権の目標・政策と同視することはできない。だが、「昇天祭」演説が政権の基本理念を示すものとしてしばしば参照されていた以上、それは政権の目標の中核をなすものだったと位置づけられるだろう。そのような重要な演説において、ムッソリーニが新世代には全体主義的、旧世代には権威主義的に対応すると明言していたことの意味は決して小さくない。彼が「昇天祭」演説で掲げた構想は、ファシズム期イタリアの制度設計や政策形成に大きな影響を与えた可能性が高いのである。

では、このように世代によって対応を異にする「待ち続ける全体主義」は、具体的にはどのような影響を及ぼしたのだろうか。その影響は大衆統合のあり方に現れた。本稿ではこの時期の大衆統合のあり方を、デ・グラツィアに倣って「選択的全体主義」と呼ぶことにしたい。デ・グラツィアによれば、「選択的全体主義」とは以下のようなものである。

イタリアのファシストには、総じて、自分たちの支配に明白な脅威を一切与えないような集団を規制するのに過度のエネルギーを費やすつもりはなかった。また、彼らは、

(45) 政治体制と時間は本来、密接な関係を有する。シュミットは①時限的な委任独裁、②原理上は時限的だが実際には永続的な主権独裁、③原理上も時限的ではない専制を区別した。リンスは、デモクラシー（直接民主政を除く）が一定の間隔で自由な選挙が実施され政権交代の機会が訪れるという意味で「時限的な統治」（government pro tempore）であるのに対して、非民主主義体制は古代ローマにおける独裁、すなわち時限的な緊急統治を除けば「永続する」（last）ものとされており、「無制限の支配」（unlimited rule）であると論じた。S. ファイナーは政治体制の分類基準の1つとして時間を採用し、リベラル・デモクラシー、擬似デモクラシー、外見的デモクラシー、王制、軍事体制は「現在の目標」、全体主義体制は「未来の目標」に立脚した体制だとしている。Schmitt[1928(1964)]; Linz[1998] pp. 19-22, 26-27; S. E. Finer[1970(1974)] pp. 50-61. Cf. Schumpeter[1950(1975)] Ch. XXII, XXIII; Sartori[1971] pp. 463-465, 481-485. 筆者は、真木[1981(2003)]の時間意識論を手掛かりにして<リベラル・デモクラシーは「現在」を切り取り続けることによって周期的に秩序を形成する政治体制。全体主義体制は未来において共同性を再構築し、時を止めることを目指す政治体制。権威主義体制は現在において時の進行を止め、共同性を再構築することを目指す政治体制>と定義することを試みているが、この問題については別稿を期したい。近代の政治・社会と時間の関係については、カーン[1993a][1993b]、ハーヴェイ[1999]、佐伯[1987]、広井[1994]第4章、青木[1985]、永井[1979]、三宅[1996]、Maier[1987b]、小川[2003]、武藤[2006]などを参照されたい。

当面の政治的・経済的目的に受け手が応答し、貢献してくれる見込みのないような市民生活の領域に、国家や党の統制を拡大しようともしていなかった⁽⁴⁶⁾。

危険性のない集団を放置する「選択的全体主義」と、旧世代を放置する「待ち続ける全体主義」は、いずれも全体主義でありながら、短期的にはすべての人のファシスト化は目指さないといい、だからといって、ムッソリーニがイタリア社会のファシスト化を諦めたわけではなかった。彼は政権が「持ちこたえ」なければ「ファシスト革命」は成功しないと考え、世代交代による長期的な全体主義化のために、短期的な全体主義化を断念したのである。

従来の研究ではこれらの事象は「不完全な全体主義」の現れとされてきた。たしかにファシストの構想は多様であり、「全体主義的ファシズム」と「権威主義的ファシズム」との対立と称されるような対立も見られた。そして、「全体主義的ファシズム」の徹底に批判的な勢力の存在がムッソリーニ政権の政策形成に影響を与えたことも間違いないだろう。だが、そもそも当の「全体主義的ファシズム」自体が短期的な全体主義化を前提にしていたとは限らないのである。いつか「完全」になろうとする全体主義は短期的には「不完全」であったり「権威主義的」に見えたりする。このことを念頭に置かなければ、イタリア・ファシズムは理解できないのである。

第3節 政府首長独裁——ムッソリーニの戦略と政治的資源——

(1) 「昇天祭」演説における党と国家

ムッソリーニの「昇天祭」演説には非常に奇妙な箇所がある。それは、地方における県知事と党県連書記の関係について述べた箇所である。

[党県連書記に対する県知事の優位を定めた 1927 年の] 各県知事宛通達は根本となる文書である。そこでは体制における党の厳密な位置づけが、もはや一切の曖昧さを許さない形で規定されているからである。90 人もの知事たちとの対話によって、諸君、情勢が明確になっていないのはおよそ 10 県だけであることを私は認識した。そこでは私が権威の横滑り、権力の折半小作(*mezzadria*)と呼んだものが存在していたのである。だが、他のすべての県では県連書記は全員が、本来そうあるべきように、県の首長に従属する機関だったことを厳粛に宣言しておくべきだろう。

中央では、毎朝、指図を受けに [党書記長] トゥラーティ氏が私のもとにやってくる。

(46) De Grazia[1981] pp. 19-20 (邦訳、34-35 頁)。

同じようなことが各県でも起きるのが、やはり理にかなっている。このことは、単なる形式的な類推によるのではない。

その位置づけが明らかになったとはいえ、摩擦は依然として起こりうるだろう。人間の本性というものは簡単に飼い慣らせるものではないからだ。しかし、このような摩擦は減っていくだろう。県連書記を知事の上に立たせるつもりは断じてない（同意の声）。とくに知事が国民ファシスト党の出身で、本来そうあるべきように体制の誠実な公僕、献身的な奉仕者である場合には（歓声）⁽⁴⁷⁾。

ムッソリーニはこのように述べて、党県連書記に対して知事が優位に立つことを強調している。問題は第2段落で党書記長トゥラーティに言及している箇所である。ここでムッソリーニは「中央では、毎朝、指図を受けに〔党書記長〕トゥラーティ氏が私のもとにやってくる。同じようなことが各県でも起きるのが、やはり理にかなっている。このことは、単なる形式的な類推によるのではない」と述べている。自分が党書記長に命令を下しているのだから、同様に各県でも知事が党県連書記に指図を与えるべきだというのである。常識的に考えるならば、ムッソリーニは党の長「ドゥーチェ」として党書記長に指図を与えているはずである。けれども、県知事は政府の機関であって党の機関ではなく、党県連書記に命令を下す立場にはない。つまり、「党の長ムッソリーニが党書記長トゥラーティに指図を与えているのだから、同様に知事が党県連書記に指図を与えるべきである」というのは理屈に合わないのである。従って、この文章は次のように解釈せざるをえない。「政府首長ムッソリーニが党書記長トゥラーティに指図を与えているのだから、同様に知事が党県連書記に指図を与えるべきである。」この演説で提起されているのは、政府首長が党書記長に指図を与えるという「ねじれた」構図なのである⁽⁴⁸⁾。

(2) ムッソリーニの政治的資源：ドゥーチェ・大評議会・政府首長

では、なぜムッソリーニはこのような「ねじれた」図式を提起しなければならなかったのだろうか。その鍵を握るのが、ムッソリーニの政治的資源の状況、とくに公的地位の脆弱さである。

(47) O.O.XXII, p. 381.

(48) ジュリアーティは、ムッソリーニが指示を与えるのが内相としてなのか、それとも党の長としてなのか曖昧だと指摘している。Giuriati[1981] p. 133; Di Nucci[2009] pp. 356-357.

まず、ファシスト党について。ムッソリーニは党の長「ドゥーチェ」だったが⁽⁴⁹⁾、当初、その権限はファシズム大評議会の存在によって大きな制約を受けていた。

ファシズム大評議会はムッソリーニ政権成立後の 23 年 1 月に設置された。ムッソリーニが編集長を務める『ポーポロ・ディターリア（イタリアの人民）』紙の 1 月 11 日号に掲載された公告によれば、大評議会への参加資格はファシストの閣僚、党指導部の構成員、公安総局長、各種団体の長などに与えられていた。そして、「政府の長(Capo del Governo)が会合を招集し、司会を務める。」また、「党の長兼政府の長(Il Capo del Partito e Capo del Governo)には、審議に有用な寄与をなしうるあらゆる人物を評議会に召喚する権利が留保されている。」このように、党の長と政府の長が同一人物であることが確認されていたとはいえ、大評議会の招集権は党の長ではなく政府の長に与えられていた。従って、この時点では大評議会が党機関であるか否かは必ずしも明確ではなく、ムッソリーニの党の長としての権限も不明確だったのである⁽⁵⁰⁾。

また、実態面でもムッソリーニは党を統率できていなかった。例えば、24 年後半のマッテオッティ危機では、ムッソリーニは党機構の統率に失敗し、最終的には「独裁宣言」（25 年 1 月 3 日）と治安機関の動員に追い込まれている⁽⁵¹⁾。ムッソリーニはドゥーチェではあったが、党組織を動かす権限も、その力も持っていなかったのである。

このような状況に変化が生じたのは 26 年のことである。26 年に制定された党規約では大評議会が党機関であることが明記されるとともに、大評議会に関する権限がドゥーチェに与えられたのである。この規約によれば「ファシズムは国民に仕える義勇軍」であり、その頂点にはドゥーチェと大評議会が位置する⁽⁵²⁾。

第 1 款 ファシズムは政治的には P N F [国民ファシスト党] に組織される。P N F は戦士のファッショによって構成され、各ファッショは県連盟に編制される。

(49) ドゥーチェに関する規定は 21 年の党規約(Aquarone[1965] pp. 315-329)には存在せず、23 年の大評議会の創設の後に初めて登場した。Pombeni[1984] p. 37.

(50) Pombeni[1984] pp. 45-46. 大評議会の創設については、Aquarone[1965] pp. 15-17.

(51) 統一社会党のマッテオッティ議員(Giacomo Matteotti)がファシストによって 24 年 6 月に殺害されたのをきっかけに、主要野党が議会を離脱。12 月下旬には、国防義勇軍の一部がムッソリーニのもとに押し掛けるなど、「非妥協」派ファシストの実力行使も始まり、事態は緊迫していた。De Felice[1966] Cap. VII (sp. pp. 681-730); Id.[1968] pp. 4-31; Lyttelton[1973] Ch. 10. 「独裁宣言」は、O.O.XXI, pp. 235-240.

(52) Pombeni[1984] pp. 134-140, 149, 151. 26 年党規約の全文は、Aquarone[1965] pp. 386-392.

PNFはドゥーチェの至高の指導の下、大評議会が定めた指針に従いその活動を行う。それゆえ、PNFのヒエラルヒー(gerarchie)は次の通りである。

1. ドゥーチェ；2. PNF書記長；3. 県連盟書記；4. 戦士のファッショ書記
PNFの機関は次の通りである。

1. 大評議会；2. 全国指導部；3. 全国評議会

第2款 大評議会はファシズムの最高機関(l'organo supremo)である。大評議会は国民生活の全領域において党が展開しなければならない活動の指針を定める。

第3款 大評議会は次の人物によって構成される。

a) ファシズムのドゥーチェ(議長)、b) 閣僚、c) ローマ進軍四天王、d) 党全国指導部構成員、e) 首相府・内務省・外務省の次官、f) ドゥーチェが指名した上院議員の代表 [略]

議長にはファシズムの大義に貢献し、献身、そして活動に対する高貴な情熱を大いに示した人物を召喚し、参加させる権限が与えられる。

大評議会は議長によって招集される。

第4款 大評議会は党書記長・副書記・指導部構成員を任命し、展開すべき活動の一般の方針を定める。

この規約ではドゥーチェは党のヒエラルヒーの筆頭に位置している。だが、その具体的な権限は大評議会の議長を務めること、大評議会に参加するファシスト上院議員の代表を指名すること、「ファシズムの大義に貢献」した人物を大評議会に参加させることの3点のみである。「ファシズムの最高機関」はあくまでも大評議会であり、活動方針の決定や書記長・全国指導部の任命は大評議会の権限、県連書記の任命や党機関の活動規範の制定は書記長の権限だった。26年規約は「上から」の任命制の導入により党内の規律を強化したと評価されているが、ドゥーチェの党に対する支配は規約の上ではきわめて不安定なものだったのである。

他方、政府においてはムッソリーニは政府首長の地位にあった。

政府首長の権限は1925年の政府首長法によって規定されていた。同法第2条は政府首長が国王により任免され国王に責任を負うこと、国务大臣が政府首長の提案により国王に任免され国王と政府首長に責任を負うと定めている。第3条では閣僚を指揮し、閣僚間の対立を調整・裁定する権限が政府首長に与えられることが、第4条では勅令により政府首長が各省を直接指揮しうるということが、それぞれ規定されている。また、政府首長には議会審

議への介入権も与えられた。この法律により政府首長の権限は格段に強化され、政府首長は「同輩中の首席」である首相（閣僚会議議長：Presidente del Consiglio dei Ministri）とは質的に異なる存在に昇格したのである⁽⁵³⁾。

だが、国王が政府首長を自由に解任できる以上、政府首長の地位は盤石ではない。ムッソリーニはドゥーチェとしては党を完全には掌握できておらず、政府首長としては国王の下位に位置していたのである⁽⁵⁴⁾。

（3）政府首長独裁

このように、ムッソリーニにはドゥーチェとして党機構を統率するだけの権限が与えられていなかった。しかも、党機構はまだ強力ではなく、党を完全に掌握しても民衆社会の掌握にはつながらない。このような状況では、政府首長の地位を確実に掌握し、その権限を強化する方が、ドゥーチェの権限を強化するよりもはるかに効果的だったのである⁽⁵⁵⁾。

しかし、ここで2つの存在がムッソリーニの前に立ちはだかった。

a. 国王

政府首長法でも、国王が政府首長を自由に任免できることに変わりはない。

b. 大評議会

個々のサブリーダーは脆弱な資源しか持ち合わせておらず、ムッソリーニの行動を制約するには、自らの威信を高めて対抗するか、あるいはサブリーダー同士が

(53) Giuriati[1981] pp. 190-192. Aquarone[1965] pp. 75-77. 条文は *Ibid.*, pp. 395-396. イタリア王国の憲法典については、Borghese[1966]邦訳、176-184 頁。高橋利安[2012]も参照のこと。

(54) 1890年代以降、新内閣の成立に際しては下院で信任投票が行われる慣習が成立した。但し、これはアルベルト憲章（1848年）の「暗黙」の改正にすぎなかった。国王の憲章上の大権はその後にも維持され、国王の執行権に立脚した体制を築くべきだとする「憲法典への回帰」論（ソンニーノ）も一定の影響力を保っていたほどである。従って、政治情勢が混乱しているときには国王が主導権を握ることが可能であり、「ローマ進軍」の際には国王の決断が決定的な役割を果たした。高橋[2012]; Clark[1984(2008)] pp. 98-99; Gaeta[1982] pp. 53-56; 馬場[1979a] (一) 39-40 頁。

(55) Pombeni[1984] pp. 134, 152-154

連携するか、いずれかの方策しかなかった⁽⁵⁶⁾。そして、党最高機関の大評議会がサブリーダーの連携の場になる可能性はきわめて高かった。

以上のような状況において、ムッソリーニがとりうる方策は3つあった。第1の方策は、党員のパーヅである。党書記長トゥラーティの下では、党内の集権化と強硬派である「非妥協」派のパーヅが精力的に行われた⁽⁵⁷⁾。

第2の方策は自らの威信の強化である。ムッソリーニは、民衆社会における自らの威信を背景にサブリーダーを抑え、他方で、党を背景にして国王や保守派に対抗していた⁽⁵⁸⁾。従って、民衆社会で揺るぎない威信を確立することによって、ムッソリーニは国王と党をより効果的に抑えられるようになるはずだった。

そして、最後の方策が国王と党の双方に対して政府首長の権限を確立することだった。具体的には、国王が持つ政府首長解任権を制約するとともに、党運営に関する大評議会の権限を、政府首長の権限の下に組み込むことが目標になった。後述するように、このような仕組みは28年から29年にかけて法制度として確立されることになる。この仕組みの下で、大評議会は政府首長に従属した政府機関に変容させられた。他方、国王は政府首長の任免権を保持していたが、政府首長の後継者の任命や王位継承については大評議会の答申権が認められるようになった。その結果、政府首長は大評議会を通じて国王の行動を制約できるようになり、国王への一方的従属から脱することが可能になったのである。本稿では、ムッソリーニのこのような構想を「政府首長独裁」と呼ぶことにする⁽⁵⁹⁾。

(4) 国家至上主義と政府首長独裁

政府首長独裁は国王だけではなく、党に対して政府の優位を確立しようとするものでもあった。では、これは従来の研究で「国家に対する党の従属」、あるいは「党に対する国

(56) サブリーダーの思想的影響力や威信はムッソリーニに対抗する上では十分とは言えない。公的地位に基づいて任命権者に対抗することは不可能である。そして、党や労組が民衆社会において強力ではない以上、組織力の行使にも限界があった。福田[2000] 5-6、48-49頁; Rochat[1986] pp. 203-205. これに対して、サブリーダーが連携した場合にはムッソリーニは必ずしも彼らを統制できなかった。Woolf[1980] p. 554

(57) Morgan[1980] pp. 495-499; Lupo[2000] pp. 191-300

(58) Lyttelton[1973] pp. 429-430; E. Gentile[2007b] p. 122; Rocca[1952] p. 275.

(59) 国務院長官を務めた法学者のロマーノは、40年にこの体制を「政府首長体制」と規定している。Fimiani[2001] pp. 117, 157. ロマーノについては、Melis[1996] pp. 342-345; 井口[2000].

家の優位」と呼ばれてきたものと同じ現象なのだろうか。第1章で述べたように「国家の優位」は国家至上主義の現れだと考えられてきたが、政府首長独裁についても同じことが言えるのか。そもそも典型的な全体主義体制は独ソのように党の優位によって特徴づけられるのであり、イタリアの国家至上主義や「国家の優位」は全体主義の条件を満たさないのではないか。本項では以上のような疑問に答えておきたい。

最初に確認しておかなければならないのが、全体主義体制論における党と国家の関係である。一般的には、全体主義体制では党が国家よりも優位にあると考えられており、共産党の独裁に関しては「党＝国家体制」という用語がしばしば用いられている。だが、そもそも、全体主義体制の指標を定式化したフリードリッヒとブレジンスキーは党の優位が「全体主義的独裁」に不可欠な要素であるとは考えていなかった。彼らのいわゆる「6点症候群」によれば、「党はヒエラルヒー的・寡頭的に組織されており、典型例においては政府の官僚機構に優越しているか、あるいはそれと完全に絡み合って(intertwined)いる」ことが「全体主義的独裁」の指標である。つまり、党機構が「政府の官僚機構」と「絡み合っ」さえいけば、政府の方が優位であっても「全体主義的独裁」の条件を満たすのである⁽⁶⁰⁾。

既に見たように、E・ジェンティーレはファシズム期イタリアにおける党と国家の関係を「共棲」と表現した。これはフリードリッヒとブレジンスキーの「相互に絡み合っている」状態に対応している。従って、ファシズム期イタリアにおける党と国家の関係は全体主義体制の指標に合致することになる。

(60) Friedrich/ Brzezinski[1956(1965)] p. 22. 政府が党に対して優位に立つような政治体制を指す概念としては、藤原が提唱する「政府党体制」が存在する。彼によれば、政府党とは「組織・人員・財政支出において、行政機構のリリースを排他的に利用し、行政機構との区別がつかなくなった政党」であり、政府党体制とは「政府党が政権を掌握した結果、政党間の競合から政治権力の掌握が事実上脱落した政治体制」である。このように定義された政府党体制は党と国家の結合など全体主義体制(党＝国家体制)に類似した要素を含んではいるが、両者の間には大きな違いが見られる。「政府党体制では、党が優位を保つ事例はごく少ない」のに対して、「党＝国家体制では、党と国家が結合するとはいっても、党が国家を指導するのであって、政治的影響力をもっぱら党から国家へ、という軸を辿ることになる。」但し、「国家を主体とする党＝国家関係への変化が生れれば、党＝国家体制は限りなく政府党体制に近づく」ともされている。政府党体制では政党間の競合が存在するので(但し、与党以外の政党の活動が禁止されることはありうる)、他の政党を禁止したファシズム期イタリアは政府党体制ではなく、政府党体制に近い全体主義体制に分類されることになるだろう。藤原[1994]。戦間期ハンガリーの政府党体制については、平田[1992]。

次に確認しなければならないのが、イタリア・ファシズムにおける「国家」の意味である。従来の研究で国家の優位の例として挙げられてきたのは、県知事と党県連書記との関係である。そして、党の従属を否定する論者も、現実には県知事が党県連書記に対して優越していなかったことを反証として提示することが多い。つまり、彼らも議論の枠組自体を否定しているわけではない⁽⁶¹⁾。従って、党と国家の関係は党県連書記と県知事の関係、すなわち党機関と国家機関との関係によって置き換えられるというのは研究者の共通認識だと言ってよいだろう。ファシズム期イタリア研究における「党に対する国家の優位」とは「党機関に対する国家機関の優位」のことなのである⁽⁶²⁾。

では、フリードリッヒとブレジンスキーはこの点についてどのように論じているのだろうか。彼らはジェルミーノに依拠して議論を進め、30年代後半にはドイツのように両者の力が拮抗するようになったが、それ以前は異なる状況にあったとして、次のように記している。

(61) Germino[1959] pp. 95-97; E.Gentile[1995] pp. 173-175.

(62) 日本におけるファシズム期イタリア研究では、「党と国家」という問題設定自体に否定的な見解が有力になっている。例えば、北原は「中央と地方あるいは国家と党といったことのあり方自体が変容し」た以上、「諸関係の意味の変化、そしてそのことが人びとの日常生活にもたらしている変化」の検討が必要だと指摘している。また、高橋は「全体主義とは、国家における政府、党、社会団体、市民社会、経済、個人等の諸関係を一つの「全体」として再編成しようとする試みであり、「国家における一元的支配」であって、それは、これらの諸関係の相互浸透と融合の中に見いだすべきである」として、ファシズムの全体主義においては「党と国家」という区別自体が問題にならなかったとの見解を提示している。このような展開は、並行行政、すなわち、党でも「国家」でもない領域への関心が強まったことによって生じたと考えられる。北原[1995]; 同[2008] 405-407頁; 高橋[2004]; 同[2004-05] (1) 525-529頁。これに対して、筆者は「党と国家」が一体化に向かっていたという見解には賛成ではあるが、両者は全面的に融合したわけではなく、「党と国家」という区別も一定の意味を持っていたのではないかと考えている。例えば、第4章第1節で明らかになるように、ファシストのなかには「党と国家」——より正確に言えば「党と政府」——という認識枠組に則って行動する者が少なからず見られた。また、後述するように、党と「国家」の全面的な一体化や党の廃止論に対しては根強い抵抗が存在していたのである。このような見地から、本稿では「党と国家」(および「党と政府」といった枠組を重視して、「諸関係の意味の変化」や「相互浸透」のあり方について考察を加えることにしている。

イタリアでは、長年にわたって政府が党に優越していた。このことはファシスト・イデオロギーにおけるヘーゲル流の国家への強調に対応するものである⁽⁶³⁾。

このように、彼らは国家ではなく政府の優位について語っている。そして、ここでいう「政府」こそがファシズム期イタリア研究で論じられてきた「国家」にほかならない。従って、いわゆる「党に対する国家の優位」とは「党に対する政府の優位」のことなのである⁽⁶⁴⁾。

このように「党に対する国家の優位」が「党に対する政府の優位」を意味しているのならば、それを支えるプログラムとしての国家至上主義は政府至上主義と呼べるものでなければならないだろう。だが、ファシストの言説に則して考えるならば、国家至上主義を政府至上主義と同視することはできないのである。

まず、32年に刊行された、いわゆる『トレッカーニ事典』の「ファシズム」の項の記述である。この項目のうち「基本思想」と「政治的・社会的教義」の箇所はほかならぬムッソリーニの名義で発表されたが、そこでは「国家は、個人の推定上の自由の領域を制限する単なる機構ではない。それは内面の形式や規範であり、あらゆる人間にとっての規律である」とされていた⁽⁶⁵⁾。ここでいう「国家」は「機構」ではなく観念であり、明らかに統治機構としての政府とは違う何ものかを指している。従って、ファシストの国家至上主義は、少なくとも32年の時点では政府至上主義ではなかったことになる。ファシストにとって「国家」と政府は別であり、「国家」が至上であっても政府が至上であるとは限らなかったのだ。従来の研究では、国家至上主義が「党に対する政府の優位」に直結するこ

(63) Friedrich/ Brzezinski[1956(1965)] p. 54. 前掲の「6点症候群」に現れるのも「国家」ではなく「政府」である。

(64) ファシストの言説で同様の区別をしているものとしては、バルボの『コッリエーレ・パダーノ』紙に掲載された論説がある。「政府という言葉で抽象的な装置を意味するのであれば、それは国家と同じものになる。だが、変化するもの(contingente)という意味の政府、すなわちに主権者(sovrano)の名において現在実効的に統治している人々については、このことは当てはまらない。」'L'abito fa il monaco', in *Corriere Padano* (12 ottobre 1927).

(65) Mussolini[1932(1951)] p. 848. 引用文は、実際には哲学者のG. ジェンティール(Giovanni Gentile)の手によるものである。竹村[1979b] 72頁。『トレッカーニ事典』の成立過程については、森尾[1985]。ジェンティールの「倫理国家」(stato etico)論については、E.Gentile[1975] pp. 351-369; Id.[1993] pp. 112-117; Bobbio[1986] pp. 130-139 (邦訳、215-226頁); 竹村[1979b] 67-92頁; Gregor[1999] pp. 93-118, 122-126; 北原[1969-70] (上) 59頁; 三浦[1980]; 倉科[2006].

とが自明視されてきたが、両者の関係については改めて検討する必要があるだろう。そこで本稿では、従来の研究で「国家」と呼ばれてきた統治機構を「政府」と呼ぶことにする。

それだけではない。国家至上主義は政府の権限・機能を削減する根拠にもなりえた。政権獲得直前の22年9月20日、ムッソリーニはウーディネ演説で次のように述べている。

それゆえ、我々は国家からあらゆる経済的権限を取り除きたいのである。鉄道業者である国家、郵便業者である国家、保険業者である国家など、もうたくさんだ。イタリアの全納税者の出費で開業し、空っぽのイタリア国家財政を悪化させる国家など、もうたくさんだ。[国家のもとに] 警察は残る。警察は泥棒やならず者から正直者を守ってくれる。新世代を教育する教師も残る。軍も残る。軍には祖国の不可侵性を保障する責務がある。そして、対外政策も残ることになる。(拍手)

こうして権限を奪われた国家が小さなものになると言うてはいけない。そうではない！ 国家はととても大きなものになる。それは国家が物質のあらゆる領域から退いても、精神の領域はすべて国家のもとに残るからである⁽⁶⁶⁾。

この演説では、強い国家をつくるには経済的権限を持たない小さな「国家」——近年の用語でいえば「小さな政府」——が必要だとされており、国家至上主義が政府の権限を削減する論拠になっている。

同様の発想は、党書記長を務めたトゥラーティの覚書にも見られる。30年1月1日、トゥラーティはムッソリーニに次のような覚書を送り、政府機関である各県の県経済評議会を党県連書記の管轄下に移すことを提案した。

私は既に解決策を提案しているが、それが難しいことだとは思えない。県経済評議会を知事または党の下に移し（私の考えでは後者の解決策が妥当である）、各カテゴリーの直接の代表から構成されるようにすればよいのだ。

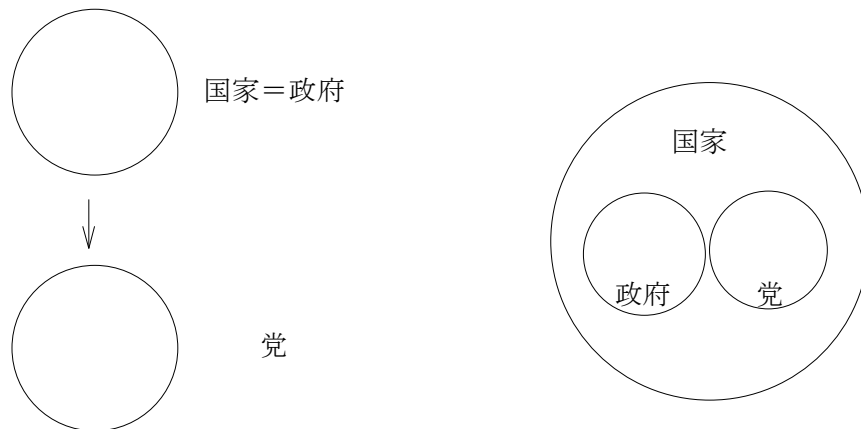
サンディカリズムと協同体の現在の問題は1つだけ、労働協約である。

なぜ、国家（知事または県連書記）の規制活動の下[sotto l'azione regolatrice dello Stato (Prefetti o Segretari Federali)]、真の使用者・労働者によって代表される両当事者によ

(66) O.O.XVIII, p. 419 (訳文は丸山[1985] 157-158頁)。「進軍」直前の22年夏以降、ムッソリーニは経済界の支持を取り付けるために資本主義擁護、経済的自由主義支持の方向に舵を切っており、このウーディネ演説もそのような戦略の一環だと考えられている。De Felice[1966] pp. 329-333; Maier[1987] p. 74. cf. O.O.XIV, p.468. O.O.XVI, p.107.

り議論することができないというのだろうか。私には理解できない⁽⁶⁷⁾。

ここで重要なのは、彼が「国家（知事または県連書記）」（傍点引用者）という表現を用いて、党県連書記を「国家」に含めていることである。従来の研究では党県連書記が党を、県知事が「国家」を代表するとされており、県連書記が「国家」に含まれるはずはない。だが、トゥラーティは党県連書記を知事とともに「国家」に含めたのである。ここでは党と「国家」が対置されているわけではなく、党は政府とともに「国家」のなかに存在している。



(a) 従来の研究における通説的理解

(b) トゥラーティ党書の理解

図3 国家至上主義

トゥラーティの議論は決しておかしいものではない。そもそも、ムッソリーニは国家至上主義を「すべては国家のなかにあり、国家の外に何もなく、国家に反して何もなし」と定式化している。そして、この定式からは党だけではなく政府も「国家」のなかにあるとの結論が導かれる。従って、党県連書記と知事とともに「国家」に含めたトゥラーティの議論も、政府の権限を党に移管すべきだとした彼の主張も、国家至上主義と矛盾しないのである。

ここまでの議論を改めて整理しておきたい。①党が政府機構に優越していない場合でも、

(67) PPM, c. 1122, n. 014632-39; Aquarone[1965] pp. 530-534.

党機構と政府機構が相互に絡み合っていれば全体主義体制の指標に合致する。②「党と国家の関係」とは「党機構と政府機構の関係」のことである。③イタリア・ファシズムの国家至上主義における「国家」が統治機構としての政府のことを意味するとは限らない。④国家至上主義は政府機構の権限・機能を削減する論拠になりえた。

このように国家至上主義は政府の優位や政府の権限拡大とつねに結びつくわけではない。だが、ムッソリーニは「国家」と政府の同一視を推し進め、国家至上主義によって政府首長独裁を正統化しようとした。その一端は県知事の地位に関する2つの通達に現れている。ムッソリーニが出した23年6月13日、27年1月5日の2つの県知事宛通達はいずれも知事が県における最高権威であり、党幹部は知事に従属する存在であると強調するものである⁽⁶⁸⁾。だが、2つの通達には大きな違いがあった。

[23年通達]

各県において政府を代表する単独で唯一の権威は知事以外の何者でもない。

[27年通達]

改めて厳粛に確認しておきたい。知事は県における国家の最高権威である。[中略]誰にとっても明らかなように、権威は「折半」(mezzadria)して行使することはできない。権威や責任の衰退はゆるされないのだ。権威は1つであり一元的(unitaria)である。もしそうでなければ、国家は組織として完全に乱れ、解体してしまう。つまり、ファシスト教義の基本となる与件の1つが破壊されてしまい、ファシスト的行動の勝利に向けての最大の動機の1つが否認されてしまうのだ。なぜなら、ファシスト的行動とは、まさに国家に意識と権威とをもたらし、国家を1つの存在、不可侵の存在にするための闘いだったからである。そして、ファシスト国家はそのような国家でなければいけない。革命が成就した現在、中央においても周辺においても、党とそのヒエラルヒーは国家の意思の自覚的な道具にすぎないのである⁽⁶⁹⁾。

知事は23年通達では「政府」を代表する権威だったが、27年通達では「国家の最高権威」と規定されている。このように、27年通達では「国家」を前面に押し立てることによ

(68) Aquarone[1965] pp. 30-32, 485-488; De Felice[1966] pp. 439-440; Id.[1968] pp. 301-304; Melis[1995] p. 355

(69) De Felice[1966] p. 440; Aquarone[1965] p. 485.

って、党を政府に従属させようとする意図が明確になっていると言えるだろう⁽⁷⁰⁾。27年5月の「昇天祭」演説はまさにこの直後、ムッソリーニが国家至上主義を掲げて政府首長独裁の確立を企てていた時期のものであったのである。

(5) ムッソリーニの閣僚兼任

政府首長独裁の確立は、政府首長や党の長「ドゥーチェ」の地位が不安定だったことへの対応策だった。同種の対応策としてムッソリーニが採用していたのが閣僚ポストの兼任である。その頂点は29年4月に訪れる。このとき、彼は首相以外に、内務・外務・植民地・陸軍・海軍・空軍・公共事業・協同体の8つの閣僚を兼務するに至ったのである⁽⁷¹⁾。

一般的には、ムッソリーニの閣僚兼任は人格・心理的要因によって説明されている。彼は人を見る目がなく人間不信気味で、しかも独りであらゆる問題进行处理できると思いこんでいたというのである⁽⁷²⁾。

彼の閣僚兼任にこのような側面があることを完全に否定することはできないだろう。だが、それでは8閣僚兼任直後の29年9月にムッソリーニが内相以外の7閣僚の兼任をやめたのはなぜなのか。4月に頂点に達した人間不信が5ヶ月後に突如として「治癒」したとでも言うのだろうか。また、ムッソリーニの人格的欠陥が拡大したはずの32年以降ではなく、なぜ29年に兼任の頂点が訪れるのか。ムッソリーニの閣僚兼任は人格・心理的要因だけではなく、その他の要因も考慮しなければ説明できないのである。

第1の要因はムッソリーニの政治的資源の状況である。既に見たように、ムッソリーニはドゥーチェとしては党を統率するだけの権限を保持していなかった。また、政府首長としては強大な権限を与えられていたものの、政府機構を掌握しきれてはいなかった。大評議会やサブリーダーたち、そして国王に対抗するためには、政府機構をより確実に統制下

(70)但し、「ファシスト国家」「ファシスト知事」という表現によって、「国家」の構成員にはファシズムの擁護が義務づけられている。サルヴァトレッリとミーラが言うように「ファシズムの国家化」と「国家のファシスト化」は表裏一体だったのである。Salvatorelli/Mira[1964(1969)] Vol. 1, pp. 393, 413; Pombeni[1984] p. 148; E. Gentile[1995] p. 173.

(71)ムッソリーニが兼任した閣僚ポストとその時期については、高橋[2004-05](1)8頁。ムッソリーニ政権の歴代閣僚の在任状況については、Cannistraro[1982] pp. 585-594.

(72)Pombeni[1984] p.276; Aquarone[1965] pp. 304-309. De Felice[1968] pp. 348-349. Giuriati[1981] pp. 42-86, 151-155, 222, 272-273. Morgan[1995] pp. 93-94. 村上[1985] 72-73、84-85頁。Tannenbaum[1972] pp. 62, 65-66. ムッソリーニが些事にかまけていたとばかりは言えないとの評価もある。De Felice[1974] p. 24. なお、首相が内相・外相を兼務するのは自由主義期にも見られた慣行である。Farneti[1972(1989)] p. 99.

に置く必要があった。そのための方策が大臣の職を自ら兼任することだったのである。ムッソリーニは、地方行政機構や治安機構を握る内相と、軍に影響力を行使できる陸海空三軍の大臣のポストをとくに重視しており、一時期を除いては一貫してこれらのポストを兼任し続けた⁽⁷³⁾。

第2の要因は、ムッソリーニの閣僚兼任が政権内部の対立や紛争の「落としどころ」として機能していたことである。26年4月16日、内相フェデルツォーニ(Luigi Federzoni)はムッソリーニ暗殺未遂事件の責任をとって辞表を提出した。その際、彼は自分と敵対していた党書記長ファリナッチ(Roberto Farinacci)が3月30日に解任されたことを念頭に置いて、ムッソリーニに内相を自ら兼任するように進言している。

内務省が党に勝ったという印象は取り除かねばならない。このことは君の名の下で、ヴィミナーレ〔内務省〕が君の直属になることによってしか実現できない⁽⁷⁴⁾。

軍関連の閣僚ポストに関しても同じような考慮がなされた。25年4月、ディ・ジョルジョ陸相(Antonino Di Giorgio)が辞任したときにはムッソリーニは自ら臨時代理を兼務し、後に正式に陸相を兼任する。ムッソリーニにとって陸相の兼任には国王派の牙城である陸軍を直接掌握できるという利点があったが、それだけではなかった。当時、陸軍は改革をめぐる内部の対立を抱えており、他方で古参のファシストからは軍のファシスト化を求める声も上がっていた。このような状況においては、どのような人物を陸相に任命しても混乱を招きかねない。結局、ムッソリーニが陸相を兼任するのが最も無難な「落としどころ」だったのである⁽⁷⁵⁾。

20年代のムッソリーニ政権で長期の入閣を果たしていたのは、生え抜きのファシストでありながら秩序指向であり宮廷とも近いC. チァーノ(Costanzo Ciano)やジュリアーティ(Giovanni Giuriati)のような「体制の名士」だった。このことは、ムッソリーニ政権前期の閣僚人事が無難な人選を軸としていたことをよく示している。ムッソリーニが数多くの大臣を兼任していたことも、彼が最大の「体制の名士」であり、最も無難な「落としど

(73)拙稿[2001] 148頁; 高橋[2004-05] (1) 8-9、20頁。

(74) Aquarone[1965] pp. 96-97; De Felice[1968] p. 192; De Felice[1974] p. 133; Casmirri [1980] pp. 286-287.

(75) De Felice[1968] pp. 78-79; Rochat[1967] pp. 550-551, 564-565.

ころ」だったことによって説明できるのである⁽⁷⁶⁾。

だが、政府首長法によって合議原則が事実上否定されている状況で、ムッソリーニが多くの閣僚を兼任した結果、閣議は合議の場としての機能を大幅に失うことになった。無難な「落としどころ」だったムッソリーニの閣僚兼任によって、彼への権力集中が加速されることになったのである⁽⁷⁷⁾。

それでは、以上のようなムッソリーニの戦略に直面したサブリーダーたちはどのように振る舞ったのだろうか。次節ではサブリーダーたちの政治的資源と戦略について考察してすることにしたい。

第4節 ラスから「高官」へ——サブリーダーの政治的資源と戦略——

(1) サブリーダーの排除

「これらの副官は、近代型の独裁的支配をその古典的原型から区別する本質的な特徴である。」S. ノイマンが指摘したように、権力掌握以前は政治運動の組織の担い手として、権力掌握以後は統治機構の担い手としてリーダーを支えたサブリーダーは、独裁研究においてきわめて重要な存在である⁽⁷⁸⁾。そして、ファシズム期イタリアもその例外ではない。

では、ファシズム期イタリアにおけるサブリーダーはどのような存在だったのだろうか

(76)「体制の名士」(notabile del regime)はデ・フェリーチェがジュリアーティを指して用いた表現である。De Felice[1974] p. 209. ジュリアーティについては、Giuriati[1981]. C. チャーノについては、Santini[1993].

(77)Melis[1996] p. 335. 但し、閣議は政府の政策決定の場としての機能を完全には失っていなかった。高橋[2004-05] (1) 14-16 頁、(2) 111 頁。

(78)S. Neumann[1942(1965)] Ch. 3 (邦訳、第3章) ; Lyttelton[1973] pp. 429-432; Woolf [1980] p. 551; Farneti[1972(1989)] pp. 129-137.

(79)。これまでに検討したムッソリーニの構想・戦略に対して、サブリーダーはどのような状況におかれ、いかなる戦略を採っていたのだろうか。本節ではこの問題について考えるために、サブリーダーの地位の変化に関する従来の研究をサブリーダーの排除、「ラスから『高官』へ」の順に検討することから議論を始めたい。

「1932年、最初の10年が終わるそのときに、体制は大きな危機を経験した。」ファシズム期イタリアで外相・司法相・下院議長を務めたグランディ(Dino Grandi)は、第2次大戦後にこのように回想している。彼によれば、「体制」は22年から25年までは「議会による全権の委譲によって正統化された準独裁(semidittatura)」だった。そして、「1925年1月3日〔ムッソリーニが下院で「独裁宣言」を行った日〕から32年までは緊急独裁(*una dittatura di emergenza*)であり、国のほぼすべてによって受け入れられていた。それは「合意」の時代だった。」しかも、「この時期にはムッソリーニは権力を濫用してはいなかった。」32年までの時期は「ファシズムの、いわば黄金時代」だったのである。

だが、「1932年に、緊急独裁はシステムとして確立された独裁に変容した。ファシズムは死んで〔ローマ〕帝政後期の皇帝専制(*un cesarismo da basso impero*)に変容した。」それはグランディたち「高官」の地位低下という形で顕在化した。「1932年にムッソリーニは古くからの衛兵を片づけていった。自分の頭で考えようとした罪によってである。とくに、彼を相変わらず君(*tu*)呼ばわりする古くからの協力者が暇を出された」。その一方で、「ロシア流の党の独裁が始まった。」単一政党である国民ファシスト党(*Partito Nazionale Fascista*)では役職の任命が「上から」行われるようになっており、「もはや会議の産物ではなくなって」いたのである。そして、「いわゆる全体主義国家の教義が生まれ」、「自由

(79)ファシズム期イタリアのサブリーダーに関する研究は盛んに刊行されているが、その大半は特定のサブリーダーに関する伝記研究である。Cordova[1980a] p. 1. 複数のサブリーダーを対象とした研究としては評伝集である同書(とくに、結語である Woolf[1980])や前述の Lupo[2000]のほか、30年代後半の対外政策形成に着目した石田[1991][1994a][1994b]、サブリーダーの出身階層や技能に関する Lasswell/ Sereno[1937]とファシズム研究会編[1985]第1章、スペイン・ポルトガルとの比較研究である Lewis[2002]、主に上下両院議員の分析を行った Musiedlak[2003]などがある。Rochat[1986]の分析も有用。なお、既に述べたように英語圏ではムッソリーニに関する研究が盛んに刊行されるようになったが、近年のイタリアではファリナッチ(Festorazzi[2004]; Vicini/ Dossena[2006]; Di Figlia[2007]; Pardini[2007])、ロッコ(D'Alfonso[2004]; Battente[2005]. Senato della Repubblica[2005]も参照)、アルピナーティ(Dalla Casa[2013])、スコルツァ(Rastrelli[2010])のようなサブリーダーの伝記が相次いで刊行されている。

と祖国」(Libertà e Patria)という標語は「信じ、従い、戦え」(Credere, obbedire, combattere)という標語に取って代わられた。こうして党は活力を失い、「ロシア流の党の独裁」の下で「体制の不可避の衰退」が始まった。このようにグランディは、32年から33年にかけてのサブリーダー排除がムッソリーニ独裁にとって大きな転機だったとしている⁽⁸⁰⁾。

では、なぜこのような事態が生じたのだろうか。従来の研究では3つの角度から説明が試みられてきた。

a. ムッソリーニとサブリーダーとの路線対立

トゥラーティとアルピナーティはムッソリーニの掲げる政策、とくに協同体主義(corporativismo)に基づく経済への介入に批判的であり、ムッソリーニへの進言を繰り返していた。とくにアルピナーティは、党の性格の変化に象徴される統治様式の変容に対しても否定的だった⁽⁸¹⁾。

b. ムッソリーニによるサブリーダーの自立の阻止

ムッソリーニは自らの独裁の確立に努めており、権力の集中を進めるとともに、大衆との間にカリスマ的關係を築くことを目指していた。そのため、自らの地位を脅かしかねないような準拠点の形成や人物の登場を阻止しようと試み、自分の取り巻きが他の有力者や世論を頼ることも快く思わなかった。ルポが指摘するような「行動隊の名士たちに代表される寡頭支配と、ドゥーチェ＝政府首長である人物〔ムッソリーニ〕と一体化した専制との衝突」がサブリーダー排除の背後に存在していたのである⁽⁸²⁾。

c. サブリーダー間の権力闘争の激化

後述するように、トゥラーティの失脚では彼と敵対していたファリナッチが、アルピナーティの失脚ではスタラーチェが大きな役割を果たした。デ・フェリ

(80) Grandi[1985] pp. 357-360; Lupo[2000] p. 429.

(81) De Felice[1974] pp. 205-208, 292-299; Morgan[1980] pp. 511-517; De Begnac[1950] p. 561; Iraci[1970]; Lupo[2000] pp. 366-369. なお、協同体主義(corporativismo)は資本家と労働者の階級協調によって国民全体の生産力を高めることを目指す思想・運動等のことであり、英語では corporatism と訳されている。協同体主義については第4章第1節で改めて論じる。

(82) Lupo[2000] pp. 28, 402-404, 429; Woolf[1980] pp. 553-554; De Felice[1968] pp. 364-365; Id. [1974] pp. 287-300; Lyttelton[1973] pp. 431-432.

ーチェによれば、ムッソリーニは路線対立の存在にもかかわらずトゥラーティやアルピナーティを積極的に排除しようとはしていなかった。だが、彼はサブリーダーの対立の激化を望んでいなかったため、2人の排除に踏み切ったのである⁽⁸³⁾。

これらの指摘はいずれも妥当なものだが、依然としていくつかの疑問が残されている。第1に、ムッソリーニが自らの独裁を確立するために有力サブリーダーを排除したのであれば、なぜ32年までそのような排除が生じなかったのか。第2に、路線対立を抱えていたとはいえ忠実な協力者だったトゥラーティやアルピナーティを排除する一方で、なぜ彼は、当初から反抗的だったファリナッチには手を着けなかったのか。そして第3に、そもそも、なぜサブリーダーの抗争が激化したのか。従来の議論の枠組ではこれらの問いに答えることはできない。サブリーダー排除に代表される権力中枢の再編過程の全貌が未だに明らかになっていないのは、そのためである。

(2) ラスから「高官」へ

このようなサブリーダー排除は、ラスの「高官」への変容の延長上にある現象だと考えられてきた。そこで、次にラスの「高官」化について検討する。以下では、代表的な論者であるウルフ(Stuart J. Woolf)の見解⁽⁸⁴⁾を主に取り上げる。

ウルフによれば、イタリアのファシスト運動はラスが行動隊と呼ばれる実力部隊を率いて各地に権力基盤を築くことによって成長し、権力を獲得するに至った。このような経緯から、イタリアではラスの権力が分散的性格を帯び、共通のイデオロギー的路線も欠如することになった。そのため、政権初期のムッソリーニは党の統制や自らの権威の確立に苦勞させられていた。だが、24年のマッテオッティ危機以降は国家の権威が強化され、党には従属的な役割が与えられることになった。その結果、ムッソリーニに主導権を奪われ、権力の独占を望めなくなったラスは「高官」(gerachi)——ムッソリーニを筆頭とする支配者集団のヒエラルキー(gerarchia)の一員——への転身によって生き残りを図ることになった。だが、彼らは自らの権力基盤を確立できなかった上に、ナショナリスト協会出身者、伝統的権威の代表者、官僚などのような新たな「高官」の台頭にも直面していた。その結果、彼らにとってはムッソリーニの支持が自らの生き残りを左右する決定的な要素になっ

(83) De Begnac[1950] cap. 34; De Felice[1974] pp. 208, 294-300; Lupo[2000] pp. 365-376, 403-404.

(84) Woolf[1980]. この論文はサブリーダーの評伝集である Cordova[1980a]の結論部に当たる。

た。そして、32年から33年には一部の者を除く大部分の「高官」が権威ある地位から遠ざけられることになったのである⁽⁸⁵⁾。

では、なぜラスは決定的な敗北を喫したのだろうか。この点に関連して、ウルフはラスの敗因を3つ挙げている。第1に、ラスの権力は分権的であり、彼らの指向も党内の権威も分裂状況にあったため、彼らは政府の戦略に対抗して共通の戦略を採ることができなかつた。第2に、ムッソリーニ神話の存在によってムッソリーニとファシズムが同一視されていたため、ファシズムに打撃を与えない形でムッソリーニに立ち向かうのが困難だった。第3に、ラスは行動隊で活動した部下たちの地位を向上させて、彼らを満足させることができなかつた。その結果、ラスたちは影響力の源泉である地方の支持を失ったのである。とはいえ、すべてのラスが退場に追い込まれたわけではなく、「高官」になって生き残った者もいた。ウルフによれば、その条件は2つ存在した。1つは地方の権力基盤、もう1つは新聞の統制である。行動隊出身者だけではなく地方の名望家や産業界などとも密接な関係を築き、さらには新聞の保有によって政治についての発言の場を確保していることが、ラスの生き残りの不可欠の条件だったのである⁽⁸⁶⁾。

以上のようなウルフの議論から浮かび上がってくるのは、サブリーダーの政治的資源の性格が彼らの命運を規定したということである。ウルフによれば、サブリーダーが活用できた主な資源は、ラスとして地方に築いた行動隊の組織力、地方の支配層との結びつき、そして新聞に代表されるコミュニケーション手段である。だが、これらの資源はムッソリーニに対抗する上で十分なものではなかつた。しかも、サブリーダーの資源は地域ごとに分散していたため、他のサブリーダーを結集する上でも役立たなかつた。それゆえ、彼らは団結してムッソリーニに立ち向かうことができなかつた。サブリーダーの資源は一部の者が「高官」として生き残る上では有用だったとしても、それ以上の役割を担うことはできなかつたのである。

このように、サブリーダーは社会との結びつきを資源として政治的影響力を行使していたが、社会とのつながりが希薄になるにつれて影響力を失っていったというのがウルフの描いた図式である。この図式は、各種組織に関する彼の議論と軌を一にしている。ウルフ

(85) Woolf[1980] pp. 551-553, 557. マッテオッティ危機は24年総選挙後に発生した政治危機。ファシスト党の暴力行為や政府の選挙干渉を批判した統一社会党のマッテオッティ議員(Giacomo Matteotti)がファシストによって6月に殺害されたのをきっかけに、主要野党が議会を離脱。12月下旬には国防義勇軍の一部がムッソリーニのもとに押し掛けるなど、「非妥協」派ファシストの実力行使も始まり、翌年1月の「独裁宣言」の引き金になった。De Felice[1966] Cap. VII (sp. pp. 681-730); Id.[1968] pp. 4-31; Lyttelton[1973] Ch. 10.

(86) Woolf[1980] pp. 554-557.

によれば、「下部の権力の台頭を妨げようとする意図的な政策」の結果、「体制はあらゆる現実的な内実を徐々に奪われた。」ファシストの労働組合は党に全面的に従属させられ、自律性の芽を摘まれた。28年に生じた、組合指導者ロッソーニ(Edmondo Rossoni)の敗北は「体制にとっては、時間を掛けて真の民衆的基盤を獲得する1つの可能性が決定的に閉ざされた」ことを意味していた。このことはファシスト党にも当てはまった。26年から30年まで党書記長を務めたトゥラーティは、党や系列組織が毛細管状の組織を通じて社会に浸透することを企て、後任のジュリアーティ(Giovanni Giuriati)は党が新世代・エリート養成の担い手になるべきだと考えていた。だが、そのために規律強化や大規模なパージが推進された結果、熱意のある初期からのファシストは党から遠ざけられることになった。その結果、これらの組織は熱狂や献身的姿勢を引き出すのに不可欠な自律性を失い、広汎で能動的な合意を築くことができなくなった。そして、「体制」はイタリア社会から遊離し、ポッターイ以外の「高官」にとっては修辭が現実にとって代わるようになっていった。「彼らはイタリア人民の生から完全に孤立し、自分たちの皇帝の宮廷で互いに陰謀を企てていた」のである⁽⁸⁷⁾。

以上のようなウルフの議論は、サブリーダーの地位の変化や「宮廷陰謀」とされる事象の背景を党・大衆組織や社会との関係に着目して位置づけた代表的なものである。だが、彼の議論にもいくつかの難点がある。第1に、この議論は党や大衆組織の空洞化・「非政治化」を前提としており、現在から見ると必ずしも妥当ではない。第2に、サブリーダーの資源はウルフが挙げたものに限られない。第3に、ウルフはムッソリーニの資源については本格的に検討していないため、サブリーダーの資源の相対的な位置づけを明らかにできていない。そして第4に、ウルフ自身が認めているように、サブリーダーが「イタリア人民から遊離し、ローマ性の修辭に浸り、腐敗が染みついた体制の官僚機構の巨大な繁みにおけるクライエンテリズム的引き立ての仲介者になっていた⁽⁸⁸⁾」のであれば、彼らは「クライエンテリズム的引き立て」を通じて社会とつながっていた可能性が高い。従って、サブリーダーが「人民から遊離」していたと簡単に片づけることはできないだろう。

このように考えると、「ラスから『高官』へ」と呼ばれる事象に関する従来の理解には問題があることが分かる。この事象は、サブリーダーの資源や社会とのつながりの消滅ではなく、そのあり方の変化の帰結として捉え直すべきなのである。

(3) 「高官」の類型と資源

では、サブリーダーはどのような資源を有していたのか。そして、そのあり方はどのよ

(87) Ibid., pp. 554, 558-561.

(88) Ibid., p. 560.

うに変化したのか。この点について考える上で参考になるのが、ロシヤ (Giorgio Rochat) による「高官」の分類である。彼によれば「高官」は以下のように分類できる⁽⁸⁹⁾。

1. 「真の固有の政治的基盤を持たない高官」：威信に依拠
 - ・ナショナリスト協会出身者：フェデルツォーニ (Luigi Federzoni)、ロッコ
 - ・「行動隊出身ではないファシスト」：デ・ボーノ (Emilio De Bono)、C. チ
アーノ (Costanzo Ciano)

2. 「ファシズムの直接的統制の外にある勢力・制度の代弁者」
 - ・工業界・金融界の関係者：ベッルツォ (Giuseppe Belluzzo)、ベンニ
(Antonio Benni)、ヴォルピ (Giuseppe Volpi)
 - ・軍人
 - ・省庁の（あるいは省庁官僚機構と密接につながった）専門家 (tecnici)：ボ
ッキニー (Arturo Bocchini)

3. 「行動隊の出身者」：21～22年に領域的基盤を築き、広汎な権力を行使
 - ・「自らの威信と《専門特化》 (specializzazione) によって保障された全国的役
割に立脚点を求めて、領域的基盤を放棄した高官」：グランディ、ボッタ
ーイ、スタラーチェ
 - ・「望んで、あるいは失敗によって全国的地平を離れ、自らの手段・能力に
見合った県レベルの権力で我慢せざるをえなかった、総じてより無名な高
官」
 - ・「重要な全国的役割と自らの県における覇権とを両立させることができた
高官。但し、少数である。」：33年までのアルピナーティ、バルボ、ファ
リナッチ (Roberto Farinacci)

第1類型は威信、第2類型はファシズム外の勢力・制度との結びつき、第3類型は領域的基盤を主な資源とするサブリーダーであり、この3つの類型はそれぞれのサブリーダーの資源に対応したものだと言える。ウルフが主に第3類型「行動隊の出身者」に焦点を当

(89) Rochat [1986] pp. 203-205.

て「ラスから『高官』へ」という現象を論じたのに対して⁽⁹⁰⁾、ロシヤはそれ以外の資源のあり方に着目するとともに「行動隊の出身者」を3つに分類し、ラスから「高官」へと至る経路が多様だったと指摘したのである。

ロシヤの議論でとくに重要なのは、グランディやボッターイが「領域的基盤を放棄」した代わりに「威信と《専門特化》」によって全国的な役割を確保していたとされている点である。このことは、彼らの資源が「領域的基盤」から「威信と《専門特化》」に移行したことを意味している。では、「領域的基盤」と「威信と《専門特化》」はそれぞれ資源としてどのような特徴を有していたのだろうか。次項ではこの問題について検討したい。

(4) 威信

既に述べたように、各地で領域的基盤を築いたラスたちは地方の基盤を放棄して中央の政治に参入し、全国レベルで活動を展開するようになった。だが、全国レベルで取り立てられたからといって、彼らが全政策領域にわたる影響力を確保できたわけではない。それどころか彼らは得意分野や自分の希望する領域に進出できるとも限らなかった。例えば、バルボは行動隊の有力指導者として全国的に勇名を馳せ、「軍事指導者」としてのイメージや威信を築くことに成功した。だが、彼が25年に任命されたのは全く不案内な国民経済次官だった。26年には空軍次官に起用されるが、準軍事組織の専門家であるバルボには正規軍、とくに空軍とのつながりはほとんどなかった⁽⁹¹⁾。それでも、バルボにとってこの起用は政策形成過程への参入の唯一の足掛かりだった。ムッソリーニの引き立てに依存している以上、サブリーダーは与えられた専門領域に特化して、その範囲内で活躍の場を

(90) ウルフは「《真の》ファシスト」と「ファシスト国家の代表者」の2種類の集団が存在したと指摘し、前者の例としてはバルボ、グランディ、ファリナッチ、ボッターイ、スタラーチェなどのラスとともにデ・ポーノの名を、後者の例としてはフェデルツォーニ、ロッコ、セルピエーリ、ボッキーニ、ヴォルピの名を挙げている。従って、前者がロシヤの第3類型「行動隊の出身者」と第1類型の「行動隊出身でないファシスト」に、後者が第2類型「ファシズムの直接的統制の外にある勢力・制度の代弁者」と第1類型の「ナシヨナリスト」に対応すると考えられる。ウルフは、「《真の》ファシスト」の多くはプチブル層出身で1880年代後半から90年代の生まれだったのに対して、「ファシスト国家の代表者」は富裕層の出身で1875年から90年の生まれだったと両者の違いを指摘しているが、「ファシスト国家の代表者」についてはこれ以上踏み込んで分析していない。Woolf [1980] p. 557.

(91) De Felice[1968] pp. 95-96, 318-320; Guerri[1984] pp. 31-32, 182-190; Rochat[1986] pp. 121-123; Segrè[1987] pp. 23, 148-149; 拙稿[2005].

広げていくしかなかった。

このような状況に置かれたサブリーダーは、自分が基盤とする機関の勢力拡大に力を注ぐことになった。そして、彼らは自分の機関の権限強化のために互いに争い、ムッソリーニに頼って他のサブリーダーの影響力を殺ぐことをも試みた。こうして、サブリーダーはムッソリーニへの依存をますます深めていったのである⁽⁹²⁾。

とはいえ、この時期の有力サブリーダーたちは、ムッソリーニにへつらう臣下とは程遠い存在だった。彼らはムッソリーニへの従属から脱却し、彼に対して影響力を行使することさえ画策していた。そして、そのために有用なのが威信だった。威信は公的地位と違ってムッソリーニによって与えられたものではなく、また組織力と違って法や警察力による統制が難しいので、ムッソリーニによって奪われにくい独自の政治資源となる。このため、威信を高めればムッソリーニに対する影響力を強め、それを通じて他のサブリーダーよりも優位に立つことができた⁽⁹³⁾。威信を高めるにはそれなりの業績をあげるか、あるいは自らが有能であることを示し、しかもその業績・能力を広く知らしめることが不可欠である。自由になる政治的資源がほとんどない状況においては、与えられた公的地位を基盤として顕著な業績をあげるのが、威信強化のための最も効果的な戦略だったのである。

(5) 専門特化と組織化

「高官」になったサブリーダーは与えられた公的地位を基盤として、威信の強化を試みた。だが、威信の強化にとって有利な地位と不利な地位があったことは見逃せないだろう。では、威信を強める上ではどのような公的地位が有用だったのか。

第1の条件は、その公的地位が重要な政策領域に関連していることである。どれほど業績を上げたとしても、その成果がまったく知られていないのであれば意味がない。従って、業績を党・政府が広く宣伝してくれるような分野の役職でなければ、威信の強化にはつながらないのである。

第2の条件は、成果を自分1人の業績にできることである。仮に成果を上げたとしても、党・政府がそれを組織の成果として宣伝するのであれば威信の強化にはつながりにくい。トップが目立ちやすい組織を手中に収めるのが効果的な方策だったのである

第3の条件はサブリーダーの技能に関わる条件である。顕著な業績を上げたいのであれば、自分の得意分野を担当するのに越したことはない。だが、多くのラスは特段の政策能力を持たずに政界入りした。従って、彼らの多くには得意な政策分野がなかった。しかし、彼らはラスとして実力を行使して地域支配を確立してきたのであり、組織化、とりわけ暴

(92) Lupo[2000] pp. 240, 402; E. Gentile[1995] p. 144; Woolf[1980] p.554; 拙稿[2002]第2章。

(93) サブリーダーの政治資源については、福田[2000] 5-6 頁; Rochat[1986] pp. 203-205.

力の組織化には長けている者が多かった⁽⁹⁴⁾。しかも、組織を通じて大衆を再び包摂しようとするムッソリーニ政権にとって大衆の組織化⁽⁹⁵⁾は重要な政策課題であり、組織化の分野での成功は大いに宣伝してもらえ可能性が高かった。組織化に関わる公的地位は、威信強化を望むサブリーダーにとって最適の役職だったのである。

では、組織化に関わる分野としては主にどのようなものがあったのか。

a. 国制／経済制度改革

第1の分野は組合を通じての組織化に関わる領域、すなわち協同体法制に関わる領域である。この分野は職能代表制導入という形で国制の改革や党・政府関係の構想とも連動していたため、その法制化のあり方はムッソリーニや多くのサブリーダーにとって重大な関心事だった。主な改革としては、28年の下院改革と大評議会の「憲法化」、29年の大評議会法改正と党規約改正、30年の協同体全国評議会改革を挙げることができる。このうち、大評議会関連の措置と党規約改正は、党と政府のいずれが「革命」の指針設定や政策決定を担うのかに関わる重要な改革である⁽⁹⁶⁾。下院改革と協同体全国評議会改革は職能代表導入の第一歩として行われた改革であり、その過程ではファシスト労組の位置づけも争点になった。

b. 青年／教育問題

「待ち続ける全体主義」の成否を左右するのが青年のファシスト化だった。この問題は「革命」を担う機関を実際に動かす人間と、その活動の受け手となる人間の養成に関する争点でもあったため、やはり多くのサブリーダーがこの青年／教育問題に無関心ではいられなかった。29年には党系列の青年団体であるバリッラ事業団（ONB）が政府に移管されるなど、青年／教育政策は党と政府との間でも争点化していた⁽⁹⁷⁾。カトリック教会も信徒組織のカトリック活動団を通じてキリスト教原理の教育・実践に努めており、この問題はカトリック陣営との間で

(94) ファシスト体制下のエリートの技能分析については、高橋[1997] 159-161 頁; Lasswell/ Sereno[1937].

(95) E. Gentile[2002(2003)] pp. 148-155, 163; 北原[1978][1995][2008].

(96) 本稿では、複数の政策領域に関わる基本方針、および各政策領域の基本方針の設定を、「指針設定」と呼ぶ。個々の具体的な政策については、「政策決定」の語を用いる。

(97) 30年代には、党と政府の管轄争いが激化する。Aquqrone[1965] pp. 180, 266-267

も大きな争点になった⁽⁹⁸⁾。

このように国制／経済制度改革における対立は党・政府・労組の間で、他方、青年／教育問題をめぐる対立は党・政府・教会の間で生じていた。このうち、労組の位置づけをめぐる争いにおいては、労組への主導権をめぐる党と政府の争いが大きな比重を占めた。従って、労組の問題は、党と政府の対立に関連する争点と見なすことができる。そこで本稿では、党・政府・教会の3つの要素に着目するとともに、組織化を目指す政治権力と組織化の受け手になる「普通の人びと」との関係にも射程を広げながら、議論を進めることにしたい。

(6) カリスマ的威信——「空の英雄」バルボとスポーツ——

ところで、「普通の人びと」にとってサブリーダーは決して身近な存在ではなかった。その上、国制／経済制度改革も「普通の人びと」には縁がなく、旧世代にとっては青年／教育問題も身近なテーマとは言いがたい。つまり、サブリーダーが公的地位を利用して顕著な業績を上げたとしても、多くの場合、それは「普通の人びと」とは無関係な話だったのである。このように考えると、サブリーダーの威信の及ぶ範囲はそれほど広くはなかった。彼らの威信は、メディアを駆使して全国規模でイメージ戦略を展開していたムッソリーニの威信とは比べるべくもなかったのである。

しかし、例外的にムッソリーニに対抗しうる威信の持ち主も存在した。例えば、21年の平和協定をめぐる危機⁽⁹⁹⁾でムッソリーニを追い詰め、その後も強硬派の雄として存在感を保ち続けたファリナッチとバルボである。彼らのカリスマはムッソリーニにとって脅威だった。第1章で述べたように、近年の研究ではムッソリーニの「カリスマ的権威」が注目を集めているが、ムッソリーニはカリスマの側面においてバルボやファリナッチと競合していたのである。

このように考えると、威信にはムッソリーニに対抗しうるカリスマ的威信と、そうではない非カリスマ的威信があったことになる。そしてカリスマ的威信を持つ2人の存在は、ムッソリーニの戦略に大きな影響を与えたのである。

では、2人の有力サブリーダーはいかなる戦略を採っていたのか。「普通の人びと」と

(98) 村上[1989] 37-85, 237-239 頁; Binchy[1941(1970)] pp. 497-502. 青年／教育問題をめぐる「和解」までの両陣営の対立については、De Felice[1968] pp. 399-414; 田辺[1985] 279-281 頁; Binchy[1941(1970)] pp. 160-166. 統一以降の「国家・教会関係」については、*Ibid.*, pp. 3-70.

(99) De Felice[1966] pp. 148-178; Lyttelton[1973] pp. 55-76; E. Gentile[1989] Cap. IV, V.

の関連で注目すべきなのがバルボの戦略である。彼は「普通の人びと」にも分かりやすい、スポーツの分野に活路を見出していた。そして、スポーツは単に分かりやすいだけではなかった。それは青年／教育問題と密接に関連しており、ファシストにとっては重要な領域だったのである。

そもそもファシストは戦争や暴力に価値を見出していた。そして彼らはスポーツのなかに戦士養成・軍事教練のための「銃撃なき戦争」を見出していたのである。また、イタリア国民の再生を掲げるファシストにとって、スポーツはイタリア人を肉体・精神の両面において再生させ、「新たなイタリア人」をつくるための重要な活動でもあった。他方、大衆の余暇事業の組織化においては、テイラー主義的な労働力・労働意欲回復の手段として、半ば気晴らしも兼ねてスポーツを行わせることが有用だと考えられていた。こうして、多くのサブリーダーがスポーツの領域にも関心を抱くようになった⁽¹⁰⁰⁾。

だが、サブリーダーがスポーツ政策に関心を抱くようになったのには他にも理由があった。そもそも、近代スポーツは「激しい戦いの緊張のありうべき達成と肉体的傷害に対する正当な保護とのバランスを保証する一定のルール」に則って行われる「比較的暴力をともしなわれないような肉体的な戦闘形態」であり、「だれかが重傷を負う可能性を最小限に減らす」「模倣的戦争」である。そして、スポーツに携わる者には自己規律や「フェアプレー」の精神が求められ、もし定められたルールに違反したり「フェア」でない行為を行った場合には制裁の対象になるのが通例である。そして、このような特徴を持つ近代スポーツの登場は、政治的闘争が暴力ではなく共通の規則に基づいて行われる時代の到来に対応するものである。エリアス(Norbert Elias)によれば近代スポーツの誕生も政治的闘争の変化も、国家機構が暴力を独占し、暴力の行使が抑制されるとともに暴力に対する嫌悪感が

(100) Martin[2004] Ch 2; Fabrizio[1976] Parte I, Cap. 3, Parte II, Cap. 2; De Grazia[1981]. この問題と密接に関係する「男らしさ」については、伊藤公雄[1993][1997][2004]; 井上／亀山[1999]第6章. なお、スポーツの組織化自体はファシスト特有ではなく、ファシズムの登場以前から他の政治的党派によって着手されていた。De Grazia[1981]; ブルデュー[1986] 63-64 頁; Hoberman[1984].

広まったことによって説明できるのである⁽¹⁰¹⁾。

ファシストは暴力の行使によって地域支配を確立し、政権獲得後も暴力を賛美し続けた。暴力は行動隊出身の「黒シャツ」にとってはアイデンティティの核だったのであり、次世代のファシストを養成する際にも暴力や戦闘の賛美は前提とされていた⁽¹⁰²⁾。従って、暴力が抑制され、暴力に対する嫌悪感が高まった状況とは対極にあるように見えるかもしれない。だが、既に検討したように、ラスが行動隊を率いて実力行動に訴える道は次第に閉ざされていった。たしかに暴力は賛美されていたが、それはあくまでも過去の暴力や象徴的な暴力の賛美だった。現実の暴力はサブリーダーの手を離れ、政府機構の統制下に置かれていたのである。このような状況で彼らに残されたのが象徴的な暴力の組織化である。それが象徴的な行動隊である国防義勇軍と、象徴的な戦闘行為であるスポーツだった。国家機構による暴力の独占が契機になって近代スポーツが登場したように、ファシズム期イタリアでも暴力の独占が契機になってスポーツがいつそう重視されるようになったのである。

(101) エリアス／ダニング[1986]; 同[1995]序論、第3、4、8章（とくに37-48、218、239、337-338、348-351頁）；ダニング[2004]第2、3章；井上／亀山[1999]序論、第4章；西山[2006]168-177頁；グットマン[1997]3-5頁。エリアスのスポーツ社会学については、Giulianotti[2004]；多木[1995]27-45頁。本稿では競技スポーツ、体操、ブラッディ・スポーツ（拳闘・闘鶏・闘犬などのように流血が不可避であるもの）などをとくに区別せずに議論を進める。なお、エリアスとダニングは社会における機能的分業が相互依存をもたらし、その結果、業績原理や自制が広がったことが近代スポーツの登場につながったのであり、その条件がなかったドイツではスポーツよりも体操（トゥルネン）が礼賛されるようになったとしている。エリアス／ダニング[1995]348-351頁；ダニング[2004]80-81頁。エリアスは機能的分業の発生を帰属原理から業績原理への転換と結びつけているので、彼の議論をパトロネージ論や独裁論と接合するのは可能だと思われるが、この点についての検討は今後の課題としたい。中東欧の体操については、福田[2002]；有賀[2002]；グットマン[1997]第7章。ブラッディ・スポーツについては、松井[2000][2002][2007]；稲垣／谷釜[1995]110-114頁。スポーツ史研究の中核をなすイギリス・スポーツ史については、マッキントッシュ[1991(2001)]；ハーグリーブズ[1993]。

(102) 桐生[2002]223-224頁；Lupo[2000]p. 159；E. Gentile[2002(2003)]pp. 149-153；Marchesini[1976]；Koon[1985]。

このようにスポーツ⁽¹⁰³⁾に関心を持つ者は多かったが、それを威信強化に活用した代表格はやはりバルボだろう。彼は 20 年代には空軍次官を務めており、後に大臣に昇格する。空軍はムッソリーニ政権下で創設された組織であり、ファシストは飛行を危険でスリルに満ちたモダンな行為として称揚していた。このため空軍は伝統指向の強い陸海軍よりも「ファシスト的」な存在と見られていた。バルボはこの空軍を自らの基盤として活用することを目指し、空軍・空軍省の組織防衛と地位向上に全力を注ぎ、陸海軍とは異なる模範的・「ファシスト的」な軍に育て上げることを提唱した。他方、イタリア空軍は航空機レースでの活躍や各種記録の樹立で知られる多くの世界的「スター」(diva)を抱えていた。だが、彼らの活躍はバルボにとって両刃の剣だった。「スター」が威信を高めれば、空軍生え抜きでないバルボの地位は相対的に弱まる。そこで彼は「スター」の個人プレイを抑えた上で、大衆の時代にふさわしい組織飛行、すなわち編隊飛行の組織化に着手し、28 年に西地中海周遊と英独訪問、29 年には東地中海周遊を成功させた。バルボは編隊飛行成功の名誉を確実に独占するためにこれらの編隊飛行に直接参加して、訪問先では要人との会談や各種式典への出席をこなし、インタビューにも応じた。さらに、28 年に飛行船イタリア号が北極点への飛行中に行方不明になった際には、バルボは捜索・救出活動への参加を願い出ている。彼はムッソリーニ宛の手紙に「政府メンバーの出発は、あらゆる機会に乗じて我々を攻撃する国外の反ファシストに大いに感銘を与えるだろう」と記しており、自分が飛行に参加することが宣伝上重要な意味を持つことを認識していたのである。平時⁽¹⁰⁴⁾の軍には成果を披露する場がなかったが、彼は象徴的な空中戦の組織化とスタンドプレイとを組み合わせることによって「見せ場」をつくり、カリスマ的威信を誇る「スター」の

(103) ファシズム期に発行されていた *Lo Sport Fascista* 誌には飛行機レースや航空行政・航空機産業に関する論説・記事が多数掲載されており、飛行機操縦がモーター・スポーツの一種だと考えられていたことが窺える。なお、飛行機操縦への関心の高まりは美術の分野にも影響を与え、「航空絵画」「航空彫刻」などの運動を生み出すことになった。太田 [2011][2013].

(104) トリポリタニア（リビア西部）とキレナイカ（リビア東部）では植民地の「再征服」が行われていたが、空軍省はこの戦いにほとんど関与していなかった。植民地の「再征服」については、Evans-Pritchard [1949] Ch. VII.

地位を手に入れたのである⁽¹⁰⁵⁾。

他のサブリーダーはバルボほどの成功を収めることはできなかった。航空分野については空軍のほかに競合する組織が存在せず⁽¹⁰⁶⁾、また、飛行機操縦がその性質上、スタンドプレイに適しているという点でバルボは非常に恵まれていたのであり、その意味で彼は例外的な存在だった。もともとカリスマ的威信の持ち主という例外的な存在だったバルボは、こうしてさらに自らの威信を高めることができた。だが、彼にとってカリスマ的威信は「両刃の剣」だった。ムッソリーニはカリスマ的威信の面で競合するバルボを警戒していた。そしてバルボの威信が頂点に達したとき、ムッソリーニの警戒心もピークに達することになる。

これに対して、バルボ以外のサブリーダーはスタンドプレイよりも青年や成人スポーツの組織化に力を注ぎ、その組織化の成果によって威信を高めるしかなかった。だが、他に競争相手のいなかった空軍とは異なり、これらの分野ではさまざまな組織が競合していた。こうして、国制／経済制度改革や狭義の青年／教育問題だけではなく、スポーツの分野でも組織化の主導権をめぐるサブリーダーの対立が生じることになった。カリスマ的威信を持たないサブリーダーたちはこの分野でも激しい抗争に突入していく。

本章ではムッソリーニとサブリーダーの構想・政治的資源・戦略について分析した。第1節ではムッソリーニとサブリーダーの相互作用の場を「頂上政治」と名付け、それが社会と無縁な「閉じた」領域ではなかったことを示した。「普通の人びと」は政府機構、党機構、教会系列機構の3方向からの浸透の試みに直面していた。そして、これらの3系列の地方機関は、それぞれの上位機関の動向に大きく左右された。「頂上政治」の動向はこ

(105) 拙稿[2004][2005]; Di Giovanni[2004]; Alegi[1989]; Rochat[1979] Cap. II, IV, V, pp. 115-123; Id.[1986] pp. 389-393; Guerri[1984] pp. 216-227, 254, 272-273; Segrè[1987] Ch. 8, 9; Fabrizio[1976] pp. 68-71; A. Salvetti, 'Ali d'Italia dominatrici', *Lo Sport Fascista*, a. 1, n. 1 (giugno 1928); 'Come si diventa aviatori. L'Accademia aeronautica di Caserta', *Ibid.*, a. I, n. 3 (agosto 1928); G. Tonelli, 'FERRARIN A TORINO. prima e dopo il grande volo', *Ibid.*, a. I, n. 5 (ottobre 1928); G. Cucco, 'Italo Balbo, il volatore', *Ibid.*, a. I, n. 7 (dicembre 1928); A. Parboni, 'Ali italiane in Oriente', *Ibid.*, a. II, n. 6 (giugno 1929); I. Balbo, 'La potenza aerea dell'Italia', *Ibid.*, a. VI, n. 6 (giugno 1933); ACS, SPDCR, b.54, fasc.278/R, <<Balbo S.E. dott. Italo>>, sotf.1, <<Balbo, Sottosegretario di Stato per l'Aeronautica>>; sotf.2, <<Balbo, Ministro per l'Aeronautica>>; PPM, c. 468, n. 035715-16.

(106) 但し、空軍は陸軍航空隊・海軍航空隊の指揮権をめぐる陸海軍と衝突していた(空軍力統合問題)。Rochat[1979] Cap. V.

のような形で「普通の人びと」に影響を与えていたのであり、「頂上政治」は決して社会と無縁な「宮廷陰謀」の場ではなかったのである。

第2節ではムッソリーニの構想を取り上げ、彼が「頑固者の世代」と呼んだ旧世代のファシスト化には期待していなかったこと、新世代の成長を待つ姿勢を鮮明にしていること、新世代の成長まで政権が「持ちこたえる」ことを最優先の課題にしていたことを明らかにした。このようなムッソリーニの構想は短期的な全体主義化を目指すものではないが、「被支配集団を支配集団に同化することを目指して、多様性の消滅を公然と掲げる政治体制」という全体主義体制の定義には合致している。本稿ではこの構想を「待ち続ける全体主義」と名付け、それが危険性のない集団を放置する「選択的全体主義」と同じ論理に支えられていたことを示した。ムッソリーニは長期的な全体主義化のためには政権の存続が不可欠だと考え、短期的な全体主義化を断念したのである。

第3節ではムッソリーニの政治的戦略として政府首長独裁の路線を取り上げた。ムッソリーニの政治的資源、とりわけ公的地位は脆弱なものだった。彼は政府首長としては国王と大評議会に対抗できず、党の長ドゥーチェとしては党を統率できていなかった。そこでムッソリーニは自らの威信と政府首長の権限を強化し、国王と大評議会、そして党に対する優位を確立しようと企てた。イタリア・ファシズムの国家至上主義は必ずしも政府の優位・権限拡大を意味するものではなかったが、ムッソリーニは「国家」と政府との同一視を推し進め、国家至上主義と政府首長独裁とを結びつけたのである。

第4節ではサブリーダーに目を転じ、彼らの政治的資源と戦略について検討した。従来の研究によれば30年代前半のサブリーダー排除は「ラスから『高官』へ」と呼ばれる現象の延長にある。ファシスト運動の指導者は実力部隊を率いて各地で権力基盤を築き、ラスと呼ばれていた。やがてムッソリーニが主導権を握るようになると、ラスたちはムッソリーニを筆頭とするヒエラルキーに組み込まれた「高官」に転身する。その際、一部のラスは領域的基盤に代わって、威信を新たな政治的資源とするようになった。彼らはムッソリーニから与えられた公的地位に専門特化して、そこを拠点にして自らの威信を高め、影響力を増大させようとしたのである。組織化、とりわけ国制／経済制度改革と青年／教育問題に関わる地位はその目的に最も適した役職だった。ムッソリーニに対抗できるほどの威信を持たないサブリーダーたちはこれらの分野で互いに競合し、激しい抗争に突入する。他方、ムッソリーニに匹敵するカリスマ的威信を持つバルボは、その威信を高めることによってムッソリーニにいつそう警戒されることになる。

以上の分析から明らかになるのは、30年代前半の展開を理解するには、ムッソリーニとサブリーダーの政治的資源と戦略、そしてその変遷を理解することが不可欠だということである。

既に述べたように、ファシスト運動は各地に自律的な基盤を築くことで大規模な運動体

へと成長した。その後、各地の運動指導者は中央に進出することになった。従って、サブリーダーの政治的資源の変遷を辿るには、「地方から中央へ」と議論を進めなければならない。そこで第3章では地方政治史に焦点を当てる。この章ではボローニャ県におけるアルピナーティの支配の分析を通じて、サブリーダーの領域的基盤の特質とその限界を明らかにし、彼らの中央への転出の意味について論じることにはしたい。続く第4章では中央に目を向ける。この章では、アルピナーティが内務次官に起用されるなど、サブリーダーの地位に変化が生じる 29 年9月の内閣改造までの時期を対象として「頂上政治」の展開を辿り、ムッソリーニが直面していた状況を明らかにする。そして第5章以降では内閣改造後の「頂上政治」に焦点を当て、ムッソリーニとサブリーダーの政治的資源とそれにまつわる戦略の変遷を跡づけることにしたい。

第3章 ラス支配——ボローニャ・ファシズムとレアンドロ・アルピナーティ——

第3章以降ではサブリーダーが激しい抗争に至った経緯とその原因を明らかにする。まず、第3章では1920年代におけるサブリーダーの政治的資源について、地方政治史の展開を中心に論じることにはしたい。具体的には、特定の地域のラス支配(rassato)に焦点を当て、ラスにとって中央への進出がどのような意味を持ったのかを明らかにする。事例としては、のちに青年／教育政策の責任者の1人になったボローニャ県のラス、アルピナーティの例を取り上げる。ロシヤは「重要な全国的役割と自らの県における覇権とを両立させることができた高官。但し、少数である。」と述べ、これに該当するサブリーダーとしてファリナッチ、バルボとともにアルピナーティの名を挙げている⁽¹⁾。だが、アルピナーティはファリナッチやバルボとは大きく異なっていた。強硬派の指導者として支持を集め、ムッソリーニに対抗できるようなカリスマ的威信を誇った2人とは異なり、アルピナーティは人々を駆り立てるカリスマ的リーダーとは正反対の存在だった。スポーツへの取り組みでも、アルピナーティはスタンドプレイではなく組織化を重視していた。カリスマ的威信を持たない「普通の」サブリーダーは組織化や大衆スポーツに活路を見出したが、彼はその代表格だったのである。それゆえ、第3章ではアルピナーティとボローニャ県に焦点を当て、彼の内務次官起用までの時期の政治過程を跡づけることにする。

この地のファシスト運動は、バルボのフェッラーラ県と並ぶポー川流域の代表的事例としてしばしば取り上げられてきた。だが、早い段階でバルボの支配が確立したフェッラーラと異なり、ボローニャには複数の有力なラスが存在していた。このため、アルピナーティは他のラスとの競合のなかでラス支配を形成せざるをえなかった。このように同じ県内でラス同士が競合していたことがラス支配の性格を規定し、その結果、アルピナーティの中央への転出が必要になったことを明らかにしていく。そして最後に、ラス支配を中央・地方関係の歴史的变化の中に位置づけ、それが中央と地方の棲み分けに立脚した地域支配だったことを示す。

史料としては、ローマの国立中央文書館所蔵のドゥーチェ特別秘書文書(Segreteria Particolare del Duce)と内務省公安文書、国立ボローニャ文書館所蔵の県知事官房文書、および『アッサルト』紙と『レスト・デル・カルリーノ』紙を主に使用する。

(1) Rochat[1986] pp. 203-205.

第1節 ポー川流域におけるファシスト運動の勃興

(1) 自由主義期の中央・地方関係

第1節では、ボローニャ・ファシズムの興隆と運動内部におけるアルピナーティの台頭をより広い文脈に位置づけるために、ポー川流域におけるファシスト運動の勃興の過程を中央・地方関係に着目しながら概観する。

自由主義期のイタリアにおいてはトラスフォルミズモ(trasformismo)と呼ばれる多数派形成の技術・手法が成立していた。トラスフォルミズモとは、新国家の正統性を否認する社会主義勢力とカトリック勢力に対抗して、「穏健で進歩的」な自由主義勢力(自由派 liberari)を大同団結させるべく続けられた多数派形成のための活動、および、その際に用いられた手法のことである。政府は自らが持つ資源を多くの勢力に配分することで、地域的・文化的に多様な背景を持つ議員を政府支持の多数派に「変移」(trasformarsi)させていた。こうして、議会は個別的な利害を調停する「手形交換所」(una camera di compensazione)に変貌し、個々の議員は政府・行政機構に大きく依存する存在になっていった。そして、彼らは政府から得た資源を分配することで有権者の支持を確保していた。このようにトラスフォルミズモとクライエンテリズムは相互補完の関係にあったのである⁽²⁾。

その後、世紀転換期に「体制外」の「最左派」(急進黨・共和黨・社会黨)をはじめとする政治・社会運動が活性化すると、トラスフォルミズモは機能不全に陥る。だが、「体制内」左派と「最左派」の連携によって主導権を握ったジョリッティ(Giovanni Giolitti)は、やがて政府支持の中道多数派の再生に着手していった。彼は個別の地域的利害を満足させることで保守的な勢力の支持を確保するとともに、社会政策の推進によって「最左派」やカトリック勢力の穏健派を取り込み、「左に向って開かれた流動的な中央多数派」を築くことに成功した。ジョリッティは政府の資源を用いて政府支持派を形成するというトラスフォルミズモの手法を復活させただけでなく、社会主義勢力やカトリック勢力の穏健派にもその対象を拡大したのである⁽³⁾。

このような「スーパー・トラスフォルミズモ」が可能になった背景としては行政のあり方の変化を挙げることができる。1880年代末から90年代にかけて首相を務めたクリスピ

(2)馬場[1979a] (一) 15-24頁; 同[2007]; Musella[2003] pp. 44-70, 85 (sp. pp. 44-49); Carocci[1992] pp. 14-16; Sabbatucci[2003] pp. 21-32, 43-55; Shefter[1977] pp. 442-443.

(3)馬場[1979a][1988]; 同[2007] 35-36頁; 村上[1989]第2章; Musella[2003] pp. 65-95; E. Gentile[2003c] pp. 135-151; Maier[1975] pp. 25-26; Corner[2002b] pp. 22-28.

(Francesco Crispi)の下では内務省をはじめとする行政機構の整備が行われるとともに、行政全般の集権化が試みられた。その後、ジョリッティ時代には社会問題への対応が求められるようになったため、集権的な統治構造が維持されたままで、行政機構の人員・予算規模・活動領域が著しく拡大し、並行行政機関も生まれることになった。その結果、政府は多くの資源を配分することが可能になり、また、内務省から派遣された各県の知事は各種機関の情報の仲介や、紛争の調停などを通じて、県内の政治・経済に恒常的に介入するようになっていった。このような状況の下では、選挙の際に政府の支援を受けられるかどうかは候補者の当落を左右しかねないため、各議員は政府への依存を強めざるをえない。こうして、トラスフォルミズモが蘇ったのである⁽⁴⁾。

だが、「結社と個人主義の時代」から「組織とイデオロギーの時代」への移行によって、トラスフォルミズモは程なく終焉を迎えることになった。そもそも、トラスフォルミズモはクライエンテリズムと資源の配分によって、より多くの勢力を包摂するメカニズムだった。だが、都市化の進展によって従来のような包摂や選挙干渉を続けることは次第に難しくなっていた。それでも、同時代のイベリア半島では多様な勢力の包摂を断念して人々を政治参加から排除する方策が採られたのに対して、イタリアでは社会主義・カトリック勢力などの組織をも包摂の対象とする「スーパー・トラスフォルミズモ」の構築が試みられ、当面は一定の成果を上げていた。しかし、第1次世界大戦の勃発と参戦をめぐる国論の分裂、そして戦後における左翼・労働運動の活性化とカトリック勢力の国政参入によってイデオロギー対決の色彩が強まると、政府多数派の形成が困難になり、「スーパー・トラスフォルミズモ」は行き詰まりを迎えた。トラスフォルミズモは組織の時代にはある程度は対応できたが、イデオロギーの時代には対応できなかったのである⁽⁵⁾。

(4) Romanelli[1988(1995)] pp. 279-281, 291-313, 325-337, 343-351; Musella[2003] pp. 58-60, 80-81, 91-93; Melis[1993]; Id.[1996] pp. 127-160, 181-203, 260-268; Ghisalberti[1977]; 高橋[2007]; 馬場[1979a] (一) 64頁; 同[2007] 32-35頁. なお、クリスピの地方行政改革においては反体制勢力の伸長を防ぐため、中央による地方行政の監督や治安対策が強化されたが、選挙権拡大などの一定の「民主化」も行われており、単純な「集権化」とは言えない面も存在する。19世紀後半の県知事の活動については、Randraad[1993] pp. 33-37, 50-60, 81-97, Ch. 7.

(5) 1次大戦の影響と戦後の展開については、Isnenghi/ Rochat[2008] Cap. V, VIII; Farneti[1975][1978]; Knox[2007] Ch. 3, 4; 馬場[1979b]; 村上[1989]第3、4章; Tarrow[1995]. 「組織とイデオロギーの時代」については、馬場[2007] 29頁. 包摂については、Mouzelis[1986] pp. 73-76; O'Donnell[1973(1979)] pp. 51-53; 横田[1997][1999].

(2) 「自治体社会主義」から「自治体ファシズム」へ

「組織とイデオロギーの時代」の到来がトラスフォルミズモの基盤を掘り崩す一方で、同じ時期には地域レベルで配分できる資源の増大が見られた。その結果、中央の政治では主導権を握れない党派であっても地域レベルではパトロネージの主導権を握ることが可能になり、パトロネージのシステムは大きく変化することになった。

最初の変化はコムーネ（日本の市町村に相当）のレベルで生じた。世紀転換期以降に見られた行政の規模・役割の拡大は中央だけではなくコムーネにも及び、コムーネを通じて配分できる資源が大幅に増加したのである⁽⁶⁾。

より重要な変化は、北・中部のポー川流域の農業労働の分野で生じた。この地域にはブラッチャンティ (braccianti) と呼ばれる日傭農業労働者が多数存在していたが、各地に成立した社会主義系の同盟 (lega) が彼らの組織化に成功し、雇用確保のための闘争を展開していた。これらの同盟は高い組織率とそれに基づく「労働力の独占」を背景にして農業家 (agrari) と呼ばれる経営者に対して優位に立ち、多くの地域で労働力雇用義務 (imponibile) を認めさせ、ブラッチャンティの雇用削減を阻止することに成功した。そして、ブラッチャンティの雇用の際には社会主義系の階級的職業安定所が斡旋したブラッチャンティを雇うことも認めさせ、非組合員を雇用から排除した。さらに、ポー川流域では多くのコムーネ政府が社会主義勢力の支配下に入り、価格決定などの経済活動では社会主義系の協同組合の影響力が強まっていた。こうして社会主義勢力は政治・経済面における重要な資源をほぼ独占し、「自治体社会主義」 (socialismo municipale) の支配を確立したのである⁽⁷⁾。

「自治体社会主義」の典型例はエミーリア・ロマーニャ州のフェッラーラ県の事例である。この地はジュッフリーダ知事 (Orazio Giuffrida) が「真のプロレタリア独裁、ソヴィエト」と評するほどの左翼の牙城になっていた。フェッラーラの同盟は日傭農業労働者斡旋の独占や折半小作農の小作条件の改善に成功し、イタリア最大の規模に成長していたので

(6) Musella[1994] pp. 174-192; Mozzarelli[1992]; Melis[1996] pp. 155-156, 260-261; Salvati [2006] p. 232. コムーネの財政については、Romanelli[1988(1995)] pp. 104-119; Randerad [1998] pp. 102-105 も参照。

(7) Tasca[1950(1982)] pp. 152-157; 桐生[2002] 11-25 頁; 堺[1988]第7章; Knox[2007] pp. 85-86; Degl'Innocenti[1977] pp. 197-202. イタリア各地の農業については、堺[1988]第2～4章。エミーリア・ロマーニャ州の社会・経済については、Alberghi[1989] Cap. I, VI. なお、南部では例外的に日傭農業労働者が多いプーリア地方でも同様の展開が見られた。Snowden[1986] Ch. 9.

ある⁽⁸⁾。

このような展開に対して、都市ブルジョア・農業家(agrari)や、社会主義勢力と支持基盤が競合するカトリック勢力は危機感を強めた。20年11月の地方選挙で社会主義陣営が「ブルジョア国家のあらゆる権力、あらゆる装置を支配し、麻痺させることを唯一の目標とする」という選挙綱領を掲げて勝利すると、社会主義への恐怖は頂点に達した。政府も既存の政治運動も「ソヴィエト」の「独裁」に対抗できないなかで人々が目を向けたのが、反社会主義運動「戦士のファッショ」だった。新興の「戦士のファッショ」は特定の党派の色がついていなかったことが幸いして、超党派的な愛国的反社会主義の恰好の受け皿になったのである。ファッショのメンバーは急速に増加し、12月には千人近くに達した⁽⁹⁾。

21年2月に書記に就任したバルボの下で、フェッラーラ・ファシズムの組織化は新たな段階を迎えた。第1に、バルボは敵対する勢力やコムーネに対する懲罰遠征を体系的で規律のとれたものに変えた。彼は遠征の規模を拡大しただけではなく、示威行為や犠牲者の葬儀を利用して行動隊の力を実際よりも誇張することに成功し、ファシズムの勝利を確実にした。第2に、ファシスト系の「自律組合」の組織網も着実に広がっていった。そもそも、社会主義勢力は「労働力の独占」を背景にして農業家や他の政治勢力を圧していたため、彼らの反感を買っていた。また、社会主義勢力はブラッチャンティの組織化を重視して「土地の社会化」を綱領に掲げたため、自作農化を望む折半小作農をも敵に回していた。それゆえ、ファシスト系「自律組合」の組織化にはサンディカリスト、都市ファシスト、農業家、カトリック陣営などの多様な反社会主義勢力が携わるようになった。こうして「自律組合」が農業家の支援を受けると、雇用の独占権は次第に社会主義系の同盟から「自律組合」に移った。その結果、土地分配と優先雇用に期待する人びとが雪崩を打って「自律組合」に移り、社会主義陣営の組織は急速に崩壊した。当局が懲罰遠征を黙認したこともあって、社会主義者が支配していた「赤い」フェッラーラはファシストが支配する「黒い」フェッラーラに変貌したのである。この成功を機に行動隊の活動はポー川流域に広がり、フェッラーラのファシズムは県外の懲罰遠征にも参加するまでに成長

(8) Segrè[1987] pp. 35-37; Corner[1975] Ch.4, 5; 岩本[1980] 32-47頁; Roveri[1974] pp. 53-69, 215-221; 拙稿[2005]. フェッラーラの左翼運動については Roveri[1972]; Alberghi[1989] Cap. VI. コムーネの行政・財政については Alaimo[1992]. ジュッフリーダについては、Melis[1996] pp. 300-301.

(9) Corner[1975] pp. 76-77, 99-115; Roveri[1974] pp. 31-33, 46-52, 65-69, 81-99; Guerri[1984] pp. 62-64; Rochat[1986] pp. 35-41; Segrè[1987] pp. 32, 37-40; 桐生[2002] 102-103頁. 「戦士のファッショ」の結成については、藤岡[2007].

した⁽¹⁰⁾。

「組織とイデオロギーの時代」の到来によって、トラスフォルミズモと旧来のようなクライエンテリズムは限界を迎えた。このようにして、地域を横断する緩やかな包摂が崩れていくのと並行して、ポー川流域では社会主義イデオロギーに立脚した組織が地域内の資源を独占し、それを配分する体制が成立した。だが、このような体制は資源の独占権を失えば崩壊せざるをえない。コムーネの行政権と雇用の独占に支えられていた「自治体社会主義」は、まさにこの2つの資源を奪われることによって崩壊した。そして、ファシストは2つの資源を手に入れることによって「自治体社会主義」を乗っ取り、「自治体ファシズム」を築いたのである。

但し、「自治体社会主義」も「自治体ファシズム」も県知事をはじめとする政府機構の承認、または黙認がなければ存続できなかつた。例えば、失業の増加を恐れる政府は労働力雇用義務の導入を支持し、階級的職業安定所の設置も追認した⁽¹¹⁾。もし政府がこれらの措置に断固として反対していたならば、「自治体社会主義」はきわめて難しい立場に置かれたはずである。また、知事や警察がファシストの懲罰遠征を黙認せずに取り締まっていたならば、「自治体ファシズム」は消滅していただろう。トラスフォルミズモが破綻した後になっても、知事が県内の政治・経済に恒常的に介入し、その行く末を左右するという構図自体は基本的には変わらなかつたのである。

(3) ファシスト党の結成と「ローマ進軍」

ポー川流域で急速に成長を遂げたファシスト運動は、程なく激しい内紛に見舞われることになった。その内紛は、ミラノ・ファッショの指導部と各地のラスとの対立という形で表面化した。

ミラノ・ファッショは19年3月23日、ミラノのサンセポルクロ広場で創設された、最

(10) 桐生[2002] 28-31、62-67、123-124頁; Tasca[1950(1982)](II) pp. 305-306; E. Gentile [1989] pp. 186-187; Rochat[1986] pp. 47-51, 67; Guerri[1984] pp. 75-82; Segrè[1980] pp. 3-28; Id.[1987] pp. 52-60; Corner[1975] pp. 164-168; Roveri[1974] Cap. 6 (sp. pp. 164-168, 188-195); Id.[1979] pp. 8-10; 岩本[1980]; Franceschini[1985] pp. 62-73. バルボ起用までの経緯については、桐生[2002] 130-132頁; Corner[1975] pp. 117-124, 129-136, 172-173; Lyttelton[1973] pp. 61-65; Lupo[2000] pp. 73-75; Roveri[1974] pp. 98-137; De Felice[1966] pp. 12-16, 55-56; Guerri[1984] pp. 65-70, 73-74; Rochat[1986] pp. 44-45, 52-53; Segrè [1987] pp. 42-47; 拙稿[2005]. 「懲罰遠征」は主に左翼の人物・組織を襲撃する一種の示威行為。

(11) 桐生[2002] 19-20頁.

初の「戦士のファッショ」である。その後、ファッショは北西部を中心に各地で結成されたが、ファシストは「反政党」の運動だと標榜していたため、運動の集権化には着手せず、他の政党との重複加入も認めていた。このため、ファシスト運動は各地の運動の緩やかな連合体としての性格を維持し続けていたが、次第にミラノ中央委員会と書記局の権限が強化され、ミラノの指導的役割が重視されるようになっていった⁽¹²⁾。

20年末から21年にかけてファシスト運動が興隆期に入り、大衆運動に変貌を遂げると、その内部構造も大きく変化した。第1に、ポー川流域や北東部で成長した各地の運動は地域によってその性格を異にしており、しかも、「地方ファシズム」の指導者たちはミラノの中央委員会の方針に従順ではなかった。そこでムッソリーニ率いる中央委員会は運動の一体性を維持することに腐心し、他党との重複加入を禁止するとともに各地のファッショへの統制を強化していった。このような動きに対して、ポー川流域の運動指導者たちは反発を強めていた。第2に、「地方ファシズム」指導者の影響力も強まっていた。21年5月の総選挙以降は運動の最高決定機関である大会、執行機関である中央委員会に加えて、議員団が重要な役割を担うことになった。その結果、「地方ファシズム」の指導者たちは下院議員として議員団を通じて影響力を行使できるようになったのである。それにつれて、ミラノの指導部とムッソリーニの影響力は相対的に低下していった⁽¹³⁾。

急速に成長を遂げたファシスト運動は、平和協定問題の浮上を機に激しい内紛に見舞われることになった。当時、ムッソリーニは社会主義者との和解（平和協定）を推進するとともに、各地のファッショを糾合して全国政党を結成しようと試みていた。このような平和協定・全国政党化の構想をめぐって激しい対立が生じたが、その対立は中央（ミラノのムッソリーニ）と地方の対立や、各地域における都市と農村の対立などと連動し、複雑な様相を呈することになった。その上、ファシストの支配の前提である資源の独占も外部から脅かされようとしていた。平和協定の実現を目指すボノーミ首相(Ivanoe Bonomi)はファシストの暴力を取り締まるように県知事に指示した。他方、左翼はファシストによって破壊された組織の再建に着手していた⁽¹⁴⁾。

(12) E. Gentile[1989] cap. I (sp. pp.23-27, 50-51).

(13) *Ibid.*, cap. III-IV (sp. pp. 163-168, 213-222, 241-243, 294-296, 313-327). 当時のムッソリーニは強力な権限もカリスマ性も備えておらず、のちの絶対的な「ドゥーチェ」とは程遠い存在だった。ジェンティーレは、「ドゥーチェ」のカリスマ的権威が全面的に確立されたのは26年のことだったとしている。*Ibid.*, pp. 219-222, 294-296.

(14) De Felice[1966] pp. 148-178; Lyttelton[1973] pp. 55-76; E. Gentile[1989] Cap. IV, V; ACS, SPDCR, b. 14, fasc. 14, <<GRANDI DINO>>, sotf. 10, <<Convegno di Bologna Agosto 1921>>. フェッラーラ情勢については、拙稿[2005].

この問題は21年11月に妥協が成立し、平和協定を棚上げする代わりに反対派が政党化を受け入れることで決着した。だが、これでファシストの内紛や運動の閉塞状況が解消されたわけではなかった。例えば、22年5月にフェッラーラのパシストは4万人を動員して知事に公共事業の実施を約束させたが、この事件は知事に頼らなければ失業を解決できず、また示威行為なしでは知事、そして政府から譲歩を引き出せないという閉塞状況を反映するものだった。しかも、経済情勢の悪化はファッショの内紛の引き金にもなった。同じくフェッラーラでは都市ファシストが農業家やバルボへの批判を再開し、その一部は「自律ファッショ」の結成で分離の動きを見せたのである⁽¹⁵⁾。

ファシストはコムーネ行政と雇用の独占によって強固な支配を築いた。だが、これらの資源だけでは第1次大戦後の経済問題を解決することはできなかった。従って、県知事をはじめとする行政機構と密接な関係を築き、その資源をも活用することが不可欠だったのである。だが、平和協定問題の際に明らかになったように、中央政府の方針が変われば知事はそれに従わざるをえない。ファシストと県知事との連携は、中央政府の黙認に依存する脆弱なものだったのである。このような事態を打開するには、ファシストが自ら中央政府に加わるしかない。だが、彼らは議会外では一大勢力だったものの、議会内では小さな政党にすぎないため、通常の方法では政権のなかで重要な地位を占めるのが難しかった。それゆえ、彼らは特殊な方法で政権参加を目指さざるをえなかったのである。

こうして浮上したのが実力行使を伴う政権獲得の構想だった。22年8月中旬以降、ファシスト党内で政権獲得の方針が協議されるようになり、10月16日に「ローマ進軍」の実施が決定されることになった。実際の「進軍」は大規模な示威行為と情報戦・心理戦を組み合わせた政権参加の企てであって、実力行使による政権奪取には程遠いものだったが、この企ては見事に成功を収めた。ムッソリーニは首相に任命され、ファシスト党を含む連合政権を組織することになった。そして、新政権の内務大臣はムッソリーニが兼任することになり、知事や警察を所管する内務省はファシストの支配下に入ったのである⁽¹⁶⁾。

こうして、ムッソリーニ連合政権の下で新たな政府支持派が形成された。そもそも、ファシズム自体が「アマルガム」のような超党派的結集であったことに加えて、多くの党派がムッソリーニ政権に参加したため、政府支持派はきわめて多様な勢力から形成されることになった。この点だけに着目するならば、ムッソリーニ政権も自由主義期の諸政権と同様にトラスフォルミズモに立脚しているように見えるかもしれない。だが、この「トラス

(15) De Felice[1966] pp. 173-193; Lyttelton[1973] pp. 72-76; Corner[1975] pp. 215-219, 223-231; Guerri[1984] pp. 104-128; Balbo[1932] pp. 60-73, 113-136; Rochat[1986] pp. 60, 63-70; Lupo[2000] pp. 160-161.

(16) De Felice[1966] pp. 288-387; Lyttelton[1973] Ch. 4-5.

フォルミズモ」は敵の排除と彼らに対する暴力の行使が前面に出ているという点で、かつてのトラスフォルミズモとは一線を画していた。そして、その暴力はファシスト党などの組織がイデオロギー的基準に基づいて行使する。「トラスフォルミズモ」は「組織とイデオロギーの時代」の到来に対応する形で、その相貌を大きく変えたのである⁽¹⁷⁾。

ところで、このような政府支持派の形成は中央ではなくポー川流域で始まっていた。既に見たように、ポー川流域では愛国的反社会主義勢力がファッショを核として超党派的に結集し、県知事をはじめとする政府機構の支援・黙認の下で組織による暴力をイデオロギー的基準に基づいて行使していた。つまり、この地域では多様な勢力が「組織とイデオロギーの時代」に対応した形で結集し、政府機構の支援に基づいて支配を築いていたのである。だが、地域レベルだけでは支配を維持できなくなったため、ファシストは「進軍」によって政府機構を掌握する挙に出たのである。「ローマ進軍」とは、地域レベルにおける反社会主義勢力の超党派的支配を中央政府においても実現することによって、ファシストと県知事・政府機構との力関係を逆転させ、ファシストの地域支配を安定させようとする試みだったのである。

では、ボローニャ県におけるファシストの地域支配はどのような状況に置かれていたのだろうか。次節では、ファシスト運動誕生以前に遡ってボローニャ県の情勢を検討することにした。

第2節 アルピナーティの台頭

(1) 第1次大戦後のボローニャ

ボローニャ県はイタリア中北部のエミーリア・ロマーニャ州に属し、ポー川流域の農業地帯の一角をなしている。この地帯では19世紀末以降に農業の資本主義化が進行した結果、企業家的な大借地農が台頭し、彼らに雇われる日傭農業労働者も急速に増加した。他方、ボローニャ県では工業化も進み、全就業者数における工業分野の就業者の比率はエミーリア・ロマーニャで最も高くなっていた。だが、農業分野の就業者は県内の全就業者の5割以上を占めており、工業分野の就業者が多いボローニャ市を除けば、工業の比重は決して大きなものではなかった。また、工業でも主流を占めていたのは食品や農業機械などのように農業と直結した分野だった。周囲の県に比べれば工業や商業などの非工業分野が比較的盛んではあったが、ボローニャ県は総じて農業県だったのである⁽¹⁸⁾。

(17) Musella[2003] pp. 105-114; Sabbatucci[2003] pp. 65-66; Lupo[2000] pp. 160-164.

(18) Dalla Casa[1982] pp. 179-180, 196; De Benedictus[1973] pp. 70-71; Alberghi[1989] Cap. I, pp. 136-137; Zamagni[1986] pp. 248-263; Masulli[1980]; 桐生[2002] 164-166、172-173頁。

それゆえ、農業・農村の動向はボローニャ県の政治に大きな影響を与えていた。そして、その農村地帯では、ポー川流域の他の地域と同じように社会主義系の農業労組が勢力を広げていた。この地の農業労組は日傭農業労働者だけではなく、他の地域では彼らと一線を画していた折半小作農の組織化にも成功していた。企業家的な大借地農が「ボローニャ農業家協会」を結成し、農業労働者のみならず折半小作農や小自作農・小借地農とも敵対していたことが農業労組に有利に働いたのである。折半小作農は日傭農業労働者よりも数が多かったため、彼らの支持を取り付けた社会党は13年の総選挙と14年の地方選挙の際に県内各地のコムーネで勝利を収めた。ボローニャ県の大半のコムーネで「自治体社会主義」が開花したのである⁽¹⁹⁾。

第1次大戦後には県全域で労組の攻勢がさらに強まった。大戦中のボローニャでは軍需関連の産業が活況を呈しており、周辺の農村部の労働力を吸収していた。ところが、戦争終結に伴う人員整理と周辺地域の農業危機とが重なったため、軍需産業の工場を解雇された人々は農村で職を見つけられなくなっていた。このような状況において多くの兵士が前線から帰還したため、失業問題が深刻化していたのである。その上、物価が高騰していたため、賃上げを求める声も強まっていた。こうして労組が活性化し、20年9月には工場経営者のロックアウトに対抗して労働者が工場を占拠する事態も生じた。他方、農村部でも激しい争議が発生していた。とくに20年の大争議は10ヶ月にわたって県全域で展開された挙げ句、労組側の勝利で終結した。さらに、20年秋の地方選でも社会党の勝利は揺るがなかった。ボローニャはイタリア各地で起きていた労使紛争の主戦場になっていたが、争議は左翼に有利に運んでいるように見えたのである⁽²⁰⁾。

(2) ボローニャ・ファシズムの誕生とアルピナーティ

このような状況の下で急速に支持を集めたのがファシズムである。ボローニャのファシズムの歴史は19年4月、ボローニャ市でファッショが結成されたことに始まる。だが、このとき結成された、いわゆる「第1次ファッショ」は右派と左派の激しい対立に直面していた。10月に左派の共和党・急進党・社会党出身者がファッショの主導権を握ると、右派の大半が離脱した。さらに11月の総選挙で敗北を喫すると共和党出身者も大半がフ

(19) Onofri[1980] pp. 99-107; Id.[1966]; D'Atorre[1986] pp. 103-125; Arbizzani[1982] pp. 169-170; 桐生[2002] 166-168頁; Poli[1984]; Direzione dei servizi di informazione e relazioni pubbliche del Comune [1974].

(20) Onofri[1980] pp. 34-39, 150-212; Cardoza[1982] pp. 229-244, Ch. VI; Arbizzani[1964] (I) pp. 83-97; D'Atorre[1986] pp. 125-128; Dalla Casa[1973] pp. 3-16; Id.[1982]; De Benedictus[1973] pp. 71-77; Zamagni[1986] pp. 268-272; 桐生[2002] 22-26、179-190頁.

アッショを離れ、「第1次ファッショ」は機能不全に陥ったのである⁽²¹⁾。

このような状況にあったボローニャ・ファシズムの再建を託されたのがアルピナーティである。レアンドロ・アルピナーティは1892年2月29日、フォルリ地方のワイン商人の家に生まれた。やがて、彼は北イタリア各地の工場で働き始め、1912年にボローニャの工場に移り、14年には同じくボローニャで国鉄の電気技師に転職する。彼の父は地域の社会党の中心的人物であり、母が営む酒場は社会党員のたまり場だったが、アルピナーティは組合活動に従事するうちに社会主義よりもアナキズムに惹かれるようになっていた。第1次大戦が勃発すると彼は参戦派に与したが、寡婦の長男だったために前線に赴くことを許可されず、鉄道労働者として終戦を迎えることになった⁽²²⁾。

アルピナーティは19年9月末にファッショに加入した。彼はアナキスト時代からの精力的な活動によって頭角を現し、20年春にファッショの指導を任された。彼はミラノのムッソリーニたちと連携しながら、ボローニャ・ファシズムの右旋回を主導した。折しもボローニャ市では20年春のゼネストを機に社会主義勢力への反発が強まっており、保守勢力が社会防衛協会を結成して「武装パトロール隊」の組織化を試みていた。アルピナーティは社会防衛協会との提携を決意し、「パトロール隊」の組織化に着手したのである。当初、その組織化は難航した。ボローニャには大学生をはじめ多くの青年がいたが、試験期間中には大学生が戦線を離れ、夏にはその他の青年も町を離れてしまうため、恒久的な実力部隊を築くのが難しかったのである。だが、工場占拠が発生し、地方選も近づいた秋になると事態は一変した。社会防衛協会とアルピナーティは学生だけではなく帰還兵をも含む本格的な実力部隊を築き上げ、社会主義勢力との対決姿勢を明確にした。さらにアルピナーティはファッショの指導部を再編し（「第2次ファッショ」）、ボローニャ・ファシズムの右旋回を確定的にしたのである。地方選で社会党が勝利を収めると、社会党に批判的な保守・中道勢力は実行使を担うファッショに期待を寄せるようになっていった。ミラノの指導部はボローニャ・ファシズムの過度の右旋回に否定的だったが、アルピナーテ

(21) Onofri[1980] pp. 11-29, 41-46, 77-85; 桐生[2002] 177-179頁.

(22) Grimaldi[1999] pp. 9-16; Whitaker[2002] pp. 99-115; Iraci[1970] Cap. I; Nanni[1927] pp. 16-28; Cantamessa Arpinati[1968] pp. 34-38; Dalla Casa[2007] pp. 42-43; PPM, c. 1021, n. 056510. アルピナーティの伝記としては Dalla Casa[2013]、友人の手による Nanni[1927]、娘の回想である Cantamessa Arpinati[1968]、内務省時代の部下が執筆した Iraci[1970]などが知られているが、ダッラ・カーサ以外の3点はいずれもその成り立ちからしてアルピナーティを擁護する性格が強い。これらの伝記、とくにナンニの伝記における事実の誤認（あるいは歪曲）については、Onofri[1980] pp. 79-82. Grimaldi[1999]も幼少期・青年期についてはナンニとカンタメッサ＝アルピナーティに依拠している。

イはエリート層との連携によってファッショの組織・財政基盤を強化することを優先した。11月21日にボローニャ市庁舎で社会党員とファシストとの衝突事件が起きると（「ダックルシオ館の虐殺」）、これを機にファシズムは反社会主義勢力の中心的存在になり、急速に成長を遂げたのである⁽²³⁾。

ここまでの展開はフェッラーラの展開と似通っている。だが、これ以降の両県の展開は対照的だった。フェッラーラでは農村地帯にファシストの組織網が短期間で築かれ、21年3月にはファシストが県の全域をほぼ掌握していた。これに対して、ボローニャ・ファシズムが農村地帯の組織構築に力を注ぐようになるのは21年4月以降のことであり、22年秋になっても県内には社会主義系の組織網やコムーネが残っていたのである⁽²⁴⁾

このような事態が生じた理由の一端は、ファッショ・組合指導部の戦略に求めることができる。ファシスト労組の母体となった組合会議所は非政治性の原則を掲げて幅広い党派の結集を図っており、組織化においても強制ではなく自発的な合意によるのが望ましいとしていた。そして、アルピナーティもこの方針に同調し、組合が組織化・宣伝活動を自由に行えるように支援することにファッショの役割を限定していた。そもそも、アナーキスト出身であるアルピナーティは経済問題の解決における組合組織の有効性に懐疑的であり、組合の組織化を推進すべきだとは考えていなかった。しかも、農業家が流入してくるなかでファッショの政治的自律性を確保するためには、農業家の影響力が強まらないようにする必要があった。そのためにはファッショを再び左旋回させるとともに、ファッショを組合から切り離して、ファッショの運営が農業問題に左右されないようにするのが最も効果的だった。都市を基盤とするアルピナーティは、農民の組織化と一線を画することで自らの権力基盤を維持しようとしたのである⁽²⁵⁾。

このようなアルピナーティの路線に対して、周辺地域から反発の声が上がった。その代表的存在がグランディである。彼は1895年に県東部の中心地、イモラ近郊の小自作農の家に生まれ、ボローニャ大学で法学を修めた後、イモラで弁護士として開業した。彼は急

(23) Onofri[1980] Cap. 7, 9; Id.[1981]; Cardoza[1982] pp. 295-310; Arbizzani[1964] (I) pp. 84-86, 97-102, (II) pp. 253-255; Tarozzi[1982] pp. 103-107; Lyttelton[1973] pp. 58-60; 桐生[2002] 182-193頁。

(24) 同書、102-107、192-193頁; Cardoza[1982] pp. 314-320; Raffa[1982] pp. 207-208.

(25) Cardoza[1982] pp. 327-330; Raffa[1982] pp. 210-211; Whitaker[2002] pp. 107, 136-137; Nello[1987] pp. 94, 111; 桐生[2002] 124-127頁。ナンニはアルピナーティのことを「個人主義のアナーキスト」(Anarchico individualista)と評している。ナンニによれば「彼はアナーキズムを修道の観点から捉えていた。それは外面の征服である以前に、内面の征服だった。」Nanni[1927] p. 27.

進的な愛国主義者であり農業争議の激化を憂慮はしていたが、暴力行為には批判的であり、ファシストによる実力部隊の組織化に当初は無関心だった。だが、左翼の攻勢が頂点に達するとグランディも反社会主義勢力の結集に前向きになっていった。ダックルシオ館事件の後の20年11月下旬、グランディはファッショに加入する。だが、彼はファッショの機関紙『アッサルト（突撃）』での言論活動に従事し、実力部隊による「懲罰遠征」とは一線を画していた⁽²⁶⁾。

このように、グランディにとっては、ファシズムとは何よりも秩序回復のための超党派的な結集だったのであり、その構想はアルピナーティの構想の対極にあった。まず、アルピナーティはファッショの本来の性格を維持するために左旋回を画策していた。これに対して、グランディは超党派な反社会主義勢力の結集を目指しており、右派や農業家もファッショの隊列に含めるべきだと考えていた。また、アルピナーティはファシズムが農業問題に左右されないようにするために組合をファッショから切り離すことを目指していた。ところが、グランディの考えはこれとはまったく正反対だった。アルピナーティが行っているように社会主義組織を暴力で粉砕するだけでは実は何の解決にもならない。大事なのは社会主義勢力の復活の芽を摘むことである。そのためには社会主義組織を破壊するのではなく吸収するとともに、「古いイタリア」にも立ち向かうべきである。ファシズムを農業家の「白衛軍」にしたくないのであれば、大衆の組織化を他の政治勢力に任せるのではなく、フェッラーラのようにファッショが率先して組合組織の構築に当たり、大衆を掌握しなければならない。そのために暴力が必要なことはあるかもしれないが、それはあくまでも組織化の出発点にすぎないのであって、過度の暴力の行使はむしろ有害である。グランディはこのように主張して、アルピナーティの構想を全面的に批判したのである。都市を基盤とするアルピナーティは農業問題を「外部」の問題として排除するために組合をファッショから切り離して「非政治化」しようとしていた。だが、農村部を基盤とするグランディにとっては農業問題の解決こそが最大の課題だった。彼にとっては「非政治化」されるべきは組合ではなくファッショの方だったのである⁽²⁷⁾。

農村部と保守派の反発の結果、アルピナーティの地位は21年5月から6月にかけて急速に弱体化した。彼はボローニャ市ファッショの書記の地位にとどまったが、行動隊の指揮権を失うことになった。また、ファッショの上に県連が設置されることになり、県連書記にはイモラ出身のバロンチーニ(Gino Baroncini)が就任した。ボローニャ市ファッショ

(26) Nello[1987] Cap. 1; Battistini[1986] p.337; ACS, SPDCR, b. 14, fasc. 205/ R <<GRANDI DINO>>, sotf. 7 <<STAMPA>>.

(27) Nello[1987] pp. 73-118 (sp. pp. 94-98); Cardoza[1982] pp. 329-330; Whitaker[1982] pp. 135-137. Cf. Raffa[1982] pp. 215-216.

の副書記には山岳部ヴェルガート出身のバッコリーニ(Umberto Baccolini)が起用されたが、彼はバロンチーニの親友だった。さらにアルピナーティは12月にはファッショの政治書記の地位を追われた。21年末にはグランディ＝バロンチーニ派が要職を押さえ、アルピナーティから主導権を奪ったのである⁽²⁸⁾。

こうしてアルピナーティは第一線から退くことになった。娘の回想によれば、彼は政治の世界から身を引く決意を固めていたようである。だが、ムッソリーニには彼を引退させるつもりはなく、アルピナーティは22年3月にファッショの書記に復帰する。それは2人の考えが近いからというわけではなかった⁽²⁹⁾。後に見るように、21年には平和協定やファシスト党結成などの争点をめぐって激しい対立が生じたが、その際、グランディはムッソリーニ批判の先頭に立っていた。そこで、ムッソリーニはグランディを牽制するための「切り札」を探していた。ボローニャでグランディと競合していたアルピナーティは、ムッソリーニにとって最も効果的な「切り札」だったのである。

(3) アルピナーティの復活

ボローニャはグランディ＝バロンチーニ派の支配下に入ったが、その後、グランディが全国レベルの活動に力を注ぐようになると、バロンチーニがボローニャ・ファシズムの実権を握ることになった。だが、暴力行為の抑制を主張するグランディと「懲罰遠征」を主導していたバロンチーニとの間の溝は広がっていった。例えば、22年7月にバルボの主導でラヴェンナへの「懲罰遠征」が実施され、バロンチーニとアルピナーティもボローニャの行動隊を率いてこれに参加した。だが、反ファシスト勢力の大同団結を恐れるムッソリーニは事態の悪化を懸念し、バロンチーニたちの反発を抑えて、ラヴェンナ市政を握る共和党との和平に踏み切った。そして、その交渉を任されたのがグランディだったのである。また、帰還兵運動の中心的存在であるマナレージ(Angelo Manaresi)への対応をめぐっても2人の意見は食い違った。バロンチーニはマナレージがアルピナーティと結びつくのではないかと考え、マナレージに批判的だった。これに対して、広汎な勢力の結集を目指すグランディは、アルピニスト・クラブなどを拠点として戦時中から反社会主義活動を展開し、カトリック勢力にも近いマナレージとの提携を模索していたのである⁽³⁰⁾。

(28) Ibid., pp. 211-213; Nello[1987] pp. 115-120, 154; Cardoza[1982] pp. 330-331

(29) Nello[1987] p. 166; Cantamessa Arpinati[1969] pp. 45-49; Grimaldi[1969] pp. 33-38. グリマルディによれば、アルピナーティは「平和協定」、ファシスト党の全国政党化、「進軍」のいずれにも批判的であり、ムッソリーニの政策を支持していたわけではなかった。

(30) Nello[1987] pp. 165-170; Cardoza[1982] pp. 330-331; Segre[1987] pp. 85-86. Pastore [2003] pp. 147-154; Onofri[1980] p. 73.

両者の対立は「進軍」の後に激化した。バロンチーニはファリナッチと手を結び、ポー川流域でも有数のラスとしての地位を確立していた。さらに彼は県内での組合組織構築を推進することでロッソーニに接近するとともに、県の経済への影響力を強めていた。だが、バロンチーニがファシスト労組寄りの姿勢を強めていたため、農業家はこのような展開に不満を抱いていた。また、県内各地の運動指導者も県連への集権化を進めるバロンチーニに反発していた。他方、バロンチーニは内務次官のフィンツィ(Aldo Finzi)をも敵に回した。モリネッラのファッショ書記レガッツィ(Augusto Regazzi)が社会党系の組織に攻撃を仕掛け、「正常化」を求めるフィンツィが調停を試みた際に、バロンチーニはフィンツィの介入を批判したのである。このような「正常化」路線への攻撃は、フィンツィと同じく「正常化」を主張するグランディにとっても容認できないものだった。その上、バロンチーニが『レスト・デル・カルリーノ』紙(ボローニャの有力紙)の掌握を目指して、編集長のクイーリチ(Nello Quilici)と決闘にまで至った結果、彼はクイーリチの友人であるバルボの反感をも買うことになったのである。このような状況でバロンチーニが頼りにできるのは「非妥協」派の雄、ファリナッチのみである。だが、ファリナッチは無益な争いを避けていたため、バロンチーニを積極的には支援しなかった。このような情勢を背景にして、10月にはアルピナーティもバロンチーニへの批判を公然と展開するようになった⁽³¹⁾。

バロンチーニへの攻撃は12月に頂点に達した。グランディがバロンチーニとの紛争について党の裁定を求めると、ムッソリーニはボローニャの党県連・組合に全権委員を派遣して事態の收拾を命じた。政府は表向きは中立を保っていたが、内務次官フィンツィはブレージャ県知事のボッキーニ(Arturo Bocchini)をボローニャに転任させて、バロンチーニの追い落としに当たさせた。さらに、ファシスト労組の内部でも反バロンチーニの動きが表面化し、四面楚歌に陥ったバロンチーニはその座を追われることになった。その後、24年2月にバロンチーニが下院への転出を拒否したことで、彼の失脚は決定的になった⁽³²⁾。

こうして、バロンチーニ騒動は終結した。そして、3月にはアルピナーティが党県連の

(31) Nello[1987] pp. 185-196; Cardoza[1982] pp. 330-334, 395-401, 412-414 423-426; Raffa[1982] pp. 216-220, 231; Venafro[2007] pp. 19-25; Lyttelton[1973] pp. 185, 470; Lupo[2000] pp. 154-156; Onofri[1972] pp. 95-102; Whitaker[2002] p. 146; De Felice[1966] pp. 550-551.

(32) Nello[1987] pp. 200-204; Cardoza[1982] pp. 426-427; Raffa[1982] pp. 220-221; Venafro[2007] p. 25; Onofri[1972] p. 129; Lyttelton[1973] p. 185; Bertocchi[1996] pp. 166-168; 'I dolori del fascismo bolognese', *La Voce Repubblicana* (31 dicembre 1924), in ACS, SPDCR, b. 14, fasc. 205/ R, <<GRANDI DINO>>, sotf. 7, <<STAMPA>>. ボッキーニは26年に内務省の警察長官に就任する。ボッキーニについては、Carafoli/ Bocchini Padiglione[2003]; Turati[1973] Cap. VIII.

全権委員に任命され、党の再建を担うことになった。アルピナーティはグランディとバロンチーニによって政治的影響力を奪われていたが、バロンチーニへの反発が強まるのに乗じて見事に復活を遂げたのである。その際、彼が紛争の一方の当事者に与するのではなく、いわば「第三者」的な立場からバロンチーニ批判を展開したことが功を奏した。紛争の渦中にいたグランディをバロンチーニの後任に起用すれば、バロンチーニ派の反発が起きるのは必至だった。反発を最小限に抑えながら事態を収拾しようとするならば、アルピナーティの起用以外に選択肢はなかったのである⁽³³⁾。

ボローニャ県内にはアルピナーティに対して批判的な勢力が依然として存在していた。それゆえ、彼はグランディ派との均衡に配慮しなければならなかった。そこでアルピナーティは新たな県連書記にグランディ派のパスクアーリ (Ferruccio Pasquali) を任命して、グランディ派との協調を進める意図を明確にした。その後、中央指向の強いグランディは7月に内務次官に起用され、内務行政を通じての「正常化」推進に活路を見出していった。こうして、ボローニャの支配はアルピナーティに委ねられたのである⁽³⁴⁾。

第3節 地域間対立の激化

こうして確立されたアルピナーティの支配は、反対派の存在によって脅かされ続けた。25年2月27日、ボローニャ県知事ボッキーニは内務大臣に対して県内の政情について報告を行っている。ボッキーニによれば、「この県庁所在地 [ボローニャ] では、政治の領域における優位は国民ファシスト党が握り続けている。」では、ファシスト党内ではどのような人物が権力を握っていたのか。筆頭格はグランディである。彼は「[ボローニャ] 市内で広汎な支持と共感を確保し信頼を得ているだけでなく、農村部のコムーネでは掛け値なしの覇権を誇っている。」その他の有力者としては、ボローニャ市ファッショ書記のアルピナーティ、県連書記のパスクアーリ、下院議員のマナレージ、ファシスト労組書記のクッコリ (Alberto Cuccoli) などがいるが、彼らの関係は決して良好ではない。「県全域 (la Provincia) を代表し組合の支持を受けた県連と、ボローニャ市ファッショの政治書記 [アルピナーティ] との間には、不満の感覚や一種の潜在的な不和が存在している。」このように、アルピナーティはグランディの影響力の強い農村部や労組と対立していたのである⁽³⁵⁾。

最初に表面化したのは労組との対立だった。両者の対立の原因は25年5月中旬にペル

(33) Cardoza [1982] pp. 427-428; Nello [1987] pp. 203-204.

(34) Raffa [1982] pp. 221, 232; Piretti [1988] p. 295.

(35) ASB, Gab. Pref., n. 1435, Cat. 7, fasc. 1, <<Attività dei partiti sovversivi>>.

シチエートで行われた演説から窺うことができる。この演説でアルピナーティは「ファシスト・サンディカリズムの根本概念」に言及し、個々の利益よりも国民の利益が優先されることを確認している。彼によれば、労働者階級の生活条件の改善は国の生産を増加させることによって実現される。従って、煽動や労働の停止によって生産に害を与えることはむしろ逆効果なのである。このようなアルピナーティの主張に対して「クッコリー氏は、アルピナーティ閣下が示した概念に本質的には同感であると述べた。その上で彼は、現状においては自らの考えが表面的には〔アルピナーティの考えと〕相容れないように見えたかもしれないと説明した⁽³⁶⁾。」既に見たように、25年初めには北イタリア各地でファシスト労組による金属工ストが発生しており、そのような「現状」の下ではアルピナーティと労組は衝突せざるをえなかったのである。

このような対立の結果、クッコリーは7月末に辞任に追い込まれた。だが、この後、事態は悪化の一途をたどった。8月25日の夜には、ボローニャ市内でアルピナーティを支持する5千人規模の集会が開催された。『レスト・デル・カルリーノ』紙はそれまでファシスト上層部の対立について報じてこなかったが、ここに至って対立の存在を認め、翌26日の紙面に解説記事を掲載した。同紙によれば、この集会はアルピナーティとクッコリーの対立に由来するものである。両者は党県連指導部の会合で組合問題をめぐって激論を交わし、その結果、クッコリーら労組幹部がアルピナーティに決闘を申し込む事態に至った。この件が引き金になって集会が開催されることになったのである。さらに、26日にはアルピナーティを支持するボローニャ市ファッショ派の一団が党県連と労働組合の事務所を占拠し、対立は頂点に達した⁽³⁷⁾。

危機の表面化を承けてローマの党本部は直ちに介入を始めた。党書記長ファリナッチはボローニャ・ファシズムの幹部をローマに呼ぶとともに、これを好機として、政府に批判的なボローニャ出身の前司法相オヴィッリョ (Aldo Oviglio) を即座に除名した。さらに 28

(36)'Un discorso dell'on. Arpinati a Persiceto', *L'Assalto* (16 maggio 1925); 'La conferenza dell'on. Leandro Arpinati a Bologna', *Ibid.* (30 maggio 1925). クッコリーの経歴については、'La morte di Alberto Cuccoli', *Ibid.* (29 Dicembre 1934).

(37)'Imponente corteo di cinquemila fascisti bolognesi in onore dell'on. Leandro Arpinati', *il Resto del Carlino* (26 agosto 1925); 'L'occupazione dei Sindacati e della Federazione dai parte dei fascisti bolognesi', *Ibid.* (27 agosto 1925); 'Il Fascismo bolognese solidale con Arpinati ritrovo l'entusiasmo e la forza dei giorni migliori', *L'Assalto* (28 agosto 1925); ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat.7, fasc. 1, <<Bologna. Manifestazione di solidarietà all'Onor. Arpinati>>; Telegramma del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (30 luglio 1925), in ASB, Gab. Pref., n. 1418, Cat. 7, fasc. 1, <<Partito Fascista>>, sovf. <<Situazione Federazione Prov. le Sindacati Fascisti>>.

日には党副書記のトゥラーティがボローニャに派遣され、事態の收拾にあたることになった。彼はボローニャに到着するとアルピナーティ、次いで県連書記パスクアーリと協議し、アルピナーティを支持した『アッサルト』紙をその日のうちに党県連の機関紙の地位に戻した。9月上旬にはクッコーリが労組書記の座を追われ、ボローニャの労組は全国組織の長であるロッソーニが直接指揮を執ることになった。そして、中旬には県連の指揮がアルピナーティに委ねられ、彼が県連の全権代行(*commissario reggente*)とボローニャ市ファッショの書記を兼任することが決まった。さらに、県連の機関紙になった『アッサルト』の本部・編集部は「ファッショの家」(*Casa del Fascio*)、すなわちアルピナーティのお膝元であるボローニャ市ファッショ本部に移転されることになった。このような展開を承けて、26日の『アッサルト』紙は「指揮の責務を担うことになったレアンドロ・アルピナーティは、すべてのボローニャ・ファシストに対して、過去の過ちは忘れなければならないし、また忘れることができると述べた」と伝え、危機の終結を宣言した。このように、ボローニャ市内のファシズムの危機はアルピナーティの勝利によって9月末に終結を見たのである⁽³⁸⁾。

だが、ボローニャ市の外に目を向けると事態の様相は一変する。ボローニャ市内においてアルピナーティの覇権が確立した結果、県内ではむしろ彼に対する反発が強まることになったのである⁽³⁹⁾。

当時のボローニャ県はボローニャ市を中心とする北西部のボローニャ郡、北東部のイモラ郡、山岳地帯である南部のヴェルガート郡の3つの郡からなっていた。そして、ボローニャ郡ではアルピナーティの影響力が保たれていたものの、イモラ郡はグランディの影響の下に置かれていた。他方、ヴェルガート郡はもともとはバロンチーニの地盤だったが、

(38) Piretti[1988] pp. 267-268, 295; Raffa[1982] pp. 220-221; Venafro[2007] pp. 25-27; ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat. 7, fasc. 1, <<Bologna. Manifestazione di solidarietà all'Onor. Arpinati>>; *il Resto del Carlino* (27, 28, 29 e 30 agosto, 2 e 4 settembre 1925); *L'Assalto* (28 agosto, 5, 19 e 26 settembre, 10 ottobre 1925). オヴィッリョは反ファシストに対する強硬策を批判して「独裁宣言」後に政府を離れていたが、バロンチーニはオヴィッリョへの接近を模索していた。ASB, Gab. Pref., n. 1418, Cat. 7, fasc. 1, <<Baroncini Rag. Giro>>; *Ibid.*, n. 1418, Cat. 7, fasc. 1, <<Tentativi per la Conciliazione d'un Gruppo aderente all'On. Oviglio>>. なお、クッコーリは後に出身地カステルフランコのポデスタに起用され、復権を果たしている。Cardoza[1982] pp. 431-432. なお、トゥラーティの回想では、この事件はアルピナーティが県知事ボッキーニと衝突し、彼を転任に追い込んだ事件として位置づけられているが、筆者は両者の対立に関する史料を現時点では確認できていない。Turati[1973] pp. 47-49.

(39) Venafro[2007] pp. 26-27.

25年9月20日付のヴェルガート支庁長官(sottoprefetto)報告では「ヴェルガート山岳部のファシズムの指導者」としてマナレージやクッコリーなどの名が挙げられており、バロンチーニの失脚後に彼らが主導権を握ったことが窺える。クッコリーは既に見たように労組の指導者としてアルピナーティと対立しており、帰還兵運動の中心人物だったマナレージもグランディに比較的近い立場をとっていた。従って、アルピナーティの影響力はイモラ、ヴェルガート両郡では限られたものだったのである⁽⁴⁰⁾。

アルピナーティに対する山岳部の不満は25年8月に表面化した。その契機になったのが8月25日の『レスト・デル・カルリーノ』紙の記事である。この記事では山岳部のポッレッタ・テルメでアルピナーティ支持の集会が開催され、それに応えてアルピナーティが「山岳部のファシスト」に書簡を送り、彼がポッレッタ集会で指摘された「諍い」(beghe)の存在を公式に認めたことが報じられていた。アルピナーティによれば、「山岳部のファシストの一部が動揺し、ざわつくことになり」、「古くからの遺恨が蘇ったのである。」そして、翌26日の『レスト・デル・カルリーノ』は前日夜のアルピナーティ支持集会についての解説記事でアルピナーティの書簡に触れている。これまで同紙はアルピナーティとクッコリーの対立について報じていなかった。だが、「山岳部ファシズムによって組織されたアルピナーティ閣下を支持する集いと、その集いに関連してアルピナーティ閣下自身が声明を公表し、本紙読者は昨日これらについて知ることとなった。このようなこともあって、状況が変わったのである」として、同紙はアルピナーティとクッコリーの対立の報道に踏み切ったのである⁽⁴¹⁾。『レスト・デル・カルリーノ』紙は労組と山岳部の関係については詳しく触れていないが、既に述べたように労組の指導者クッコリーは山岳部にも地歩に築いていた。そのため、アルピナーティと労組の対立がヴェルガート一帯を巻き込むことになったのだと考えられるだろう。

このことは9月のヴェルガート支庁長官の報告からも窺うことができる。7日付の報告によれば、クッコリーが更迭され、トゥラーティによる事態の收拾がアルピナーティに有利な形で進んでいることに対して、ヴェルガートのファシストの間には苛立ちが広がっていた。また、アルピナーティが県連全権代行に任命された直後の20日の報告によれば、この措置は「規律のない気掛かりな少数派」に承認を与えるものだとしてヴェルガートで

(40)Cardoza[1982] p.425; Telegramma del Sottoprefetto di Vergato al Prefetto di Bologna (20 settembre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat.7, fasc. 1, <<Bologna. Manifestazione di solidarietà all'Onor. Arpinati>>; Pastore[2003] pp. 154-155.

(41)'Un appello dell'on. Leandro Arpinati ai fascisti della montagna', *il Resto del Carlino* (25 agosto 1925); 'Imponente corteo di cinquemila fascisti bolognesi in onore dell'on. Leandro Arpinati', *Ibid.* (26 agosto 1925)

は不快感をもって受け止められた。10月初めにはヴェルガート郡の市長の集団辞任案も浮上する。だが、マナレージやクッコリーたちは党の県大会で多数を握ることができると考えて、それまでは事態を静観することにしてきた。山岳部ではアルピナーティの人物や業績自体は評価されていたこともあって、10月後半には和解の兆しも見え始めていたのである⁽⁴²⁾。

しかし、10月24日の『アッサルト』紙に「小咄」(Scherzetti)と題してヴェルガート市長の行動を茶化して伝える記事が掲載されると、山岳部のファシストは態度を硬化させた。11月に入ると、彼らはイモラ地方の反アルピナーティ派との連携に着手した。イモラ・ファッションの機関紙『フィアンマ』が県連と『レスト・デル・カルリーノ』紙を批判したのを機に、ヴェルガートでは『フィアンマ』紙を購読しようとする動きが広がったのである⁽⁴³⁾。

ここでイモラの情勢に目を向けることにしたい。当時のイモラではジンナーズィ伯爵(Alessandro Ginnasi)を中心とする農業家がグランディと結びついてファッション、およびコムーネの指導部を支配していた。これに対して、「非妥協」を掲げる活動家は農業家支配の既得権益化や家賃・地代の高騰に反発を強めていた。「非妥協」勢力の中心にいたのはマンゾーニ(Giacobbe Manzoni)である。彼はかつて政府やコムーネに対する納税拒否闘争を組織化した人物だが、運動の主導権をめぐって農業家と対立する一方、労働者の組織化への党の関与に反対して同じイモラ出身のバロンチーニとも衝突し、その地位を追われて

(42)Rapporti del Sottoprefetto di Vergato (7 e 20 settembre 1925), del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (3 ottobre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat. 7, fasc. 1, <<Bologna. Manifestazione di solidarietà all'Onor. Arpinati>>; Rapporto del Sottoprefetto di Vergato al Prefetto (5 novembre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1438, Cat. 7, fasc.1, <<Vergato. Ordine Pubblico. Anni 1925-1926>>.

(43)'Scherzetti', *L'Assalto* (24 ottobre 1925); Rapporto del Sottoprefetto di Vergato al Prefetto (5 e 6 novembre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1438, Cat. 7, fasc.1, <<Vergato. Ordine Pubblico. Anni 1925-1926>>. 山岳部のファシストは『アッサルト』と『レスト・デル・カルリーノ』に見放されてきた(boicottate)と思える、この地のニュースをも取り上げること』を『フィアンマ』購読の条件としていた。24日の記事は、ヴェルガート市長がボッキーニ知事の「送別会」を知事欠席にも拘らず開催したことに關するものだったが、これが「小咄」という形で取り上げられたことによって、「見放されてきた」山岳部の不満が爆発したのではないと思われる。20年代には平野部で工業化が進展した結果、山岳部との格差が広がり、人口の流出も生じ始めていた。「見放されてきた」という認識の成立にはこのような展開も影響を与えていたのではないだろうか。Ferretti[1999] pp. 51-53

いた。こうして影響力を失ったマンゾーニにとって、バロンチーニの失脚とアルピナーティの台頭はまたとない好機だったのである。彼は農業家集団と、彼らの後ろ盾であるグランディへの批判を強めた。マンゾーニはジンナーズィ派に対抗するために非党員との連携を図るとともに、アルピナーティに頼る姿勢を示していった。25年3月にはグランディがマンゾーニを公然と批判し、両派の対立はさらに激化した⁽⁴⁴⁾。

9月にアルピナーティが県連全権代行に就任すると、事態は大きく動き始めた。アルピナーティはグランディ派の弱体化を狙っていたが、その彼が県内のファッショへの介入権を手にしたのである。彼は、グランディが名誉市民になるとの『フィアンマ』紙の報道に目を着けた。アルピナーティはこの報道が県連に無許可で行われたことを口実に、イモラ・ファッショ指導部の更迭、イモラ・ファッショの解散、イモラへの全権委員の派遣を決定したのである。これらの措置が11月7日の『アッサルト』で公にされると、イモラ地方では一斉に反発の声が上がった⁽⁴⁵⁾。

このような措置に対する批判はヴェルガートにも広がった。13日のヴェルガート支庁長官報告によれば、ヴェルガート山岳部のファシストの間にイモラのグランディ派への賛同の動きが広がり、彼らの一部からは8月のアルピナーティ派の実力行使に倣って実力でボローニャ市を占拠すべきであるとの意見まで飛び出した。このような考えは主流にはならなかったものの、アルピナーティを批判する電報を中央に送る運動には同郡の市長12人のうち9人、ファッショ政治書記14人のうち12人が同調した。そして、17日にイモラで開かれた反アルピナーティ派の会合には、43のファッショ、33のコムーネの代表が参加するに至った。「集会にはイモラ郡の全コムーネの市長と〔ファッショの〕政治書記が参加した。ヴェルガート郡からは多数、第1郡〔ボローニャ郡〕からは若干名の参加が

(44) Galassi[1993] pp. 283-297, 310-311, 315-317, 332-333, 338-339. 危機のさなかの8月下旬には、イモラ・ファッショの建物改修にムツソリーニが資金を拠出している。これはグランディの口利きによるものであり、彼がイモラ・ファッショの有力な後ろ盾だったことが窺える。'L'offerta di S. E. Benito Mussolini per la Casa del Fascio d'Imola', *il Resto del Carlino* (29 agosto 1925); 'L'offerta di on. Dino Grandi per la Casa del Fascio d'Imola', *Ibid.* (30 agosto 1925)

(45) Galassi[1993] pp. 333-337; 'Federazione Provinciale Fascista. Provvedimenti disciplinari', *L'Assalto* (7 novembre 1925).

見られた」のである⁽⁴⁶⁾。

こうしてイモラでの対立がヴェルガートの反アルピナーティ感情と結びついた結果、事態は地域間対立の様相を呈し、ボローニャ・ファシズムは分裂の危機に陥った。18日の知事の内相宛報告によれば、イモラ地方と山岳部のグランディ派はグランディとアルピナーティとの妥協ではなくグランディの復帰を望んでおり、仮に両者の和解が実現しても従来の路線を堅持する可能性が高かった。他方、アルピナーティ派はボローニャ市のファシストだけではなく、多数のボローニャ市民やボローニャ郡のムーネに支持されていた。そして、「都市のファシストの間には暴力で反応できる分子も存在する。」これほどの「とてもデリケートな状況」をこれ以上放置することはできないが、だからといってグランディ派の求めに応じてアルピナーティを更迭すれば騒擾が起きかねない。このように両派ともに譲歩の姿勢を見せず、しかも事件の背後に複数の有力者が存在している以上、県内で解決を図ることは不可能だった。「この状況はローマでしか解決できない。」こうして、舞台はローマに移された。20日にはファリナッチがローマで会合を開催し、ムーネの市長やファッショの代表41名、およびアルピナーティとの協議を行った。だが、両派の溝は埋まらず、ファリナッチも有効な手を打つことができなかった。その後も反アルピナーティ派はアルピナーティへの攻撃を続けるとともにサンディカリズムを掲げて組合勢力の結集を試み、他方、アルピナーティ派は党を除名された前法相オヴィッリョとの連携を模索し始めた。12月に入ってグランディとアルピナーティが和解の動きを見せても、両派の対立は収まらなかった。グランディ派にはグランディの意向に反してでも闘争を継続すべきだとの意見が根強く、クッコリーたちは学生集団の再建に乗り出したのである⁽⁴⁷⁾。

このようにトップ会談によっても危機を收拾できないことになれば、グランディとアルピナーティの威信に傷がつきかねない。それゆえ、2人は何らかの妥協によって早急に事

(46) Rapporto del Sottoprefetto di Vergato al Prefetto di Bologna (13 novembre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1438, Cat. 7, fasc.1, <<Vergato. Ordine pubblico Anni 1925-1926>>; ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat. 7, fasc.1, <<Bologna = Situazione del partito fascista nella Provincia alle vertenze ed incidenti provocati da fascisti dissidenti>>.

(47) Rapporti del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (18 e 27 novembre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1435, Cat. 7, fasc. 1, <<Rapporti sulle condizioni politiche della Provincia 1926>>; ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat.7, fasc. 1, <<Condizioni dello spirito pubblico del Circondario di Imola>>; Rapporto del Questore di Bologna al Prefetto (12 dicembre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat. 7, fasc.1, <<Bologna = Situazione del partito fascista nella Provincia alle vertenze ed incidenti provocati da fascisti dissidenti>>; *Fiamma* (29 novembre e 10 dicembre 1925) in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, sotf. 1, <<Varia>>.

態を收拾する必要に迫られた。だが、両派に和解の兆しが見えない以上、選択肢は1つしか存在しなかった。19日、ローマでグランディ、アルピナーティ、そしてイモラ・ファッショの旧指導部メンバーは会合を持ち、合意に達した。この合意に基づき、26日にはイモラ・ファッショの指導はグランディ派の旧指導部に委ねられた。そして、翌27日にはグランディが各地のファッショを訪問し、規律ある対応と県連への協力を訴えて回ったのである⁽⁴⁸⁾。

こうして、25年の危機はアルピナーティ派と農業家を含むグランディ派との妥協によって収束に向かった。26年8月末、山岳部のポッレッタ・テルメで開催された「ボローニャ・ファシズムの首領、レアンドロ・アルピナーティを讃えるセレモニー」にはグランディとマナレージも出席した。25年8月のポッレッタ集会は危機の発端になったが、1年後の集会は和解の場として位置づけられたのである。カードーザ(A. L. Cardoza)は「26年以降のボローニャにおける政治権力の構造はワンマンの独裁というよりは、アルピナーティと地域の有産階級との事実上のパートナーシップだった」としているが、26年以降の権力構造は地域間の妥協に立脚したものだだったと評することもできるだろう⁽⁴⁹⁾。

但し、25年の危機を経て大きく変わった点が存在した。たしかにイモラ・ファッショは原状に戻ったが、アルピナーティは県連全権代行、次いで正式の県連書記として県連の指揮権を握り、県内のファッショへの介入権を持ち続けていたのである。また、彼は広報活動の集権化にも着手した。26年3月に「ファッショの家」、すなわちボローニャ市ファッショの広報部が『アッサルト』編集部内に設置されたが、この組織はボローニャ市にとどまらず「県内のファッショにとって有益であるような機能」を担い、各ファッショの広報活動や通達の編纂作業などを助けるものとされたのである。アルピナーティは中央から与えられた県連の指揮権を足掛かりにして、自らの力を強めようとしていたのである⁽⁵⁰⁾。

他方、アルピナーティが県連の指揮を続けたため、アルピナーティ派が彼を頼みにしてグランディ派に対抗する構図自体は変わらなかった。イモラでは26年末にマンゾーニが

(48) Rapporti del Sottoprefetto di Imola al Prefetto di Bologna (29 dicembre 1925) e del Prefetto al Ministro dell'Interno (29 dicembre 1925) in ASB, Gab. Pref., n. 1435, Cat. 7, fasc. 1, <<Rapporti sulle condizioni politiche della Provincia 1926>>. このような結末には、強硬派の勝利も敗北も望まないというムッソリーニの姿勢も反映していた。Galassi[1993] p. 337.

(49) 'La cerimonia di Porretta', *L'Assalto* (4 settembre 1926); Cardoza[1982] pp. 432-434; 高橋[1997] 128頁.

(50) 'L'Ufficio Stampa presso l'Assalto', *L'Assalto* (20 marzo 1926); 'I compiti dell'Ufficio Stampa a favore dei Fasci della Provincia', *Ibid.* (10 aprile 1926). 彼が正式に県連書記に就任するのは27年1月のことである。'Il nuovo Direttorio federale', *L'Assalto* (29 gennaio 1927).

グランディやジンナーズィへの攻撃を再開した。そして、27年2月にジンナーズィがポDESTAに任命されるとアルピナーティ派が抗議のデモに踏み切り、両派の抗争が再燃するに至った。そこでアルピナーティはこの機に乗じてイモラ・ファッショの指導部を辞任させ、再び全権委員を派遣する。3月26日の『アッサルト』に掲載されたアルピナーティ名義の布告では、『フィアンマ』がイモラ・ファッショの機関紙ではなくなったことが告げられ、「週刊の『アッサルト』紙がファシスト県連の唯一の公式機関紙である」ことが確認されている。8月には全権委員の派遣が終了し、新書記はアルピナーティ派から起用されることになった。そして、11月には抗争から距離を置いていた人々を中心にファッショ指導部が編成され、危機はひとまず収束に向かった。こうしてアルピナーティ派はファッショ書記の座を手に入れたが、中心人物のマンゾーニは名誉毀損で有罪とされた。他方、グランディ派はポDESTAの地位を確保し続けることに成功した。結局、アルピナーティとアルピナーティ派は、県内における反アルピナーティ派の牙城を崩すことができず、妥協を強いられることになった⁽⁵¹⁾。

複数の有力者が競合するボローニャ県でアルピナーティ派が主導権を握るのは容易なことではなかった。それでもアルピナーティ派が徐々にその地歩を広げることができたのは、中央の介入が彼に有利に働いたからである。だが、グランディ派との対立では彼は譲歩を余儀なくされた。グランディは有力サブリーダーであり、しかも中央で外務次官という要職に就いていた。このような人物が紛争の背後にいる場合には、アルピナーティ派は有利な介入を引き出すことができなかつたのである。

第4節 「寡黙で粘り強い建設者」

イモラ、ヴェルガート両郡とは異なり、アルピナーティ派はボローニャ市内では優位を誇

(51) Galassi[1993] pp. 340-341, 347-351; 'Federazione Provinciale Fascista', *L'Assalto* (26 febbraio 1927); 'Partito Nazionale Fascista. Federazione Provinciale Bolognese', *L'Assalto* (26 marzo 1927); Rapporto del Prefetto di Bologna al Ministero dell'Interno (9 novembre 1927) in ACS, PS, 1927, b. 155, <<G1 - Fascio: AA. per provincia>>., fasc. <<Bologna>>, Sotf. <<Imola>>; Rapporto del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (26 marzo 1927); Rapporti del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (26 marzo e 27 giugno 1927) in ASB, Gab. Pref., n. 1490, Cat. 7, fasc. 1, <<Situatione politica nella Provincia>>; Rapporto del Maggiore Comandante della Legione Territoriale dei Carabinieri Reali di Bologna al Prefetto (7 gennaio 1928) in ASB, Gab. Pref., n. 1490, Cat. 7, fasc. 1, <<Situatione Politica dei fasci nella Provincia>>.

っていた。だが、その支配は必ずしも盤石ではなかった⁽⁵²⁾。それゆえ、彼はボローニャ市を確実に掌握する必要にも迫られていた。そこでアルピナーティはボローニャ市民の支持を固めることを試みた。

そのための第1の方策が大衆の組織化だった。既に見たように、アルピナーティは党が労組の組織化を主導することには批判的だった。だが、それはファッショは経済争議への関与を避けるべきであるとの考えに基づくものであり、ファッショが政治の分野で大衆への浸透を図ることには何ら問題がなかったのである。アルピナーティは「ファシスト大学」(Università Fascista)と呼ばれる講座を通じて文化活動を組織する一方、市内各地に地区集団(gruppo rionale)を設置して、古参ファシストに「小さなサークルに閉じこもる」のではなく「大衆に浸透し、彼らに魂を吹き込み、そして規律を与える」ことを求めた。アルピナーティにとって地区集団とは、ファシズムがどのようなものなのかを身をもって示すための実践的な宣伝の場だった。26年12月にアルピナーティがボローニャ市のポDESTaに任命されると、これらの成果はボローニャ・ファシズムの指導者である彼の業績として大いに喧伝されたのである⁽⁵³⁾。

(52) 26年1月末には市内の反アルピナーティ派とアルピナーティ派が衝突し、反対派の一部が除名された。また、下院議員選挙の立候補者の顔ぶれを予想した4月12日の県知事の報告ではボローニャ郡はアルピナーティの地盤とされていたが、市内には党を除名されたオヴィッリョに共感する者も多いとされていた。ASB, Gab. Pref., n. 1437, Cat. 7, fasc. 1, <<Bologna O. P. Assemblea del Fascio tenutasi al Teatro Rapponi il 25 gennaio 1925 e incidenti provocati da elementi fascisti ostili all'Onor. Arpinati>>; 'Unanime ed imponente l'assemblea del Fascio di Bologna riafferma in Leandro Arpinati la sua fede e la sua fiducia', *L'Assalto* (30 gennaio 1926); 'Fascio Bolognese di Combattimento', *L'Assalto* (6 febbraio 1926); Rapporto del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (12 aprile 1926) e rapporto del Questore di Bologna (n. d.) in ASB, Gab. Pref., n. 1435, Cat. 7, fasc. 1, <<Rapporti sulle condizioni politiche della Provincia 1926>>.

(53) Nanni[1927] pp. 147-156; 'Unanime ed imponente l'assemblea del Fascio di Bologna riafferma in Leandro Arpinati la sua fede e la sua fiducia' e 'Il valore del capo', *L'Assalto* (30 gennaio 1926); 'Leandro Arpinati in visita ai Gruppi Rionali', *L'Assalto* (11 dicembre 1926); Comunicato N. 780 (26 gennaio 1933) in BISP, PNF, b. 5, fasc. <<Atti e comunicati 1932-33>>; G. Pini, 'Un uomo forte', *L'Assalto* (18 dicembre 1926). アルピナーティは鉄道員団体の長を自ら務めたほか、各種組織にも影響力を及ぼしていた。Dalla Casa[2007] pp. 412-413; Fabbri [1994] pp. 238-252; 'L'on. Arpinati nominato presidente dell'Istituto delle Comunicazioni', *L'Assalto* (10 marzo 1928).

支持獲得のための第2の方策はメディア・知識人の掌握だった。アルピナーティはファッション機関紙の『アッサルト』だけではなく、『レスト・デル・カルリーノ』の株式を取得して同紙を支配下に収めた。さらに、彼は『ヴィータ・ノーヴァ』や『イタリアーノ』などの刊行物を通じて、大学都市ボローニャにおける知識人のパトロンとしての地位を築くことをも試みていた⁽⁵⁴⁾。

第3の方策がボローニャ市の再生・整備事業である。「我が市のゆるやかな衰退に、市民は仏教徒のような諦めの気持ちで相対している。泥に、埃に、灯りの乏しさに、飲み水の不足に、高すぎる電気代に、そしてその他の多くのことに、カフェやサークルやその他の公共の場所で毒を吐くだけで満足しているのだ。」では、このような「恥ずべき頹廢」に立ち向かうにはどうすればよいのか。「その過去と輝かしい未来にふさわしい偉大で美しい都市になりたいのであれば、現在のような汚れたぬかるみの地位に甘んじたくないのであれば、ボローニャは通行できる優美な道路を持たねばならない」。26年2月20日の『アッサルト』に掲載された論説「ボローニャを救え！」はボローニャ再生のため、まずは道路の整備に取り組むことを提唱している。27年末には「ポDESTタ、レアンドロ・アルピナーティ閣下が望んだ」市電の整備・拡充の構想も明らかにされた。さらに、アルピナーティは病院の建設や官庁庁舎や大学の整備に取り組んだほか、中央政府からの補助金

(54) Onofri[1972] pp. 102-107, 166-168, 176-179; Bergonzini[1991] pp. 27-40; Whitaker [2002] pp. 150-160; Biondi[1985] pp. 198-203; Dalla Casa[2007] pp. 407-412; Bertocchi [1996] pp. 192-201; Cantamessa Arpinati[1968] pp. 51-56; Grimaldi[1999] pp. 51-54, 75; D'Attorre[1986] p. 145; Battistini[1986] p. 338; Lupo[2000] pp. 240-241.

を活用して人民住宅 (case popolari) の建設をも推進した⁽⁵⁵⁾。

そして、支持獲得のための第4の方策がスポーツ振興だった。その中核に位置づけられたのが多目的スポーツ施設 (Polisportivo) の建設である。「我が町の地理・鉄道上の位置を考えると、然るべき建物を建設すれば、ボローニャをあらゆる種類のスポーツ行事のための全国的な一大センターにできるように思われる。」25年3月25日、アルピナーティはプッピーニ市長 (Umberto Puppini) への手紙で多目的スポーツ施設の概要について次のように説明している。アルピナーティによれば、ボローニャ市ファッショは以前からこのような施設の建設を計画しており、既にそのための土地を所有していた。彼は市当局が計画していた身体教育高等師範学校の設置とスポーツ施設の建設を結びつけることを提案し、その上で建設資金の融資を依頼したのである。この件は7月20日の市議会で審議され、建設の主体になる公社に市が融資を行うこと、高等師範学校は公社が建設した上で市の所有とすること、師範学校・大学の学生による施設の利用が15年間は無料になることなどが決定された。さらに、高等師範学校はボローニャ大学医学部の関与の下に運営されることも決まった。このようにアルピナーティのスポーツ振興政策は鉄道、大学の青年、そして大学の研究者というボローニャの持つ資源を最大限に活用し、しかも市当局ではなくファッショ主導で行われるものだった。そして、ファッショ機関紙『アッサルト』は、この事業について報じる際には、ファッショを率いる「アルピナーティ閣下の気高く天才的なイ

(55) Cristofori[1980] pp. 172-185, 243-246, 302-306; U. Melloni, 'Salvare Bologna!', *L'Assalto* (20 febbraio 1926); 'Rinnovamento generale della rete tramviaria', *Ibid.* (17 dicembre 1927); Coppini[1983] pp. 272-274; Gallian[1928] pp. 137-140; Ramazza[1983] pp. 171-183; 'Insediamento dell'on. Arpinati e del Sindaco per le Case Popolari', *L'Assalto* (23 gennaio 1926); U. Melloni, 'Case popolari', *Ibid.* (24 dicembre 1927); D'Attorre[1983b]. 28年12月の市議会でアルピナーティ自身は次のように述べ、ボローニャの再生・整備事業が長期的な事業であることを強調している。「ボローニャは他の都市に比べて公共事業の実現の面で後れをとっているかのように見えた。だが、自分は市場や広場 [の市民] に過重な負担を強いるつもりはなかったし、ボローニャの問題を短期間で解決できるなどと幻想を抱いてもいなかった。私がつくった構想は、実現に10年は掛けねばならないものである。あらゆる問題を1年か2年で解決しようと思った者もいた。自分にはそのようなことはできなかったし、そのようにしようとも思わなかった。」'La Consulta Municipale insediata a Palazzo d'Accursio', *L'Assalto* (29 dicembre 1928). 第1次大戦前後の時期におけるボローニャ市の保健・衛生の状況については、Arieti[2000][2001].

ニシアティヴ」を一貫して称賛し続けたのである⁽⁵⁶⁾。

ファシスト党の記章「ファッショ・リットーリオ」にちなんで「リットリアーレ」(Littoriale)と名付けられた新スタジアム⁽⁵⁷⁾は席数3万6千、最大収容人員5万人以上という大規模なものであり、全国的にも重要な存在だった。例えば、25年6月12日の起工式は国王出席の下で執り行われている。また、事実上のこけら落としとなった26年10月31日のローマ進軍記念式典にはムッソリーニをはじめとする政府・党の幹部が出席した。さらに、正式のこけら落としとなったサッカーのイタリア・スペイン戦(27年5月29日)は国王とスペイン皇太子の臨席の下で開催された。これらの式典の成功、そしてリットリアーレ競技場に対するイタリア内外の称賛も、ボローニャのメディアによってアルピナー

(56) Martin[2004] pp. 116-119; Dalla Casa[2007] pp. 409-410; ASCB, CA, Titolo X <<Polizia Municipale>>, Rubrica 3 <<Feste, Spettacoli e Divertimenti>>, Sez. 5 <<Divertimenti>>, Ins. <<Campo Polisportivo. Contributo di L. 150.000 per 15 anni all'Ente che si costituirà come proprietario del campo che si costituirà per iniziativa della Casa del Fascio>>; G. Pini, 'Maggiori imprese', *L'Assalto* (18 aprile 1925); 'Per il Campo Polisportivo. Il Contributo del Comune', *Ibid.* (25 luglio 1925); 'Il valore del capo', *Ibid.* (30 gennaio 1926); L. Ferretti, 'Il "Littoriale,,', *Ibid.* (31 luglio 1926); *Ibid.* (14 agosto 1926); Onofri[1990] p. 14; Nanni[1927] pp. 153-158. ボローニャは北部の主要な鉄道路線が集中する交通の要衝であり、フィレンツェとの直通路線(Direttissima)が完成すれば中・南部からの所要時間も短縮される予定だった。Zamagni [1986] pp. 260, 264-267; 'Italo Balbo e Leandro Arpinati fra i lavoratori della "Direttissima,,', *L'Assalto* (12 dicembre 1925); 'La direttissima BOLOGNA-FIRENZE', *Ibid.* (7 dicembre 1929).

(57) スタジアムの名称についてはギリシア風の「エウジェネーオ」案もあったが、最終的には古代ローマ風の「リットリアーレ」が採用された。'"Eugenè,, o "Littoriale,,?', *L'Assalto* (20 febbraio 1926); 'Un nome al Polisportivo', *Ibid.* (26 marzo 1926); Martin[1993] pp. 129-130; Quercioli[2006] pp. 13-16. なお、ファシズム期のスタジアムには古代ローマの建築をモデルにするものが多いが、ボローニャのリットリアーレ競技場はその初期の例である。この点についてアルピナーティは「ボローニャに大スタジアムを建設するという考えはカラカラ浴場を訪れたときに思いついたものである」と記している。L. Arpinati, 'Il Littoriale', *Lo Sport Fascista*, a. I, n. 1 (giugno 1928); 'L'arena com'era. L'arena com'è', *Ibid.*, a. I, n. 2 (luglio 1928); L. Boccali, 'Lo Stadio della nuova Roma', *Ibid.*, a. II, n. 1 (gennaio 1929); Martin[2004] pp. 92-96, 125-129; Papa/ Panico[1993] pp. 144-146.

ティ称揚のために活用されたのである⁽⁵⁸⁾。

このように、リットリアーレ競技場はスポーツ都市ボローニャの象徴的存在と見られていたが、アルピナーティのスポーツ振興政策はリットリアーレ建設に尽きるものではなかった⁽⁵⁹⁾。27年1月にアルピナーティ杯が創設された際、『アッサルト』は「我々の首領」、アルピナーティの狙いについて次のように説明している。「偉大で力強いボローニャ・ファシズムの指導者は身体教育をいっそう推進し、促進するために賞を設けようと思ったのである。」このように、彼は「スター」の養成や大規模な大会・行事の開催に尽力しただけではなく、大衆の「身体教育」をも重視し、そのために大衆スポーツの基盤整備に力を注いでいた。例えば、水泳の分野ではリットリアーレに先進的な屋内プールを設置する一方で、一般的なプールの建設をも推進していた。さらに、アルピナーティはこれらの建設事業と並行して、スポーツの組織化や青年スポーツの振興にも取り組んだ。大衆の「身体教育」を重視していたアルピナーティにとって、スポーツ振興と大衆の組織化は不可分の関係にあったのである。その最たる例が既に挙げたアルピナーティ杯である。アルピナーティ杯は地区集団や青年組織の対抗戦であり、さまざまな競技のアルピナーティ杯大会が1年中開催されていた。そして、この大会への参加資格は地区集団・青年組織・スポーツ組織「ボローニャ・スポルティーヴァ」などの構成員にのみ与えられており、大衆組織を

(58)L. Ferretti, 'Il "Littoriale,,', *L'Assalto* (31 luglio 1926); 'La struttura del campo', *Ibid.* (28 maggio 1927); *L'Assalto* (22 agosto 1925); 'IL LITTORIALE: ideato, voluto, costruito da Leandro Arpinati', *Ibid.* (30 ottobre 1926). 'Il Littoriale sarà inaugurato dal Re', *Ibid.* (14 maggio 1927); G. Pini 'Fra una settimana', *Ibid.* (21 maggio 1927); 'In presenza del Re, Bologna fascista glorifica i Caduti ed apre il grande campo sportivo, palestra di nuovo vita', *Ibid.* (28 maggio 1927); 'L'ammirazione generale converge sulle nostre opere', *Ibid.* (4 giugno 1927); 'L'ammirazione spagnola per il Littoriale', *Ibid.* (11 giugno 1927); Nanni[1927] pp. 154-158; Martin [2004] pp. 130-135; Cristofori[1980] pp. 145-146; Onofri[1990] p.14. なお、26年の進軍記念式典は式典自体よりも帰途に発生したムッソリーニ銃撃事件（ザンボーニ事件）によって広く知られている。銃撃の実行犯とされたザンボーニ（Anteo Zamboni）の父がアルピナーティの友人だったため、この事件はアルピナーティを攻撃する勢力によってしばしば利用されることになる。Dalla Casa[2000]; Iraci[1970] pp. 64-68; ASB, Gab. Pref., n. 1467, Cat. 7, fasc. 1, <<Bologna. Attentato a S. E. Mussolini>>; 'Vendicare l'offesa', *L'Assalto* (6 novembre 1926).

(59)リットリアーレ競技場はボローニャの人口に比して規模が大きすぎた上に町外れに位置していたため、実際にはあまり利用されていなかった。Martin[2004] pp. 120-121.

スポーツ振興の基盤として位置づける姿勢が明確にされていた⁽⁶⁰⁾。

アルピナーティの政策について、28年5月12日の『アッサルト』は次のように評している。「ローマ進軍の後にレアンドロ・アルピナーティはボローニャ・ファシズムの活動方針を変えることを望み、それに成功した。かつては戦闘が優位を占めていたが、今は文民の規律と建設活動の優位が模範となっている。『アッサルト』は「建設」がアルピナーティの政策の特徴であると捉えているが、このような認識は決して特異なものではなかった。ムッソリーニもアルピナーティのことを「寡黙な働き者」(silenzioso operante)、「寡黙で粘り強い建設者」(silenzioso e tenace costruttore)などと評し、ボローニャにおける彼の活動を称えていた。ボローニャが大衆の組織化、都市整備、そしてスポーツ振興のモデルとして高く評価された結果、モデルの構築を主導したアルピナーティの評価も高まったの

(60)'La Coppa Leandro Arpinati', *L'Assalto* (22 gennaio 1927); 'La Coppa Arpinati', *Lo Sport Fascista*, a. III, n. 11 (novembre 1930); V. Costa, 'UN'OPERA VERAMENTE FASCISTA: l'istruzione preatletica nelle scuole di Bologna', *Ibid.*, a. II, n. 4 (aprile 1929); P. Masera, 'Il potenziamento del nuoto italiano', *Lo Sport Fascista*, a. III, n. 7 (luglio 1930); 'Perfezioniamo il programma', *Ibid.*, a. I, n. 6 (novembre 1928); Gallian[1928] Cap. VII. 「大衆の身体教育」というアルピナーティのスポーツ観については、'Arpinati e lo sport razionale', *L'Assalto* (28 giugno 1928); L. Arpinati, 'Il Littoriale', *Lo Sport Fascista*, a. I, n. 1 (giugno 1928). 「ボローニャ・スポルティーヴァ」については、Martin[2004] p.118; 'La BOLOGNA SPORTIVA', *L'Assalto* (28 ottobre 1932).このほかの主な事業としては、新競馬場の建設を挙げることができる。このときもリットリアーレ競技場のときと同じように公社・協同組合が建設の主体になった。'Il nuovo Ippodromo bolognese', *L'Assalto* (4 febbraio 1928); U. Martinelli, 'Il nuovo Ippodromo bolognese', *Lo Sport Fascista*, a. II, n. 10 (ottobre 1929); P. Castelvetro, 'Il nuovo Ippodromo di Bologna', *Ibid.*, a. V, n. 8 (agosto 1932); Cristofori[1980] pp. 230-231.

である⁽⁶¹⁾。

以上のような展開はアルピナーティの影響力の拡大に寄与した。彼は 26 年に党副書記とイタリア・サッカー連盟会長に起用され、27 年には陸上競技連盟の会長に任命された。アルピナーティは 25 年から陸上競技連盟の副会長を務めていたが、ここでもリットリアーレ建設やサッカー連盟での実績などが評価されたのである。また、多忙であることを理由に就任は辞退したが、彼は 26 年末にボローニャで開かれた水泳連盟の大会でも同連盟の会長に選出されている。このようにアルピナーティはさまざまなスポーツに関与していたが、彼がとくに力を注いだのがサッカーだった。アルピナーティは就任の直前に制定された「ヴィアレージョ憲章」に基づいて全国統一リーグ（セリエA、セリエB）の創設や外国人選手の規制などに取り組み、その後のイタリア・サッカーの基盤を築いた。彼の在任中にイタリア・サッカーが黄金時代を迎えたこともあって、サッカーはアルピナーティの威信の源泉のなかでも重要な位置を占めることになった。アルピナーティ自身もこのことを自覚していた。28 年の対ハンガリー戦はムッソリーニや多くの幹部が観戦していたが、前半終了時点ではイタリアが劣勢だった。そして、アルピナーティのことを快く思わない者のなかにはイタリアチームの敗北を歓迎する空気も流れていた。そこで彼はイタリア・チームが勝利した場合には 1 人当たり 4 千リラの報奨を支払うと選手に急遽約束した。イタリア・チームは逆転勝利を収め、アルピナーティは面目を保つことができたので

(61) D'Atorre[1986] p.145; Nanni[1927] pp. 105-107; 'Mussolini e i calciatori', *Lo Sport Fascista*, a. III, n. 3 (marzo 1930); 'Il Bologna e il campionato', *Ibid.*, a. II, n. 7 (luglio 1929); V. Costa, 'UN'OPERA VERAMENTE FASCISTA: l'istruzione preatletica nelle scuole di Bologna', *Ibid.*, a. II, n. 4 (aprile 1929); 'Il fascismo bolognese', *L'Assalto* (12 maggio 1928); 'Leandro Arpinati' e 'Quattro fascisti bolognesi al Governo', *Ibid.* (14 settembre 1929); 'L'opera del primo Podestà di Bologna', P.I. (5 Ottobre 1929); Rapporto del Prefetto di Bologna al Sottosegretario della Presidenza del Consiglio (27 dicembre 1926) in ASB, Gab. Pref., n. 1490, Cat. 7, fasc. 1, < < Situazione politica nella provincia >>. 『アッサルト』はイタリア国内だけではなく国外での評価にも注意を払っており、ボローニャ市政やアルピナーティに対するフランス紙・スペイン紙の好意的論評について詳細に報じている。'L'opera e la figura di Leandro Arpinati nelle impressioni di un giornalista straniero', *L'Assalto* (26 marzo 1927); 'L'ammirazione spagnola per il Littoriale', *Ibid.* (11 giugno 1927).

ある⁽⁶²⁾。

県内の反対派に苦慮し続けたアルピナーティは、地盤のボローニャ市を確実に掌握する必要に迫られた。そこで彼は都市再生や大衆の組織化に力を注ぎ、スポーツ振興にも積極的に取り組んだ。これらの施策が大衆の組織化と青年／教育政策の「モデル」とされたことによってアルピナーティの評価は高まった。彼は党副書記、サッカー連盟会長のような全国レベルの要職に起用され、中央への進出の第一歩を踏み出すことになった。

第5節 アルピナーティ派の動揺

こうしてアルピナーティは党副書記、サッカー連盟・陸上競技連盟会長、党県連書記、ボローニャ市ポデスタという重要な職を数多く兼ねるに至った。だが、内務次官から外務次官に転じたグランディや、全国帰還兵協会と山岳兵(alpini)協会の会長を務め、内務次官への起用も取り沙汰されていたマナレージ⁽⁶³⁾に比べて、アルピナーティが圧倒的に優位に立っていたわけではなかった。従って、ボローニャ県内における彼の影響力が飛躍的に強まったとは言えないのである。

しかも、アルピナーティの覇権はお膝元のボローニャ郡でも揺らぎつつあった。その発端となったのは、またしても労働組合との関係だった。知事による 28 年 4 月 3 日の政府首長宛報告によれば、ボローニャ郡モリネッラではレガッツィが率いるファッショ指導部が労働者を支援して製糖業者と対立する構図が生まれていたが、製糖工場で 13 名の労働者が解雇されたのを機に両者の対立が激化した。レガッツィは製糖業者に解雇を撤回させることで自らの力を誇示しようとしたのである。だが、アルピナーティがレガッツィを支

(62) Martin[2004] p.114; Papa/ Panico[1993] pp. 137-138, 167-178; Di Candido[2006] pp. 90-91; Nanni[1927] pp. 137-138; 'Ancora questo è il programma: Combattere', *L'Assalto* (3 aprile 1926); 'Arpinati presidente della F.I.D.A.L.', *Ibid.* (26 marzo 1927); P. Masera, 'Il potenziamento del nuoto italiano', *Lo Sport Fascista*, a. III, n. 7 (luglio 1930); 'Arpinati', *Ibid.*, a. II, n. 10 (ottobre 1929); V. Pozzo, 'Come ho rifatto la Nazione', *Ibid.*, a. II, n. 12 (dicembre 1929); 'Mussolini e i calciatori', *Ibid.*, a. III, n. 3 (marzo 1930); Id., 'Da Amsterdam a Budapest', *Ibid.*, a. III, n. 4 (aprile 1930). アルピナーティのサッカー連盟会長在任中の業績については、Papa/ Panico[1993] Cap. VIII-X; Di Candido[2006] pp. 45-52, 59-64, 88-92; Grimaldi[1999] pp. 75-82; Fabrizio[1976] pp. 52-57; Elia[2004] pp. 62-69.

(63) Pastore[2003] pp. 155, 160-164; 'L'on. Manaresi alla Presidenza dell'Opera Nazionale Combattenti', *L'Assalto* (25 settembre 1926); F. Bianchi, 'Angelo Manaresi politico combattente organizzatore scrittore', *Lo Sport Fascista*, a. V, n. 11 (novembre 1932).

持しなかったため、レガッツィはこの地のポデスタや組合指導者とともに辞表を提出した。そして4月2日には彼らを支持する集会がモリネッラで開催され、千人以上の労働者が参加した。このような騒動に発展したことを重く見たアルピナーティはレガッツィの処分を検討したが、知事と協議した結果、組合幹部の更迭にとどめてレガッツィの処分は見送ることにした。そして、彼と労使の三者協議を経て、製糖業の争議は4月中旬に一旦終結する⁽⁶⁴⁾。

レガッツィは20年代初めからファッショの主導権をめぐる富裕層とも対立していたため、彼らへの対抗上、労働者への接近を図っていた。モリネッラは、「ローマ進軍」が行われる22年秋になっても「自治体社会主義」が続いていたほどの社会党の牙城であり、非ファシストの労働組合も26年まで存続していた。26年1月15日付の警察署長の報告によれば、県内の労働総同盟の組織は「ほぼゼロになった」が、モリネッラ、ボローニャ、イモラでは例外的に組織が生き残っていた。なかでもモリネッラの労組は500人の組合員を擁し、ボローニャやイモラの組合を凌ぐ規模を誇っていたのである。26年夏には非ファシストの労働者が他のコムーネに強制移住させられ、モリネッラの組合組織は壊滅に追い込まれるが、これほど強固な社会党の牙城でファシスト労組が組織化を進めるのは容易ではなかっただろう。レガッツィが左翼に激しい攻撃を加える一方で労働者保護の姿勢を鮮明にせざるをえなかった背景には、このようなモリネッラ特有の事情があったと考えられる⁽⁶⁵⁾。

(64) Rapporti del Prefetto di Bologna al Capo del Governo (3 aprile 1928) e del Prefetto alla Direzione P. S. (16 aprile 1928), in ACS, PS, 1929, b. 183, <<G1. Fasci. Provincie>>, fasc. <<Bologna>>, sotf. <<Bologna. Molinella>>. アルピナーティの『レスト・デル・カルリーノ』株取得の際には、砂糖保護関税を求める製糖業公庫が彼に株を贈与していた。ルーポは製糖業争議に言及する直前でこのエピソードに触れており、アルピナーティと製糖業界との関係が彼の業者寄りの姿勢につながっていたことを示唆している。Lupo[2000] pp. 237-239.

(65) Arbizzani[1964] (II) p.275; Dalla Casa[1988] pp. 246-252, 258; Cardoza[1982] pp. 214-217, 275-276, 378-379, 411, 418-419, 423-424; Nanni[1927] Cap. VI; Onofri[1980] pp. 118-122; Alberghi[1989] pp. 142-144; 桐生[2002] 107、132、148、168-169、179-181頁; Salvatorelli/ Mira[1964(1969)] Vol. 1, p. 359; Lupo[2000] pp. 154-155; Rapporto del Questore di bologna al Prefetto (15 gennaio 1926), in ASB, Gab. Pref., n. 1435, Cat. 7, fasc. 1, <<Attività di partiti sovversivi>>; Rapporti del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (12 aprile 1926) e rapporto del Questore di Bologna (n. d.), in ASB, Gab. Pref., n. 1435, Cat. 7, fasc. 1, <<Rapporti sulle condizione politiche della Provincia 1926>>.

ところが、アルピナーティの路線はレガッツィとは対照的だった。まず、アルピナーティは大衆の組織化には熱心に取り組んでいたが、経済問題への関与には消極的だった。また、彼は古参党员の特権集団化にも否定的だった。26年11月末の演説で、彼は「入党の日付が最近のものでも、よきファシストでありうるということを我々は決して否定してこなかったし、今も否定するつもりはない」と述べ、古参党员と新入党员とが敵対関係にならないことを強調している。27年4月2日付の『アッサルト』も「ファシズムは健全で活力のある存在であるために若さを保たなければならない」として、「無能であったり、あるいは『抒情的な』時代への郷愁に駆られたりして、かつての姿勢や振る舞いにいつまでも囚われているような連中」を隊列から排除し、新たな人々の参入を歓迎するとの論説を掲載し、アルピナーティと同じ趣旨の議論を展開した。このような論調は攻撃的な活動で知られた古参のレガッツィとは原理的に相容れなかったのである⁽⁶⁶⁾。

さらに、アルピナーティは非ファシストとの連携に前向きであり、モリネッラの社会党・労組指導者としてレガッツィと衝突していたマッサレンティ(Giuseppe Massarenti)に対しても好意的だった⁽⁶⁷⁾。既に見たようにイモラではアルピナーティ派が非党员と連携してグランディ派に対抗していたが、このような方向性はアルピナーティ自身の言動にも現れている。例えば、28年1月21日の『アッサルト』によれば、16日の集会で彼は次のように述べている。

ボローニャには大勢の党员がいるわけではない。自分は党员証を本当にささやかにしか付与してこなかった。我々の組織体を過度に大きくしたくなかったのである。我々は1922年には3千人だった。そして、1928年、我々は3千人である。ボローニャ・ファシズムは党员証を持つファシストよりも、ファシズムの友、ファシズムの信者、ファシズムの賛美者をつくらうとしたのだ⁽⁶⁸⁾。

たしかに、アルピナーティは新入党员の獲得には積極的だった。だが、彼は党员が急速に増加すれば「ファシズムの信者」の比率が低下するのではないかと考えていた。つまり、アルピナーティは信念を共有する少数者の集まり、「インナー・サークル」として党を理解していたのであり、機会主義的な入党には批判的だった。だが、彼は「ファシスト的非法の合法化」を主張するような古参ファシストの特権集団化にも否定的だった。そもそも、アルピナーティにとって党とは、現に信念を共有する少数者の集まりだった。従って、

(66) 'La settimana', *L'Assalto* (4 dicembre 1926); G. Pini, 'Residui', *Ibid.* (2 aprile 1927).

(67) Iraci[1970] pp. 78, 174, Cap. XII; Nanni[1927]; Whitaker[2002].

(68) 'Dopo l'assemblea del Fascio. I commenti della stampa italiana', *L'Assalto* (21 gennaio 1928)

現時点で信念を共有できるのであれば入党の資格は認められるし、逆に、過去の「革命」に参加した者であっても現時点で考えが異なるのであれば「インナー・サークル」からは排除されることになる。もちろん、少数の「インナー・サークル」だけで統治を行うことは不可能である。それゆえ、アルピナーティの「インナー・サークル」型の党は「中立的」な公行政とファシズムに好意的な「シンパ」の存在を前提としている。そして、公行政と「シンパ」に加えて大衆組織をも活用して人々を幅広く包摂し、彼らにファシズムの素晴らしさを知らしめ、自発的なファシズム支持者を増やしていく。これこそがアルピナーティの戦略だったのである⁽⁶⁹⁾。『アッサルト』紙に掲載された定期購読の呼びかけは、その端的な現れだと言えるだろう。

ファシスト諸君、友人諸君、反対派の諸君 (*avversari*)、『アッサルト』を定期購読しよう⁽⁷⁰⁾！

このように「友人」のみならず「反対派」にまで購読を呼びかけるアルピナーティの姿勢は、「頑固者の世代」の死滅を待つムッソリーニとは一見、対照的である。だが、実はアルピナーティの構想もある種の「待ち続ける全体主義」だったと言えよう。悲観論から出発したムッソリーニは旧世代への強制は無駄だと判断した結果、旧世代を放置して彼らの死滅を待っていた。それに対して、楽観論から出発したアルピナーティは「シンパ」の育成やファシズムへの「改宗」が順調に進むと考え、最小限の強制だけで全体主義に到達できると信じていたのではないだろうか。ファシズムの素晴らしさに確信を持っていたからこそ、彼は人々の「改宗」を「待ち続ける」ことができたのだろう⁽⁷¹⁾。

このようなアルピナーティの構想においては、党員は一般市民の模範となり、彼らを自発的な「改宗」へと導くべき重要な存在だった。従って、党員が特権集団になったり不正行為に手を染めたりすることは絶対に許されなかった。しかも、アルピナーティの考えでは非党員が行政・文化活動・大衆組織などに関与することになるため、党員がこれらの権益を独占するのは不可能になってしまう。このように、アルピナーティが目指した支配の

(69) ファッショの家 (ファッショ本部) の施設の利用は非党員にも開放されていた。Nenni [1927] p. 155.

(70) *L'Assalto* (1 gennaio 1926)

(71) ウィテイカーはアルピナーティの路線を「権威主義と社会秩序への願望」と評しているが (Whitaker [2002] p. 160)、アルピナーティは未来における変革に期待していたので単なる「権威主義」とは一線を画していたと見るべきだろう。

あり方は古参ファシストの利害を脅かすものだったのである⁽⁷²⁾。

アルピナーティとレガッツィの対立はほどなく再燃することになった。28年5月19日、ミネルピオでの会合でアルピナーティは「ファシストの義務」として協力の必要性を説き、「一時的な経済危機の困難に乗じて、適当でない言辞や態度で大衆を汚染する者」を批判した。これに対して、レガッツィが「労働者はかつてはファシズムによって殴打されたが、今は労働を保障される権利を持っている」と労働者保護の必要性を訴えると、アルピナーティは言葉だけではなく実際に彼らに仕事を与えなければならぬと応えた。こうしてレガッツィは6月16日付で県連指導部から更迭されることになった⁽⁷³⁾。

その後、アルピナーティはレガッツィや労組に対して宥和的な姿勢を示した。7月14日の『アッサルト』に掲載された演説で、彼は「黨員でない者には生きることや働くことを禁じた」社会主義の「専制」から話を始めている。「ファシズムの闘争は何よりも人々をこのような隷属から解放するためのものだった。では、もう闘いに勝ったのだから、ファシズムは同じ過ちを繰り返してもよいということになるのだろうか？とんでもない！」このように、アルピナーティはファシズムが過度の抑圧に転じるべきではないとして、レガッツィの路線とは相変わらず一線を画していた。だが、アルピナーティは、過ちを正すために「然るべき時には指導部を批判できる、そういう人物を排斥するつもりはない」と述べ、反対派に歩み寄ったのである。さらに、彼は「ファッショと組合の関係は非常に緊密でなければならない」と語り、両者が敵対関係にないことをも強調している⁽⁷⁴⁾。

但し、アルピナーティは同じ論説で「組合書記が信頼を持たずに義務感のみによってファッショ書記に相対するなどということはあってはならない」とも述べており、労組にも譲歩を求めることを忘れなかった。また、彼は「冷静な批判を禁じるのはファシスト的ではない」と述べ、「冷静」でない批判の扱いについては含みを残していた。さらに、8月4日の論説では党内での選挙制復活を求める意見を批判して、選挙を経ない「ファシストの政治」の優位を説いている。アルピナーティは選挙制復活によって古参・活動家に主導

(72)アルピナーティは26年から27年にかけて腐敗や不当利得などに反対するキャンペーンを展開している。Whitaker[2002] p. 153.

(73)Rapporto del Prefetto di Bologna alla Direzione Generale P. S. (21 maggio 1928), in ACS, PS, 1929, b. 183, <<G1. Fasci. Provincie>>, fasc. <<Bologna>>, soff. <<Bologna. Molinella>>; Rapporto del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (16 giugno 1928), in ACS, SPDCR, b. 48, fasc. 242/R, <<Regazzi Augusto (Bologna-Fascismo)>>.

(74)L. Arpinati, 'CONSIGLI AL FASCISTA (da mandare a memoria)', *L'Assalto* (14 luglio 1928).

権を奪われることを懸念し、現状維持を主張したのである⁽⁷⁵⁾。

これに対して、レガッツィは、一時的には表立った活動を控えていたものの、10月に入るとモリネッラの対立陣営への攻撃を再開した。結局、レガッツィはアルピナーティによって10月下旬にモリネッラのファッショ・組合書記の職を解かれ、影響力を失うことになった⁽⁷⁶⁾。

ここまでの展開を見る限りでは、アルピナーティはお膝元のボローニャ郡から反対派を追い出し、その地位を強固にしたかのように見える。だが、アルピナーティとレガッツィは異なる考えの持ち主だったにも拘らず、両者の関係は長い間むしろ良好だったのである。例えば、25年4月25日の『アッサルト』は党県連指導部が再任されたことを報じているが、この記事では「モリネッラ地区の闘争を昔も今も支えてきた」レガッツィは指導部の筆頭格として位置づけられている。そして8月に勃発したアルピナーティと労組の衝突ではレガッツィはアルピナーティを支持し、25日の集会では2番目に登壇して彼を支持する演説を行っていた。さらに、26年4月の県知事による情勢報告では、レガッツィが下院議員選挙への立候補を希望すればアルピナーティの支持を得られるはずだとされていた⁽⁷⁷⁾。これらのことから分かるように、少なくとも25年から26年にかけては、レガッツィはボローニャ郡における親アルピナーティ勢力の中心的人物だったのである。従って、28年のレガッツィ追放劇はアルピナーティと反対派の対立というよりも、むしろアルピナー

(75) Ibid.; Id., 'Dinamica del Partito', *L'Assalto* (4 agosto 1928). アルピナーティは8月4日の『アッサルト』に「数(quantità)への讃辞」と題した論説をも寄稿している。彼はこの論説で、「超人」を称揚した7月28日の論説「質への讃辞」を批判して「数」の重要性を強調した。「数とは戦争に勝利した大衆のことである。」さらに、「数への讃辞」の隣には、強硬派の実力行動に批判的だった前司法相オヴィッリョの復党を伝える記事が掲載されている。このように、アルピナーティは大衆を重視し、古参・活動家に批判的な姿勢を崩してはいなかった。L. Arpinati, Id., 'Elogio della quantità' e 'L'on. Aldo Oviglio riammesso nel Partito', *L'Assalto* (4 agosto 1928); G. L. Mercuri/ B. Brunello, 'Dinamica del Partito' e G. Mercuri, 'Elogio della qualità', *Ibid.* (28 luglio 1928).

(76) ACS, PS, 1929, b. 183, <<G1. Fasci. Provincie>>, fasc. <<Bologna>>, sotf. <<Bologna. Molinella>>; ACS, SPDCR, b. 48, fasc. 242/ R, <<Regazzi Augusto (Bologna-Fascismo)>>.

(77) 'Il nuovo Direttorio', *L'Assalto* (25 aprile 1925); 'Imponente corteo di cinquemila fascisti bolognesi in onore dell'on. Leandro Arpinati', *il Resto del Carlino* (26 agosto 1925); Rapporti del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (12 aprile 1926) e rapporto del Questore di Bologna (n. d.), in ASB, Gab. Pref., n. 1435, Cat. 7, fasc. 1, <<Rapporti sulle condizione politiche della Provincia 1926>>

ティ派の分裂として位置づけた方が適切なのである⁽⁷⁸⁾。

では、なぜ2人の協調は28年に破綻したのだろうか。ここでは経済情勢の悪化とそれに伴う失業の増加に着目することにしたい。28年9月頃に作成されたと見られる知事の政府首長宛報告によれば、27年冬には日傭農業労働者の失業が深刻な問題になっていた。この時点ではボローニャ・フィレンツェ間の鉄道建設や土地改良などの公共事業によって雇用が創出されたものの、失業自体は28年の秋になっても解消されていなかった。28年5月19日のミネルビオ会合でアルピナーティが「一時的な経済危機の困難に乗じて、適当でない言辞や態度で大衆を汚染する者」を批判した背景には、このような失業の増加があった。そして、失業の増加によって労組が活性化した結果、アルピナーティが組合批判を強めると、組合を支持するレガッツィとの溝は広がらざるをえなくなったのである⁽⁷⁹⁾。

こうしてアルピナーティはレガッツィを切り捨てることになった。だが、これで問題が解決したわけではなかった。28年になっても失業対策の公共事業は続けられていたのである。そして、政府首長宛報告によれば、農産物の不作、家畜の価格下落や口蹄疫の拡大などによって農業・畜産業が打撃を受けたため、28年の冬も大規模な失業が発生するおそれがあった。知事は28年冬の失業者数を日傭農業労働で2万4千、建設で6千と見積もっている。だが、進行中の公共事業は完成に近づいていた。それゆえ、知事は公共事業の追加・拡充の必要性を訴え、中央政府から資金を引き出さなければならなかったのでは

(78)従来の研究では、レガッツィ事件はアルピナーティが反対勢力、あるいは地方ボスを排除した事件として理解されてきた。Lupo[2000] pp. 240-241, 383; Cardoza[1982] p. 431; D'Attorre[1988] p.267; Bertocchi[1996] p. 179. 25～26年の内紛の存在がほとんど知られておらず、この時期のレガッツィの動向が検討されてこなかったことがその一因だと思われる。但し、25～26年の内紛に紙数を割いたダッラ・カーザはレガッツィとアルピナーティの利害の衝突を協調している。Dalla Casa[2013] pp. 150-151, 196-198. 従って、両者の協調は内紛後に成立したとも考えられるが、この点は今後の検討課題にしたい。

(79)ASB, Gab. Pref., n. 1490, Cat. 7, fasc. 1, <<Relazione a S. E. il Capo del Governo sulle Condizioni Economiche della Provincia di Bologna>>; Rapporto del Prefetto di Bologna alla Direzione Generale P. S. (21 maggio 1928), in ACS, PS, 1929, b. 183, <<G1. Fasci. Provincie>>, fasc. <<Bologna>>, sotf. <<Bologna. Molinella>>; D'Attorre[1998] pp. 216-234. 25～26年以降は賃金も下落傾向にあった。Ibid., pp. 224-236; Id.[1988] p. 287.

る⁽⁸⁰⁾。

アルピナーティは県内の有力者と対立しながらラス支配を確立し、その過程で中央の介入に依存することになった。また、彼が推進したボローニャ市の都市再生・整備事業も中央政府の補助金によって支えられていた。その上、失業の増加によってさらなる公共事業が不可欠になった結果、中央の持つ資源はいっそう重要になりつつあった。このように、中央との結びつきは地域支配を安定させるための不可欠の条件になっていたのである。だが、ボローニャにはアルピナーティ、グランディ、マナレージなど複数の有力者が存在し、いずれもが中央に地歩を築いていた。つまり、アルピナーティは地域における主導権争いのみならず、中央との媒介の面でも彼らと競合していたのである。このような状況の下でアルピナーティが中央との結びつきを強めようとするならば、自ら中央政界に進出し、積極的に活動する以外に方策はなかった。有力者が競合していたボローニャでは中央との結びつきを強めなければ地域支配を維持することはできず、それが彼らの中央への進出につながっていたのである⁽⁸¹⁾。

これに対して、知事は当初、アルピナーティの中央進出に否定的な見解を示していた。下院議員と県連書記の兼任が禁止され、アルピナーティがいずれかの地位を離れざるをえなくなることに鑑みて、29年2月8日の内相宛報告で知事は次のように主張した。「県のファシズムの利益を考えて、県のファシズムを高位の人物の指導の下で団結させ、強くしておく必要がある。さらに、アルピナーティ閣下が国会議員として展開してきた活動を考慮すると、彼が[議員に再選されるよりも]県連書記の職に留まる方が適切だと思われる。」だが、「情勢についてより慎重に検討し、ボローニャとボローニャ県の政治的階層について踏み込んで調査を行った結果、」彼は13日の報告に「アルピナーティ閣下が下院議員と

(80) Relazione del Prefetto di Bologna alla Direzione Generale P. S. (1 ottobre 1928), in ACS, PS, G1, 1912-1945, b. 222, fasc. 466, <<Relazioni trimestrali>>, sovf. 11, <<Bologna>>; ASB, Gab. Pref., n. 1490, Cat. 7, fasc. 1, <<Relazione a S. E. il Capo del Governo sulle Condizioni Economiche della Rovincia di Bologna>>. 28年11月20日の政治警察長官報告は「信頼できる筋」からの情報として、10月の時点で失業者が約2万3千人、部分失業者が約1万1千人いるとしていた。ACS, PS, 1928, b. 171, <<C1 - Ordine Pubblico. Affari per provincia>>, fasc. <<Bologna>>, sovf. 1, <<Disoccupazione>>.

(81) ルーポは行動隊の動員の中心地には「厳密な意味でのラス現象」は存在しなかったと述べ、その例としてボローニャとフィレンツェを挙げている。これは行動隊の活動が盛んな地域では複数の有力な指導者が生まれ、絶対的な権力を握る「ラス」が成立しにくいためである。Lupo[2000] p. 167. たしかにボローニャでは有力者の競合に由来する独特な力学がラス支配の展開を規定しており、その点に関してはルーポの指摘は正当だと思われる。

県連書記のうち前者の地位に留まる方が適切だと思われる」と記し、主張を覆すに至った。以下がその理由である。

政府に入っているグランディ閣下を別にすれば、この県から出ている6人の下院議員のなかで、彼は重要でよく知られた政治的成果を他の議員よりも上げてきた。さらに、アルピナーティ閣下は既に議員を2期務めており、その期間からは彼の政治的キャリアの長さを窺うことができる。それゆえ、彼がこの地で享受している愛情は、彼が下院議員候補の名簿に登載されることで然るべきはけ口を見出すのである。

当時、ボローニャのファシストは「団結」とは程遠い状態にあった。それゆえ、知事は8日の報告ではアルピナーティがボローニャに留まり、ファシストの統率に専念するべきだとしていた。だが、アルピナーティがボローニャでの影響力を保ったままで中央に活動の場を移し、「政府に入っているグランディ」に匹敵する地位に就くことができれば、アルピナーティ派とグランディ派の均衡、公共事業の誘致のいずれの面でもプラスに働く。中央との結びつきが地域支配の安定にとって不可欠であることに気づいた知事は、アルピナーティ派の結束が容易には崩れないことを確認した上で主張を大きく変え、アルピナーティを中央に進出させるのが望ましいとの報告を作成したのである⁽⁸²⁾。

アルピナーティは下院議員として再選され、9月12日の内閣改造では外相グランディ、陸軍次官マナレージとともに内務次官として政府入りを果たした（内相はムッソリーニが兼任したので次官が事実上の内相だった）。こうして、アルピナーティはグランディに匹敵する地位に就くことになった。他方、県連書記には当初、農業家のランポーニ (Francesco Ramponi) が起用されたが、彼が2ヶ月後に「純粋に個人的な理由により辞任し」たため、6月にはアルピナーティの側近であるギネッリ (Mario Ghinelli) に交替することになった。地方行政の責任者となったアルピナーティはギネッリを通じてボローニャに影響力を及ぼし続け、地域支配と全国的活動を両立できた数少ない「高官」になることができたのであ

(82) Telegramma del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (8 febbraio 1929) e rapporto del Prefetto di Bologna (13 febbraio 1929), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, sotf. 1, <<Varia>>. ダッラ・カーザはこれらの2つの報告に注目してはいるが、ボローニャ県内の政治過程とこれらの報告との関係については検討していない。Dalla Casa [2007] p. 416; Id.[2013] p. 188. 下院議員と県連書記の兼任禁止については、'La incompatibilità fra Deputato e Segretario Federale', *Il Popolo Toscano* (6 Febbraio 1929).

る⁽⁸³⁾。

ボローニャ・ファシズムはアルピナーティ、グランディ、バロンチーニのような有力なラスの競合により、20年代を通じて内紛に悩まされることになった。このような状況に直面したアルピナーティは、中央の介入に依存することによって自らの支配を確立していた。20年代末に経済情勢が悪化すると、彼の支配の基盤は揺らぎ、中央の結びつきは一層重要性を帯びることになった。そして29年9月、アルピナーティは内務次官に起用され、自らが地方行政の責任者となることによって中央との結びつきを堅固なものにすることができた。中央に依存した支配は、彼自身が中央に進出することによってようやく安定したのである。

第6節 中央・地方関係とラス支配

(1) 中央と地方の「共棲」

ところで、内紛に苦しめられたのはアルピナーティだけではなかった。政権獲得後の23～24年にかけてファシスト党は全国各地で激しい内紛に見舞われていたのである。

このような事態が生じた最大の要因は、権力到達で獲得した資源の配分をめぐる不満

(83) 'Francesco Ramponi Segretario Federale' e 'Il nuovo Segretario Federale', *L'Assalto* (13 aprile 1929); 'Mario Ghinelli Segretario Federale', *Ibid.* (29 giugno 1929); 'I fiduciari fascisti a rapporto del Segretario Federale', *Ibid.* (6 luglio 1929); 'Leandro Arpinati' e 'Quattro fascisti bolognesi al Governo', *Ibid.* (14 settembre 1929); M. Ghinelli, 'Pro-memoria sulla mia attività politica e sui principi cui si è ispirata', in Bertocchi[1996] Appendice 21 (sp. pp. 2-3); De Begnac[1950] pp. 558-559; Rochat[1986] pp. 203-205; D'Attorre[1998] p. 294; De Felice[1974] p. 293. ギネッリについては、ACS, PS, A1, b. 45, <<Ghinelli Mario fu Francesco>>; M. Ghinelli, 'Pro-memoria sulla mia attività politica e sui principi cui si è ispirata', in Bertocchi[1996] Appendice 21. 内務省官房長を務めたイラーチによれば、ムッソリーニはアルピナーティを内相に任命する予定だったが、アルピナーティ自身の進言によりムッソリーニが引き続き内相を兼任することになった。なお、8月中旬にアルピナーティがムッソリーニに会うことが決まると、ボローニャでは彼が国民経済相か公共事業相に起用されるのではないかとの噂が流れている。ここで挙げられている役職は公共事業・都市整備に関わるポストであり、これらの領域がアルピナーティの得意分野だと認識されていたことが窺える。Iraci[1970] p. 118; Telegramma del Prefetto di Bologna al Ministro dell'Interno (3 agosto 1929) e lettera anonima da Bologna (9 agosto 1929), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, soif. 1, <<Varia>>.

が生じたことである。多くのファシストは、ムッソリーニ政権の成立によって資源配分に与えられるようになると期待を抱いていた。だが、資源の配分に与れたのは一部の者だけであり、大部分の人間の願望は満たされなかった。例えば、ファシストは政府の公職に取り立てられることを期待していたが、大臣・次官などのポストは少数であり、知事や警察署長(questore)の地位を与えられた者もわずかしかなかった。このような不満を反映して勢力を得たのが「非妥協」派である。彼らは「ファシスト的非法の合法化」を掲げて、ファシスト運動が地域レベルで確保した権益を法によって追認することを求めた。さらに、彼らは保守派や伝統的エリートとの妥協を批判し、これらの勢力の既得権益を自らの手中に収めようともしていた。このように、「非妥協」派と「修正主義」派との間で生じた論争には、これらの権益をめぐる路線対立という側面も存在したのである⁽⁸⁴⁾。

だが、伝統的エリートの既得権益を批判していたファシスト運動の指導者「ラス」も、多くの場合、自らの地元では既得権益化したラス支配に対する批判に直面していた。そもそもファシスト運動は懲罰遠征などの実力行使を通じて成長したため、準軍事的な性格を帯びるようになり、実力行使を指揮する指導者への権力集中が進みやすかった。やがて、各地の運動指導者は県知事をはじめとする政府機構と結びついて「新しい寡頭支配」を築いていった。このような「寡頭支配」の下では資源はラスと結びついた者に優先的に配分されるため、その他のファシストは不満を持たざるをえない。こうして、ラス支配に異論を唱える「異論派」(dissidente)のファシストが登場するようになった。「異論派」とされた勢力には「ファシスト的非法」に反対して秩序の回復を求める者もいれば、「革命」のいっそうの徹底を求める者もいたが、どちらの立場であれ、彼らはラスにとっては重大な脅威だった。それゆえ、ラスは暴力を含むあらゆる手段を行使して「異論派」の抑え込みを図った。各地で生じた「異論派」との紛争は中央における修正主義論争と連動し、ファシスト党の混乱に拍車を掛けたのである⁽⁸⁵⁾。

ファシスト党内で党機構の整備や集権化が進められていたことがさらに事態を複雑にした。例えば、23年1月には各地域において党の権威を代表する存在として政治全権委員(commisario politico)が創設されたが、この役職は各地の有力なラスに委ねられた。また、国防義勇軍の創設には各地の行動隊をラスの支配から切り離す狙いがあったが、多くのラスは義勇軍の将校として行動隊出身の義勇兵に影響力を行使していた。さらに、党指導部は各地で生じた紛争の解決を有力なラスに委ねることで彼らの地位を強化した。その上、

(84) De Felice[1966] pp. 405-406; Lupo[2000] pp. 163-165; Lyttelton[1973] pp. 164-165. ファシズム期の知事の人事については、Melis[1996] pp. 297-302, 355-357.

(85) Lyttelton[1973] pp. 66-68; 166-178, 186-188; De Felice[1966] pp. 407-416; Lupo[2000] pp. 159-171; 桐生[2002]第Ⅱ部第1、2章.

紛争の解決はいずれかの党派に有利な形で行われ、その党派によるラス支配の確立に寄与するのが通例だった。県知事ですらラスと対立すれば更迭されかねなかった。党機構の整備や紛争の解決がラスを通じて行われたため、結果的にラスの影響力が強まることになったのである⁽⁸⁶⁾。

ローマの指導部は県知事・警察などの政府機構を動員することはできたが、党組織の整備が進んでいない以上、ラスの協力なしにファシストを統率するのは難しい。他方、ラスは県知事や警察などの政府機構の協力がなければ支配を維持することができず、党指導部との協調は自らの地位を強化する上で有用だった。だからといって、ラスとローマの関係がつねに良好だったわけではない。ラスはファシストの不满を逸らしながら動員を維持するために、「ローマ」に対する「非妥協」を掲げることがあったのだ。このような意味で、ローマのファシスト指導部と地方のラスは奇妙な「共棲」関係にあったと言える⁽⁸⁷⁾。

(2) パトロン型仲介としてのラス支配

このような中央と地方の「共棲」関係をアイゼンシュタット(S. N. Eisenstadt)とロニガー(L. Roniger)はパトロン型仲介と呼んでいる。これは彼らのクライエンテリズム論に登場する分類である。2人は、クライエンテリズムを組織的側面のあり方によって3つに分類している⁽⁸⁸⁾。

A. 伝統的な種類である「地域型」(Localised)のパトロン・クライアント関係は、以下のような特徴を有している。

権力の領域は地域的に築かれている。パトロンは確立された権力の領域から政

(86) Lyttelton[1973] pp. 160-162, 165, 173-174; Aquarone[1965] p. 29; 桐生[2002] 214-219頁。

(87) 同書、221-224頁; Lupo[2000] p. 169.

(88) Eisenstadt/ Roniger[1984] Ch. 7 (esp. pp. 243-244). アイゼンシュタット/ロニガーの議論の詳細な紹介として、小林[2000]第3章。篠原[1986] 11-13頁の枠組みもアイゼンシュタットとロニガーの影響を受けている。中心のエリートと周辺のエリートの連合のあり方に着目したパトロネージ研究としては、ほかに Weingrod[1968]、Shefter[1977]がある。クライエンテリズムについては、河田[1986][2008]も参照。なお、アイゼンシュタットとロニガーは、権力・財・市場などの資源へのアクセスの観点から「一般交換」の様式を分類し、全体主義と権威主義についても資源へのアクセスの制限・統制という観点から分析している。Eisenstadt/ Roniger[1984] pp. 168-170, 184-191, 210, 237-240. 彼らの「一般交換」理論とファシズム期イタリアの事例との接合については今後の検討課題としたい。

府の機関を遠ざけておこうとする。構造は拡散的であり、クライエンテリズムのネットワークは社会の行政(societal administration)の公式の経路と融合していない。[中略]

B. 「連結した」(linked)クライエンテリズム：より広い制度的枠組と連結したクライエンテリズムのネットワークには以下のような形態がある。

1. パトロン型仲介(patron-brokerage)。下記の特徴を有し、また下記のような社会の条件によって特徴づけられる。

権力の領域を確立するためのパトロンの戦略は地域を超えている(Supralocal)。ネットワークの構造は拡散しているが、行政の公式・非公式の経路と連結する傾向が見られる。[中略]

2. クライエンテリズムの組織型仲介(Organisational clientelistic brokerage)。下記の特徴を有し、また下記のような社会の条件によって特徴づけられる。

パトロンの指向は地域を超えている。より広汎な分節的接合(articulation)の公式経路、そして連鎖型のネットワークと融合する傾向が見られる。[後略]

アイゼンシュタットとロニガーによれば、このような違いをもたらす要因のなかで重要なのは「中心の構造、とくに中心における連合の構造と中心の独自色(profile)」である。そもそもクライエンテリズムが盛んな社会では、中心が自律的に行動する能力を欠いており、周辺に浸透できないことが多い。その典型が地域型クライエンテリズムである。ここでは「政治的中心は後背地にほとんど浸透しない」。そのため、クライエンテリズムの関係は地域レベルでの資源に依拠することになり、パトロネージのネットワークは中心の行政機構とは無関係に発達する。結果として、地域を超えたネットワークは発達しない⁽⁸⁹⁾。

だが、商業化、都市化、行政機関の浸透、選挙権の拡大などによって資源へのアクセスをめぐる状況が変化すると、パトロネージのあり方も変質する。公務員の任用や公的資金の配分などのように、行政機関によって割り当てられる資源が重要な意味を持つようになり、各地のパトロンは中心へのアクセス経路を確保する必要が生じるのである。その結果、各地のクライエンテリズムのネットワークは中心と連結され、ピラミッド状の複雑なネッ

(89) Eisenstadt/ Roniger [1984] pp. 203-208, 224-226, 233. 地域型クライエンテリズムは経済的・政治発展のレベルが低い場合に発達しやすいとされている。但し、一定以上の発展レベルに達した場合でも、クライエンテリズムの権力の領域を打ち崩すだけの力を市場や政治的アクターが持っていないときには地域型クライエンテリズムが存続するので、発展のレベルだけでクライエンテリズムのあり方を説明することはできない。Ibid., pp. 203-204, 226-229.

ネットワークが生まれる。こうして登場するのが連結型クライエンテリズムである⁽⁹⁰⁾。

連結型クライエンテリズムにはパトロン型仲介と組織型仲介の2つのタイプが存在する。アイゼンシュタットとロニガーによれば、この2つの違いはエリートの同盟のあり方、とくに中心の政治的エリートの自律性の度合いによって説明できる。中心のエリートの自律性が低い場合には「カプセル化政策」(encapsulative policies)が採用され、名望家層のような地域のエリートは周辺における行政に組み込まれる。但し、中心のエリートと地域のエリートは互いの領域を侵食しないように棲み分ける。それゆえ、中心のエリートは地域の事柄や地域のエリートが築いたクライエンテリズムのネットワークには干渉しない。従って、ネットワークの中央集権的再編は起こらずに、拡散的な構造が維持されることになる。これがパトロン型仲介である。他方、中心のエリートがより自律的になり、正統性の源泉として大衆の支持を確保しようと試みるならば、彼らは地域の有力者の権力を切り崩さざるをえなくなる。そして、中心のエリートがクライエンテリズムのネットワークの再編に成功した場合には、各地域のネットワークは鎖状に結びつけられることになる。これが組織型仲介である⁽⁹¹⁾。

アイゼンシュタットとロニガーの議論を援用すると、ラス支配の形成までの展開は次のように整理できる。トラスフォルミズモの行き詰まりと、自治体レベルにおける行政の規模・役割の拡大によって、パトロネージのネットワークは地域ごとに断片化しつつあった。その断片化したネットワークを乗っ取ったファシストは、各地の政府機関の協力・黙認の下に地域ごとに支配を確立した。このようなパトロネージのあり方はパトロン型仲介に分類できる。やがて、その支配が限界に近づき、中央との結びつきが大きな意味を持つようになると、ファシストは「ローマ進軍」を実行に移し政府機構を手中に収めた。これは県知事への政府の統制強化を防ぎ、パトロン型仲介が組織型仲介に転化するのを阻止する企てだったと評価できる。こうして成立したムッソリーニ政権の下では、自律的に行動するだけの力を持たない中央と、中央との結びつきに立脚した地方とが棲み分け、パトロン型仲介を形成していた。ラス支配とは、このような中央と地方の棲み分けに立脚した地域支配だったのである。

(90) *Ibid.*, pp. 226-234.

(91) Eisenstadt/ Roniger [1984] pp. 230-231, 234-241. アイゼンシュタットとロニガーは第2次大戦以前の南イタリアをパトロン型仲介、第2次大戦後の南イタリアを組織型仲介の例として挙げている。

(3) ラスから「高官」へ

ムッソリーニはこのような中央と地方との棲み分けを全面的に受け入れていたわけではなく、早い段階から集権化に着手していた。その試みは既に 23 年には本格化しつつあった。既に見たように、1 月には大評議会や国防義勇軍が創設され、同じ時期に創設された政治全権委員の制度も、有力なラスの地位強化や連携を懸念したムッソリーニによって 3 ヶ月後に廃止された。6 月には党に対する県知事の優位を確認した通達が出されている。さらに、10 月には「修正主義」派のロッカを党員資格停止処分にして修正主義論争を決着させるとともに、党指導部を改組して「非妥協」派のファリナッチを指導部から排除した。24 年総選挙の後には、党の役職と政府の役職との兼任が禁止され、国会議員に当選したラスは党の役職から離れざるをえなくなった。このように、ムッソリーニはラスの影響力を削ぐことを一貫して試みていたのである⁽⁹²⁾。

以上のような動きは 25 年の「独裁宣言」以降、加速した。各種立法によって反ファシストは政府機構による取り締まりの対象になる一方で、党機構の整備も進められた。このようにして党機構と政府機構を活用できるようになった結果、中央はラスに依存する必要がなくなりつつあった。それどころか、自律的な勢力が各地に存在することはむしろ支配の妨げになりかねない。こうして中央の自律性を高める措置と並行して、地方の自律性を低下させる措置が講じられた。まず、ストライキなどの実力行動が禁止されたことによって、ラスが労働組合や行動隊を動員して政治的資源として活用するのは難しくなる。さらに、党の役職任命において「上から」の任命制が全面的に導入され、コムーネの首長も選挙制の市長 (sindaco) から勅令によって任命されるポDESTA (podestà) に変更されるなど、地域内の公職に対するラスの影響力も大幅に削られることになった。中央の自律性が相対的に高まったことによって中央とラスの力関係は変化し、ラス支配は存立の基盤を失うことになったのである⁽⁹³⁾。

このような立場に置かれたラスは生き残りのために中央との結びつきを強め、中央に従属した「高官」に転身せざるをえなくなった。とくに、彼らが地方レベルの権力に安住せずに全国レベルへの進出を果たそうとするのであれば、中央との結びつきはいつそう大きな意味を持つことになる。そして、「高官」が政策形成の中枢に加わるにはムッソリーニの引き立てに依存するしかなかった。ファシストの支配が政府機構との独占的な結びつき

(92) Lyttelton[1973] pp. 165-166, 179-188; Pombeni[1984] pp. 45-69; Aquarone[1965] pp. 28-35; Lupo[2000] pp. 165-166; 桐生[2002] 214-219 頁。政治全権委員に代わって県信任委員が設置されたが、その権限・管轄地域は縮小した。

(93) 福田[2000]; 拙稿[2002] 188 頁; Lupo[2000] p. 5; Aquarone[1965] Cap. 2; Pombeni[1984] pp. 105-165; Ponziani[2001]; D'Attorre[1998] pp. 294-296; Born[1927].

を法によって保障されることで成り立っており、その政府機構の人事権をムッソリーニが握っている以上、彼らに選択の余地はなかったのである⁽⁹⁴⁾。

ラス支配は中央の自律性が低く、地方と連携せざるをえないというパトロン型仲介の状況に対応した支配だった。従って、集権化が進み中央の自律性が高くなればラス支配は変化を余儀なくされる。「ラスから『高官』へ」と呼ばれる現象は、中央と地方が連携するパトロン型仲介から、中央が優位である組織型仲介への移行に対応したものであったのである⁽⁹⁵⁾。

アルピナーティは当初から中央の介入に頼ってボローニャでの支配を確立していた。そして、グランディたちとの競合や経済情勢の悪化によって、アルピナーティは中央への依存をいっそう深めることになった。「パトロン型仲介から組織型仲介へ」という趨勢に加え、ボローニャでは有力者の競合が中央への依存に拍車を掛けたのである。

そのようなアルピナーティにとって内務次官への起用は、まれに見る好機だった。組織型仲介の段階では、地方行政の責任者である内務次官は非常に大きな権限を手に入れている。内務省を通じてボローニャに影響を及ぼし、内務次官として実績を積むことで自らの威信を高めることができれば、アルピナーティは中央への一方的従属から脱却できる。そこには中央に従属した支配から、中央に立脚した支配への転換の道が開けていたのである。

だが、中央に立脚した支配は決して自律的な支配ではなかった。それはアルピナーティを内務次官に任命した人物、すなわちムッソリーニに依存した支配だった。もし内務次官の地位を追われるようなことがあれば、アルピナーティのボローニャでの支配も危うくならざるをえなかったのである。地域支配を維持できるかどうかは、中央での活動の成否、そしてムッソリーニとの関係にかかっていた。

では、アルピナーティの活躍の場となる中央は、どのような状況になっていたのか。そ

(94) Woolf[1980] pp. 554-557. 有力なラスにとっても事情は同じだった。ウルフによれば、彼らの影響力は地方の名士層や政府機関との結びつきや自前の新聞の存在によって担保されていた。だが、地方の政府機関は中央の方針と無縁ではなく、独自の新聞・雑誌も押収・発行停止や中央主導の整理・統廃合の対象だった。従って、有力なラスであっても中央との結びつきを強めなければ、その地位を保てなかったのである。De Felice[1968] pp. 180-181; Morgan[1980] pp. 496-497.

(95) サブリーダーは中央との結びつきを背景にして地方に影響力を行使することもあったが、このような「フィクサー」としての影響力行使はラスの地域支配とは性質の異なるものだった。「フィクサー」としての活動については、Lasswell/ Sereno[1937] pp. 924-925; 高橋[1997] 159-161 頁。

して、彼の命運を握るムッソリーニはいかなる状況に置かれていたのか。第4章では中央に視点を移して、彼が内務次官に就任する29年9月までの「頂上政治」の展開とムッソリーニの政治的資源の状況について検討する。

第4章 国制／経済制度改革から内閣改造へ

本章では主に中央の政治過程を対象として、サブリーダーの地位の変化と政策的転換の前提となる事柄について概観する。具体的には、国制／経済制度改革の展開を取り上げ、1929年9月の内閣改造に至った経緯について検討する。第1節では国制／経済制度改革をめぐる諸潮流について概観し、さまざまな立場のサブリーダーがいたにもかかわらず、ムッソリーニの地位の強化に反対する者が現れなかったことを確認する。続いて第2節では、国制／経済制度改革の展開を辿り、28年の大評議会法と教皇庁との「和解」がムッソリーニの政治的資源に与えた影響について検討する。さらに、国制／経済制度改革を主導した協同体次官ボッターイと党書記長トゥラーティに焦点を当て、両者の関係の変化が内閣改造の引き金になったことを明らかにする。

史料としては、国立中央文書館所蔵のドゥーチェ特別秘書文書とその部分的なマイクロフィルム複写である「ムッソリーニ個人文書」（東京大学総合図書館所蔵）、議会議事録を主に使用する。

第1節 国制／経済制度改革をめぐる諸潮流

(1) ファシストの主な潮流

国制改革とは自由主義期における議院内閣制の慣行を廃し、新たな国制を樹立することである。ファシストの多くは議院内閣制に代わる新たな国制が必要だと感じてはいたが、議会に代わってどこが政治の新たな中心になるべきかについては意見が分かれていた。そこで、以下では国制、およびそれと深く結びついた経済制度に関する構想を中心として、ファシストの構想を主な潮流ごとに検討していきたい。

ファシストの潮流については、理念・目標に基づいて「非妥協」派(*intransigenti*)・「修正主義」派(*revisionisti*)・ナショナリスト協会出身者(*nazionalisti*)の3つに分けるのが一般的である。だが、軍人のC. チャーノやデ・ボーノのように、ナショナリスト協会出身ではないが保守・秩序指向が強いファシストは、この枠組にうまく当てはまらない。そこで以下ではボッターイの区分に倣って、「非妥協」派・「修正主義」派・保守派の3つに分

けることにする⁽¹⁾。

「非妥協」派はファシズムの台頭期に主戦力であった行動隊員(squadristi)を基盤としており、ファリナッチがその主唱者とされている。彼らは、非ファシストを政治から完全に除去することを求め、日和見的な機会主義者の入党には批判的だった。また、「ファシスト的非合法の合法化」、つまり行動隊が実力によって達成した状況を法制化によって追認することを要求していた。このように「非妥協」派は自由主義期の諸制度の維持に反対する傾向が強かったが、地方を基盤としていたため党内の選挙制廃止には反対するという一面も持っていた⁽²⁾。26年3月にファリナッチが党書記長を解任されると、「非妥協」派は影響力を失う。そして、後任書記長のトゥラーティとジュリアーティの下で行われた大規模なパージでは、「非妥協」派は主な標的になった⁽³⁾。

保守派は自由派右派をはじめとする保守・秩序指向の政治党派の出身者からなっており、憲法典の規範への全面回帰を主張していた。その一派であるナショナリスト協会出身者は、もともとはナショナリスト協会という独自の政党を形成していたが、23年にファシスト党と合同した後はムッソリーニ政権の要職に人を送り込み、ファシズムの法制度や

(1)Lyttelton[1973] pp. 150-154; Bottai[1949] pp. 20-22. なお、このほかにファシズム支持に流れ込んだ従来の支配勢力出身者を指す「側面支持者」(fiancheggiatori)という言葉も存在する。

(2)Lyttelton[1973] pp. 151-152. De Felice[1968] pp. 45-47, 60-69, 183-184. Aquarone[1965] p. 63; Rocca[1952] pp. 268-270. 「非妥協」派の基盤となった「農業ファシズム」の形成とアイデンティティについては、秦泉寺[2001]. なお、この枠組では、ファリナッチを中心とする「非妥協」派とは一線を画するタイプの強硬派をうまく位置づけることができない。Woolf[1980] p. 556; Roberts[2006] pp. 320-322; De Felice[1968] pp. 168-170. シーダーは「極端派」(Extremismus)としてファリナッチ以外にもバルボやトゥラーティの名前を挙げているが、最終的にはこの潮流をファリナッチに還元している。Schieder[1976] S. 72, 85-87. シーダーの分類の紹介として、高橋[1997] 143-146 頁。

(3)E.Gentile[1995] pp. 170-172 は、トゥラーティが27年から30年までで約14、15万人を、ジュリアーティが30年から31年までの1年間で約12万人をパージしたとしている。De Felice[1968] pp. 186-188 はトゥラーティのパージを少なくとも5万5千から6万と見ているが、トゥラーティ時代に10万前後の自発的離党が存在したと考えている。ジュリアーティの12万という数字は本人の回想によるものである。Giuriati[1981] pp. 130. なお、ムッソリーニはファリナッチを除名するよう求めたが、トゥラーティもジュリアーティもこの要求を拒否している。De Felice[1974] pp. 202-204, 215. Giuriati[1981] pp. 70-72

理論に大きな影響を与えることになった⁽⁴⁾。

「修正主義」派は都市や知識人を基盤としており、「専門家」(tecnici)による社会建設を唱えていた。中心人物の1人だったボッターイによれば、その特徴は以下の通りである。

両者〔「非妥協」派と保守派〕の間に調停者である「修正主義」が存在した。「修正主義」はファシスト的非合法主義に対しては現行法の尊重を求め、保守的な合法主義に対しては新たな合法性を求めて闘うものである。

このように、「修正主義」派は行動隊による暴力・非合法行為に反対し、「限定された多元主義」も考えていたとされる。但し、「非妥協」派を抑えるために当初は党内の選挙制廃止を歓迎していた。24年のロッカ除名で「修正主義」は党の公式路線としては否定されるものの、「修正主義」の系譜に連なる人々は言論界では重要な位置を占め続けた⁽⁵⁾。

さて、以上のような分類はファシストの潮流を大まかに整理する際には有効ではあるものの、あらゆる問題についてつねにこのような対立が存在したと言うことはできない。従って、個々のファシストの構想について具体的に検討しなければ、ファシズム期の政治過程について理解を深めることはできないだろう。

そこで第1節では、議院内閣制に対する代案のあり方を中心に、20年代におけるサブリリーダーたちの構想を整理していく。その際に注目するのは、議会に代わる国制の中心をどこに置くのか、そして職能代表制や労働組合にどのように対応するのかの2点である。1920年代の政治史を考える上ではとくに後者が重要なので、職能代表制と労働組合に関する問題から検討を始めることにしたい。

(2) 協同体主義：組合主導

協同体主義(corporativismo)とはナショナリズム・サンディカリズム・生産力主義の結合によって生まれた潮流であり、マルクス主義的な階級対決の発想を否定し、資本家と労働者の階級協調によって国民全体の生産力を高めることを目指す思想・運動、およびそれら

(4) Lyttelton[1973] pp. 118-120; Rocca[1952] pp. 265-266; Bottai[1949] p. 20. ナショナリスト協会、およびファシスト党とナショナリスト協会との合同については、De Felice[1966] pp. 501-506; Ungari[2001]; Gentiloni Silveri[2001]; De Grand[1978]; 西[2009].

(5) Bottai[1949] pp. 20-21; Lyttelton[1973] pp. 152-154, 180-186; Malgeri[1980] pp. 117-124; E. Gentile[1975] pp. 300-309; De Felice[1968] p. 49; Aquarone[1965] pp. 67-68; Pombeni[1984] pp. 133-134. 修正主義論争については、Rocca[1952] Cap. IX-X; 桐生[2002]第II部第1章.

に由来する制度の総称である。協同体主義についての考察の手始めとして、以下ではサンディカリズムから出発した組合主導の協同体主義について検討する⁽⁶⁾。

この潮流を代表するのがロッソーニ (Edmondo Rossoni, 1884-1965) である。彼は 22 年から 28 年にかけて組合協同体国民総連盟、ファシスト協同体総連盟、ファシスト組合国民総連盟の長を務めたファシスト労組のボスであり、組合から遠ざけられた後は首相府次官や農林相を歴任した。

初期のロッソーニは階級対決論を信奉する革命的サンディカリストであり、ブラジルやアメリカでもストを扇動した活動家であった。だが、労働者・農民の革命能力に失望するようになった彼は、階級対決論から階級協調論に転向する。その後、彼はファシスト労組において主導権を握るようになった。ロッソーニが長を務めたファシスト組合国民総連盟はファシスト労働組合の統一組織であり、工業・農業など分野別に分かれた使用者団体よりも巨大であった。このような労組の強大な組織力が彼にとって重要な政治的資源になったことは言うまでもない⁽⁷⁾。

以上のような背景からすれば、ロッソーニの国制／経済制度改革の構想が組合を中心とするものになったのは当然の成り行きだったと言えるだろう。彼の構想は、労使を単一の組合に組織する「混合組合」論ではなく、労使を別の組合にした上で両者を上位の機関によって統合する「統合サンディカリズム」論に属するものだった⁽⁸⁾。その具体的なあり方は、26 年 2 月、組合法制定に関する議論の中で展開されている。

イタリアにおける活動の各分野は、個々の国民協同体に合理的に組織される。肉体労働、技術、資本はこの協同体の 3 つの異なる部門に含み込まれる。[中略] 個々の部門や階級には必要な自律性が残されるが、協調が無意味な言葉になったり「国民の至

(6) Roberts[2006] pp. 188-199; Maier[1987] pp. 78-80; Manoïlesco[1934] Ch. IV; 桐生[1985]. サンディカリズムとは、政治ではなく経済、とくに生産の領域における革命を唱え、組合によるストライキを革命の戦術として重視する労働運動の潮流。ファシスト労組にはサンディカリスト出身者が多く、理論的にもサンディカリズムの影響が強かった。協同体主義、およびその母体となったサンディカリズムについては、Rosenstock-Franck[1930] Ch. 1; Sternhell[1989]; 桐生[1976][1977b][2002]; 藤岡[2001]. 生産力主義、および生産力主義と密接な関係を持つテイラー主義については、Maier[1987] Ch. 1, 3; グラムシ[1961-65]第 2 巻 81-88 頁、第 3 巻 38-54 頁。

(7) Cordova[1980b] pp. 339-379, Lyttelton[1973] pp. 217-218; 福田[2000].

(8) De Felice[1968] pp. 47-48, 94-95, 273-275. Lyttelton[1973] pp. 221-231. 桐生[1977a] 42 頁、同[1985] 117-118 頁、高橋[1997] 58-59 頁。

高の利益」が響きのよい単なる宣言になってしまわぬように、それらすべてが上位のヒエラルヒーの下におかれる組織システムである。このような構成を持つ国民協同体は単一の総連盟 (Confederazione) を形成する⁽⁹⁾。

ロッソーニの構想には組合の自律性を重視するサンディカリズムの色彩が色濃く出ていて、政策決定においては組合の指導部が重要な役割を果たすものとされており、他の組織に頼るのは組合活動の活性化に有用な場合に限られていた。ロッソーニは、当初は組合は党から自立した非政治的組織であるべきだと主張していた。だが、ファシスト労組は労働者の支持を得られず、独力では経営者との争議に勝利することもできなかった。このような状況の下でロッソーニ率いる労組は党への依存を強めていく。さらに、25年以降は党からの統制強化を嫌って政府に目を向けるようになった。だが、それでもロッソーニは政府主導の「国家サンディカリズム」には反対していた。それは、組合幹部は党機構には人脈を持っていても、政府機構には全く影響力を持っていなかったからである⁽¹⁰⁾。

しかし、26年の組合法で組合が国制の要となる可能性が浮上すると、ロッソーニは「国家」に期待するようになっていった。彼は私的所有や民間の自発性を認めつつも、「国家」の介入の必要性を強調するようになるのである。

今日、国の経済生活を指導する権利は無能な者にはまったく存在しない。国家は万人の利益を代表するのであり、連中の活動の欠点が祖国に対して明らかに有害かつ危険なときは、それを補完しなければならない⁽¹¹⁾。

彼の構想では、新設の協同体省が国民経済省に代わって労使関係・生産の規制を担当する。そこでは官僚機構は最小限に抑えられ、協同体省は主に諮問機関としての役割を果たすことになる。そして、政策決定においては組合指導部が大きな役割を果たすものとされた。さらに、彼は労働裁判所の積極的運用を要求し、自らが新設の協同体省の次官になることを望んでいた⁽¹²⁾。

けれども、ロッソーニの戦略には組合の自律性を脅かす要素が潜んでいた。彼は「統合サンディカリズム」の前提として、使用者団体も含めたすべての組合への統制強化を求め

(9) De Felice [1968] p. 275

(10) Aquarone [1965 (1974)] pp. 236-238. Cordova [1980b] pp. 384, 390, 393. De Felice [1968] p. 94. Lyttelton [1973] pp. 218, 312-318. 桐生 [1977a] 67-68 頁; 同 [2002] 50-51, 71-73 頁。

(11) De Felice [1968] p. 285 (27年8月29日)

(12) Lyttelton [1973] pp. 318, 326-327; De Felice [1968] pp. 94, 273.

ていたのである。「ファシストを称するすべての組合組織に対して統制を強めなければならない」⁽¹³⁾。だが、このような路線では、結果的にロッソーニの総連盟自体も統制強化の対象に含まれてしまう。

それだけではない。法の上では使用者組合と労働組合とは同格である。ストライキが禁止され、組織力を用いて使用者組合に対抗できない以上、他の権威に依存しなければ労組は政策決定で主導権を握ることができない。だが、党にその役割を認めるのは使用者の激しい反発を招きかねない。党が労働問題における活動領域の拡大を図り、組合の権限削減を目論んでいる状況では、党を後ろ盾にするのは危険ですらある。他方、後述するように肝心の協同体省はポッターイの手に落ち、そのポッターイはロッソーニに対して敵対的だった。このような状況では、ロッソーニは「総連盟の首領はベニート・ムッソリーニ、つまり、ほかならぬファシズムの首領以外ではありえない」⁽¹⁴⁾としてムッソリーニの庇護に頼るしかなかった。

組合は新たな国制の要であり、政策決定において政府機構内部において重要な役割を果たさねばならない。だが、ロッソーニの労組は巨大な組織ではあっても民衆社会の他の組織に単独に対抗するだけの力は持っておらず、独力で使用者から譲歩を勝ち取ることもできなかった。使用者組合と党の双方に対して自律性を確保し「革命の担い手」として生き残ろうとした結果、ロッソーニは「国家」の介入、そしてムッソリーニの庇護に期待せざるをえなくなった⁽¹⁵⁾。だが、このような路線は組合の自律性を脅かしかねないものだったのである。

(3) 協同体主義：政府主導

ロッソーニのように組合主導の協同体主義を構想しながら結果的に政府主導に与した人物とは異なり、早い段階から政府主導で協同体主義に基づく改革を進めようとした者もいた。ここでは司法相を務めたロッコと協同体相を務めたポッターイの構想を取り上げる。

ロッコ (Alfredo Rocco, 1875-1935) はナショナリスト出身の商法学者であり、25年から32年まで司法相、34年から35年の死去までは下院議長を務めた。彼は『国民革命』の司法相」として政府首長法・国家防衛法・組合法・労働憲章・議会改革・大評議会憲法化な

(13) De Felice [1968] p. 274 (26年2月)

(14) *Ibid.*, p. 275 (26年2月)

(15) Aquarone [1965(1974)] p. 235, Lyttelton [1973] p. 227. 組合法 18条でストライキが禁止されたため、組織力で使用者に対抗するのは困難だった。福田 [2000] 49頁。

どの重要立法に関与しており、「革命の法制上の展開は、大部分が彼によるものである」⁽¹⁶⁾。

ロッコによれば商法とは社会や経済の現実を解釈するための契機であり、商法学は狭義の商行為に関する技術的学問ではなく、資本主義経済全体に関わる「一般法学」である。だが、組織の時代の到来、そして階級や集団の均衡を保障する存在としての国家の役割の増大に、伝統的な商法学は対応できていなかった。このような認識から、ロッコは商法学にとどまらず、公法学や国家に関わる問題に関心を広げていった⁽¹⁷⁾。

では、ロッコにとって国家とはどのような存在なのだろうか。彼によれば、そもそも、あらゆる社会集団には言語・文化・宗教・習俗などの精神面での一体性が存在する。これは、経済的利益や領域などの物質的側面に劣らず重要である。16世紀以降、政治的ドクトリンは集団の精神的側面、あるいは生物学的側面を無視してきたが、社会集団は決して個人の集合ではない。そして、社会のまとまりは国家の存在によって維持される。このような見地から、ロッコは国家と社会との分断状況を克服するため、組織を通じて大衆を積極的に組み込む「人民国家」(Stato popolare)を目標として掲げた。「国家は公的徳の保護者となり、この徳を追求しなければならない。市民の身体だけでなく心にも気を配らねばならない。」但し、大衆はあくまでも組み込みの対象であって、その役割は限定される。ロッコによれば、未来のエリートは、知性や文化的素養よりも「相続によって得られる資格、伝統、選ばれた精神の本能的洞察力」によって選ばれる。これに対して、「大衆は永遠の幼児」であって、「まれにしか見られない天賦の才」をもつエリートとの間には超えられない格差が存在するのである。このような権威指向の国家論においては、当然のことながら、自由や権利は国家に従属するものとされた。ロッコはドイツ法の「自制」論を用いて、「個人の自由は、もはや個人の生得の権利から発するのではない。[それは]国家の自制から発する」のであり、「個人の権利は国家の権利に含まれる限りで認められ

(16) Ungari[1963(1974)] pp. 86, 93; O.O.XXII, p. 9. 労働憲章(Carta del Lavoro)は労働立法・協同体法制の基本理念を宣言した文書。条文は Aquarone[1965] pp. 477-481、竹村[1979a] 275-279頁に邦訳。

(17) Ungari[1963(1974)] pp. 69-72; Battete[2005] pp. 41-46; E.Gentile[1980] p. 314., 323-324; D'Alfonso[2004] pp. 85-86. 同時代のイタリア商法学については、パドア スキオッパ[1998] 141-147頁; 今井[2005]第2章1.

るにすぎない」と論じたのである⁽¹⁸⁾。

以上のような前提から出発するロッコの制度構想は、同じナショナリスト協会出身のフェデルツォーニとは大きく異なっていた。フェデルツォーニは一切の「革命」に反対していたが、これに対してロッコは「革命」に前向きであり、国制の根本的な改革を考えていたのである⁽¹⁹⁾。

彼の構想の中核に位置するのが組合である。社会は組織されていなければならないと考えていたロッコは、社会が組合を通じて組織され、国家に従属すべきだとしたのである。

工業のあらゆる部門が単一の全国的カルテル、あるいは組合にしっかりと組織され、根本的変容を遂げて国家機関となり、これによって競争を国民の内部から外部へ追いやるとしよう。階級的組合は生産の単一組織に、統合サンディカリズムに道を譲り、この中に吸収されるのが自然である⁽²⁰⁾。

このように主張するロッコは、職能代表制を通じた組合の政府機構への組み込み、そして政府首長の権限強化に向けて法体系の整備を指揮し、政府首長独裁の実現に大きく寄与することになった。但し、彼の構想では大評議会が政府首長を制約することになっていた⁽²¹⁾。つまり、彼が目指していたのは政府首長と大評議会を中心とする制度的独裁だったの

(18) E. Gentile [1980] pp. 324, 333-334, 378-385; Aquarone [1965] p. 70; Ungari [1963 (1974)] pp. 63, 106-107, 112-114; D'Alfonso [2004] pp. 82-98 (sp. pp. 91-92); Battente [2005] pp. 75-99; Rocco [1926] pp. 400-403, 405 (邦訳、37-50、57-58 頁)。ロッコの公法論については、Rocco [1920]。ロッコが「16 世紀以降」の政治的ドクトリンについて論じているのは、自然法理論が宗教改革から「フランス革命の哲学」を経て自由主義・民主主義・社会主義イデオロギーに流れ込んでいるとの歴史認識によるもの。彼の歴史観については、Rocco [1926] pp. 407-415 (邦訳、65-93 頁)。なお、ロッコは国家を重視する法理論を構築はしたが、私法の領域においては当事者の意思を尊重すべきだとしており、国家の強行的な介入には否定的だった。Battente [2005] pp. 42-43.

(19) De Felice [1968] pp. 58-59, 162; Lyttelton [1973] p. 278; Ungari [1963 (1974)] p. 101; E. Gentile [1975] p. 378

(20) E. Gentile [1980] pp. 323-324, 327. cf. Guerri [1976] p. 90; D'Alfonso [2004] pp. 86-87, 136-162; Ungari [1963 (1974)] pp. 51, 53, 79. なお、ロッコの構想には労使を同じ組合に編制する「混合組合」(sindacato misto) 論の色彩が強く現れている。D'Alfonso [2004] pp. 150-162.

(21) Ungari [1963 (1974)] pp. 102-104; Iraci [1970] p. 151

であり、無制限の「個人独裁」ではなかったのである。

ボッターイ (Giuseppe Bottai, 1895-1959) は協同体次官 (26-29)、協同体相 (29-32)、国民教育相 (36-43) などを歴任し、協同体主義を実践・理論の両面で支えた人物である。また『クリティカ・ファシスタ (ファシスト批評)』誌を主宰するなど、青年の文化活動の庇護者としても研究者の間で注目されている⁽²²⁾。

ボッターイの議論の出発点はフランス革命である。彼は「デモクラシーが国家の生活へのその全ての市民・臣民の参加の可能性という意味ならば、デモクラシーが不滅であることを」否定しない。しかし、個人主義と結びついたリベラル・デモクラシーは、「国家」を「多様な政治勢力の闘争におけるゲームの機械的所産」、「行政と警察の任務」に還元してしまう。このようなリベラル・デモクラシーには無秩序に陥る危険が内在している。従って、無制限の自由を認めることはできない⁽²³⁾。

ボッターイによれば、個人主義は近代法にも大きな影響を与えている。「自由主義革命が個人の権利の革命であった」ため、「私法は異常な重要性を帯びた」のである。結果的に「公法、すなわち国家の直接の法から人々の関心」が奪われることになった。ところが、このような近代的私法は経済の急速な変化に対応できず、労働者などの権利が保護されなくなる事態が生じた。これに対して、ボッターイは公法と私法の地位を逆転させることを提案する。新たな法体系では社会法は公法として位置づけられ、職能集団は公法上の機能を与えられる。こうすることによって諸階級は「国家」の前で対等になり、個人の権利は全体の利益に総合される。その結果、「経済秩序における倫理的原理の優位と、これらのあらゆる動機の状態への総合」が実現され、「自由」と「一体性」の均衡も保障されるようになるのである⁽²⁴⁾。

このように組合を基盤とするボッターイの国制／経済制度改革構想は、一見したところ

(22) ボッターイは「非妥協」派との修正主義論争の時期までは政治的自由の廃止を望まず「限定された多元主義」への展開を認めていたとされるが、青年への関心がエリート養成目的の域を出なかったことや、経済固有の論理を無視したことなどボッターイの内在的矛盾を指摘する論者も多い。Lyttelton[1973] pp. 152-153, 419; Guerri[1976] pp. 19, 120, 146; Malgeri[1980] pp. 138-142; 木沢[1986] 119-124 頁; 高橋[1997] 176-177 頁; 鯖江[2011].

(23) Bottai[1965] pp. 52-54 (24年3月27日)。ボッターイの政治思想、とりわけ公法と私法の関係や国家に関する思想については基本的に木沢[1986]に従う。とくに、6、25-29、44-49、56-62、70-89 頁。

(24) Bottai[1929] pp. 100, 190-192 (27年5月、および同年1月1日) ; Id.[1949] pp. 23, 53-54; Roberts[2006] pp. 310-312.

ロッコに近い。だが、両者には2つの点で大きな相違がある。第1点は組合と政府との関係である。ロッコの組合は行政機関であり政府に従属した存在である。しかし、ボッターイは協同体に広範な自律性を与えることを考えていた⁽²⁵⁾。

第2に、ボッターイにとってファシズムとは「知の革命」であり、「国家」は人々の内面に関わる問題だった。例えば、ボッターイは権威の観念が人々の心に根付くことを重視していた。「権威の概念が人民の中に徐々に移ってゆき、その意識の中で自由の概念と釣り合いをとることが必要である。その生は、至高の調和のなかで晴れやかになるのだ。」ボッターイにとって人々の意識を変えることは「ファシスト革命」の最大の課題であり、従って、教育は協同体改革の、そして「革命」の成否を左右する重要な問題だったのである。とくにボッターイが関心を抱いていたのが青年の教育である。「青年は我々を助け力づける」と考えていたボッターイは、青年に自由な議論を認めることによって自覚的なファシズム支持を生み出そうとしていたのである⁽²⁶⁾。

さて、彼ら青年を率いて「革命」を指導するのは党の役割である。では、党はどのようにして「革命」に参加すべきなのか。ボッターイは次のように述べている。

党の活動と政府との連結ではなく融合によって、党は理念でも実践でも墮落した。統治の術として必要な駆け引きのせいである⁽²⁷⁾。

ボッターイにとって、党は妥協とは相容れない存在であった。従って、党は政府と「融合」してはならない。党は「融合」ではなく「連結」によって、その本来の性格を保ったまま革命に参加すべきなのである。既存の政府機構に対して新設の協同体省の地位を確立しようとしていたボッターイは、その闘いを有利に進めるために党の協力を必要としていた

(25) Bottai[1929] p. 164(27年6月1日). cf. Aquarone[1965] pp. 216-217, 木沢[1986] 77、99 頁。ボッターイ自身は戦後になってから、官僚化防止のために協同体を「国家の行政機関」ではなく「国家直属の機関」としたと回想している。Bottai[1965] p. 206

(26) *Ibid.*, pp. 52-55; E. Gentile[1975] pp. 307-315; Guerri[1976] p. 136; Roberts[2006] p. 316

(27) Lyttelton[1979] p. 59. これは24年、ムッソリーニ政権が自由派や人民党との連合政権だった時期の主張である。連合政権の下で党と政府が「融合」すれば、党の性格は変わらざるをえない。それゆえ、連合政権時代には一党制時代よりも党と政府の「融合」への危機感が強かったものと思われる。cf. E. Gentile[1995] p. 162

こともあり、党を率いるトゥラーティとの協調を前面に押し出すようになっていった⁽²⁸⁾。

しかし、ボッターイの構想では、党の役割の要であるはずの教育・イデオロギー問題にまで協同体省が進出することになる。協同体省は雑誌を支援するなど、党と並んで「ファシスト理念推進の中心」としての地位を占めるのである。さらに、彼の考えでは専門家は「民間」で「党の活動を大いに助ける」のであり、基本的には協同体省の統制に服する。従って、党の占める位置は教育・イデオロギーの領域だけではなく、政策の作成や執行の過程においても大きなものではなかった。このように、ボッターイの構想で政策決定・執行の中核になるのは、あくまでも政府機構であり、党ではなかったのである⁽²⁹⁾。

では、どのようにすれば党を抑えられるのだろうか。ここでボッターイは、ドゥーチェであるムッソリーニに期待することになる。彼は、24年8月の「修正主義第2宣言」で「ムッソリーニの下への党の結集」を呼びかけている。ボッターイによれば、党をつくったのがムッソリーニである以上、彼が「党に規律を求める権利を持つ唯一の人物」なのである⁽³⁰⁾。

ボッターイは指導階級の育成を重視し、そのためには党の内部で議論の自由が認められなければならないと考えていた。だが、「革命」の主導権は政府機構、とくに自らの率いる協同体省が握るべきだとして、党には限られた役割しか認めなかった。さらに、ボッターイはドゥーチェによる党の規律に期待する姿勢をも見せていた。ボッターイは「自由」と「一体性」の両立を重視していたが、彼の構想は「一体性」の担保をドゥーチェに託すものであり、党における「自由」な議論が犠牲にされる危険性をはらんでいたのである。

(4) 協同体主義：党主導

ロッコやボッターイとは異なり、党が協同体主義の主導権を握るべきだとする者もいた。その代表が党書記を務めたトゥラーティである。

トゥラーティ(Augusto Turati, 1888-1955)は、北部のブレージャのラス。25年の金属工

(28)木沢[1986] 92-95 頁; Roberts[2006] p. 328; Bottai[1949] pp. 37-44. 高橋[1997] 179-180 頁では、ボッターイは対ファリナッチ・ロツソーニ、対ロッコの2つの戦線で協同体省の地位確立のために格闘していたとされている。

(29)Bottai[1929] pp. 294-295 (27年6月1日)

(30)Malgeri[1980] pp. 124-126. 政権崩壊後に書かれた回想でも、ボッターイはムッソリーニに対して概ね好意的な記述を残している。Bottai[1949] pp. 25-35, 96-100.

ストを主導して一躍名を上げ⁽³¹⁾。その後、26年から30年まで党書記（長）を務めた。

既に述べたように、トゥラーティは党のパージ・集権化・規律を遂行した。さらに彼は「国家に留保されている機能を党が同様に引き受けたり、何らかの執行機関に取って代わろうとするならば、その日から容赦なく国家の解体が始まるだろう！」と述べていることから明らかなように、国家の優位の原則を受け容れており、党を国家の道具に変容させるのに貢献したというのが現在の研究者の評価である⁽³²⁾。

だが、トゥラーティは「国家」の領域に党が踏み込まないとしているだけであり、党独自の領域が存在することを否定はしていない。では、「国家」と党はどのように棲み分けるのか。「党とは何か？それは絶えず燃え上がる炎であり、絶えず燃えさかる溶鉱炉である。その中ではいかなる時もファシズムの革命精神が明日に向けて革命的な法律を形作っているのである。」他方、「政府は革命の法の執行機関である」とされている。つまり、「革命」の指針を設定するのは党であり、政府は党の定めた方針を執行する存在にすぎないのである⁽³³⁾。

もちろん、政府においても要職を占めるのは生粋のファシスト、「黒シャツ⁽³⁴⁾」でなければならない。「あらゆる指揮のポスト（将軍から伍長まで）に黒シャツが就いているのを目にする日がこなければ」勝利とは言えないのである⁽³⁵⁾。

但し、経済政策・労働政策・青年／教育政策においては、党も政府と並んで執行を担うことが期待される⁽³⁶⁾。第1の目標となるのが、党関連組織による民衆社会の統制・調整である。

(31) ブレーシャ時代のトゥラーティについては、Corsini[1988]; Chiarini[1991]. 金属工ストについては、Uva[1970]; Corsini[1988] pp. 853-916; De Felice[1968] pp. 92-94; Lyttelton[1973] pp. 315-317; Morgan[1980] pp. 484-485; 桐生[1977a]

(32) De Felice[1968] pp.179, 193; E.Gentile[1984] p.265; Lyttelton[1973] pp. 299-306; Morgan[1980] pp. 488, 501-502, 511; Id.[1995] pp. 108, 111. 引用は Turati[1927] pp. 131-132 (27年2月13日)

(33) *Ibid.*, pp. 38-39 (26年10月28日)

(34) 「黒シャツ」(camicie nere)は「生粋のファシスト」の意であり、「ローマ進軍」以前の入党者（「前夜のファシスト」）、マッテオッティ危機の際の入党者、青年組織出身者がこれにあたる。

(35) Turati[1927] pp. 130-131 (27年2月13日) cf. Id.[1926] pp. 75, 135-137. Id.[1929] pp. 81-84

(36) De Felice[1968] pp. 196-197; Morgan[1980] pp. 494, 507-511; Id.[1995] pp. 85-87; E.Gentile[1995] p. 177

さて、党に排他的に割り当てられている特別の任務の検討に移ろう。人民のファシスト信仰を絶えず活発にし、この光をあらゆる意識の底にまで浸透させる任務のほか、国民生活のこれ以外の極めて重要な活動を党は統制し調整しなければならない。

具体的には大学生の組織化、スポーツの規律、ドーポラヴォーロによる余暇の向上、扶助活動、女性教育、学校の完全なファシスト化、公務員の規律と支援などが党の任務として挙げられている⁽³⁷⁾。

この目標を達成するためには、各種組織を党の統制の下に組み込まなければならない。労働者、とくに工業労働者を組合に組み込んで労使協調の基礎を築くことは、トゥラーティにとってはブレーシャ時代からの関心事でもあった。従って、労働組合の組み込みがトゥラーティの第2の目標になった⁽³⁸⁾。

そして第3の目標は、これらの組織を担う人間の供給である。「党は体制に指導階級を供給しなければならない。」これは将来における指導階級の形成だけではなく、専門家の新規入党促進をも含んでいる。「ファシズムの政治は、ファシズムのために闘い苦しみ、この政治意識がじっくりと熟成している者の政治でしかあり得ない。だが、国の活発で健全なあらゆる力を排除し無にする政治であってはならない。」但し、専門家は単なる機会主義者であってはならない。彼らには真のファシスト的メンタリティーが伴っていなければならないのだ⁽³⁹⁾。

(37) Turati[1927] pp. 126-128 (27年2月13日)。なお、「統制」といっても彼は自発的な規律を重視している。Id.[1926] p. 75 (26年3月16日)

(38) 労働者への関心について、*Ibid.*, pp. 38-39. ブレーシャ時代の労働組合政策について、Corsini[1988]; Chiarini[1991] pp. 625-628, Morgan[1980] pp. 478-486. モーガンはトゥラーティの基本的な考えはサンディカリズムのままであり、その方法が変わっただけだとしている。*Ibid.*, pp. 478, 487. ムッソリーニも回想のなかでトゥラーティの「組合への愛情」「社会主義」に言及している。De Begnac[1990] pp. 467-469, 480.

(39) Turati[1926] p. 31 (26年6月8日), pp. 91-92 (26年7月25日); Id.[1927] p. 124 (27年2月13日)。なお、27年1月に原則として入党は停止されたが、青年と専門家などの入党は例外的に認められていたため、党員はむしろ増加した。E. Gentile[1995] pp. 170-171. 公務員の入党はむしろ積極的に推進されたが、「28年現象」(ventottismo)と呼ばれた公務員の入党は概して機会主義的な動機によるものであり、公務員のファシスト化は表面的なものにとどまったと考えられている。Aquarone[1965] pp. 73-75; De Felice[1968] pp. 344-346; Lyttelton[1973] pp. 304-305; Melis[1996] pp. 337, 358, 373-375.

このように党の活動領域を拡大しようとしていたトゥラーティは、そのために党の「首領」であるドゥーチェの称揚を推進した。彼によると、ドゥーチェは「いかなる水夫にも代わりは務まらない」「唯一の水先案内人」であり、様々な組織体の管轄は「首領の天分によってはっきりと示された道」によって画定される⁽⁴⁰⁾。このような「首領」の称揚は、党の長であるドゥーチェに「革命」の指針を設定する役割を割り当てることで党の地位を高め、政府に対抗しようとする戦術だった。

だが、その代償として、トゥラーティはドゥーチェに対する党の自律性を弱めざるをえなくなる。「体制の機能と党の機能は、ドゥーチェの半ば予言者的な(*divinatrice*)頭脳から現れた組織体に具体的に結実している。それは大評議会である。だが、私は機関や組織体をあまり信じていない」⁽⁴¹⁾。結局、「ファシズムの最高機関」であるはずの大評議会はドゥーチェに対抗できないことになる。

トゥラーティは党が「革命の精神の唯一の守護者」であるのみならず政策決定の担い手となることを思い描き、青年／教育政策をはじめとする多くの領域についても党と付属組織が執行を担うことを考えていた。だが、その代償としてトゥラーティは「革命」の指針設定を党の長であるドゥーチェに委ねた。彼は「ファシズムの最高機関」である大評議会の権威を自ら軽んじた結果、ムッソリーニに対する党の従属を強める立場に与することになったのである⁽⁴²⁾。

(5) 改革反対派：ナショナリスト協会出身者の論理

前項までは協同体主義に基づく国制／経済制度改革を推進していたファシストについて考察してきた。だが、協同体主義や国制／経済制度改革自体に反対するファシストは決して少数ではなかった。以下では、反対派のファシストを保守派・強硬派の双方から取り上げ、彼らがどのような論理で改革に反対していたのかを中心に検討を進める。

保守派を代表する改革反対論者がフェデルツォーニ(*Luigi Federzoni*, 1878-1967)である。彼は1900年代からジャーナリズムの活動を通じてナショナリズムの組織化・宣伝に従事していた。宮廷との結びつきが強かったこともあって、フェデルツォーニは自由派右派や軍にも影響力を持っていた。このような伝統エリート層との結びつきがフェデルツォーニの政治的資源だった。彼は「ローマ進軍」の際には国王周辺や当時のファクタ(*Luigi Facta*)政権とムッソリーニとの仲介役を務め、ムッソリーニ政権成立後は植民地相(22-24,

(40) Turati[1927] p. 143; Id.[1926] p. 52 (26年5月2日) . cf. E.Gentile[1995] p. 177; Morgan[1980] p. 493

(41) Turati[1927] p.34-35 (26年10月28日)

(42) Id.[1929] p. 10; De Felice[1968] pp. 199-200; Morgan[1980] p. 507

26-28)、内相(24-26)、上院議長(29-39)などを歴任している⁽⁴³⁾。

フェデルツォーニの構想は議院内閣制の慣行を廃して憲法典に立ち返り、国王を統治の中心に再び据えようとするものである。そのために彼は国制改革では君主制擁護論を一貫して展開し、時には宮廷の代弁者として行動した。また、フェデルツォーニは国王中心の強力な政府を樹立するため、強力な執行権の確立を目指すことになった。だが、そのためには党の影響力拡大を阻止しなければならない。フェデルツォーニは表向きは「政府による実現・規律・調和の営為」と、党による「主権国家に直接責任を負わない」自由な「推進活動」とを同列に置いていたが、実際には政府が党に対して優位に立つべきだと考えていたのである。そこでフェデルツォーニは内相としてファシストの暴力行為の沈静化に力を注ぐとともに、ブルジョア・公務員への門戸開放と初期ファシストの追放によって党の社会的構成を根本的に変えるべきだと主張した。このようなフェデルツォーニの路線は、「革命」の徹底を求め「日和見」的な人々の入党に反対する党書記長ファリナッチの反発を招くものであり、20年代半ばには両者は統治の主導権をめぐる激しく対立することになった⁽⁴⁴⁾。

但し、フェデルツォーニは党が「革命」によって君主制を脅かすことは容認できなかったが、ファシストが政府の中枢にあって統治の主導権を握ること自体には反対していなかった。それだけではなく、強力な執行権の確立を目指すフェデルツォーニは、政府の長であるムッソリーニの地位強化のために尽力することになったのである。フェデルツォーニがこのような戦略を採らざるをえなかったのは宮廷が弱体だったからだと考えられる。たしかに国王は政府の長を任免する権限を持っていたが、「革命」を求めるファシストに対抗するだけの力は持っていなかった。それゆえ、フェデルツォーニはムッソリーニの地位を認めた上で、彼に党を規律させるという路線を選択せざるをえなかったのである。

そもそも、フェデルツォーニは「革命」を望んでいなかった。従って、議院内閣制の慣行が廃され、左翼による革命の可能性が潰えた以上、彼がファシストの「革命」や一切の制度改革に反対したのは当然の成り行きだったのである。だが、そのために彼は政府の長であるムッソリーニの地位強化に与することになった。つまり、フェデルツォーニは国王とムッソリーニという2つの権威の中心の均衡をとることで国王中心の統治構造を維持しようとしていた。このような意味で、フェデルツォーニは「二元制の均衡の擁護者⁽⁴⁵⁾」だったのである。

(43) Casmirri[1980]; Federzoni[1967] pp. 72-77; De Vecchi[1983] p. 77

(44) Casmirri[1980] pp. 251, 259, 278-285; Lanchester[2001] pp. 173-178; De Felice[1968] pp. 59-65, 103, 112, 129, 190, 307-310; Lyttelton[1973] pp. 278-285.

(45) Lanchester[2001] pp. 173, 189-190, 193

26年のムッソリーニ暗殺未遂事件の直後、フェデルツォーニはムッソリーニに次のような手紙を送っている。「ここで問題としているのはベニート・ムッソリーニ個人の安全のことというより、体制の生命と発展の唯一の保障の問題なのである。そして今日、体制はイタリアの存在のありようであって、イタリアそのものである」⁽⁴⁶⁾。ムッソリーニなしには政治システムを維持できない以上、フェデルツォーニですらムッソリーニの地位強化を望まざるをえなかったのである。

(6) 改革反対派：強硬派の論理

あらゆる「革命」に反対していたフェデルツォーニが国制／経済制度改革に反対したのは当然だろう。だが、反対論は「革命」の徹底を求めた強硬派からもわき上がった。では、なぜ彼らは改革に反対したのか。「非妥協」派の主唱者とされたファリナッチの主張は、既に紹介した「非妥協」派の主張とほぼ同じなので⁽⁴⁷⁾、ここでは強硬派の代表的人物ではあるが「非妥協」派とは一線を画するバルボの考えを取り上げることにはしたい。

バルボ (Italo Balbo, 1896-1940) は北部フェッラーラのラス。いわゆる「農業ファシズム」を中心とするファシスト運動の台頭を主導した。「ローマ進軍」の際には「四天王」(quadrumviro)の1人として指揮を執り、政権成立後は国防義勇軍総司令官(23-24)、国民経済次官(25-26)、空軍次官(26-29)、空軍大臣(29-33)、リビア総督(34-40)などを務めた⁽⁴⁸⁾。

青年期のバルボはマツィーニに傾倒し、政治的には共和派に属していた。彼は戦争体験を通じて社会主義への反感を強めていった。その一端は、除隊後の20年5月、チェーザレ・アルフィエーリ社会科学学院(現在のフィレンツェ大学政治学部)に提出した卒業論文「ジュゼッペ・マツィーニの経済・社会思想」から窺うことができる。バルボによれば、社会主義は暴力によって専制を生み出し、自由の原理を踏みにじる。他方、マツィーニ主義では、資本は利己的に用いられなければ万人の利益になりうると考えられている。重要なのは社会主義者が主張するように所有制度を廃棄することではなく、マツィーニが主張したように資本を人々の利益になるように用いて、人びとの手の届くものにするのである。そのためには自由参加の結社や組合に基づく社会を築くことが不可欠であ

(46) De Felice[1968] p. 74

(47) ファリナッチについては、Fornari[1971][1980]; Alfassio Grimardi/ Bozzetti[1972]; Fistorazzi[2004]; Vicini/ Dossena[2006]; Di Figlia[2007]; Pardini[2007]; E. Gentile[1975] pp. 263-276; Lupo[2000] pp. 187-208, 252-261; De Felice[1968] pp. 45-47, 53-75, 131-138, 168-175.

(48) バルボについては、Rochat[1979][1986]; Segrè[1980][1987]; Guerri[1984]; 拙稿[2004][2005].

る⁽⁴⁹⁾。バルボはこのように論じることによって、マツィーニを愛国的な反社会主義の旗手として再解釈したのである。

21年2月、フェッラーラのファッショに加わった後も、彼にはマツィーニ主義を放棄するつもりはなかった。彼は「とくに祖国・社会主義・農業問題に関する限り」ファシズムとマツィーニの理念とは矛盾せず、ファッショの「青年のエネルギー」を取り込むことはむしろマツィーニの理念にかなう行為だと主張していた⁽⁵⁰⁾。バルボは彼なりのマツィーニ主義を維持したまま、ファシストとしての活動を始めたのである。

その後、バルボは実力行使を主導する強硬派の中心人物として影響力を強めていった。だが、彼の思想は一貫して愛国的な反社会主義であり、その「革命」は何よりも秩序の回復を目指すものだった。バルボの友人になったフェデルツォーニは、30年代に入ると彼が「秩序の原理に心から転向し、憲法回帰を称揚した」としているが⁽⁵¹⁾、そもそも愛国的反社会主義として始まった彼の「革命」は、当初から「秩序の原理」を打倒するのではなくそれを取り戻そうとするものだった。バルボは手法においては強硬派だったが、思想の面では中庸の立場をとっていたのである。

ムッソリーニが政権の座につき、国制／経済改革が議論の俎上にのぼるようになると、バルボは改革に反対する論陣を張るようになった。例えば、25年7月3日、バルボが創設した『コッリエーレ・パダーノ』紙は「ファシズムの将来にとって協同体国家は本当に有益、いや必要なのだろうか？」と、協同体主義、とりわけ職能代表制の導入に疑問を呈する論説を掲載している。

改革がファシズムにとって有益であるかどうかは疑わしいが、この改革が不必要だというのは間違いない。国家がすべての人の便益に照らして個人の活動を統制・規律できるようにすると言う者がいる。そんなのは幻想だ！市民という政治的基準を階級という経済的基準に置き換えれば、おそらくは現在よりも大きく激烈な闘争が荒れ狂うことになるだろう⁽⁵²⁾。

(49) Segrè[1987] pp. 29-31; Rochat[1986] pp. 28-34; Guerri[1984] pp. 52-56.

(50) Segrè[1987] pp. 42-47; Guerri[1984] pp. 65-69; Rochat[1986] pp. 44-45; Roveri[1974] pp. 100-112, 119-120, 123-133, 136-137; Corner[1975] pp. 117-120, 172-173

(51) Federzoni[1967] pp. 153-156. なお、共和派出身のバルボが君主制を容認するようになったのは「転向」と見るのが自然だが、彼自身は「共和主義者」を終生自任し続けていた。Segrè[1987] p. 14.

(52) De Felice[1968] pp. 97-98; Segrè[1987] pp. 267-268. バルボと『コッリエーレ・パダーノ』紙については、*Ibid.*, pp. 135-138.

社会主義勢力は階級闘争を掲げて国民を分断し、自由な経済活動を圧殺しようと試みた。そのような社会主義勢力に立ち向かったのがファシズムである。そのファシズムが職能代表制の導入によって階級概念を蘇らせ、「国家」の経済介入によって自由な経済活動を規制することはゆるされない。マッツィーニ主義から出発した反社会主義者のバルボがこのように考えたとしても何の不思議もないだろう。

このように職能代表制の導入に反対していたのは現状維持を主張するフェデルツォーニも同じだった。だが、バルボの論理はフェデルツォーニのそれとは大きく異なっていた。フェデルツォーニは一切の「革命」に反対していたが、バルボは「革命」継続のためには現状維持が不可欠だと主張していたのである。その一端は、27年10月12日の『コッリエーレ・パダーノ』に掲載された論説から窺うことができる。この論説でバルボはスペインの試みを引き合いに出しながら、職能代表制を批判的に論評している。

国王に対する政府構成員 (*governanti*) の自由は議会の支え、あるいは——純粋に仮定の話だが——軍事力以外からは生じない。だが、軍が国王の命令に従い、なおかつ議会が存在しないのであれば、政府構成員は実効的な権力を行使する力を奪われる。それだけではない。もう人民に信頼されていないと国王が反駁不能 (*insindacabile*) な基準を振りかざして判断した場合には、彼らは何の落ち度がなくとも交替させられてしまうのである。

では、どうすればよいのか。バルボの答えは明快である。政府は国王の支持ではなく、国民に選挙された議会の支持に立脚すべきなのである。

君主制体制の国を永続的に統治したい者は議会をしっかりと支配しなければならないのであって、それを廃止などしてはいけない。それは、議会が均衡と支柱の役割を受け持つ憲法上の力だからである。委員会、技術評議会、協同体議会などというのは、あらゆる権力を国王に結びつけ、政府構成員の自由を粉砕してしまう制度的な策略である⁽⁵³⁾。

「君主制」を守るためではなく、「君主制」に対抗するために既存の議会制度を維持すべきだという主張は、同じ27年の別の論説でより明確に打ち出されている。

(53) 'L'abito fa il monaco', *Corriere Padano* (12 ottobre 1927); De Felice [1968] pp. 318-319; Guerri [1984] pp. 272-273

実質的な変化を伴わないまま、議会の廃止によって君主制と政府の関係の現今の形式を消滅させるならば、政府に対する王権の強化という望ましくない事態が生じるだけではないだろうか。

但し、議会制度を維持するだけでこのような事態を防ぐことができるわけではない。「革命の精神的な力」を保障する存在も維持しなければ、「君主制」に対抗することはできないのである。

義勇軍・党・議会は今なお革命原初の勢力を代表している。ドゥーチェはこれらを自分の勢力としてあてにできる。一般国家機構にこれ以上組み込もうと思ひ悩まずに、これらはそのままにしておけばよい⁽⁵⁴⁾。

このように、バルボは「君主制」に対抗して「革命」を継続するには、「義勇軍・党・議会」と「君主制」とを対置した「二元的⁽⁵⁵⁾」な国制が不可欠だと主張していた。しかし、その「革命原初の勢力」の担い手に選挙制の議会が含まれていたため、バルボは伝統的な国制の維持に与することになったのである。

但し、バルボの論説には「革命原初の勢力」の担い手としての大評議会は現れない。「義

(54) ACS, SPDCR, b. 61, fasc. 362/R, 《Balbo S.E. on. dott. ing. Italo》, soif. 11, 《Articoli e discorsi》; PPM, c. 468, n. 035758-62; De Felice[1968] pp. 319-320; Guerri[1984] p. 294. この論説の他の箇所でも、バルボは入党停止によって党の量的拡大が阻止され、「戦士としての美德と信仰の一体性」が守られたことを評価している。このように、バルボは「革命原初の勢力」である党は少数者の集団としての性格を維持すべきだと考えていた。なお、この論説はムッソリーニの指示により公表されなかった。バルボは 29 年 10 月 28 日にも党は「10 人に抗する 1 人」であるべきだとして、党の「インナー・サークル」化を主張している。Guerri[1984] p. 181.

(55) アガンベンによれば、各種の評議会やドイツのナチ党、そしてソ連の共産党は、革命に由来する「構成する権力」(憲法制定権力 *potere costituente*) を「構成される権力」(*potere costituito*) の傍らに保存する役割を果たしていた。そして、このように「構成する権力」を維持しようとする試みが「党と国家」という「二元的」(*duale*) な構造をもたらすのである。Agamben[1995(2005)] pp. 49-50 (邦訳、64-65 頁)。以上のようなアガンベンの視点を導入すると、バルボの論説は、「構成する権力」としての「革命の原初勢力」を維持するために「二元的」な国制の必要性を主張したものとして解釈できるだろう。

勇軍・党・議会」はあくまでもドゥーチェが「自分の勢力としてあてにできる」存在であり、彼の議論では大評議会よりもドゥーチェに力点が置かれていたのである。「君主制」に対抗することを重視するバルボの議論はドゥーチェ・政府首長の地位を強化することを優先するものであり、そのために他の機関を犠牲にする可能性をはらんでいたのである。

第2章第4節ではサブリーダーの政治的資源の状況が、彼らの抗争とムッソリーニへの従属をもたらしたことを明らかにした。そして第3章で見たように、26年以降、実力行動の禁止、党機構・政府機構の整備、「上から」の任命制の導入などによってサブリーダーの自律性は低下し、彼らは次第にムッソリーニに従属するようになっていった。その上、本節で確認したようにサブリーダーたちの構想は多様だったが、政府の地位を強化しようとする者は政府首長の地位を、党の地位を強化しようとする者はドゥーチェの地位を強めることを支持する傾向があった。サブリーダー同士の対立は、ここでもムッソリーニのリーダーシップを強める方向に作用していたのである。

では、サブリーダーたちの対立はどのように顕在化したのか。それはムッソリーニにどのような影響を与えたのだろうか。次節では国制／経済制度改革の過程に着目しながら、これらの問題について考えてみたい。

第2節 国制／経済制度改革と「和解」

(1) 国制／経済制度改革の軌跡

1924年のマッテオッティ事件と25年1月の「独裁宣言」を機に、伝統的国制との断絶を求める声がファシストの間で高まり、国制／経済制度改革が俎上に上ることになった。その第1歩となったのが、24年9月に設置されたファシスト党の15人委員会と、25年1月に首相令で設置された18人委員会である。7月の18人委員会答申では「憲法体系の健全な原理への回帰」が謳われ、強化された執行権が立法を主導すること、執行権は国家首長である国王に属し議会の介入は排除されること、上下両院は対等であることが基本方針として示された。答申では「我々の制度の根本的な刷新や我々の国家に新憲法を与えることを目指してはいない」とされてはいたが、職能代表の導入や、組合の法による公認などの改革は概ね受け入れられ、その具体的な方法についてはいくつかの議論が並記されるこ

とになった⁽⁵⁶⁾。

続いて、25年10月2日に工業総連盟（使用者側）とファシスト協同体総連盟（労組）との間でヴィドーニ館協定が締結され、両者が労使の排他的代表として相互に承認しあうことが定められた。そして、6日の大評議会では、組合に対して法的承認を与えて統制下に置くことや、ロックアウトやストライキなどを原則禁止することも決定された。組合に関する以上の決定事項は、26年4月の組合法、7月の組合法施行規則によって具体化された。これらの措置によって、労使いずれかの10分の1以上を組織する組合が各部門につき労使1つずつ公認され、労働協約締結や組合費徴収などに関して排他的特権を得ることになった。また、労使組合の「中央連絡機関」として「協同体」(Corporazione)と呼ばれる「国家行政機関」が設置されることも規定された。七月には、組合法制関連の事項を担当する協同体省も設置され、同省設置勅令により、協同体省に諮問機関として協同体全国評議会(Consiglio nazionale delle corporazioni)が置かれることも決まったのである⁽⁵⁷⁾。

他方、政治代表改革については、25年10月8日の大評議会では、協同体に基づく職能代表を上院と一部地方自治体に部分的に導入することが決定され、26年3月30日の大評議会では具体的な改革案が固まった。この草案では上院は終身の勅選議員と、全国規模の大協同体が指名し国王が任命する任期9年の議員からなるものと定められ、労働者の協同体と使用者の協同体は同数の上院議員を指名するものとされていた。この構想は結局実現しなかったが、国王派の牙城である上院への職能代表制導入が議論されたこと自体が大きな変化だったのである⁽⁵⁸⁾。

(2) 政治代表改革と大評議会の「憲法化」

26年3月の政治代表改革案はその後棚上げされ、改革は一旦停滞することになる。の

(56) De Felice[1968] pp. 38-44; Id.[1966] p. 670; Aquarone[1965] pp. 52-58; 福田[2000] 28-29頁。18人委員会答申の抜粋は Aquarone[1965] pp. 350-376。政府機構の改革はムッソリーニ政権成立直後から始まっていたが、それは国制／経済制度改革というよりは、行政の簡素化・公務員の整理という性格のものであり、ムッソリーニ政権以前からの課題を引き継いだものと言える。Aquarone[1965] pp. 5-14, Sarti[1971] pp. 45-48。

(57) Aquarone[1965] pp. 121-126, 439; De Felice[1968] pp. 131-138, 267-276; O.O.XXI, pp. 396-403; Cordova[2005] pp. 23-38; 桐生[1977][1985]; 高橋[1997] 74-77頁。組合法・同施行規則・協同体省設置勅令の条文については、Aquarone[1965] pp. 442-454。これらの法令の起草者はロッコだったが、労使別の組合の上位に「中央連絡機関」が設置される形になり、ロッコが目指した混合組合の構想は否定された。

(58) O.O.XXI, pp. 396-403; De Felice[1968] pp. 131-138, 315-316; Aquarone[1965] p. 378。

ちに国制／経済制度改革を主導するボッターイも、この時点では政治代表改革に本格的に取り組んではいなかった。26年11月に協同体省次官に起用されたボッターイにとって⁽⁵⁹⁾、当面の課題は新官庁である協同体省の地位を確立することだった。翌年6月1日に行われた彼の下院における演説では、協同体省は「社会の活力を受け取り、調整し規律し放射する中心」であり、様々な団体の指針と威信の源と位置づけられていた⁽⁶⁰⁾。そして、この構想の障害となるのが、既存の経済官庁である国民経済省と、ロツソーニ率いるファシスト労組だった。それゆえ、ボッターイはこの2つの組織に対する闘いを最優先の課題として行動することになった。

ボッターイは、ファシスト労組に対しては「国家統制」の確立を試みた。27年6月の下院演説で、彼は「相互性」によって組合への介入を正当化している。組合は公法上の権限を与えられ、「国家の機能」に介入している。従って、「純然たる保護・監督目的での、組合の機能への直接・間接の国家介入が〔国家への組合の介入に〕当然対応しなければならない」というのである。但し、27年前半の時点では、ボッターイは組合の自発性を押さえつけようとはしていなかった。彼は政策決定に組合が寄与することにも、政策執行において組合が自発的に活発な活動を繰り広げることに反対していなかった。組合の自由が他の憲法上の自由と同様に無制限ではありえない以上、組合も「純然たる保護・監督目的での」「国家介入」に服することになるというのが、この頃のボッターイの主張だったのである⁽⁶¹⁾。

他方、26年3月に党書記長に就任したトゥラーティも、既存政府機構とファシスト労組を攻撃の標的にしていた。既に見たように、彼にとっては、党だけではなく政府においても「あらゆる指揮のポスト」に「黒シャツ」が就くことが望ましいと考えており、政府機構への攻勢を強めていた。また、彼は労働者の組織化にも大きな関心を抱いており、労組の組み込みに着手していた。27年8月2日の通達では、地方党組織に対して県組合調整委員会の設置権限を与えたほか、中央にも中央組合調整委員会を設置している。トゥラーティも政策決定・政策執行における組合の自発性自体を否定していたわけではなかったが、彼は政策の指針設定は党が担うべきだとも考えていた。従って、組合が党の主導権を

(59)27年初めの時点での閣僚は以下の通り。首相・外務・内務・陸軍・海軍・空軍・協同体：ムッソリーニ、植民地：フェデルツォーニ、司法：ロッコ、財務：ヴォルピ、公教育：フェデーレ、公共事業：ジュリアーティ、国民経済：ベッルツォ、通信：C.チアーノ。ムッソリーニが閣僚を兼任している省の指揮は次官に委ねられており、協同体省の運営は次官であるボッターイに任されていた。

(60)Bottai[1929] p. 290

(61)Bottai[1929] pp. 163-164; Perfetti[1988] pp. 383-384.

脅かすような事態はトゥラーティには容認できなかったのである⁽⁶²⁾。

このように、ボッターイもトゥラーティも労組の組織力を背景とするロツソーニの影響力を抑えることを目指していた。こうして、2人の立場が反ロツソーニで収斂することになった⁽⁶³⁾。国制／経済制度改革が本格化すると、彼らによる労組の組み込みもさらに具体的な形を取るようになった。

27年5月の「昇天祭」演説でムッソリーニが予告した「議院／下院」(Camera)への職能代表制導入の概要は11月の大評議会で決定された⁽⁶⁴⁾。10日の会合ではナショナリスト協会出身者の構想に近い原案が否決され⁽⁶⁵⁾、次のような決議が採択されることになった。組合組織のファシスト化は不十分であって、党の政治的機能を代替するのは未だ時期尚早である。それゆえ、新たな政治代表の制度としては、13の経済組織が候補を推薦し、それを参考に大評議会が下院議員候補名簿(全国1選挙区; 400名)を作成する形式をとる。大評議会を通じて党が介入することにより、純然たる政治代表に伴う危険性も、純然たる利益代表のもたらす危険性も回避し、政治と経済とを調和させることができる。但し、将来における協同体中心の利益代表の可能性は排除しない。他方、上院は現状通りとする。法案作成はロッコ司法相に委ねる⁽⁶⁶⁾。

この決定を承けて、28年1月30日からの大評議会に下院改革法案が上程された。草案

(62) Turati[1926] pp. 38-39; Id.[1927] pp. 130-131; Aquarone[1965] pp. 139-141; Morgan[1980] pp. 478-486, 508-509; Id.[1991][1999]; Cordova[2005] pp. 85-86; Lyttelton[1973] pp. 346-347, 454-455; Chiarini[1991] pp. 625-628; De Begnac[1990] pp. 467-469, 480; Lupo[2000] pp. 219-220. 組合調整委員会は党書記・県連書記が主宰し、労使同数の代表によって構成され、組合間の連絡、労働協約締結の促進、労働争議の仲裁、物価統制などを主な任務としていた。

(63) 従来の研究では、反ロツソーニを軸としたトゥラーティ・ボッターイ同盟が存在したと言われている。De Felice[1968] pp. 329-334; Lyttelton[1973] pp. 347-348; Guerri[1976] p. 102; Cordova[1980b] pp. 394-395; Id.[2005] pp. 85-86; Morgan[1980] p. 510; Perfetti[1988] p. 160. しかし何らかの協定が実際に存在したとはされていない。本稿ではとりあえず「同盟」と呼んでおくが、事実上立場が近づいたという程度の意味である。

(64) 11月の大評議会については、ACS, SPDCR, b. 29, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soff. 5, <<1927 - V>>, ins. C, <<Novembre 1927 - V>>; O.O.XXIII, pp. 57-69.

(65) ACS, SPDCR, b. 29, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soff. 5, <<1927 - V>>, ins. C, <<Novembre 1927 - V>> (citato in De Felice[1968] pp. 548-553); *Ibid.*, pp. 322-324; Pombeni[1984] pp. 173-183.

(66) O.O.XXIII, pp. 62-63.

と思われる文書では下院の定数 400 名に対して、労使団体が定数の倍の 800 名、各種団体が半数の 200 名を推薦し、大評議会はその名簿に基づいて候補名簿を作成するが、候補の半数以上は労使推薦枠から起用することが義務づけられていた。これに対して、1 月 31 日には国民経済相ベッルツォが修正案を出し、候補推薦枠を定数の 3 倍（1200 名）とし、労使団体がその 4 分の 3、党県連が 4 分の 1 を推薦するが、大評議会の候補決定はこの比率に制約を受けないとするように提案している。そして、2 月 20 日の閣議で承認された法案では労使団体に定数の倍、各種団体に定数の 4 分の 1 の推薦枠が割り当てられるが、大評議会はこれらの推薦とは関係なく、自由に候補を選ぶことができると定められた。その後、法案が下院に上程される段階で各種団体推薦枠が定数の半分に拡大され、組合の比重が減じられることになった。最終案では当初の案に比べて大評議会の裁量が拡大され、労使団体の影響力が低下している点は注目に値するだろう⁽⁶⁷⁾。

政治代表改革の展開と並行して、ボッターイとロツソーニや労組との対立は激化していった。政治代表改革と経済情勢の悪化が並行するなかで賃下げに抵抗する労組の規律が急務になり、「純然たる保護・監督目的」の介入だけでは不十分になっていた。その結果、ボッターイの労組攻撃はいつそうエスカレートし、労組との溝が深まったのである。彼は 5 月 1 日の『クリティカ・ファシスタ』で組合が「国家の政治的機能を強化する」ための「行政活動の機関」にすぎないとして、「国民的性格のものであっても、協同体体制ではサンディカリズムは消え去らねばならない」ことを強調した。さらに、5 月 31 日に上院で行った演説では、自らが次官を務める協同体省が「最高次の監督、協同体的規律、団体相互および団体・国家間の政治的総合調整」を担うと述べ、党や労組ではなく協同体省が国制／経済制度改革の主導権を握るべきだと主張した⁽⁶⁸⁾。

この後、ボッターイの地位はさらに強化されていった。7 月 9 日の「衛兵交替」では工業界代表のヴォルピ財務相 (Giuseppe Volpi di Misurata) が退任し、ボッターイと対立していたベッルツォ国民経済相も公教育相に横滑りした。こうしてボッターイの障害であった工業界や国民経済省の地位は低下した。さらにボッターイは未設置の機関である協同体

(67) PPM, c. 1122, n. 074505-13 (in ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soff. 5, <<1928 - VI>>, ins. A, <<gennaio-febbraio 1928 - VI>>); O.O.XXIII, pp. 93-98, 106-110; BP, a. 2, n. 2, p. 91. 党には独自の推薦枠は割り当てられなかったが、党幹部は団体推薦枠で議会入りを果たしている。De Felice[1968] p. 476; 'Fisionomia e caratteristiche della nuova Camera', P.I. (2 marzo 1929).

(68) Bottai[1929] pp. 16, 24-28, 31, 35-37, 227-230, 234-242, 303-305; Perfetti[1988] pp. 143-146, 391-393; Cordova[1980b] p. 394; Id.[2005] p. 87; De Felice[1968] p. 331; Lyttelton [1973] pp. 329-330; Lupo[2000] p. 224.

全国評議会に規範制定権を与える改革をムッソリーニに提案し、法案の作成を委ねられている。これ以降、国制／経済制度改革の主導権はロッコからボッターイに移り、ロッコは司法に関する技術的専門家としての様相を強めることになった⁽⁶⁹⁾。党主導の「ファシスト革命」を目指していたトゥラーティも、労組統制を優先してボッターイとの協調を選択した。

9月の大評議会ではボッターイは協同体省と組合体系に関する報告を行い、労使の頂上団体が8つしかない「組合集団の過度の集中」を批判した。当時、公認組合は工業、農業、商業、陸運・内海海運、銀行、海運・航空の6業種の労使各2団体に専門職・芸術家連盟を加えた13団体だったが、労組の頂上団体は海運・航空連盟とロッソニーの総連盟の2つだけであり、海運・航空を除く5業種の労働者団体と専門職・芸術家連盟がロッソニーの支配下にあった。ボッターイによれば、協同体主義は業種・カテゴリーごとの労使協調に立脚するべきであり、労使の組合も業種・カテゴリーを単位とするものでなければならない。彼の構想では各業種ごとの労使団体が基礎となり、その上位に業種ごとの協同体が設立される。労使は対等の存在として協同体において業種ごとに交渉を行う。そして、カテゴリーを超えた業種間の利害対立は「調和を目指す(*contemperatrice*) 国家の活動」によって解決される。従って、ロッソニーの総連盟のようなカテゴリーを超えた団体は、カテゴリーごとの協調を軸とするボッターイの理念とは根本的に相容れない存在だった。それゆえ、ボッターイは「国家」(政府)、そして協同体省の「調和を目指す」活動と下部組織の「自律性」とを守る必要があるとして、両者の中間にある総連盟の「解体」(*frazionamento*)を要求したのである⁽⁷⁰⁾。こうして11月21日、ロッソニーの総連盟は6つの業種別連盟に「裁断」され、ロッソニーは組合分野から遠ざけられることになった⁽⁷¹⁾。

他方、9月の大評議会では2月の大評議会でも予告されていた大評議会の「憲法化」も具体化に向かって動き出した。大評議会が下院議員名簿を作成することになったことに伴い、大評議会の法的地位を確定する必要性が生じていたのである。ロッコが起草した法案は9月19日の大評議会でも承認された。この法案では、政府首長が大評議会の議長を務めるとされていた。また、王位継承など憲法的性格の事項については大評議会への諮問が義務づけ

(69) O.O. XXIII, pp. 194-196, 254-255; De Felice [1968] pp. 333-334; Guerri [1976] p. 110. ヴォルピについては、Sarti [1980]. ムッソリーニ政権の内閣改造は「衛兵交替」と呼ばれた。このときの「衛兵交替」については、O.O. XLI, pp. 137-139.

(70) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 6, <<1928 - VI>>, ins. B, <<settembre 1928 - VI>> (riprodotto in Cordova [2005] pp. 221-241); *Ibid.*, pp. 101-103.

(71) 'L'ordinamento sindacale verso la "fase corporativa"', P.I. (28 Novembre 1928). 経済界の「裁断」要求については、Sarti [1971] pp. 88-89.

られるほか、下院議員候補や政府首長の後継候補の名簿作成権も大評議会に与えられる。さらに、党書記長・全国指導部構成員は大評議会の決定に基づき政府首長令で任免されることになり、党書記長の閣議参加も認められることになる⁽⁷²⁾。

この大評議会法⁽⁷³⁾では任期制構成員の選任権や、構成員の任命取消権、政府首長後継名簿の提案権が政府首長に与えられており、ムッソリーニの地位は強化されることになった。また、国王の政府首長解任権を奪うことはできなかったが、後継名簿の発議権は政府首長が握った。その一方で、当初の構想では大評議会が政府首長の後継者を指名するとされていたが、最終的には後任の政府首長は国王が後継名簿から選択するものとされ、宮廷も一

(72) De Felice[1968] pp.304-305; O.O.XXIII, pp. 97, 217-225. 大評議会決議の原文は司法相用の便箋に記されており、ロッコが起草したものと考えられる。ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 5, <<1928 - VI>>, ins. A, <<gennaio-febbraio 1928 - VI>>; PPM c. 1122, n. 074503-04. なお、大評議会法では「書記長」(segretario generale)ではなく「書記」(segretario)とされているが、本稿では29年の党規約改正までは「書記長」と表記する。また、'vicesegretari'の名称は大評議会法・党規約改正でも変更されない。本稿では一貫して「副書記」と表記している。

(73) 法案は11月から12月にかけて上下両院で可決され、成立する。BP, a.2, n.3, pp. 59-63; O.O.XXIII, pp. 252-253; 'La legge sull'ordinamento e le attribuzioni del Gran Consiglio', P.I. (16 Novembre 1928). 大評議会法の条文は AP, Legislatura XXVII, vol.IX, discussioni, pp. 9760-61; Aquarone[1965] pp. 493-495. なお、9月大評議会で決定された原案と、10月30日に閣議決定された法案との間には大きな違いが見られる。ムッソリーニは議会への政府案提出に際して「[当初の案と政府原案との]違いは私が望み、自分の手で書いたものだ」と述べており(BP, a. 2, n. 3, p. 10)、ドゥーチェ特別秘書文書には修正過程を示すと思われるメモが散見される。ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 6, <<1928 - VI>>. この問題については別稿を期したい。

定の譲歩を勝ち取った⁽⁷⁴⁾。さらに、ほとんどの勢力が大評議会への代表の増員・新規獲得に成功した。その結果、大評議会は各組織の代表の集まりとしての性格を強めて「国家のなかに存在する様々な組織の合議体的総合(sintesi collegiale)⁽⁷⁵⁾」に変化し、その人数も増加することになった。このように考えると、大評議会の「憲法化」によってムッソリーニは政府首長独裁の基本骨格を法制化することができたが、その実態はきわめて妥協的な性格のものであったと言える。結局、どの勢力にも大きな損害を与えないように調整を行ったため、ムッソリーニも一定の譲歩を強いられたのである。

ロッソーニの総連盟の「裁断」によって敗北したかに見えた労組も、その例外ではなかった。たしかに、「裁断」に対して労組は激しく反発した⁽⁷⁶⁾。だが、いかに巨大な組織であっても、彼らは労働争議に訴えることは許されていなかった。従って、彼らはその組織力を争議以外の方法で政策形成に反映させなければならなかった。ところが、ロッソーニの総連盟は労働者の統一組織であることが災いして「体制の全活動を調整し統合する」「最高機関」である大評議会に代表を1人しか送り込めず、不利な状況に置かれていたのである。だが、総連盟が使用者団体と同数の団体に「裁断」されたことにより、それぞれの下位団体が大評議会に代表を送れるようになった。結果的に、労組は使用者団体と同数の代表枠を確保し、ロッソーニも労組内部での威信を保ったまま大評議会への残留を果たすことになった⁽⁷⁷⁾。従って、労組が一方的な敗北を喫したとは言えないのである。

その上、党も政府の下位に置かれたわけではなかった。たしかに、大評議会の議長はドゥーチェから政府首長に変更となり、書記長・全国指導部構成員の任免にも政府首長が介

(74) Pombeni[1984] pp. 192-195. 大評議会の「憲法化」は現行憲法に対する重大な挑戦であり、国王周辺は激しく反発した。大評議会が開かれる前に、フェデルツォーニは国王の代弁者としてムッソリーニと会い、法案の修正を要求している。そして国王自身もムッソリーニに不満を漏らした。ムッソリーニはこれが「国王(monarchia)とファシズムとの最初の大きな衝突」だったと回想している。O.O.XXXIV, pp. 411-412; Federzoni[1967] pp. 225-226; De Felice[1968] pp. 306-311; De Begnac[1990] p. 484; ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 6, <<1928 - VI>>. なお、政府首長後継名簿が国王の選択を拘束するか否かについては、30年代後半に論争になっている。Pombeni[1984] pp. 308-309, 420-422; E.Gentile[1995] pp. 215-217

(75) 「国家のなかに存在する様々な組織の合議体的総合(sintesi collegiale)は大評議会において実現される」(政府案の趣旨説明)。BP, a. 2, n. 3, p. 62

(76) Cordova[1980b] p. 395; Id.[2005] p. 103; De Felice[1968] pp.336-337.

(77) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 6, <<1928 - VI>>, ins. B, <<settembre 1928 - VI>> (riprodotto in Cordova[2005] pp. 221-241).

入ることになった。だが、党最高機関の大評議会には政府機構に関する権限が与えられた。現に、政府趣旨説明では「大評議会は政府の上にあるのではない。その脇にあつて政府と協力するのだ」とされていた。つまり、大評議会では党と政府とは相互に統制しあうと定められたのであり、大評議会が政府首長に従属したとは言えないのである⁽⁷⁸⁾。

28年の大評議会法が政府首長独裁の法制化の画期だったことは間違いない。だが、妥協の結果生じた大評議会の肥大によって、「頂上政治」は新たな不安定要因を抱え込むことになったのである。

(3) 「和解」の呪縛

多様な勢力を抱え込むことになった大評議会では、いつ不協和音が顕在化してもおかしくない状況が生まれていた。このような状況においてムッソリーニが「頂上政治」の主導権を握り続けるには、これまで重ねてきた譲歩を補うだけの資源の増大が不可欠だった。その機会を彼に与えたのが「国家・教会関係」の展開だった。

教会との和解交渉は26年以降、イタリア国務院参事バローネ(Domenico Barone)とヴァティカン側代表パチェッリ(Francesco Pacelli)との間で極秘に行われ、28年末までには大筋で合意が成立していた。29年1月4日にバローネが急死すると、ムッソリーニは彼に代わって自ら交渉に当たることにした。バローネの書類が流出して交渉が公になるおそれがあった上に、間近に迫った下院選挙を有利に運ぶためにもムッソリーニは妥協を急がざるをえなかったのである。こうして2月11日にラテラーノ協定が締結され、交渉は決着を迎えた⁽⁷⁹⁾。

ラテラーノ協定締結は「頂上政治」の資源の配置に大きな影響を与えた。第1の変化は「人民投票」(plebiscito)と呼ばれた3月24日の下院選挙の圧勝である。教皇がムッソリーニを「神の摂理が遣わされた人物」と呼んでイタリア国家への支持に転じたことはムッソリーニ政権に有利に働き、政府が提出した名簿は852万対13万5千の大差で承認された。この圧勝が「合意」の時代の幕開けかどうかはともかく、これはムッソリーニ政権の

(78)BP, a. 2, n. 3, p. 62. 28年の大評議会法を党の勝利とするのは、Calamandrei[1948(1974)] pp. 74-78; Germino[1959] p. 86. 党と「国家」との制度的共棲とするのが、E. Gentile [1995] pp. 166-167.

(79)De Felice[1968] MF2, pp. 389-414; O.O.XXIII, pp. 309, 313-320; Binchy[1941(1970)] pp. 172-176; Scoppola[1967(1973)] pp. 121-125, 130-144; 'Domenico Barone', P.I. (16 Febbraio 1929). ラテラーノ協定は、聖座・イタリア間条約、財務協定、政教協約(コンコルダート)からなる。「聖座」(Santa Sede)は、ヴァティカンの正式名称。条文は *Ibid.*, pp. 163-189.

崩壊が当面はなさそうだと諸方面に感じさせるには十分な成果だった⁽⁸⁰⁾。この結果、サブリーダーは国制／経済制度改革に後顧の憂いなく取り組めることになった。

第2の変化はムッソリーニの資源の増大である。彼は交渉の最終段階に介入し、イタリア統一以来の懸案である「和解」の最大の功労者として、内外で名声を得ることに成功した。とくに、これまでイタリア王国と距離を置いてきた教皇の賞賛を勝ち得たことは彼の威信を高める上で大きな役割を果たした。しかも、「和解」の交渉は極秘に行われており、所管閣僚のロッコ以外のサブリーダーは全く関知していなかった⁽⁸¹⁾。ムッソリーニはサブリーダーを出し抜いて「和解」の功績を独り占めし、高い威信によってこれ以降も政策形成を主導し続けることができるようになったのである。

だが、「和解」に対してはファシストの内部から不満の声が上がった。その最大の理由はファシズムとカトリックの論理が根本的に矛盾していたことである。政教協約は婚姻・教育法制のカトリック化をイタリア国家に義務づけており⁽⁸²⁾、カトリック陣営ではイタリア社会の「カトリック化」への期待が高まったのである。イエズス会の『チヴィルタ・カットーリカ』紙は、「和解」によって「世俗権力に対するキリストの教会の自由と、その可視的な首長〔教皇〕の独立」が達成されたとして「魂の根本的な手直し、法制や教育、家庭生活・市民生活、公私の生活においてキリスト教に回帰したイタリア自体の刷新」を次の課題に掲げた⁽⁸³⁾。これに対して、ファシスト側ではG. ジェンティーレが『チヴィルタ・カットーリカ』の意図を挫く論説を「和解」直後の7日に公表した。彼によれば、そもそも「和解」に込めた意味がイタリアとヴァティカンとは異なっていた。「教会は政

(80) De Felice[1968] pp. 415-420, 437-453, 477-483; Id.[1974] p. 3; Colarizi[1991] pp. 31-38; Binchy[1941(1970)] p. 198; 'Un importante discorso del Papa sulla conciliazione ai rappresentanti dell'Università Cattolica di Milano', P.I. (14 Febbraio 1929). 政府提出名簿については、'Lista plebiscitaria', P.I. (1 marzo 1929).

(81) Pombeni[1984] p. 202; 'Una grande vittoria politica e spirituale del Regime', P.I. (12 Febbraio 1929); 'Le basi e la portata spirituale e politica del trattato fra l'Italia e la Santa Sede', P.I. (13 Febbraio 1929). 但し、国王は「和解」の交渉についてムッソリーニから詳細な報告を受けていた。O.O.XXIII, pp. 313-320

(82) 宗教教育については、教会・国家の合意により要領を作成すること、中学にも拡大すること、担当教員・使用教科書には教会の公認が必要であることなどが政教協約 36 条で定められた。青年・教育問題に関する「国教対立」のここまでの経緯は、De Felice[1968] pp. 412-413; Binchy[1941(1970)] pp. 160-166; 田辺[1985] 279-281 頁。イタリア法のカトリック化については、小谷[1995-96] (二) 188-189、199-200 頁。

(83) Scoppola[1967(1973)] pp. 200-202.

教協約を経て条約にたどり着いた」としても、「[イタリア] 国家は条約を経て政教協約にたどり着いた」のであり、イタリア側にとって政教協約は「和解」のための手段にすぎなかった。『チヴィルタ・カントリーカ』は「キリスト教に回帰したイタリア」として政教協約を高く評価しているが、ジェンティーレによれば「それが適用される際の基準や精神を離れては、これらの条項は全て単独では無意味なものである」⁽⁸⁴⁾。彼は法制化や運用の過程で政教協約を骨抜きにする可能性を示唆したのである。

ファシストの反対論は2月25、26日の大評議会でも噴出した。この会合では「和解」について報告が行われ、『ポーポロ・ディターリア』紙は「ドゥーチェの報告は拍手喝采によって繰り返し遮られた」と円満に審議が行われたかのように伝えているが、実際にはジェンティーレ、ファリナッチ、バルボ、アルピナーティらによって「和解」への反対意見や慎重論が展開されたのである⁽⁸⁵⁾。「和解」が既成事実化され、大評議会が協定締結後に事後承認を強いられたことへの不満もさることながら⁽⁸⁶⁾、青年の「ファシスト化」を「全体主義」実現の中核と位置づけていた「黒シャツ」にとって、その妨げになりかねない「カトリック化」は容認できない性格のものだったのである。

こうして、青年／教育問題がファシストにとって重要課題として浮上しつつある時期に、同じ問題が「国家・教会関係」における争点としても顕在化したのである。しかも、依然としてムッソリーニが主導権を握っていたとはいえ、肥大した大評議会がムッソリーニの障害になりかねないことも明白になった⁽⁸⁷⁾。

ムッソリーニにとって、「和解」で得た威信は「頂上政治」の主導権を握る上で重要な資源である。従って、「和解」が破綻して威信が地に墜ちることは何としても避けなければならなかった。しかし、大評議会が肥大した今、反対派は発言力を高めており、彼らの反対論を完全に抑え込むことはできない。だからといって、彼らが公然と反対を唱えるのを放置してもムッソリーニの威信は揺らぐことになる。残された道は、「黒シャツ」の反対論が自らの方針に反するものではないかのように振る舞いつつ、「和解」を実現に導くことだった。

(84) Scoppola[1967(1973)] pp. 203-206 (『エドゥカツィオーネ・ファシスタ』誌)

(85) O.O.XXIII, pp. 1-2; De Felice[1968] p. 414; Binchy[1941(1970)] pp. 196-197. アルピナーティの反対については、Iraci[1970] pp. 106-108.

(86) 大評議会法は国家・聖座関係、領域変更を伴う条約はいずれも大評議会への諮問が必要だと定めていた

(87) 「大評議会内規案」と記された文書には、大評議会での表決は投票者の過半数の賛成が必要であると記されている。ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 7, <<1929 - VII>>, ins. B, <<8 aprile 1929 - VI>>

こうしてムッソリーニはヴァティカンに対して強硬姿勢で臨まざるをえなくなった。例えば、3月10日の演説では「国家は人民の精神の守護者であり伝道者でもある。」「市民を市民の徳に向けて教育するのは国家である」と、ヴァティカンと明らかに食い違う姿勢を見せている。また、5月から6月にかけてラテラーノ協定の批准が近づくと、ムッソリーニは再び強硬姿勢に転じる。5月13日の下院審議では「和解」によっても「ファシスト国家」の本質が損なわれないことを強調している。「国家のなかでは、教会は至上でも自由でもない。」「国家はカトリック的ではあるがファシスト的である。いや、本質的にはファシスト的でしかない。カトリシズムは補完である。」この演説にヴァティカンは反発し、6月7日の批准書交換前夜まで緊張が続くことになった⁽⁸⁸⁾。

肥大した大評議会を統率する武器として威信を手にしたムッソリーニは、その威信を保つために綱渡りを余儀なくされた。もし「和解」に代わる新たな問題が浮上すれば、再び綱渡りを強いられるかもしれない。そして、既にその兆候は現われていた。ボッターイとトゥラーティとの溝が広がる一方で、労組が再び勢いづいていたのである。

(4) ボッターイ／トゥラーティ同盟のきしみ

ボッターイ／トゥラーティ同盟の目指したロッセーニの総連盟の「裁断」は達成された。国制／経済制度改革の基本枠組も法制化された。では、「革命」はもう終わりなのだろうか。

では、革命は終わったのか？つまり、制度として、法として、体制として具体化されてしまったと、その歴史の周期は閉じてしまったと受け入れるしかないのか。

29年1月1日、法制面の成果について「全体としては、摂理にかなった構想の明確な枠のなかに落ち着いているように見える」と肯定的に評価した上で、ボッターイは「苦悩に満ちた」問いを『クリティカ・ファシスタ』誌上で提起している。彼によれば「革命」はまだ終わってはいなかった。「ムッソリーニの世代」は依然として血気盛んであり、「そ

(88) O.O.XXIV, pp. 5-16, 43-90, 98-108 (sp. 44, 90); Binchy[1941(1970)] pp. 201-220; De Felice[1968] pp. 428-436; Scoppola[1967(1973)] pp. 217-225. なお、13日のムッソリーニの演説ではキリスト教について「この宗教はパレスチナで生まれ、ローマでカトリック的になった」として、カトリックとローマ性とを結びつけている。ラテラーノ協定締結がファシストの「ローマ性」をめぐる議論にどのような影響を与えたのかについては、今後の検討課題としたい。O.O.XXIV, pp. 45-46; a. m. [Arnaldo Mussolini], 'Verità', P.I. (15 febbraio 1929).

の熱を鎮めるには、新たな事業が必要である。」その「事業」としてボッターイが選んだのが、制度を担う人間の問題、青年／教育問題である。

ファシスト・イタリアは、イタリア人がファシストになることを望んでいる。ファシスト法はある。では、もうファシスト法律家は生まれたのか？ファシストの学校はある。では、もうファシスト教師は生まれたのか？協同体経済はある。では、生産の世界には、真の協同体精神はもう生まれたのか？同じような、似たような問いが、科学・芸術などあらゆる精神活動にも当てはまる。こう答えられるだろう、部分的には、と。だが、大部分はまだ手つかずである。革命の進軍のための、果てしない地平が広がっている⁽⁸⁹⁾。

ボッターイにとっては、協同体全国評議会改革法案の作成と青年／教育問題が「果てしない地平」への第一歩だった。

トゥラーティはボッターイとは立場を異にしていた。少し後になるが、彼は労働憲章の解説書に次のように記している。

党のみが、職業カテゴリーにファシスト的な魂とメンタリティーを真の意味で付与できる。ある時はその幹部を供給して。またある時は、個々の組合活動の展開においてファシズムの政治的指針から組合がそれることのないように統制して⁽⁹⁰⁾。

ボッターイの国制／経済制度改革構想では、党や党系列の組合調整委員会が次第に軽視されるようになっていた。従って、トゥラーティとしては、党が「教育と意識の平面」だけでなく「個々の組合活動の展開」、つまり労使関係や経済運営においても重要な役割を果たせるように、組合分野での党の影響力回復を図らなければならなかったのである。そもそも、ボッターイは政府主導、トゥラーティは党主導の「ファシスト革命」を目指しており、2人の間には党と政府との棲み分けをめぐるズレが存在していた。「裁断」を達成した今、同盟が緩み始めるのは自然なことだった。

3月7日、ボッターイは協同体全国評議会と組合調整委員会の改革に関して報告を行う。大評議会はこの報告を賞賛し、各労使団体に草案をおろすことになった⁽⁹¹⁾。こうして組合

(89) Guerri[1976] p. 136; De Felice[1968] pp. 353-354

(90) *Ibid.*, p. 332; Morgan[1980] p. 507. この文章は労働憲章発布2周年にあたる4月21日前後のものと思われる。

(91) O.O.XXIV, pp. 4-5; Guerri[1976] p. 110

・協同体問題が具体的問題として浮上することになる。

24日の選挙の後にはボッターイが『ジェラルキア』誌に論説を發表し、議会と協同体全国評議会との関係を明らかにする。彼によれば、「協同体的な議院」は「[協同体の]政治的翻訳者(trasformatore)」である。他方、協同体全国評議会は「協同体間の結びつき」の場であり「国民の生産を規律する機関」である。そして、両者の関係は次のように定式化される。

各職業は、とくに、より純粋に政治的な機能を行行使するために協同体的議院に招集される。他方、彼らは、厳密に職業的な利益・技術・専門技能の機能については協同体評議会で行使する⁽⁹²⁾。

ここでは議会の権限は「純粋に政治的な機能」に限定されており、評議会の「利益・技術・専門技能の機能」への介入への言及はない。つまり、議会が政治面、評議会が技術面を担うという形で両者は棲み分けることになる。また、ボッターイは「純粋な政治代表は職能利益の有機的代表によって矯正される」として、ロッコ主導の政治代表改革は自らの主導する協同体全国評議会改革とセットでなければ完成しないと主張したのである。

協同体全国評議会改革法案は4月9日の大評議会で承認された。この法案では、政府首長が評議会の議長を務めること、協同体に与えられるべき権限が当面は生産部門に対応した7つの部会に委ねられること、生産・労働に関する法案作成権や集団経済関係・労使関係などに関する規範制定権が評議会に与えられることが規定された。また、党系列の中央組合調整委員会を中央協同体委員会に改組し、党書記長がその議長を務めることもこの法案に盛り込まれた。県組合調整委員会に関する報告も併せて承認され、労働・社会保障を管轄する県経済評議会第4部会の廃止、職業斡旋所に関する権限の県協同体(corporazioni provinciali)への付与、県協同体の長を党県連書記が務めることなどが決定された⁽⁹³⁾。

この決定では政府首長が協同体全国評議会の議長を務めることになっているが、これは評議会の意義を高めることにつながるものであり、ボッターイにとっては必ずしも不都合ではなかった。また、中央組合調整委員会も協同体全国評議会に組み込まれて政府機構になる。従って、この決議は、政府主導というボッターイの構想に反するものではなかった。

しかし、この決定では党が中央協同体委員会の運営に積極的に関与することが定められ、新設の県協同体も党に委ねられることになっていた。これはむしろトゥラーティの構想に

(92) Perfetti[1988] pp. 418-421. Cf. 'La riforma del Consiglio delle Corporazioni illustrata da S. E. Bottai', P.I. (17 Marzo 1929).

(93) O.O.XXIV, pp. 29-30.

近い。

実は、トゥラーティは書記長就任3年を目前にした3月19日に突如辞表を提出している。従来の研究では、ムッソリーニとの政策面での不一致や、ファリナッチらによる攻撃が辞表提出の理由とされてきた⁽⁹⁴⁾。だが、念願の組合政策が俎上に上ったこの時点で辞任するというのも、考えてみれば奇妙な話である。本稿では、トゥラーティがボッターイ主導で進む国制／経済制度改革に不満を抱き、ムッソリーニが受理できないことを承知の上で辞表を提出したのだと解釈しておく。実際、ムッソリーニは、副書記スタラーチェの党書記への昇格を一旦は考えたものの、最終的にはトゥラーティを慰留するしかなかった⁽⁹⁵⁾。トゥラーティは辞任を切り札にして、ボッターイに対する巻き返しに成功したのである。

党書記長が辞表を賭けて協同体次官に対抗するというのは尋常な事態とは言えない。だが、当面はこの対立は表面化しなかった。それは労組が必ずしも従順ではなかったからである。

(5) 工場信任委員問題

「裁断」直後に、労組の一部からは反労組の動きに対抗するために「ローマ進軍」を求める声が上がった。ロッソーニは未だ時期尚早だとして、表向きは、「裁断」によって労使団体の「同質性」が確保されたことを評価しているかのように振る舞っていた。だが、実際には、彼は「裁断」への不満を隠していなかった。彼によれば、経済の世界は「自生的な鉄の法則」によって規律されており、「経済問題の内部で恣意的に法を定める」のは望ましいことではなかった。そのため、ロッソーニの議論では協同体はあくまでも労使の「相互統制や内部調整」の場として位置づけられており、協同体省の出る幕はなかった。同様に「国家」も組合を規律する主体というよりは、組合がそのなかで活動する何らかの場のような扱いである。しかも、「国家」における経済団体の位置づけを決定するのは「ファシズム」であって、党や協同体省といった特定の機関ではなかった。このようにロッソーニの考えはボッターイの構想の対極にあった。そして、組合政策の分野から遠ざけられ

(94) De Begnac[1950] pp. 452, 497-498; De Felice[1974] p. 200-201

(95) *Ibid.* 後任不在以外の慰留の理由としては、ヴァティカンへの接近を主導していたトゥラーティを解任することが「和解」に悪影響をもたらしかねなかった(Pollard[1985] p. 135)、国制改革の面で重要な時期なので書記長交替を見合わせた(Pombeni[1984] p. 225)などの要因が指摘されている。

たとはいえ、労組におけるロッソーニの威信は依然として大きかったのである⁽⁹⁶⁾。

その労組が失地回復のために照準を合わせたのが工場信任委員 (*fiduciari di fabbrica*) 問題だった。4月上旬、ミラノの金属工労組は全工場への工場信任委員の設置を決定した。25年に労使間で締結されたヴィドーニ館協定は、労組が工場内部に活動拠点を置くことを認めていなかった。このため、労組は労働協約の履行を確保するための手段を奪われていた。そこで、労組は労働者の利益の実効的保護に不可欠な制度として工場信任委員の承認を要求し続けており、29年初めには「裁断」の失地回復を図った組合が各地で工場信任委員を事実上活動させていた。党県連書記ジャンパオリ (*Mario Giampaoli*) が労働者への浸透の拠点として組合の「企業内グループ」 (*gruppi aziendali*) の建設を推進していたミラノは、工場信任委員をめぐる争いの最前線だったのである。29年4月にはジャンパオリが党から除名されたものの、工場信任委員を求める動きは収まらなかった⁽⁹⁷⁾。

このような労組の要求は直ちに否定されたわけではなかった。ボッターイは4月27日にナポリ経済学大学で行った演説で宥和的な姿勢を示した。「では、どうして諸君は、組合組織体の指導階級を改善しようとししないのか？」前年3月の演説では、こうして組合幹部のページに話が移った。ところが今回はそうではない。ここで問題となるのは専ら組合幹部の養成である。組合幹部は失業者が金目当てで就く職ではなく、「道徳的・知的威信に満ちた職業」でなければならない。「科学的思索と実践的精神」は相互補完の関係にあり、組合の指導階級は学界と連携する必要がある⁽⁹⁸⁾。このように、ボッターイは明らかに労組との連携を掲げていた。

他方、ムッソリーニも労組に好意的だった。4月1日には工業界の賃下げ要求を批判して、彼らの考える協調は「縄と死刑囚との間の協調」のようなものであるとトゥラーティ

(96) De Felice [1968] p. 336-337; Cordova [1980a] p. 395; Id. [2005] pp. 103-104; 福田 [2000] 42 頁; Lyttelton [1973] pp. 348-349; Perfetti [1988] pp. 403-407. アルナルドは1月24日の『ポーポロ・ディターリア』でファリナッチの『レジメ・ファシスタ』紙の組合観を「古臭い煽動的な考え」と批判しており、ファリナッチとロッソーニとの結びつきにも変化がなかったことが窺える。a. m. [Arnaldo Mussolini], 'Sui binari', P. I. (24 Gennaio 1929).

(97) De Felice [1968] pp. 337-340, 352; Lupo [2000] pp. 293-300; Aquarone [1965] pp. 122-123; Spinosa [1981] pp. 57-58; Tannenbaum [1972] p. 63; De Grazia [1981] pp. 90-91 (邦訳、156-157頁); ACS, SPDCR, b. 36, fasc. 242/R, <<Missione dell'On. Achille Starace (Milano-fascismo)>>.

(98) Bottai [1965] pp. 131-133. ボッターイ自身は28年11月にピサ大学教授(協同体政治・経済)に就任しており、「科学的思索」「教壇」の側に属していた。Malgeri [1980] p. 108. 28年3月15日に下院で行った演説は、Bottai [1929] pp. 24-27, 227-230.

に書き送っている⁽⁹⁹⁾。労組に好意的な風潮を懸念した工業界は、5月上旬、協同体主義を盾にとってムッソリーニに直訴を試みざるをえなかった。

実際のところ、工場信任委員の創設は労働者組合を一連の工場ごとの組合に解体してしまう。そうなれば、使用者組織は無に帰してしまうだろう。[中略] 公法人である組合を権力の源泉としている人物が工場に存在する。使用者に対する同僚の労働者側国選弁護人が存在する。[中略] こうなればドゥーチェが定められた原理、「工場には唯一のヒエラルヒー、技術のヒエラルヒーしか存在してはならない」は無になる⁽¹⁰⁰⁾。

だが、工業界の懸念は杞憂だった。ムッソリーニは工場信任委員の設置を推進したわけではなかったのである。そもそも、彼には工場信任委員の導入に与すべき理由はなかった。たしかに、ムッソリーニは使用者の非協力的な態度に不満を抱いてはいたが、彼らと衝突するつもりはなかった⁽¹⁰¹⁾。また、組合の情報収集活動を強化すれば、内務省をはじめとする他の政府機構との摩擦を招きかねなかった。その上、「裁断」後も労組の力は必ずしも衰えておらず、ここで彼らの要求を追認すれば、労組を必要以上に強大化させることになってしまう。このような展開はムッソリーニにとっては望ましくなかった。

他方、ポッターイとトゥラーティが工場信任委員の設置を積極的に推進した形跡もない。彼らも組合が単なる機械的な執行機関になることを望んでいたわけではなく、むしろ組合の自発性を積極的に評価していた。但し、彼らの考えでは、組合幹部は内面から規律されて政策執行を担うことになっていた。このようにポッターイとトゥラーティは組合の統制と活性化を同時に追求していた⁽¹⁰²⁾。だが、労組が勢いづいている状況では、彼らは労組の統制を優先せざるをえなかった。6月初めにミラノを訪れたトゥラーティは「協同体的な組合体系」の下では「あらゆる利己主義的な利益の動機は、より高次の国民的利益の意識のなかに落ち着き」、労使の「軋轢」は解消されると論じ、労使双方に自制を求めた。ポッターイも下院での演説で社会主義的な組合組織とファシスト的な組合組織の最大の違いは「私的イニシアティブの優位」を認めることであると述べ、使用者寄りの姿勢を示し

(99) De Felice[1968] p. 453

(100) *Ibid.*, pp. 338-340

(101) *Ibid.*, pp. 338-340.

(102) De Felice[1968] p. 197. 統制と活性化の矛盾はファシズム全般について指摘されている。Germani[1970] pp. 343-344, 359

たのである⁽¹⁰³⁾。

だが、労組の勢いはとどまるどころを知らなかった。7月1日にミラノで開かれた労組の大会では、「企業の格子戸の外に組合が閉め出されない」ようにするために工場信任委員の公認を求める声が上がったのである。工業労働者連盟機関紙の『ラヴォーロ・ファシスタ』も、各地で工場信任委員に対して行われている脅迫や解雇を非難している⁽¹⁰⁴⁾。

このような動きを承けて、ムッソリーニは4月に見せた親労組の態度を一変させた。7月6日の中央組合調整委員会で、彼は工場信任委員の設置要求が「もっぱら煽動的」であると断じて労組を非難したのである。

大衆が管轄機関に自分たちの問題を報せるのが、数の重みによるということがあってはならない。そうする必要はない。それを感知し流れにのせるのは、やはり然るべき情報機関（知事・警察署長・国家治安警察など）である⁽¹⁰⁵⁾。

ムッソリーニによれば情報収集は内務省の治安機関が行えば十分であり、組合がそのような任務を担う必要はなかった。こうして、ムッソリーニは工場信任委員制度の導入を明確に否定したのである。

他方、ボッターイとトゥラーティは組合が政策執行や情報収集において積極的な役割を果たすことには必ずしも反対ではなかった。例えば、ボッターイはミラノの労組大会で「労働協約の侵犯は国家の何らかの法の侵犯と同じ」だとして、使用者の協約違反を批判する労組を擁護している。トゥラーティも、使用者が党を「たんに彼らの利益に供するもの」と見なしていることに不快感を表明した⁽¹⁰⁶⁾。

だからといって、彼らが工場信任委員の設置を積極的に推し進めたわけではなかった。仮にムッソリーニの意向に反して労組を擁護しても、労組が自分たちの思い通りに動くとは考えにくい。しかも、工場信任委員問題を主導したミラノの党・労組に対しては大規模なパージが行われたばかりであり、7月10日にはムッソリーニが自らミラノでパージの

(103)'Le forze politiche e sindacali del Fascismo milanese passate in rassegna del Segretario del Partito', P.I. (4 Giugno 1929); 'Il bilancio delle Corporazioni approvato alla Camera', P.I. (5 Giugno 1929).

(104)De Felice[1968] pp. 337-338; De Grazia[1981] pp. 90-91 (邦訳、156-157頁).

(105)Aquarone[1965] pp. 148-149;. De Grazia[1981] p. 91 (邦訳、157頁).

(106)De Felice[1974] p. 135; De Grazia[1981] pp. 68, 91 (邦訳、117、157-158頁); Rosenstock-Franck[1934] pp. 164-165

完了を宣言し、党幹部に一掃の綱紀肅正を求めている⁽¹⁰⁷⁾。この段階では、むしろムッソリーニの方針を支持して、労組への規律を強化する方が得策だったのである。

8月に労組側の要求は頂点に達するが、ムッソリーニの弟アルナルドが労組攻撃の先頭に立ち、ポッターイとトゥラーティの支持も得られない以上、労組に勝ち目はなかった。9月9日の中央組合調整委員会の決議によって工場信任委員は原理・実践ともに最終的に否定されることになったが、この動議の提案者となったのはほかならぬポッターイとトゥラーティだった⁽¹⁰⁸⁾。規律を組合活性化の前提としていた彼らは、結局、組合の規律を優先せざるをえなかったのである。

こうして、工場信任委員問題は終結した。だが、ムッソリーニの悩みの種は消えていなかった。ポッターイもトゥラーティも工場信任委員を積極的に支持はしなかったものの、依然として労組の執行機能を積極的に評価はしていた。他方、工場信任委員問題が決着したため、組合調整委員会の改革で明らかになったポッターイとトゥラーティの対立が再び先鋭化する可能性もあった。新たな争点が噴き出せば收拾不能になり、自らの威信も危うくなるかもしれない。早急に手を打たねばならなかった。

第4章では、29年9月の内閣改造までの「頂上政治」の展開について、国制／経済制度改革と「和解」に着目しながら検討した。国制／経済制度改革ではファシスト労組の位置づけが争点になり、協同体次官ポッターイと党書記長トゥラーティは最終的にファシスト労組の頂上団体の「裁断」に成功した。だが、28年12月に成立した大評議会法は労組の影響力を奪うものでも、政府首長の優位を確立するものでもなかった。この法律によって大評議会が肥大した結果、「頂上政治」は新たな不安定要因を抱え込むことになったのである。そのような状況で行われた教皇庁との「和解」により、ムッソリーニの威信は頂点に達した。だが、大評議会では「和解」への反対論が繰り広げられた。ムッソリーニは

(107) O.O.XXIV, pp. 123-125

(108) Aquarone[1965] pp. 122-123; Id.[1965(1974)] pp. 247-248; De Felice[1968] pp. 340-341; a.m. [Arnaldo Mussolini], 'I fiduciari di fabbrica', P.I. (13 Agosto 1929); Id., 'Ancora dei fiduciari', P.I. (17 Agosto 1929); Id., 'Sempre dei fiduciari di fabbrica', P.I. (23 Agosto 1929); 'Politica sindacale e fiduciari di fabbrica', P.I. (18 Agosto 1929); 'Sui fiduciari di fabbrica', P.I. (24 Agosto 1929); 'I fiduciari di fabbrica nel pensiero di "Critica Fascista"', P.I. (25 Agosto 1929); 'S. E. Bottai presiede a Pescara un Convegno dei Sindacati abruzzesi', P.I. (27 Agosto 1929); 'La questione dei fiduciari di fabbrica. Il pensiero degli industriali', P.I. (8 Settembre 1929); P.I. (10 Settembre 1929); 'I dirigenti dei Sindacati dei lavoratori pienamente soddisfatti delle decisioni del Comitato intersindacale', P.I. (12 Settembre 1929).

「和解」が頓挫しても「黒シャツ」の統率に失敗しても威信が損なわれる状況に追い込まれ、綱渡りを余儀なくされた。さらに、トゥラーティとボッターイの関係の悪化や、労組の活性化など懸念すべき材料も見られるようになっていた。

このような事態に対処するためにムッソリーニが着手したのが内閣改造である。彼はその後、政府首長独裁の法制化にも成功し、懸案をすべて解決したかに見える。だが、情勢の変化によって事態はムッソリーニの思惑を超えて動き出すことになる。

では、そのとき一体何が起きたのか。サブリーダーたちはどのような状況に置かれ、そしていかなる行動に出たのか。これが次章で扱うテーマである。

第5章 青年／教育問題の浮上

本章では、前章に引き続いて中央の政治過程を取り上げる。第1節では、まず1929年9月の内閣改造と12月の大評議会法改正に込められたムッソリーニの狙いについて説明する。そして、サブリーダー、「黒シャツ」、カトリック勢力にとっての青年／教育問題の重要性を確認し、それが争点として浮上したことを明らかにする。続いて第2節では、最初に新しい党書記ジュリアーティの下でファシスト党に生じた変動と、ファシズムを取り巻く環境の変化について検討する。そして、青年／教育問題と組合問題をめぐって「国家・教会関係」が危機に陥った経緯について考察する。その上で、31年5月の「危機」においてムッソリーニが果たした役割について解釈を提示し、ムッソリーニの行動が威信を支える論理によって制約を受けていたこと、政府首長独裁路線が限界に直面したことを明らかにする。

国立中央文書館所蔵のドゥーチェ特別秘書文書と「ムッソリーニ個人文書」、議会議事録が本章で使用する主な史料である。

第1節 国制／経済制度改革から青年／教育問題へ

(1) 「ファシズムをいっそう強調した政府」——1929年9月の内閣改造——

工場信任委員問題の決着から3日後の9月12日は、ダンヌンツィオ(Gabriele D'Annunzio)のフィウメ遠征の10周年の記念日に当たる。この12日にムッソリーニは内閣改造を行い、兼任していたポストのうち内相以外のすべての閣僚から退き、次官や前次官を昇格させた⁽¹⁾。従来、ムッソリーニは閣僚を兼任することによって政府機構を確実に掌握しようとしていた。だが、大評議会法によって政府首長の権限は強化され、「和解」

(1) この改造については、O.O.XXIV, pp. 169-171; De Felice[1974] pp. 132-276 (sp. pp. 132-134); 'Rinnovamento organico e profondo nella compagine del Governo', P.I. (13 Settembre 1929). 留任は、首相・内務：ムッソリーニ、司法：ロッコ、財務：モスコニー、通信：C. チャーノ。ムッソリーニが兼任をやめて次官が昇格したのが、外務：グランディ、植民地：デ・ボーノ、陸軍：ガッゼラ(Pietro Gazzera)、海軍：シリアンニ(Giuseppe Sirianni)、空軍：バルボ、協同体：ボッターイ。ムッソリーニが兼任をやめて前次官が就任したのが、公共事業：ビアンキ。全くの新任は、国民教育：ジュリアーノ、農林：アチェルボ。なお、ジュリアーティ公共事業相が下院議長に転出したため、公共事業相は4月30日以降ムッソリーニが兼任していた。

によってムッソリーニの威信が高まるなど、資源の状況は大きく変化していた。このため、ムッソリーニは兼任に固執する必要がなくなっていたのである。

但し、ムッソリーニは 14 日に行った知事向けの訓辞で警察・国防義勇軍・国務院の政府首長直轄化など、政府首長の権限強化をも唱えていた⁽²⁾。彼にとっては政府機構は依然として重要な資源であり、要となる機関は直接掌握していなければならなかったのである。

この改造によってできた新内閣について、ムッソリーニは 14 日の知事向けの訓辞で「ファシズムをいっそう強調した政府である」と述べている⁽³⁾。これまでムッソリーニの兼任によって保たれていた均衡は内閣改造によって大きく崩れた。前内閣に加わっていた「黒シャツ」は「体制の名士」であるムッソリーニと C.チャーノだけであった。しかし、新内閣には「ローマ進軍四天王」のビアンキ、バルボ、デ・ポーノとグランディ、ボッターイ、アチェルボ(Giacomo Acerbo)が加わり、「黒シャツ」色が際だっている。

但し、多くの省で次官が大臣に昇格しているため、内閣の顔ぶれに実質的には変更はない。つまり、新内閣は「強化はされるがファシスト的」であり、従来の路線に変更はないのである⁽⁴⁾。また、陸相・海相を軍人に委ねるとともに訓辞で軍部 3 省の統合を明確に否定し、軍に対して現状維持を保証していることも見逃せない⁽⁵⁾。

では新内閣の課題は何か。14 日の訓辞では、国土総合改良事業(bonifica integrale)と失業対策としての公共事業が冒頭で重要課題として挙げられている。従って、新内閣にとって農林・公共事業の 2 省が重要なことは明らかである。このうち、公共事業省は主に南部開発を担当する機関であり、大臣には南部出身のビアンキが起用されている⁽⁶⁾。

他方、農林省は国民経済省の改組によって 12 日に生まれた新官庁である。この措置に伴い、総合土地改良事業は公共事業省から農林省に移管された。新設の農林省は重点官庁として位置づけられ、新大臣のアチェルボ、国土総合改良事業担当次官のセルピエーリ(Arrigo Serpieri)ら農業経済の専門家が配された。また、国民経済省の所管事項は各省に

(2) O.O.XXIV, p. 139

(3) *Ibid.*, pp. 137-139

(4) ロッコとモスコニーの留任は法典改正、財政再建が引き続き懸案であるためとされる。De Felice[1974] pp. 133-138. この改造の評価については、*Ibid.*, pp. 132-276 (sp. pp. 132-134).

(5) O.O.XXIV, pp. 138-139.

(6) *Ibid.*, pp.133-135. 国土総合改良事業については、BP, a. 2, n. 3, pp. 103-130; Castronovo [1975] pp. 276-283; Lupo[2000] pp. 335-351; Castronovo[1995(2006)] pp. 269-271; De Felice[1974] pp. 142-146. 公共事業省と南部については、Giuriati[1981] pp. 197-198.

移管され、労働・保険が協同体省、水力発電が公共事業省に割り振られることになった⁽⁷⁾。こうして協同体省の権限は強化され、ムッソリーニも「協同体省は新たな機能が移り強化される」と訓辞で明言している。協同体省の主導権確立のためのボッターイの闘いは国民経済省の解体という形で、彼の勝利のうちに幕を閉じたのである。

12日にはもう1つの省庁再編も実施されていた。この日、公教育省 (Ministero della Pubblica istruzione) が国民教育省 (Ministero dell'Educazione nazionale) に改称されたのである。そして、党機関だった国民バリッラ事業団が国民教育省に移管され、バリッラ総裁のリッチは新設の身体・青年教育担当次官として引き続きバリッラの指揮を執ることになった。バリッラ移管の意義について、ムッソリーニは訓辞のなかで次のように述べている。

この決定により、最も明確な形で1つの原理を再確認したかったのだ。国家は人民を教育する (educare) 権利だけではなく義務をも有する。そしてそれは人民を知育 (istruire) する義務だけではない。結局のところ、このようなことは私企業に請け負わせてしまってもよいくらいなのだ⁽⁸⁾。

従来の研究では、国民教育省への改称とバリッラ移管は教会に対して青年教育独占の意思を表明したものであると解されてきた⁽⁹⁾。実際、14日の訓辞ではヴァティカンへの恫喝が大きな比重を占めている。29年夏以降はカトリック活動団が活性化し、9月上旬のカトリック学生大会ではカトリック活動団とファシスト組合との重複加入禁止を求める声が高まった。9月12日には教皇大使がムッソリーニに対して、イタリア王国によるローマ占領を記念する法定祭日 (9月20日) への遺憾の意を表明している。このような展開をうけて、14日の訓辞でムッソリーニは「教会と国家との闘争」を批判し、「聖職者はイタリア国家のなかにあり」「教区司祭は我々の人民の子」であることを強調している。「政

(7) O.O. XXIV, pp. 138, 160-161; 'Riordinamento di servizi per la trasformazione del Ministero del E. N.', P.I. (14 Settembre 1929); 'Il riordinamento dei servizi e le attribuzioni dei Ministeri dell'Agricoltura e delle Corporazioni', P.I. (2 Ottobre 1929). アチェルボについては Buccomino [1990a] pp. 79-80. セルピエーリに関しては Lepre [1980]; 新谷 [2014] 82 頁。

(8) O.O. XXIV, p. 138. 「教育」が人格的要素の一切を含むのに対し、「知育」は実生活に役立つ知識・経験の伝授という限定的な意味である。小谷 [1995-96] (一) 138 頁。

なお、これに先立ち 29 年 8 月 9 日の緊急勅令により、バリッラ事業団が地方公共団体による身体教育を統制・指導することが定められる。AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 2, discussioni, pp. 1418-1423

(9) Germino [1959] pp. 63-64; Tannenbaum [1972] pp. 158-159; Pollard [1985] p. 129

府には力があり、理念があり、新世代のファシスト教育によって保証された未来がある」以上、ヴァティカンに頼る必要はない。「我々は我々さえいれば事足りる」⁽¹⁰⁾。

だが、この措置は教会だけを標的にするものではなかった。青年／教育問題はトゥラーティにとっても重要な問題だったからである。彼はポッターイに譲歩した際も「教育と意識の平面」だけは党の役割として死守しようとしていた。つまり、トゥラーティの構想では青年／教育問題に関する執行機能は党の本質的役割だった。従って、青年／教育組織の中核であるバリッラを党から奪う措置は、トゥラーティの構想を根底から覆すものだったのである⁽¹¹⁾。

このことは 14 日の訓辞の、党に関する箇所であらう明確にされている⁽¹²⁾。ムッソリーニによれば、「大衆を抱えた党」は「体制の毛細管組織」として至るところで「使徒の仕事」を行い、「国家の権威に、自発的な合意や計り知れない量の信仰をもたらす。」党の執行機能は青年／教育問題以外ではむしろ積極的に称揚されているかに見える。だが、「国防義勇軍が国家の命に従う武装勢力(*una forza armata*)であるように、党は国家の命に従う自発的な文民勢力(*una forza civile e volontaria*)にすぎない」のであって、「従って、国家に従属的に協力しなければならない。」そのために、「今後は、国民ファシスト党の書記は、私の提案により勅令で任命されることになる。県連書記は、国民ファシスト党書記の提案により政府首長令で任命される。」ムッソリーニは国防義勇軍が政府首長直轄化の対象になるとしていたが、党も義勇軍と同じ道をたどり、政府首長直轄の機関に転落することになったのである。

この訓辞で、ムッソリーニは「国家への従属」の論理を用いて、党の指針設定機能や自律性を掘り崩している。その上、党書記長が大評議会でもドゥーチェでもなく、政府首長に指名されることになれば、党は人事の面でも完全に自律性を失うことになる。トゥラーティは党書記長が内務次官を兼任することによって政府に対する党の優位を確立しようと

(10) O.O.XXIV, pp. 135-136; Setta[1998] pp. 17-21. 但し、ムッソリーニ自身は教会との衝突を回避するように 8 月 24 日に知事とトゥラーティに通達を発している。O.O.XLI, p. 331. 9 月 20 日の祭日については、藤澤房俊[1997] 170-179 頁.

(11) ジェルミーノはリッチの留任などに着目して、党とバリッラとの関係はしばらくは従来通りだったとしている。Germino[1959] pp. 63-64

(12) O.O.XXIV, pp. 141-143.

企てていたが⁽¹³⁾、党の自律性を重んじるトゥラーティの構想は挫折を余儀なくされたのである。

とどめの一撃が訓辞におけるトゥラーティ礼賛である。「同志アウグスト・トゥラーティの最大の功績は、国民ファシスト党のなかに国家のドクトリンを実現したことである。」しかも、ムッソリーニは「安楽椅子も年金も求めずに」「一兵卒に戻る」とした3月のトゥラーティの辞表を「完全なファシスト・スタイル」と評価して紹介する⁽¹⁴⁾。トゥラーティは自らの構想と正反対の政策の功労者として称えられたのである。こうして、彼は抵抗の道を断たれたばかりか、いざというときには潔く辞任するしかない状況に追い込まれた。

9月12日の改造と機構改革はトゥラーティの構想を葬り、彼自身の抵抗の可能性をも奪うものであった。ムッソリーニ自身は、ロッコによる政府機構の強化が機能している以上、トゥラーティの構想は無意味だったと回想している⁽¹⁵⁾。だが、ムッソリーニが3月にトゥラーティの後任として考えたのは、彼と同様に党の執行機能を重視するスタラーチェだった。つまり、ムッソリーニは3月の時点では党が広く政策決定・執行に携わることを認めていた。だが、その後に事情が変わり、9月にはトゥラーティの路線を否定することになったのである。

その理由となるのがボッターイ／トゥラーティ同盟の脅威だった。両者がともに労組と手を結んだとしても、逆に両者が反目に至ったとしても、「頂上政治」を揺るがす事態になりかねなかった。だが、ボッターイとトゥラーティが率先して労組を抑え込んだ今、彼らが労組と結びつくことは当面ない。秋に大評議会が開かれる前に、ここで2人を分断するのが最も効果的だったのである。そのためには、2人の構想の「ズレ」を的確に突く必要があった。そして、党・政府関係が2人の「同盟」の「アキレス腱」だったからこそ、ムッソリーニはそこに切り込んだのである。党は自律性を奪われ、バリッラという重要な組織をも失う。しかも、4人いた党副書記からはアルピナーティとリッチが政府に登用さ

(13) De Bagnac[1950] pp. 460-461, 493; De Felice[1974] p. 202; Morgan[1980] pp. 512, 558. 28年11月下旬の「下院の噂」と題する報告には「トゥラーティ：内相に就任するだろう。ドゥーチェは自らの手で選挙を実施することを望んでいない」と記されており、ムッソリーニが選挙前に内相の座をトゥラーティに譲るとの観測が浮上していたことが窺える。'VOCI DI MONTECITORIO dal 21 al 27 nov. 1928 VII', ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati Augusto>> soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

(14) O.O.XXIV, p. 140. cf. De Bagnac[1990] p. 473

(15) De Bagnac[1990] pp. 469-470

れ、その後任は補充されなかった⁽¹⁶⁾。他方、政府には多くの「黒シャツ」が閣僚や次官として登用され、党上層部は政府上層部に比べて著しく弱体化することになった。こうしてムッソリーニはトゥラーティの影響力を奪い、ボッターイとトゥラーティの「同盟」を解体することに成功した⁽¹⁷⁾。

だが、この改造によって大評議会の肥大はむしろ頂点に達した。兼任していた閣僚からムッソリーニが退くことにより、次官からの昇格組が閣僚の資格で大評議会に出席できるようになったからである⁽¹⁸⁾。けれども、大評議会の規模がさらに拡大すれば、「和解」後に顕著になったように大評議会がムッソリーニの行動を制約するおそれがあった。それゆえ、内閣改造は大評議会の肥大を抑える措置とセットで行う必要があった。こうして、大評議会法の改正が浮上することになったのである。

(2) 大評議会法の改正

14日の訓辞でムッソリーニは大評議会にも言及している。

より重要なのは大評議会の構成を変えることである。[構成員の人数は] 現在 52 名であり、明日にはさらに増えるかもしれない。内密に議論し決定しなければならない組織体としては、あまりに多すぎる。これでは首脳(capi)の集まりではなく団体(corpi)の集まりである。政府、党、組合が完全に代表されるのは無駄なことだ。効率的で、

(16) 党副書記の一覧は De Bernardi/ Guarracino[1998] pp. 613-614. 副書記の人数減少はポンベニも指摘しているが、彼は 30 年 10 月のトゥラーティ退任時に減員が行われたと誤解している。Pombeni[1984] p. 226. ムッソリーニの 14 日の訓辞をトゥラーティ解任の可能性を示したものとする解釈として、De Begnac[1950] p. 460.

(17) トゥラーティは 11 月 20 日のムッソリーニ宛の書簡で大学義勇軍総監職の辞任を願い出ている。これは「自分の私的な職業活動に専念するとともに、党書記の職を辞するという貴殿への約束を再確認(mantenere)したいという願い」から出たものだと書簡には記されているが、この辞表には党書記を辞任するとは書かれていない。トゥラーティはムッソリーニが引き合いに出した 3 月の時点での「辞意」を「再確認」はしているが、直ちに党書記を辞任しようとは思っていなかったのである。Lettera di Turati a Mussolini (20 nov. VIII), ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati Augusto>> sotf. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

(18) 但し、新陸相ガッゼラと新海相シリアンニ以外は内閣改造以前から大評議会構成員だった。1 月の大評議会構成員任命については、Aquarone[1965] p. 160.

しかも真に内密であるためには、参謀本部の構成員を最小限に抑える必要がある⁽¹⁹⁾。

前年に行われた大評議会法の政府趣旨説明では、大評議会が「国家のなかに存在する様々な組織の合議体的総合」、すなわち「団体の集まり」であることが肯定的に評価されていた。だが、ボッターイたちの公的地位・威信と労組の組織力が結びついた場合の影響を最小限に抑えるには、ボッターイとトゥラーティとを切り離すだけではなく、大評議会を「団体」の影響を受けない自律的な場に変容させ、「頂上政治」における労組の影響力を削る必要があったのである。

14日の訓辞では大評議会改革がどのように行われるのかは具体的には示されていない。だが、この演説では政府首長の権限強化が謳われていた。従って、大評議会改革も政府首長の権限強化の方向で行われる公算が大きかった。

大評議会法の改正は9月30日の大評議会で審議された。ムッソリーニは現構成員の名簿から残すべき者を19名選び、それをもとにして原案を作成させた。原案では首相・党書記・「四天王」・外相・司法相・内相・協同体相・上院議長・下院議長、そして使用者代表1名(Un rappresentante)・労働者代表1名のみが参加者とされたほか、「党書記の任命は首相、ファシズムのドゥーチェに、全国指導部構成員の任命は党書記に留保される」とされていた⁽²⁰⁾。

この原案を承けて作成された大評議会決議では、大評議会が「革命の頭脳と心臓」であり続けるために56人のメンバーを約20人に削減すると述べられていた。役職上の参加者は主要閣僚・両院議長、党書記・副書記、農業・工業の労使団体の会長、アカデミー総裁と規定された。除外されることになったのは、主要でない閣僚、首相府次官、書記長・副書記以外の党全国指導部構成員、農業・工業以外の9団体の会長、協同組合全国協会会長、ファシスト文化協会会長、国民バリッラ事業団総裁、国防義勇軍総司令官、国家防衛特別裁判所長官である。また、任期3年の構成員の資格は28年法の「ファシスト革命の大義と国民に対して大いに勲功のあった者」から「1922年以降の政府構成員と元党書記、革

(19) O.O.XXIV, p. 143

(20) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 7, <<1929 - VII>>, Ins. C, <<1 ottobre 1929 - VII>>; O.O.XXIV, p. 151. 本稿では議事日程に付されているタイプ打ちの書類を「原案」、ムッソリーニ直筆と思われるメモを「修正案」と呼ぶ。このほかに大評議会決議が存在する(O.O.XXIV, pp. 385-386)。原案・大評議会決議が箇条書きに近いのに対して、手書きメモは条文の形式で書かれており、表現・内容ともに最終成文に近い。そこで本稿では、①原案、②大評議会決議、③修正案の順に作成されたものとする。

命における傑出した人物」に変更されている⁽²¹⁾。

その後のムッソリーニ直筆と思われる修正案では構成員に関する根本的な修正は行われていない。しかし、この修正案では党書記が「ファシズムのドゥーチェ、政府首長」の提案に基づいて勅令で、全国指導部構成員が党書記の提案に基づいて政府首長令で任命されるとの規定や、党書記の閣議への参加に関する規定など、党の位置づけに関わる条項が具体的に盛り込まれている⁽²²⁾。

大評議会法の政府原案は11月6日の閣議で承認された。「主要閣僚」の参加については、外務・内務・司法・財務・国民教育・農林・協同体の各大臣が参加資格を持つことが明確にされ、参加できる閣僚が大幅に増加した。また、大評議会決定の段階で排除された国防義勇軍総司令官、国家防衛特別裁判所長官の参加が政府原案の段階で復活している。他方、党と労使団体の代表は大幅に削られることになり、ファリナッチ（党書記長経験者）やジェンティーレ（ファシスト文化協会会長）など、「和解」に異を唱えたサブリーダーが排除される公算も強まった。さらに、党書記が政府首長の提案により勅令で、全国指導部構成員・県連書記が党書記の提案により政府首長令で任命されることも明記された。こうして、党の人事に関する権限は政府首長に移り、大評議会は一切の人事権を失うことが確定したのである⁽²³⁾。

法案は11月28日に下院に上程される。12月5日の委員会報告では「国民ファシスト党の国家への挿入を仕上げ完成させること」がこの法案の目的だとされている。「党は体制のあらゆる機能のなかに存在する精神的な酵母である」が、「完全に国家機関になる。」翌6日、下院本会議は原案を承認し、上院も13日に法案を無修正で承認する⁽²⁴⁾。

(21) *Ibid.*, pp. 151, 385-386

(22) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soif. 7, <<1929 - VII>>, Ins. C, <<1 ottobre 1929 - VII>>

(23) O.O.XXIV, pp. 159-160. 29年9月末現在の全国指導部構成員は10名だったが(*Ibid.*, p. 386)、改正案で大評議会への参加が認められたのは正副書記の3名のみである。党とゆかりの深い国防義勇軍・国家防衛特別裁判所からの参加は復活したが、これによって党の発言力低下を挽回できるものではなかった。Pombeni[1984] p. 212. なお、国防義勇軍総司令官はムッソリーニが兼任していた。

(24) AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 2, discussioni, pp. 1416-18; BP, a. 3, n. 3, pp. 41-47; Aquarone[1965] pp. 501-504; 'Il Partito organo dello Stato', P.I. (17 Dicembre 1929); 'Il Direttore nazionale del Partito ed il Consiglio dei Ministri', P.I. (8 Novembre 1929)

大評議会法改正案の議会通過を承けて、20日に党規約の改正が公布された⁽²⁵⁾。新たな党規約の特徴としては2つの点を挙げるができるだろう。

第1の特徴は党の「国家機関」化が強調されていることである。26年の党規約の前文は「ファシズムは国民に仕える義勇軍である」という文章で始まっていた。29年10月29日の党『公報』に規約改正案が掲載された時点では、前文の書き出しは次のようなものだった。「国民ファシスト党は国民(Nazione)に仕える文民の義勇軍(*una milizia civile*)である。」ところが、ドゥーチェ特別秘書文書にはこの『公報』の「国民」を手書きで「国家」(Stato)に修正した文書が残されている。そして、最終的には前文の書き出しは「P. N. F. は国家に仕える文民の義勇軍である」という形に変更されたのである。ムッソリーニは国家至上主義によって政府の優位を確立しようとしてきたが、29年の党規約はその端的な現れだったのである⁽²⁶⁾。さらに、全国指導部会合に内務・協同体省の大臣・次官、国防義勇軍総司令官・参謀総長が参加できるようになり、党と政府の連携がいっそう強められた。他方、党組織の集権化も進み、全国指導部、とりわけ党書記の権限が強化されることになった⁽²⁷⁾。

第2の特徴は大評議会の位置づけである。29年規約は「P. N. F.はドゥーチェの至高の指導の下、大評議会が示した指針に従いそのヒエラルヒーと県・中央・周辺の機関を通じてその活動を行う」としており、26年規約の「PNFはドゥーチェの至高の指導の下、大評議会が定めた指針に従いその活動を行う」との間には、一見、大きな違いはない。しかし、29年規約には大評議会それ自体に関する規定は一切存在しない⁽²⁸⁾。つまり、党活動の「指針」を定める大評議会はもはや党規約によって規定される党機関ではない。大評議会は、今や、国法によって規定される政府機関になり、党は政府機関となった大評議会の

(25) 党規約改正については、Aquarone[1965] pp. 171-173, 506-513; O.O.XXIV, pp. 181-182, 386-391.

(26) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soif. 7, <<1929 - VII>>, Ins. D, <<16 dicembre 1929 - VIII>>. 26年規約については、Aquarone[1965] p. 386.

(27) 中央のみならず、地方でも書記個人に権限が集中された。Pombeni[1984] pp. 216-219

(28) *Ibid.*, pp. 137, 215

決定に従うのである⁽²⁹⁾。

1年前の28年9月に大評議会の規模縮小を唱えたのは、ほかならぬトゥラーティだった⁽³⁰⁾。だが、実際に大評議会構成員の人数が減らされたとき、大評議会もはや党の機関ではなくなっていた。党に指針設定の役割を割り当て、大評議会を通じて政府を統制しようとしたトゥラーティの構想は、こうして完全に葬られたのである。

1929年末、大評議会も党も政府首長に対する自律性を失った。そして、同じ12月には、ボッターイの起草した協同体全国評議会改革法案も下院を通過した。この法案では大評議会から排除された各種団体も協同体全国評議会への参加が認められ、協議会にはカテゴリー一間の集合経済関係に関する規範制定権が与えられた。しかし、評議会の招集権は議長である政府首長に与えられており、関連団体の規範提案にも政府首長の事前の同意が要求されていた。この評議会が政府首長に逆らう可能性も予め排除されていたのである⁽³¹⁾。そして、20年代末には議会も政府首長法によって政府首長の統制下に置かれ、下院議員候補の決定権は大評議会に握られていた。

こうして、国王以外のあらゆる機関が政府首長に対する自律性を失い、国王、政府首長、そして国王に干渉できる大評議会の3つの機関のみが屹立している状況がつくられた。その上で大評議会を従えた政府首長が主導権を握るとというのが、第2章第3節で論じた政府首長独裁だった。このような意味での政府首長独裁が法制化され、ムッソリーニのリーダーシップの制度的基盤が確立されたのは29年末のことだったと言えるだろう。

政府首長の地位はさらに強力になった。サブリーダーさえ抵抗しなければ、「和解」で高まったムッソリーニの威信はむしろ有用な資源になる。従って、ムッソリーニにとって

(29) 29年の大評議会法・党規約改正については、大評議会が下院議員名簿以外の一切の決定権を失った (Aquarone[1965] p. 172)、党は政府首長直属となって国家機関に組み込まれたが従属と解すべきではない (E. Gentile[1995] p. 167)、ムッソリーニによる独裁の完成であるとともに、「党への国家の組み入れ」である (Pombeni[1984] pp. 214-218) などの評価がある。だが、大評議会と党のつながりを切断して党の自律性・自発性を奪ったとの評価 (De Felice[1968] pp. 313-314) が最も妥当であろう。なお、26年規約では党幹部を「ヒエラルヒー」(le gerarchie) と称していたのに対し、29年規約では「高官」(i gerarchi) と呼んでいる。「ラスから高官へ」の過程に対応したものとして注目に値する。

(30) Lettera da A. Turati a Mussolini (23 settembre 1928), in ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 6, <<1928 - VI>>.

(31) AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 2, pp. 1642-60; BP, a. 4, n. 1, pp. 71-105; Aquarone[1965] pp. 189-192, 502-503; 福田[2000] 45-46頁。

来るべき年は薔薇色になる、そうなるはずだった。だが、青年／教育問題の展開によって事態は思わぬ方向に動いていった。

(3) サブリーダーにとっての青年／教育問題

29年9月の内閣改造で重要な政策分野とされた青年／教育問題は、その後、ファシズム期イタリアの政治システム全体を規定する争点になった。そこにはさまざまな要因が影響を与えていた。以下では、まず、サブリーダーが置かれていた状況と彼らの戦略に着目することにしたい。

トゥラーティにとって青年／教育問題は最後の砦だったと言っても過言ではなかった。29年末の時点では大評議会は党機関ではなくなっており、党は指針設定を担えない。また、バリッラを奪われた党は青年／教育問題に関する執行機能の中核をも失った。だが、党は青年／教育問題から完全に撤退したわけではなかった。また、ムッソリーニは党が「毛細管組織」として政策執行に携わることは認めていた。これらの残された領域にトゥラーティは党の命運、そして自らの生き残りを賭けることになったのである。

だが、青年／教育問題に生き残りが懸かっていたのはトゥラーティだけではなかった。バリッラ事業団総裁のリッチにとっても青年組織バリッラは最後の砦だった。

リッチはトスカーナ州北西部に位置するマッサ＝カッラーラ県のラスであり、同県カッラーラ地方の主要産業である大理石産業を統制下に置くことによってラス支配を築いていた。その際、彼は多くの採石場を保有する「大理石富豪」(baroni del marmo)の側ではなく、自らの出身階層である石切り職人(cavatore)の側に基盤を置き、彼らを動員することで支配を維持していた。例えば、23年から24年にかけて、リッチはカッラーラの市長であるポケッラ(Bernardo Pocherra)や、県北西部のルニジャーナ地方を地盤とする全国帰還兵協会会長のヴィオラ(Ettore Viola)など、県内の有力なファシストと相次いで衝突し、さらには県北東部のガルファニャーナ地方のルッカ県への移管によって苦境に立たされていた。だが、このときリッチは「大理石富豪」との対立を煽り、ゼネスト(「大理石スト」)

を仕掛けることによって窮地を脱することを試み、一定の成果を上げた⁽³²⁾。

大理石ストで名を上げたリッチは、25年の金属工ストで指導的役割を果たしたトゥラーティとともに登用され、26年に党副書記、27年にバリッラ総裁に就任した。このように中央で地歩を固める一方、リッチはカッラーラの大理石産業の危機の対策に取り組んだ。当時、大理石産業は景気の悪化やリラ高による輸出の不振、さらには安価な代替建築材などとの競合に直面しており、何らかの対策が急務になっていた。リッチはこの機に乗じて「大理石富豪」から主導権を奪うことを企て、強制カルテル機構としてカッラーラ大理石公庫を設立し、自ら総裁に就任したのである。だが、大理石産業の危機は深まる一方であり、カルテル廃止を求める声が次第に強まっていった。カルテル反対派の大理石業者はムッソリーニへの謁見を求め、29年6月にはムッソリーニの主宰の下でリッチとカルテル反対派も出席して協議の場が設けられるに至った。だが、リッチは事態を収拾できず、9月11日には、彼を大理石分野から遠ざけるように求める要望書が工業総連盟を通じて国民経済相に送られるに至った。このような事態に直面したリッチは国民教育次官への就任を理由として総裁を辞任し、公庫は全権委員の手に委ねられることになった。さらに10月半ばにはファシスト党マッサ＝カッラーラ県連にも全権委員が派遣されることになり、年末には反リッチ派の復党が認められた。そして翌年にはリッチと敵対していたポケッラが県連書記に起用され、リッチのラス支配は崩壊することになる。このような形で地元を

(32) リッチについては、Setta[1986]; Bruni[1978]; Caffaz[2006]; Fiorentino[1928]; Zanzanaini[2004]; ACS, Archivio Renato Ricci; ACS, SPDCR, b. 48, fasc. 242/ R, <<Ricci RENATO (Massa Carrara - Fascismo)>>. カッラーラ・ファシズムについては、Bernieri[1961][1971]; G. Ricci[1979][1994]; ASM, Archivio Antonio Bernieri; ASM, Pref. Gab., b. 3 e 4; BCM, Archivio familiare Fabbricotti, b. 90, <<Fascismo>>. マッサ＝カッラーラ県とその大理石産業については、Bernieri[1961][1983]; Bianchi[1975][1981]; Canali[1993]; Engelmann[1992]; Gestri[1976] Musetti[2005]; BCM, Archivio familiare Fabbricotti, b. 140, <<Consorzio per l'Industria e il Commercio del marmo a Carrara. Rapporti con la Società Carlo Fabbricotti e B. Fabbricotti e figli>>. ヴィオラについては、Viola[2008]; ACS, SPD, RSI, CR, b. 37, fasc. 336, <<Viola Ettore>>. ポケッラについては、ACS, SPDCO, b. 1028, fasc. 509.128/ 1, <<Pocherra Avv. Bernardo>>. ガルファツニャーナ地方とその移管については、Cappellini[1923]; Guidi[2004]などを参照。なお、マッサ＝カッラーラ県については我が国ではほとんど知られていないが、リッチのカッラーラ支配については北原[1981]に言及が見られるほか、ポントレーモリの出身者であるデ・アンブリスとカンポロンギに関して、藤岡[2001]、北村[2007a]がある。

追われたリッチにとって、バリッラは最後の砦だったのである⁽³³⁾。

こうしてリッチはバリッラの活性化に全力を注ぐことになった。かつてのようにバリッラが党に属しているならば、バリッラの活性化はトゥラーティにとっても好都合なものだった。だが、9月12日の改革でバリッラ事業団が政府機構となっていたため、バリッラは党と競合することになった。リッチの精力的活動は今やトゥラーティの障害になりかねなかったのである。

そこでトゥラーティは組織の防衛に着手することになった。党は青年層のうち18歳から21歳までの青年と大学生を管轄すると定められたので、トゥラーティは彼らの組み込みに全力を注ぐことにしたのである。29年当時、これらの青年層は包括的な組織に組み込まれておらず、スポーツ団体、扶助組織、ドーポラヴォーロなどに「拡散」していた。トゥラーティは県連書記への通達で「これらの組織に注意深く気を配る必要」があると説き、青年関連組織の包摂に力を注ぐことを求めている。さらに、彼は党系列の青年関連組織との連携を強化する改革にも取り組んだ。10月9日の党全国指導部会合ではファシスト大学生集団のスポーツ部門が、同じく党の系列に残ったオリンピック委員会に加入することが決定された。また、30年1月には各県のスポーツ協会が廃止され、各種スポーツ団体は党県連書記の指揮下に置かれることになった。リッチもこのような棲み分けを尊重

(33) Setta[1986] pp. 101-121; Musetti[2005] pp. 262-278; G. Ricci[1979] pp. 105-127; Lupo [2000] pp. 209-210; ACS, Archivio Renato Ricci, fasc. 3, <<Consorzio dei Marmi di Carrara>>; 'Bisogna costituire il Consorzio degli Industriali del Marmo di Carrara', *Il Popolo Apuano* (22 Ottobre 1927); 'In Cammino', *Ibid.* (10 Marzo 1928); 'Il Ministro Belluzzo dice il suo alto plauso al lavoro ed agli intenti del Consorzio del Marmo', *Ibid.* (14 Aprile 1928); *Ibid.* (19 Maggio 1928); 'L'organizzazione giuridica del Consorzio è compiuta', *Ibid.* (14 Luglio 1928); 'Un anno di esercizio del Consorzio', *Ibid.* (9 Febbraio 1929); 'La Marmifera, anche se ciò può dispiacere, è del Consorzio', *Ibid.* (18 Maggio 1929); 'Il Consorzio e i nemici dell'industria', *Ibid.* (25 Maggio 1929); *Ibid.* (15, 22 e 29 Giugno 1929); 'Le modifiche allo Statuto del Consorzio', *Ibid.* (20 Luglio 1929); 'Le dimissioni del Presidente', *Ibid.* (21 Settembre 1929); 'L'on. Ranieri Commissario alla Federazione di Massa e Carrara', *Ibid.* (19 Ottobre 1929); 'L'alala parola di Bernardo Pocherra rievoca il sacrificio eroico', *Ibid.* (25 Gennaio 1930); 'LA SOPPRESSIONE del Consorzio del Marmo', *Ibid.* (15 Febbraio 1930); 'Il Fascismo Apuano, disciplinato, ardente ed entusiasta, saluta in Bernardo Pocherra il nuovo Segretario Federale', *Ibid.* (10 Aprile 1930).

していたようであり、バリッラと党との衝突は当面は避けられることになった⁽³⁴⁾。

しかし、青年／教育政策に生き残りを賭けたのはリッチだけではなかった。第3章の主人公アルピナーティは9月の内閣改造で内務次官に就任しており、彼もまたこの分野への進出を図っていたのである。

『スポーツ・ファシスタ』の29年6月号と8月号は、スポーツ政策において指導的役割を果たす人物として、トゥラーティ、リッチ、アルピナーティの3人の名前を挙げている。トゥラーティはオリンピック委員会の全権委員と全国ドーポラヴォーロ事業団の総裁を務めていた。彼自身が定めた「ファシスト・スポーツ憲章」はドーポラヴォーロの活動を「民衆向けスポーツ」と陸上・水泳・スキー・自転車旅行などに限定し、ドーポラヴォーロが大衆向けスポーツ、オリンピック委員会がエリート・スポーツをそれぞれ担うものとしていた。そして、トゥラーティはこの2つの組織の長を務め、成人向けスポーツを手

(34)'Assistenza del Partito alla gioventù fascista', P.I. (28 Settembre 1929); 'Nuove norme corporative in funzione nell'Anno VIII', P.I. (2 Novembre 1929); 'La vasto, proficua attività svolta nell'Anno VII dall'O. N. Balilla', P.I. (17 Novembre 1929); 'L'attività culturali dell'O. N. B. nell'Anno VIII', P. I. (24 Novembre 1929); 'I compiti dei segretari federali per l'attività sportiva fissati dal segretario del Partito S. E. Turati', P.I. (23 Gennaio 1930); Fabrizio[1976] pp. 42-43. 9月中旬にはオリンピック委員会が党書記から新設の青年・教育担当次官の管轄に移管されるとの報道が一部の新聞に掲載されたが、20日の『ポーポロ・ディタリーア』はこの報道を否定し、オリンピック委員会が党書記直属であり続けることを確認している。'Nei Ministeri dopo il passaggio delle consegne' e 'Il C. O. N. I. non passerà al Sottosegretario dell'Educazione Fisica', P.I. (20 Settembre 1929). オリンピック委員会については、Fabrizio [1976] pp. 77-81; 'Lo sport nel Fascismo', *L'Assalto* (12 marzo 1927); Salvatorelli/ Mira[1964 (1969)] Vol. 1, p. 402. .

中に収めていた⁽³⁵⁾。他方、リッチはバリッラの総裁として青年のスポーツ活動を主導し、アルピナーティはボローニャのスポーツ振興とサッカー連盟・陸上競技連盟会長としての活動によって評価を高めていた。

既に見たように、アルピナーティのボローニャ支配は中央との結びつきに依存していた。29年9月、彼は内務次官に就任し、ボローニャでの支配を堅固なものとするに成功した。だが、このことによって、アルピナーティのボローニャ支配の命運は彼の中央での活動の成否と直結することになった。彼は内務次官としての活動にすべてを賭けざるをえなくなったのである。

アルピナーティは就任時の訓辞で「党派的区别は避けよう。国家の前ではファシストも非ファシストもない」と内務行政を非党派的に行うことを宣言し、手始めに公安から党の代表を排除した。彼はもともと合法・秩序指向だったが、内務次官就任後はますますその傾向を強めて「完全な官僚主義の手本」となり、党としばしば衝突した。さらに、アルピナーティは腐敗や汚職に対しても闘争を繰り広げた。厳格な綱紀粛正を掲げるアルピナーティは多くのサブリーダーにとって目障りな存在になっていった⁽³⁶⁾。

このように非党派的な内務行政を推進する一方で、アルピナーティはスポーツ分野での影響力を強化することを試み、この分野でもトゥラーティと競合することになった。例えば、10月初めにアルピナーティが各県知事への通達でスポーツ競技場と室内プールの建設の問題を取り上げると、トゥラーティも各県のスポーツ協会宛の通達で同じ問題を取り上げ、「コムーネにおける指揮活動のリズムを加速」するように指示している。トゥラーティはオリンピック委員会の責任者として競技場建設を推進していたが、施設の建設は各コムーネレベルの主導で行われるべきだとされており、地方行政を司る内務省の管轄事項

(35) V. Varale, 'Lo Sport problema di Stato', *Lo Sport Fascista*, a. II, n. 6 (Giugno 1929); F. Muzi, 'I campi sportivi comunali', *Ibid.*, a. II, n. 8 (Agosto 1929); M. F. Del Core, 'La Carta dello Sport', *Ibid.*, a. II, n. 1 (Gennaio 1929); V. Varale, 'Unità di comando e d'azione', *Ibid.*, a. II, n. 4 (Aprile 1929); De Grazia[1981] pp. 168-179 (邦訳、285-303頁)。トゥラーティはテニス連盟会長を務めるほか、ドーポラヴォーロでは自ら考案したとする球技のヴォラータの普及に努めており、スポーツ振興に力を注いでいた。*Ibid.*, pp. 175-176 (邦訳、295-297頁); M. Rossi, 'La Volata: nuovo sport italico', *Lo Sport Fascista*, a. II, n. 2 (Febbraio 1929); A. Cameroni, 'Gli sviluppi della "volata"', *Ibid.*, a. II, n. 3 (Marzo 1929); Id., 'Il Campionato di "volata,,', *Ibid.*, a. III, n. 11 (Novembre 1930); G. Cataldo, 'La necessità del tennis italiano', *Ibid.*, a. II, n. 8 (Agosto 1929)。バリッラのスポーツ政策については、Koon[1985] pp. 99-101。

(36) Iraci[1970] pp. 117-127; Cantamessa Arpinati[1968] pp. 28-32, 61, 63, 66, 70。

と重なっていた⁽³⁷⁾。ボローニャのスポーツ施設建設で名声を得たアルピナーティは、内務省を足掛かりにして自らの得意分野への進出を果たしたのである。

他方、10月28日にはムッソリーニとアルピナーティの出席の下、ボローニャのリットリアーレ競技場でスポーツ医学関係者の集会が開催された。この会合の際にアルピナーティは身体文化に関する全国医学委員会を組織し、医学的見地からの体育改革についての検討を諮問した。これに対して、トゥラーティはイタリア・スポーツ医学連盟の結成に着手するとともに、オリンピック委員会に医学界の代表を参加させることにした⁽³⁸⁾。

次官就任前の28年6月、アルピナーティは新聞のインタビューに応じ、青年のスポーツ活動を医学的見地からコントロールすることが必要だと主張していた。彼によればスポーツは「大衆にとって不可欠な身体教育」であり、「人種の身体面の改良にとってスポーツほど有用なものはない」。従って、スポーツ政策ではチャンピオンだけではなく大衆にも目を向けなければならないのである⁽³⁹⁾。このように主張していたアルピナーティが保健行政を所管する内務省の次官に任命されたのである。彼が保健・医療の側面から大衆スポーツへの介入を試みたのは当然の成り行きだったと言えるだろう。このような予想外の干渉に直面したトゥラーティは防戦に追われることになったのである。

とはいえ、リッチもアルピナーティも党の青年／教育分野での活動を根底から否定するつもりはなく、この頃の権限争いはそれほど激しいものではなかった。しかし、青年／教育政策をめぐる複数の組織が競合するようになり、その競合は党と政府の競合と重なることになった。しかも、これらの組織の責任者にとって青年／教育問題は生き残りが懸かった最後の砦だった。このような状況が、のちに青年／教育政策をめぐるサブリーダー間の抗争を激化させることになったのである。

(4) 「国家・教会関係」と青年／教育問題

29年9月の内閣改造と組織改革は青年／教育問題をめぐるサブリーダー間の関係を変化させた。そして30年に入ると国制／経済制度改革と「国家・教会関係」が青年／教育問題に微妙な影を落とし始める。

(37)'Campi sportivi e piscine coperte', P.I. (11 Ottobre 1929); F. Muzi, 'I campi sportivi comunali', *Lo Sport Fascista*, a. II, n. 8 (Agosto 1929); 'Si costruisce', *Ibid.*, a. II, n. 11 (Novembre 1929).

(38)G. Pini, 'L'arte medica nella educazione fisica e nello sport', *Lo Sport Fascista*, a. II, n. 10 (Ottobre 1929); Id., 'Problemi e studi del Comitato Nazionale', *Ibid.*, a. II, n. 12 (Dicembre 1929); Id., 'Medici sportivi', *Ibid.*, a. III, n. 3 (Marzo 1930).

(39)'Arpinati e lo sport razionale', *L'Assalto* (28 giugno 1928);

国制／経済制度改革が大きな山を越えた 30 年初めには、制度を担う青年の養成がいつも重要な課題として意識されるようになっていた。例えばボッターイは『クリティカ・ファシスタ』誌において、青年関係の機関が「文化の組織者」というよりは「呼び込みと組み込み」の単なる道具になっている現状を批判する。「青年が党に来るのは考えるためだけではない。彼らは全てを一から考え直す意志を持っているのだ。」青少年を自発的にファシズムに向かわせるためには、無批判な教化ではなく「汚れなき多様性」を認めることが必要なのである⁽⁴⁰⁾。トゥラーティも 20 日付の党『公報』に「体制は、イタリアのすべての青年を精神的に養成することを望む。」「ファシスト革命は、全体主義的な青年教育の原理を要求する。」と記し、ボッターイと同じように青年／教育問題に強い関心を示していた⁽⁴¹⁾。

さらに、ムッソリーニも例外ではなかった。彼は 2 月 1 日の『クリティカ・ファシスタ』で「青年教育の全体主義的原理」の必要性を説いたのである。「指揮の権利というよりは義務を手にするには、青年は誰にもまして服従することを心得なければならない」とするムッソリーニは、自発性や議論を重視するボッターイとは一線を画していたが、青年／教育問題に関心を寄せる点では共通の関心を抱いていたのである⁽⁴²⁾。

1 月 30 日にスペインでプリモ・デ・リベラ政権が崩壊すると、ファシストは青年／教育問題への関心をさらに強めざるをえなかった。2 月 1 日の『クリティカ・ファシスタ』にボッターイは次のように書いている。「50 代のみ基礎を置く体制は現実の試練に耐えられなかった。それは、とくに大学の青年を敵に回したためである⁽⁴³⁾。」

ムッソリーニは 27 年の「昇天祭」演説でも青年／教育問題の重要性を説いていた。だが、「昇天祭」演説はあくまでも一般的・抽象的な議論だった。それに対して、30 年の議論は隣国スペインの政変という切迫した事態が背景になっている。青年／教育問題への関心はいやでも高まらざるをえなかったのである。

ところが、この時期には教会もまた青年／教育問題への関心を強めていた。政教協約によって宗教教育への関与やカトリック活動団の活動が認められたため、カトリック活動団

(40) Guerri[1976] pp. 139-140; Malgeri[1980] pp. 136-137

(41) Germino[1959] p. 65

(42) Giuntella[1975] p. 200; De Felice[1974] pp. 229-230

(43) *Ibid.*, p. 229; La Rovere[2003] p. 143. 当時のスペインは職能代表制の導入を試みており、ボッターイも「スペインの協同体主義」に関心を示していた。Bottai[1927] pp. 417-430.

やカトリック大学生連盟(FUCI)が勢力拡大に向けて活性化していたのである⁽⁴⁴⁾。教皇ピウス 11 世もこの動きを後押ししていた。例えば、29 年 12 月 20 日の回勅「メンス・ノストラ」では、教皇はカトリック活動団の使徒精神の担い手としての積極的役割を再確認している。また、31 日の回勅「ディヴィニ・イリウス・マジストリ」(「ラップレゼンタンティ・イン・テッラ」)では教育に関する教会・家族・「国家」の関係を定式化して、優先的教育権が教会にあること、次いで家族の教育権が「国家」に優先することなどを主張した上で、「国家」には教会・家族の優先的教育権を保護する義務があるとしている。さらに、体育も教会の監督権に服するとして、教皇は青少年、とくに女子への軍事教練への反対を表明している⁽⁴⁵⁾。

30 年 1 月前半には、ローマ占領記念の 9 月 20 日の法定祭日を 2 月 11 日の「和解」記念日と差し替えるなどの点で両者の歩み寄りも見られた⁽⁴⁶⁾。従って、これらの見解の相違によって「国家・教会関係」が直ちに危機に陥ったわけではなかった。しかし、青年／教育問題がイタリアとヴァチカンの双方にとって重要な課題として浮上したことは、やがて政治システム全体に大きな影響を与えることになる。

(5) ボッターイとトゥラーティの決裂

このように青年／教育問題が争点として浮上するようになる一方で、国制／経済制度改革をめぐる対立劇も密かに進行していた。30 年初め、ボッターイとトゥラーティが組合・協同体問題をめぐって決裂することになったのである。

ボッターイは 29 年 12 月 21 日の下院演説で党の役割に言及している⁽⁴⁷⁾。彼によれば、ファシスト・サンディカリズム、協同体主義の実現は「党の機関・意思・活動との日常的なつながり」によってのみ可能である。だが、「党と協同体はそれぞれの領分にとどまり、それぞれの任務を果たし、それぞれの機能に適合する術を心得る必要がある。」政府機構が政策決定・執行を担う以上、党機構と政府機構との棲み分けは、党機構の政策決定・執行からの排除にほかならない。

(44) Giuntella[1975] pp. 189-197. 例えば 30 年 3 月には反体制的な北部ベッラーノのカトリック青年集団に解散命令が出され、ヴァチカンの抗議を招いている。Setta[1998] p. 28; De Vecchi[1998] pp. 142, 178-188, 308-310

(45) Carlen[1981b] pp. 337, 353-369 (sp. pp. 355-361). 「ラップレゼンタンティ・イン・テッラ」のラテン語版「ディヴィニ・イリウス・マジストリ」の抄訳はデンツィンガー[1982] 554-557 頁.

(46) De Vecchi[1998] pp. 65-66; Setta[1998] p. 27; 藤澤[2001].

(47) AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 2, discussioni, pp. 1640-41

では、党の役割は何か。ボッターイによれば「党は体制のあらゆる機関の公約数である。その精神はあらゆる機関において作用しなければならない。」トゥラーティは、かつて「教育と意識の平面」に退いたときに次のように述べていた。「我々は、行使すべき統制機能はもう持たない。我々の精神、党の精神、理念は、国の経済・組合生活のあらゆる要素に自ずから浸透するからである」⁽⁴⁸⁾。これに対して、ボッターイは同じ論理を用いて党を「教育と意識の平面」に押し込めようとしたのである。

だが、29 年末には状況は以前と大きく変わっており、党は青年／教育問題に関する執行機能を大幅に削られていた。それでもムッソリーニは党が「毛細管組織」として執行に携わることは認めていた。ところが、ボッターイの構想では党は組合・協同体分野から排除されて政策決定・執行の機能の大半を失い、指針設定権も執行機能も持たない単なる「インナー・サークル」になってしまうのである。これはトゥラーティの党観念と全面的に衝突するものだった。

こうしてトゥラーティは 30 年 1 月 1 日のムッソリーニ宛覚書で反ボッターイの姿勢を鮮明にすることになった⁽⁴⁹⁾。彼によれば、かつては党の「県連書記が義勇軍と全ての労使団体の長であった。」しかし、組合が党の手を離れた「現在、事態は深刻である。」「組織体のあまりに複雑な複合体 (*Un complesso troppo complesso*)」が現れ、「協同体官僚支配 (*corporocrazia*)」に陥ったからである。

ではどうすべきなのか。トゥラーティは、政府機関である県経済評議会を「知事か党 (私の考えでは後者の解決が妥当)」に移管し、「諸カテゴリーの直接代表からなる」ものにすべきだと提案した。県経済評議会はもともと知事が主宰しているのであるから、この箇所は党への評議会の移管、少なくとも協同体省の評議会への関与の排除を求めているものと解すべきである。また、トゥラーティは職業安定所の「有給の人間を減らす」べきだとして、安定所がファッションによって無給で運営されていた時期を肯定的に評価している。

それでは、協同体省はどうなるのか。

(48) Turati [1929] p. 161

(49) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soif. 8, <<1930 - VIII>>, Ins. A, <<18 marzo - 8 aprile 1930 - VIII>> (PPM, c. 1122, n. 014632-39; Aquarone [1965] pp. 530-534). この覚書は、前年 9 月 14 日のムッソリーニ演説とも衝突する。例えば、軍についてムッソリーニは現状維持の方針を示したが、トゥラーティは「軍が完全な黒シャツの手中にあることが不可欠」だとして軍のファシスト化を主張する。また、ムッソリーニは国防義勇軍を政府首長直属にすることを考えていたが、トゥラーティは「軍に完全に組み込むのがよい」としている。

協同体省は存続してもよい。だが、より簡単に生産省と呼ぶことにしよう。この省はとくに国民経済法制を担当することになるだろう。輸出公社を担当し、大企業を監督し、競争を規制する。つまり、経済政策の大枠をつくり援助事業を統制するのである。

トゥラーティによれば、労働問題はこの省の権限には含まれない。組合費の徴収は既存の租税機構で十分であり、扶助事業も実際にはドーボラヴォーロが中心となる。一言で言えば、協同体省は国民経済省マイナス農林省である。

このようにトゥラーティは協同体省から政策決定・執行に関する権限を奪い、これらの権限を党に移管しようとしていた。興味深いことに、その立論を支えるのはほかならぬ「国家至上主義」なのである。

なぜ、国家（知事または県連書記）の規制活動の下、真の使用者・労働者によって代表される両当事者により「労働協約について」議論することができないのか。

この時期までのトゥラーティは党を「国家」の外に置くことによって党の領域を守ろうとしてきた。だが、その構想が完全に葬られたため、彼は戦術を転換した。この覚書でトゥラーティは党県連書記を「国家」に含め、「党は完全に国家機関になる」という見解を受け入れている。だが、こうすることによって、党と政府は「国家」のなかで同格になる。つまり、トゥラーティは「国家至上主義」を逆手にとって、党に対する政府の優位を否定したのである。

もちろん、このトゥラーティ覚書はボッターイの構想を全面的に否定するものだった。こうして2人の同盟は完全に崩壊した。

（6）国制／経済制度改革の棚上げ

1月30日、ムッソリーニはポDESTA向けの訓辞で「ようするに、生存の理由のある全ての産業は我々によって保護される」と経済介入の必要性を認めた。さらに2月にはラツィオ州の党指導部に対して「官僚的になることを恐れてはならない」と訓示し、15日の

知事宛通達では知事が県連書記に指図を与えるとの原則を再確認している⁽⁵⁰⁾。これは当面は政府主導の「協団体官僚支配」による介入を続けるということであり、トゥラーティの構想は事実上却下されたのである。

だが、ボッターイが全面的な勝利を収めたわけでもなかった。29年末に政府首長独裁は法制化されたが、これによってボッターイの目標が達成されたわけではなく、また、国制／経済制度改革の展開も彼にとっては必ずしも好都合なものではなかった。29年12月に行われた協団体全国評議会改革法の下院審議で、ボッターイは自縄自縛に陥ったのである。

既に述べたように、協団体全国評議会改革法案では関連団体の規範提案に政府首長の事前の同意が求められていた。この規定は労使団体の自律性を奪うものだったが、にも拘らず、労使団体の代表者は審議過程で挙げてこの規定に賛意を表明した。誰もが、政府首長の介入が自分たちに有利に働くかもしれないと期待していたのである⁽⁵¹⁾。

政府首長が議長を務めること自体は評議会の意義を高めることにつながるものであり、ボッターイにとっても不都合ではなかった。しかし、ボッターイは組合の規律と活性化を同時に追求していた。それにも拘らず、当の労使団体自体が率先して自発性の契機を否定して、政府首長の権限強化を求めるとすれば、規律と活性化との均衡は大きく崩れざるを

(50) O.O.XXIV, pp. 188-192 (sp. pp. 191-192); Morgan[1999] p. 87; ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soif. 8, <<1930>> (PPM, c.1122, n.074645-48). 但し、1月30日の訓辞では「十分に頑丈な肺を持たない全ての連中、銀行のことを知らないのににわかに銀行家になった全ての連中」は試練によって「魔法を解かれる」必要があるとしており、ムッソリーニが弱体企業の救済には否定的だったことが窺える。前年12月17日には「国家がすべきでないときにも介入が求められる」とも下院で述べている。AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 2, discussioni, p. 1460.

(51) 例えば、工業総連盟会長ベンニは、私的イニシアティブ尊重を掲げて、評議会への強制介入権付与には慎重な姿勢を示し、「政府首長の最高次の権限・大権」を犯すことは認められないと主張した。また、農業労働者総連盟会長ラッツァは、養蚕業が労使ともに絹工業に配慮しなかった事例を挙げて、組合組織が国民生産全体に対する責任を自覚していないのは明らかだとして、関連団体に規範制定の主導権を認めること自体に反対している。ラッツァはベンニを名指しして自己中心的な使用者を批判しており、政府首長の介入で使用者を抑えられると期待していたようである。また、法学者のアスクイーニのように、政府首長が協団体全国評議会の規範制定に介入することで、評議会が議会の立法権を侵す可能性を排除できるとする論者もいた。AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 2, pp. 1461, 1559-61, 1626-31; Aquarone[1965] p. 190

えない。しかも、協同主義の「正統理論」になっていたボッターイの構想は、ロッセーニとの対立のなかで形成されたため、組合統制の論理が前面に出る傾向があった。従って、規律と活性化を同時に達成するには、組合活性化の論理を強調しなければならなかったのである。

協同主義全国評議会改革法案が3月15日に上院を通過すると⁽⁵²⁾、ボッターイは『ラッセーニャ・イタリア』誌に論説を発表する。「フランス革命によって定式化された人および市民の権利宣言の政治的・歴史的価値を否定するのが間違いであるように、ファシスト国家の最も荘重な政治的主張を労働憲章に見出さないのは、同様に誤りだろう。」「自由を廃絶してはならないし、権威自体を否定する危険を冒してもならない。」この論説では組合の代表機能や教育機能が徐々に強調されている⁽⁵³⁾。ボッターイの中で振り子は「自由」に向けて動き出した。

4月1日の大評議会ではボッターイは報告を行い、当面の展望・戦略を示した⁽⁵⁴⁾。注目すべき点は2つである。第1点は「協同機関・省庁の介入を最大限抑制することにより社会・組合秩序における協約活動のいっそうの分権」を進めるという点である。第2点は、「指導部任命システムは代表の性格をいっそう帯びなければならない。高位の者には選挙方式を導入する」として、組合幹部への選挙制導入を提唱した点である。政府機関による指導部の選抜や組合財政の規律などへの言及も見られたが、基本的には、分権や選挙制など組合の自発性を積極的に認める姿勢が打ち出されている。ボッターイは党を政策決定・執行から排除した上で、協同主義省が「指導機関」となり政策執行における組合の自発的活動を奨励することを提唱したのである。

組合・協同主義情勢に関する審議は継続され、8日の大評議会では決議が採択される。この決議では「労働協約締結に際しての地方機関へのいっそうの自律性」の付与は認められたが、「指導部任命システムへの修正はない。我々の組合法制の精神によれば、指導部の任命は職業カテゴリーの代表という要請と体制の政治的要請とを和解させるものでなければならない」として、組合幹部への選挙制導入は否定された⁽⁵⁵⁾。

しかし、このことでボッターイが影響力を失ったわけではなかった。ムッソリーニは4月21日、協同主義全国評議会の初会合で演説を行った⁽⁵⁶⁾。「イタリア経済における協同主義全国評議会は、軍における参謀本部のようなものである」と、評議会の意義を称えた後、「サ

(52) BP, a. 4, n. 1, pp. 71-72, 82. 条文は Aquarone [1965] pp. 455-463.

(53) Bottai [1965] pp. 138-145

(54) O.O. XXIV, pp. 210-211

(55) *Ibid.*, pp. 212-214; Guerri [1976] p. 104

(56) BP, a. 4, n. 1, pp. 106-111 (sp. p. 108); O.O. XXIV, pp. 214-219

ンディカリズムなしには協同体は考えられない。だが協同体がなければ、サンディカリズム自体も最初の局面以降は生産過程と無縁な細部の活動で燃え尽きてしまう。」と論じている。組合と協同体は相互依存の関係にあるのだ。

この演説は協同体と組合の双方の意義を強調しており、一見ボッターイの考えに近い。だが、この演説の内容は手形割引率や為替自由化、優遇税制、公債償還など生産・流通・金融に傾斜しており、労働協約や分配の問題は扱われていない。重要問題だったはずの組合の選挙制問題にも8日の大評議会決議にも言及しないのは、実に奇妙である。これはムッソリーニがボッターイとの正面衝突を回避したためだと考えざるをえないのである。協同体主義の「正統理論」の担い手としてのボッターイの威信はその程度には強力だったと言えるだろう。

他方、ボッターイもムッソリーニとの衝突は避けていた。彼は必ずしも選挙制導入を断念したわけではなかったが⁽⁵⁷⁾、『ロ・スタート』誌4月号に発表した論説は「市民－生産者」概念の理論的検討が中心であり、ここには組合活動の活性化などの具体的提言は盛り込まれていない。しかも「協同体国家の市民は、倫理的価値・経済的価値としての国家が絶えず精神のなかに存在する人間である」と、「自由」よりも内面的規律が強調されている⁽⁵⁸⁾。

たしかに、ムッソリーニはボッターイとは衝突できなかった。だが、ボッターイにもムッソリーニと決裂できるほどの威信はなかった。しかも、協同体相の座を追われれば「正統」の立場も自らの威信も危うくなりかねない。それゆえ、ボッターイも組合活性化の問題は一時的に棚上げせざるをえなかった。ボッターイの考えが「正統理論」という微妙な位置にあったことによって、両者の正面衝突は不可能になっていたのである。

ところが、その一方で組合活性化の要求は高まっていった。4月20日の工業労働者連盟機関紙『ラヴォーロ・ファシスタ』は「党は組合に対して何をしなければならないのか。監視することである。[中略]我々は、行使すべき統制機能はもう持たない」というトゥラーティの演説を再掲載し、自律性要求の論拠に転用している。また、5月14日にはロティッリャーノ(Edoardo Rotigliano)が、「真の組合意識」を築くためには「当局による[組合幹部の]任命制をやめ、ボッターイ閣下が既に公に希望を表明されたように選挙制に復帰する」必要があると下院で演説し、喝采を浴びている。労働裁判所の活性化を求める声

(57)'Il rigoroso sviluppo del corporativismo illustrato in un'intervista da S. E. Bottai', P.I. (12 Aprile 1930)

(58)Bottai[1965] pp. 146-152; Rosenstock-Franck[1934] pp. 95-96 (C.F.; 30年4月10-25日). 『ロ・スタート』誌は、ボッターイに近いコスタマーニャが編集長を務めていた。ボッターイの「市民－生産者」概念については、木沢[1986] 41-54頁。

も上がっていた⁽⁵⁹⁾。

こうしてボッターイは、自ら点けた火を放置することも、正面切って否定することもできない立場に追い込まれた。彼はムッソリーニとの衝突を避けつつ、労組の活性化要求を否定もせず、しかもトゥラーティの攻撃から協同体省を守る形で「正統理論」に自発性の契機を取り入れなければならなくなった。そこでボッターイはムッソリーニの賛成を得られない組合・協同体分野での制度改革を棚上げにし、ムッソリーニと対立のない領域を中心に改革を進める道を選んだのである。

新路線の第1の要素は協同体全国評議会の称揚である。5月27日の上院での演説では、協同体全国評議会の「その推進装置、作動を司る一切のレバーは協同体省にある」と述べ、同省が「国家行政全般の中心的位置とつながる」「国民経済の中心であり」、「政治的な意味における経済省」であり、「体制の経済政策の省」であると主張している。しかも、労働法制は協同体省が一手に引き受けることになる⁽⁶⁰⁾。ボッターイは、評議会と協同体省との関係を強調することによって、協同体省の地位を強化しようと試みたのである。このような構想は、協同体省を労働政策から排除して「生産省」に転落させようとするトゥラーティの構想に真っ向から立ち向かうものでもあった。

トゥラーティは前年9月の内閣改造以降、影響力を失っていた。だが、組合の活性化を求める議論には、協同体省による統制に反対し、党と組合との結びつきを重視する傾向が

(59) De Felice[1974] pp. 89-90, 205; AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 4, pp. 2637-45 (sp. p. 2641); Aquarone[1965] pp. 538-540. トゥラーティの言葉はペルージャ大学での講演の一節(Turati[1929] pp. 158-161)である。この演説では党は組合の「監視」に専念するという点に力点が置かれており、本来は労組ではなくボッターイに譲歩する趣旨のものだった。なお、トゥラーティも労組への接近を図っていたらしく、3月25日の報告によれば、トゥラーティ派には組合出身の議員も含まれていた。Lupo[2000] p. 305; Rapporto da Roma (25 marzo 1930), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati Augusto>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

(60) De Felice[1974] p. 161; AP, Legislatura XXVIII, Senato, vol. 2, pp. 2628-33 (sp. p. 2628) (傍点原文)

見られた⁽⁶¹⁾。仮にトゥラーティと労組が結びつけば、ボッターイにとっては脅威である。それゆえボッターイはムッソリーニと協調してトゥラーティと対決する道を選ぶことにしたのである。

ボッターイの新路線の第2の要素は青年／教育問題の強調である。20日の下院演説でボッターイは、経済危機を企業の合併によって解決するのは資本の不足や地方の抵抗に加えて、大企業体経営を担える人材が不足しているため困難だとして、精神・意識を教育によって刷新することが不可欠だと発言した。彼は27日の上院演説でも協同体省組合学校による幹部養成の成果を強調し、組合指導者が着実に煽動の機能を失いつつあると述べている⁽⁶²⁾。ボッターイは青年活動家⁽⁶³⁾に対しては一貫して議論を奨励してきた。従って、組合政策に青年／教育問題を取り入れることは、自由や自発性の論理を「正統理論」に組み込むことにつながるのである。

こうして、ボッターイは青年／教育問題への転進を図るとともに、トゥラーティとの正面对決に踏み出した。内閣改造と機構改革から始まったムッソリーニによるサブリーダー分断策は、本人の予想を超える成果を上げたのである。

(7) トゥラーティの退場

ボッターイの青年／教育問題への転進が国制／経済制度改革の行き詰まりによるものだったことは間違いない。だが、この路線転換は時宜を得たものだった。当時、「黒シャツ」の間で青年／教育問題への関心と反トゥラーティ感情が高まりつつあったのである。

既に述べたように、青年／教育問題はファシスト・教会の双方にとって重要な課題にな

(61) 4月20日に『ラヴォーロ・ファシスタ』がトゥラーティの発言を再掲したことについては既に述べた。6月にはロッソーニが使用者団体の統合を求める論説を『ラ・スティルペ』誌に寄稿している。この中でロッソーニは協同体省の有用性を否定はしないものの、「統制は政治的でなければならない。組合がつねに審判にかけているとの印象を与えないように、繊細な感覚によって行使されなければならない」としており、組合指導部が党指導部に加わることをも主張している。Perfetti[1988] pp. 442-447

(62) AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 4, discussioni, p. 2754; AP, Legislatura XXVIII, Senato, vol. 2, discussioni, pp. 2633-34

(63) 本稿では党付属の青年組織出身者を「青年活動家」と呼ぶ。

っており⁽⁶⁴⁾、双方の下部機構の動向は「頂上政治」にも影響を与えていた。とくに問題となっていたのがカトリック団体とファシスト団体との重複加入問題である。双方とも「和解」によって相手陣営への浸透が可能になったと考えてはいたが、他方で相手からの浸透を懸念していた。カトリック活動団は3月に重複加入容認を決定したが、カトリック大学生連盟は連盟員のファシスト党入党を事実上認めていなかった。このためファシストはカトリック勢力への浸透を見込めないのに、カトリック側からの浸透を警戒しなければならない状況に置かれたのである。ファシストの不満は高まっていた⁽⁶⁵⁾。

とくに青年活動家の不満は大きかった。経済危機によって彼らの就職は難しくなっていた。政治活動の面では彼らは21歳まではファシスト党への入党を認められず、大学生でなければファシスト大学生連盟にも入れなかった。仮に入党しても主な役職は上の世代に占められており、組織の拡大もカトリック勢力によって阻まれていた。流れは世代交代に傾いているかに見えたが、現実は違っていた⁽⁶⁶⁾。彼らの不満の矛先はトゥラーティの党運営に向かっていった⁽⁶⁷⁾。

(64) 3月25日の大評議会では「学校ファシスト化」の問題が論じられ、ファシスト大学生団の扶助・軍事教練・宣伝活動を強化すること、学長・学部長就任は党歴5年以上の党員にのみ認められることなどが決定された。O.O.XXIV, p. 205; Aquarone[1965] p. 178; Germino[1959] p. 91

(65) De Vecchi[1998] pp. 75-81, 101, 107, 142, 178-188, 306-310; Setta[1998] p. 28; Giuntella[1975] pp. 193-197; Colarizi[1991] pp. 119-120; O.O.XLI, pp. 353-358. なお、2月11日の「和解」1周年にトゥラーティの教皇への拝謁が実現するなど、頂上部のレベルでは友好的な雰囲気醸成されていた。De Vecchi[1998] pp. 71, 82; Setta[1998] p. 27. 但し、ムッソリーニは急速な接近には慎重であり、ヴァティカン駐在大使デ・ヴェッキが「和解」の総仕上げとしてヴァティカン訪問を再三勧めても消極的な態度を捨てなかった。O.O.XLI, pp. 353-358; De Felice[1974] pp. 249-250; De Vecchi[1998] pp. 89, 210

(66) Guerri[1976] p. 140. 当時の青年には、党系列組織での活動以外に政治活動や出世の機会がなかった。Aquarone[1965] p. 265; Germani[1970] pp. 350-355. 30年初頭の世代交代の象徴としては、「四天王」の1人ビアンキの死去、皇太子ウンベルト成婚（1月8日）、C.チャーノの長男ガレアツォとムッソリーニの長女エッダの結婚（4月24日）などを挙げることができる。De Grazia[1981] pp. 214-215（邦訳、353-354頁）; Lavine[1980] pp. 147-149; De Vecchi[1998] pp. 63, 83-85

(67) ボッターイの『クリティカ・ファシスタ』誌は議論の自由を求めるなど、依然としてトゥラーティに批判的だった。また、トゥラーティがヴァティカンへの接近を主導していたことも、青年活動家の不満を高めたと思われる。

他方、より高位の「高官」の間にもトゥラーティへの反感は蔓延していた。彼は古参や「非妥協」派をパージする一方で、「専門家」の入党を推進して党の性格を大きく変質させた張本人だったのである。また、依然としてトゥラーティの「副ドゥーチェ」化の可能性は高いと思われていた。さらに、トゥラーティは「高官」をも分け隔てなく綱紀粛正の対象にしており、アルナルドやC. チャーノのようなムッソリーニの縁戚にも調査は及んでいたのである⁽⁶⁸⁾。6月には書記長の地位を狙うスコルツァを中心に、反トゥラーティ集団が形成されているとの公安報告が現れている。この報告によれば、彼らの考えでは一時代を築いた「高官」たちは「力強い」反抗集団に道を譲るべきであり、それに着手しないトゥラーティは「怠惰」なのである⁽⁶⁹⁾。

世代を超えた「黒シャツ」意識の形成も進んでいた。古参の「黒シャツ」は「革命」の継承者である新世代に好意的だったのである。例えば、2月に死去した「ローマ進軍四天王」ビアンキの葬儀を機に、残る3人の「四天王」は自分たちの結束を誇示するようになったが、最年長のデ・ボーノは63歳、最年少のバルボは33歳だった。世代交代が進まないことに不満を持つ32歳のスコルツァ(Carlo Scorza)も、トゥラーティより年上のデ・ヴェッキ(45歳)と「進軍」以前の思い出話に花を咲かせている⁽⁷⁰⁾。実は、「古参」や「黒シャツ」の意識には世代を超える側面があったのである。このため、青年／教育問題への関心の高まりは世代間対立をもたらすだけではなく、世代を超えた連帯を生み出す方向にも作用した。

(68)Morgan[1980] pp. 513-515; Aquarone[1965] p. 176; De Felice[1974] pp. 203-204; Lupo [2000] p. 230. C. チャーノはフェデルツォーニ、グランディ、トゥラーティへの批判をデ・ヴェッキに漏らしている(6月5、12日)。他方、グランディは、戦争の準備もないのに攻撃的言辞を弄する者としてトゥラーティを名指しで批判している(閣議:6月25日)。デ・ヴェッキも「このトゥラーティは空想でかなり膨れ上がっていた。彼と近づきになるのは容易ではない」と日記に記している(5月22、23日)。De Vecchi[1998] pp. 175-176, 188, 195-196, 210-211. なお、デ・フェリーチェは、28年半ば以降に反トゥラーティの動きを見せた者としてファリナッチ、バルボ、ボッターイ、スコルツァ、ジュンタの名を挙げた文書を紹介している。De Felice[1968] p. 198

(69)De Felice[1968] p. 199; Rapporto di P. S. (8 giugno 1930), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>. なお、スコルツァは28年にもトゥラーティ追い落としを画策したとされている。Cannistraro[1982] p. 494. 28年頃のスコルツァについては第6章第1節参照。

(70)De Vecchi[1998] passim (sp. pp. 76-78, 88, 92, 100, 139, 181-182); Rochat[1986] pp. 215

こうして、青年活動家から古参までが「黒シャツ」意識と反トゥラーティ感情とを共有する状況が生まれた。しかも、カトリック活動団との緊張によって青年／教育問題への関心も否応なしに高まっていた。ムッソリーニはこのような流れに敏感に反応した。折しも、30年5月は第1次大戦参戦15周年にあっていた。そこで彼はファシズムの歴史を回顧する趣旨の演説を各地で行い、「英雄的な前夜のファシストと、生まれくる新世代のファシスト」の重要性を強調して、「黒シャツ」意識の醸成に好意的な反応を示したのである⁽⁷¹⁾。

ボッターイが反トゥラーティと青年／教育問題への転進を図ったのは、まさにこのような時期だったのである。青年活動家の理論的指導者と目されてきたボッターイがここで得意の青年／教育問題を掲げれば、「頂上政治」の主導権を握ることも不可能ではない。国制／経済制度改革の行き詰まりを打開するには、またとない機会だった。

このようなボッターイの動きによって、トゥラーティはさらに孤立を深め、抵抗の意欲を失っていった⁽⁷²⁾。だが、前年9月にトゥラーティを賞賛している以上、ムッソリーニは口実もなく彼を解任することはできなかった。あくまでも、トゥラーティに自発的に辞表を提出させなければならなかった。

その機会はファリナッチとベッローニ(Ernesto Belloni)の裁判のときに訪れる。この裁判は、ミラノのポデスタを務めていたベッローニの資金借り入れに伴う不正を、ファリナッチの『レジメ・ファシスタ』紙が告発したことに端を発している。ベッローニは28年9月に辞任に追い込まれたが、29年7月10日にムッソリーニがミラノ情勢の正常化を宣言すると、直後の11日からファリナッチはベッローニ批判を加速させた。ムッソリーニはベッローニを党員資格一時停止、ファリナッチを戒告処分の上、大評議会から排除して事態の收拾を図った。だが、ベッローニが『レジメ・ファシスタ』紙を名誉毀損で告訴すると、ファリナッチはベッローニを批判する論説の筆者が自分であることを表明した上で議員の免責特権を放棄して裁判に応じた。裁判は「偽のファシズムに対する真正ファシズムの闘争」の様相を呈し、ファリナッチに有利に展開した。やがて、ミラノの政財界に影響力を持つアルナルドも疑惑に巻き込まれかねない状況となり、ムッソリーニはトゥ

(71) O.O.XXIV, pp. 224-249 (sp. p. 227). 「前夜のファシスト」は「進軍」以前の入党者を指す言葉。

(72) デ・ヴェッキの日記には「トゥラーティ、あるいは場合によっては彼の後任となる他の人物」という記述が見られる。但し、C. チャーノはデ・ヴェッキに対して、自分はトゥラーティの退任を目にすることはないと口にしてはいる。いずれも6月12日。De Vecchi[1998] pp. 195-196. また、C. チャーノの「トゥラーティの『どうでもいい』」はとても不適切で不謹慎だ。必要な責任感が欠けている」との発言(6月26日)からは、トゥラーティが抵抗の気力を失っていたことが窺える。Ibid., p. 212 (30年6月26日)

ラーティにファリナッチの除名を要求する。だが、トゥラーティは除名を拒絶し、最終的には9月14日に辞表を提出せざるをえなくなった⁽⁷³⁾。

しかし、そもそもトゥラーティはファリナッチを除名できたのだろうか。「黒シャツ」の反トゥラーティ感情が高まっているなかで「真正ファシズム」の象徴になったファリナッチを除名すれば、トゥラーティは完全に孤立してしまう。だが、除名を拒めばムッソリーニの意向に反したことになる。つまり、ファリナッチ除名の要求はいずれにしてもトゥラーティを窮地に陥れるものだったのである。こうしてトゥラーティは辞任に追い込まれた⁽⁷⁴⁾。

中央での活動に生き残りを賭けざるをえなくなったサブリーダーの参入、スペインの政変、教会との競合、国制／経済制度改革の棚上げなどの要因が重なり、「黒シャツ」の間では青年／教育問題への関心が高まっていった。そしてこのような動きが反トゥラーティ感情の広がり結びついていくなかで、トゥラーティは退場を余儀なくされた。党主導の「革命」の主唱者が退場したことにより、政府首長独裁はさらに強固になったかに見える。

29年の内閣改造は政府首長独裁の確立というリーダーシップ改革の一環として行われた。他方、領域的基盤の弱体化という政治的資源の変化によってサブリーダーは中央に生き残りを求めざるをえなくなっていた。そのような時期に行われた内閣改造は彼らの中央への参入や、その地位の変化を引き起こし、その結果、青年／教育問題への転進が促進さ

(73) Pardini[2007] pp. 262-308; Di Figlia[2007] pp. 149-157; 'Le conclusioni dalla Commissione d'inchiesta sulla vertenza Farinacci-Belloni', P.I. (3 Agosto 1929); De Felice[1968] pp. 337-340, 352; Id.[1974] pp. 131-132, 202-203; Lupo[2000] pp. 295-306: O.O.XXIV, pp. 123-125, 354-355, 359; Fornari[1971] pp. 146-149; Lettere di Turati a Mussolini (febbraio 1930) in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati Augusto>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>; ACS, SPDCR, b.36, fasc.242/R, <<Missione dell'On. Achille Starace (Milano-fascismo)>>; PPM, c. 458, n. 030870-872, 030900-19, 031202-52; c. 463, n. 034340. 10月にはファリナッチ勝訴の判決が下り、彼は戒告処分を解かれて「真性ファシズム」の象徴として威信を高めることに成功する。

(74) ムッソリーニは回想のなかで「トゥラーティが党の命運を握っていたので、私は彼を支持した。」と述べており、ファリナッチによる女性スキャンダル攻撃が辞表提出の引き金だったと主張している。De Begnac[1990] pp. 470-471. トゥラーティの辞表は O.O.XXIV, pp. 354-355. 彼は16日にはムッソリーニ宛の手紙で政界引退の意向を表明したが慰留されている。Lettera di Turati a Mussolini (16 ottobre VIII), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati Augusto>>, soif. 4, <<Varia>>; De Felice[1974] p. 207.

れることになったのである。

第2節 青年／教育問題と1931年の「危機」

(1) 「肥沃な苗床」

青年／教育問題への関心の高まりによって「黒シャツ」の大同団結が現実のものとなった。だが、彼らの結束が自らの主導権の妨げになることも、その結束が崩れることもムッソリーニにとっては好ましくなかった。では、ムッソリーニは「黒シャツ」をどのように遇すればよいのか。その答えが下院議長ジュリアーティの党書記起用だった。

ジュリアーティは、青年／教育問題を軸とした「インナー・サークル」の結束を維持するのには最適の人物だった⁽⁷⁵⁾。「ジョヴァンニ・ジュリアーティのみが、トゥラーティの運営後の、党の嵐を鎮められた。」ムッソリーニの回想では、「ナショナリストとしての過去」、「敵がない」こと、組織整備に必要な法的素養の持ち主であること、青年問題への関心が高いことなどが彼を起用した理由として挙げられている。ジュリアーティが「政治的信仰の守護者」「であるよう自制する」としており、党が執行機能を担うことに否定的であることや、彼が「ドゥーチェ寄りの王党派」(un monarchico dogale)であることもムッソリーニは認識していた⁽⁷⁶⁾。また、彼は入党こそ遅れたが、ダンヌンツィオのフィウーメ遠征では執政府首班を務めており、古参も青年活動家も納得できる「体制の名士」である。さらに、実務閣僚を長く務めていたため、政府機構・経済界を刺激することもない。その上、彼は「うるさ型」ではあったが、反抗的ではないと目されていた。しかも、ジュリアーティはラス出身ではないので、ムッソリーニを脅かすような領域的基盤も持っていなかった。ジュリアーティはムッソリーニにとって脅威にならず、しかも敵も少なく、新書記に最も適任の人物だったのである。

(75)従来は、穏健派のジュリアーティは「つなぎ(trapasso)の人物」として起用された(De Felive[1974] pp. 208-216, 230)、ジュリアーティ時代はトゥラーティ時代と同じ論理で動いていた(E. Gentile[1981] pp. XXXII-XXXIII; Id.[1984] pp. 266-267; Id.[1995] pp. 112, 177-178; Pombeni[1984] pp. 226-229, 235-238)などと考えられていたため、ジュリアーティ時代はほとんど注目されていなかった。彼の名前を誤ってジュラーティ(Giurati)と記している研究書も見られるほどである(Germino[1959]; Pombeni[1984])。ジュリアーティ時代に触れた初期の邦語論文として、北原[1978]。

(76)De Begnac[1990] pp. 481-484

1930年9月20日、ムッソリーニはジュリアーティを呼び、党書記への任命を伝える⁽⁷⁷⁾。その際にジュリアーティは3つの施策をムッソリーニに提案した。第1にジュリアーティは、30万の党員で獲得できた権力は30万の党員で維持できるとして、政治的信仰を共有していない者のパージを主張した。提案の第2点は軍備拡張である。ジュリアーティは、国際的な政治危機が当時の経済危機の根源だと考え、経済危機対策の定石とは逆に支出を増やし、来るべき戦争に備えて軍備を拡張することを求めた。第3点は党と内務省との並立(parallelismo)の解消である。両機関の並立は知事と党県連書記との対立など「体制」の威信を損なう事態を招いている。従って、両者の上下関係を明確にする必要があるというのが彼の主張だった。2時間を超える話し合いの末、ムッソリーニは党員のパージについてのみ賛同し、ジュリアーティも党書記就任を受諾した⁽⁷⁸⁾。

ジュリアーティは10月8日に正式に党書記に任命された。ムッソリーニの訓辞には彼を起用した意図が明確に示されている。ジュリアーティはファシズムの「理念と行動の『連続性』を体現し得る」人物であり⁽⁷⁹⁾、古参・青年活動家からナショナリスト協会出身者や保守派まで幅広く結集できる唯一の党書記だったのである。

こうしてジュリアーティは「インナー・サークル」化を推進することになったが、だからといって大衆の組織化が放棄されるわけではなかった。18日には、党副書記のスタラーチェがトゥラーティに代わってドーポラヴォーロの全権委員に就任する。党、とくに女性ファッシによる扶助・慈善や青少年向け活動をはじめ、大衆組織の活動はむしろ積極的に奨励されたのである⁽⁸⁰⁾。

このようなジュリアーティの路線は、ポローニャにおけるアルピナーティの路線に近いものだったと言えるだろう。つまり、ジュリアーティ時代には党の「インナー・サークル」

(77)ジュリアーティはムッソリーニの意向により下院議長留任のままで党書記を兼任しており(Giuriati[1981] p. 128)、このことは党書記の地位低下と理解された。USM, r. 6, n. 00946-47.

(78)Giuriati[1981] pp. 125-127

(79)O.O.XXIV, p. 263

(80)De Grazia[1981] p. 52 (邦訳、91頁) ; PPM, *Giuriati S.E. avv. Giovanni*, c. 490, n. 049393, 98-99, 049403-04, 09-11; ACS, SPDCR, PNF, DN, Serie II, b. 205, <<1. 16. 2. Circolari 1931-33 >>. なお、女性ドーポラヴォーロは女性ファッシからドーポラヴォーロ事業団に移管される。PPM, c. 490, n. 049411. ポンベニーニは党の活動拡大という点ではジュリアーティ期はトゥラーティ期・スタラーチェ期と連続するとしている。Pombeni[1984] pp. 235-238. ファシズムと女性については、De Grazia[1992]; 高橋[1992]; 伊田[1997]; 山手[2005][2008a][2008b][2011].

化を徹底するとともに、党の外部に大衆組織をつくり、そこで非ファシストの組織化を行うことが目指されたのである⁽⁸¹⁾。とくに未来を担う青年層の組織化、なかでも「インナー・サークル」を担う志操堅固な青年の養成は、ジュリアーティの党にとってきわめて重要な課題だった。だが、トゥラーティ期に問題になったようにバリッラは政府に移管され、18歳から21歳までの青年の組織化は進んでいなかった。彼らの組織化は急務だったのである。

こうして、8日の大評議会⁽⁸²⁾で決定されたのが、18歳から21歳の青年を対象とする「青年ファッシ」(Fasci Giovanili di Combattimento)の創設である。この組織は党直属であり、指揮官はスコルツァ⁽⁸³⁾が務める。ジュリアーティは17日に通達を発し、この組織について次のように記している。

F G C [青年ファッシ] は [中略] 国民ファシスト党と国防義勇軍の兵卒・幹部の肥沃な苗床を形成しなければならない。[中略] ファシストの党員証は所定の年齢に自

(81)ジュリアーティは党と協同体省との間に連絡事務所を設置していたが、その「連絡」が「ささやかな協力」以上のものではなかったことに不満を抱いていた。この箇所について、ルーボは「協同体省が大衆との有機的接触の経路から党を閉め出していた」ことが不満の原因だと見ているが、ジュリアーティは同じ箇所で党を「国家の推進機関(l'organo motore)」と位置づけており、党が大衆に直接浸透するべきだとは述べていない。彼の不満は党が大衆との接点を奪われていたことよりも、党が政策決定から外されていたことに由来するものと思われる。Giuriati[1981] pp. 134-135; Lupo[2000] pp. 309-310.

(82)ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soff. 8, <<1930 - VIII>>, Ins. B, <<7-8-9 e 10 ottobre 1930 - VIII >>. この日の大評議会ではトゥラーティの大評議会残留とC. チャーノ、ロッソーニ、デ・ステーファニの復帰も宣言された。O.O.XXIV, p. 262. トゥラーティの残留はムッソリーニの好意の現れともされているが(De Begnac[1950] p. 498)、ムッソリーニはトゥラーティ解任がファリナッチの勝利と受け取られることを嫌っており(Id.[1990] p. 467; Pardini[2007] p. 292)、トゥラーティ残留もこのような動機によるものだと解すべきだろう。

(83)スコルツァは29年11月30日の『ポーポロ・トスカーノ』紙で、ファシスト党は大衆政党だが「全人口に比べれば少数派である」とした上で、「真に指揮を執りたいのであれば、貴族支配(aristocrazia)でなければならない。そう見えるのではなく、現にそうでなければならない」と論じ、「貴族化」の必要性を訴えていた。これは、ジュリアーティの「インナー・サークル」論に近い考えだと言えるだろう。C. Scorza, 'Le opere e lo spirito', *Il Popolo Toscano* (30 Novembre 1929), riprodotto in Scorza[1930] pp. 284-287.

然に達したことで得られる権利の所産であってはならない。

彼によれば、この組織では政治的「信仰」が重視される。こうして、青年ファッションは次世代の「インナー・サークル」養成の中核として位置づけられたのである⁽⁸⁴⁾。

10月の大評議会では組合・協同体問題も議論の対象になった。16日の会合では県経済評議会と県組合調整委員会を統合して県協同体評議会を設置することが決められたが、ポッターイが起草した草案には、知事を県協同体の長とする案と党県連書記を長とする案との2案が並記されていた。かつて、29年4月9日の大評議会ではトゥラーティが巻き返して成功して、県協同体の長は党県連書記と定められた。しかし、トゥラーティが力を失った今、ポッターイは再び県協同体を政府機構の側に奪い返すことを試みたのである⁽⁸⁵⁾。

また、このときの大評議会では「黒シャツ」の多くが加わる国防義勇軍の法的地位の問題も論じられた。この結果、一部の将校の有給化や恩給の導入は認められた。しかし、正規軍との関係については「黒シャツの組み込み」や正規軍との「同志精神」が強調されただけだった。宮廷や保守派との軋轢を招きかねない問題は事実上棚上げされたのである⁽⁸⁶⁾。

当面の基本方針はムッソリーニが27日に行った党県連書記への訓辞において定式化さ

(84) O.O.XXIV, pp. 264-265; Giuriati[1981] pp. 283-284; Koon[1985] pp. 104-107; PPM, *Giuriati S. E. avv. Giovanni*, c. 490, n. 049395-97. ポッターイは15日の『クリティカ・ファシスタ』誌で、青年の「破壊的精神」を「規律の鉄柱に閉じこめ」ずに「穏やかに党に誘い込む」「実験」として、新組織を賞賛している。De Felice[1974] p. 235; Malgeri[1980] p. 137

(85) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soff. 8, <<1930 - VIII>>, Ins. B, <<7-8-9 e 10 ottobre 1930 - VIII >>; PPM, c. 1122, n. 074656-82; O.O.XXIV, p. 278.

(86) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soff. 8, <<1930 - VIII>>, Ins. B, <<7-8-9 e 10 ottobre 1930 - VIII >> (PPM, c. 490, n. 074684-89); USM, r. 1, n. 00615-17; O.O.XXIV, pp. 266, 275-276. 正規軍と国防義勇軍との関係は、「党・国家関係」の枠組で語られてきた(柴田[1982]; Germino[1959] Ch. 7)。しかし、正規軍所属の将校と、国防義勇軍に配属された軍将校との間でも対立は起きており、他方、国防義勇軍不要論を唱える「黒シャツ」もいた(Aquarone[1964(1974)] pp. 101-104, 108; Id.[1965] pp. 249-254)。とくに、党主導の「革命」を唱えていたトゥラーティが、正規軍のファシスト化を進める方策として、国防義勇軍の正規軍への全面的編入を提唱したことは注目に値する(前掲の30年1月1日覚書)。このように国防義勇軍をめぐる対立軸は錯綜しており、いわゆる「党・国家関係」に解消することはできない。なお、16日の会合では女性のスポーツ活動を母性保護の観点から見直す必要があるとの決議も採択された。O.O.XXIV, p. 276. .

れた⁽⁸⁷⁾。彼によれば「すべての権力をファシズムへ」という目標はまだ達成されていない。従って「我々が関心を持つのは、既に征服したものではなく〔これから〕征服しなければならないものである。」このように述べた上で彼は2つの重点領域に話を進める。第1の重点領域は青年／教育問題である。「リットーリオの星の下に生まれてくる〔新〕世代」には「歴史のパンに不可欠な酵母」である「熱狂」を与えなければならない。「数世紀の間にたまった澱を取り除き、粉碎」して、「イタリア人の性格の手直し」を行わなければならないのである。そして、第2の重点領域となるのがパージだった。「1932年に向けて、同志ジュリアーティ、貴君は私のために党の道徳的・物質的な力をさらに高めなければならない。」「ファシズムは前進する軍である」のだから、「安楽椅子に座る連中や臆病者」など「信仰のために死ぬ用意のない者は」「我々の隊列から、我々の周辺からも容赦なく排除しなければならない。」「党や体制の諸制度に、とくに周辺部に近年入り込むのに成功した」「自由主義的な役立たずのブルジョア専門家」は一掃される⁽⁸⁸⁾。こうして、信念を共有する少数者の「インナー・サークル」に党を変化させることが公式路線として打ち出されたのである。

「体制の名士」ジュリアーティと青年の指導者ポッターイを二枚看板にして、ムッソリーニは新路線に踏み出した。トゥラーティの進めた専門家の入党に不満を抱く古参は、日和見分子のパージと青年／教育問題の強調に好意的だった⁽⁸⁹⁾。しかも、国防義勇軍の位置づけなど争いを招きかねない問題は先送りされており、新路線に波乱要因はないように思われた。

だが、この路線には2つの波乱要因が潜んでいた。第1の要因は「国家・教会関係」である。「黒シャツ」を結束させるには、彼らの主張の最大公約数である青年／教育問題への積極的取り組みを前面に押し出さざるをえない。だが、積極的な青年／教育政策の展開は「国家・教会関係」に重大な影響を及ぼすことになる。しかも、これらの問題は党機構、とくに青年活動家の活性化を招くおそれもあった。下部組織の影響力を排除したはずの「頂

(87) O.O.XXIV, pp. 278-285. 資格停止や党員証更新拒否に関する基準は、29日のジュリアーティの通達で定められた。SPD, *Giuristi S.E. avv. Giovanni*, c.490, n.049400-02; *Giuristi* [1981] pp. 285-286

(88) 資格停止や党員証更新拒否に関する具体的な基準は、29日のジュリアーティの通達で定められる。*Giuristi* [1981] pp. 285-286; SPD, *Giuristi S.E. avv. Giovanni*, c.490, n.049400-02. 但し、ジュリアーティ時代には新たに入党した「日和見」だけではなく、「非妥協」派のパージも続けられていた。De Felice [1974] p. 211; Woolf [1980] p. 559; Colarizi [1991] p. 87; *Giuristi* [1981] pp. 287-290.

(89) Lupo [2000] p. 313

上政治」は、こうして再び不安定要因を抱え込むことになった。

そして第2の波乱要因がパージの規模だった。ムッソリーニは「君が1万人を追い出せたら記念碑を建ててあげよう」とジュリアーティに言っており、大規模なパージは考えていなかった。これに対して、9月25日のデ・ポーノの日記には「70万のファシストが党から除去されなければならないだろうとジュリアーティは言った。私も同感だ」と記されている⁽⁹⁰⁾。ムッソリーニとジュリアーティの考えは根本的に食い違っていたのである。

(2) 危機のなかのファシズム

一見威勢のよい10月27日のムッソリーニ演説だが、その実は危機感に満ちていた。

反ファシズムはまだ死んでいないし、反対派はまだ存在している。[中略]我々は、日々勝利を勝ち取り続けなければならない。そうしなければ、ファシズムは乗り越えられてしまう。[中略][ファシスト暦]第9年[西暦1930～31年]とともに始まる新たな時期は、劇的な二者択一をいっそう強く迫ってくる。我々か、それとも彼らか⁽⁹¹⁾？

「体制は持ちこたえている。今日では、むしろ以前より強固になっている。」「黒シャツの革命は」「何世紀も続く宝である！」と反ファシズムへの勝利を高らかに宣言していた29年9月の演説⁽⁹²⁾とは比べものにならない危機感である。一体、この1年で何が起きたのだろうか。

まず、経済である。世界恐慌の波及もあって景気後退はいっそう深刻になった。農業や繊維工業は大きな打撃を受け、地方金融機関の救済・整理も増加した。30年秋には楽観論は影を潜め、10月1日にはムッソリーニも「回復期が3年以内ということはない」と述べるに至ったのである。解雇・時短・賃下げ・操業停止の動きも徐々に広がっていった。ムッソリーニも賃下げ容認に傾き、11月末には公務員で12パーセント、工業界で8パーセント、農業分野で10～25パーセントの賃下げが行われた。ストライキやデモも収まらず、賃下げ直前の11月24日から27日にかけてトリノで発生した失業者のデモは逮捕者

(90)Giuriati[1981] pp. 129-130; De Felice[1974] p. 215. 30年10月の党員数は105万7千人であり(E. Gentile[1995] p. 171)、この発言はジュリアーティが党員数を「進軍」当時の30万に戻そうとしていたことを裏づけるものである。

(91)O.O.XXIV, pp. 281-283

(92)*Ibid.*, pp. 143-146

300名、送還者3000名という事態に発展している⁽⁹³⁾。

第2の問題は反ファシストの活性化である。ユーゴと接する北東部ではカトリック教会との「和解」以降、非カトリックの多いスラヴ系の反政府活動が盛り上がっていた。彼らの活動は30年に入って本格化し、9月には4名の活動家に死刑判決が下されている。さらに7月11日にはミラノ上空で飛行機から反ファシストによってビラがまかれ、大きな反響を呼んだ⁽⁹⁴⁾。

そして、第3の問題はカトリック勢力の動向だった。6月には、宮廷とヴァティカンとの協力によるファシズムの打倒を目指す「自由のための国民同盟」(Alleanza Nazionale per la Libertà)が結成された。ヴァティカンがカトリック政党の人民党の再建を目論んでいるとの公安報告も存在した。さらに、カトリック活動団からは職能組織設立の要求や協同体主義批判の声も上がっていた。他方、9月20日のローマ占領記念日の祭日が2月11日の「和解」記念日に振り替えられることが正式に決まったことによって、カトリック陣営の攻勢が強まり、イタリアがヴァティカンへの譲歩を強いられているとの印象も強まること

(93) *Ibid.*, pp. 261, 292-293; Castronovo[1975] pp. 289-295; Id.[1995(2006)] pp. 277-286; Guarneri[1988] pp. 277-280, cap. 7; De Felice[1974] pp. 58-95, 195; Aquarone[1965] pp. 541-544; Colarizi[1991] pp. 43-46, 55-57; 丸山[1985] 176-178頁; Toniolo[1980] pp. 210-213 (邦訳、139-140頁). 賃下げに反対した工業労働者連盟会長のフィオレッティは11月12日に解任された。同じ12日には農業使用者組合のカッチャーリ、専門家・知識人組合のディ・ジャコモも交代になっている。De Bernardi/ Guarracino[1998] pp. 621-623. なお、賃下げと並行して労働時間の短縮も進んだため、時間当たり実質賃金はむしろ上昇した。De Felice[1974] p. 73; Candeloro[1981(1986)] p. 268. 30年代のストライキについては、高橋[1997] 第3章3; 山手[2010].

(94) De Felice[1974] pp. 116-123; Id.[2001] pp. 58-62; Aquarone[1965] p. 103; Pollard[1985] pp. 91-102

になった⁽⁹⁵⁾。

経済危機が深まり、反ファシストやカトリック陣営は攻勢を強めていた。このような状況に危機感を覚えたのはムッソリーニだけではなかった。この危機感が「インナー・サークル」や組合を突き動かし、やがては「頂上政治」を揺さぶることになる。

(3) 危機のなかの「頂上政治」

危機のなかで、ムッソリーニの新路線の二枚看板はムッソリーニの思惑とは異なる方向へ進んでいった。

ジュリアーティによるパージは激しくなる一方だった。パージの対象になったのは機会主義的入党者だけではなかった。ファリナッチは自らの周辺にもパージが及んでいることに対して不満を表明しており、また、一部の地域では敵対党派に打撃を与える手段としてパージが利用されていた。早くも10月末にはパージ緩和の要求がジュリアーティの下に寄せられており、11月22日にはアルナルド・ムッソリーニも『ポーポロ・ディターリア』でパージ問題を取り上げた。アルナルドによれば、ジュリアーティのように「小部隊(manipoli)への回帰」を目指さなくても世代交代によって党は刷新される。従って、「ドゥーチェはジュリアーティ閣下に、我々の運動から若干の不当利得者を一掃するように勧告すれば、それで十分だった」のであり、「すべてを行い何も尋ねない小部隊」に党を変える必要はなかった。このように、アルナルドは兄の「昇天祭」演説と同じ「待ち続ける全体主義」の論理によってジュリアーティのパージ政策を否定したのである⁽⁹⁶⁾。

ジュリアーティが取り組んだのはパージだけではなかった。彼の構想は「インナー・サ

(95) *Ibid.*, pp. 133-135, 139-140, 150-151; De Felice[1974] pp. 119-120, 251; Id.[2001] p. 61; Berezin[1997] pp. 67-69; Colarizi[1991] pp. 118-119; E. Gentile[1993] pp. 73-74, 100; Giuntella[1975] pp. 197, 202, 227; O.O.XXIV, pp. 271, 303-309; Setta[1998] pp. 28-31. 「国民同盟」は若干の呼びかけ文を作成しただけで年末までに検挙されたが、首謀者のデ・ボシスはフランスに逃亡し、31年10月にローマ上空でビラ撒きを敢行する。なお、祭日変更の法改正に当たっては、進軍記念日(10月28日)の市民儀式(solennità civile)から国民祭日(festa nazionale)への昇格と、戦士のファッシ創設記念日(3月23日)の市民儀式への追加も実施されている。ヴァティカンへの譲歩に不満を持つ「黒シャツ」を宥めるための措置だと思われる。

(96) Aquarone[1965] pp. 176-177; Lupo[2000] pp. 310-315; De Felice[1974] p. 211; Woolf[1980] p. 559; Giuriati[1981] pp. 287-290. アルナルド自身は28年9月1日付のトゥラーティ宛の手紙で党も政府とともに経済政策や報道政策に携わるべきだとしており、トゥラーティに近い見解を抱いていたものと思われる。O.O.XXXIV, pp. 177-181.

ークル」の純化だけではなく、政策決定・執行を担う政府機構の人員への統制と抱き合わせだった。それゆえ、ジュリアーティはそれまで自律的だった公務員団体を解散して 31 年 1 月に党書記直属に移行させ、3 月には公務員の「反ファシズム」・「無関心」に対する闘争を開始したのである⁽⁹⁷⁾。

専門家の支配が最も徹底していたのが軍である。そこでジュリアーティは 31 年 2 月 22 日付のムッソリーニ宛覚書で、前年 10 月に玉虫色で決着した軍のファシスト化の問題に踏み込んだ。ジュリアーティによれば、1 次大戦で戦争のあり方は大きく変化し、戦争は「人民が一丸となって軍に協力する」「諸人民の戦争」(guerra di popoli)になった。従って「仕えている体制と精神的に切れている」「19 世紀の軍隊」のあり方では不適當であり、参謀本部の改革に着手する必要がある。「不信感を隠しもせずに革命を眺めている」参謀本部は、危険な存在ですらある。「気づいてみれば銃剣がない」ということのないように「ファシスト革命の武力を用意しなければならない。」また、軍は軍事費の配分について他国を模倣しているが、財政的に劣るイタリアが他国と同じ予算配分をしていては勝ち目はない。優位を築ける空軍に予算を傾斜配分して、「空に世界最強の武力を用意」すべきである。以上の考察に基づいて、ジュリアーティは大西洋横断飛行に成功したばかりの空相バルボを全軍参謀総長に起用すべきだと主張した。「バルボはファシストだが、バドリオ [現全軍参謀総長] はそうではない。」こうして、ジュリアーティはバルボが率いる空軍中心の「革命の武力」という構想を示したのである。しかし、ムッソリーニはこの提案を放置した。軍のファシスト化の提起は宮廷や保守派との対立を招きかねなかったが、だからと言ってこの提案を正面切って却下することもできず、放置という形になったのであ

(97) Aquarone[1965] p. 179; Germino[1959] p. 91; De Grazia[1981] p. 132 (邦訳、225 頁); Giuriati[1981] p. 146; Memoriale di Giuriati (24 gennaio 1931), in ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, sotf. 9, <<1931 - IX>>, Ins. A, <<Febbraio 1931 - IX>>.

る⁽⁹⁸⁾。

他方、ボッターイは自滅への道を歩み始めていた。経済危機への対応は、彼の思い通りには進まなかったのである。

労使双方の協力が得られなくなるなかで、協同体省の活動は次第に困難になっていった。12月の賃下げ以降もこの状況が続いたため、ボッターイはムッソリーニ宛の覚書で賃下げによる雇用確保と弱体企業の淘汰との2案を提案し、中央協同体委員会への諮問を求めている。「[協同体省の]活動は、日々ますます困難になってきた。[労使]両当事者は、柔軟な手段に関心をもつのではなく、次第に自らの生存条件の防衛に追い込まれてきた⁽⁹⁹⁾。」労使の自制を基調とするボッターイの構想は、その前提が崩れることによって大きくつまづくことになったのである。

それだけではない。銀行救済は所管官庁である財務省の主導で進められており、ボッターイはその主導権を握ることができなかった⁽¹⁰⁰⁾。生産・労働を重視するボッターイは金融を二義的な問題としていたが、金融問題が経済政策全体の要になった今、彼の構想は破

(98) ACS, SPDCR, b. 47, fasc. 242/ R, <<Giuriati S. E. On. Avv. Giovanni, Segretario del P. N. F. (Direttorio del P. N. F.)>>, sotf. 1, <<Attività politica>> (PPM, *Giuriati S.E. avv. Giovanni*, c.490, n.049417-31); Giuriati[1981] pp. 135-140, 146; De Felice[1974] pp. 283-284; Aquarone [1964(1975)] pp. 103-104; Id.[1965] p. 250. ロシヤはこの覚書に関するジュリアーティの回想を、彼が回想録執筆の際につくりあげたものだと考えている。Rochat[1979] pp. 147-148; Id.[1986] pp. 222-223. たしかに、「バルボは君によって空軍元帥に任命されている」(Giuriati[1981] p. 140)という記述は時期的におかしいが(元帥任命は33年8月)、この部分はムッソリーニとの会話の回想であり多少の記憶違いがあっても不思議はない。なお、ロシヤは「デ・フェリーチェは1931年2月22日付の覚書に触れているが」という表現を用いており、この判断を下した時点では覚書の存在を確認できていなかった可能性が高い。

(99) De Felice[1974] pp. 69-70

(100) 伊藤[1999] 5-6頁; Toniolo[1980] pp. 202-219 (邦訳、132-142頁); Castronovo [1975] p. 299; Candeloro[1981(1986)] pp. 273-276. なお、ヴァティカンからも関連銀行の救済が要請された。De Vecchi[1998] p. 86.

綻を来し始めた⁽¹⁰¹⁾。

このように、協同体省を政策決定・執行の中心とするボッターイの構想は内在的欠陥により破綻し始めた。また、「党の嵐を鎮める」ためのジュリアーティの起用は、彼が自らの構想に固執したため、ムッソリーニの思惑に反して波乱要因になりつつあった。

以上のような展開を承けて、3月の大評議会では党内の融和を再確認する措置がとられた⁽¹⁰²⁾。まず、3日には党活動に関する決議が採択され、「高官の任命と党員証の点検事業が急速に完了したこと」が宣言され、人事異動・ページの完了が打ち出された。また、今後の党のあり方については「新たな分子の入党許可はファシスト革命10年紀の1932年まで阻止され続けられねばならないこと」が確認されたが、この意味については入党停止の継続と受け取る者もいれば、入党再開の予告と解釈する向きもあった⁽¹⁰³⁾。ページ完了後の党のあり方については「インナー・サークル」型とも、専門家入党の再開とも、大量入党の採用とも読めるように書かれていたのである。

続いて4日には「青年ファッシ」司令官スコルツァを賞賛する決議と、組合・協同体に関する「基本機関の建設は完成した」とする決議が採択された。後者の決議によって、国制／経済制度改革の棚上げがいっそう明確に打ち出された。

5日には国家防衛特別裁判所の設置期間の5年延長が決定される。この措置は国防義勇軍の牙城である国家防衛特別裁判所を当面は存続させる趣旨のものと解釈できる。ムッソリーニは軍のファシスト化に着手しない代わりに、国防義勇軍の勢力圏をも侵さないとして、現状維持の意思を公にしたのである⁽¹⁰⁴⁾。

(101) 金融の軽視はファシストに共通する傾向である。Maier[1987] p. 76. なお、12月6日に緊急勅令で興行協同体(Corporazione dello spettacolo)が設置されるが、当面は他の業種に協同体を設置しないことも明言されており、ボッターイにとって大きな成果とは言えなかった。Guerra[1976] p. 113; Parlato[1989] p. 36; AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 4, p. 4570

(102) ACS, SPDCR, b. 30, fasc. 242/ R, <<Gran Consiglio>>, soif. 9, <<1931 - IX>>, Ins. B, <<2-5 marzo 1931 - IX>> ; O.O.XXIV, pp. 333-337.

(103) Aquarone[1965] p. 178 (C.F.; 3月15日).

(104) BP, a. 5, n. 2, pp. 161-169. 31年初めにはスト・デモともにさらに増加していたが(Colarizi[1991] pp. 56-60; De Felice[1974] pp. 77-80)、特別裁判所の設置期間の延長に対しては反対も多かった。逆効果である、通常裁判所への批判になり不都合などというのが反対派の掲げた主な理由だった。Ibid., p. 7. ジュリアーティも例外状況終了後は特別裁判所を廃止すべきと考えていたが(De Begnac[1990] p. 483)、31年時点での態度は不明である。

前年 10 月の大評議会は単に懸案を先送りにしただけであった。これに対して 3 月の大評議会では党のあり方のような論点については玉虫色の決着が図られたが、パージと国制／経済制度改革の完了は明確に打ち出されることになった。こうして、二枚看板だったジュリアーティとポッターイが掲げた路線は明確に否定されたのである。

ところが、これらの決定によっても事態を收拾することはできなかった。4 月 19 日にミラノで演説した際に、ジュリアーティは党員証の再点検を恒久化すべきであるとの考えを明らかにしたのである⁽¹⁰⁵⁾。こうして、党書記が大評議会の公式決定に公然と異議を唱えるに至った。

他方、ポッターイも独自の動きを見せ始めていた。この時期には労組がポッターイに矛先を向けつつあった。経済危機対策が労組を軽視する形で進んだことに対して、労組の不満が高まっていたのである。3 月 28 日にはロッソーニの論説が『ポーポロ・ディターリア』紙に掲載された。「組織された諸階級の代表は組合であって国家官僚機関ではない。」「国家はサンディカリズムをつくるのではなく、組合の活動・宣伝を統制」するだけである。彼は私的な会話でも、組合機関や労働裁判所に協同体省が取って代わろうとしていると政府主導の政策形成を批判している⁽¹⁰⁶⁾。

従来のポッターイであれば、組合の協同体省攻撃が再び強まっている状況では彼らへの統制を強めようとしただろう。だが、ポッターイの構想は破綻を来し始めていた。また、組合・協同体に関する基本機関の建設完了が正式に宣言され、4 月 18 日に下院に上程された県協同体経済評議会設置法案では評議会の長は知事になったものの、県組合調整委員会の政府機関化は未だ時期尚早として否定された。地方の協同体機関を政府機構の下に組

(105) Giuriati[1981] pp. 130, 294; De Felice[1974] p. 212; 'Il Segretario del Partito parla ai camerati milanesi', *Il Lavoro Fascista* (21 Aprile 1931). ムッソリーニは 3 月 29 日にも『ジョヴェントゥ・ファシスタ』誌（「青年ファッシ」機関誌）で「極地や赤道のように誰もが生きていられるわけではない」「厳しい雰囲気」をつくり出すことがパージよりも重要だとして、パージ以外の規律強化を提唱している。O.O.XXV, pp. 4-5. なお、ジュリアーティは回想で在任中の除名者(eliminati)を 12 万としているが(Giuriati[1981] p. 130)、ジュリアーティ時代の 1 年間で党員数は 105 万人から 80 万人に大幅に減少している。ちなみに、トゥラーティは 4 年半で 15 万人をパージしたが、青年組織からの入党によって党員数は 2 万人増加した。Giuriati[1981] p. 130; De Felice[1974] pp. 211-212; E. Gentile[1995] pp. 170-171

(106) De Felice[1974] pp. 16-17. 陸運・内海海運労組会長のチャルディも、現場を知らない組織家によって労働者が協同体体系から排除されることの危険性を指摘している。AP, Legislazione XXVIII, Camera dei deputati, vol. 4, discussioni, pp. 4415-19 (下院：4 月 30 日)

み込もうとするボッターイにとっては不満の残る内容だったのである⁽¹⁰⁷⁾。

こうして、ボッターイは構想の建て直しを迫られることになった。そこで彼は組合と協調して、協同体機関を円滑かつ実効的に機能させる道を選んだ。今やロツソーニも政府が「組合の活動・宣伝を統制」することに反対はしない。それならば、統制を強めて組合と衝突するよりも組合と協調する方がボッターイにとっては得策だったのである。

5月7日、ボッターイは下院演説で組合の自発性を積極的に評価する。組合は「躍動する組合でなければならない。」組合の統制は行政的統制ではなく、「完全に政治的性格」とすべきである。但し、統制権の「行使は当省〔協同体省〕に属する」のであり、組合・協同体政策の主導権はあくまでも協同体省が握るものとされていた。ボッターイは21日の上院での演説でも「協同体秩序が国家の鬱血を取り除かねばならない」と述べ、組合・協同体秩序が既存政府機構に代わって社会政策を担うべきだと主張したのである⁽¹⁰⁸⁾。

ジュリアーティは自らの構想に固執して公式路線に異を唱えた。ボッターイは自らの構想の綻びを組合との協調によって修復しようと試みた。だが、経済危機で組合は活性化しており、次に触れるようにカトリックに対しても攻撃的になっていた。その組合をさらに勢いづけようとするボッターイの路線はムッソリーニにとって明らかに不都合だった。

こうして、威信を誇る二人の有力サブリーダーが、ムッソリーニにとって不都合な路線を追求するに至った。経済も悪化の一途をたどっていた。このようななかで「国家・教会関係」の緊張が頂点に達するのである。

(4) 「国家・教会関係」の「危機」

1930年から31年にかけて、「国家・教会関係」は青年／教育問題をめぐって一段と緊張の度を増していた⁽¹⁰⁹⁾。折しも、31年は社会問題における教会の積極的役割を認めた回勅「レールム・ノヴァールム」の発布40周年にあたっており、年が明けてからは社会問

(107) *Ibid.*, pp. 5193-99; O.O.XXIV, pp. 335-336; BP, a. 5, n. 2, pp. 153-160

(108) AP, Legislazione XXVIII, Camera dei deputati, vol. 4, discussioni, pp. 4561-73 (sp. pp. 4566-72); AP, Legislazione XXVIII, Senato, vol. 2, discussioni, pp. 3748-60 (sp. p. 3759).

(109) 30年12月31日の教皇回勅「カスティ・コンヌビー」は「為政者は、その治下にある者の肢体に対して、なんらの直接的権利も、もつてはいない」ことを確認した上で、「国家」と教会との「相互の権利と至上権」の相互尊重を説いている。青年／教育問題は教会が優先権を持つ領域であり、政治権力は従属的に協力するべきであるというのが回勅の趣旨であった。Carlen[1981] pp. 396, 400-403, 411-412; ピオ十一世[1958] 43-44、72-80、88、134-148頁。

題、とくに労働者の組織化も両陣営の争点になっていった⁽¹¹⁰⁾。

3月19日、ファシスト労組機関紙『ラヴォーロ・ファシスタ』がカトリック活動団による「職能部会」設置を批判して、カトリック攻撃の最前線に躍り出た。31日付の同紙では、職能組織設置や技術教育への進出を促すカトリック活動団の通達の存在も報じられた。この記事を機に、青年組織機関誌も含めた他のファシスト系新聞もカトリック活動団への攻撃に加わる⁽¹¹¹⁾。

ムッソリーニもカトリック大学生連盟の集会の禁止を指示し、4月8日にはヴァティカンに対してカトリック活動団の政党化や挑発の防止、「煽動者」の追放などを要求している。ヴァティカンは表向きは要求を拒否したが、カトリック活動団中央評議会は責任者の1人であるローマ支部長を11日に解任して譲歩の姿勢を示した⁽¹¹²⁾。

ところが、14日にスペインの王制が崩壊したことが「国家・教会関係」に新たな波紋を投げかけることになった。ムッソリーニは「スペイン王制は、間違いなく教会に好意的だった」と記し、落胆を隠していない。「司教が政治的首領でも軍の将軍でもないとな納得しなければならない。彼は羊飼いなのだ。[中略]ここに狼が1匹だけいたとする。百万の羊は逃げ出してしまう」。この政変によって、教会と同盟しても政権の存続が必ずしも保証されないことが明らかになったのである⁽¹¹³⁾。

教会が好意的であっても政権の安定は保証されない。しかも、イタリアにおける「国家・教会関係」は決して良好ではなかった。例えば、教皇大使は16日、ヴァティカン駐在大使デ・ヴェッキに「ファシズムは多くを失った。日々さらに失いつつある。」と述べている。さらに19日には、教皇がカトリック活動団の正統性、「社会道徳」への介入権を再び主張した⁽¹¹⁴⁾。

ジュリアーティが19日にミラノで行った演説が、さらに教会との溝を広げた。彼によれば、ファシズムは「青年を父祖の宗教において教育する」ことを望んでいる。このよう

(110) De Felice[1974] p. 251; O.O.XLI, p. 425

(111) 'Professionisti cattolici o cattolici di professione', *Il Lavoro Fascista* (19 Marzo 1931); 'Manovre cattoliche', *Ibid.* (26 Marzo 1931); 'Antifascismo cattolico. carte scoperte', *Ibid.* (31 Marzo 1931); 'Qual'è il programma dell'Azione Cattolica?', *Ibid.* (2 Aprile 1931); Binchy[1941 (1970)] pp. 512-513; De Felice[1974] p. 254; Colarizi[1991] p. 120; Setta[1998] p. 33; Pollard[1985] pp. 140-142

(112) *Ibid.*, p. 141; De Felice[1974] p. 254-255; Giuntella[1975] p. 207; O.O.XLI, p. 430; Setta [1998] pp. 49-50

(113) De Felice[1974] pp. 252-253, 824-825

(114) *Ibid.*, pp. 255-256; De Vecchi[1998] p. 268; Setta[1998] p. 33

なファシストの主張に対して政教協約に基づいて反論しても無意味である。「政教協約は聖座によってファシスト全体主義体制、ファシスト協同体国家と締結されたのである」から、青年／教育問題に関する権限が「ファシスト全体主義体制」に属することは政教協約にも織り込まれているのである⁽¹¹⁵⁾。

この演説は、パージの問題で挫折を余儀なくされたジュリアーティが、もともと関心を持っていた青年／教育問題を提起して、巻き返しを図ったものと考えられる。そもそも 30 年 10 月の「黒シャツ」の大同団結は青年／教育問題を要としていた。青年／教育問題を再度提起して影響力を確保するには「国家・教会関係」が緊張している今が絶好の機会だった⁽¹¹⁶⁾。

この演説の後、教皇は態度を硬化させた。青年ファッシ司令官のスコルツァは『ジョヴェントウ・ファシスタ』誌でカトリック団体への攻撃を展開し、トリノやパルマなど北部を中心にファシストの反カトリック示威行為も発生した。しかし、頂上部ではアルナルド・ムッソリーニを中心に「国家」と「教会」の棲み分け論が提起され、5月中旬までは東の間の平和が続いた⁽¹¹⁷⁾。

5月半ば、回勅「レールム・ノヴァールム」40周年を迎えて再び緊張が高まる。15日には、教皇が回勅「クアドラジェシモ・アンノ」でカトリック活動団の社会活動や労働者の組織化の意義を改めて強調した。すると翌16日には、スペインのカトリック活動団が王制転覆に際して「指一本動かさなかった」ことを非難する論説が『ラヴォーロ・ファシスタ』紙に掲載され、カトリック陣営との論争が再開される。ファシスト青年組織によるカトリック活動団の襲撃事件も相次ぎ、ローマでも学生同士の衝突が起きた。下旬にはファシズム打倒を呼びかける「教皇派」(Guelfi)と名乗る集団の声明文が押収される。そして27日の『ラヴォーロ・ファシスタ』には、中旬に開かれたカトリック活動団総会で「権力掌握に備える」ように説く演説が行われたとの記事が掲載され、『ポーポロ・ディターリア』紙には「カトリック活動団の真実」と題する論説が掲載される。同じ27日にはイ

(115) De Felice[1974] p. 256; Binchy[1941(1970)] pp. 513-514; 'Il Segretario del Partito parla ai camerati milanesi', *Il Lavoro Fascista* (21 Aprile 1931)..

(116) 但し、ファリナッチの『レジーメ・ファシスタ』紙がジュリアーティの演説を歓迎したときには、ジュリアーティはファリナッチを抑えに回っている。Giuriati[1981] pp. 287-290; De Felice[1974] p. 214

(117) Binchy[1941(1970)] pp. 514-515; O.O.XLI, p. 435, 437; De Felice[1974] pp. 256-258; La Rovere[2003] pp. 164-165.

エズス会機関紙『チヴィルタ・カッターリカ』本部の襲撃事件も発生した⁽¹¹⁸⁾。

29 日午前 10 時半、ヴァティカン駐在大使デ・ヴェッキは教皇への拝謁を遠慮するようにヴァティカン側から通告される。午後 6 時には教皇大使がイタリア外務省を訪れて暴力的行為について厳重に抗議し、24 時間以内の回答を求める「最後通牒」を突きつけた。これを承けて午後 8 時半、ムッソリーニは全知事に通達を発する。

P.N.F.および O.N.B. [バリッラ事業団] 直属ではない青年団体は、いかなる性格・年齢層のものであれ解散・禁止される。施設は直ちに閉鎖されなければならない。そこにある設備は差し押さえられる。指導部は公安法で言うところの警告を受ける。この命令の執行につき、24 時間以内に私まで電報で報告すること。

こうして、カトリック系の青年団体は解散された⁽¹¹⁹⁾。

カトリック勢力との対立は労組や青年組織のみならず党機構全体を巻き込み、「国家・教会関係」も一触即発の事態に至った。青年／教育問題を軸にした党の「インナー・サークル」化路線は、党機構が過度の活性化に陥る可能性をはらんでいたのである。経済危機がいつそう深刻になるなかで「国家・教会関係」の緊張も頂点に達し、政権は全面的危機に直面しているかのようにであった。

それにしても、なぜここまで緊張が激化したのだろうか。実はこの事態を仕組んだ張本人は、ほかならぬムッソリーニだったのである。

(5) 仕組まれた「危機」

そもそも、『ポーポロ・ディターリア』編集長のアルナルド・ムッソリーニは教会への

(118) De Felice[1974] pp. 253, 258; La Rovere[2003] pp. 165-167; Carlen[1981] pp. 423, 430-431, 438-439; ピオ十一世[1966] 64-65、107-110、160-162 頁; Binchy[1941(1970)] pp. 515-519; De Vecchi[1998] pp. 241, 314; O.O.XLI, p. 438; Pollard[1985] pp. 137-139, 145-146, 152; Scoppola[1967(1973)] pp. 284-286, 291-302; Giuntella[1975] pp. 208-211; 'E l'Azione Cattolica ?', *Il Lavoro Fascista* (16 Maggio 1931); 'L'Antifascismo dell'Azione Cattolica documentato', *Ibid.* (27 Maggio 1931).

(119) O.O.XLI, p. 441; De Felice[1974] p. 259; De Vecchi[1998] pp. 225-226; ACS, SPDCR, b. 33, fasc. 242/ R, <<Bilanci - Partito Nazionale Fascista. Riunione del Direttorio del Partito Nazionale Fascista>>, sotf. 1, <<Riunione del Direttore del 3/6/1931 - IX>>, Ins. B, <<Scioglimento dei gruppi giovanili cattolici>>. 「最後通牒」(la nota di ultimatum)はデ・ヴェッキの表現。

接近を主導していた人物である⁽¹²⁰⁾。その『ポーポロ・ディターリア』にカトリック陣営を挑発するような論説が載るのは、いささか不自然である。このような事態が生じるとすれば、それは兄の指示、少なくとも容認の下に行われたとしか考えられない。また、『ラヴォーロ・ファシスタ』の情報収集能力が高かったとは考えにくい。この点については、党機構か政府機構が入手した情報が何らかの意図によって労組に流されたと見るのが自然だろう。このように検討を進めると、31年危機の火付け役はムッソリーニだったと考えるをえなくなるのである⁽¹²¹⁾。

だが、ムッソリーニは闇雲に教会との対立を煽ったわけではなかった。頂上部では対立の激化を抑える動きも存在していたのである。例えば、27日の教皇の発言によれば、イタリア政府の姿勢は強硬ではなかった。また、ファシストによる襲撃はカトリック活動団や大学生連盟が標的であり、教会や聖職者は基本的には対象になっていなかった。これは上層部の意向によるものと考えられている⁽¹²²⁾。つまり、ムッソリーニは「国家・教会関係」を決裂に至らない程度の「危機」に持ち込むよう行動していたのである。

では、なぜ彼はそのような行動に出たのか。その答えは「頂上政治」の行き詰まりに求められる⁽¹²³⁾。

3月の大評議会決議によって、ジュリアーティの進めるページには終止符が打たれるはずだった。ところが、ジュリアーティは失地回復のため、青年／教育問題を前面に押し出

(120) Binchy[1941(1970)] pp. 126-130; Pollard[1985] p. 142

(121) ポラードも類似の解釈を示している。彼によれば、4、5月の論争は「非妥協」派の宥和とヴァティカンの軟化を望んだムッソリーニが内務省の情報を漏らして煽ったものであり、カトリック青年団体の解散はムッソリーニがファシストに対して自らの指導権を確認・誇示することをも試みたものである。Ibid., pp. 140, 142-143, 147-148

E. ジェンティーレは、4月以降のジュリアーティの行動にもムッソリーニの同意があったとしている。E. Gentile[1981] pp. XXXVII-XXXVIII. たしかに、判断の根拠となっているムッソリーニの回想(De Begnac[1950] pp. 441-442)は「火中の栗を拾った」としてジュリアーティの行動を肯定的に評価している。だが、ムッソリーニが彼の行動のどの部分を評価していたのかは、この回想だけでは特定できない。本稿ではムッソリーニがジュリアーティの4、5月の行動ではなく、6月以降の行動を評価していると解する。

(122) Binchy[1941(1970)] p. 517; Giuntella[1975] p. 212

(123) 従来の研究は31年の「危機」を「国家・教会関係」の枠組でのみ分析しており、この事件とその他の争点との関係はほとんど検討されていない。ポラードは、ムッソリーニと「非妥協」派との緊張に注目しているが、細かい過程を追うまでには至っていない。転換過程研究の欠落はここでも弊害をもたらしている。

してカトリック攻撃の先頭に立った。他方、ボッターイは労組の活性化路線に転じたが、この路線もカトリックとの緊張を高める方向に働く。こうして、威信を誇る二人のサブリーダーが「国家・教会関係」の緊張を煽る側に回ったのである。

だが、自らの威信をてこにして構想を推し進めようとするジュリアーティとボッターイをムッソリーニはうまく制御できなかった。青年／教育問題がカトリックとの争点となっている今、仮にカトリック攻撃の主導者ジュリアーティと青年の指導者ボッターイを解任すれば、ムッソリーニ自身の威信に傷が付きかねない。とはいえ、この事態を放置すれば「国家・教会関係」が決裂し、「和解」の功労者としての自らの威信が危うくなるおそれがあった。

そこでムッソリーニが着目したのが限定的危機の戦略だった。かつて1925年1月の「独裁宣言」の際には、彼は一触即発の事態を前に政府機構を動員し、反ファシストとともに「黒シャツ」を封じ込めることに成功した。実は、ファシストと他の勢力との緊張が高まった方が政府機構を動員しやすいのであり、ヴァティカンとの交渉が不可能にならない程度の限定的危機は、ムッソリーニにとってむしろ好都合だった。こうして彼は一時的に危機を煽る側に回ったのである。

27日にカトリック攻撃の新聞論説を掲載させたムッソリーニは、翌28日に全知事に通達を發した。

体制とカトリック活動団との間の状況が明確になるまでは、民衆の宗教感情を傷つけるような性質の事件が起こってはならない。党ヒエラルヒー各位に徹底すること⁽¹²⁴⁾。

この通達では、「状況が明確になる」として、何らかの措置が近いことが示唆されている。そして、党は知事から指図を受けるものとされており、危機收拾の主導権は党ではなく知事に与えられている⁽¹²⁵⁾。ムッソリーニは活性化した「黒シャツ」を政府機構の手で抑え込もうとしていたのである。

29日午前10時半、教皇への拝謁の中止を通告されたデ・ヴェッキは直ちにムッソリーニに電話をかけた。報告を受けたムッソリーニはデ・ヴェッキに次のように語っている。「この措置によって、自分は完全に行動の自由を得た。すべてのカトリック集団の解散を命じるため、直ちに各知事に電報を打つ⁽¹²⁶⁾。」つまり、ムッソリーニはヴァティカンが行動を起こすのを待っていたのである。そして、午後6時のヴァティカンの「最後通牒」を

(124) O.O.XLI, pp. 440-441

(125) Scoppola[1967(1973)] p. 257

(126) De Vecchi[1983] p. 198; Id.[1998] p. 225

承けて、ムッソリーニはカトリック青年団体の解散を命じる。こうして、事態の主導権は政府機構が握ることになったのである。

6月初めの党全国評議会でムッソリーニに批判されたジュリアーティは即日辞表を提出する。しかし、ムッソリーニは「第10年の前夜には、兵卒と幹部を完全に落ち着かせて党を私に差し出すように」と返書を送り、この辞表を却下した⁽¹²⁷⁾。但し、それは「第10年の前夜」、つまり31年10月という期限付きの留任であった。こうしてジュリアーティは「死に体」になり、影響力を喪失した。

では、なぜムッソリーニはジュリアーティを直ちに解任しなかったのか。その第1の理由は、ムッソリーニも青年／教育問題の重要性は否定できないことである。青年／教育問題の重要性自体はムッソリーニも常々認めていた。また、ヴァティカンとの交渉に弱腰で臨むわけにいかない以上、「反・カトリック活動団」の主役であるジュリアーティを形式的には重んじなければならなかったのである。

第2の理由はムッソリーニが当座の事態收拾を最優先に動いていたことである。彼はその後のことは考えていなかったと思われる。そのため、ジュリアーティやボッターイに代わる新たな路線が見つかるまでは、当面はジュリアーティを留任させるしかなかったのである。

ムッソリーニは内務省機構を動員することにより、「頂上政治」の懸案に解決の糸口をつけることには成功した。そして、「国家・教会関係」も紆余曲折の末、9月2日の協定によりほぼ現状通りで決着した⁽¹²⁸⁾。

だが、注意しなければならない。ムッソリーニは、従来のように人事や政策に関する権限を用いるだけでは事態を收拾できなかった。結局、「国家・教会関係」の「危機」の演出や、内務省機構の動員にまで追い込まれてしまった。31年の「危機」は、やはりムッソリーニにとって挫折だったのである。

(6) 政府首長独裁とその限界

1929年末、ムッソリーニは政府首長独裁の法制化を達成した。大規模なパージによって党内の状況は改善された。「和解」によってムッソリーニの威信も高まった。にも拘ら

(127) Giuriati[1981] pp. 155-156; O.O.XXV, p. 253. ジュリアーティの回想は自分に不利なことにはあまり触れておらず、批判の内容は不明。驚くべきことに、この回想録は31年危機に全く触れていない。

(128) Binchy[1941(1970)] pp. 517-531, 563-566; De Felice[1974] pp. 259-272; De Vecchi[1998] pp. 225-301, 311-322; Setta[1998] pp. 33-38; Pollard[1985] pp. 155-165, 180-183; Scoppola[1967(1973)] pp. 257-280

ず、「国家・教会関係」の全面的危機を避けるために、彼は限定的危機を演出しなければならなかった。29年9月にはムッソリーニはここまでしなくてもトゥラーティの影響力を奪うことができた。なぜ、権限が強力になった後の31年に「危機」の演出が必要になったのだろうか。

決して、政府首長の権限の強化が不十分だったわけではない。そもそもムッソリーニは党書記の解任権を握っていたのだから、単にジュリアーティを解任すればよかったのである。だが、ムッソリーニは解任権を行使せず、「国家・教会関係」を一時的に危うくする道を選んだのである。

彼が解任権を行使しなかったのはこの時だけではない。29年9月にトゥラーティの影響力を奪うとき、ムッソリーニは内閣改造や機構改革などの迂遠な手段をとらずに単にトゥラーティの解任を提案すればよかったのではないか。このように考えると、ムッソリーニは、手に入れた解任権を行使できなかったのだと言わざるをえないのである。では、それは一体なぜなのか。

その鍵を握るのが政治的資源の状況である。ムッソリーニは党の組織力、政府首長という公的地位、民衆社会における威信を資源としていた。

a. 政府首長の公的地位

国王をはじめとする保守的勢力は、組織力と威信とを背景にするムッソリーニには対抗できなかった。「犯罪者の結社の首領」であるムッソリーニが「犯罪者」のファシストをおさえている以上⁽¹²⁹⁾、彼を政府首長にとどめざるをえなかったのである。

b. 民衆社会における威信

党機構を握って、「犯罪者」のファシストを押さえ込んでいることがムッソリーニの威信を支える「業績」だった。また、政府機構を握るムッソリーニに反抗することは決して現実的ではなかった。

c. 党の組織力

ムッソリーニは、自らの威信と政府首長の権限を用いて党とサブリーダーを抑えていた。

このように、ムッソリーニは党の組織力を背景にして威信と公的地位を獲得し、その地

(129)ムッソリーニは25年1月3日の「独裁宣言」で「ファシズムが犯罪者の結社だといふのなら、私がこの犯罪者の結社の首領である！」と述べている。O.O.XXI, p.239

位を用いて党と民衆社会を抑え、威信によって党と保守派を抑えていたのである。

29 年になるとこの仕組みに変化が生じる。まず、ムッソリーニは、「和解」によって威信を高め、「頂上政治」の主導権を維持し続けることに成功した。ここで、威信を支える論理に「親カトリック」の要素が組み込まれる。他方、30 年になると、「黒シャツ」の結束を固めるために、ムッソリーニは青年／教育問題を前面に押し出さざるを得なくなった。この結果、党の組織力を支える論理に「反カトリック」の要素が組み込まれた。こうして、相互補完の関係にある威信と組織力が、相反する論理に支えられることになったのである。しかも、党組織の責任者ジュリアーティはフィウーメ遠征によって独自の威信を得ていた。党組織が反カトリックの方向で独走を始めることもありえたのである。

こうして 31 年 5 月、党機構の活性化により騒乱状態と「国家・教会関係」の決裂という事態が現実味を帯びてきた。党の統率にも騒乱の阻止にも失敗し、その上「和解」も破綻することになれば、ムッソリーニの威信は地に墜ちかねない。こうなれば、さらに党の統率は困難になり、保守派を牽制することも難しくなる。悪循環である。

結局、ムッソリーニは、党が独走したという印象を与えないようにしながら、党の独走を阻止するしかなかった。ジュリアーティの路線を追認するかのように振る舞いながら、彼を出し抜き、その構想を葬り去るのが最も効果的な方策だったのである。

ムッソリーニは、とりあえず事態の收拾に成功した。だが、この結末は、おそらくムッソリーニにとっては不本意だっただろう。本来、政府首長独裁が実現すれば、ムッソリーニは政府機構を動員しなくても党を統率できるはずだった。しかし、実際にはムッソリーニは 25 年のように治安機構の動員に追い込まれた。政府首長独裁路線はわずか 2 年足らずで限界に直面したのである。

また、政権の基本政策である協同体主義は経済危機に対処できていなかった。青年／教育問題を追求することの危険性も明らかになった。政策の面でも、ムッソリーニは行き詰まりに直面していた。しかも、有力サブリーダーは消え去った。ムッソリーニが道を見失っているのに、新たな指針を指し示す人物はいなくなったのである。「調停者」として政策を形成することも、当面は不可能になった⁽¹³⁰⁾。

その上、威信を保つためにムッソリーニの行動は著しく制約された⁽¹³¹⁾。「ドゥーチェはつねに正しい」(Duce ha sempre ragione.)という標語は彼にとっては両刃の剣だった。サ

(130) 複数の選択肢が政策形成過程に存在していなければ、ムッソリーニの「流動的調整機能」は、十分に発揮されない。従って、政策形成主体の減少は、政策形成メカニズムの機能不全を招くことになる。石田[1994] 267-276 頁。

(131) Kershaw[2000] p. 80

ブリーダーや党機構がドゥーチェの意向に従わなかった場合には、ムッソリーニがサブリーダーの行動を追認して、「ドゥーチェはつねに正しかった」ことにしなければならなかったのである。

こうして、政府首長独裁と「調停者」を目指すムッソリーニの構想は挫折し、彼は政治的資源のあり方の見直しをも余儀なくされた。ムッソリーニは新たな路線を目指して模索を始めざるをえなくなった。

そこで着手されたのが威信原理の転換である。「和解」という業績に立脚した威信は行動を制約するものであり、ムッソリーニにとっては不都合なものだったのである。そこで、業績による威信ではなく属性による威信、すなわちムッソリーニ個人の人格に立脚したカリスマ的威信への転換が必要になったのである。それには、政府首長独裁——政府首長の権限強化——を法制化するだけでは不十分だった。党のあり方を変化させるとともに、党の長「ドゥーチェ」の威信を絶対的なものにすることが急務になったのである。

このようにムッソリーニの政治的資源の状況と戦略が変わった以上、ムッソリーニとサブリーダーとの関係も大きく変わらざるをえなかった。では、サブリーダーたちはこの時期にどのような状況に置かれ、いかなる戦略を採っていたのか。次章ではサブリーダーたちの動向に焦点を当てることにしたい。

第6章 威信をめぐる抗争

第6章ではサブリーダーたちの抗争について検討する。第1節では、ムッソリーニが新たな路線を模索していた1931年半ばに生じたリッチとスコルツァの対立を取り上げ、その後スターラーチェの党書記就任の意味について、ムッソリーニの新たな戦略との関連を中心に論じる。第2節では、32年から34年にかけて激化したサブリーダーの抗争を取り上げ、個々の紛争の背景・経緯・帰結について詳述する。その分析を通じて、サブリーダーが闘いを有利に進めるためにムッソリーニへの依存を深めていったこと、そして「黒シャツ」の支持を得ているサブリーダーに有利に事態が展開したことを明らかにする。

主な史料としてはローマの国立中央文書館所蔵のドゥーチェ特別秘書文書を用いる。スコルツァに関しては、国立ルッカ文書館所蔵のルッカ県知事官房文書、ルッカ県レジスタンス・現代史協会所蔵の関連文書、および『ポーポロ・トスカーノ』紙を参照する。

第1節 スターラーチェ時代へ

(1) 新たな路線をめぐる

ジュリアーティとボッターイの路線は否定された。だが、新たな路線が直ちに見つかったわけではなかった。「危機」を演出して主導権を握ったムッソリーニが新たな道を見つけられないのだから、混迷は長引かざるをえない。デ・ポーノはきわめて悲観的な見通しを示している。

ムッソリーニは党に対しても怒っている。ジュリアーティは辞表を提出したが受理されなかった。テルツツィ(Attilio Teruzzi) [国防義勇軍参謀総長]、スターラーチェ、スコルツァ、リッチといった例の連中は、跳ね回って体制とファシストを嫌われ者になっている。そして彼 [ムッソリーニ] は分かっているか、もっと悪いことに分かろうとしていない。事実上、我々は現実から乖離してしまった。そして、どこに行き着くのか分からないのだ⁽¹⁾。

だが、悲観的な者ばかりではなかった。主導権を確保したムッソリーニが迷っているからこそ、そのムッソリーニに訴えかけることによって自らの構想を実現することが可能になる。これまで政策形成過程における影響力が小さかった者にとっては、影響力を強める

(1) デ・ポーノの日記 (31年6月23日)。Rochat[1986] pp. 206-207

ための格好の機会が訪れたのである⁽²⁾。

カトリック青年団体解散直後の5月30日、リッチはムッソリーニに書簡を送った⁽³⁾。リッチはこの書簡で「バリッラ組織の全体主義的性格」を強調している。

バリッラ組織の全体主義的性格はバリッラ事業団設置諸法に明記され、閣下〔ムッソリーニ〕によって再三確認されている。このことは、すべての青年大衆を一体の方法・方針に基づいて教育することを意味している。だが、これらの教育活動がさまざまな機関に委ねられていては、このような一体性に到達するのは不可能ではないだろうか⁽⁴⁾。

以上のような「一体性」の障害になるのはカトリックの青年組織だけではなかった。この書簡でリッチが問題にしていたのは、党系列の青年ファッシとファシスト大学生団だった。リッチによれば、青年ファッシ司令官・ファシスト大学生団書記長スコルツァは22日の通達で14歳から18歳の学生を対象とする青年集団を新たにつくり、これらを大学生団の系列に組み込もうとしていた。だが、この年齢層の組織化はバリッラに委ねられていたのであり、スコルツァの通達は政府機構と党機構との棲み分けに対する重大な挑戦だった。この年齢層の青年は、バリッラ系列のアヴァンギャルドディーアを経て青年ファッシに加入することになっている。だが、新組織が設立されれば、アヴァンギャルドディーアを経ないで青年ファッシ、そして党に加入する者が現れることになる。それはバリッラやバリッラへの協力者の営為を否定することになりかねなかった。しかも、新組織が学生を組織化することになれば、同じ年代の学生と労働者が別の組織に編制されることになってしまう。このような「労働者民衆からの学生の分離」は「かなり危険な原理」であるとリッチは評している⁽⁵⁾。

(2) トゥラーティはジュリアーティの後任になりうる人物として、リッチ・スコルツァ・スタラーチェの3人の名を挙げている(31年8月3日)。Lettera di Turati a Mussolini (3 agosto 1931), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soff. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

(3) ACS, SPDCR, b. 33, fasc. 242/ R, <<Bilanci - Partito Nazionale Fascista. Riunioni del Direttorio del Partito Nazionale Fascista>>, soff. 1, <<Riunione del Direttorio del 3/ 6/ 1931 - IX>>, Ins. B, <<Lettere al Duce e all'On. Giuriati di Renato Ricci>>; La Rovere[2003] pp. 153-157; Aquarone[1965] pp. 180-181; Pollard[1985] p. 137

(4) Lettera di Ricci a Mussolini (30 maggio 1931), p. 6, in ACS, b. 33, soff. 1, Ins. B.

(5) Ibid (sp. pp. 5-6, 9-12). スコルツァの通達については、La Rovere2003] pp. 153-154.

それだけではなかった。リッチによれば、新組織に関するスコルツァの通達は「自発性」を旨とするファシストの組織化政策にも反していた。

スコルツァの通達は中学校の最終4学年の男女の全学生を一斉に徴募すると定めている。これは拙速であり、混乱を招くことは必至である。しかも、この措置は10年にわたって非妥協的な方法で確認され維持されてきた体制の根本原理の1つに反し、この原理を否定するものである。それは党の組織への加入の自発性である。この自発性は我々の諸制度にきわめて高い威信を与えるものであり、義勇軍・組合・党、そしてドーボラヴォーロに関する法と同じように、バリッラに関する法制でも定められている⁽⁶⁾。

「青年ファッシの創設以降、イタリアに生じた混沌とした状況を改善するために」は2つの措置が必要だとリッチは訴えている。第1の措置はアヴァンギャルド出身でない者が青年ファッシに加入するのを「例外」だと規定した党書記通達を確認し、青年ファッシへの加入を停止することである。第2の措置はスコルツァ通達が定めた学生集団の創設を阻止することである。この書簡の後、6月3日に開催された党全国指導部会合では、バリッラ系列のアヴァンギャルドを経ない者が青年ファッシに加入することが禁止されるとともに、18歳以下の学生はアヴァンギャルドの管轄であることが確認された。こうして、スコルツァの路線は明確に否定された⁽⁷⁾。

だが、スコルツァは諦めなかった。7月14日の党指導部会合を前にした11日、スコルツァは青年団体に関する報告をムツソリーニに送った⁽⁸⁾。スコルツァによれば、ファシス

(6) Lettera di Ricci a Mussolini (30 maggio 1931), p. 5, in ACS, b. 33, soff. 1, Ins. B. この箇所でリッチはバリッラを「党の組織」と並べて論じている。スコルツァに対抗するには、バリッラがその起源・方法・目的において「ファシスト組織のなかで最もファシスト的」(Ibid., p. 8)であるとして、バリッラが党に起源を持つことを強調するのが得策だった。

(7) Ibid., p. 15; ACS, SPDCR, b. 33, fasc. 242/ R, <<Bilanci - Partito Nazionale Fascista. Riunioni del Direttorio del Partito Nazionale Fascista>>, soff. 1, <<Riunione del Direttorio del 3/6/1931 - IX>>, Ins. A, <<Appunti, statistiche e ordine del Giorno>>; La Rovere[2003] p. 157..

(8) Relazione da Scorza a Mussolini (11 Luglio 1931), in ACS, SPDCR, b. 33, fasc. 242/ R, <<Bilanci - Partito Nazionale Fascista. Riunioni del Direttorio del Partito Nazionale Fascista>>, soff. 2, <<Riunione del Direttorio del 14/7/1931 - IX>>, Ins. A, <<Carteggio, Informazioni e Statistiche>>; La Rovere[2003] pp. 157, 173-176; Aquarone[1965] pp. 180, 514-517; Giuntella[1975] p. 202; Guerri[1976] pp. 140-141.

ト党が「大衆の政党」を目指すのであれば、バリッラにすべてを任せるわけにはいかなかった。

ドゥーチェは明確な指針と指図を下された。それは大衆の政党である。では、この大衆はどの部分から党に入ってくることになるのだろうか？

年寄りからというのはもう無理だ。ドゥーチェが入党を閉ざすとの指図を下された上に、いずれにせよ、彼らはきわめて手強い大衆だと思われるからだ。

従って、バリッラ事業団しかないことになる。だが、[バリッラは] すべてでもなければ、即座に[効果を上げる]というわけでもない。既に見たように、14歳から18歳までの青年135万人のうち、アヴァンギャルディーアにはわずか25万5千人しか組み込まれていない。それゆえ、バリッラ事業団が全体主義的な組み込みの事業を遂行するだけでは、首領の意志を実現するには不十分である。ひびが完全に埋まり、[バリッラ事業団からの] 徴募からの流入が党を確実に、そして着実に強化してくれるようになるときまでは、青年ファッションが[青年を] かき集め続ける (*continuino il rastrellamento*) のを認めることが不可欠である⁽⁹⁾。

スコルツァはバリッラと競合する青年の組織化については一切触れていない。だが、バリッラの組織化が不十分であるならば、現在の青年組織化政策を見直さなければならないだろう。そして、その際には青年ファッションが重要な役割を担うはずだった。

では、青年ファッションはどのような役割を担うのだろうか。

青年に神話を与えなければならない。青年は何かを心から (*ciacamente*) 信じ込み、何かの中心にいるとの感覚を持つ必要がある。

現在、学生である青年たちは——彼ら自身では——精神的に確かなものをもっていない。彼らは2つの偉大な事物、戦争と革命と向き合っている。だが、彼らはこれらに参加もしていなければ貢献もしていないのだ。

彼らは自らの本能のなかで何かに急き立てられているように感じている。だが、それが何であるか、頭 (*mente*) でははっきりさせられないのだ。

これでもファシスト的ではある。だが、それはドゥーチェがお望みになった形ではない。いわば、それは大衆としてのファシストである。だが、それは指揮を担う貴族階級 (*aristocrazia di comando*) としてのファシストでなければならないはずだ⁽¹⁰⁾。

(9) Relazione da Scorza a Mussolini (11 Luglio 1931), op. cit., p. 3.

(10) Ibid., p. 20

このように、スコルツァは「大衆政党」というムッソリーニの掲げた目標に同調しながらも、「指揮を担う貴族階級」の「インナー・サークル」を重視していた。リッチが14歳から18歳の青年を「インナー・サークル」の外にあるバリッラで育てようとしたのに対して、スコルツァは彼らを「インナー・サークル」に直接招き入れようとしたのである。スコルツァによれば、バリッラが行っているような「大衆としてのファシスト」ではなく、「貴族階級」を「選抜」し、養成することが青年ファッシの重要な任務である。

必要な選抜と規律の事業を完遂し、組み込みが完了したならば、我々は偉大な事業への備えができた組織体をドゥーチェと党に提供することができるだろう⁽¹¹⁾。

こうして形成された「組織体」では、ドゥーチェが「神話」の中核になる。スコルツァによれば「ドゥーチェと体制には論争する頭脳は必要ない」のであって、ドゥーチェに対して疑問を抱くことはゆるされなかった。

友好的なものだとしても議論が何の役に立つというのか、教育的なものだとしても論争が何の役に立つというのか？

統治の必要から「議論を」ゆるさなければならぬ？では、偶発的な事柄や地域の事柄に議論を限ることにしよう。だが、我々の信仰の根本的な柱石は脇に置いて——我々の外に——手を着けないでいよう。これらの柱石はドゥーチェによって、彼のみによって、彼の精神的格闘を経てつくられたものである。我々は青年の魂をこれらの柱石に結びつけなければならない。だが、「その内容を」押し量ったり吟味したりすることは——「ドゥーチェに対する」冒瀆の罪に当たるので——ゆるされない。

神話は既に存在し、名前を持っている。その名はベニート・ムッソリーニ。

以上のような「ムッソリーニ主義」を奉じる「武装した教団」(un ordine religioso armato)がスコルツァの目指す党の姿だった⁽¹²⁾。スコルツァはバリッラに対抗して青年ファッシの活動領域を拡大することを試み、そのためにムッソリーニへの恭順の意を前面に掲げていた。だが、その恭順は政府首長ではなく、ドゥーチェへの恭順として定式化されていた。5月の「危機」以降は政府機構に主導権が移りかねない状況であり、このような状況で政

(11) Ibid., p. 15

(12) Ibid., pp. 15-16, 22.

府機構のバリッラに対抗するには、党の長であるドゥーチェを奉じるのが最も効果的だったのである。

だが、スコルツァの主張は再び却下された。ファシスト党とカトリック活動団の重複加入を禁じた 14 日の党全国指導部決定では、バリッラ事業団が「ファシスト革命を継続する者を明日に向けて養成しなければならず、そして養成する組織」であり、「リットーリオの旗の下に新世代を全面的かつ迅速に結集する」ことが確認された。他方、党は「軍事的な戦闘組織」と規定され、結論としては「インナー・サークル」の党と、大衆教育を担うバリッラとの棲み分けという形になった。結局、この決議でも現状維持が打ち出されたのである⁽¹³⁾。

こうしてスコルツァは敗北を喫した。青年ファシシの権限を強化できなかったのは、スコルツァにとって痛手だったにちがいない。だが、リッチに勝つことができなかったのは、それ以上に大きな痛手だった。スコルツァはどうしてもリッチに勝たなければならなかったのである。その理由を説明するために、ここでスコルツァの地元、ルッカに目を転じることにしたい。

(2) スコルツァとリッチ

スコルツァは 1897 年、南部カラブリア州コセンツァ県で生まれた。彼はルッカ県（トスカーナ州北西部）に住む兄ジュゼッペ (Giuseppe Scorza) を頼ってルッカ⁽¹⁴⁾に移り、この地で会計学を学んだ。その後、スコルツァはピサ大学の工学部に通う一方、文学や文筆活動にも関心を広げていった。やがて彼は 1 次大戦への参戦を支持するようになり、開戦後に志願して従軍する。除隊後、スコルツァはルッカに戻り、帰還兵協会に加わるとともに創設直後のファッショに加入した。彼は 20 年 12 月にルッカ市ファッショの指導部に起用され、21 年 4 月に書記に就任する。スコルツァは機関紙『イントレーピド』の論説を執筆する一方で、都市部の社会主義陣営と農村部のカトリック陣営に対する攻撃に力を注い

(13) Scoppola [1964 (1973)] pp. 275-276; ACS, SPDCR, b. 33, fasc. 242/ R, << Bilanci - Partito Nazionale Fascista. Riunioni del Direttorio del Partito Nazionale Fascista >>, soff. 2, << Riunione del Direttorio del 14/ 7/ 1931 - IX >>, Ins. B, << Ordini del Giorno non sottoposti soppressi o modificati d'Assemblea >>.

(14) ルッカ県については、Lazzareschi/ Pardi [1978]. 邦語では中世史について中谷 [2008]、都市・建築史について黒田 [2006] がある。

だ。9月に県連書記に選ばれた後は、各地のファッショに対する統制強化にも着手した⁽¹⁵⁾。
ファリナッチの台頭以降、彼に近かったスコルツァの地位はいっそう強まった⁽¹⁶⁾。

このようにして形成されたスコルツァのラス支配は非常に堅固なものだったと研究者たちは考えてきた。ルーポはラスへの集権化が生じた県として、ファリナッチのクレモーナ、バルボのフェッラーラとともにスコルツァのルッカを挙げている。また、リットルトンによれば、小さくて同質性の高い県では強固なラス支配が成立しやすいが、ルッカはその典型例だった⁽¹⁷⁾。

だが、スコルツァのラス支配は決して強固ではなかった。ボローニャのアルピナーティと同じように、スコルツァも県内の地域間対立に苦しめられていたのである。当時のルッカ県はルッカを中心とするセルキオ川中流域のルッケジアー、ヴィアレージョを中心とする下流域のヴェルシリア、上流域のガルファッニャーナ、および東部のヴァル・ディ・ニエーヴォレの4つの地域からなっていた。また、県内の多くの地域には隣県マッサ＝カッラーラのラス、リッチの影響力が及んでおり、スコルツァのラス支配の障害になっていた。

このうち上流域のガルファッニャーナ地方は、23年にマッサ＝カッラーラ県から移管された地域である。移管前のガルファッニャーナにはカッラーラ・ファシズムの指導者であるリッチに近い勢力と彼に批判的な勢力が存在し、両派の間で対立が生じていた。帰還兵協会をはじめとする反リッチ派がガルファッニャーナ地方のルッカ県への移管を要求すると、ムッソリーニは彼らの要求を受け入れ、23年10月にガルファッニャーナの移管を決定した。こうしてガルファッニャーナはスコルツァの支配下に入った。そして移管に反対していたリッチ派は、中心人物のプラントーニ(Mario Prantoni)が反リッチ派への暴行

(15) Baldanzi[1989] pp. 60-62; Pardini[1994]; Sereni[1994] pp. 72-78; Pizzi[1989] (sp. pp. 42-48); Bellandi[1971] Introduzione, pp. 26, 40-53; 'Provincia di Lucca. Segretario Federale: On. Comm. Carlo Scorza' (27 settembre 1927) e lettera di Scorza a Mussolini (ottobre 1927), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>. スコルツァの本格的な伝記としては、Rastrelli[2010]と1925年までの時期を扱った Bellandi[1971]がある。このうち、ベッランディの論文はスコルツァ自身へのインタビューに大きく依拠しているため、扱いには注意が必要である。なお、30年代初めのスコルツァについては Lupo[2000]、アルゼンチンへの亡命後については Bertagna[2006]; Scarzanella[2005]にも記述がある。ジュゼッペについては、ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, Ins. <<Documentazione>>, n. 28. ファシスト運動の台頭に至るルッカの情勢については、Baldanzi[1987]; Baronti/ Quilici[1984]; Pizzi[1987]. ルッカ・ファシズムについては、Fulvia Celi/ Simonetti[2005]も参照。

(16) Pardini[1994] p. 80; Id.[1996] p. 134

(17) Lupo[2000] p. 156; Lyttelton[1973] pp. 167-168.

で有罪となり収監されたこともあって影響力を失った。他方、ルッカ県への移管を要求していた反リッチ派はガルファッニャーナ支庁の維持を求め、この地方が自律的な地位を保つことを望んでいた。また、彼らはリッチのラス支配に否定的だったため、「修正主義」派に近い立場を採っていた。従って、彼らはスコルツァによる統制強化やラス支配の形成には批判的にならざるをえなかった⁽¹⁸⁾。結局、スコルツァはガルファッニャーナを完全には掌握できなかったのである。

ガルファッニャーナ地方とは逆に、下流域のヴェルシリア地方ではルッカ県からマッサ＝カッラーラ県への移管を求める声が帰還兵協会などから上がっていた。大理石採掘が盛んなヴェルシリアは、隣接する大理石産地のマッサ＝カッラーラと経済的に近い関係にあったのだ。当然のことながら、スコルツァ派のファシストはヴェルシリアの移管に反対し、リッチ派の弱体化に全力を尽くした。だが、リッチの影響力は完全には衰えていなかった。24 年末にリッチがマッサ＝カッラーラで煽動した大理石ストは、この地にも波及している⁽¹⁹⁾。

その後、ルッカ県内は束の間の安定を迎える。だが、27 年 4 月、ルッカ県は突如として激動に見舞われることになった。その引き金になったのはポDESTA の任命だった。ポDESTA に任命されなかった者の不満がリッチ派の反スコルツァ感情と連動した結果、ガルファッニャーナとヴェルシリア⁽²⁰⁾を中心に、スコルツァへの反感が急速に広がることになったのである。このような動きに対して、スコルツァは編集長を務める『ポーポロ・トスカーノ』紙で規律の重要性を説く一方で、リッチ派のプラントーニの入党更新を拒否して反撃を開始した。しかし、ムッソリーニが対立の激化を望まなかったため、リッチはプラン

(18) Guidi[2004] pp. 114-123; Pardini[1996] pp. 43-49, 55-59.

(19) Ibid., pp. 43, 58-59, 145-146. ヴェルシリア地方の歴史や当時の政治情勢については、Pieraccini[2007]; Volpi[2005]; Antonelli/ Vecoli[1987]; Cipollini[1985-86]. 27 年 10 月にはマッサ＝カッラーラ県知事がヴェルシリアをマッサ＝カッラーラに統合して「大理石の県」をつくるべきだと提案しており、両地域の結びつきの強さが窺える。Rapporto del Prefetto di Massa Carrara al Capo del Governo (13 ottobre 1927), p. 8, in ACS, SPDCR, PS, 1927, b, 126, <<C1- Ordine Pubblico. AA. per provincia>>, fasc. <<Massa Carrara>>.

(20) マッサ＝カッラーラと同じようにヴェルシリアの大理石産業も苦境に立たされており、ヴェルシリアの経済状況は良好ではなかった。Rapporto del Prefetto di Lucca al Ministro dell'Interno (30 marzo 1927), in AISRL, FFR, b. 10, fasc. 108, <<Corrispondenza Prefettura 1922-1937>>; G. Pajotti, 'La crisi del marmo in Versilia. Cause e rimedi', *Il Popolo Toscano* (23 Febbraio 1927); Id., 'La crisi dell'industria del marmo in Versilia', *Ibid.* (5 marzo 1927). このこともヴェルシリアにおける反スコルツァ感情の広がりにも影響を与えたと考えられる。

トーニを表立って支持できなかった。プラントーニの追放を伝える4月21日の県連告示では、リッチがプラントーニとの関係を否定したと報じられ、反スコルツァ派がリッチの支援を得られないことが明確にされたのである⁽²¹⁾。

だが、状況は好転せず、4月下旬には両派の衝突事件も発生した。このような状況を前にして、反スコルツァ勢力も事態の收拾に動かざるをえなくなった。27日の『ポーポロ・トスカーノ』では、ガルファッニャーナの反スコルツァ派の中心人物と目されたペンナッキ(Fedele Pennacchi)が反スコルツァ勢力との関係を否定している。さらに、5月8日にはリッチがルッカを訪問し、両派の妥協が図られた。ジッリオ劇場での演説でスコルツァが「若き高官」リッチを称賛すると、リッチは県連をめぐる諍いの存在に言及した上で「高官(il Gerarca)に対する義務は絶対的なものである」と述べ、スコルツァへの服従を求めたのである⁽²²⁾。

(21)Pardini[1996] pp. 170-175; Rapporto del Prefetto di Lucca al Ministro dell'Interno (24 Aprile 1927), in ACS, PS, 1927, b. 141, <<C2 - Movimento sovversivo. Espatri clandestini. Incidenti: AA. per prpvincia>>, fasc. <<Lucca>>; C. Scorza, 'Quartarellismo', *Il Popolo Toscano* (16 Aprile 1927); 'P. N. F. Federazione Prov. Fascista', *Ibid.* (21 Aprile 1927); 'Disciplina', *Ibid.* (23 Aprile 1927); 3月30日付の県知事の政治情勢報告では「異論派」は存在しないとされていたが、4月14日の『ポーポロ・トスカーノ』では「ヴィアレージョに関して、政治の面でも規律の面でも素晴らしい状況であるとドゥーチェに報告することができ、スコルツァ閣下は満足している」と報じられており、この時点ではヴィアレージョ情勢に言及せざるをえなくなっていたことが窺える。なお、4月以降のスコルツァ批判では兄の蓄財問題が焦点になったが、この問題は27年1月の匿名の告発状でも取り上げられており、スコルツァへの不満は27年初めの時点でも潜在的には広がっていたものと思われる。Rapporto del Prefetto di Lucca al Ministro dell'Interno (30 marzo 1927), in AISRL, FFR, b. 10, fasc. 108, <<Corrispondenza Prefettura 1922-1937>>; 'Il Duce si interessa vivamente ai problemi della Lucchesia', *Il Popolo Toscano* (14 Aprile 1927); Lettera anonima da Bagni di Montecatini a Mussolini (3 gennaio 1927), in AISRL, FFR, b. 12, fasc. 149, <<PNF a Lucca>>..

(22)Rapporto del Comandante della Divisione di Lucca dei Carabinieri al Prefetto di Lucca (24 Giugno 1927), in AISRL, FFR, b. 10, fasc. 108, <<Corrispondenza Prefettura 1922-1937>>; 'P. N. F. Federazione Prov. Fascista', *Il Popolo Toscano* (27 Aprile 1927); 'L'On. Renato Ricci, Vice Segretario Gen. del P. N. F. presiederà domani a Lucca la riunione dei Gerarchi del Fascismo di Lucchesia', *Ibid.* (7 maggio 1927); *Ibid.* (10 Maggio 1927); Rapporto del Prefetto di Lucca alla P. S. (8 maggio 1927), in ACS, PS, 1927, b. 156, <<G1 - Fascio: AA. per provincia>>, fasc. <<Lucca>>; Pardini[1996] pp. 174-178; Guidi[2004] p. 126.

このような和解の試みにも拘らず、反スコルツァの動きは収まらなかった。8日のジッリオ劇場での集会ではペンナッキとガッレーニ(Oscar Galleni)がスコルツァの報告に対して異論を唱えた挙げ句、辞表を提出して県連指導部から退いた。さらに蓄財問題に関連してスコルツァの兄ジュゼッペがガッレーニに送った公開書簡が11日の『ポーポロ・トスカーノ』に掲載され、抗争は泥沼化した。こうして、スコルツァは上流域ガルファッニャーナを地盤とするペンナッキ、そして下流域ヴェルシリアに影響力を持つガッレーニと決裂した。反スコルツァ陣営にはルッカ市のポデスタであるマリオ・グイーディ(Mario Guidi)も加わり、県内各地では両派の動員がいつそう激しくなった⁽²³⁾。

このような事態に至って、スコルツァは強硬手段に訴えざるをえなくなった。6月2日にルッカで開かれたファッショ書記の集会で信任を取りつけたスコルツァは、ペンナッキとガッレーニたちを直ちに除名した。さらにスコルツァ派から辞任要求を突きつけられたマリオ・グイーディはポデスタを辞任し、県連指導部からも離れることになった。党書記長トゥラーティもスコルツァを信任し、これらの措置を承認した。下旬には県連指導部の改組が行われ、新指導部はルッカ市周辺の出身者で固められることになった。このような展開に対して反スコルツァ派は反発を強め、一部では動員の試みも見られた。だが、知事はプラントーニやガッレーニを一時的に逮捕させるなど、スコルツァ支持の姿勢を崩さなかった。7月から8月にかけて反スコルツァ派は会合を重ねていたが、党中央と知事がスコルツァを支持している以上、彼らに勝ち目はなかった。こうして、27年の危機は収束

(23) Pardini[1996] pp. 177-178; Rapporto del Prefetto di Lucca alla P. S. (1 giugno 1927), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>; Rapporto del Comandante della Divisione di Lucca dei Carabinieri al Prefetto di Lucca (24 Giugno 1927), in AISRL, FFR, b. 10, fasc. 108, <<Corrispondenza Prefettura 1922-1937>>; 'P. N. F. Federazione Prov. Fascista', ACS, PS, 1927, b. 141, <<C2 - Movimento sovversivo. Espatri clandestini. Incidenti: AA. per prpvincia>>, fasc. <<Lucca>>; Guidi[2004] p. 126; C. Scorza, 'L'opposizione al Fascismo', *Il Popolo Toscano* (29 Maggio 1927). ペンナッキ、ガッレーニ、グイーディの経歴については、'Il nuovo Direttorio Federale del Fascismo di Lucchesia', *Ibid.* (8 Febbraio 1927); Rapporto del Comandante dei Carabinieri di Lucca al Prefetto (25 Giugno 1932), in ASL, GP, b. 272, fasc. <<Crisi. Federazine fascista Lucca>>.

に向かったのである⁽²⁴⁾。

だが、これでスコルツァの地位が盤石になったわけではなかった。第1に、27年危機の結果、多くの地域では依然としてリッチの影響力が保たれており、スコルツァが県内のファシストを完全には掌握できていないことが明らかになった。反対派を党から除名したとはいえ、対立の火種は消えていなかったのである。第2に蓄財問題はスコルツァを窮地に追い込みかねないものであり、彼はこの問題についてムッソリーニに弁明せざるをえなかった。しかも、32年のスコルツァの書簡によれば、トゥラーティはスコルツァに関する調査の実施を命じたが、この調査を担当したのは党副書記のリッチだった。ここでもスコルツァはリッチの存在を意識せざるをえなかったのである⁽²⁵⁾。そして第3に、28年1月に県東部のヴァル・ディ・ニエーヴォレ地方がピストイア県に移管されたこともスコルツァの威信に悪影響を及ぼしかねなかった。例えば、10日の『ポーポロ・トスカーノ』紙は題字の下に「ファシストにとって熱烈で賢明な真の規律とは、気に入らないことがあっても服従することである」というムッソリーニの言葉を掲げ、「平静を！」と題した論説を掲載している。さらに、この日の第2版（ピストイア版）の地方面はヴァル・ディ・ニエーヴォレ移管について大々的に報じているが、第4版（ルッカ版）の地方面はこの件に一切触れていない。これらのことから、ヴァル・ディ・ニエーヴォレ移管がルッカの人

(24) Pardini [1996] pp. 178-184; ACS, PS, 1927, b. 141, <<C2 - Movimento sovversivo. Espatri clandestini. Incidenti: AA. per prpvincia>>, fasc. <<Lucca>>; *Il Popolo Toscano* (3 e 22 Giugno 1927); Rapporti del capitano dei Carabinieri di Lucca al Prefetto (12 giugno e 16 settembre 1927) e rapporto dei Carabinieri di Viareggio al Prefetto di Lucca (8 novembre 1927), in ASL, GP, b. 232, <<Affari politici>>; Rapporti di P.S. (sett. 1927), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>. 但し、6月1日の『ポーポロ・トスカーノ』には両派合同の声明が掲載されており、グイーディやガッレーニも名を連ねている。従って、2日の集会の直前まで和解の試みがなされたとも考えられるが、この点については今後の検討課題としたい。'P. N. F. Federazione Prov. Lucchese', *Il Popolo Toscano* (1 Giugno 1927).

(25) 'Provincia di Lucca. Segretario Federale: On. Comm. Carlo Scorza' (27 settembre 1927), lettera di Scorza a Mussolini (ottobre 1927), lettera di Chiavolini al Prefetto di Lucca (9 dicembre 1927) e lettera di Scorza a Teruzzi (12 gennaio 1932), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>. なお、リッチによる調査の時期についてはスコルツァの手紙には書かれていないが、以下の文書によれば党がスコルツァについての調査を実施するとの報道が27年6月頃にあったようであり、これがリッチによる調査だと思われる。Rapporto di P. S. (16 giugno 1927), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>.

々にとって不人気な政策だったことが窺える⁽²⁶⁾。このように、スコルツァの支配は多くの不安定要因を抱えていたのである。

こうしてスコルツァはルッカにおける地域支配を安定させるためにも、中央での地位の向上を目指さざるをえなくなった⁽²⁷⁾。とくに、リッチよりも優位に立つことはスコルツァにとって至上命題となった。30年10月、青年ファッシの司令官に起用されたスコルツァは新設の青年ファッシの地位を確立するために、そしてバリッラの指導者であるリッチに勝つために全力を尽くした。スコルツァがドゥーチェを称揚していたのには、このような背景があったのである。

だが、第5章第2節で見たように、スコルツァの積極策は教会やカトリック活動団との対立を激化させ、31年の「危機」を引き起こした。そして、この「危機」によってジュリアーティは辞任せざるをえなくなり、スコルツァ自身も退場に追い込まれることになった。

(3) スタラーチェの登場

31年10月に入り、大評議会が再び開催される⁽²⁸⁾。6月に予告された「第10年の前夜」が訪れ、ジュリアーティが書記の座を離れる日が近づいていたが、この時点になっても彼

(26) *Il Popolo Toscano* (10 Gennaio 1927); Telegramma da Mussolini al Prefetto di Lucca (11 gennaio 1928), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>; Pardini[1996] pp. 187-189. ルッカ県レジスタンス・現代史協会のジャンネッキエニ館長によれば、ルッカの人々にとってはガルファツニャーナよりもヴァル・ディ・ニエーヴォレの方が心理的には近く感じるとのことである。ヴァル・ディ・ニエーヴォレについては、Rapporto del Questore di Lucca al Prefetto di Pistoia (29 Gennaio 1928), in ASL, GP, b. 234, <<Affari politici. Situazione politica della Provincia>>; Conti[2003]; Bocci[2003a][2003b]. なお、28年4月24日の『ポーポロ・トスカーノ』にはルッカ司教区が解体されるとの噂を否定する記事が掲載されているが、ルッカ県に領域変動が生じたことが噂の発生につながったのではないだろうか。'Le voci di smembramento della Diocesi Lucchese completamente smentite', *Il Popolo Toscano* (24 Aprile 1928, Quarta ed.); 'P. N. F. Federazione Provinc. Fascista', *Ibid.* (4 Dicembre 1928, Terza ed.).

(27) スコルツァは28年にはトゥラーティに代わって党書記長の地位に就くことを望んでいたとされ、既に紹介したように、28年6月にはスコルツァをトゥラーティの後継候補の1人とする報告も作成されている。Rapporto da Roma (2 giugno 1928), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati Augusto>> sotf. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

(28) O.O.XXV, pp. 39-42

は自分の考えを曲げなかった。6日に行った青年運動に関する報告でジュリアーティは自らの活動の総括の形をとりながらも、独自の構想を披瀝している⁽²⁹⁾。彼は最初に協同体国家の問題に触れる。ジュリアーティによれば、「ファシスト協同体国家には、協同体省に割り当てられる技術-経済的機能と、党に割り当てられる政治的機能とが存在する」のであり、この点について「ボッターイ閣下と私との間には完全な合意」が成り立っていた。ジュリアーティは「党に加入していない 4100 万人のイタリア人との接触を保つ」ことも党の重要な任務だとしてはいたが、党を「インナー・サークル」に変化させ、行政は政府に委ねるという点ではボッターイと共通の考えを抱いていたのである。

続いてジュリアーティは党と政府の二元主義の問題に踏み込む。「県連書記は中央では党書記に、各県では知事に従属している。だが、知事はいかなる形でも党書記には従属していない。」実際のところ、党書記は知事の同意なしには県連書記の人事を行うことが難しい。このように「党の実効的指揮権は内務大臣が握っている」。けれども、このままでは党に関する責任の所在は不明確にならざるをえない。ジュリアーティはこのように述べて、何らかの措置を講じるよう求めた。

だが、ジュリアーティには提言をする以上のことはできなかった⁽³⁰⁾。彼はこの報告を次のように締め括っている。「党は規律のとれた健全なまとまりである。いかなる時、いかなる場合にもドゥーチェの指図に従う用意はできている。」就任時に「信仰のために死ぬ用意のある」「前進する軍」の建設を託され、6月には「兵卒と幹部を完全に落ち着かせ」るよう命じられたジュリアーティの任務はここに完了したのである。彼は 20 日に辞表を提出する⁽³¹⁾。

ジュリアーティの辞任を承けて、ムッソリーニは本格的に新たな路線に踏み出した。24

(29) Giuriati[1981] pp. 298-300. なお、ジュリアーティは憲法改正問題の担当者に選ばれている。De Felice[1974] pp. 278-279. 党書記退任の花道と考えるべきだと思われる。

(30) 但し、党とカトリック活動団の重複加入解禁に対しては、ジュリアーティは抵抗していたようである。ヴァティカンも重複加入禁止の撤回を求めており、9月2日の『オッセルヴァトール・ローマ』は重複加入禁止が撤回されると報じていた。ムッソリーニも撤回を決意し、3日にはデ・ヴェッキに楽観的な見通しを述べている。ジュリアーティに月曜に告げれば、抵抗はするだろうが木曜に禁止令は撤回されるだろう、と。ところが、ポラードによれば撤回の決定が行われたのは 15 日、実際に撤回の党書記通達が出るのは 9 月 30 日のことである。De Vecchi[1983] pp. 217-218; Id.[1998] pp. 299, 322; Binchy[1941 (1970)] p. 528; Giuriati[1981] pp. 155-156. Pollard[1985] p. 165. ジュリアーティが通達発令を遅らせていたと考えざるをえないのである。

(31) E.Gentile[1981] p. XXXIX; Aquarone[1965] p. 179.

日のナポリでの演説で、彼は新たな党のあり方を定式化する。新路線の第1の要素はページの緩和と入党再開である。

長年にわたって党の隊列で闘ってきたことを、もう特権と解すべき時期ではない。黒シャツの革命に多くを捧げ大いに活動してきた者としては当然の誇りである。だが、それは新たな力が加わるのを妨げる障害になってはならないし、党員の再点検を新たに行うための十分な論拠にもなりえない。再点検は既に広汎に行われてきた。今後は、道徳的、あるいは政治的理由により、栄光ある黒シャツを着用する資格のない者のみが除去されることになる⁽³²⁾。

第2点は「国民の毛細管のなかにまで降りて行き、忍耐強く耳を傾け、正義に適った活動」を展開することである。

内政における合言葉はこれである。決然として人民のなかへ踏み出し、我々の経済文明を具体的に実現させること。我々の経済文明はボルシェヴィズムの独占主義的な逸脱とは一線を画するが、自由主義経済の周知の欠陥とも一線を画している(場内喝采)。我々には恐れるべきものは何もない⁽³³⁾。

ポッターイの構想が経済危機に対処できない以上、協同体機関以外の組織も政策決定・執行に加わらざるをえない。新たな路線では党もその一翼を担い、幅広く扶助などの政策決定・執行に関与する。それは純粋な「インナー・サークル」ではなく、過度の活性化にも陥らず、青年／教育問題ではバリッラ事業団の領分に踏み込まない、そのような存在でなければならなかった。

では、このような党は、どのようにすれば実現できるのか。少数の専門家を入党させるトゥラーティ型の拡大「インナー・サークル」の党は、「黒シャツ」の反発を招いてしまった。他方、ジュリアーティ型の純粋「インナー・サークル」の党では、党機構が過度の活性化に陥りかねない。だからといって党を解散することはできない。党は宮廷・保守派

(32) O.O.XXV, p. 46

(33) *Ibid.*, pp. 46, 50. デ・フェリーチェは、後述の動産公庫に反対しかねない勢力をムッソリーニが「人民のなかへ」という定式で脅迫したのだと考えている。De Felice[1974] pp. 169-172.

に対抗する上で重要な存在だったのである⁽³⁴⁾。

こうして、大量入党路線が採用されることになった。トゥラーティとジュリアーティは党の外で大衆を組織化しようとしていたが、これらの路線が失敗した以上、党自体が大衆を抱え込む以外に選択肢はなかったのである。もちろん、このような大量入党は古参である「黒シャツ」の反発を招くだろう。だが、ファリナッチですら、古参が幹部の座を押さえてさえいれば、大量入党を認めても不都合はないと当初は考えていたようである⁽³⁵⁾。従って、「インナー・サークル」と一般党员を明確に区別し、古参の指導的地位さえ保障していれば、古参の反発は最小限に抑えることができるはずだった。こうして、ファシスト党は拡大「インナー・サークル」でも純粹「インナー・サークル」でもない、一般党员付きの「インナー・サークル」に向けて再編されることになった。

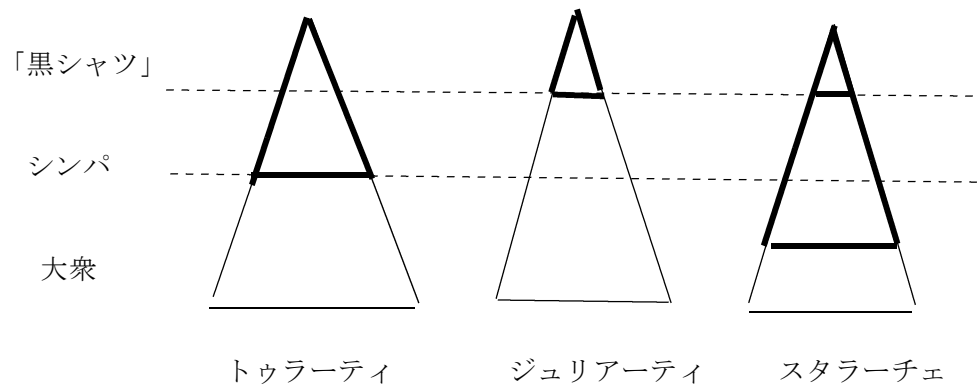


図4 3人の書記の党観念

では、このような党を担うサブリーダーは誰なのか。ここで白羽の矢が立ったのがスタラーチェである。彼は長期にわたって副書記を務めたほか、各地で党機構の再編・ページを担当しており、党機構の運営に精通していた。また、30年以降はドーポラヴォーロで大衆向けの余暇・扶助活動を指揮しており、党が広汎な領域で活動することにも積極的だった。その上、彼は青年／教育問題に関心を持っており、しかも、筋金入りのドゥー

(34) ムッソリーニは、ナショナリスト協会出身者とヴァティカンとのつながりに疑念を抱いていた。De Vecchi[1998] pp. 268-274.

(35) Lyttelton[1973] p. 289.

チェの信奉者でもあった⁽³⁶⁾。絶対者としてのドゥーチェを奉じる「インナー・サークル」と大衆組織との両方に立脚した新たな党の担い手として、スタラーチェ以上に適任の人物はいなかったのである。

12月7日、スタラーチェは党書記に就任する⁽³⁷⁾。ムッソリーニは12日の訓辞で基本方針を定式化し、経済危機対策としての党の政治的・道徳的動員、党内の綱紀粛正、公共事業・扶助活動の展開、党書記の青年ファッシ司令官兼任などを指示した⁽³⁸⁾。

その後、スタラーチェの下で党の変質が始まった。彼は大量入党を推進する一方で、新たに入党した一般党员と、古参からなる「インナー・サークル」とを明確に区別し続けた。さらに、諸団体への党の統制拡大によって党の活動領域を広げるとともに、党内の規律強化とドゥーチェ崇拜の確立にも力を注いだ。このような変化は32年の党規約に顕著に現れている。この規約の第1条では「国民ファシスト党はドゥーチェの指図に従い、ファシスト国家に仕える文民の義勇軍である」と定められ、29年規約の「P. N. F.は国家に仕える文民の義勇軍である」に比べて、ドゥーチェの指導的役割と「国家」の「ファシスト」的性格が強調されている。また、大評議会の招集権や人事権は政府首長ではなくドゥーチェに与えられることになり、権限の面でもドゥーチェの地位が強化されることになった。他方、「指導的役職」に就けるのは「革命のために闘い、あるいは活動した黒シャツ、あるいは青年組織出身のファシスト」のみであることが明記され、古参と青年組織出身者の特権的な地位も確認された⁽³⁹⁾。この路線が32年以降の党運営の基調になったのである。

このようにスタラーチェが台頭する一方で、ジュリアーティやスコルツァは退場に追い込まれた。さらに、同じ時期にポッターイも影響力を失った。10月31日に、イタリア商業銀行の救済協定が結ばれて商業銀行が産業投資部門から撤退することになり、これを承けて、債券発行権を持つ資金供給機関、イタリア動産公庫（IMI）が11月13日に設立された。また、スタラーチェの目指す党の活動領域の拡大は、政府主導の経済運営を脅か

(36) Setta[1980] pp. 447-450; Spinosa[1981] pp. 38-61; De Grazia[1981] pp. 52-56（邦訳、91-97頁）；Galeotti[2000]. ジェルミーノはスタラーチェの経歴を党活動家の典型的なキャリア・パターンとしている。Germino[1959] pp. 48-49.

(37) De Felice[1974] pp.216-217.

(38) O.O.XXV, pp. 71-72. 経済危機の際には党機構が動員されることが多かった。Morgan[1999] p. 93

(39) Germino[1959] pp. 46-56, 67-82. De Felice[1974] pp. 220-224, 230-232; Pombeni[1984] pp.246-259; Morgan[1999] p. 99; E.Gentile[1995] pp. 180-182; Aquarone[1965] p. 186. 32年党規約は、*Ibid.*, pp. 518-529.

すおそれがあった。さらに、12 月末にもボッターイの意に反する措置が相次いで決定される。本来は協同体省の管轄であるはずの通商問題に関して、通貨政策の観点から財務相に輸入規制権が与えられ、ボッターイが好ましくないとしてきた政府による強制カルテルも導入されたのである⁽⁴⁰⁾。こうして経済運営の主導権は協同体省から財務省や並行行政機関に移ることになった。さらに、32 年 7 月の内閣改造でボッターイは協同体省を離れ、経済分野から完全に撤退することになる⁽⁴¹⁾。

だが、退場に追い込まれたのはボッターイやジュリアーティだけではなかった。32 年以降、20 年代の政策形成を担っていた有力者が相次いで姿を消すことになったのである。では、果たして誰が退場に追い込まれ、誰が生き残ったのか。そこには何らかの傾向が見られるのだろうか。

第 2 節 「高官」たちの闘い

スタラーチェの登場によって、ファシスト党は大衆政党に変貌することになった。とはいえ、前節で述べたように、古参・青年組織出身者からなる「インナー・サークル」は新たに入党する一般党员とは区別されていた。従って、党が大衆政党になったとしても、「インナー・サークル」には何の変化も生じなかったように思えるかもしれない。

しかし、実際には「インナー・サークル」も大きな変貌を遂げた。32 年から 33 年にかけて多くの「高官」が役職を解かれ、そのなかには党からの除名などによって政治生命を失った者もいたのである。では、このような事態はなぜ生じたのだろうか。本節では、「高官」たちの抗争が彼らの退場を引き起こし、「頂上政治」の構造を変化させていった過程について検討する。

(1) グランディとバルボ

空軍大臣のバルボは空軍の地位確立に全力を注いでいた。国制／経済制度改革はバルボの構想と異なり職能代表制導入の方向で進み、ヴァティカンとの「和解」も彼らの反対を

(40)伊藤カンナ[1999] 6-10 頁; トニオロ[1993] 109、150-154 頁; Sarti[1971] pp. 99-101; O.O.XXV, pp. 53. cf. O.O.XXIV, p. 161; Rosenstock-Franck[1934] pp. 93-94. ボッターイは「ドイツの国家カルテル・資本主義」について否定的見解を示していた(下院; 5 月 7 日)。AP, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, vol. 4, discussioni, pp. 4565-66. なお、スタラーチェの党書記就任の際に、ボッターイはデ・ヴェッキを通じてムッソリーニに再考を求めている。De Vecchi[1983] p. 219.

(41)De Felice[1974] pp. 288-292; Lupo[2000] pp. 362-366; Guerri[1976] pp. 90-101.

押し切って断行された以上、これらの分野で彼がなすべきことは何もなかった。バルボは「自分はもう政治には関心はない。それはやりたい者がやればよい。自分は空軍に専念する。」と語って、29年以降、空軍への傾斜をいっそう強めていった⁽⁴²⁾。

そこでバルボが照準を合わせたのが空軍力の統合と編隊飛行の推進だった。空軍力統合問題については29年以前から陸海軍との間で交渉が行われていた。彼はドゥエ(Giulio Douhet)の「空戦」論を援用して戦争においては空軍力が決定的な役割を果たすと説き、独立空軍に資源を集中すべきだと主張していた。そして、バルボは陸海軍の航空隊を廃止し、これらの戦力を空軍に完全に統合することを要求したのである。これらの要求に海軍は比較的簡単に応じ、28年1月、爆撃機を空軍に委ねることに同意した。だが、陸軍は空軍力の優位を説くバルボに反発し、航空隊の放棄にも抵抗した。このため、31年の新軍制では陸海軍航空隊の機能が若干削られはしたものの、基本的には現状の軍制を維持する方向で解決が図られた。結局、バルボは空軍力の統合に失敗したのである⁽⁴³⁾。

これに対して、編隊飛行ではバルボは大きな成果を収めることができた。既に検討したように、バルボは空軍内の「スター」の個人プレイを抑制し、大衆飛行の時代にふさわしい編隊飛行への取り組みを進めていた。彼は28年の西地中海周遊飛行・英独訪問、29年の東地中海周遊飛行に続いて、30年から31年にかけてブラジルへの第1次大西洋横断飛行を組織した。バルボはこれらの事業に直接加わり、訪問先では要人と会談を重ねた。こうして彼は空軍内の世界的「スター」に匹敵する地位を獲得し、内外の一般民衆にも及ぶ威信を手にしたのである⁽⁴⁴⁾。

(42) Ojetti[1954] p. 326; De Felice[1968] p. 414; Fucci[1989] p. 171; Guerri[1984] p. 271.

(43) Rochat[1979] Cap. II, V (sp. pp. 95-107); Segrè[1987] pp. 152-156; PPM, c. 468, n. 035644-54.

(44) Segrè[1987] Ch. 10; Lupo[2000] p. 233; Di Giovanni[2004]; Alegi[1989]; Rochat[1979] pp. 62-64; Guerri[1984] pp. 217-218; Scarzanella[2005] p. 39; P. Rost, 'Con Italo Balbo, da Roma a Odessa', *Lo Sport Fascista*, a. III, n. 3 (marzo 1930); L. Contini, 'Il gran volo transatlantico delle ali tricolori', *Lo Sport Fascista*, a. III, n. 12 (dicembre 1930); I. Balbo, 'L'EPICO VOLO ATLANTICO. La relazione del Generale Balbo al Duce', *Lo Sport Fascista*, a. IV, n. 1 (gennaio 1931); F. T. Marinetti, 'I sublimi cinquantasei', *Lo Sport Fascista*, a. IV, n. 2; 'Il ritorno delle aquile', *Lo Sport Fascista*, a. IV, n. 3 (marzo 1931); 'Il problema dei trasporti terrestri nei rifornimenti dell'Esercito e dell'Aviazione', *Lo Sport Fascista*, a. IV, n. 6 (giugno 1931); 'L'impresa di Balbo', *Lo Sport Fascista*, a. IV, n. 7 (luglio 1931); F. T. Marinetti, 'L'elica ha vinto l'aquila', *Lo Sport Fascista*, a. IV, n. 11 (novembre 1931); G. Tanzi, 'Il miracolo dell'ala', *Lo Sport Fascista*, a. IV, n. 12 (dicembre 1931); PPM, c. 468, n. 035660-80.

行動主義を体現するバルボの活動は「黒シャツ」の間でも好意的に受け止められた。例えば、ジュリアーティがバルボの全軍参謀総長起用をムッソリーニに進言したのは、第1次大西洋横断飛行の直後のことである。また、ダンヌンツィオも「イタロ [・バルボ] は我々全員の明日だ。彼は私より 30 歳若い。君 [ムッソリーニ] よりも 13 歳若い。彼は我々の未来だ。彼は我々の過去を守り抜ける唯一の人物だ」とバルボを絶賛した。31 年 5 月 5 日の公安報告によれば、バルボとは陰悪な仲だったファリナッチまでもが手放しで賛辞を送ったのである。

今日、バルボ閣下とファリナッチ閣下との間で、大西洋横断に関連して話が盛り上がった。バルボ閣下は、横断飛行の価値の 70 % は自分の存在によるものだと述べた。ファリナッチ閣下はこのことに同意し、次のように付け加えた。ガッゼラ閣下 [陸相] が反ファシスト的な陸軍を築き、バルボがファシスト的な空軍をつくったことは間違いない、と⁽⁴⁵⁾。

翌 5 月 6 日のグランディの日記によれば、バルボは次のように口にしてしている。

今やムッソリーニは退くべき時だ。彼が退いてもイタリアでは何も起こらないだろう。首相には我々のなかで 1 番の馬鹿をかつごう。デ・ボーノか、アチェルボだ。そして国は我々が掌握する。これを機に我々が指揮権を握ろうではないか！

ファリナッチは友人だ。今日、彼と競技場で会った。ムッソリーニは我々が争うことを望んでいる。だから自分は彼 [ファリナッチ] と組むことにした。我々は合意に至ったのだ⁽⁴⁶⁾。

だが、バルボとグランディが手を携えて指揮権を握ることはなかった。グランディは日記に次のように記している。「彼 [ムッソリーニ] は首領であり、我々は彼の光のもとで働く単なるはかない存在だ。彼が去れば全員が去ることになるのだが、これは大したことではないかもしれない。彼が去れば我が国は内戦に突入する…。革命、体制、そして我が国は彼に、彼のみに体現されているのだ。」「あのならず者！彼 [バルボ] はドゥーチェ [ムッソリーニ] の門徒、ローマ進軍四天王で、ムッソリーニがゼロから育て上げた男だ

(45) PPM, c. 468, n. 035658; c. 490, n. 049417-31; Guerri[1984] p. 226; Rochat[1979] pp. 63-64; Id.[1986] pp. 215-216; Giuriati[1981] pp. 135-140; Ojetti[1954] pp. 373-374.

(46) Nello[1993] p. 140.

というのに。」バルボがムッソリーニに対抗できる力を手に入れようとしていたのに対し、グランディはムッソリーニに依存せざるをえないことを自覚して行動していた⁽⁴⁷⁾。

それゆえ、グランディはムッソリーニの指示に忠実であるかのように振る舞い続けていた。24年7月、マッテオッティ下院議員の失踪・殺害事件を背景として内閣改造が行われると、グランディは内務次官に起用され、新内相のフェデルツォーニとともに非合法活動の取締に力を注ぐことになった⁽⁴⁸⁾。このようにグランディが内務省に専門特化した理由としては、彼がもともとファシズムの「非妥協」化・非合法化を懸念していたことが挙げられるが、既に見たように彼が地元ボローニャの基盤をバロンチーニ、次いでアルピナーティに奪われていたことも忘れてはならない。中央に活路を見出さざるをえなかったグランディにとって、内務次官の地位は貴重な政治的資源だったのである。

だが、この結果、彼は党内の「非妥協」派に疎まれることになった。25年2月に党書記長に就任したファリナッチはグランディの解任を要求したのである。ムッソリーニはこの要求に応じたが、グランディの活動には満足していたため、彼を外務次官（事実上の外相）に転任させた。当初、グランディは外務省入りに不満だったが、彼は間もなく「自中心のある外交官」に変身してイタリア外交の枢要を担うことになる⁽⁴⁹⁾。

「外交官化」したグランディは親国際連盟・国際協調・軍縮支持を基調に活動を展開した。物質面ではイタリアが他の列強に劣ると考えるグランディは、平和政策を通じてフランスの軍事力を削減させつつ、各国間の均衡をとって主導権を握るのが得策だと判断したのである。ムッソリーニもこの路線を支持したため、彼は軍縮を積極的に推進し、平和政策の旗手として国際的な威信を確立していった⁽⁵⁰⁾。

しかし、国際的な威信が高まるのと反比例して「黒シャツ」の間での彼の威信は弱まっていった。グランディの軍縮路線は彼らに不評であり、頼みのムッソリーニも国際協調への批判をかかわすためにグランディを積極的には擁護しなかった。また、外交の脱イデオロギー化を主張し、ファシズムの対外宣伝・「輸出」に反対していたこともグランディに不利に働きかねなかった。こうして彼は次第に孤立し、30年秋には解任を覚悟するようになっていた。それでもグランディは軍縮を推進することしかできなかった。孤立を深めた

(47) *Ibid.*, pp. 140, 208-209; R. De Felice[1981] p. 6; Rochat[1986] pp. 208-209.

(48) Nello[1987] pp. 205-212; De Felice[1966] pp. 650-655; Grandi[1985] pp. 195-199; Federzoni[1967] p. 100.

(49) Lupo[2000] p. 231; Nello[1987] pp. 235-244; Grandi[1985] pp. 199-200; 石田[1994a] 21頁.

(50) 同[1988] 13、18頁; Bongiorno[1991] Ch. 3; De Felice[1974] pp. 367-384; Nello[1993] pp. 64, 73-74, 181-182, 205-206.

グランディはムッソリーニへの依存を強めざるをえなかったのであり、ムッソリーニが軍縮に大筋では賛成である以上、グランディに選択の余地はなかったのである⁽⁵¹⁾。

31年の訪米で彼は軍縮の担い手としての評価を確立し、イタリア系移民からも大いに歓迎を受けた。さらに、彼は32年2月のジュネーヴ軍縮会議で潜水艦や生物・化学兵器などの全廃を提案した。これはイタリアが装備面で劣勢に置かれていた兵器の全廃を提案するものだったが、一般には包括的な軍縮の提案と受け取られ、グランディの名声はさらに高まった。だが、グランディの軍縮案は爆撃機の全廃をも含むものであり、この点をめぐって彼はバルボと衝突することになった。やがて6月の英仏接近によってフランスを孤立させるのが不可能になると、7月の内閣改造でグランディは解任され、駐英大使に転出させられた。軍縮会議代表の後任にはほかならぬバルボが任命され、グランディは完全に敗北したのである⁽⁵²⁾。

だが、解任されたグランディは、それでもムッソリーニに依存せざるをえないことを自覚していた。彼はロンドン赴任前に同郷のアルピナーティを訪ねた際に、次のように発言している。「我々は、これまでしばしば言ってきたように言わなければならない。ムッソリーニはつねに正しい。」7年間培ってきた基盤を奪われたグランディは、恭順を貫くことで返り咲きを模索するしかなかったのである⁽⁵³⁾。

空相バルボは編隊飛行によって、外相グランディは軍縮の推進によって、それぞれ国外

(51) *Ibid.*, passim.; Bongiorno[1991] pp. 69-78; Grandi[1985] p. 290; De Vecchi[1998] pp. 188-189, 195-196; Segrè[1980] p. 6; De Felice[1974] pp. 307-311, 369, 371-373, 379-380, 402-405; 石田[1994b] 103頁.

(52) Bongiorno[1991] pp. 132-133, Ch. 7; La Mantia[1989]; De Felice[1974] pp. 391-413; Guerri[1984] pp. 282-284; Grandi[1985] pp. 316-334; Nello[1993] pp. 170-182, 206, 210-213; Lettere di Grandi a Mussolini (4 e 20 agosto 1932) e quella di Mussolini a Grandi (14 agosto 1932), in ACS, SPDCR, b. 14, fasc. 205/ R, <<Grandi Dino>>. 軍将校入党問題(Nello[1993] p. 52)やスペイン王党派支援問題(Segrè[1987] pp. 342-343; Guerri[1984] pp. 314-315)なども両者の対立を招きうる争点だった。なお、トゥラーティが編集長を務める『スタンパ』紙が32年1月の上海事変における空爆を引き合いに出して、空爆の効果に疑問を呈した際には、バルボは猛反発している。Turati[1973] pp. 125-126. このように、バルボは空軍の重要性を強調せざるをえない状況に置かれていたのであり、そのことがグランディとの対立を激化させる一因になったと考えられる。駐英大使としてのグランディについては、石田[1994][2000][2013].

(53) Nello[1993] p.214.

で高い威信を得ることに成功した。飛行機操縦も外交もスタンドプレイが可能であり、またその業績が国内外に広く知れ渡るといふ点では共通していた。だが、空軍力の強化を目指すバルボと軍縮を目指すグランディの主張は相容れなかった。こうして、威信の獲得を目指した2人はゼロサム的な抗争に突入したのである。そしてこの争いはグランディの解任という形で決着が図られることになった。グランディはムッソリーニに対して恭順を貫いていた。だが、「黒シャツ」の反感を買っていた以上、彼らの間で高い威信を誇るバルボに勝つことはできなかつたのである。

こうして 32 年 7 月の内閣改造でグランディは退任に追い込まれ、外相の職はムッソリーニが自ら兼任することになった。彼はこの改造で外相と協同体相を兼任し、再び閣僚ポストを手中に収め始めたのである。既に見たように、ムッソリーニの閣僚兼任には無難な「落としどころ」という側面があった。かつて、内相フェデルツォーニと党書記長ファリナッチが対立した際には、ムッソリーニの内相兼任によって事態の收拾が図られた。32 年 7 月、ムッソリーニはこのときと同じように、外相兼任によってグランディとバルボの対立を鎮め、協同体相兼任によってボッターイと経済界の紛争に終止符を打とうと試みた。このように 32 年の時点では、ムッソリーニは無難な選択を追求していたのである。

威信をめぐるサブリーダーの抗争の激化によって、ムッソリーニは閣僚兼任を再開することになった。だが、それは無難な「落としどころ」として選択された路線だった。彼はこの時点では絶対的な威信を確立できていなかったため、無難な選択を余儀なくされた。閣僚兼任の再開は、ムッソリーニの「強さ」ではなく「弱さ」の現れだったのである。

(2) トゥラーティの失脚

サブリーダーの抗争と失脚はこれで終わりではなかつた。32 年後半から 33 年にかけて、トゥラーティ、スコルツァ、そしてアルピナーティが相次いで失脚に追い込まれたのである。

30 年 9 月に党書記を辞任したトゥラーティは、その後、ジャーナリズムに活動の場を求めていった。最初に彼が照準を合わせたのは経済・労働問題だった。トゥラーティは『コッリエーレ・デッラ・セーラ』に掲載した論説で大衆の組織化の問題を取り上げ、使用者と労働者を「全体主義的に」組合に組み込むべきだと主張し、「自由な組合への回帰」を求める勢力を攻撃した。さらに、彼は「国家がさまざまなカテゴリーや個体の自由なイニシアティヴに介入するのではなく」、「さまざまなカテゴリーや個体が国家の介入を要求

している」現状を「強請り」と呼んで批判している⁽⁵⁴⁾。

だが、トゥラーティは「経済的・社会的・組合的性格のいかなる関係であっても、国家がそれらを決定する責任を自ら直接引き受ける」のは危険だと主張して「国家社会主義」には反対していた。彼によれば「国家はすべての市民の位置づけをも決定するが、だからといって私人間の関係に取って代わるわけではない。」トゥラーティの構想では「国家」の介入は調整や争議の解決などの領域に限られる。もちろん、協同体省もこれらの任務を担うことになるが、トゥラーティは協同体省の官僚化を批判しており、この省が経済・社会政策の主導権を握ることには否定的だった。彼の構想では、これらの政策の主な担い手になるのは労働裁判所、そして党だった。トゥラーティは県協同体評議会の長を党の県連書記が務めるべきだと主張し、党を次のように位置づけた。

たしかに、国民協同体〔組合〕は国家のなかでしか現実のものになりえない。だが、次のように付け加えるべきだろう。国家はその機関や体系のなかにだけあるのではなく、党のなかにも存在する。党は国民の文民義勇軍であり、あらゆる経済諸力の推進機関なのである⁽⁵⁵⁾。

このようにトゥラーティは党も「国家」の一翼を担うと論じている。だが、第2章第3節で確認したように、それは政府と党が「国家」のなかで同格になりうるとの主張と結びついていた。トゥラーティの論説は党の権限拡大を求めるものであり、それは「協同体官僚支配」を批判した30年1月の覚書とまったく同じ論理に支えられていたのである。

経済政策への批判的提言を続けるトゥラーティに対して、ムッソリーニは「この手の論説はもう書かないように」と12月12日付の書簡で警告を発した。だが、トゥラーティに対してそれ以上の具体的な措置が講じられることはなかった。この時点ではムッソリーニとトゥラーティとの関係はそれほど悪化しておらず、年末に死去したアルナルド・ムッソ

(54) A. Turati, 'Antisindacalismo', *Corriere della Sera* (18 novembre 1930), riprodotto in Melograni[1965] pp. 446-449; Perfetti[1988] pp. 451-453; De Felice[1974] p. 194; Lupo[2000] p. 368; Morgan[1980] p. 512.

(55) A. Turati, 'Antisindacalismo', *Corriere della Sera* (18 novembre 1930), Id. 'La realtà e la teoria', *Ibid.* (10 dicembre 1930), riprodotto in Melograni[1965] pp. 446-471; Lupo[2000] p. 368.

リーニの弔辞もトゥラーティが読んだほどである⁽⁵⁶⁾。

31年1月、トゥラーティはフィアット社のアニェッリ(Giovanni Agnelli)に請われて、トリノの『スタンパ』紙の編集長に迎えられた。彼はその後も北イタリア各地の情勢についてムッソリーニに手紙を書き、提言を続けた。やがて、提言の内容は地域情勢のみならず、内政全般に及ぶようになった⁽⁵⁷⁾。労働政策の分野では、トゥラーティは一貫して党の役割の拡大を求めている。6月10日のムッソリーニ宛書簡では彼は「すべての組合事務所をファッショの家へ」という目標を掲げ、党が組合の指揮を執るべきだと主張している。他方、経済政策に関しては、トゥラーティは私企業の自発性を重んじる施策を提案していた。例えば、彼はカルテルに対して否定的だった。10月16日の書簡では「米公庫は大理石公庫の二の舞になる」とカッラーラ大理石公庫の失敗に言及し、32年7月28日の書簡ではボタン製造業の公庫を取り上げ、「これらを解散して、死ぬべき者は死なせ、生きる見込みのある者は生かすようにするべきである」と主張したのである。さらに、この7月の書簡では公共事業よりも工業・農業への助成金支出の方が雇用創出・資金供給のいずれの面でも効果的だとされていた。既に見たように、トゥラーティは過剰な国家介入を伴う「国家社会主義」や「協同体官僚支配」には批判的だった。トゥラーティにとっては、民間の

(56) Lettera di Mussolini a Turati (12 xbre 1930), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>; O.O.XLI, p. 409; De Felice[1974] pp. 194, 208; Morgan[1980] pp. 515-516. デ・フェリーチェによれば、ムッソリーニは11月18日の論説についてはトゥラーティと同意見だったが、ファリナッチのトゥラーティ批判が激しくなったため、トゥラーティに自制を求めたとのことである。

(57) ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>; Lupo [2000] pp. 366-368; De Begnac[1990] p. 471; Morgan[1980] pp. 515-516.

自発的な活動を調整・支援することこそが「国家」の役割だったのである⁽⁵⁸⁾。

トゥラーティは経済政策や労働政策だけではなく、青年／教育問題についても提言を重ねていた。ジュリアーティの党運営に不満を募らせていたトゥラーティは31年の「危機」以降、党指導部、そしてオリンピック委員会全権委員を務める党副書記バッチ (Iti Bacci) への批判を強めた。ジュリアーティの書記退任が確実になった10月16日には、オリンピック委員会をアルピナーティに委ねるようにムッソリーニに提案している。彼の提案通り、アルピナーティは31年12月にオリンピック委員会会長に起用される。だが、やがてトゥラーティはアルピナーティのスポーツ政策に対しても攻撃を始めることになった。32年5月19日のムッソリーニ宛書簡で、彼はアルピナーティの路線を次のように批判した。トゥラーティが全権委員だった頃は、オリンピック委員会は各スポーツ連盟に対する「政治的性格の統制」に精力を傾け、指導的地位には「堅固なファシスト的信条」の持ち主を配置していた。だが、「アルピナーティ閣下は各連盟を事実上、完全に自由な状況に戻し、スポーツ的性格の統制で満足している。」このように、トゥラーティは自らが腐心した「政治的性格の統制」がアルピナーティによって覆されつつあることに危機感を抱いたのであ

(58) Lettere di Turati a Mussolini (10 giugno 1931, 28 luglio 1932), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>; De Felice[1974] pp. 159, 194, 204-208, 288; Lupo[2000] pp. 364-368; Morgan[1980] pp. 512-513. なお、31年6月16日のムッソリーニ宛書簡ではトゥラーティは税制の改革に反対しているが、「もし変化が必要であるのなら」として新聞税、ガソリン税、関税など「徴収が容易な税」の引き上げを提案している。また、7月12日の書簡では「税制改革が工業家に深刻な打撃を与えた」ことを懸念している。トゥラーティは税制改革が工業家に打撃を与えないようにすべきだと考えて、6月の書簡では直接税ではなく間接税の増税を提案したのではないと思われる。Lettere di Turati a Mussolini (16 giugno, 12 luglio 1931), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>. このほかにトゥラーティは31年10月から11月にかけて水力発電事業の寡占状況を批判するキャンペーンを行っている。Turati [1973] pp. 121-124; De Felice[1974] pp. 159, 208; Lupo[2000] p. 368; Morgan[1980] pp. 512-513; Di Figlia[2007] pp. 181-182; ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

る⁽⁵⁹⁾。

こうしてトゥラーティは現状に対して全面的な批判を展開するに至った。これだけならばムッソリーニはトゥラーティのことを放置したかもしれない。だが、ここでファリナッチがトゥラーティ批判に加わった結果、トゥラーティは政治生命を奪われることになった。

既に述べたように、ファリナッチはベッローニ裁判の勝利で「真正ファシスト」の旗手となった。スキャンダルの追及で巻き返しに成功したファリナッチは、党書記として自派を迫害したトゥラーティの追い落としに着手したのである。32年夏、ファリナッチはトリノ県連書記の協力を得てトゥラーティの元愛人から彼の手紙を入手すると、彼の性的「逸脱」に関する話を組み立て、ムッソリーニに告発する。ムッソリーニはトゥラーティを入院させて事態の悪化を防ごうと試みたが、ファリナッチは追及の手を緩めず、トゥラーティのスキャンダルの噂は徐々に広まっていった。ここに至ってムッソリーニはトゥラーティの切り捨てを決意する⁽⁶⁰⁾。

11月26日、スタラーチェはトゥラーティの側近ラニエーリ(Remo Ranieri)のもとを訪ね、トゥラーティに離党・下院議員辞職を促すように迫った。だが、ラニエーリがこの要求を従わなかったため、スタラーチェはトゥラーティの処分に踏み切った。こうして12月1日、トゥラーティは党員資格停止処分になったのである。

党書記はアウグスト・トゥラーティ閣下を無期限の党員資格停止とした。その理由は以下の通りである。「周知のものになった何通かの私的な手紙において、とくに体制の役職に就いていた者でありながら、叱責に値する容認しかねる表現を用いていたこと」

(59) Lettere di Turati a Mussolini (20 giugno, 12 luglio, 3 agosto, 18 agosto, 24 agosto, 21 settembre, 16 ottobre 1931, 19 maggio 1932) e lettera di Turati a Bacci (20 giugno 1931), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>; Morgan [1980] p. 516. このような違いは、専門家を党のなかに組み込もうとしたトゥラーティの戦略と、専門家を党の外に置いて協力させようとしたアルピナーティの戦略との違いに由来している。但し、トゥラーティはアルピナーティのことを「友人」と呼んでおり、両者の関係はそれほど陰悪ではなかった。Lettera di Mussolini a Turati (14 giugno 1931), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

(60) Pardini[2007] pp. 348-350; Di Figlia[2007] pp. 180-184; De Begnac[1950] pp. 555-557; Lupo[2000] pp. 366-370, 403-404; Grimaldi/ Bozzetti[1972] pp. 137-138; ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 3, <<Questione Turati-Marcellino Paola>>, Ins. A, <<Marcellino Paola>>; PPM, c. 458, n. 030896-97.

新聞でこの事実を知ったトゥラーティはローマに駆けつけ、スタラーチェとの直談判に及んだ。だが、彼にはこれ以上の抵抗は不可能だった。トゥラーティはイタリアの植民地であるロードス島への移住に同意させられ、政治生命を失ったのである⁽⁶¹⁾。

公的地位を失ったトゥラーティは新たな資源を模索してジャーナリズムの世界に活路を求めた。そして、彼は『スタンパ』紙を基盤として独自の活動を展開し、政府の方針に批判的な論説を執筆、あるいは掲載することも珍しくなかった。そのような人物の存在はムッソリーニにとって好ましくはなかっただろう⁽⁶²⁾。だが、公的地位を失った末に、ジャーナリズムに活路を求めることになったのはトゥラーティだけではない。『レジメ・ファシスタ』紙を率いるファリナッチはその代表的な人物であり、ムッソリーニにとってはトゥラーティ以上に危険な存在だった。だが、そのファリナッチとトゥラーティが衝突したとき、ムッソリーニはトゥラーティを切り捨てた。ムッソリーニは、「黒シャツ」に不人気なトゥラーティ⁽⁶³⁾よりも、反抗的ではあるが「真正ファシスト」の象徴的存在になりカリスマ的威信を誇るファリナッチを選んだのである。

この処分の7年後、ムッソリーニは伝記作者のドゥ・ブニャック(Yvon De Begnac)に次のように語っている。

トゥラーティは中傷によって姿を消すことになったのであって、トゥラーティの同性愛の話はクレモーナ [ファリナッチ] が彼を犠牲にしてでっち上げた陰惨な作り話だと、イヴォン [聞き手のドゥ・ブニャックのこと]、君は言うだろう。だが、イタリアでは、どのように組織されたものであれ、世評(*la voce pubblica*)の餌食になれば、それを覆すためにできることは何もないのだ。

(61) Lettera di Ranieri a Mussolini (11 dicembre 1931), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, sovf. 3, <<Questione Turati-Marcellino Paola>>, Ins. A, <<Marcellino Paola>>; 'L'on. Turati sospeso del Partito', Giornale d'Italia (1 dicembre 1932), in *Ibid.*; De Begnac[1950] pp. 555-557. ラニエーリはカッラーラやルッカに派遣され、リッチ派、スコルツァ派のページを担当した人物である。彼については、Lupo[2000] p. 258.

(62) Lupo[2000] pp. 367-368.

(63) トゥラーティは一部の「高官」との関係が良好ではなく、「バルボ、デ・ボーノ、リッチ、スコルツァとは依然として互いに反感や敵意を抱いている」ことを自ら認めている。Lettera di Turati a Mussolini (27 agosto 1931), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, sovf. 1, <<Direttore de "La Stampa">>.

私だって、トゥラーティが無実だということを確信している。[中略] 彼の賢さに再び頼らなければならないときが、きっと来るだろう⁽⁶⁴⁾。

このように、ムッソリーニですら、ファリナッチの威信を無視することはできなかった。

空軍を活用することで「黒シャツ」の間で高い威信を得たバルボ、スキャンダルの追及で「黒シャツ」の「世評」を誘導し、「真正ファシスト」の象徴的存在になったファリナッチ。威信をめぐる抗争は、「黒シャツ」を味方につけ、カリスマ的威信を持つ大物サブリーダーに有利に展開したのである。

(3) スコルツァの失脚

スキャンダルによって表舞台から姿を消したのはトゥラーティだけではなかった。32年夏にはスコルツァもスキャンダルに襲われ、トゥラーティと同じ12月に処分を受けたのである。

スコルツァは31年前半に青年ファシンの司令官としてカトリック活動団攻撃の先頭に立ち、「黒シャツ」、とくに急進的なファリナッチ派の期待を集めるようになっていた。同年12月16日の公安報告によれば、「スコルツァ閣下の友人たちはドゥーチェの取り巻き、とくにアルピナーティ閣下に対して怒り狂っており」、「どのような手段を使っても、この政治-金融連合からドゥーチェを解放することが必要だ」と考えていた。この報告ではアルピナーティの名前しか挙げられていないが、ファリナッチ派は党書記スタラーチェに対しても敵意を抱いていた。彼らのなかには、スタラーチェに代わってスコルツァが党書記になることを望む者も少なくなかったのである⁽⁶⁵⁾。

スタラーチェの起用に否定的なのはファリナッチ派だけではなかった。そもそも彼の党書記就任には複数の「高官」が反対していた。デ・ヴェッキによれば、グランディとボッターイはスタラーチェの起用に批判的だった。そこで彼らはムッソリーニに再考を促すよう、デ・ヴェッキに依頼したのである。だが、デ・ヴェッキの求めに対して、ムッソリーニは「彼はかなり昔から副書記だった。長いこと大佐を務めてきて、将軍に昇進させる時が来たのだ」と語って、スタラーチェの起用を覆そうとはしなかった。とはいえ、ムッソ

(64) De Bagnac[1990] p. 471; Lupo[2000] pp. 442-443. ドゥ・ブニャックによれば、トゥラーティの要求によって真相の調査が行われたが、告発を裏づける証拠は存在しなかった。だが、既にスキャンダルが独り歩きを始めていたため、処分は撤回されなかったのである。De Bagnac[1950] pp. 555-557

(65) Rapporto da P. S. di Roma (16 dicembre 1931), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, << Scorza Carlo >>; Pardini[2007] p. 326; Lupo[2000] p. 371.

リーニもスタラーチェのことを高く評価してはいなかった。彼の起用をムッソリーニから告げられたアルピナーティが「あれは大馬鹿 (cretino) だ！」と答えると、ムッソリーニはこう言ったとされている。「分かっている。だが、彼は従順な大馬鹿だ⁽⁶⁶⁾。」スタラーチェは大衆組織の運営や各地のパージを長らく経験しており、決して無能な人物ではなかった。しかし、彼はラス出身ではなかったこともあって高い威信を持ってはいなかった。それゆえ、スタラーチェはムッソリーニに徹底的に忠誠を尽くし、「従順な大馬鹿」になることで生き残りを図った。けれども、スタラーチェがムッソリーニに従順になればなるほど、彼のことを侮る風潮は強まった。つまり、多くのサブリーダーが生き残るために独自の威信を手にしようと試みたのに対して、スタラーチェは生き残るために自らの威信を犠牲にしていたのである。このような状況で、スタラーチェは自らの威信に不安を抱かざるをえなかったのは当然だろう。彼は高い威信を誇るサブリーダー、とくに自らの障害になりそうな人物、自らに取って代わるかもしれない人物のことを過剰に警戒しなければならなかった。党書記の候補として名前が挙がっていたスコルツァは、スタラーチェが最も警戒すべきサブリーダーの1人だったのである。

スコルツァに対するスタラーチェの攻撃は、彼が党書記に就任する以前から始まっているが、それが本格化したのは、スコルツァが虫垂炎で入院していた31年12月上旬のことである。党書記就任を目前に控えたスタラーチェはスコルツァへの批判を強め、スコルツァの関係改善の呼びかけにも応えなかった。また、国防義勇軍参謀総長テルツィが大学義勇軍の指揮をスコルツァに委ねるべきだと主張したのに対して、青年ファッシ指揮官に就任したスタラーチェは強硬に反対している。さらに、32年3月2日にはスタラーチェはスコルツァを呼び、自らがミラノでパージを担当したジャンパオリの名を引き合いに出しながら、突撃兵連盟の会長職を辞任するように彼に迫った。これに対して、スコルツァは「私との縁を切りたいのならば、そうすればよい。私の政治活動を跡づけて、もし過ちがあったら容赦なく罰すればよい」との手紙をスタラーチェに送った。「ルッカ県の政治情勢がひっくり返され、『ポーポロ・トスカーノ』の刊行停止命令が下るのが予想できる。」スコルツァはスタラーチェの次の動きを予測して、彼を挑発している。その一方でスコルツァはムッソリーニに手紙を送って、彼の裁定を求めた。だが、ムッソリーニはスコルツァの訴えに耳を貸さなかった。そして、これ以降、事態はスコルツァ自身が予測した通りの展開をたどることになる⁽⁶⁷⁾。

(66) De Vecchi [1983] p. 219; Galeotti [2000] p. 16; Grimaldi [1999] p. 89.

(67) Memoriale di Starace a Mussolini (n. 077581-93), pp. 1-8, lettera di Scorza a Starace (4 marzo 1932) e quella di Scorza a Mussolini (4 marzo 1932), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>; 'L'on. Carlo Scorza guarito', *Il Popolo Toscano* (10 Dicembre 1931).

スタラーチェが目を着けたのは、かつて、ルッカの内紛でも取り沙汰されたスコルツァ兄弟の蓄財問題だった。29年以降、スコルツァが全国政治への関与を強めるようになると、ルッカ・ファシズムは徐々に遠心化の傾向を見せるようになった。スタラーチェはこのような状況を利用してルッカの反スコルツァ派に接近し、スコルツァへの攻撃を本格化させたのである。ムッソリーニも彼に関する調査をテルツツィに命じるなど、スコルツァにとっては不利な展開が続くことになった⁽⁶⁸⁾。

4月後半から5月下旬にかけて、スコルツァは『ポーポロ・トスカーノ』の取材のため、ドイツ・ポーランド・チェコ・ハンガリーを訪問し、ヒトラーを含む政財界の要人と会見を重ねた。では、なぜ、この大事な時期にスコルツァは中欧旅行を実施したのか。彼はムッソリーニ宛の覚書に次のように記している。

自分の上に垂れ込めようとしている雲の塊を片づけるために、私はジャーナリズム的性格の中欧周遊を実施する許可を政府首長を求め、その許しを得た⁽⁶⁹⁾。

青年ファッション司令官の座を退いたスコルツァは、『ポーポロ・トスカーノ』に積極的に論説を発表していた。彼はトゥラーティと同じように、ジャーナリズムの世界に活路を見出そうとしていたのである。そして、スタラーチェによって不利な状況に追い込まれつつあるなかでスコルツァが目に向けたのは、やはりジャーナリズムだった。彼は『ポーポロ・トスカーノ』を有力紙に育てることで自らの生き残りを図ろうとし、国外での人脈づくりを兼ねて、中欧旅行を敢行したのではないだろうか。

だが、「この旅行は騒ぎが起きるきっかけになった。」スコルツァが40日間も国外にいたので、イタリア国内では反スコルツァ派が容易に活動できるようになったのである。さらに、スタラーチェはスコルツァが望みをつないだジャーナリストとしての活動にも楔を打ち込んだ。彼はスコルツァの中欧歴訪の記事が公刊されるのは望ましくないと主張し、

(68)Memoriale di Starace a Mussolini, op. cit., pp. 9-10; Pardini[1996] pp. 193-202; Lupo [2000] p. 371. スコルツァの覚書ではムッソリーニが調査を命じたのは32年3月のこととされているが、テルツツィは1月の時点でスコルツァの資産状況についての調査に着手していた。Memoriale di Scorza a Teruzzi (12 gennaio 1932), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>.

(69)Memoriale di Starace a Mussolini, op. cit., p. 11; C. Scorza, 'Di ritorno', *Il Popolo Toscano* (26 Maggio 1932). 『ポーポロ・トスカーノ』は最盛期にはフィレンツェ、ピストイア、ピサ、ラ・スペーツィアなど、他県の地方版をも発行しており、決して小規模な新聞ではなかった。スコルツァのジャーナリズムへの関心については、Bellandi[1971] pp. 10-11.

彼の取材旅行の成果を無にしようと企てたのである⁽⁷⁰⁾。

6月22日、スタラーチェはルッカ県連書記のニエーリ (Artidoro Nieri) を更迭し、ルッカ県連に全権委員としてトゥラーティ派のラニエーリを派遣した。ラニエーリが真っ先に手を着けたのが『ポーポロ・トスカーノ』紙への攻撃だった。彼は6月28日のスコルツァ宛書簡で、県連が同紙の所有者であるかどうかについて問い合わせた。スコルツァは30日に返書を送ったが、「[同紙の所有者が自分であるか、それとも県連であるかという] 区別について考えたことがなかった」と記しており、党が新聞の所有権を主張するという予想外の事態への当惑を隠していない。他方、6月には『ポーポロ・トスカーノ』に対して定期購読契約、広告掲載、寄付金・補助金の受け入れなどを禁じる措置が講じられ、同紙の経営は急速に悪化した⁽⁷¹⁾。スコルツァは『ポーポロ・トスカーノ』を活動の基盤にする予定だったが、ラニエーリはそこを最初の標的にしたのである。

これらの措置と並行して、ラニエーリはスコルツァのラス支配についての調査に着手し、さらにルッカ県連の再編に着手した。7月16日には27年に除名されたガッレーニの復党が認められ、反スコルツァ派の復権が本格的に始まった。このような展開を承けてスコルツァ派と反スコルツァ派の対立が再燃し、7月以降、県内全域は「中傷のカーニヴァル」によって混乱に陥ったが、ラニエーリは反スコルツァ派に軸足を置きながら勢力の再編を進めていった。アルピナーティもスコルツァに対する追及に加わり、スコルツァが庇護を求めてファリナッチとの接触を図ったことを非難している⁽⁷²⁾。

これらの動きに対して、スコルツァはムッソリーニの介入を引き出すことによって事態

(70) *Memoriale di Starace a Mussolini*, op. cit., pp. 3, 11-12.

(71) *Ibid.*, p. 12; Pardini[1996] pp. 208-211; *Id.*[2007] p. 327; Lettera del Prefetto di Lucca al Questore (22 giugno 1932), in ASL, GP, b. 272, fasc. <<Crisi. Federazione fascista Lucca>>; 'Cambio della Guardia alla Federazione Fascista' *Il Popolo Toscano* (23 Giugno 1932); Lettera di Scorza a Polverelli (n. d., n. 077538-41), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>; Memoriale di Scorza (4 dicembre 1932), *Ibid.*; Lettera di Scorza a Mussolini (21 febbraio 1934), *Ibid.*; *Ibid.*, Ins. <<Documentazione>>. なお、スコルツァは広告掲載などが「包括的に禁止」されたとしているが、7月以降の『ポーポロ・トスカーノ』にも広告は掲載されていた。

(72) Pardini[1996] pp. 208-216; *Il Popolo Toscano* (16 e 31 luglio; 14 Agosto 1932); Lupo [2000] pp.371-372; Lettera di Scorza a C. Ciano (8 ottobre 1932), p. 4, in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>. 7月以降のルッカ県内の情勢については、ASL, GP, b. 272, fasc. <<Crisi. Federazione fascista Lucca>>; AIRSL, FFR, b. 6, fasc. 69, ASL, GP, <<On. Scorza. Lucca, ordine pubblico>>. スコルツァに対する調査については、ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>, Ins. <<Documentazione>>.

を好転させようと試みた。彼はムッソリーニへのアクセスが最も重要な政治的資源であり、スタラーチェやアルピナーティとの力関係を逆転させるにはムッソリーニに頼るしかないことを認識していたのである。

いかなるファシストもこの基本原理は理解している。「高官」であれ、「高官」でない者であれ、いかなる者もドゥーチェを独占することはできない。このことが最終的な保障になることで、ファシスト的正義への信頼が各人に付与され、抜け道に訴えずに済むようになっていくのだ。

戦いは素晴らしいものであり、泰平は衰弱につながると貴君は我々に教えてくれた。だが、一方があらゆる武器を持ち、他方がまったくの丸腰であるという条件で戦うのであれば話は別だと認めざるをえない。武器の1つが、ドゥーチェに毎日近づけるといふ最強の武器である場合は、とくにそうである。ドゥーチェの高次の判決は戦いの停泊地なのだから。だが、あらゆる信奉者は次のような真理を信じている。「いかなるものも首領の意志を変えることはできない。この点でも彼は運命の神に似た存在である。」

この7月18日付のムッソリーニ宛書簡からは、スコルツァが絶対者としてのドゥーチェを讃え、その力に頼ることで生き残りを図ろうとしていたことが窺える⁽⁷³⁾。

しかし、ムッソリーニはスコルツァの願いを聞き入れなかった。抗争を有利に進めるためにムッソリーニを称揚しても、彼がまったく動いてくれないのであれば、スコルツァにはほかに打つ手はなかった。

9月29日、ラニエーリは任務を完了してルッカを離れ、県連書記には南部サレルノ出身のイッポリト (Andrea Ippolito) が任命されることが発表された。ラニエーリに続いて、スコルツァとは無関係の人物が県連の指揮を委ねられたことで反スコルツァ派は勢いづき、スコルツァの表現によれば「かつての民主的諸政党の政治闘争の時代を思わせる」混乱がルッカ県を覆うことになった。10月6日にはスコルツァ自身がルッカ市内での小競り合いで負傷し、反スコルツァ派が動員を企てるに至った。スコルツァはルッカを離れることに同意させられ、7日夜、ローマに向けて出発した。知事は「この県に戻らないように、そして家族を本県から引き揚げさせるように彼に命じるのが適当だろう」として、スコルツァをルッカから完全に遠ざけるように内務大臣官房に提案した。11月14日の県知事報告で「スコルツァ閣下がこの県におけるかつての政治的地位に返り咲く可能性」との

(73) Lettera di Scorza a Mussolini (18 luglio 1932) e quella di Scorza a Chiavolini (27 giugno 1932), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>.

表現が用いられていることから分かるように、スコルツァは「かつての政治的地位」を奪われたのである。但し、彼が「返り咲く可能性」が取り沙汰されるたびに緊張が高まるともされており、ルッカ県は依然として「危うい」状況にあったと言えるだろう⁽⁷⁴⁾。

12月に入ると、スコルツァの処分が近いとの観測が広がった。例えば、12月8日のルッカ警察署長の通達は「[ルッカの]市内と県内ではカルロ・スコルツァ閣下に対する関係機関の決定の結果が待たれている」として、関係機関に警戒の強化を指示している。他方、12月9日付のミラノ発の公安報告にはスコルツァがフランスに逃亡したとの噂が記録されている。この報告によれば、似たような状況はトゥラーティについても発生していた。「彼について一切の声明が公表されていなかったため、世論の幻想が独り歩きしている。」このように、トゥラーティとスコルツァのスキャンダルは同種のものとして理解されていたのであり、トゥラーティが1日に処分を受けた以上、スコルツァへの処分も近いと考えるのが自然だったのである⁽⁷⁵⁾。

けれども、スコルツァは依然として望みを捨てていなかった。彼は4日付の覚書で『ポーポロ・トスカーノ』への支援をムッソリーニに要請した。スコルツァによれば、このままでは年末までの刊行継続も難しいが、だからといって刊行を打ち切れば『ポーポロ・トスカーノ』は倒産し、スコルツァ自身の財産も差し押さえられるおそれがあった⁽⁷⁶⁾。ムッソリーニから支援が得られる可能性はゼロに近かったが、それでもスコルツァはムッソリーニを讃え、彼にすぎるしかなかった。

だが、彼の努力は徒労に終わった。12月20日、党広報局はスコルツァの処分を発表する。

(74)Pardini[1996] pp. 216-217; 'La fine del periodo commissariale alla Federazione Fascista di Lucca', *Il Popolo Toscano* (30 Settembre 1932); Rapporto del Prefetto di Lucca al Ministero Interno Gabinetto (6 e 7 ottobre 1932), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>; Lettera di Scorza a C. Ciano (8 ottobre 1932), Ibid., p. 4; Ibid., Ins. <<Documentazione>>, a. 9; Circolare della Questura di Lucca (10 ottobre 1932), in AIRSL, FFR, b. 6, fasc. 69, ASL, GP, <<On. Scorza. Lucca, ordine pubblico>>; Rapporto del Prefetto di Lucca al Ministero Interno Gabinetto (14 Novembre 1932), in ACS, PS, 1932, Sez. II, b. 46, <<C1. Ordine Pubblico. Provincie>>, fasc. <<Lucca>>, soff. <<Situazione Politica>>.

(75)Circolare del Questore di Lucca (8 Dicembre 1932), in AIRSL, FFR, b. 6, fasc. 69, ASL, GP, <<On. Scorza. Lucca, ordine pubblico>>; Rapporto da Milano (9 dicembre 1932), in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>.

(76)Memoriale di Scorza (4 dicembre 1932), Ibid.

党書記はルッカ県の情勢について精査し、恣意的に害を与えられた同志の復党と、党にとどまるに値しない要素を隊列から取り除くための制裁措置を裁可した。

その際、カルロ・スコルツァ閣下のルッカ・ファシズムの「高官」としての振る舞いに、政治的性格の問題がいくつか見られることが明らかになった。それゆえ、党書記は彼を譴責処分にした。

そして、31日には『ポーポロ・トスカーノ』紙の刊行が停止された。こうして、スコルツァのラス支配は崩壊したのである⁽⁷⁷⁾。

ここで1つ疑問が生じる。トゥラーティは党員資格停止処分になったが、スコルツァは譴責処分になっただけである。この違いは決して小さくない。この後、トゥラーティはロードス島に移住させられたが、スコルツァは34年の下院改選の際に政府提出名簿の候補に選ばれ、下院議員の地位を確保し続けることができた。さらに、スコルツァは43年2月にはファシスト党最後の書記に任命され、復権を果たしたのである⁽⁷⁸⁾。では、なぜスコルツァはトゥラーティと同じ運命をたどらずに済んだのだろうか。

ここで着目したいのが、スコルツァの処分に関する党広報局発表の作成過程である。筆者が確認した2つの原文ではこの処分に関する箇所は以下のようにになっている。

[原文①] スコルツァ閣下の事業はときに称賛に値すると思えることもあったが、彼は指導的な役職を務めるために必要な資質を備えていない。それゆえ、党書記は彼を無期限の党員資格停止処分にした。

[原文②] スコルツァ閣下は指導的な役職を務めるために必要な資質を備えていない。それゆえ、ルッカ県の党の営為に絶対に関与しないように党書記は彼に命じた。(12月12日付)

(77)'Le conclusioni del Segretario del partito sulla situazione del Fascismo di Luccesia', *Il Popolo Toscano* (20 Dicembre 1932; 31 Dicembre 1932); Rapporto del Prefetto di Lucca al Ministero Interno Gabinetto, in ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>.スコルツァの処分に先立って、12月14日にはガッレーニが県連副書記に起用されている。'La nomina del Direttorio Federale e del Direttorio del Fascio di Lucca', *Il Popolo Toscano* (14 Dicembre 1932).

(78)ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>; Pardini[1996] pp. 222-224; Lupo [2000] p. 424.

原文②にはムッソリーニのものと思われる筆跡で修正が施されており、その文言は前掲の最終成文と一致している。そして、スコルツァの処分が「譴責」になったのは、この段階でのことだった⁽⁷⁹⁾。つまり、スコルツァはトゥラーティと同じ黨員資格停止になるはずだったが、ムッソリーニの介入を経て、最終的に譴責に処されることになったのである。スタラーチェはスコルツァを黨員資格停止にするように提案したが、ムッソリーニが却下したのだと考えるべきだろう。

ところで、スタラーチェの標的はスコルツァだけではなかった。ルッカ県連全権委員ラニエーリは8月9日の演説で、ファリナッチの地元クレモーナが全権委員に委ねられることが決まったと発言している。スタラーチェはスコルツァだけではなく、彼の背後にいるファリナッチにも狙いを定めていたのである⁽⁸⁰⁾。

このような観点からトゥラーティとスコルツァの失脚について改めて検討すると、次のような構図が見えてくる。スタラーチェはファリナッチ派の除去を試み、自らにとっても目障りなファリナッチ派のスコルツァに照準を合わせた。そして、32年6月、スタラーチェはトゥラーティ派のラニエーリにスコルツァの追及を命じた⁽⁸¹⁾。夏にかけてスコルツァへの追及が本格化する一方で、スタラーチェはファリナッチへの攻撃にも着手した。これに対して、ファリナッチはトゥラーティのスキャンダルに目を着けて反撃に転じる。そして12月にトゥラーティは黨員資格停止の処分を受ける。こうして、ファリナッチはトゥラーティに対して勝利を収め、自らの地位を維持することに成功した。これに対して、スタラーチェはファリナッチを除去することはできなかったが、自らの障害になりかねないスコルツァの影響力を奪うことはできた。だが、ムッソリーニはスコルツァを譴責という比較的軽い処分にとどめた。ムッソリーニはファリナッチを全面的に勝利させようとは思っていなかったが、「黒シャツ」の間で高い威信を誇る彼に一定の配慮を示さざるをえなかった。そこでムッソリーニはスコルツァを譴責にすることで決着を図ったのではないだろうか。

32年、ファリナッチ、トゥラーティ、スタラーチェの三者の抗争が連動の末に激化し、その結果、トゥラーティとスコルツァが失脚させられた。その際、ムッソリーニはカリスマ的威信を持つファリナッチに配慮しながら行動せざるをえなかった。ムッソリーニにとっても、サブリーダーにとっても、威信は重要な意味を持っていたのである。

(79) ACS, SPDCR, b. 93, fasc. W/ R, <<Scorza Carlo>>.

(80) Pardini[2007] pp. 328, 354-355; Lupo[2000] p. 371.

(81) ラニエーリはファリナッチによって除名され、復党後にトゥラーティ派に加わった。
Ibid., p. 258; PPM, c. 458, n. 031213.

(4) アルピナーティの解任

スタラーチェは自らの障害になりかねないスコルツァを除去した。続いて彼はアルピナーティの追い落としに着手する。アルピナーティは内務次官として党書記のスタラーチェと競合していただけではなかった。31年12月、スタラーチェが党書記に就任した際に、アルピナーティはオリンピック委員会会長に起用された。トゥラーティやジュリアーティが党書記を務めていた時期には、オリンピック委員会はトゥラーティ自身やバッチのような党の幹部に委ねられていた。だが、スタラーチェは青年／教育政策の柱の1つであるオリンピック委員会を最も厄介な人物に奪われた⁽⁸²⁾。スタラーチェがアルピナーティを目の敵にするのは当然だったのである。

だが、アルピナーティを追い落とすのは容易ではなかった。彼はムッソリーニから絶大な信頼を得ていたのである⁽⁸³⁾。

その一端は、31年8月の2人の路線対立から窺えるだろう。8月10日、アルピナーティはピストイアで行った演説のなかで国家の経済介入に疑問を呈した⁽⁸⁴⁾。

私人のみのものである任務や義務を国家に課そうとする傾向とは一線を画す必要がある。いかなる国家も決してよき工業家やよき商人ではない。この種のすべての実験は、昔も今も大きな犠牲とそれに劣らず大きな幻滅をもたらすのである。

老人と子供を救う以外の目的で〔経済に〕介入するならば、国家はつねに熱意のある者、有能な者、活動的な者を犠牲にして、それほど称賛できない者、怠け者、不適格な者、そして無能な者を支えることになってしまう。こうなれば、頹廢を招くことになる。青年が不利益を被って落胆する一方で、いつまでも集団に寄りかかって生きたいと願う寄生虫の数が増えてしまうのだ。このような状況が全般的な幻滅と破滅を遅かれ早かれもたらすことは容易に想像できる。ファシズムはこのような傾向に対して

(82) O.O.XV, pp. 71-72; 'Il nuovo capo dello sport italiano', *Lo Sport Fascista*, a. V, n. 1 (Gennaio 1932); Spinosa[1981] pp. 93-94.

(83) Giuriati[1981] pp. 68-70. ルーポはムッソリーニに対して影響力を持っていた人物として、弟アルナルド、ビアンキ、アルピナーティの名を挙げている。Lupo[2000] p. 399.

(84) 'Arpinati tra i suoi compagni di lavoro', *L'Assalto* (15 Agosto 1931); Cantamessa Arpinati [1968] pp. 68-69; De Felice[1974] pp. 293-294; Iraci[1970] pp.93-101, 129-137. なお、演説の文言は文献によって微妙に異なっているが、本稿における引用は『アッサルト』に依拠している。

革命を行った。それは、偉大な人民と偉大な我が国を荒廃させている左翼のユートピアによって我々の国が転覆されるのを阻止するためでもあった。

こうしてアルピナーティは、協同体主義の「実験」を含むあらゆる経済介入への批判を公にした。経済活動の自由を含む一切の自由を「左翼」から守るのがファシズムの役割であるとするアルピナーティのファシズム観は、この演説でも健在だった。

これに対して、ムッソリーニは協同体主義を堅持する姿勢を鮮明にした。18日の国務院設立100周年記念式典の席上、彼は本筋から脱線して協同体国家に言及する。ムッソリーニによれば、「協同体国制なしには」「ファシスト革命は存在しない。」「いかなる領域もむしろ国家のなかに戻り、国家のなかにある限りで生きている。」「ファシスト協同体国家は政治における単なる夜警になるつもりはない。」このようにムッソリーニは「ファシスト国家」と「協同体国家」と経済介入が切り離せない存在であると主張し、アルピナーティを全面的に批判したのである。たしかに、31年の時点では協同体主義に基づく経済運営は行き詰まっていた。だが、協同体主義を「正統理論」として掲げてきたムッソリーニは、政策転換を行うにしても表向きは「正統理論」を掲げつつ修正を図っていくしかなかった。従って、ムッソリーニは全面的な協同体主義批判に与することはできず、アルピナーティに反論せざるをえなかったのである⁽⁸⁵⁾。

ムッソリーニに全面的に批判されたアルピナーティは翌19日に辞表を提出する。だが、アルピナーティが意見を変えるのを拒んだにも拘らず、ムッソリーニは辞表を受け取らなかった。アルピナーティは交通事故を起こした責任をとって32年5月にも辞表を提出するが、このときもムッソリーニは彼を内務次官の地位にとどめ、7月の内閣改造でも彼を留任させる。内務省を自らの重要な権力基盤と考えていたムッソリーニは、彼のように有能でありながら公平無私を標榜する人物を必要としていたのである⁽⁸⁶⁾。

党書記だったジュリアーティによれば、31年8月20日、ムッソリーニは自らの国務院100周年演説について次のように述べている。

(85) O.O.XXV, pp.26-27; De Felice[1974] p. 294; Cantamessa Arpinati[1968] pp. 69-70; Iraci [1970] pp. 137-140.

(86) De Felice[1974] pp. 294; Cantamessa Arpinati[1968] p. 70; Iraci[1970] pp.168-171, 220. 32年7月の改造について、トゥラーティは「アルピナーティの大勝利と判断されている」とムッソリーニに書き送っている。Lettere di Turati a Mussolini (28 luglio 1932), in ACS, SPDCR, b. 96, fasc. W/ R, <<Turati>>, soif. 1, <<Direttore de "La Stampa">>; De Felice[1974] p. 288.

「脱線だっただろうか？」

「たしかに。でも、必要〔な脱線〕だった。」

「そうだ。まさに彼に対して明確な形で答えておきたかったのだ。」ムッソリーニはとても快活に付け加えた。

この会話から分かるように、ムッソリーニはアルピナーティに無条件に規律を課すのではなく、わざわざ彼の主張に反論したのである。このことから、ムッソリーニにとってアルピナーティが単なる部下や協力者以上の存在だったことが窺えるだろう。アルピナーティは自分の特殊な地位を理解していたからこそ、協同体主義を公然と批判することができたのである⁽⁸⁷⁾。スタラーチェが敵に回そうとしていたのは、このような特権的な地位にある手強い相手だった。

他方で、スポーツ分野での成功もアルピナーティの威信を強める方向に働いていた。32年のロサンゼルス五輪でイタリアはメダル獲得数で参加国中第2位という成果を収め、32年10月には、34年のサッカー・ワールドカップ大会がイタリアで開催されることが決まった。『スポーツ・ファシスタ』はスポーツ政策の功労者としてスタラーチェとアルピナーティの2人の名を挙げていたが、アルピナーティが国際的成功を収めたことによって、2人の格差は広がりつつあった⁽⁸⁸⁾。

だが、スタラーチェにとっては好都合なことに、アルピナーティには敵が多かった。既に見たように、アルピナーティは内務行政を非党派的に行い、厳格な綱紀肅正を掲げていた。例えば、30年3月5日に開かれたサブリーダーの非公式会合で、アルピナーティは反抗的な態度をとり続けていたファリナッチと、ファリナッチの行為を容認していたトゥラーティをともに批判し、ファリナッチがクレモーナで行っていた反対派への迫害にも疑問を呈したのである⁽⁸⁹⁾。また、アルピナーティはリッチの不正の追及にも力を注いだ。リ

(87) Giuriati[1981] pp. 68-70. ムッソリーニはアルピナーティに助言を求めることが少なかつた。例えば、ムッソリーニはG. ジェンティーレから届けられたトレッカーニ事典の原稿を自分では読まずに、「これを読んで、どう思うか言ってくれ。」とアルピナーティに丸投げした。このとき、アルピナーティはこの原稿を抽象的で難しすぎると批判し、ジェンティーレの反発を招くことになった。Iraci[1970] pp. 178-180.

(88) Martin[2004] pp. 174-175; Papa/ Panico[1993] pp. 189-190; L. Ferretti, 'Vincitori a Los Angeles - Trionfatori a Berlino', *Lo Sport Fascista*, a. V, n. 9 (settembre 1932); Id., 'Luminosa aurora di conquiste sportive', *Ibid.*, a. V, n. 5 (maggio 1932); 'Lo sport e Arpinati', *Ibid.*, a. VI, n. 4 (Aprile 1933).

(89) PPM, c. 458, n. 031202-52 (sp. pp. 8, 12-13); Lupo[2000] pp. 237, 257.

ッチはカッラーラ大理石公庫とバリッラで大きな力を振るっており、これらの分野から資金を得ていると考えられていたのである。以上のような綱紀粛正策によってアルピナーティの威信は高まったが、サブリーダーの間では彼への不満がくすぶることになったのである。但し、アルピナーティは自分に近いC. チャーノの追及には消極的だった。公平無私に見えたアルピナーティの綱紀粛正には、青年／教育政策の領域で競合するリッチやスコルツァの追及に力を注ぐという一面も見られたことには注意が必要である⁽⁹⁰⁾。

アルピナーティの非ファシストに対する姿勢も、彼に対する攻撃の材料になった。とくに、32年10月のミッシローリ(Mario Missiroli)の入党によってアルピナーティの立場は著しく悪化した。彼は、非ファシストの立場からジャーナリストとして活動してきたミッシローリを重用しただけではなく、ムッソリーニの反対を押し切って彼を入党させたので

(90) Lupo[2000] pp. 372-373; De Begnac[1950] p. 559; Iraci[1970] pp. 172-173. 32年9月には学校の通知表用紙の納入をめぐる調査が実施されている。この納入の際にはバリッラにも経費の割り当てがあったが、リッチが受け取ったとされる金額とバリッラが最終的に受け入れた金額とが食い違っていたのである。また、ローマ北西部のファルネジーナ地区に「フォロ・ムッソリーニ」が建設された際にはカッラーラの大理石が大量に用いられたが、その建設資金をめぐるリッチの不正が取り沙汰されていた。ACS, SPDCR, b. 48, fasc. 242/ R, <<Ricci Renato (Massa Carrara - Fascismo)>>, soff. 3, <<Informazioni P. S.>>; Lettera anonima (n. d.), telegramma di Chiavolini al Prefetto di Massa Carrara (17 aprile 1930) e risposta del Prefetto (18 aprile 1930), Ibid. soff. 4, <<Rilievi>>; ACS, Archivio Renato Ricci, fasc. 3, <<Consorzio dei Marmi di Carrara>>. なお、「フォロ・ムッソリーニ」の建設当時、大理石産業は不振に陥っており、カッラーラではリッチへの不満が噴き出していた。リッチはバリッラ主導で「大理石のスタジアム」の建設に着手することによって、青年／教育分野での威信を高めるとともにカッラーラの大石産業の振興を試みたのではないかと思われるが、この点については今後の検討課題としたい。ACS, PPM, 1928-30, fasc. 1/ 1-15, n. 2104, b. 1097, soff. 48, <<COSTRUZIONE DELLO STADIO annesso all'ACCADEMIA FASCISTA di EDUCAZIONE FISICA. Controversia con l'impresa Speroni>>. 「フォロ・ムッソリーニ」と「大理石のスタジアム」については、Setta[1986] pp. 125, 155-166; E. Gentile [2007a] pp. 97-106; Martin[2003] pp. 93-96; A. Parboni, 'LO SPORT nella concezione fascista', *Lo Sport Fascista*, a. I, n. 6 (novembre 1928); Id., 'Il Monolito', *Ibid.*, a. II, n. 7 (luglio 1929); 'Foro Mussolini - città olimpica', *Ibid.*, a. II, n.12 (dicembre 1932).

ある⁽⁹¹⁾。

33年春、アルピナーティが「イタリアはムッソリーニ家の封土ではない」と発言してムッソリーニ夫人ラケレ(Rachele Mussolini)を敵に回したのを好機として、スタラーチェは一気に攻勢に出た。4月27日、アルピナーティはムッソリーニから次のように告げられた。

自分のところに党書記[スタラーチェ]が来て、もう君[アルピナーティ]とは協力できそうな気がしないと。[彼が挙げた]理由は以下の通りだ。第1に、君は恥ずべき連中や信用できない連中を入党させて、党のまとまりを壊そうとしている。第2に、君はファシズムの経済政策、とくに協同体体系に反対している。第3に、君は私と私の家族のことを中傷している。

アルピナーティはこれらの批判に反論した上で内務省に戻ったが、彼は激昂しており、スタラーチェに決闘を申し入れようとしたほどである。5月1日、ムッソリーニはアルピナーティに辞表提出を求めたが、この求めに応じて、アルピナーティは内務次官の職を辞することだけを素っ気なく書き送った。この辞表には、当時の慣例だったムッソリーニへの謝辞が含まれていなかったため、ムッソリーニは辞表の書き直しを命じた。だが、アルピナーティは書き直しに応じなかった。この状況を見てC. チァーノが仲介に乗り出し、ムッソリーニの特別秘書キアヴォリーニ(Alessandro Chiavolini)はアルピナーティのためにスポーツ省を新設するとの妥協案を示したが、アルピナーティは一切の妥協を拒否した。さらに、アルピナーティはあらゆる役職への就任を断り、辞任の理由を「健康上の理由」とすることも認めなかった。こうして一切の妥協が不可能になった末に、5月4日、アルピナーティが「個人的事情により」辞任したことが公表された⁽⁹²⁾。

30年3月5日のサブリーダーの会合でアルピナーティは次のように述べている。

(91) Dalla Casa[2013] pp. 236-240; Onofri[1972] pp. 109-118; Relazione anonima (10 ottobre 1932) e lettera di Arpinati a Ghinelli (23 aprile 1933), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, soif. 1, <<Varia>>. ミッシローリについては、Onofri[1972]; Iraci[1970] pp. 111-113; Whitaker[2002] pp. 131-134.

(92) Iraci[1970] Parte II, Cap. III; Cantamessa Arpinati[1968] pp. 81-82; Lupo[2000] pp. 373-374; De Felice[1974] pp. 295-300; Lettera di Mussolini a Arpinati, risposta di Arpinati (1 maggio 1933) e lettera da Starace a Mussolini (28 aprile 1933) e quella di Arpinati a Ghinelli (23 Aprile 1933), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, soif. 1, <<Varia>>.

自分のキャリアなんてこんなものだ。もし明日、ドゥーチェに追い払われたら、自分はどこに行ったらよいのか、もう分からない⁽⁹³⁾。

アルピナーティは自分がムッソリーニに全面的に従属していることを自覚していた。それにも拘らず、彼はムッソリーニに対する態度を改めずにその地位を失ったのである。こうしてアルピナーティはローマでの活動に終止符を打つことになった。

ところで、スタラーチェが挙げたアルピナーティの「罪状」は、非ファシストの入党の促進、協同体主義批判、そしてムッソリーニの専制化に対する批判の3点からなっている。

第1点の非ファシストの入党促進や彼らとの交流は、アルピナーティの党観念と深く結びついている。彼は党が信念を共有する「インナー・サークル」であるべきだと考えていた。アルピナーティの考えでは、かつては非ファシスト・反ファシストだった人物でも、現時点では考えを共有できるのであれば入党を認めるべきだった。また、彼は党外の専門家の協力は国の運営にとって不可欠だとも考えていた。このような考え方は、党を「インナー・サークル」として理解していたジュリアーティ、バルボ、ボッターイ、そして、専門家の入党を推進したトゥラーティたちの見解と、それほどかけ離れてはいなかった。だが、大量入党の一方で「黒シャツ」の特権集団化を進めていたスタラーチェにとって、かつての非ファシスト・反ファシストの入党は、「黒シャツ」の地位を脅かしかねない問題だった。「インナー・サークル」論のアルピナーティが非ファシストの入党に好意的なのに対して、大量入党路線のスタラーチェが彼らの入党を批判するという「ねじれ」は、以上のように考えれば理解できるだろう。

第2点の協同体主義、とくに職能代表制の導入に対してはバルボをはじめとして反対論が根強く、現に28年の政治代表改革では職能代表制の導入は見送られている。第3点のムッソリーニの専制化についても、サブリーダーの多くが彼を称揚しながらも「君」と呼び続けていたことから窺えるように、違和感を覚える者が少なくなかった。このように考えると、アルピナーティの見解は決して特異なものではなかったのである。

だが、棚上げされたとはいえ、協同体主義は依然として「正統理論」だった。ドゥーチェの称揚が強まるなかでは「個人専制」化への批判も決して好ましいものではない。そして、入党政策が変化した今では、「インナー・サークル」型の党観念に固執するのも適切ではなくなっていた。つまり、アルピナーティの主張はもはや「正論」ではなかったのであり、スタラーチェの新たな「正論」には勝てなかった。アルピナーティの解任は、このような「正論」の変化の産物だったのである。

(93) PPM, c. 458, n. 031251; Lupo[2000] pp. 237-238

(5) アルピナーティの逮捕

こうしてアルピナーティは政治生命を失った。だが、彼にはさらなる転落劇が待ち受けていた。スタラーチェはアルピナーティが失脚した後も、攻撃の手を緩めなかったのである。

アルピナーティの解任は彼と敵対していた勢力にとっては朗報だったが、この報道を否定的に受け止める者も少なくなかった。彼のもとには「山のような」手紙が届き、そのなかには国外のスポーツ関係者からの手紙も含まれていた。また、5月18日にアルピナーティが下院に現れた際には、彼に挨拶をする者や握手を求める者が見られたと報告されている。この報告で名前を挙げられていたのは、海相シリアンニ、ダンヌンツィオ、ベッルツォ、セルピエーリ、バッチ、スコルツァのように、スタラーチェと対立している者たちだった。このため、ムッソリーニはアルピナーティに下院に登院しないように指示した。だが、この措置によってもアルピナーティを孤立させることはできなかった。彼がボローニャに帰った後も、アルピナーティ家への「巡礼」者はあとを絶たなかったのである⁽⁹⁴⁾。

このように、アルピナーティの威信には傷がついていなかった。そもそもアルピナーティの解任はスキャンダルによるものではなかったため、解任後も彼の威信は損なわれなかった。しかも、スタラーチェと対立して解任されたことで、アルピナーティは反スタラーチェ勢力の信頼をも集めたのである。アルピナーティは政策形成過程からは排除されたが、威信の側面から見れば、その影響力は以前よりも強まったとも言えるだろう。当然のことながら、このような事態はスタラーチェにとっては不都合だった。彼はアルピナーティの政治生命を完全に奪うために動き出した⁽⁹⁵⁾。

アルピナーティの更迭が決まった直後の5月3日、スタラーチェはムッソリーニに書簡を送り、アルピナーティを全面的に批判した。彼がアルピナーティの罪状として挙げた事項は、協同主義批判、党や党系列団体への敵対的態度、ムッソリーニの意に反してリッチの追及を続けたこと、オリンピック委員会会長でありながら上位機関の党を蔑ろにした

(94) Cantamessa Arpinati[1968] pp. 88-90, 99-100; Iraci[1970] pp. 208-209; Rapporto da Roma (18 maggio 1933), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, sotf. 1, <<Varia>>.

(95) 下院議場の様子を伝える5月18日の前掲報告には「ミズーリの演説や、コルジーニ次官の祝福、そして、その帰結を思い出す者もいた」と記されている。ここで言及されているのは、23年に党を除名されたミズーリ下院議員を、当時の農林次官コルジーニたちが公然と支持して除名された事件のことである。アルピナーティを彼らと重ね合わせた者は、アルピナーティがその後、党を除名されることを予測していたのではないだろうか。ミズーリとコルジーニについては、桐生[2002]第Ⅱ部第2章。

こと、非黨員にも地方行政や並行行政における入札への参加を認めていること、友人を優遇していること、ミッシローリの入党を支持したことなど、20項目にのぼっている。スタラーチェがとくに強調したのは、彼が非ファシスト・反ファシストと結びついていることだった。

ミッシローリに対してアルピナーティが見せた連帯の姿勢を見て、自分は彼のこれまでの態度をすべて見直す気になった。ザンボーニ事件〔26年にボローニャで発生したムッソリーニ暗殺未遂事件〕のときの裁判中、そして裁判後に彼がとった態度も、その例外ではない。自分は彼の態度の重要性を認識して、1年前から注意深く観察してきた。そして、彼の気性とメンタリティーが分かった。すぐに疑いの段階ではなくなった。アルピナーティは私とは異なるメンタリティー、つまり、非ファシスト的メンタリティーの持ち主だと判明した。

スタラーチェはアルピナーティのことを「黒い教皇」、あるいは「ファシズムのスターリン」と呼び、ザンボーニ事件まで持ち出して、彼の危険性を訴えたのである⁽⁹⁶⁾。

続いて、スタラーチェはボローニャにおけるアルピナーティ派の支配に照準を合わせた。彼はアルピナーティの支配の要である党とメディアに目をつけたのである。6月24日、スタラーチェはボローニャ県連書記ギネッリを更迭し、全国指導部構成員・マントヴァ県連書記のマルティニョーニ(Ciro Martignoni)を後任に任命する。ギネッリの回想によれば、彼は県連書記の地位に留まるために全力を尽くしていた。だが、アルピナーティとの関係を絶つようにスタラーチェに迫られた際に、この要求を拒絶したため、彼は即座に解任された。これ以降、ギネッリは党によって再就職を妨害され、最終的には居所指定を受け、ナポリに移住させられた。こうして、ボローニャ県連はアルピナーティ派の手を離れ、スタラーチェの手中に収まった⁽⁹⁷⁾。

新書記のマルティニョーニは直ちに県内のファシストの統制に着手した。彼は7月1日に県連指導部を解散し、3日にはボローニャ市ファッショの書記に自ら就任する。9日に

(96) Iraci[1970] Parte II, Cap. IV (sp. p. 192).

(97) 'Cambio della Guardia alla Federazione Fascista Bolognese', *L'Assalto* (24 Giugno 1933); M. Ghinelli, 'Pro-memoria sulla mia attività politica e sui principi cui si è ispirata', in Bertocchi [1996] Appendice 21 (sp. p. 6); Bertocchi[1998] pp. 248-249; Iraci1970] p. 214. なお、『アッサルト』紙の題字の下には5月20日以降、ムッソリーニ語録が掲載されるようになっている。ムッソリーニへの恭順の意を示すために、県連指導部がこのような変更を行ったのではないと思われる。

は県内の幹部を集めて「正常化」が自分の任務であることを強調している。8月12日には「行動隊」(squadre d'azione)の維持・創設・再建が禁止され、実力行動の可能性とその記憶も封じられた。これらの措置と並行して、アルピナーティの存在感を希薄にするための企ても実行に移された。7月15日には「すべての地区集団は国民の大義への殉教者の名を冠すること」との告示が出され、「アルピナーティ地区集団」を含む3つの地区集団の名称が変更された。この措置はアルピナーティを狙い打ちにしたものだったが、この告示では「アルピナーティ地区集団」が「カスティリオーネ＝ベコッチ地区集団」という通称で表記されており、一見しただけではその意味が分からないようになっていた。マルティニョーニはアルピナーティ派の影響力を低下させることを目指してはいたが、対立が激化することは望んでいなかったのである⁽⁹⁸⁾。

他方、スタラーチェの攻撃は、アルピナーティのボローニャ支配の柱であるメディアにも及んだ。アルピナーティは『レスト・デル・カルリーノ』紙の株式を取得していたが、党がこの株の引き渡しをアルピナーティに要求していたのである。この件についてアルピナーティは弁護士に相談し、彼が株式の所有者であることは間違いないが、複雑な権利関係の整理が必要であるとの回答を5月21日に得た。そこでアルピナーティは権利関係の整理に着手していた。ところが、ムッソリーニの介入によって状況は一変する。10月8日、ムッソリーニは『レスト・デル・カルリーノ』紙の株式が党に帰属することは間違いない」として、株式の引き渡しをアルピナーティに要求するよう、ボローニャ県知事に指示した。「拒否、あるいは単なる言い逃れであっても重大な結果を招きうると分らせるように。」ムッソリーニの強硬姿勢を前にして、アルピナーティは株の引き渡しに応じざるをえなかった⁽⁹⁹⁾。

10月後半になると、アルピナーティ派の処分も本格化した。スタラーチェはこの機会にアルピナーティを葬り去ろうと決意し、彼の党員証更新を拒否するようマルティニョーニに指示した。これに対して、マルティニョーニは不測の事態の発生を恐れて、アルピ

(98) Piretti[1988] pp. 284-285; BISP, PNF, b. 6, <<Atti e comunicati 1933>>, n. 6 (1 Luglio 1933), n. 8 (3 Luglio 1933), n. 13 (9 Luglio 1933); n. 25 (15 Luglio 1933); n. 79 (12 Agosto 1933), n. 164 (14 Ottobre 1933); b. 5, <<Atti 1931-32>>, n. 781 (27 Gennaio 1933).

(99) Onofri[1972] pp. 116-120; Grimaldi[1999] pp. 54-60; Cantamessa Arpinati[1968] pp. 52-55; Bertocchi[1996] pp. 251-253; Lettera di Federico Cammeo a Arpinati (21 maggio 1933); quella di Mussolini al Prefetto di Bologna (8 ottobre 1933), quella di Arpinati a Mussolini (20 ottobre 1933), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, sotf. 1, <<Varia>>; Lettera di Martignoni a Starace (17 ottobre 1933), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, sotf. 2, <<Gruppo Arpinatiani>>.

ナーティに記章の自発的返納を求めた。スタラーチェは 10 月の段階でアルピナーティの追放を決意していたが、マルティニョーニの逡巡によって目的を達することができなかったのである。だが、党员証更新拒否を回避したとはいえ、党とメディアを奪われ、ムッソリーニの支持も得られない以上、アルピナーティに勝ち目はなかった。彼は 34 年 3 月の下院議員改選で政府候補名簿に登載されず、議員の地位を失うことになった⁽¹⁰⁰⁾。

ここでアルピナーティの運命に微妙な影を落とす行事が開催された。それが、5 月から 6 月にかけて開かれたサッカー・ワールドカップのイタリア大会である。この大会はイタリア・チームの優勝で幕を閉じ、ムッソリーニ政権はその成果を国威発揚とファシズムの宣伝のために最大限に活用した。アルピナーティは既にスポーツ政策の第一線から退いていたが、彼はイタリア・サッカーの基礎を築いた人物であり、ワールドカップの開催が決まったときのオリンピック委員会会長だった。従って、ワールドカップの成功は彼の威信を高める方向に働いたと考えられるだろう⁽¹⁰¹⁾。

また、ワールドカップは他国のスポーツ関係者と接触する機会をアルピナーティに与えた。オーストリア・ハンガリー戦は 5 月末にボローニャの「リットリアーレ」スタジアムで行われたが、このとき、オーストリア・サッカー連盟書記のマイスル(Hugo Meisl)はアルピナーティ邸を訪問している。ムッソリーニの下に届けられた報告によれば、マイスルはアルピナーティが話した内容について帰国後に語っている。この報告によると、アルピナーティがスポーツ政策から遠ざけられたのは、彼がスポーツを行う青年を党・警察から引き離そうとしていたためであり、また、彼が不興を蒙ったのは報道の自由と宗教政策をめぐるムッソリーニと対立したためだった。さらに、ウィーンへの招待の話が出ると、アルピナーティは「パスポートを頂けますか？」と口にしたともされていた。マイスルに関する 7 月 18 日付の報告は、アルピナーティが国外でも一定の威信を保持しており、彼

(100) Grimaldi[1999] pp. 99-100; Piretti[1988] pp. 285-286; BISP, PNF, b. 6, <<Atti e comunicati 1933>>, n. 176 (21 ottobre 1933), n. 191 (28 ottobre 1933). なお、33 年 12 月 22 日付の公安報告によれば、政府候補名簿について多くの議員が「アルピナーティ閣下が消されていなかったことに驚いたと言っていた。」従って、アルピナーティが名簿から削除されたのはこれ以降のことだと考えられる。Rapporto da Roma (22 dicembre 1933), in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, sotf. 3, <<Espulsione dal P. N. F. e assegnazione al confino dell'ex on. Leandro Arpinati>>.

(101) ワールドカップ・イタリア大会については、Papa/ Panico[1993] pp. 172, 187-193; Martin[2004] pp. 183-189.

の率直な発言が他国に伝わる危険性がゼロではないと思わせるのに十分なものだった⁽¹⁰²⁾。

折しも7月にはアルピナーティ派の動きが活発になっており、ムッソリーニもスタラーチェも何らかの措置が必要だと感じるようになっていた。こうして、アルピナーティ問題は最終局面に入った。21日、ボローニャの古参ファシストであるコッリーヴァ(Cesare Colliva)が県連書記に任命され、24日にアルピナーティの除名が発表された。

党書記閣下は、ボローニャ・ファッショの党员レアンドロ・アルピナーティをファシスト党から除名すると決定した。その理由は以下の通りである。「彼がさまざまな場面で取ってきた態度は、ファシスト党の隊列で戦う榮譽に浴する者が従わなければならない指針に反している⁽¹⁰³⁾。」

その後、26日にムッソリーニ、スタラーチェ、内務次官ブッフアリーニ=グイーディ(Guido Buffarini Guidi)、ボローニャ県知事たちが協議した結果、アルピナーティとその一派を直ちに逮捕し、居所指定処分にする事が決まった。彼らはその夜のうちに逮捕され、アルピナーティはリパリ島に送られることになった⁽¹⁰⁴⁾。

この措置は「除名された者〔アルピナーティ〕と党書記の間に存在する周知の敵対状況の、当然の帰結」と受け取られた。カトリック陣営やヴァティカンでも「アルピナーティに対する闘いのすべての責任はスタラーチェ閣下にある」として、この事件を「個人的な性格の俗悪な復讐劇」と解釈する傾向が強かった。国外の報道でも、スタラーチェとの対立がアルピナーティ失脚の主な原因の1つとして挙げられていた。このように、アルピナ

(102) 'Il cambio della guardia alla Federazione fascista', *il Resto del Carlino* (21 Luglio 1934); 'Comunicazioni federali', *Ibid.* (24 Luglio 1934). 県連書記は34年5月17日付でマルティニョーニからアンジェリーニに交替になるが、アンジェリーニが「純粋に個人的な性質の理由で辞表を提出」したため、7月21日にコッリーヴァが起用された。BISP, PNF, b. 7, <<Atti e comunicati 1933-34>>, n. 553 (17 maggio 1934); b. 8, <<Atti e comunicati 1934, 19 Maggio - 22 Luglio>>, n. 97 (21 Luglio 1934).

(103) Iraci[1970] pp. 215-216; 'Comunicazioni federali', *il Resto del Carlino* (24 Luglio 1934).

(104) Iraci[1970] pp. 216-224; 'L'ex-deputato Leandro Arpinati tratto in arresto a Malacappa', *il Resto del Carlino* (27 Luglio 1934); 'L'ex-on. Arpinati al confino per cinque anni', (7 Agosto 1934); ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <<Arpinati Leandro>>, sovf. 2, <<Gruppo Arpinatiani>>; sovf. 3, <<Espulsione dal P. N. F. e assegnazione al confino dell'ex on. Leandro Arpinati>>.

ーティの除名・逮捕はスタラーチェが主導したと一般には理解されていた⁽¹⁰⁵⁾。

だが、当のスタラーチェはすべてを自分の責任とされることに違和感を覚えていた。34年9月15日、彼はムッソリーニへの手紙に次のように記している。

ボローニャにおいて傷をまず焼き固め〔て出血を止め〕るためになされたことのすべてが、私の、そして私だけのせいになされた。だが、この件について自分は反論しなかったし、これからもそのつもりはない。このような状況でどのような態度を取らなければならないか、私はきちんと理解している⁽¹⁰⁶⁾。

スタラーチェがアルピナーティの失脚を望み、策をめぐらせていたことは間違いない。だが、スタラーチェはムッソリーニの承認がなければ彼を追い落とすことはできなかったはずである。アルピナーティの除名・逮捕はムッソリーニの意向でもあったのだ。

(6) バルボとファリナッチ

アルピナーティの失脚劇と並行して、バルボも追い落としの対象になっていた。アルピナーティの失脚・逮捕はスタラーチェが主導し、ムッソリーニが容認したものである。これに対して、カリスマ的威信の持ち主であるバルボの追い落としを主導したのは、ムッソリーニだった。

既に見たように、バルボは内外で高いカリスマ的威信を誇っていた。彼は自らの威信を背景にしてムッソリーニに要求を突きつけることも少なくなかった。このようなバルボの姿勢にムッソリーニは不満を持っていた。例えば、東地中海編隊飛行の後の30年7月25日、デ・ボーノは「バルボは不興への途上にあるように見える」と日記に書いている。さらに、第1次大西洋横断飛行直後の31年2月27日には、デ・ボーノは次のように記している。

大西洋横断は華やかに幕を閉じた。バルボは勝利した。だが、彼らは全員少し増長している。バルボは直ちに空軍元帥になることを望んでいた！首相〔ムッソリーニ〕は少しひりついている。この若者たちは、釣り合いというものの感覚がよく分かっている

(105) Rapporto dalla Città del Vaticano (29 luglio 1934) , in ACS, SPDCR, b. 79, fasc. W/ R, <Arpinati Leandro>, sotf. 2, <<Gruppo Arpinatiani>>; sotf. 3, <<Espulsione dal P. N. F. e assegnazione al confino dell'ex on. Leandro Arpinati>>.

(106) Lupo[2000] p. 404.

ないのだ⁽¹⁰⁷⁾。

それにも拘らず、ムッソリーニはバルボを解任せず、32年7月の改造でも空相に留任させた。これには2つの理由があった。第1に、もしグランディやボッターイと同時にバルボを更迭すれば、3人が連携してムッソリーニに対抗する可能性が高かった。だが、既に見たように、グランディとバルボは軍縮案をめぐって対立していた。そこでムッソリーニはグランディを解任する一方でバルボを留任させて2人の対立を煽り、3人の連携を阻止したのである。第2に、バルボはローマ進軍10年記念の大西洋横断飛行を準備していた。この編隊飛行はイタリア・ファシズムの国際的評価を高める魅力的な事業であり、ムッソリーニもこの事業に大きな期待を寄せていた。そして、その指揮を執る人物はバルボ以外には考えられなかった⁽¹⁰⁸⁾。

32年9月21日、ジャーナリストのオイェッティ(Ugo Ojetti)はバルボと夕食をとともにした。

バルボによれば、ガッゼラを陸軍大臣に望んだのは国王である。国王は「陸軍が」主の軍隊「であること」に確信を持ちたいのである。バルボは自らを国防大臣「陸海空三軍の大臣」、せめて陸軍大臣兼空軍大臣に任命するよう、人を介してムッソリーニに願い出た。バルボによれば、これを拒否したのは国王である(ムッソリーニが拒否したのだと私「オイェッティ」は思うが)。バルボがリビア総督として派遣され、バドリオ「リビア総督・全軍参謀総長」が陸軍大臣としてローマに来るだろうと、今や誰もが口にしてはいる。バルボはこのことを否定したが、このような体のいい厄介払いを内心では恐れている⁽¹⁰⁹⁾。

このように、バルボも彼の周辺も更迭が近いのではないかと考えていたが、それは杞憂だった。12月15日のデ・ポーノの日記によれば、ムッソリーニは陸相ガッゼラに不満を抱いていたが、しかし、ガッゼラを更迭しようとは考えていなかった。「それは彼「ムッソリーニ」が三軍に対しては共通の扱いをしたいと望んでいるからだ。そして、そこにはバルボがいる。」陸相ガッゼラを更迭すれば、空相バルボをも解任せざるをえなくなるが、それはムッソリーニにとって不都合だった。彼にとってバルボはそれほどまでに有用な存

(107) Rochat[1986] pp. 215-216; Fucci[1989] p. 164.

(108) Segrè[1987] pp. 277-278; Rochat[1986] p. 216.

(109) Ojetti[1954] pp. 400-401.

在であり、その効用はガッゼラの解任を思いとどまらせるほどのものだったのである⁽¹¹⁰⁾。

33年7月1日、バルボは25機の編隊を率いて大西洋横断飛行に出発した。バルボたちはアイルランド、アイスランドなどを経て、15日にシカゴ、19日にニューヨークに到着し、大歓迎を受けた。彼らは8月12日にローマに帰還する。ムッソリーニはローマ近郊のリド・ディ・オスティアに出向き、バルボたちを出迎えた。ムッソリーニは凱旋パレードについてバルボに語った。

彼〔ムッソリーニ〕は私〔バルボ〕に言った。コンスタンティヌス帝の凱旋門が、〔古代〕ローマの軍団の帰還を見守ったインペリアーレ通りが、栄光あるパラティーノの丘が君たちを待っている、と。

「それは我々には過ぎた扱いだ。」私は当惑して付け加えた。

「いや。」ドゥーチェは言った。「祖国は君たちに恩義を負っている。」

「君の抱擁で我々は十分に報われているのだが…⁽¹¹¹⁾。」

横断飛行の成功をファシズムの宣伝と自らの威信の強化に利用しようとするムッソリーニと、彼からの称賛によって揺るぎない威信を手にしようとするバルボ。バルボが34年に公刊した回想からは、このような2人の思惑が透けて見える。

こうして、バルボのカリスマ的威信は頂点に達した。バルボは念願の空軍元帥に任命され、彼の全軍参謀総長起用を求める声も高まった。だが、彼を参謀総長に起用すれば、軍・宮廷・保守派の反発を招くだけではない。内外で威信を手にしたバルボを重用すれば、ムッソリーニ自身の威信も脅かされかねなかった。そもそも、バルボが空相に留任できたのは、彼が大西洋横断飛行の準備中だったからである。そして、「三軍に対しては共通の扱いをしたい」と考えていたムッソリーニは、7月にガッゼラを解任して、自ら陸相を兼任していた。横断飛行が終わった今、バルボの解任は時間の問題になった⁽¹¹²⁾。

(110) Rochat[1986] p. 216.

(111) Segrè[1987] Ch.11; Balbo[1934(2005)] (sp. p. 298); L. Ferretti, "L'Italia s'è desta....", *Lo Sport Fascista*, a. VI, n. 7 (luglio 1933); 'Crociera aerea del Decennale', *Ibid.*; 'Il volo meraviglioso di 20.000 chilometri', *Ibid.*, a. VI, n. 8 (agosto 1933).

(112) Rochat[1979] pp. 145-149; Balbo[1934(2005)] pp. 306-307; Segrè[1987] pp. 248-249, 263-265; Ojetti[1954] p. 417. 但し、バルボと彼の支持者はガッゼラ解任を歓迎していた。バドリオ派のガッゼラと異なり、新しい陸軍次官のバイストロッキは軍の改革・近代化に肯定的であり、バルボに考えが近かったのである。Segrè[1987] pp. 280.

10月16日、ムッソリーニは海相シリアンニと空相バルボを辞任させてこの2つのポストを自ら兼任し、バルボにはリビア総督の職を用意すると国王に伝えた。そして、ムッソリーニは31日付の手紙でバルボに辞任を求めた。この手紙が11月5日に届けられると、バルボはおとなしくリビアへの転出に応じ、即日、辞表を提出した。さらに、不測の事態が発生すれば自らの地位が危うくなりかねないと判断したバルボは、地元フェッラーラに電話を掛け、支持者を宥めるように幹部に依頼している⁽¹¹³⁾。

このようにバルボが恭順の意を示したので、ムッソリーニはバルボとのこれ以上の衝突を避けることにした。11月12日、ムッソリーニはバルボに手紙を送り、引き継ぎの際に彼が示した飛行機数3125機を911機に修正すべきだと主張し、「空軍の父」としてのバルボの威信に傷をつけようとした。但し、ムッソリーニは「この状況は満足のいくものだと思う」と付け加え、バルボが反抗的な態度を取らないのであれば、この問題を不問に処すことを示唆している。これに対して、バルボは技術的見地から一定の反論を試みたものの、「この状況に満足してくれたことに感謝する」として、この妥協を受け入れたのである⁽¹¹⁴⁾。

リビア総督という名誉ある職への転出はバルボの威信を損なうものではなかった。彼は新天地リビアに活躍の場を求め、道路建設・都市近代化・遺跡修復など開発・観光政策に力を注いだ。また、彼は「生産者の社会」を築くべく植民に尽力し、三八年には「二千人植民事業」によって注目を集めることにも成功した。さらに、バルボは「反逆指向」(frondismo)を強めて、ドイツへの接近、反ユダヤ政策、ファシスト党の肥大化などの重要政策にことごとく反対し、本国においても存在感を保ち続けた⁽¹¹⁵⁾。

しかし、後に閣僚として政策形成の中枢に復帰できたボッターイやグランディと異なり、

(113) Rochat[1979] pp. 149-153; De Felice[1974] pp. 285-286; PPM, c. 136, n. 035789-95; ACS, SPDCR, b. 61, fasc. 362/ R, <<Balbo S. E. on. dott. ing. Italo>>, sotf. 7, <<Dimissione da Mtro dell'Aeronautica e nomina a Governatore della Libia>>. ロシヤによれば、辞任まで時間が掛かったのはバルボが病氣療養中だったためである。なお、バルボが9月にムッソリーニに覚書を送り、軍部三省の統合、軍の近代化、海軍・空軍の強化、軍事費の増額、そして全軍参謀総長に実権を与え、自らをその地位に就けることなどを要求したとの説がある。この説の信憑性について、デ・フェリーチェとセグレは肯定的、ロシヤは否定的である。但し、バルボが全軍参謀総長の座を狙っていたこと自体はロシヤも否定していない。De Felice[1974] p. 285; Segrè[1987] pp. 280-281; Rochat[1979] pp. 147-148; Id.[1986] pp. 223-226.

(114) Rochat[1986] pp. 231-233; De Felice[1974] PPM, c. 468, n. 035631-39.

(115) Segrè[1987] Ch. 13-16; Segrè[1974] Ch. 5-9; Guerri[1984] pp. 343-347; Rochat[1986] pp. 209-210, 231-247, 284-287; Michaelis[1983]

バルボの反対意見が政策形成の場で顧みられることはなかった。しかも、エチオピア戦争以降は戦争が相次いだ。リビアに重要な軍事的役割が割り当てられることはなく、バルボの作戦案が採用されることもなかった。彼は「行動の人」にふさわしい活躍の場を手に入れられなかったのである。たしかに彼は空の英雄への飛躍を遂げ、他のサブリーダーをはるかにしのぐ威信を手に入れた。だが、そのカリスマ的威信ゆえにバルボはムッソリーニに警戒され、リビアに封じ込められてしまったのである⁽¹¹⁶⁾。

このように多くの「高官」が政策形成過程から退場していくなかで、逆に表舞台への返り咲きを果たした人物もいた。それがファリナッチである。

ファリナッチは「黒シャツ」の間で着実に威信を高めていた。そして、彼は強大な威信を背景にして、ムッソリーニに対して批判や抗議の書簡を送り続けた。ムッソリーニは表向きはファリナッチを無視し続けたが、実際には彼を恐れていた。例えば、33年6月に『インペーロ』紙のセッティメリ(Emilio Settimelli)が反ファリナッチの論陣を張り、ファリナッチが党書記宛の公開書簡で『インペーロ』を攻撃した際には、ムッソリーニは公開書簡の禁止によって論争自体を封じている。彼はファリナッチに制裁を与えるのではなく、彼に傷が付かないような形で争いを收拾させたのである⁽¹¹⁷⁾。

このように2人は衝突を避けていたが、両者の関係は決して良好ではなかった。このような事態を憂慮し、仲介に乗り出したのがC. チェーノだった。10月8日、ファリナッチはムッソリーニを讃えるためにクレモナーの農業関係者2万人を率いて特別列車でローマに赴き、和解に向けて動き出した⁽¹¹⁸⁾。

だが、ここでファリナッチは再び強硬姿勢に転じた。その引き金になったのが、20日の『ポーポロ・ディターリア』に掲載されたディナーレ(Ottavio Dinale)の論説「扇動」である。「きわめて卑劣な策を弄して、ドゥーチェの方法と全体主義的目標から逃れようとする者が今なお存在する。人々を分裂させるという陰険な企てに頼るのだ。ラス現象ははるか昔に死に絶え、埋葬されたというのに。」ファリナッチは逮捕されたマラパルテ(Curzio Malaparte)を自らの『レジーメ・ファシスタ』紙で皮肉ったばかりであり、ディナーレの

(116) Segrè[1987] pp. 339-343, 367, 382; 石田[1994a] (二) 100-102頁。なお、フェッラーラでは40年まで甥のリーノが県連書記を務めており、バルボの影響力は比較的保たれていた。Rochat[1986] pp. 187-198; Lupo[2000] pp. 401-402.

(117) Lupo[2000] pp. 355-356; Fornari[1971] pp. 153-155; Pardini[2007] pp. 340-342; Di Figlia[2007] pp. 176-177; PPM, c. 457, n. 030554-69, 030731-43; c. 458, n. 030777, 031130-56, 031163-66, 031176-88, 031253-60; c. 463, n. 034350-51.

(118) Pardini[2007] p. 359

論説を自分への攻撃だと認識した。彼は直ちに反撃に転じた。彼は 21 日にムッソリーニに書簡を送り、会談の場を設けるように要求する。「私の決意を知ってもらうために、率直に話ができるよう話し合いの場を設けてもらう必要がある。君自身にとっても好都合なはずだ。」ムッソリーニがこの要求を拒否したため、ファリナッチは 28 日にも書簡を送って、ディナーレを再度攻撃した。この書簡では、ロッカ、ベッローニ、ジャンパオリ、トゥラーティなど、ファリナッチによって政治生命を奪われた者の名も挙げられており、彼がディナーレに対して同種の攻撃を仕掛けようとしていることは明白だった。ここに至ってムッソリーニはファリナッチとの話し合いに応じることにした。2人は11月21日の会談で何らかの合意に達したと考えられている⁽¹¹⁹⁾。この時期にはムッソリーニはバルボの解任に着手しており、ここでファリナッチとも敵対すれば、バルボとファリナッチが連携して対抗してくるおそれがあった。このような事態を避けるため、ムッソリーニはファリナッチに譲歩せざるをえなかったのである。

こうしてファリナッチはバルボの解任に乗じて、ムッソリーニとの関係改善に成功した。ファリナッチは大評議会への復帰を認められ、34年10月にはムッソリーニが約10年ぶりにクレモーナを訪問する。さらに、ファリナッチは威信強化の好機であるエチオピア戦争への従軍を許可され、スペイン内戦以降は対外政策形成にも多少は関与できるようになった。こうして、ファリナッチは威信を背景にして復権に成功した。40年1月、かつて「反逆」の担い手だったファリナッチはバルボのことを「彼はいつだって何でも反対 (*Bastian contrario*)だ」と評している。2人の立場は完全に逆転したのである⁽¹²⁰⁾。

1931年5月の「危機」以降、ムッソリーニは絶対的な威信の確立を目指していた。そ

(119) PPM, c. 457, n. 030570-77; Farinata (O. Dinale), 'Demagogismo', P. I., 20 Ottobre 1933, p.2 (PPM, c.457, n. 030573); Di Figlia[2007] pp. 177-178; Pardini[2007] p. 359; Fornari[1971] pp. 155-156. フォルナーリはファリナッチの21日の書簡をムッソリーニに対する「脅迫」と解釈しており、拙稿[2004]はこの解釈に従った。これに対して、2007年に公刊されたパルディーニとディ・フィッリアの研究は21日の書簡を脅迫目的のものとは解釈していない。たしかに、ファリナッチが何らかの不都合な事実を暴露するという意味での脅迫を行っていたとは言えないかもしれない。だが、ファリナッチはディナーレへの攻撃という新たな騒ぎを起こすことを示唆して、騒ぎを嫌うムッソリーニに揺さぶりを掛けている。そのような意味では、ファリナッチはムッソリーニを「脅迫」していたと考えられるだろう。

(120) Fornari[1971] pp. 156-157; Pardini[2007] p. 360; 石田[1994a] (二) 5-6頁; Michaelis [1983] p. 335.

して、32年から34年にかけてサブリーダーは抗争に陥り、相次いで地位を失うことになった。

第2章第4節で見たように、従来の研究ではサブリーダー排除が生じた原因として、ムッソリーニとサブリーダーとの路線対立、ムッソリーニによるサブリーダーの自立の阻止、サブリーダー間の権力闘争の激化の3つが挙げられている。グランディによれば「彼を相変わらず君(tu)呼ばわりする古くからの協力者が暇を出された」のであり、研究者の間でも、自らの地位の強化を目指したムッソリーニがその妨げになりかねないサブリーダーを排除したのだと考えられてきた⁽¹²¹⁾。

この議論は、カリスマ的威信を持たない「普通の」サブリーダーには当てはまる。アルピナーティがムッソリーニの路線を批判した末に失脚したのに対して、ムッソリーニに「従順な大馬鹿」と評されたスタラーチェが彼に従属することで地歩を固めていったのが、その最たる例である。大した威信を持たないスタラーチェのような人物が生き残るには、ムッソリーニへの依存を深めるしかなかったのである。党書記スタラーチェが推進するムッソリーニ崇拝は、ムッソリーニを「君呼ばわりする」サブリーダーが退場することによって、いっそう昂進することになった。

しかし、ムッソリーニを「君呼ばわりする」サブリーダーがすべて排除されたわけではなかった。32年7月には、表向きは恭順を貫いたグランディが解任され、反抗的なバルボが留任した。ドゥーチェ称揚を続けたスコルツァがその地位を追われる一方で、強大な威信を背景に独自の動きを見せたファリナッチは、敵の追い落としに成功し続け、最後には復権を果たしている。一般的な理解とは異なり、実際には反抗的なカリスマ的威信の持ち主に有利に事が進んでいたのである。

(121) Grandi [1985] pp. 357-360.

終章 ドゥーチェ独裁と「二元制」化

属性に基づくカリスマ的威信を確立しようとしていたムッソリーニと、ムッソリーニ崇拜を推進する党書記スタラーチェ。独裁は次第にムッソリーニの「個人専制」の様相を呈していく。だが、すべてがムッソリーニの思い通りになったわけではなかった。彼はファリナッチとバルボのような反抗的なサブリーダーに一定の配慮を示し、王室や教皇庁をはじめとする多様な勢力の存在に頭を悩ませていた。一体、なぜこのようなことが起きたのか。ファシズム期イタリアの政治システムとはいかなるものであり、それはどのように変化したのか。そこにおいてムッソリーニはどのような役割を果たしていたのか。

本章の第1節ではサブリーダー排除とその帰結について考察する。第2節では、ファシズム期イタリアにおける多様な勢力とムッソリーニの役割について、ドイツの事例を参照しながら論じる。そして、いずれの問題においてもムッソリーニの威信が重要な役割を果たしたことを明らかにする。最後に、第3節で今後の課題と展望について述べることにしたい。

第1節 威信をめぐる抗争とその逆説

サブリーダー排除とは何だったのか。本節ではサブリーダーとムッソリーニの政治的資源から議論を始めることにしたい。

ファシストは県知事・警察の黙認・協力の下に地域の支配権を手中に収めた。その後、県知事の態度が変わるのを防ぐために彼らは「ローマ進軍」を実施し、内務省をはじめとする政府機構への影響力を手にした。そして、この時点では首相・内相を務めるムッソリーニはそれほど強力ではなかった。従って、この時期までのラス支配は、自律的に行動するだけの力を持たない中央と、中央との結びつきに立脚した地方との棲み分けというパトロンの仲介の状況にあったと言える。

しかし、集権化が進むようになると、ラス支配は次第に困難な状況に追い込まれていった。とくにボローニャのように、複数の有力者が競合している地域では中央の介入が決定的な意味を持つことになった。さらに経済情勢の悪化もラスたちの支配の基盤を掘り崩した。マッサ・カッラーラにおける大理石産業の不振はリッチの支配を崩壊に追い込み、ボローニャでも景気の悪化はアルピナーティの支配を動揺させた。中央とラスの力関係は変化したし、ラスは領域的基盤を政治的資源として当てにできなくなったのである。

こうしてサブリーダーは中央に活路を求めることになった。彼らは自らの影響力を強めるために、与えられた公的地位の強化に努め、そこを基盤にして威信を求めていった。このため、サブリーダー間の競争は公的地位の間の権限争いの様相を呈していく。そして、

公的地位がサブリーダーの唯一の政治資源である以上、彼らは権限争いによって互いの存立基盤を切り崩し合うことになる。結局、この争いはサブリーダー間のゼロサム的な生存競争にならざるをえない。

1929年の内閣改造はサブリーダーにとって威信強化の好機だったため、これ以降、上記の傾向はさらに強まった。しかも、地元での支配を維持するために中央に進出してきたアルピナーティやスコルツァ、あるいはラス支配の崩壊を経験したリッチたちは、中央で失敗すればあとがない状況に追い込まれていた。

31年5月の「危機」以降、抗争は激化の一途をたどった。この時期、ムッソリーニは従来の路線の見直しを余儀なくされていた。政策形成過程における影響力が小さかった者にとっては、影響力を強めるための機会が訪れたのである。ムッソリーニが絶対的な威信の確立を目指したことも相俟って、サブリーダーがムッソリーニを頼り、ドゥーチェを称揚する傾向が強まることになった。スタラーチェが党書記に起用されると、この傾向はさらに強まった。基盤が弱く、威信に不安を抱えていたスタラーチェは徹底したドゥーチェ称揚に生き残りを賭けるとともに、競合するサブリーダーの追い落としに力を注いだのである。

他方、ムッソリーニは足場を政府から党に移し始めていた。彼は国制の原理としては政府首長独裁の路線を放棄しなかったものの、威信の原理については大幅な転換に踏み切った。具体的には、威信の源泉を政府首長の地位から党の長であるドゥーチェへ、その原理を業績による威信からドゥーチェであること自体、つまり属性によるカリスマ的威信へと転換させ、ドゥーチェへの人格崇拝を強化する方向に歩みを進めた。こうして政府首長独裁はドゥーチェ独裁へと変貌を遂げることになる。

32年前後のムッソリーニは威信原理の転換に着手したばかりであり、しかも党をその基盤にしようと考えていた。従って、彼は党の中核である「黒シャツ」の反感を買わないように振る舞わなければならなかった。そこでムッソリーニは「黒シャツ」の間でカリスマ的威信を誇るバルボやファリナッチとの衝突を避けざるをえなかったばかりか、サブリーダー間の抗争の際には彼らを支持することを余儀なくされた。もちろん、彼らはムッソリーニにとって目障りな存在であり、バルボのように国外にまで及ぶ威信を手にした場合には、政策形成過程から排除されることになった。だが、ムッソリーニはこのときも「黒シャツ」を意識して行動せざるをえなかった。ムッソリーニはリビア総督の地位を用意することでバルボの威信を守っただけではなく、「黒シャツ」対策としてファリナッチとの妥協を強いられたのである。ムッソリーニはサブリーダーの独走を抑えようとして威信原理の転換に着手した。だが、その結果、彼は以前よりも「黒シャツ」の動向に配慮せざるをえなくなった。こうして、彼は、「黒シャツ」を基盤とするカリスマ的威信の持ち主の意向に左右されやすくなったのである。

サブリーダーの抗争の激化とムッソリーニの方針転換が重なった結果、ムッソリーニか

らの自立を試みたサブリーダーは彼への依存を却って深め、サブリーダーの独走を抑えようとしたムッソリーニは「黒シャツ」を基盤とするサブリーダーとの妥協に追い込まれた。いずれも威信を手に入れようとした末に、当初の意図と異なる方向に進むことになったのである。その結果、カリスマ的威信を誇る有力者がムッソリーニを利用してライバルを追い落とすパターンが一時的に発生し、サブリーダー排除が激化したのである。

こうして実行に移されたサブリーダーの排除劇は、中央だけではなく地方をも巻き込むものだった。アルピナーティとスコルツァを追い落とすに当たって、スタラーチェはまず2人の地元の党県連書記を更迭し、地域の党機構を自分の支配下に収めている。続いて、彼は党県連を通じて『ポーポロ・トスカーノ』や『レスト・デル・カルリーノ』に攻撃を仕掛けた。そして、スタラーチェは地方での攻撃と並行してムッソリーニにも働きかけ、最終的にスコルツァとアルピナーティ、そして彼らの一派を葬り去ったのである。

アルピナーティが逮捕されたとき、内務次官ブッフアリーニ＝グイーディはその理由について次のように語っている。

それはアルピナーティが間抜けだったからだ。彼は地方に立ち帰ってはいけないと理解しなければならなかったのだ。地方では物事は簡単に歪曲されてしまう。だから、彼はローマに留まらなければならなかった。よしあしはともかくとして、ローマでは真実はずねに明らかになる。ボローニャからは、自分についてひどいでっち上げ話が届けられるだろうと彼は理解するべきだった。そして、実際にそういうことが起きた。あるファシストが県連書記は馬鹿だと発言したら、彼がドゥーチェを侮辱したという作り話が生まれた。ある晩、アルピナーティの家の前に自動車が1台、自転車が4台停まっていたら、自動車10台、自転車50台が停まっていたという話になった。そして、こうなった。こんな感じで陰謀の話がでっち上げられたのだ⁽¹⁾。

ラス支配は中央と地方の棲み分けに立脚した地域支配だった。中央に主導権が移るにつれて、ラスたちは次第に中央に軸足を移すようになった。そして、その後も主導権は一貫して中央が握り続けていた。従って、サブリーダーがローマを離れば、その地位が一気に弱体化するのは当然だったのである。そして、かつてのラスがその地位を追われると、地域内の権力関係は中央主導で再編された。こうして登用された勢力は以前よりも中央に依存しており、地方組織に対する中央の統制も強まることになった。

その一方で組織化の進展に伴い、全国規模の大衆組織の影響力も強まっていった。こうして、中央が主導権を握る仕組みがいっそう強化されることになったのである。

(1) Iraci[1970] p. 218

1930年代前半、多くのサブリーダーが抗争の末に公的地位を追われ、威信強化の唯一の手段を奪われた。やがて彼らは2つのタイプに分かれていく。グランディとボッターイはムッソリーニに対抗して威信を求めるのを断念し、30年代後半に閣僚として政策形成の中枢に復帰する。他方、バルボは一定の威信を保持し続けるが、政策形成からは遠ざけられ、威信強化の機会も奪われた。ファリナッチはバルボに比べればはるかに恵まれていたが、政策形成の真の中枢には入ることができなかった。その結果、威信強化の手段を独占するムッソリーニとサブリーダーとの格差はますます開いていった。さらに、威信をめぐるサブリーダー間の抗争が消滅した結果、ファシスト指導層、とくに政策形成過程の内部における相互批判は以前と比べて低調になり、批判的意見が政策に反映される道も狭まった。

ムッソリーニは30年代前半には一部のサブリーダーへの譲歩を強いられたものの、彼は最終的にはサブリーダーに対して圧倒的な優位を確立する。こうして30年代後半のファシズム期イタリアはムッソリーニの「個人専制」の色彩を強めていった。そして、彼が絶対的な威信を確立した30年代後半には、サブリーダーの排除は下火になった。ファシズム期イタリアにおけるサブリーダーの排除は、ムッソリーニが絶対的なカリスマ的威信の確立を目指していたが、それが未完成だった時期の過渡期的な現象だったのである。

第2節 「ドゥーチェ絶対主義」と国制の「二元制」化

(1) ナチズム期ドイツにおける「フューラー絶対主義」

1932年以降のイタリアはドゥーチェ独裁へと変貌を遂げ、ムッソリーニの「個人専制」の様相を呈していった。だが、第1章で見たようにムッソリーニ自身は「並立し、敵対する勢力同士の衝突」、すなわち「全体主義の消化不良」に悩まされていた⁽²⁾。それでは、「個人専制」と「全体主義の消化不良」はどのような関係にあるのだろうか。本節では同時代のドイツに関する議論を参照しながらこの問題について検討する。そして、ファシズム期イタリアの政治システムにおいてムッソリーニが果たした役割を明らかにしていく。

ファシズム期イタリアの政治システムに関連して、F. ノイマンは「ドイツの国制のあり方はムッソリーニ失脚以前のイタリアとは対照的に、まったくの無定型性によって特徴づけられる⁽³⁾」と述べている。この文章の意味を把握するには、ナチズム期ドイツの「国

(2) Dinale[1953] p. 181.

(3) F. Neumann[1942(1963)] p. 522 (邦訳、411-412頁).

制」の理解が不可欠である。そこで本項では「ドイツの国制」に関するノイマンの見解から議論を始めることにしたい。

ノイマンによれば、ナチズム期ドイツの国制の特徴は「カオス」である。「ドイツは国家であるのか。」ノイマンの答えは否定的なものである。彼によれば、ドイツには複数の全体主義的な集団が共存しているが、政治的決定は諸勢力の妥協や契約によってなされており、それらの統一は制度化されていない。従って、これらのまとまりを「国家」と呼ぶことは不可能である。それは「強制的だが合理的な機構（国家という名でこれまで知られてきたもの）を媒介せず、支配を行う諸集団が残りの人々を直接統制する形式の社会」であり、「無国家、カオス、無法と無政府の支配」と言うよりほかはない。「無定型性」(shapelessness)こそがこの支配の特徴なのである。このようにナチズム期の支配構造を「無定型」と捉える立場は、ドイツの独裁を「多頭政」と規定した「ポリクラシー」論によって受け継がれ、ナチズム期ドイツ研究に大きな影響を与えた⁽⁴⁾。

このような無定型性はナチズム期ドイツが全体主義体制でないことの論拠になるどころか、むしろ、全体主義体制であることの証左とされてきた。ノイマンによれば、「フューラー（総統）のカリスマ的権力」以外には調整・妥協のもととなる権威は存在しない。「ヒトラー(Adolf Hitler)自身を除けば、政治的権力を備えているといえる機関は存在しない」のであって、「共存する複数の政治権力の統一は制度化されているのではなく、ただ人格化されているにすぎない」。アレントはこの議論を敷衍し、無定型性と指導者原理との結びつきこそが全体的支配の本質だと論じている。アレントによれば、全体主義運動は運動であり続けようとする以上、定型的な構造からはみ出さざるをえない。こうして、組織や権限の増殖が生じ、つねに相反する命令が出されるようになり、無定型性が恒常化することになったのである。そして、支配権力の中心がどこかにあるか、自分がどのような地位にあるのかすら分からない混乱状況のなかでは、権威もヒエラルヒーも存在しえない。人々はただフューラーであるヒトラーの介入を待ち、彼にのみ服従せざるをえないのである⁽⁵⁾。

ここで論じられた「カオス」と権威の関係は、後に「カリスマ的権威」や「カリスマ的リーダーシップ」として定式化された。「カリスマ的権威」を中核とする秩序の下では、忠誠はイデオロギーではなく、指導者の人格と結びついている。そのため、人々に支持さ

(4) F. Neumann[1942(1963)] pp. vii, 467-70, 521-24 (邦訳、1、400-402、411-413頁) ; Broszat [1969(1979)]; Hüttenberger[1976]; Kershaw[2000] pp. 36-40, Ch. 4; 山口[1976a]; ヴィッパーマン[2005] 21-24頁; Pinto[2002] pp. 446-448.

(5) F. Neumann[1942(1963)] pp. 469-70, 521 (邦訳、401、411頁) ; Arendt[1951(1976)] pp. 395-413 (邦訳、第3巻、153-182頁).

れている党派であっても指導者の支持がなければ正統性を失うが、逆に彼の支持さえ得られれば、いかなる党派であっても正統性を手にできる。従って、対立する諸党派は正統性を手に入れるためにカリスマ的指導者の支持を得ようとする。これに対して、指導者は「唯一の調停者」という自らの地位を強化するため、どの党派にも肩入れをせず、自らの介入が最も効果的になるまで決断を引き延ばし、あるいは決断を回避しようとする。他方、指導者が具体的なイデオロギーによって拘束されるのを嫌うので、プログラムの明確化も進まない。その結果、プログラム面での異論は指導者の裁量に影響を及ぼさない限りは大幅に許容され、党派対立は放置されることになる。また、指導者が自ら対立を煽ることも珍しくない。こうして、指導者は「すべての党派の正統性と権力がそこから発し、すべての党派がそこを中心として回る北極星」、すなわち「権威の唯一の源泉であり、唯一の凝集点」となる。このように、「ポリクラシー」と「カリスマ的権威」はまったく矛盾しないのである⁽⁶⁾。

以上のような見解は、ナチズムの理解においてヒトラーの意図を重視する「意図派」とヒトラーの果たした機能に着目する「機能派」との双方によって共有されている。「意図派」のヒルデブランド(Klaus Hildebrand)は「権限のカオス」の存在を認めながらも、指導者原理が「カオス」の源泉であるとの議論を援用することによって、ヒトラーの中心的な役割に重きを置く姿勢を崩してはいない。これに対して、「機能派」のブロッシャート(Martin Broszat)は、ヒルデブランドとは対照的に「権威主義的潮流と全体主義的潮流」に代表される諸勢力の権力配置が政権初期に凍結された結果、ナチズム期の支配構造が「ポリクラシー」に陥ったことを強調する。だが、「フューラー絶対主義」(Führerabsolutismus)がこのような「全体主義的連結システム」(totalitäres Verbundsystem)の統合の契機として作用していたことや、ヒトラーの命令が体系的ではなく支離滅裂な形で下された結果、各種機関の並存・群生が生じ、「権限のカオス」に拍車を掛かったことはブロッシャートも認めている。たしかに、指導者原理を「カオス」の源泉と見るヒルデブランドの議論と、もともと存在した諸勢力の間の対立が「フューラー絶対主義」の存在によって強められたと考えるブロッシャートの議論とでは力点の置き方は大きく違っている。だが、一見、多

(6)Lepsius[2007]; Nyomarky[1967] pp. 10-15, Ch. IV, Conclusion; Kershaw[1981]; Id. [1997]; Id.[1998(2000)] pp. xxvi-xxx, 529-542; Id.[2000] pp. 83-86; カーショー[1999]序章、143-151、239-242 頁; ポイカート[1991(2005)] 105-106 頁; 山口[1980]190-193 頁. レプジウスは「カリスマ的リーダーシップ」の成立の要素として、形式的規則と制度的分化の破壊、集合的意思決定の廃止、独立した地位の追求と連合・妥協の拒否、指導者による「使命」の解釈の独占の4つを挙げている。なお、ニオマーケイの研究は34年のレーム事件で終わっているため、同書ではその後の国制の動態についてはほとんど検討されていない。

元的とも思えるような「ポリクラシー」、あるいは「カオス」がヒトラーの「カリスマ的権威」を核とする「フューラー絶対主義」によって生み出され、支えられていたとする点では両者は似通っているのである⁽⁷⁾。

もちろん、「ポリクラシー」が「カオス」と評されるほどの全面的な混乱状況ではなかったことには留意しなければならないだろう。ブロッシャートによれば、ナチズム期ドイツの統治構造は「党・国家・フューラー絶対主義の三元主義」(Trialismus Partei - Staat - Führerabsolutismus)であり、そこではナチ党、正規の政府、そしてフューラー支配(Führergewalt)が並存していたのである。しかし、党や国家は主権を有していたわけではない。両者はカリスマ的なフューラーに従属しており、「フューラー絶対主義」の圏域は党や国家の圏域よりも上位に位置していた。「フューラー絶対主義」以外の圏域の存在は、そのような条件の下で認められていたにすぎないのである⁽⁸⁾。

このような議論はフレンケルの「二重国家」論を想起させるものである。彼はナチズム期ドイツの法的現実を規範国家と大権国家からなる「二重国家」と規定した。だが、彼によれば規範国家と大権国家は相互依存の関係にあるが、大権国家とは戒厳状態であり、その権限は法の制限に服するものではない。このため、規範国家は大権国家の「自己抑制」によって存在をゆるさされているにすぎず、両者の境界を画する「管轄裁判権」(jurisdiction

(7)Hildebrand[1981] S.77-79; Mommsen[1997]; Broszat[1969(1979)] S. 244-246, 353-359, 424-428; フライ[1994] 141-145、248頁。ブロッシャートについては、芝[2008] 243-248頁も参照。ヒトラーの意思の位置づけについては「意図派」と「機能派」で解釈が異なっており、「意図派」の議論では「カオス」はヒトラーの「分断統治」の帰結とされる傾向が強いが、「機能派」の議論では「カオス」は「カリスマ的リーダーシップ」の産物だとされる。なお、モムゼンはヒトラーが威信を保つために「不本意な決定」をも余儀なくされた「弱い独裁者」だったとしている。Kershaw[2000] pp. 80-81; Bracher[1969(1983)] S. 206, 232-233, 251-258, 375-376 (邦訳、341、384-385、416-428、628-630頁) ; Id.[1976]; Id.[1986]; ブラッハー[1976]; Mommsen[1971]。

(8)Broszat[1969(1979)] S. 246, 356; カーショー[1999] 150-151頁。ブラッハーはナチズム期ドイツの統治構造を「党と国家の二元主義」と規定しているが、両者の関係が明確にされなかったことが「最高の調停者」(der oberste Schiedsrichter)であるフューラーの地位を支えていたと論じているので、結果的には「三元主義」に近づいている。Bracher[1969(1983)] S. 232-233, 251-258, 370-381 (邦訳、384-385、416-428、618-637頁)。山口によれば「党と国家の二元主義」は「機能的二元主義」、つまり、官僚制とナチ党の分業関係であり、官僚層の一部とナチ党とは「融合」、もしくは「共棲」関係にあったと考えられる。山口[1976a] 152-153頁。

over jurisdiction)は大権国家が有していた。そして、大権国家においては「秩序」とヒトラーの人格とが同一視され、フューラーが絶対的な独裁権を行使するとされる。従って、規範国家と大権国家の「管轄裁判権」はフューラーに属することになる。それゆえ、「二重国家は一元論的(monistic)であり」、その「特徴はリーダーシップの一体性なのである⁽⁹⁾。」

アガンベンによれば、「フューラーはドイツ人民の生政治的な生そのものと一体化している。」それゆえ、「フューラーの職務はもはや伝統的公法の意味での職務ではない。それは、彼の人格がドイツ人民の生と一致することによって、その人格からただちに湧き出す何かなのである⁽¹⁰⁾。」このように、ナチズム期ドイツではフューラーの人格が共同体と一体化しているとされており、そのようなフューラーが「管轄裁判権」を握っていた。そして、「管轄裁判権」がすべての境界線の決定権である以上、潜在的にはすべての決定権がフューラーに集中していた。「フューラー絶対主義」とは共同体と一体化したフューラーが「管轄裁判権」を独占している状況だったのである⁽¹¹⁾。

(2) ファシズム期イタリアにおける「二元制」

これに対して、ファシズム期イタリアではドイツとはまったく異なる状況が生じていた。この点について、シャピーロは次のように述べている。

1926年には、ムッソリーニは首相であり、閣僚会議の議長であり、外務大臣、内務大臣、協同体大臣、三軍すべての大臣であり、義勇軍の最高司令官であり、そしてファシスト党の指導者だった。実際には、権力は幾重にも錯綜した下位の諸権威に分散していた。大いに吹聴された「協同体国家」は、ほぼ紙の上の存在にとどまっていた。君主制・協会・警察・軍は別個の地位を維持していた。指導者も、指導者の相次ぐ攻

(9) Fraenkel[1941]. pp. 6-7, 13-14, 24-25, 56-59, 69-71, 153-154 (邦訳、7-8、16-17、30-31、71-74、86-88、188-189頁)。

(10) Agamben[1995(2005)] pp. 193-195, 205-206 (邦訳、235-237、249-250頁)。サルトリによれば、「ヒトラーは「機関」(organo)ではなく、その恣意的な意思が役職の上位に、そして外部にあるような1人格である。」そもそも、「独裁者は機関でも「法的人格」でもない。独裁者は何よりも物理的人格(una persona fisica)なのである。従って、権力の人格化(personalizzazione del potere)は独裁システムを特徴づける特質だと言えるのである。」Sartori[1971] p. 473.

(11) ニオマーケイによれば、明確なイデオロギーの存在が指導者のカリスマ的正統性を脅かしかねなかったため、ナチズムの世界観は不明確で空虚なものにならざるをえなかった。Nyomarkay[1967] pp. 37-38, 149-150.

撃によって無力にされていた国家機構も、それらを指導することはおろか、調整することもできなかった。修辭が統治に、大言壯語が熟議に取って代わった。終末が近づいた頃にムッソリーニが親しい旧友に語ったのは、まさにこのことである。「並立し、敵対する勢力同士の衝突が起きないように、まずまずの均衡を求めて私がしてきた努力を想像できるかね。彼らは互いに妬み合い、不信感を抱いていた。政府、党、王室、ヴァティカン、軍、義勇軍、知事…、大臣…、巨大な独占利益などなど。よく分かるだろう、全体主義の消化不良だよ。」ファシストの理論では最高の権威だった「全体主義国家」は、実際には「全体主義的」でもなければ「国家」でもなかった。それは1人の人間の野心がもたらしたカオスと混乱だったのである⁽¹²⁾。

シャピーロもF. ノイマンと同じく「カオス」という言葉を使っている。但し、その用法は大きく異なっている。シャピーロはイタリアの状況を「カオス」と評し、それを「全体主義の消化不良」と結びつけて論じている⁽¹³⁾。しかし、ノイマンにとってイタリアの状況は「カオス」ではなかった。彼はナチズム期ドイツを「無国家、カオス、無法と無政府の支配」と規定する一方で、ファシズム期イタリアについては次のように論じたのである。

このように、ドイツの国制のあり方はムッソリーニ失脚以前のイタリアとは対照的に、まったくの無定型性によって特徴づけられる。ファシズム大評議会と君主制はドゥーチェとは完全に切り離された別個の制度であり、ムッソリーニ打倒が企てられたのもこれらの場においてのことだった。ドイツでは、何らかのナチの制度を指して、これこそが政治的決定がなされる機関であると示すことは不可能である⁽¹⁴⁾。

前項の議論を踏まえて、ノイマンの主張を整理すると以下のようなになるだろう。①ナチズム期ドイツの国制は「無定型」な「カオス」であり、「カリスマ的権力」を有するヒトラー以外には政治的決定の担い手が存在しなかった。②ファシズム期イタリアの国制は「まったくの無定型」ではなかった。③それは、ファシズム期イタリアには「政治的決定がな

(12) Schapiro[1972] p. 26 (邦訳、31頁) ; Bosworth[1998] p. 107.

(13) Fimiani[2001] pp. 89, 157-158. ルーポはメリスの「あらゆるものがつくられ、何も壊されなかった」という表現を引いて、「制度のカオス」と「消化不良」を結びつけている。但し、メリスの表現はイタリア行政史における「長期持続」についてのものであり、ファシズム期以外の時期にも当てはまることには注意が必要である。Lupo[2000] pp. 438-440; Melis[1996] p. 13.

(14) F. Neumann[1942(1963)] p. 522 (邦訳、411-412頁)。

される機関」が存在していたからである。④そのような「政治的決定」の場として「ドゥーチェとは完全に切り離された」大評議会と君主制が機能することがあった。このように、「カオス」であるがゆえに決定権がフューラーに集中していたドイツとは異なり、イタリアでは決定権が複数の機関に分散していた。これがノイマンの描くファシズム期イタリアの統治構造である。

「ドゥーチェとは完全に切り離された」決定機関が存在したことは、ムッソリーニ自身も認めている。彼はこの状況を「二元制」(diarchia)と表現した。

君主制は存続したが、ファシズムは自前の制度をつくらねばならないと認識した。それが大評議会と国防義勇軍である。

ローマのグランデ・アルベルゴで 1923 年 1 月に開かれた会合で大評議会と義勇軍が生まれた。だが、それだけではない。「二元制」と呼べる政治システム、2 つに分かれた政府(il governo in due)、「二重の指揮」(doppio comando)もここに始まったのである。

ムッソリーニによれば、「2 つに分かれた政府」の「頂点には国王とドゥーチェがいた。」そして、武装組織としては「主に国王に従う国軍(Esercito)と並んで、主にドゥーチェに従う義勇軍があった。」さらに、行政組織も 2 元的である。「閣議は憲法典(Statuto)に由来するが、大評議会は革命に由来するので重要度では閣議をしのぐ。」同様に、警察には秘密警察OVRA、非選出部門である上院には選出部門である下院が対応している。そして、彼によればこのような「二元制」こそがファシズムの敗因だった。ファシズムは「ピラミッドの頂点まで全体主義的ではなかったことの報いを受け」、「ファシスト革命は王冠の前で立ち止まることになったのである⁽¹⁵⁾。」

だが、ファシズム期イタリアの政治システムが国王の圏域とドゥーチェの圏域とに二分されていたとするムッソリーニの認識には、大きな問題がある。第 1 点は、この文章が 44 年書かれていることである。ムッソリーニは 43 年 7 月に解任され、イタリアは一方に国王の率いる「南部王国」と連合軍、他方にムッソリーニの率いるイタリア社会共和国(サロ共和国)とドイツ軍が対峙し、さらに国民解放委員会を中心とするレジスタンス勢力も活動する内戦状況に突入していた。そして、サロ共和国では「ファシスト革命」の徹底を求める声が高まっていた。このような状況の下で、過去に「ファシスト革命」が不徹底に終わった理由を、今や敵となった国王派の存在に求める傾向も強まっていった。ムッソリーニが「ファシズム」と「君主制」との関係を「二元制」と表現した背景には、以上のよ

(15) O.O., XXXIV, pp. 406-415 (sp. pp. 408-409 e 416); Rocca[1952] pp. 274-282.

うな現実政治の展開が存在していた。従って、ムッソリーニの回想では両者の緊張関係が必要以上に誇張され、両者の「共存」(convivenza)という側面が軽視されている可能性が高いのである⁽¹⁶⁾。

第2点は、ムッソリーニが大評議会をドゥーチェの圏域に含めていることである。既に見たように、F. ノイマンは「ファシズム大評議会と君主制はドゥーチェとは完全に切り離された別個の制度であり、ムッソリーニ打倒が企てられたのもこれらの場においてのことだった」と論じている。このように大評議会を「ドゥーチェとは完全に切り離された」と見ることもできるのであり、ムッソリーニの回想についてはこの点からも再検討する必要があるだろう。

ここで注目すべきなのが、既に挙げた「閣議は憲法典に由来するが、大評議会は革命に由来するので重要度では閣議をしのぐ」というムッソリーニの文章である。この記述では閣議は国王の圏域に、党の最高機関だった大評議会はドゥーチェの圏域に属するとされている。だが、閣議を主宰していたのは政府首長であるムッソリーニ自身である。つまり、ムッソリーニはドゥーチェとして大評議会を主宰してはいたが、閣議の主宰者としては「2つに分かれた政府」の「君主制」側の中枢に位置していたのである⁽¹⁷⁾。このようにドゥーチェとしては「ファシズム」を代表して「君主制」と対峙しているムッソリーニが、政府首長としては「君主制」を代表して「ファシズム」と対峙していた以上、ファシズム期イタリアのリーダーシップの構造を単純に「国王とドゥーチェの二元制」と規定することはできない。ムッソリーニの下に「ファシズム」とも「君主制」とも異なる圏域が存在し、その圏域によって両者が架橋されていたことを踏まえて、「二元制」に代わる枠組みをつくらなければならないのである。

(3) 「三すくみ」と「待ち続ける全体主義」

これまでの考察を踏まえて、本稿ではファシズム期イタリアの国制を「国王・政府首長

(16) Lupo[2000] pp. 437-440; Fimiani[2001] pp. 132-134. 43年以降の展開については、Borghi[2001]; Deakin[1963]; Rossi[2004]; Morgan[2007]; De Felice[1997]; 豊下[1984].

「宮廷クーデター」については、*Ibid.*, Ch. 1; De Felice[1990] Cap. 6; Grandi[1985] Cap. 51-52; Bottai[1949] pp. 265-326; 秦泉寺[2008].

(17) ムッソリーニが「ファシズムのドゥーチェ」と政府首長を兼任することで党と国家の総合が実現されていた点について、E. Gentile[2007b] pp. 122-123; Morgan[2003b] p. 112; Musiedlak[2005] p. 303.

・大評議会の三元制」と規定することにしたい⁽¹⁸⁾。この規定は「ファシズム大評議会と君主制はドゥーチェとは完全に切り離された別個の制度であり」というF. ノイマンの問題提起を承けて、「国王とドゥーチェの二元制」を国王と政府首長によって、「党と政府、党と国家の二元主義(dualismo)⁽¹⁹⁾」を大評議会と政府首長によってそれぞれ置き換えたものである。この仕組みを図示すると、次の図のようになる。

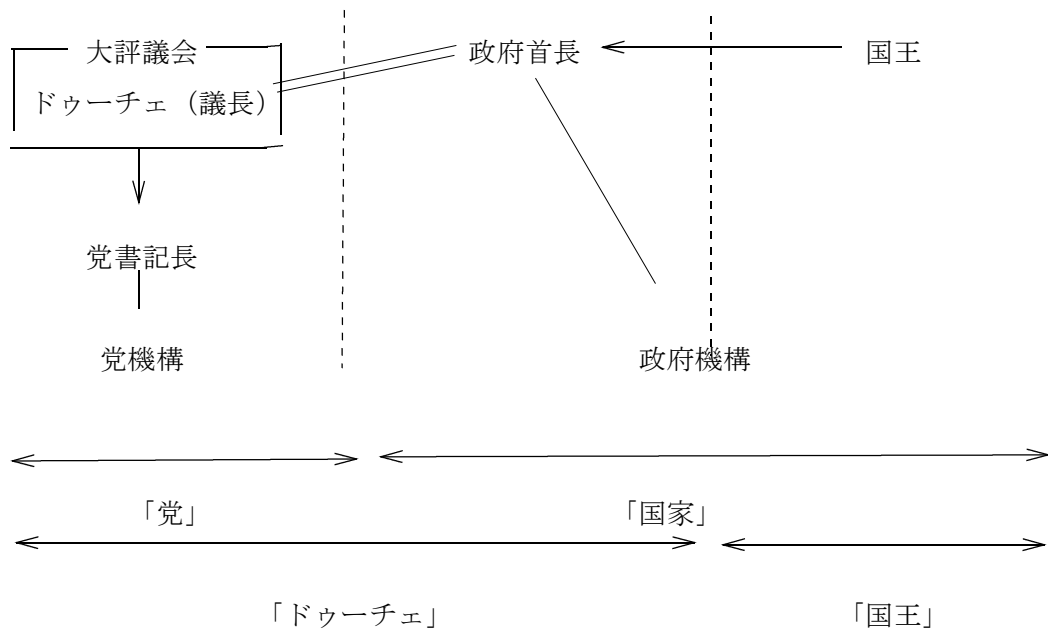


図5 国王・政府首長・大評議会の三元制

既に検討したように、ムッソリーニの障害になりうるのは国王と大評議会だった。そこで、ムッソリーニは2つの方策を採用した。第1に、ムッソリーニは党の組織力を背景にして威信と公的地位（政府首長とドゥーチェ）を獲得し、その地位を活用して党と民衆社会を抑え、威信によって党と保守派を抑えていたのである。そして第2に、彼は三元制の要である国王、政府首長、大評議会の3つの機関を「三すくみ」の関係に再編し、大評議

(18) フィミアニは「ある種のポリクラシー的な「4重の」信仰」の中心として、ドゥーチェ（および、ドゥーチェを通じての体制）、国王、教会、「中立」の国家の4つを挙げており、教会以外の要素については本稿に近い枠組を提示している。Fimiani[2001] p. 157.

(19) Aquarone[1965] p. 162.

会を従えた政府首長が大権を持つ国王を抑えて主導権を握る仕組み——政府首長独裁——を作り上げた。そして、この仕組みを「国王が政府首長＝大評議会に押さえ込まれていた」という側面に着目して規定すれば「二元制」に、「政府首長が大評議会を従えていた」という側面に着目して規定すれば「党に対する国家の優位」、あるいは「党と国家の共棲」になるのである。

このような「三すくみ」の国制が選択されたのは、ムッソリーニが無用な軋轢を避けるのを最優先にして行動していたからである。そもそも、ファシズムの社会モデルは非ゼロサム的なものとして構想されていた。このモデルによれば、全国民の協力によって国民の力が最大になれば（パレート最適）、すべての人々が「勝ち組」になることができるのである。だが、もし国内に「勝ち組」と「負け組」が生まれるようなことがあれば、全国民が一丸となって協力するのは不可能になってしまう。それゆえ、「負け組」を生み出すおそれのあるような決断はできる限り回避しなければならない。以上のような理由により、ムッソリーニは決断の回避を旨として行動することになった⁽²⁰⁾。教会との対立やサブリーダーの排除のような一見激しい事件であっても、多くの場合、それらは本格的な衝突を回避して損害を最小限にとどめるための方策だったのである。

ファシスト党は君主制論者から共和主義者に至るまで多様な勢力を抱えており、国制のあり方についても大きく意見が分かれていた。従って、国王大権を大幅に削ったり、君主制自体を廃止したりすれば、国王周辺や軍から反発を招くだけではなく、ファシストの内部対立をも引き起こすおそれがあった。他方で、ファシスト党の廃止に着手すれば古参ファシストの反発を招くことは必至である⁽²¹⁾。このような状況において大評議会と国王への統制を強めようとするれば、紛争が生じるのは避けられないだろう。そうなれば政権は危機に直面し、肝心の「ファシスト革命」も頓挫してしまう。その危険性を最小限に抑えようとするならば、「三すくみ」以外に選択肢はなかった。つまり、ムッソリーニの閣僚兼任が無難な「落としどころ」であったように、「三すくみ」も最も無難な「落としどころ」として選択されたと考えるべきなのである。

ここで述べた「三すくみ」の状況は「待ち続ける全体主義」、あるいは「選択的全体主義」と密接な関連を有している。そもそも「待ち続ける全体主義」には政権が「持ちこたえる」ための問題先送りという側面があったのだから、それも当然だろう。そしてこの「待

(20) Maier[1987] pp. 115-116; Rocca[1952] pp. 277-278; Fimiani[2001] p. 132. メイヤーによれば、ヒトラーも同じ理由により決断を極力回避しており、その結果、いわゆる「権限のカオス」が生まれることになった。メイヤーの研究の紹介として、篠原[1990].

(21) Pombeni[1984] pp. 149-151. ファシスト党廃止論については、De Felice[1968] pp. 193-195; Id.[1974] p. 7.

ち続ける全体主義」の発想を、最大の障壁である君主制に適用するならば、国王を中心とする伝統勢力はいずれ死に絶えるのだから放置していても構わないことになる。こうしてファシストは国王を中心とする圏域を旧世代に委ね、自らは党・政府を通じて新世代のファシスト化に専念することになった。

性急なファシスト化は政権を危機に陥らせ、「ファシスト革命」を危うくしかねない。むしろ短期的に成果を求めず、政権が「持ちこたえる」ことを優先した方が「ファシスト革命」の成功につながる——。このような発想が「三すくみ」の国制を生み出したのである。

(4) 国制の「二元制」化

こうして選択された「三すくみ」の国制は、ムッソリーニのリーダーシップのあり方に大きな影響を及ぼした。なぜなら、このシステムは政府首長であるムッソリーニが大評議会に集うサブリーダーに対して優位に立ち、大評議会を完全に手中に収めていることが前提になるからである。だが、31年5月の「危機」でこの仕組みは早くも限界を迎えた。従って、彼は自らの威信を揺るぎないものにすることで、状況を打開する必要があった。既に述べたように、ムッソリーニは民衆社会における自らの威信を背景にサブリーダーを抑え、他方で、党を背景にして国王や保守派に対抗していた。従って、民衆社会で揺るぎないカリスマ的威信を確立することによって、ムッソリーニは国王と党をより効果的に抑えられるようになるはずだった。これが既に紹介した「調停者からドゥーチェへ」と呼ばれる現象、とりわけドゥーチェ崇拜の昂進の背景だと考えられる。

その主な担い手になったのがスタラーチェである。彼の下では青年／教育政策と旧世代の「組み込み」の2つの領域が重視された⁽²²⁾。スタラーチェにとって、青年／教育政策の重点は新たなメンタリティーをつくることだった。それは「危険に生きる」ことであり「ファシスト様式」(stile fascista)をつくることであつた。但し、それは単なる儀式偏重ではなく、「内面の実質を伴った内実の発露」でなければならなかつた。このように考えるスタラーチェは、青年／教育政策を党が担うべきだと主張していた。35年の時点で彼は次のように述べている。青年／教育政策は「感受性と政治的情熱のみからなる営為」であり、「怠惰な官僚的ブルジョアに任せられる」ものではなく、党が担わなければならない。そして「これらがなければ、党はその最も本質的な任務をきつと骨抜きにされてしまう」⁽²³⁾。スタラーチェにとって青年／教育政策は党の中核的な任務だったのである。

(22) Germino[1959] pp. 67-82. De Felice[1974] pp. 220-224, 230-232; Morgan[1999] p. 99; E.Gentile[1995] pp. 180-182.

(23) E.Gentile[1995] pp. 178-179, Setta[1980] pp. 451-456; Aquarone[1965] pp. 266-267.

他方、旧世代の「組み込み」も青年に対するのと同じ基準・目標の下に行われていた⁽²⁴⁾。スタラーチェにとっては、狭義の青年／教育問題以外の領域の多くも、新たなイタリア人の形成を目指す広義の教育政策だった。そのために「スタラーチェ現象」への不満が青年以外にも広がることになったのである。

このようなスタラーチェの旧世代政策は他のサブリーダーの構想と大きく異なっていた。ムッソリーニや多くのサブリーダーが旧世代に対しては「待ち続ける」姿勢を示していたのに対して、スタラーチェは旧世代の死滅を待つのではなく、彼らを直ちに「ファシスト化」しようと企てていた。そして、彼の「ファシスト化」は単なる組織化だけではなく、生活や文化における「ファシスト様式」の浸透をも目指すものだったのである⁽²⁵⁾。

そして「ファシスト化」の対象は旧世代だけではなかった。30年代後半には新世代の「黒シャツ」を中心に伝統的国制への批判が強まり、ムッソリーニを国王と同格の大元帥とする改革や、下院を職能代表制のファッシ・協同体議院に改組する国制改革が実行された。こうして旧世代を中心とする国王の圏域との軋轢が強まることになり、事態はムッソリーニと国王を頂点とする2つの陣営の対立という様相を呈していった⁽²⁶⁾。折しも、三元制の一角を占める大評議会はその存在感を失っていた⁽²⁷⁾。その結果、三元制は「二元制」へと変化した。政府首長独裁の挫折以降、ムッソリーニはドゥーチェ独裁の確立を目指してきた。だが、その結果生まれたのは「二元制」化したドゥーチェ独裁だった⁽²⁸⁾。

(24) De Felice[1974] pp. 221-223; Spinosa[1981]

(25) スタラーチェは、物事が行われるあり方は内面の精神的変容を表すと考えていたため、「習俗改革」に力を注ぐことになる。Morgan[2004] p. 197.

(26) De Felice[1981] pp. 14-42; Morgan[2004] pp. 195-196; E. Gentile[2002b] pp. 75-77, 102-103.

(27) 但し、大評議会は「国家の最高機関」にふさわしい役割を果たしてはいなかったとはいえ、幹部間の調整・対話の場として、また「諮問的」な政策審議の場として一定の機能を果たしていた。高橋[2004-05]

(28) E. ジェンティーレは「ドゥーチェと国王との間に存在した、いわゆる「二元制」においては、実権は前者の手中にあった」としており、「二元制」が実際には国王の大権を侵食するものだったとしている。サルヴァトレッリとミーラも、ムッソリーニは法律上は国王に任免される立場だったものの、国王は権限を行使することもできなければ、自らの権威が脅かされるのを食い止められることもできなかったとして同様の認識を示している。E. Gentile[2007b] p. 124; Salvatorelli/ Mira[1964(1969)] Vol. 1, p.413.

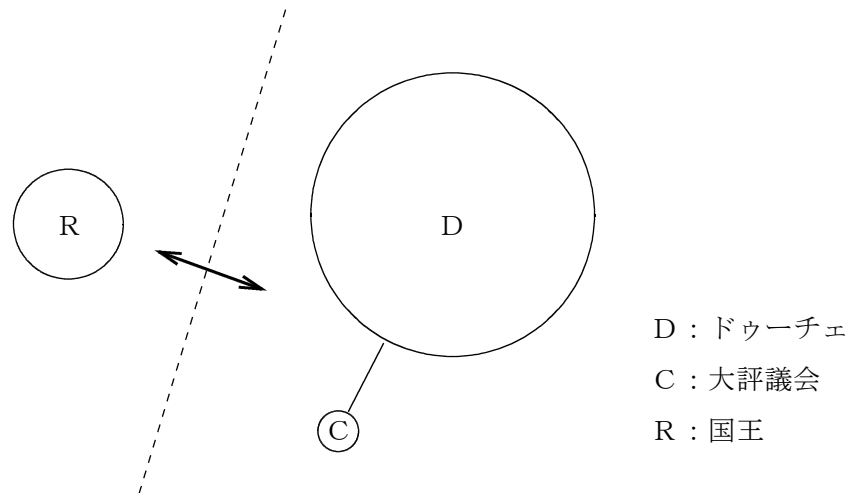


図6 「二元制」化したドゥーチェ独裁

こうしてファシズム期イタリアの国制は、ムッソリーニから自由な国王の圏域と、ムッソリーニを頂点とするドゥーチェの圏域に大きく二分されることになった。

ドゥーチェの圏域ではムッソリーニのカリスマ的権威に立脚した「ドゥーチェ絶対主義」が強まった。ここではムッソリーニがカリスマ的権威の唯一の持ち主だった。その結果、ドイツの「フューラー絶対主義」と同様に、この圏域では「権限のカオス」に類似した事象が生じるようになっていく。この点について、ボッターイは次のように述懐している。

彼 [ムッソリーニ] のことで思い出すのは、ある技術者の言葉である——たった1つの電球を灯す発電所——。逆説的だが間違いではない。システムへと増幅してくれる導線を持たないエネルギー。分配を担う配電所 (*centri raccoglitori*) やネットワークの欠陥によって、拡散し雲散霧消してしまうエネルギー。1つのところでの強烈な輝きは、結局、薄明かりなのである。

ボッターイによれば、このような「ネットワーク」の欠陥は「ムッソリーニ主義」によってもたらされたものである。「ムッソリーニ主義」は「正統でないものを正統化するための慣行」として機能しており、矛盾する措置がムッソリーニの存在によって正統化されることになった。そのため、「導線」のない「システム」が生まれることになったのである⁽²⁹⁾。これはドイツの「フューラー絶対主義」に類似した現象だと言えるだろう。

他方、ドゥーチェの圏域の外では、ムッソリーニは絶対的な地位を築いていたわけではなかった。そもそも、ムッソリーニはここでは「調停者」として振る舞うことで主導権を

(29) Bottai [1949] pp. 30-32; Melis [1996] p. 341

確保していた。そして、自らの威光の及ばない領域が多いなかで「調停者」の地位を万全にするには、自らの圏域に対する支配を絶対的なものにすることが不可欠だった。従来の研究では「調停者からドゥーチェへ」という図式が描かれてきたが、実は、ムッソリーニは「調停者」であり続けるために絶対的な支配者「ドゥーチェ」にならざるをえなかったのである。そして、「ドゥーチェ絶対主義」が現れた後もこの状況は変わらなかった。

逆説的ではあるが、国制が一元的ではなかったからこそ、「ドゥーチェ絶対主義」という局所的な一元主義が必要とされ、そして機能したのだと言えるだろう。一元的ではない国制は、それゆえに1人の人物と一体化することになった。

権力にあるのはもはやファシズムではなく、ムッソリーニ主義である。強力に見える権力、それは1人の人間の儂さ (*fratezza*) とのみ結びついている。それは、もはや1人の人間が偉大であるような国家ではなく、国家がちっぽけなものになるような人間である⁽³⁰⁾。

(ボッターイ)

このような展開によって、ファシズム期イタリアの政治システムはきわめて捉えにくいものになった。そもそもファシズム期に限らず、イタリアの行政機構においては「制度のカオス」が生じる傾向があった⁽³¹⁾。ファシズム期になっても事情は変わらず、ムッソリーニが「全体主義の消化不良」と呼んだ諸勢力の競合状態が生じていた。そのなかで、ムッソリーニは政府首長独裁によって主導権を握ろうとした。だが、この構想が頓挫した結果、ムッソリーニは属性に基づくカリスマ的権威を前面に押し出し、これに基づくドゥーチェ独裁へと舵を切ることになった。こうして「ドゥーチェ絶対主義」と「全体主義化」が到来することになった。

その結果、一方ではドゥーチェの圏域と国王の圏域との溝が深まり、ムッソリーニと国王が並び立つ状況——国制の「二元制」化——が生じた。このことによって、諸勢力が並び立つ「全体主義の消化不良」はいっそう「悪化」した。他方、ドゥーチェの圏域ではムッソリーニの「個人専制」の色彩が強まるとともに、ドイツのような「権限のカオス」が生じることになった。こうして30年代のイタリアではムッソリーニが前面に出る「個人専制」化と、彼が後景に退く「二元制」化が同時に発生した。古くからの「制度のカオス」には「権限のカオス」が付け加わり、「全体主義化」の進展が「全体主義の消化不良」をさらに「悪化」させることになった。ムッソリーニは公的地位に立脚した政府首長独裁を

(30) Bottai[1949] p. 32

(31) Melis[1996] p. 13.

模索し、次いでカリスマ的威信に基づくドゥーチェ独裁へと歩を進め、結局、「二元制」化したドゥーチェ独裁にたどり着いたのである。

だが、このような仕組みはそれほど長くは続かなかった。やがて第2次大戦が始まり、肝心のムッソリーニの威信が揺らぎ始めると、三元制と、重しを失った「権限のカオス」が姿を現すことになる。ムッソリーニが主導権を失いつつあるなかで、国王と大評議会が注目を集めるようになるのは当然の成り行きだったと言えるだろう。

そもそも、三元制は政府首長が大評議会と国王に対して圧倒的優位に立つ仕組みではなかった。従って、政府首長が大評議会を統率できるという前提が崩れれば、政府首長の支配は揺らがざるをえない。ムッソリーニもそのことを懸念したからこそ、大評議会の招集に消極的になっていたのである。彼の懸念は決して杞憂ではなかった。43年7月、大評議会の有力メンバーと国王周辺が連携したことによって、ムッソリーニは政府首長の座を追われることになる。

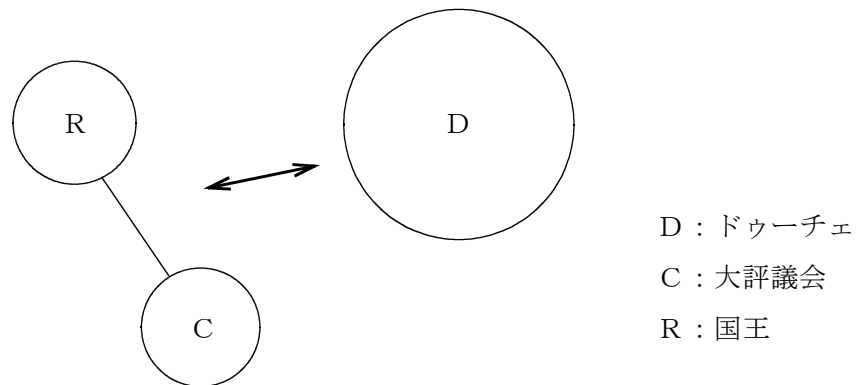


図7 ムッソリーニの解任

第3節 今後の課題と展望

本稿の目的はファシズム期イタリアの統治構造とその変容過程について検討し、その特質を明らかにすることである。

本稿では、ムッソリーニとサブリーダーの政治的資源と戦略に着目して分析を行い、ムッソリーニが政府首長独裁——国王と党に対して政府首長の権限を確立すること——の確立を目指していたことと、サブリーダーが与えられた公的地位、とくに大衆の組織化に関わる公的地位に専門特化し、他のサブリーダーより優位に立つために威信を高めようと企てていたことを明らかにした。そして、ラス支配が中央と地方の棲み分けに立脚していたこと、集権化によって自律的なラス支配が不可能になり「ラスから『高官』へ」と呼ばれ

る変化が生じたこと、有力者の競合と経済情勢の悪化が中央の影響力拡大に寄与したことを示した。

続いて、1927年以降の政治過程を取り上げ、教皇庁との「和解」はムッソリーニの威信強化に寄与したものの、その威信に「親カトリック」の論理が組み込まれたことにより彼の行動が制約された点に着目した。そして、30年以降に青年／教育問題が浮上し、「国家・教会関係」が「危機」に陥った経緯について詳述した。その結果、ムッソリーニが目指した政府首長独裁が挫折し、その結果、彼が属性に基づくカリスマ的威信に活路を求め、ドゥーチェ独裁へと舵を切ったことが判明した。その後、威信を求めるサブリーダーたちは抗争に陥り相次いで地位を失うことになったが、この過程で、カリスマ的威信を持たない「普通」のサブリーダーは闘いを有利に進めるためにドゥーチェ称揚に傾斜した。これに対して、「黒シャツ」に基盤を求めようとしていたムッソリーニは、彼らの間でカリスマ的威信を誇っていたファリナッチやバルボへの譲歩を余儀なくされた。サブリーダー排除の激化はこのような時期の過渡期的な現象だったのである。

さらに、当時の国制を「国王・政府首長・大評議会の三元制」と規定し、それが旧世代の死滅を待つ「待ち続ける全体主義」や危険性のない集団を放置する「選択的全体主義」と同じ論理に支えられていたこと、「ファシスト革命」の成功のために政権存続を優先する発想が「三すくみ」の国制を生み出したことを明らかにした。やがて「ドゥーチェ絶対主義」の昂進や「全体主義化」によって伝統的国制への攻撃が強まると、ムッソリーニ「個人専制」の色彩が強まる。だが、それと同時に国制は「二元制」化し「全体主義の消化不良」も進行する。こうしてムッソリーニの思惑とは異なり、「二元制」化したドゥーチェ独裁が生まれることになった。しかし、戦争でムッソリーニの威信が揺らぐと、この仕組みは崩壊に向かうことになる。

以上が本稿の分析を通じて明らかになったことである。

本稿では、ファシズム期イタリア研究においてこれまで十分に検討されることなく受け入れられてきた解釈や、検討が進んでこなかった論点・要素について考察を加え、必要に応じて新たな解釈を提示した上で、全般的転換の過程とその背景・論理を描くことを試みた。例えば、本稿に出てくる人物たちは「弱い独裁者」と「弱いサブリーダー」であり、ここで描かれているのは彼らが繰り広げる「宮廷陰謀」の世界である。これらは古典的な論点であり、一見「古臭い」印象を与えるものである。しかし、「弱い独裁者」と「弱いサブリーダー」という組み合わせがどのようにして、いかなる「宮廷陰謀」を引き起こしたかという点については必ずしも十分に論じられてこなかった。このように、従来の研究を再解釈・総合し、転換の全体像を描くという作業はこれまでほとんど行われてこなかったのである。本稿はこれらの問題群にも光を当て、ファシズム期イタリア研究に新たな知見をもたらすことを目指すものである。

古典的な論点の1つである政治的資源に関しては、これまでの研究では分析が進んでいない威信の重要性を指摘した。ムッソリーニは公的地位の脆弱さ、サブリーダーは領域的基盤（ラス支配）を支える環境の変化に、それぞれ対応するために威信に着目した。けれども、そのことが結果的にファシズム期イタリアの全般的転換を引き起こした。ファシズム期イタリア、とくにその後期において威信はきわめて大きな役割を果たしたのである。このように政治的資源の変遷に着目して政治過程の再構成と転換過程の検討を行ったことが、この論文の大きな特色だと思われる。

また、「不完全な全体主義」と片付けられてきたイタリア・ファシズムとその独裁について再検討を行い、その構想を「待ち続ける全体主義」と規定してその論理を明らかにした点や、30年代後半の独裁を「二元制」化したドゥーチェ独裁と捉えてその形成について検討した点も、従来の研究とは異なる点だと言えるだろう。

さらに、ファシズム期イタリアについて全体主義体制論やクライエンテリズム論を援用して検討し、比較・一般化が可能な形で定式化を試みたことは比較独裁研究に寄与しうる点だと思われる。

その一方で、本稿では十分に検討できなかった問題も残されている。第1に、政治的資源に関する議論・概念についてはいっそうの精緻化が必要である。とくに「威信」と「カリスマ的威信」は本稿で最も重要な概念であるにもかかわらず、これらの概念については必ずしも十分に検討することができなかった。今後はリーダーシップ論・組織論・文化人類学・宗教学などの研究成果も取り入れ、より適切な枠組を作ることが不可欠である。

第2に、本稿で取り上げることができなかったサブリーダーを、今後、議論に組み込む必要があるだろう。第2章第4節で見たように、ロシヤは「高官」を「真の固有の政治的基盤を持たない高官」、「ファシズムの直接的統制の外にある勢力・制度の代弁者」、「行動隊の出身者」の3つに分けている。そのうち本稿で取り上げたのは「行動隊の出身者」が中心であり、その地盤はエミーリア地方とトスカーナ地方北西部に集中している。従って、本稿の議論には地域的な偏りが生じている可能性が高い。また、ロシヤによれば主に威信に依拠していたのは行動隊出身者ではなく、フェデルツォーニ、ロッコ、デ・ボーノ、C. チャーノのような「真の固有の政治的基盤を持たない高官」だった⁽³²⁾。従って、これらの人物についても詳細に検討しなければ政治的資源、とくに威信に関する議論は不十分なものになってしまうだろう。今後はさまざまなタイプ・地域のサブリーダーを分析の対象に加え、議論を深化させる予定である。

第3に、本稿で政策形成過程の分析を行っているのは主に国制／経済制度改革であり、その他の分野については今後補充が必要である。その際、1932年以前と32年以後の状況

(32) Rochat[1986] pp. 203-205.

についてそれぞれ検討し、32年の転換の前後で政策形成過程がどのように変わったのかを明らかにする必要があるだろう。そもそも、この時期のファシズム期イタリアにおいて全般的な転換が生じたことは知られているが、政策形成過程の研究自体が盛んではないため、この領域でどのような変化が生じたのか——そもそも何らかの変化があったのか——についてはほとんど検討されていない。もちろん、政策形成過程においてムッソリーニが果たした役割とその歴史的变化に関しても検討は進んでいない。筆者は青年・教育・スポーツ政策、33年以降の国制／経済制度改革、および農業・干拓政策が重要な領域だと考えているが、これ以外の多くの分野についても政策形成過程の研究を積み重ねることが必要だと思われる。

ここで挙げた3つの点について研究を進めることで本稿の議論を深化させ、ファシズム期イタリアの事例を比較・一般化の俎上に乗せることが今後の課題である。

ところで、本稿の冒頭で述べたように、ファシズム期イタリアは全体主義研究と権威主義研究を結びつける「失われた環」であり、比較独裁研究の準拠点になりうる存在である。従来の研究では「不完全な全体主義」や「動員型権威主義体制」と呼ばれてきたイタリア・ファシズムの「中途半端さ」について、本稿では「待ち続ける全体主義」「選択的全体主義」と位置づけ、その論理を明らかにした。この作業によって、他国の独裁を支えるイデオロギー・思想との比較や影響関係の分析もいっそう容易になるだろう。

他方で、イタリアは中北欧と地中海世界とを結びつける「失われた環」でもある。本稿で参照したアイゼンシュタット／ロニガーの議論をはじめとして、クライエンテリズム論では地中海世界は重要な位置を占めており、この角度から地中海比較研究に取り組む試みも不可欠だろう⁽³³⁾。また、地中海世界内部の影響関係の研究についても今後、開拓の余地があると思われる⁽³⁴⁾。

(33) Eisenstadt/ Roniger [1984]. なお、政治体制と時間の関係については第2章第2節の註45で論じたが、交換論は貨幣論を通じて時間論と結びついている。従って、クライエンテリズム論と時間論は原理的には接合可能だと思われるが、この点については今後の長期的課題としたい。

(34) 本稿で扱った20年代末から30年代初めの地中海地域では、独裁の変容（トルコのヘゲモニー政党制導入の実験）、独裁の崩壊（スペインのプリモ・デ・リベラ独裁）、英領植民地の政治的混乱（マルタとキプロスの言語・宗教問題）、地中海北岸諸国の南岸に対する支配の強化（キレナイカの「再征服」、リフー戦争）などの大きな変動が相次いで発生している。とくに、イタリア話者を多数抱えていた英領マルタの展開はイタリアの変動と連動している可能性がきわめて高いが、広域イタリア語圏／イタリア文化圏の比較史研究については今後の検討課題としたい。

比較研究においては経済情勢、とくに恐慌の検討も大きな意味を持つことになるだろう。恐慌の前に独裁に移行し、恐慌によって独裁が危機に陥った国と、恐慌によってリベラル・デモクラシーが危機に陥り、その結果、独裁に移行した国とでは、事情が大きく異なっているはずである。恐慌の検討を積み重ねることによって、独裁諸国にのみ共通する要素と、独裁カリベラル・デモクラシーかを問わずにヨーロッパ（あるいは地中海）全域に共通する要素を浮き彫りにできるのではないだろうか。

最後に、本稿で必ずしも十分に触れられなかったもう1つの要素として挙げなければならないのが、独裁者の人格に関わる要因である。もちろん、独裁は独裁者の人格に尽きるものではない。また、比較・一般化の際には人格という要素はきわめて扱いにくい。だが、「個人専制」化が進行している場合には、独裁者は大きな権力と広汎な裁量権を有している。このように1人の人物の判断が政治システム全体に大きな影響を与える状況では、彼の人格に関わる要因についても考慮しなければ、その独裁を真に理解することはできないだろう。

スタラーチェが党書記に就任した直後の31年12月21日、ムッソリーニの弟アルナルドが死去した。ムッソリーニは追悼文『アルナルドの生涯』に次のように記している。

政治家は、最も忠実な協力者をも疑う。場合によっては、子供に見捨てられる目に遭うかもしれない。だが、兄弟は信用できる。私は、時折、自分の魂をアルナルドのもとに停泊させて、つかの間の安らぎの時を過ごすことができた。[自分にとって]彼はそういう人物だった⁽³⁵⁾。

多くのサブリーダーが政策形成過程から退場し、ムッソリーニは路線転換を余儀なくされていた。そのようななかで、彼が信頼できる唯一の相談相手を失ったことの意味は決して小さくない⁽³⁶⁾。ムッソリーニは孤独のなかでカリスマ的威信の確立に向けて手探りを

(35) O.O.XXXIV, pp. 184-185.

(36) De Begnac[1950] p. 459. デ・フェリーチェは、信頼できる相談相手を失ったことが人間不信を深めたとしても、彼が生きていても政治的展開に違いはなかったと考えている。De Felice[1974] pp. 300-304. しかし、ムッソリーニの果たすべき役割が大きくなった状況の下では、彼個人の心理状態は政治システム全体に影響を与えざるをえない。従って、アルナルドの死の意味を過小評価すべきではない。ちなみに、アルナルドはファリナッチとは敵対していたが(Pardini[2007] p. 346)、トゥラーティやアルピナーティに対しては庇護者として振る舞っていた。彼の死が2人にとって痛手だったことは想像に難くないだろう。

続けていたが、32年から34年にかけての時期にはまだ成果が上がっていなかった。サブリーダー排除が激化したのは、まさにそのような時期だったのである。

<参考文献表>

凡例

- ACS: Archivio Centrale dello Stato
PCM: Presidenza del Consiglio dei Ministri
PNF, DN: Partito Nazionale Fascista, Direttorio Nazionale, Servizi Vari
PS: Ministero dell'Interno. Direzione Generale della Pubblica Sicurezza. Divisione Affari Generali e riservati.
SPDCO: Segreteria Particolare del Duce, Carteggio ordinario, 1922-1943
SPDCR: Segreteria Particolare del Duce, Carteggio riservato, 1922-1943
SPD, RSI, CR: Segreteria Particolare del Duce, Repubblica Sociale Italiana, Carteggio riservato (1943-1945)
AISRL: Archivio dell'Istituto Storico della Resistenza e dell'Età Contemporanea in Provincia di Lucca
FFR: Fondo Fascismo e RSI
ASL, GP: Archivio di Stato di Lucca, Gabinetto Prefettura
AP: *Atti del parlamento italiano*
ASB: Archivio di Stato di Bologna
Gab. Pref.: Gabinetto di Prefettura 1860-1928
ASCB: Archivio Storico del Comune di Bologna
CA: Carteggio Amministrativo
ASL: Archivio di Stato di Lucca
GP: Archivio di Gabinetto della Prefettura di Lucca 1871-1940
ASM: Archivio di Stato di Massa
Pref. Gab.; Prefettura, Archivio di Gabinetto, Serie IV (1912-1939)
BCM, Biblioteca Civica di Massa
BISP: Biblioteca dell'Istituto Storico Parri Emilia-Romagna (Bologna)
PNF: Fondo Federazione dei Fasci di Combattimento di Bologna "Decima Legio"
BP: *Bollettino Parlamentare*
C.F.: *Critica Fascista*
O.O.: B.Mussolini: *Opera Omnia; Appendice dell'Opera Omnia*
P.I.: *Popolo d'Italia*
PPM: Personal papers of Benito Mussolini together with some official records of the Italian Foreign Office Ministry of Culture, 1922-1944
USM: U. S. Military Intelligence Reports: Italy, 1918-1941

マイクロ史料 (PPM, USM) はリール・ネガ番号によって表記した。

文書館史料（マイクロフィルムを含む）

Archivio Centrale dello Stato

Archivio Renato Ricci

Ministero dell'Interno. Direzione Generale della Pubblica Sicurezza. Divisione Affari Generali e riservati.

Partito Nazionale Fascista, Direttorio Nazionale, Servizi Vari

Presidenza del Consiglio dei Ministri

Segreteria Particolare del Duce, Carteggio ordinario, 1922-1943

Segreteria Particolare del Duce, Carteggio riservato, 1922-1943

Segreteria Particolare del Duce, Repubblica Sociale Italiana, Carteggio riservato (1943-1945)

Archivio dell'Istituto Storico della Resistenza e dell'Età Contemporanea in Provincia di Lucca

Fondo Fascismo e RSI, Archivio di Stato di Lucca, Gabinetto Prefettura

Archivio di Stato di Bologna

Gabinetto di Prefettura 1860-1928

Archivio Storico del Comune di Bologna

Carteggio Amministrativo

Archivio di Stato di Massa

Prefettura, Archivio di Gabinetto, Serie IV (1912-1939)

Biblioteca Civica di Massa

Archivio familiare Fabbriotti

Biblioteca dell'Istituto Storico Parri Emilia-Romagna (Bologna)

Fondo Federazione dei Fasci di Combattimento di Bologna "Decima Legio"

東京大学総合図書館

Personal papers of Benito Mussolini together with some official records of the Italian Foreign Office Ministry of Culture, 1922-1944 (Washington, U. S. World War II Collection of Seized Enemy Record, 317rs.)

東京大学法学部研究室図書室

U. S. Military Intelligence Reports: Italy, 1918-1941 (Frederick, University Publications of America, 1985, 9 rs.)

新聞・雑誌

L'Assalto

Corriere della Sera

Corriere Padano

Critica Fascista

Il Lavoro Fascista

Il Popolo Apuano

Il Popolo d'Italia

Il Popolo Toscano

il Resto del Carlino

Lo Sport Fascista

公刊史料

- Atti del parlamento italiano, Legislatura XXVII, Camera dei deputati, discussioni* (Roma, Camera dei Deputati, 1924-28, 4 voll.)
- Atti del parlamento italiano, Legislatura XXVIII, Camera dei deputati, discussioni* (Roma, Camera dei Deputati, 1929-34, 8 voll.)
- Atti del parlamento italiano, Legislatura XXVIII, Senato, discussioni* (Roma, Senato, 1929-34, 6 voll.)
- Bollettino parlamentare*, a. 1, n. 1-3 (1927); a. 2, n. 1-3 (1928); a. 3, n. 1-3 (1929); a. 4, n. 1-3 (1930); a. 5, n. 1-3 (1931)
- I. Balbo[1932] *Diario 1922. Con 27 illustrazioni fuori testo.* (Milano, Mondadori)
- G. Bottai[1929] *Esperienza corporativa.* (Roma, Il Diritto del Lavoro)
- [1949] *VENT'ANNI E UN GIORNO (24 LUGLIO 1943). Con 4 tavole fuori testo.* (Milano, Garzanti)
- [1965] *Scritti* (a cura di R. Bartolozzi/ R. Del Giudice, Bologna, Cappelli)
- C. Carlen[1981a] *The Papal Encyclicals: 1878-1903.* (McGrath, Raleigh)
- [1981b] *The Papal Encyclicals: 1903-1939.* (McGrath, Raleigh)
- Y. De Begnac[1950] *Palazzo Venezia. Storia di un regime.* (Roma, La Rocca)
- [1990] *Taccuini mussoliniani.* (a cura di F. Perfetti, Bologna, Il Mulino)
- H. デンツィンガー編[1982] 『カトリック教会文書史料集 (改訂版)』 (A. ジンマーマン監修、浜寛五郎訳、エンデルレ書店／ヘルデル代理店)
- C. M. De Vecchi di Val Cismon[1983] *Il Quadrumviro scomodo. Il vero Mussolini nelle memorie del piú monarchico dei fascisti.* (Milano, Mursia)
- [1998] *Tra Papa, Duce e Re. Il conflitto tra Chiesa cattolica e Stato fascista nel Diario 1930-1931 del primo ambasciatore del Regno d'Italia presso la Santa Sede.* (a cura di S. Setta, Roma, Jouvence)
- O. Dinale[1953] *Quarant'anni di colloqui con lui.* (Milano, Ciarrocca)
- L. Federzoni[1967] *ITALIA DI IERI: per la storia di domani.* (Milano, Arnoldo Mondadori)
- G. Giuriati[1981] *La Parabola di Mussolini nei Ricordi di Un Gerarca* (a cura di E. Gentile, Roma/ Bari, Laterza)
- D. Grandi[1985] *Il mio paese. Ricordi autobiografici.* (Bologna, il Mulino)
- A. Iraci[1970] *Arpinati: L'oppositore di Mussolini.* (Roma, Mario Bulgoni)
- A. Mussolini[1937] *Scritti e discorsi di Arnaldo Mussolini: Edizione Definitiva V: Fascismo e Civiltà (1923-I - 1931-IX E.F.).* (Milano, Hoepli)
- B. Mussolini[1932(1951)] 'Dottrina', in G. Gentile et al. (a cura di) [1932(1951)] *Enciclopedia Italiana*, vol. 14. (Roma, Istituto Poligrafico dello Stato)
- [1951-62] *Opera Omnia.* (a cura di E. Susmel/ D. Susmel, Firenze, La Fenice, 36 voll.)
- [1979] *Appendice dell'Opera Omnia.* (a cura di D. Susmel, Roma, Volpe, 6 voll.)
- ピオ十一世[1958] 『カスティ・コンヌビー 結婚の倫理』 (岳野慶作訳解、中央出版社)
- [1966] 『クアドラゼジモ・アンノ 社会秩序の再建』 (岳野慶作訳解、中央出版社)
- M. Rocca (L. Tancredi) [1952] *Come il fascismo divenne una dittatura. Storia interna del*

fascismo dal 1914 al 1925 seguita da La fine e il socialismo di Mussolini. (Milano, Librerie Italiane)

A. Rocco[1920] *Elementi di diritto pubblico e di legislazione scolastica.* (Roma, Athenaeum)

-----[1926] 'The political doctrine of fascism', in *International Conciliation*, n. 223 (tr. by Bigongiari) (A. ロッコ[1933] 『ファシズム政治理論』長崎太郎訳、長崎書店)

C. Scorza[1930] *Brevi note sul Fascismo - Sui capi sui gregari.* (Firenze, Bemporad & F.)

A. Turati[1926] *Ragioni ideali di vita fascista.* (Roma, Libreria del Littorio)

-----[1927] *Una rivoluzione e un capo.* (Roma/ Milano, Libreria del Littorio)

-----[1929] *Un anno di vita del partito.* (Milano, Libreria d'Italia)

-----[1973] *Fuori dell'ombra della mia vita. Dieci anni nel solco del fascismo.* (a cura di A. Fappani, Brescia, Centro bresciano di iniziative culturali)

E. Viola[2008] *VITA DI GUERRA. Le straordinarie avventure dell'"Ardito del Grappa".* (a cura di A. Zarcone, Udine, Gaspari)

文献・雑誌論文

G. Agamben[1995(2005)] *Homo Sacer. Il potere sovrano e la nuda vita.* (Torino, Einaudi) (G. アガンベン[2003] 『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』高桑和巳訳、以文社)

A. Alaimo[1992] 'La città assediata. Amministrazione comunale e finanze locali a Ferrara all'inizio del secolo (1900-1915)', in Mozzarelli[1992]

P. Alberghi[1989] *Il fascismo in Emilia Romagna. Dalle origini alla marcia su Roma.* (Modena, Mucchi)

G. Alegi[1989] 'Italo Balbo, stato della ricerca e ipotesi di lavoro', in *Storia Contemporanea*, a. 20, n.6

U. Alfassio Grimaldi/ G. Bozzetti[1972] *FARINACCI il più fascista.* (Milano, Bompiani)

G. Allardyce[1979]'What Fascism Is Not: Thoughts on the Deflation of a Concept', in *The American Historical Review*, Vol. 84, No.2

G. Amendola[1960] *La democrazia italiana contro il fascismo 1922-1924.* (Milano/ Napoli, Riccardo Riccardi).

V. Antonelli/ B. Vecoli[1987] '<<Il Faro>>', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 6/ 7

青木保[1985] 『境界の時間 日常性をこえるもの』(岩波書店)

A. Aquarone[1964(1974)] 'La milizia volontaria nello stato fascista', in Aquarone/ Vernassa [1974]

-----[1965] *L'organizzazione dello Stato totalitario.* (Torino, Einaudi)

-----[1965(1974)] 'La politica sindacale del fascismo', in Aquarone/ Vernassa[1974]

-----[1969] 'Italy: the crisis and corporative economy', in *Journal of Contemporary History*, vol. 4, n. 4

A. Aquarone/ M. Vernassa (a cura di) [1974] *Il regime fascista.* (Bologna, Il Mulino)

新井政美[2001] 『トルコ近現代史』(みすず書房)

新谷崇[2014] 「ファシズム・イタリアのプロパガンダ研究——「小麦戦争」を例に」『日伊文化研究』第52号

L. Arbizzani[1964] 'L'avvento del fascismo nel Bolognese: 1920-22 (I) (II)', in *MOVIMENTO*

OPERAIO ESOCIALISTA. Rivista trimestrale, a. X, n. 2, 3-4

-----[1982] 'Lotta mezzadrile e fatti di Palazzo d'Accursio', in Casali[1982]

H. Arendt[1951(1976)] *The Origins of Totalitarianism*. (San Diego, Harcourt) (H. Arendt[1955 (2008)] *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft. Antisemitismus, Imperialismus, Totalitarismus*. (München, Piper); H. アーレント[1972-74]『全体主義の起原1 反ユダヤ主義』大久保和郎訳、『全体主義の起原2 帝国主義』大島通義／大島かおり訳、『全体主義の起原3 全体主義』大久保和郎／大島かおり訳、みすず書房)

-----[1961(2006)] *Between Past and Future. EIGHT EXERCISES IN POLITICAL THOUGHT*. (N. Y., Penguin) (H.アーレント[1994]『過去と未来の間 政治思想への8試論』引田隆也／齋藤純一共訳、みすず書房)

S.Arieti[2000] 'Società e sanità' a Bologna tra la legge del 1888 e l'inizio del primo conflitto mondiale', in *il Carrobbio. Rivista di studi bolognesi*, a.XXVI.

-----[2001] 'Società e sanità' a Bologna tra le due guerre mondiali', in *il Carrobbio. Rivista di studi bolognesi*, a.XXVII.

有賀郁敏[2002]「西南ドイツにおけるトゥルネン協会運動——一八四〇年代のシュヴァーベンを中心に」有賀他[2002]

有田英也[2003]『政治的ロマン主義の運命—ドリュ・ラ・ロシエルとフランス・ファシズム』(名古屋大学出版会)

-----他[2002]『近代ヨーロッパの探究 8 スポーツ』(ミネルヴァ書房)

浅沼和典他編[1982]『比較ファシズム研究』(成文堂)

A. Axelrod[2002] *The Life and Work of Benito Mussolini*. (Indianapolis, Alpha)

馬場康雄[1979a]「ジョリッティ体制の危機——形成期のイタリア民主政をめぐる——(一)(二)」『社会科学研究』第31巻第2、4号

-----[1979b]「イタリア議会政治の危機とファシズム——第五次ジョリッティ内閣を中心に——」東京大学社会科学研究所編[1979b]

-----[1988]「イタリア議会政治における普通選挙権問題——第四次ジョリッティ内閣成立前史——」『国家学会雑誌』第101巻第5・6号

-----[1997]「二十世紀の政治文化」吉川弘之他『東京大学公開講座 文化としての二十世紀』(東京大学出版会)

-----[1998]「歴史現象としてのファシズム——その定義をめぐる問題を中心に——」『岩波講座 世界歴史24 解放の光と影』(岩波書店)

-----[2007]「トラスフォルミズモ再考——序論」北村[2007b]

-----岡沢憲英編[1999a]『イタリアの政治』(早稲田大学出版部)

-----／-----編[1999b]『イタリアの経済』(早稲田大学出版部)

-----／奥島孝康編[1999]『イタリアの社会』(早稲田大学出版部)

P. Baldanzi[1987] 'Alle origini del fascismo lucchese. Uomini e vicende 1914-1920', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 6/7

-----[1989] 'Per una geografia del fascismo antemarcia in provincia di Lucca: fonti documentarie', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 8/9

E. Baronti/ L. Quilici[1984] 'Lucca 1919: la vita politica e sociale della città raccontata dai

giornali lucchesi', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 1

S. Bartolini[2000] *The Political Mobilization of the European Left, 1860-1980: The Class Cleavage*. (Cambridge, Cambridge U. P.)

S. Battente[2005] *Alfredo Rocco. Dal nazionalismo al fascismo 1907-1935*. (Milano, FrancoAngeli)

A. Battistini[1986] 'La cultura umanistica a Bologna', in Zangheri[1986]

G. Bedeschi[2002] *La fabbrica delle ideologie. Il pensiero politico nell'Italia del Novecento*. (Roma/ Bari, Laterza)

R. Bellamy[2002] 'Social and political thought, 1890-1945', in Lyttelton[2002]

G. Bellandi[1971] 'CARLO SCORZA e il fascismo lucchese dal 1919 al 1925'. (Tesi di laurea. Relatore: E. Santarelli. Università degli Studi di Urbino. Facoltà di Magistero)

R. Ben-Ghiat[2001] *Fascist Modernities: Italy, 1922-1945*. (Berkeley/ L. A., California U. P.)

M. Berezin[1991] 'The Organization of Political Ideology: Culture, State, and Theater in Fascist Italy', in *American Sociological Review*, vol. 56, n. 5

-----[1994] 'Cultural Form and Political Meaning: State-subsidized Theater, Ideology, and the Language of Style in Fascist Italy', in *American Journal of Sociology*, vol. 99, n. 5

-----[1997] *Making the Fascist Self: The Political Culture of Interwar Italy* (Ithaca/ London, Cornell U. P.)

L. Bergonzini[1991] *Lo schiaffo a Toscanini. Fascismo e cultura a Bologna all'inizio degli anni Trenta*. (Bologna, il Mulino)

D. Berg-Schlosser/ J. Mitchell (eds.) [2000] *Authoritarianism and Democracy in Europe, 1919-39: Comparative Analyses*. (Basingstoke, Palgrave)

-----/----- (eds.) [2002] *Conditions of Democracy in Europe, 1919-39: Systemic Case Studies*. (Basingstoke, Palgrave)

A. Bernieri[1961] *Cento anni di storia sociale a Carrara (1815-1921)*. (Milano, Feltrinelli)

-----[1964] 'Il fascismo a Carrara tra il 1919 e il 1931', I e II, in *MOVIMENTO OPERAIO E SOCIALISTA. Rivista trimestrale*. a. X, n. 1-2.

-----[1971] 'La nascita del fascismo a Carrara', in AA. VV., *La Toscana nel regime fascista (1922-1939)*. (Firenze, Olschki)

-----[1983] *Storia di Carrara moderna (1815-1935)*. (Pisa, Pacini)

F. Bertagna[2006] *LA PATRIA DI RISERVA. L'emigrazione fascista in Argentina*. (Roma, Donzelli)

F. Bertini[2001] 'Il fascismo dalle assicurazioni per i lavoratori allo Stato sociale', in Palla [2001a]

F. Bertocchi[1996] 'La leadership di Leandro Arpinati a Bologna dal 1921 al 1933. La figura di un gerarca anomalo.' (Tesi di laurea. Relatore: M. S. Piretti. Università degli Studi di Bologna, Facoltà di Scienze Politiche)

R. ベッセル編[1990] 『ナチ統治下の民衆』 (柴田敬二訳、刀水書房)

K. von Beyme (Hrsg.) [1971] *THEORY AND POLITICS. THEORIE UND POLITIK. Festschrift zum 70. Geburtstag für Carl Joachim Friedrich*. (Haag, Martinus Nijhoff)

-----[1997] 'A founding father of comparative politics: Carl Joachim Friedrich', in H. Daalder

- (ed.), *Comparative European Politics: The Story of a Profession*. (London/ Washington, Pinter)
- A. Bianchi[1975] *Storia del movimento operaio di La Spezia e Lunigiana 1861-1945*. (Roma, Riuniti)
- [1981] *Lotte sociali e dittatura in Lunigiana storica e Versilia (1919-1930)*. (Firenze, Olschki)
- E. Bigini/ A. Guioni[1979] *MASSA nella storia. NEL CENTENARIO DELL'UNITÀ D'ITALIA*. (Carrara, Stamperia Editoria Apuana)
- D. A. Binchy[1941 (1970)] *Church and State in Fascist Italy*. (London, Oxford U. P.)
- D. Biondi[1985] *il Resto del Carlino 1885-1985. Un giornale nella storia d'Italia*. (Bologna, Poligrafici)
- M. Blickhorn[1984 (2006)] *Mussolini and Fascist Italy*. (London/ N. Y., Routledge)
- N. ボッビオ[1993] 『イタリア・イデオロギー』(馬場康雄／押場靖志訳、未来社)
- [1998] 『左と右—政治的区別の理由と意味』(片桐薫／片桐圭子訳、御茶の水書房)
- N. Bobbio[1955 (2005)] *Politica e cultura. Nuova edizione*. (Intro. e cura di F. Sbarberi, Torino, Einaudi)
- [1984 (1995)] *Il futuro della democrazia*. (Torino, Einaudi)
- [1985 (1995)] *Stato, governo, società. Frammenti di un dizionario politico*. (Torino, Einaudi)
- C. Bocci[2003a] 'Montecatini e la grande guerra (1914-1915)', *Valdinievole. studi storici*, n. 8
- (a cura di) [2003b] 'Cesare Rossi e Pescia', *Valdinievole. studi storici*, n. 8
- J. A. Bongiorno [1991] *Fascist Italy and the disarmament question, 1928-1934*. (N. Y. /London, Garland)
- S.ボルゲーゼ[1969] 『イタリア憲法入門』(岡部史郎訳、有斐閣)
- M. Borghi[2001] *Tra fascio littorio e senso dello Stato. Funzionari, apparati, ministeri nella Repubblica sociale italiana, 1943-1945*. (Padova, CLEUP)
- L. K. Born[1927] 'What is the Podestà', in *The American Political Science Review*, Vol. XXI, No. 4
- R. J. B. Bosworth[1998] *The Italian dictatorship: problems and perspectives in the interpretation of Mussolini and fascism*. (London, Arnold)
- [2002] *Mussolini*. (London, Arnold)
- [2005 (2007)] *Mussolini's Italy: Life under the Fascist Dictatorship 1915-1945*. (London/ N. Y., Penguin)
- (ed.) [2009a] *The Oxford handbook of fascism*. (Oxford U. P., Oxford/ N. Y.)
- [2009b] 'Dictators, Strong or Weak? The Model of Benito Mussolini', in Bosworth[2009a]
- P. ブルデュー[1986] 「どうしたらスポーツマンになれるのか——スポーツへの社会的アプローチ——」(田原音和訳) 栗原他[1986]
- K. D. ブラッハー[1976] 「国民社会主義(ナチズム)における伝統と革命」(早島瑛訳)『思想』619号
- K. D. Bracher[1969 (1983)] *Die deutsche Diktatur: Entstehung, Struktur, Folgen des Nationalsozialismus*. (Frankfurt/ Berlin/ Wien, Ullstein) (K. D. ブラッハー[1975] 『ドイツの独裁 —ナチズムの生成・構造・帰結— I・II』山口定／高橋進訳、岩波書店)
- [1976] 'The Role of Hitler: Perspectives of Interpretation', in Laqueur[1976]

- [1986] 'Il nazionalsocialismo in Germania: problemi d'interpretazione', in Bracher/ Valiani [1986] (tr. da E. Bascone Remeddi)
- / L. Valiani[1986] *Fascismo e nazionalsocialismo*. (Bologna, il Mulino)
- P. Brooker[1995] *Twentieth-Century Dictatorships: The Ideological One-Party Systems*. (London, Macmillan)
- [2000] *Non-Democratic Regimes: Theory, Government and Politics*. (London, Macmillan)
- M. Broszat[1969(1979)] *Der Staat Hitlers. Grundlegung und Entwicklung seiner inneren Verfassung*. (München, Deutscher Taschenbuch Verlag)
- C. Bruni[1978] *Renato Ricci : una figura di ras locale (1921-1926)*. (Tesi di laurea in storia d'Italia nel secolo XX, Università di Pisa)
- Z. Brzezinski[1971] 'Dysfunctional Totalitarianism', in Beyme[1971]
- P. Buccomino (a cura di)[1990a] *Il Parlamento Italiano 1861-1988, vol.11 1923-1928: Dalla Conquista del potere al regime. Dal Governo Mussolini alle leggi speciali*. (Milano, nuova CEI)
- (a cura di)[1990b] *Il Parlamento Italiano 1861-1988, vol.12 I Tomo 1929-1938: Il Regime Fascista. Dalla Conciliazione alle leggi razziali*. (Milano, nuova CEI)
- (a cura di)[1990c] *Il Parlamento Italiano 1861-1988, vol.12 II Tomo 1939-1945: Dal «consenso» al crollo. Dalla il guerra mondiale alla liberazione*. (Milano, nuova CEI)
- S. Caffaz[2006] *RENATO RICCI. L'uomo che Hitler voleva al posto di Mussolini*. (Montignoso, Roberto Meiattini)
- P. Calamandrei[1948(1974)] 'La funzione parlamentare sotto il fascismo', in Aquarone/ Vernassa [1974]
- D. Canali[1993] *Borghesie Apuane dell'800. LA PROVINCIA DI MASSA E CARRARA NEL PRIMO VENTENNIO POSTUNITARIO: CLASSI SOCIALI, ELEZIONI POLITICHE E AMMINISTRAZIONI LOCALI DAL 1861 AL 1880*. (Carrara, Aldus Casa di Edizioni in Carrara)
- G. Candeloro[1981(1986)] *Storia dell'Italia moderna, vol. 9: Il fascismo e le sue guerre*. (Milano, Feltrinelli)
- P. V. Cannistraro[1982] *Historical Dictionary of Fascist Italy*. (Westport/ London, Greenwood)
- G. Cantamessa Arpinati[1968] *Arpinati mio padre*. (Roma, Il Sagittario)
- A. Cappellini[1923] *Per l'annessione della Garfagnana alla Provincia di Lucca (Memoria. Documenti)*. (Lucca)
- D. Carafoli/ G. Bocchini Padiglione[2003] *IL VICEDUCE. Arturo Bocchini capo della polizia fascista*. (Milano, Mursia)
- A. L. Cardoza[1982] *AGRARIAN ELITES AND ITALIAN FASCISM: The Province of Bologna, 1901-1926*. (Princeton, Princeton U. P.)
- [2006] *Benito Mussolini: The First Fascist*. (N. Y., Pearson)
- G. Carocci[1992] *Il trasformismo dall'unità ad oggi*. (Milano, Unicopli)
- G. Carotenuto[2005] *FRANCO E MUSSOLINI. La guerra mondiale vista dal Mediterraneo: i diversi destini di due dittatori*. (Milano, Sperling & Kupfer)
- L. Casali et al.[1973] *Movimento operaio e fascismo nell'Emilia-Romagna 1919-1923*. (Roma, Riuniti)
- (a cura di)[1982] *BOLOGNA 1920. le origini del fascismo*. (Bologna, Nuova Casa)
- F. Casmirri[1980] 'Luigi Federzoni', in Cordova[1980a]

- S. Cassese[1968(1974)] 'Corporazioni e intervento pubblico nell'economia', in Aquarone/Vernassa[1974]
- [1974] *La formazione dello Stato amministrativo*. (Milano, A. Giuffrè)
- V. Castronovo[1975] 'La storia economica', in *Storia d'Italia, vol.4: Dall'Unità a oggi, Tomo primo*. (Torino, Einaudi)
- [1995(2006)] *Storia economica d'Italia. Dall'Ottocento ai giorni nostri. Nuova edizione accresciuta*. (Torino, Einaudi)
- Centro documentazione-Archivio storico della Camera del lavoro territoriale di Bologna (a cura di) [1988] *IL SINDACATO NEL BOLOGNESE. Le Camere del lavoro di Bologna dal 1893 al 1960*. (Bologna, Ediesse)
- H. E. Chehabi/ J. J. Linz[1998] 'A Theory of Sultanism 1: A Type of Nondemocratic Rule' and 'A Theory of Sultanism 2: Genesis and Demise of Sultanistic Regimes', in H. E. Chehabi/ J. J. Linz (eds.) [1998] *Sultanistic Regimes*. (Baltimore, Johns Hopkins U. P.)
- R. Chiarini[1991] 'Alle origini del fascismo intransigente di Augusto Turati', in *Storia Contemporanea*, a. 22, n. 4
- G. Cipollini[1985-86] 'Viareggio negli anni della nascita e dell'avvento del fascismo (1919-1923)', in *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 3, 4
- M. Clark[2005] *Mussolini*. (Harlow, Pearson)
- [1984(2008)] *Modern Italy: 1871 to the present*. (Harlow, Pearson)
- A. Cobban[1939] *DICTATORSHIP. Its History and Theory*. (N. Y., Charles Scribner's Sons)
- B. Coccia/ U. Gentiloni Silveri (a cura di) [2001] *Federzoni e la storia della destra italiana nella prima metà del Novecento*. (Bologna, il Mulino)
- S. Colarizi[1984] *La seconda guerra mondiale e la Repubblica*. (Storia d'Italia, Vol.,23)
- [1991] *L'opinione degli Italiani sotto il Regime 1929-1943*. (Roma/ Bari, Laterza)
- [2000] *Storia del Novecento italiano*. (Milano, Rizzoli) (S.コラリーツィ[2010] 『イタリア 20 世紀史』、村上信一郎監訳、名古屋大学出版会)
- T. Cole[1938] 'Italy's Fascist Bureaucracy', in *American Political Science Review*, vol. 32, n. 6
- F. Conti (a cura di) [2003] *MASSONERIA E SOCIETÀ CIVILE. Pistoia e la Val di Nievole dal'Unità al secondo dopoguerra*. (Milano, FrancoAngeli)
- M. C. Coppini[1983] 'Una fase di transizione nel trasporto pubblico: gli anni dal 1945 al 1964', in D'Attorre[1983a]
- F. Cordova (a cura di) [1980a] *Uomini e volti del fascismo*. (Roma, Bulzoni)
- [1980b] 'Edmondo Rossoni', in Cordova[1980a]
- [2005] *Verso lo stato totalitario. Sindacati, società e fascismo*. (Soveria Mannelli, Rubbettino)
- P. Corner[1975] *Fascism in Ferrara 1915-1925*. (London, Oxford U.P.)
- [2002a] 'Italian Fascism: Whatever Happened to Dictatorship?', in *The Journal of Modern History*, n. 74
- [2002b] 'State and society, 1901-1922', in Lyttelton[2002]
- P. Corsini[1988] *IL FEUDO DI AUGUSTO TURATI. Fascismo e lotta politica a Brescia (1922-1926)*. (Milano, Franco Angeli)

- B. Crick[1963(1971)] *Political theory and practice*. (London, Penguin) (B. クリック[1974] 『政治理論と実際の間』全2巻、田口富久治他訳、みすず書房).
- [1973] *Basic forms of government : a sketch and a model*. (London, Macmillan) (B. クリック[1977] 『政府論の歴史とモデル』、小林昭三、石田光義訳、早稲田大学出版部)
- [2002] *DEMOCRACY. A Very Short Introduction*. (Oxford, Oxford U. P.) (B. クリック[2004] 『1冊でわかる デモクラシー』添谷育志他訳、岩波書店)
- F. Cristofori[1980] *BOLOGNA. gente e vita dal 1914 al 1945*. (Bologna, ALFA)
- R. A. Dahl[1998(2000)] *On Democracy*. (New Haven/ London, Yale U. P.) (R. A. ダール[2001] 『デモクラシーとは何か』中村孝文訳、岩波書店)
- R. D'Alfonso[2004] *COSTRUIRE LO STATO FORTE. Politica, diritto, economia in Alfredo Rocco*. (Milano, FrancoAngeli)
- B. Dalla Casa[1973] 'Il movimento operaio e socialista a Bologna dall'occupazione delle fabbriche al Patto di pacificazione', in Casali[1973]
- [1982] 'Composizione di classe, rivendicazione e professionalità nelle lotte del <<biennio rosso>> a Bologna', in Casali[1982]
- [1988] 'Tra fascismo e reazione (1921-1926)', in Centro documentazione-Archivio storico della Camera del lavoro territoriale di Bologna (a cura di) [1988]
- [2000] *Attentato al duce. Le molte storie del caso Zamboni*. (Bologna, il Mulino)
- [2007] 'Squadrista, podestà, sottosegretario agli interni: la carriera esemplare di Leandro Arpinati tra intransigenza e normalizzazione', in Istituto Mantovano di Storia Contemporanea [2007]
- [2013] *Leandro Arpinati. Un fascista anomalo*. (Bologna, il Mulino)
- / A. Preti (a cura di) [1999] *LA MONTAGNA E LA GUERRA. L'Appennino bolognese fra Savena e Reno 1940-1945*. (S. Giovanni in Persiceto, Bologna, Aspasia).
- G. Dalla Torre[1945] *Azione cattolica e fascismo : Il conflitto del 1931*. (Roma, AVE)
- P. P. D'Attorre (a cura di) [1983a] *BOLOGNA. Città e territorio tra 800 e 900*. (Milano, Franco Angeli)
- [1983b] 'Espansione urbana e questione delle abitazioni durante il fascismo', in D'Attorre [1983a]
- [1986] 'La politica', in Zangheri[1986]
- [1988] 'Il sindacato <<in camicia nera>>', in Centro documentazione-Archivio storico della Camera del lavoro territoriale di Bologna (a cura di) [1988]
- [1998] *NOVECENTO PADANO. L'universo rurale e la <<grande trasformazione>>*. (Intro. di L. Baldissara/ A. De Bernardi, Roma, Donzelli)
- F. W. Deakin[1963] *Storia della repubblica di Salò*. (Torino, Einaudi)
- A. De Benedictus[1973] 'Note su classe operaia e socialismo a Bologna nel primo dopoguerra (1919-1920)', in Casali[1973]
- A. De Bernardi/ S. Guarracino[1998] *Il fascismo: Dizionario di storia, personaggi, cultura, economia, fonti e dibattito storiografico*. (Milano, Bruno Mondadori)
- R. De Felice[1965] *Mussolini il rivoluzionario 1883-1920*. (Torino, Einaudi)
- [1966] *Mussolini il fascista I: La conquista del potere, 1921-1925*. (Torino, Einaudi)
- [1968] *Mussolini il fascista II: L'organizzazione dello stato fascista, 1925-1929*. (Torino,

Einaudi)

- [1970 (1998)] *Il Fascismo. Le interpretazioni dei contemporanei e degli storici.* (a cura di G. Sabbatucci, Roma/ Bari, Laterza)
- [1974] *Mussolini il duce I: Gli anni del consenso, 1929-1936.* (Torino, Einaudi)
- [1975(1997)] *Intervista sul fascismo* (a cura di M. A. Ledeen, Roma/ Bari) (R. デ・フェリーチェ/ M. A. レディーン[1979] 『ファシズムを語る』西川知一/村上信一郎訳、ミネルヴァ書房)
- [1980] 'Italian Fascism and the Middle Classes', in Larsen[1980]
- [1982] *Mussolini il duce II: Lo stato totalitario, 1936-1940.* (Torino, Einaudi)
- [1990] *Mussolini l'alleato. I. L'Italia in guerra 1940-1943. Tomo secondo. Crisi e agonia del regime.* (Torino, Einaudi)
- [1995] *Rosso e Nero.* (a cura di P. Chessa, 3a Edizione, Milano Baldini&Castoldi)
- [1997] *Mussolini l'alleato 1940-1945. II. La guerra civile 1943-1945.* (Torino, Einaudi)
- [2001] *Breve Storia del Fascismo Con i due saggi << Il problema della identità nazionale >> e << Dall'eredità di Adua all'intervento >>* (intro. da C. Siniscalchi, Milano, Mondadori)
- R. デ・フェリーチェ[1973] 『ファシズム論』(藤沢道郎訳、平凡社)
- M. Degl'Innocenti[1977] *Storia della cooperazione in Italia. La Lega nazionale delle cooperative 1886-1925.* (Roma, Riuniti)
- / P. Pombeni/ A. Roveri (a cura di)[1988] *IL PNF IN EMILIA ROMAGNA. Personale politico, quadri sindacali, cooperazione.* (Milano, Franco Angeli)
- A. De Grand[1978] *The Italian Nationalist Association and the rise of fascism in Italy.* (Lincoln, Nebraska U. P.)
- V. De Grazia[1981] *The Culture of Consent. Mass Organization of Leisure in Fascist Italy.* (N. Y., Columbia U.P.) (V. デ・グラツィア[1989] 『柔らかいファシズム イタリア・ファシズムと余暇の組織化』豊下楯彦他訳、有斐閣)
- [1992] *How Fascism Ruled Women: Italy, 1922-1945.* (Berkeley, California U. P.)
- / S. Luzzatto (a cura di)[2002] *Dizionario del fascismo.* (2voll., Torino, Einaudi)
- A. Del Boca/ M. Legnani/ M. G. Rossi (a cura di)[1995] *Il Regime Fascista. Storia e storiografia.* (Roma/ Bari, Laterza)
- G. De Rosa/ F. Malgeri (a cura di)[1980] *Cririca fascista 1923-1943.* (3voll., Roma, Luciano Landi)
- G. Di Candido[2006] *Calciatori in camicia nera. Lo sport più amato dagli italiani durante il ventennio fascista.* (Roma, Associate)
- M. Di Figlia[2007] *FARINACCI. Il radicalismo fascista al potere.* (Roma, Donzelli)
- M. Di Giovanni[2004] 'L'aviazione e i miti del fascismo', in Ferrari[2004]
- L. Di Nucci[2009] *Lo Stato-partito del fascismo. Genesi, evoluzione e crisi 1919-1943.* (Bologna, il Mulino)
- Direzione dei servizi di informazione e relazioni pubbliche del Comune (a cura di) [1974] *1914-1919: Francesco Zanardi sindaco di Bologna..* (Bologna, Comune)
- E. ダニング[2004] 『問題としてのスポーツ——サッカー・暴力・文明化』(大平章訳、法政大学出版社)
- A. Dragonetti[1986] 'Le vicende elettorali del Partito Popolare lucchese nelle elezioni del 1919',

DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca, n. 4

- M. デュベルジェ [1970] 『政党社会学』 (岡野加穂留訳、潮出版社)
- R. Eatwell [2007] 'The Concept and Theory of Charismatic Leadership', in Pinto/ Eatwell/ Larsen [2007]
- U. Eco [1997] 'Il fascismo eterno', in Id., *Cinque scritti morali*. (Milano, Bompiani) (U. エーコ [1998] 「永遠のファシズム」 同『永遠のファシズム』 和田忠彦訳、岩波書店)
- S. N. Eisenstadt/ L. Roniger [1984] *Patrons, clients and friends. Interpersonal relations and the structure of trust in society*. (Cambridge, Cambridge U. P.)
- D. F. A. Elia [2004] *LO SCUDETTO CON IL LITTORIO. Genesi e sviluppo del fenomeno calcistico nel ventennio fascista*. (Bari, Giuseppe Laterza)
- N. エリアス [1986] 「スポーツと暴力」 (桑田禮彰訳) 栗原他 [1986]
- / E. ダニング [1995] 『スポーツと文明化——興奮の探求』 (大平章訳、法政大学出版局)
- R. Engelmann [1992] *Provinzfaschismus in Italien. Politische Gewalt und Herrschaftsbildung in der Marmorregion Carrara 1921-1924*. (München, Oldenbourg Verlag)
- E. E. Evans-Pritchard [1949] *The Sanusi of Cyrenaica*. (Oxford, Clarendon)
- N. Ezrow/ E. Frantz [2011] *Dictators and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and Their Leaders*. (N. Y., Continuum)
- F. Fabbri [1994] *DA BIROCCIAI A IMPRENDITORI UNA STRADA LUNGA 80 ANNI. Storia del Consorzio Cooperative Costruzioni 1912-1992*. (Milano, Franco Angeli)
- F. Fabrizio [1976] *Sport e fascismo. La politica sportiva del regime 1924-1936*. (Rimini/ Firenze, Guaraldi)
- S. Falasca-Zamponi [1997] *Fascist Spectacle: The Aesthetics of Power in Mussolini's Italy*. (Berkeley/ L. A., California U. P.)
- P. Farneti [1972 (1989)] *La classe politica italiana dal liberalismo alla democrazia*. (a cura di A. Mastro Paolo, Genova, ECIg)
- (a cura di) [1973] *Il sistema politico italiano*. (Bologna, Il Mulino)
- [1975] 'La crisi della democrazia italiana e l'avvento del fascismo: 1919-22', in *Rivista italiana di Scienza Politica*, a. 5, n. 1
- [1978] 'Social Conflict, Parliamentary Fragmentation, Institutional Shift and the Rise of Fascism: Italy', in J. Linz/ A. Stepan (eds.) [1978]
- P. ファルネーティ [1984] 『危機と革新の政治学』 (馬場康雄訳、東京大学出版会)
- N. ファレル [2011] 『ムッソリーニ (上・下)』 (柴野均訳、白水社)
- ファシズム研究会編 [1985] 『戦士の革命・生産者の国家』 (太陽出版)
- M. Fatica [1980] 'Michele Bianchi', in Cordova [1980a]
- L. フェーヴル / G. デュビィ / A. コルバン [1997] 『感性の歴史』 (小倉孝誠編訳、藤原書店)
- L. フェルミ [1967] 『ムッソリーニ <二十世紀の大政治家・4>』 (柴田敏夫訳、紀伊国屋書店)
- P. Ferrari (a cura di) [2004] *L'AERONAUTICA ITALIANA. Una storia del Novecento*. (Milano, FrancoAngeli)
- R. Ferretti [1999] 'La modernizzazione difficile di una <<zona depressa>>: industria, artigianato e

- commercio tra gli anni trenta e gli anni sessanta', in Dalla Casa/ Preti[1999]
- R. Festorazzi[2004] *FARINACCI L'antiduce, in appendice il <<Diario 1943>> del gerarca più fascista di Mussolini*. (Roma, Il Minotauro)
- E. Fimiani[2001] 'Fascismo e regime tra meccanismi statutari e <<costituzione materiale>>', in Palla[2001a]
- G. Finaldi[2008] *Mussolini and Italian Fascism*. (Harlow, Pearson)
- H. Finer[1935(1964)] *Mussolini's Italy*. (London, Franc Cass)
- S. E. Finer[1970(1974)] *Comparative Government*. (N. Y., Penguin)
- V. Fiorentino[1928] *RENATO RICCI*. (Presentazione di Nicolò Maraini, Roma, Casa Editrice Pinciana)
- D. Fisichella[1987] *Totalitarismo. Un regime del nostro tempo*. (Roma, La Nuova Italia Scientifica).
- D. Forgacs (ed.) [1986] *Rethinking Italian Fascism: Capitalism, Populism and Culture*. (London, Lawrence and Wishart)
- H. D. Fornari[1971] *Mussolini's Gadfly*. ROBERTO FARINACCI. (Nashville, Vanderbilt U. P.)
-----[1980] 'Roberto Farinacci', in Cordova[1980a]
- D. Franceschini[1985] *Il partito popolare a Ferrara. Cattolici, socialisti e fascisti nella terra di Grosoli e don Minzoni*. (Bologna, Cooperativa Libreria Universitaria Editrice)
- E. Fraenkel[1941] *The Dual State. A Contribution to the Theory of Dictatorship*. (tr. by E. A. Shils, N. Y./ London, Oxford U. P.) (E.フレンケル[1994]『二重国家』中道寿一訳、ミネルヴァ書房)
- N.フライ[1994]『総統国家 ナチスの国家 1933 - 1945 年』(芝健介訳、岩波書店)
- C. J. Friedrich[1969] 'The Evolving Theory and Practice of Totalitarian Regimes', in C. J. Friedrich/ M. Curtis/ B. R. Barber[1969]
- C. J. Friedrich/ Z. K. Brzezinski[1956(1965)] *Totalitarian Dictatorship and Autocracy*. (N. Y., Praeger, 2nd Edition).
- C. J. Friedrich/ M. Curtis/ B. R. Barber[1969] *Totalitarianism in Perspective: Three Views*. (London, Pall Mall)
- F. Fucci[1989] *Emilio De Bono: il maresciallo fucilato*. (Milano, Mursia)
- 藤岡寛己[2001]「フィウーメ占領期にみる革命的サンディカリズム——A・デアンプリスとカルナーロ憲章」『駿台史学』第 113 号
-----[2007]『原初的ファシズムの誕生——イタリア戦闘ファシズムの結成』(御茶の水書房)
-----[2011]「下位春吉とイタリア=ファシズム——ダンヌンツィオ、ムッソリーニ、日本」『福岡国際大学紀要』第 25 号
- 藤澤房俊[1997]『大理石の祖国 近代イタリアの国民形成』(筑摩書房)
-----[2001]『第三のローマ イタリア統一からファシズムまで』(新書館)
- 藤澤道郎[1983]「ダヌンツィオとローマ進軍 ——一九二二年八月～十月のダヌンツィオの政治行動」『イタリア学会誌』第 32 卷
-----[1987]『ファシズムの誕生——ムッソリーニのローマ進軍』(中央公論社)
- 藤嶋亮[2000]「戦間期ルーマニアにおける軍団運動の興隆」『国家学会雑誌』第 113 卷 5・6 号
-----[2011]「戦間期ルーマニア議会政治の隘路」『国際学研究 (明治学院大学)』第 39 号

- [2012] 『国王カロル対大天使ミカエル軍団 ルーマニアの政治宗教と政治暴力』（彩流社）
- 藤田省三[1986] 「全体主義の時代経験」 藤田省三[1994] 『全体主義の時代経験』（みすず書房）
- 藤原帰一[1994] 「政府党と在野党 東南アジアにおける政府党体制」 萩原宜之編[1994] 『講座現代アジア 3 民主化と経済発展』（東京大学出版会）
- 深澤民司[1999] 『フランスにおけるファシズムの形成——ブーランジスムからフェソーまで——』（岩波書店）
- 福家崇洋[2010] 『戦間期日本の社会思想——「超国家」へのフロンティア』（人文書院）
- [2012] 『日本ファシズム論争——大戦前夜の思想家たち』（河出書房新社）
- 福田有広・谷口将紀編[2002] 『デモクラシーの政治学』（東京大学出版会）
- 福田宏[2002] 「ソコルと国民形成——チェコスロヴァキアにおける体操運動」 有賀他[2002]
- 福田高晶[2000] 「協同体主義とファシスト・サブリーダーの権力」（東北大学修士学位論文）
- 福島徳寿郎／長浜政寿[1957] 「独裁の政治機構」 猪木[1957]
- A. Fulvia Celi/ S. Simonetti[2005] *Con il cuore e con la mente. Vite femminili in Lucchesia tra fascismo e ricostruzione.* (Lucca, maria pacini fazzi)
- F. Gaeta[1982] *La crisi di fine secolo e l'età giolittiana.* (Storia d'Italia, Vol. 21) (Torino, UTET)
- N. Galassi[1993] *Il fascismo a Imola (1914-1929).* (Bologna, University Press)
- C. Galeotti[2000] *Achille Starace e il vandemecum dello stile fascista.* (Soveria Mannelli, Rubbettino)
- G. Galli[1994] *I partiti politici in Italia 1861-1943. Volume primo.* (Torino, UTET)
- M. Gallian[1928] *Arpinati politico e uomo di sport.* (Roma, Pinciana)
- M. ガロ[1987] 『ムッソリーニの時代』（木村裕主訳、文藝春秋）
- J. Gandhi[2008] *Political Institutions under Dictatorship.* (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)
- D. Gardini[1935] 'Le rôle du parti unique dans l'économie fasciste', in *Revue Economique Internationale*, vol. 3, n. 3
- E. Gentile[1975] *Le origini dell'ideologia fascista (1918-1925).* (Roma/ Bari, Laterza)
- (a cura di) [1977] *L'Italia giolittiana. La storia e la critica.* (Roma/ Bari, Laterza)
- [1980] 'Alfredo Rocco', in Cordova[1980a]
- [1981] 'Introduzione', in Giuriati[1981]
- [1984] 'The Problem of the Party in Italian Fascism', in *Journal of Contemporary History*, vol. 19, n. 2
- [1986] 'Fascism in Italian Historiography: In Search of an Individual Historical Identity', in *Journal of Contemporary History*, vol. 21, n. 2
- [1989] *Storia del partito fascista 1919-1922. Movimento e milizia.* (Roma/ Bari, Laterza)
- [1990] 'Fascism as political Religion', in *Journal of Contemporary History*, vol. 25, n. 2/3
- [1993] *Il Culto del Littorio. La sacralizzazione della politica nell'Italia fascista.* (Roma/Bari, Laterza)
- [1995] *La via italiana al totalitarismo. Il partito e lo Stato nel regime fascista.* (Roma, La Nuova Italia Scientifica)

- [1997] 'Renzo De Felice: A Tribute', in *Journal of Contemporary History*, vol. 32, n. 2
- [2002a] 'Fascism in power: the totalitarian experiment', in Lyttelton[2002]
- [2002b] 'Il totalitarismo alla conquista della Camera alta', in Senato della Repubblica, Archivio storico[2002] *Il totalitarismo alla conquista della camera alta. Inventari e documenti dell'Unione nazionale fascista del Senato e delle carte Suardo*. (Soveria Mannelli, Rubbettino)
- [2002(2003)] *Fascismo. Storia e interpretazione*. (Roma/ Bari, Laterza)
- [2003a] *Renzo De Felice. Lo storico e il personaggio*. (Roma/ Bari, Laterza)
- [2003b] *The struggle for modernity: Nationalism, futurism, and fascism*. (Westport/ London, Praeger)
- [2003c] *Le origini dell'Italia contemporanea. L'età giolittiana*. (Roma/ Bari, Laterza)
- [2007a] *Fascismo di pietra*. (Roma/ Bari, Laterza)
- [2007b] 'Mussolini as the Prototypical Charismatic Dictator', in Pinto/ Eatwell/ Larsen [2007]
- U. Gentiloni Silveri[2001] 'La mancata formazione del partito conservatore italiano all'inizio del secolo', in Coccia/ Gentiloni Silveri [2001]
- G. Germani[1970] 'Political Socialization of Youth in Fascist Regimes: Italy and Spain', in Huntington/ Moore[1970]
- D. L. Germino[1959] *The Italian Fascist Party in Power: A Study in Totalitarian Rule*. (Minneapolis, Minnesota U. P.)
- L. Gestri[1976] *Capitalismo e classe operaia in provincia di Massa-Carrara. Dall'Unità d'Italia all'età giolittiana*. (Firenze, Olschki)
- C. Ghisalberti[1977] 'Governo, Parlamento e burocrazia', in E. Gentile[1977]
- G. ギル[2004] 『ヨーロッパ史入門 スターリニズム』(内田健二訳、岩波書店)
- T. Ginsburg/ T. Moustafa (eds.)[2008] *Rule by Law: The Politics of Courts in Authoritarian Regimes*. (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)
- C. ギンズブルグ[1984] 『チーズとうじ虫 - 16 世紀の一粉挽屋の世界像』(杉山光信訳、みすず書房)
- [1987] 『ベナンダンティ - 16 ~ 17 世紀における悪魔崇拝と農耕儀礼』(竹山博英訳、せりか書房)
- R. Giulianotti[2004] 'Civilizing Games: Norbert Elias and the Sociology of Sport', in R. Giulianotti (ed.), *Sport and Modern Social Theorists*. (Basingstoke/ N. Y., Palgrave)
- M. C. Giuntella[1975] 'I fatti del 1931 e la formazione della «seconda generazione» ', in Scoppola/ Traniello[1975]
- A. グラムシ[1961-65] 『グラムシ選集』(山崎功監修、合同出版社、全6巻)
- A. J. Gregor[1974] 'FASCISM AND MODERNIZATION: Some Addenda', in *World Politics*, Vol. 26, No. 3
- [1999] *Phoenix: fascism in our time*. (New Brunswick, Transaction)
- R. Griffin[1991] *The Nature of Fascism*. (London, Pinter)
- [2002] 'The Primacy of Culture: The Current Growth (pr Manufacture) of Consensus within Fascist Studies', in *Journal of Contemporary History*, Vol. 37, No. 1
- (ed.) [2004] *FASCISM. Critical Concepts in Political Science*. (5 vols., London/ N. Y., Routledge)

- M. Grimaldi[1999] *Leandro Arpinati. Un anarchico alla corte di Mussolini.* (Roma, Società Stampa Sportiva)
- P.グロッシ／村上義和編[1998]『イタリア近代法史』(明石書店)
- R.グルンベルガー[2000]『第三帝国の社会史』(池内光久訳、彩流社)
- F. Guarneri[1988] *Battaglie economiche fra le due guerre.* (a cura di L. Zani, Bologna il Mulino)
- G. B. Guerri[1976] *Giuseppe Bottai, un fascista critico: Ideologia e azione del gerarca che avrebbe voluto portare l'intelligenza nel fascismo e il fascismo alla liberalizzazione.* (Milano, Feltrinelli)
- [1984] *Italo Balbo.* (Milano, Mondadori)
- O. Guidi[2004] *DAL FASCISMO ALLA RESISTENZA. La Garfagnana tra le due guerre mondiali.* (Lucca, Maria Pacini Fazzi)
- P.ギシヨネ[1974]『ムッソリーニとファシズム』(長谷川公昭訳、白水社)
- R. Gunther/ N. P. Diamandouros/ H.-J. Puhle (eds.) [1995] *The Politics of Democratic Consolidation: Southern Europe in Comparative Perspective.* (Baltimore, Johns Hopkins U. P.)
- A. グットマン[1997]『スポーツと帝国——近代スポーツと文化帝国主義——』(谷川稔他訳、昭和堂)
- J. ハーグリーヴズ[1993]『スポーツ・権力・文化——英国民衆スポーツの歴史社会学——』(佐伯聰夫他訳、不昧堂出版)
- D. ハーヴェイ[1999]『社会学の思想③ ポストモダニティの条件』(吉原直樹監訳・解説、青木書店)
- K. Hildebrand[1981] 'Monokratie oder Polykratie? Hitlers Herrschaft und das Dritte Reich', in Hirschfeld/ Kettenacker[1981]
- 平田武[1992]「戦間期ハンガリー政府党体制の成立過程 (一九一九—一九二二年)」『社会科学研究』第44巻第3号
- 広井良典[1994]『生命と時間 科学・医療・文化の接点』(勁草書房)
- G. Hirschfeld/ L. Kettenacker (Hrsg.) [1981] *Der „Führerstaat“: Mythos und Realität: Studien zur Struktur und Politik des Dritten Reiches.* (Stuttgart, Klett-Cotta)
- J. M. Hoberman[1984] *Sport and Political Ideology.* (Texas U. P., Austin)
- D. G. Horn[1988] 'Welfare, the Social, and the Individual in Interwar Italy', in *Cultural Anthropology*, vol. 3, n. 4
- S.ヒューズ[1965]『意識と社会—ヨーロッパ社会思想 1890-1930年』(生松敬三他訳、みすず書房)
- S. P. Huntington/ C.H.Moore[1970] *Authoritarian Politics in Modern Society. The Dynamics of Established One-Party Systems.* (N. Y. / London, Basic books)
- P. Hüttenberger[1976] 'Nationalsozialistische Polykratie', in *Geschichte und Gesellschaft*, J. 2, Heft 4.
- 伊田久美子[1997]「イタリア・ファシズムの女性政策 —その理想と現実—」小岸昭他編 [1997]
- 井口文男[1988]「ファシズムと憲法」『岡山大学法学会雑誌』第38巻第1号
- [1998]『イタリア憲法史』(有信堂高文社)
- [2000]「サンティ・ロマーノの「法秩序」論」『岡山大学法学会雑誌』第49巻第3・

4号

今井薫[2005]『保険契約における企業説の法理——イタリア保険学説の研究——』（千倉書房）

稲垣正浩／谷釜了生編著[1995]『スポーツ史講義』（大修館書店）

猪木正道編[1957]『独裁の研究』（創文社）

井上俊／亀山佳明編[1999]『スポーツ文化を学ぶ人のために』（世界思想社）

石田憲[1988]「ファシズム期イタリア外交と 1930年代国際政治：一つの研究展望」『南欧文化』13

-----[1991]「ファシズム期イタリア対外政策の黄昏：1935－1939 地中海をめぐるイタリアの対英政策を中心として」（博士論文、東京大学大学院法学政治学研究科）

-----[1994a]「ファシストの戦争 —イタリア側から見たエチオピア戦争—（一）（二）」『法学雑誌（大阪市立大学）』第40巻第4号、第41巻第1号（石田[2011]所収）

-----[1994b]『地中海新ローマ帝国への道 —ファシスト・イタリアの対外政策 1935－1939—』（東京大学出版会）

----- (K. Ishida) [1996] 'Mussolini and Diplomats in the Ethiopian War: The Foreign Policy Decision-Making Process in Fascist Italy' 『法学雑誌』（大阪市立大）第42巻第4号

-----[1998]「幻の国際義勇軍 —エチオピア戦争再考—」『千葉大学法学論集』第13巻第1号（石田[2011]所収）

-----[2000]「二人の駐英大使——吉田茂とディーノ・グランディ」下斗米伸夫／五百旗頭真編『二十世紀世界の誕生』（情報文化研究所）（石田[2013]所収）

----- (K. Ishida) [2001] 'Due interpretazioni del fascismo in Italia e Giappone: Renzo De Felice e Masao Maruyama', in *Italia contemporanea*, n. 223

----- (K. Ishida) [2002] 'Racism Compared: Fascist Italy and Ultranationalist Japan', in *Journal of Modern Italian Studies*, vol.7, no.3 (autumn 2002)

-----[2003a]「丸山眞男とレンツォ・デ・フェリーチェ——二つのファシズム論——」小林正弥編[2003]『公共哲学叢書② 丸山眞男論——主体的作為、ファシズム、市民社会——』（東京大学出版会）

-----[2003b]「イタリアにおける戦争の記憶」『千葉大学法学論集』第17巻第4号

-----[2003c]「日伊外務省と反共主義的国际観——三国同盟の起源をめぐって——」『千葉大学法学論集』第18巻第1号（石田[2013]所収）

-----[2004-05]「敗戦と憲法——日独伊三国における憲法制定過程の比較（一）（二・完）」『千葉大学法学論集』第19巻2、3号

-----[2008]「同床異夢の枢軸形成——一九三七年のイタリアを中心に」工藤章／田嶋信雄編『日独関係史 一八九〇—一九四五 II 枢軸形成の多元的力学』（東京大学出版会）（石田[2013]所収）

-----[2009]『敗戦から憲法へ 日独伊 憲法制定の比較政治史』（岩波書店）

-----[2011]『ファシストの戦争 世界史的な文脈で読むエチオピア戦争』（千倉書房）

-----[2013]『日独伊三国同盟の起源 イタリア・日本から見た枢軸外交』（講談社）

M. Isnenghi/ G. Rochat[2008] *La Grande Guerra 1914-1918*. (Bologna, il Mulino)

Istituto Mantovano di Storia Contemporanea (a cura di) [2007] *Fascismo e Antifascismo nella Valle Padana*. (Bologna, CLUEB)

イタリア近現代史研究会[1981]「イタリア近現代史研究会 第2回全国大会記録」『南欧

文化』第7号

伊藤カナナ[1999]「戦間期イタリアにおける金融再編と I R I 成立」『土地制度史学』第 162 号

-----[2001]「大不況期イタリアにおける産業救済—— I R I (産業復興公社) による S I P (ピエモンテ水力発電会社) グループの解体を中心に」『土地制度史学』第 172 号

-----[2006]「戦後イタリア経済の基盤構築—— 1936 年銀行法の制定と国家持株会社の形成」廣田功編『現代ヨーロッパの社会経済政策——その形成と展開』(日本経済評論社)

伊藤公雄[1984-85]「生成期ファシズムにおける帰還兵運動の位置 (一) (二)」『神戸外大論叢』第 35 卷第 3 号、第 36 卷第 2 号

-----[1993]「<男らしさ>の革命と挫折 — イタリア・ファシズムにおける性と政治」伊藤公雄『<男らしさ>のゆくえ 男性文化の文化社会学』(新曜社)

-----[1997]「『夫・父・兵士でない男は男ではない』 — イタリア・ファシズムと<男らしさ> : E. スコーラ『特別な一日』に沿いながら」小岸昭他編[1997]

-----[2004]「イタリア・ファシズムと、<男らしさ>」『現代のエスプリ』第 446 号

伊藤隆[1976]「昭和政治史研究への一視角」『思想』第 624 号 (伊藤隆[1983]『昭和期の政治』山川出版社、所収)

岩本純[1980]「農村ファシズムの社会的基盤 — Valle Padana Ferrara の事例—」『イタリア学会誌』第 28 号

加藤陽子[2006]「ファシズム論」『日本歴史』第 700 号

河田潤一[1986]「政治的クライエンテリズム」西川[1986]

-----編著[2008]『汚職・腐敗・クライエンテリズムの政治学』(ミネルヴァ書房)

川崎修[2002]「全体主義」福田・谷口編[2002]

S. カーン[1993a]『時間の文化史——時間と空間の文化 : 1880-1918 年 / 上巻』(浅野敏夫訳、法政大学出版局)

-----[1993b]『空間の文化史——時間と空間の文化 : 1880-1918 年 / 下巻』(浅野敏夫 / 久郷丈夫訳、法政大学出版局)

I. Kershaw[1981] 'The Führer Image and Political Integration: The Popular Conception of Hitler in Bavaria during the Third Reich', in Hirschfeld/ Kettenacker [1981]

-----[1997] "Working towards the Führer": reflections on the nature of the Hitler dictatorship', in Kershaw/ Lewin[1997]

-----[1998(2000)] *Hitler, 1889-1936: hubris.* (N. Y./ London, Norton)

-----[2000] *THE NAZI DICTATORSHIP. Problems and Perspectives of Interpretation.* (4th Edition, London, Arnold)

-----/ M.Lewin (eds.) [1997] *Stalinism and Nazism: Dictatorships in Comparison.* (Cambridge, Cambridge U.P.)

I. カーショー[1999]『ヒトラー 権力の本質』(石田勇治訳、白水社)

剣持久木[2008]『記憶の中のファシズム——「火の十字団」とフランス現代史』(講談社)

木村裕主[1996]『ムッソリーニ——ファシズム序説』(清水書院)

金七紀男[2003]『ポルトガル史 (増補版)』(彩流社)

桐生尚武[1976]「ファシスト組合について — その運動史の変遷をめぐって —」『イタリア学会誌』第 24 卷

-----[1977a]「ファシスト・サンディカリズムの理念と現実 — 一九二五年三月の金属機

- 械工のストによせてー」『史林』60-2（桐生[2002]所収）
- [1977b]「協同体国家(Stato corporativo)への道」『西洋史学』106
- [1980]「イタリア・ファシズムと民衆」『歴史公論』6-2
- [1982]「ファシズムの危機（1923年-24年）」『明治大学教養論集』152（桐生[2002]所収）
- [1985]「革命的サンディカリズムからコルポラティヴィズモへ」ファシズム研究会編[1985]
- [2002]『イタリア・ファシズムの生成と危機 1919-1925』（馬場康雄／藤岡寛己編集・解説、御茶の水書房）
- 北原敦[1969-70]「クローチェの政治思想（上・下）——自由主義とファシズム——」『思想』第535、533号（北原[2002]所収）
- [1973]「ファシズムと共産党をめぐる諸問題——1920年代のイタリア」『社会運動史』第2号
- [1978]「ファシズム時代の大衆の組織化」『社会運動史』7（北原[2002]所収）
- [1980]「イタリアにおける反ファシズムの諸形態」『歴史公論』6-2（北原[2002]所収）
- [1981]「地方ファシズムの思想 — 一九二〇年代のイタリア —」『思想』第689号（北原[2002]所収）
- [1990]「シチリア」柴田三千雄他編『シリーズ 世界史への問い 8 歴史のなかの地域』（岩波書店）
- [1995]「イタリアのファシズム、類似の運動」歴史学研究会編『講座世界史6 必死の代案—期待と危機の20年』（東京大学出版会）（北原[2002]所収）
- [2002]『イタリア現代史研究』（岩波書店）
- 編[2008]『新版 世界各国史15 イタリア史』（山川出版社）
- 北村暁夫[1994]「移民における家族の戦略 —南イタリアの事例研究から—」『思想』第842号
- [2007a]「亡命と移民の間で——ルイーギ・カンポロンギの生涯を通して——」『歴史のなかの移動とネットワーク <メトロポリタン史学叢書>』（桜井書店）
- （研究代表者）[2007b]『イタリアの「国民国家」形成過程における制度と社会に関する総合的研究』（平成17～18年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書）
- H. Kitschelt[2000] 'Linkages between citizens and politicians in democratic polities', in *Comparative Political Studies*, Vol. 33, No. 6/7
- / S. I. Wilkinson[2007] 'Citizen-politician linkages: an introduction', in H. Kitschelt/ S. I. Wilkinson (eds.), *Patrons, Clients, and Policies. Patterns of Democratic Accountability and Political Competition*. (Cambridge, Cambridge U. P.)
- 木沢直子[1986]「ジュゼッペ・ボッターイの政治思想」（東京外国語大学修士学位論文）
- M. Knox[2007] *To the Threshold of Power, 1922/33: Origins and Dynamics of the Fascist and National Socialist Dictatorships. Volume I*. (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)
- 小林正弥[2000]『政治的恩顧主義論——日本政治研究序説』（東京大学出版会）
- 小岸昭他編[1997]『ファシズムの想像力 歴史と記憶の比較文化論的研究』（人文書院）
- 河野穰[1974]「ファシズム下の労使関係の構造」『中央学院大学論叢 商経関係』第9巻第1号

- [1976]『イタリアの危機と労使関係』（新評論）
- [1978]「イタリアの労資関係と諸政党についての覚書（1）：イタリア共産党の党内論争 1921～1930」『中央学院大学論叢 商経関係』第13巻第2号
- [1979]「イタリアの労使関係と諸政党についての覚書（2）：イタリア共産党の党内論争 1928～1939」『中央学院大学論叢 商経関係』第14巻第1号
- [1980]『イタリア共産党史—ファシズムとコミンテルンのはざままで（1921-1943）』（新評論）
- [1985]「自動車産業（ファシズム下）における労使関係の展開（3）（4）」『中央学院大学論叢 商経関係』第20巻1・2号
- [1987a]「ファシズムの労使関係政策について：Confederazione 設立時点における」『桜美林大学国際文化研究』第8号
- [1987b]「Confederazione 設立後のファシスト労組の組織展開」『桜美林エコノミックス』第17・18号
- [1987c]「Confederazione 設立後におけるファシスト労組の労使関係への関与」『桜美林大学産業研究所年報』第5号
- [1987d]「ムッソリーニ内閣成立後におけるファシスト労組と労使関係」『桜美林エコノミックス』第19号
- [1988a]「ムッソリーニ内閣成立後の労使関係政策をめぐる論議」『桜美林大学国際文化研究』第9号
- [1988b]「ムッソリーニ内閣成立後の金属機械産業における労使関係」『桜美林大学産業研究所年報』第6号
- [1988c]「ムッソリーニ内閣成立後の金属機械産業における労使関係（続）」『桜美林エコノミックス』第20号
- [1988d]「労使関係法・労働憲章の展開」『桜美林エコノミックス』第21号
- [1989a]「1926年ロッコ法以降の労使関係の展開」『桜美林大学産業研究所年報』第7号
- [1989b]「労使関係法・労働憲章・コルポラツィオーネ国民会議」『桜美林大学国際文化研究』第10号
- [1989c]「1936年の全国労働協約改訂を中心とする労使交渉の展開（ファシズム下の金属機械産業において）」『桜美林エコノミックス』第22号
- [1989d]「1930年代前半ファシズム・イタリアにおける労使関係の特徴」『桜美林エコノミックス』第23号
- [1990a]「ファシズム末期における労使関係の特質」『桜美林大学国際文化研究』第11号
- [1990b]「ファシズム下の労使関係のいくつかの点について」『桜美林エコノミックス』第24号
- [1990c]「ファシズム下の個別的労働紛争の処理において」『桜美林大学産業研究所年報』第8号
- [1991]『ファシズム下金属機械産業の労使関係（上・下）』（第一書林）
- [1994]「経営評議会(Consiglio di gestione)をめぐる動向--ファシズム倒壊後のイタリアにおいて」『桜美林エコノミックス』第32号
- H. Koon[1985] *Believe Obey Fight: Political Socialization of Youth in Fascist Italy 1922-1943.*

- (Chapel Hill/ London, North Carolina U. P.)
- 小谷眞男[1995-96]「親子関係をめぐる国家制定法と<私人たちの法>— 19世紀イタリア法秩序の重層的構造について— (一) (二)」『社会科学研究』第47巻第4号、第6号
- [2001]「イタリア刑法史における<名誉の事由>：1889-1981—<生活法学>の構想のために—」『お茶の水女子大学 人文科学紀要』第54巻
- 倉科岳志[2006]「クローチェと第一次世界大戦 ジェンティーレとの関係を中心に」『日伊文化研究』第44号
- 編[2008]『ファシズム前夜の市民意識と言論空間』（慶應義塾大学出版会）
- 栗原彬他編[1986]『叢書 社会と社会学 3 身体政治技術』（新評論）
- 黒田泰介[2006]『ルッカ 一八三八年—古代ローマ円形闘技場遺構の再生—』（アセテート）
- 楠貞義他[1999]『スペイン現代史——模索と挑戦の120年』（大修館書店）
- C. La Mantia[1989] *Il disarmo nella politica estera italiana (1931-1932)*. (Soveria Mannelli, Rubettino)
- F. Lanchester[2001] 'Luigi Federzoni fra sovversione e restaurazione', in Coccia/ Gentiloni Silveri [2001]
- W. Laqueur(ed.) [1976] *Fascism. A reader's guide. Analyses, Interpretations, Bibliography*. (Berkeley/ Los Angeles, California U. P.)
- L. La Rovere[2003] *Storia dei Guf. Organizzazione, politica e miti della gioventù universitaria fascista 1919-1943*. (Bollati Boringhieri, Torino)
- S. U. Larsen et al.(eds.) [1980] *Who Were the Fascists. Social Roots of European Fascism*. (Bergen/ Oslo/ Tromso, Universitetsforlaget)
- (ed.) [1998] *Modern Europe after Fascism 1943-1980s*. (Boulder/ N. Y., Columbia U. P.)
- H. D. Lasswell/ R. Sereno[1937] 'Government and Party Leaders in Fascist Italy', in *The American Political Science Review*, vol. 31, no. 5
- M. Lavine[1980] 'Galeazzo Ciano', in Cordova[1980a]
- E. Lazzareschi/ E. Pardi[1978] *Lucca nella storia, nell'arte e nell'industria*. (Lucca, Banca del Monte di Lucca)
- M. A. Ledeen[1969] 'Italian fascism and youth', in *Journal of Contemporary History*, vol. 4, n. 3
- [1976] 'Renzo De Felice and the Controversy over Italian Fascism', in *Journal of Contemporary History*, vol. 11
- S. Lepre[1980] 'Arrigo Serpieri', in Cordova[1980a]
- M. R. Lepsius[2007] 'The Model of Charismatic Leadership and its Applicability to the Rule of Adolf Hitler', in Pinto/ Eatwell/ Larsen[2007]
- S. Levitsky/ A. W. Lucan[2010] *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*. (Cambridge/ London, Cambridge U. P.)
- P. H. Lewis[2002] *Latin Fascist Elites: The Mussolini, Franco, and Salazar Regimes*. (London, Praeger)
- J. J. Linz.[1964(1970)] 'An authoritarian regime: the case of Spain', in E. Allard/ S. Rokkan (eds.) [1970] *Mass Politics: Studies in Political Sociology*. (N. Y., Free Press) (J. リンス[1973] 「権威主義的政治体制——スペイン」 E. アラルト/J. リッツネン『現代政党論』宮沢健訳、而立書房)

- [1973] 'Opposition in and under an authoritarian regime: The case of Spain', in R. A. Dahl (ed.) [1973] *Regimes and Oppositions*. (New Haven/ London, Yale U. P.).
- [1975] 'Totalitarian and Authoritarian Regimes', in F. I. Greenstein/ N. W. Polsby [1975] *Handbook of Political Science. Vol.3. Macropolitical Theory*. (Reading, Addison-Wesley) (J. リンス [1995] 『全体主義体制と権威主義体制』 高橋進監訳、法律文化社)
- [1980] 'Political Space and Fascism as a Late-Comer: Conditions Conducive to the Success or Failure of Fascism as a Mass Movement in Inter-War Europe', in Larsen [1980]
- [1998] 'Democracy's Time Constraints', in *International Political Science Review*, Vol. 19, No. 1
- / A. Stepan (eds.) [1978] *The Breakdown of Democratic Regimes*. (Baltimore/ London, Johns Hopkins U. P.) (J. リンス [1982] 『民主主義体制の崩壊』 内山秀夫訳、岩波書店)
- / -----[1996] *PROBLEMS OF DEMOCRATIC TRANSITION AND CONSOLIDATION. Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*. (Baltimore/ London, Johns Hopkins U. P.) (J. リンス / A. ステパン [2005] 『民主化の理論——民主主義への移行と定着の課題——』 荒井祐介他訳、一藝社)
- G. M. Luebbert [1991] *Liberalism, Fascism, or Social Democracy: Social Classes and the Political Origins of Regimes in Interwar Europe*. (Oxford/ N. Y., Oxford U. P.)
- A. Lumachelli [1996] *Pontremoli e l'immigrazione*. (s. l.)
- S. Lupo [2000] *Il Fascismo. La politica in un regime totalitario*. (Donzelli, Roma)
- S. Luzzatto [1999] 'The Political Culture of Fascist Italy', in *Contemporary European History*, Vol. 8, Part 2
- [2004] *La crisi dell'antifascismo*. (Torino, Einaudi) (S. ルツツァット [2006] 『反ファシズムの危機—現代イタリアの修正主義』 堤康德訳、岩波書店)
- A. Lyttelton [1973] *The Seizure of Power. Fascism in Italy 1919-1929*. (London, Weidenfeld and Nicolson)
- [1976] 'Italian Fascism', in Laqueur [1976]
- [1979] 'Fascism in Italy: The Second Wave', in Mosse [1979]
- (ed.) [2002] *Liberal and Fascist Italy 1900-1945*. (Oxford, Oxford U. P.)
- P. マッキントッシュ [1991 (2001)] 『現代社会とスポーツ』 (寺島善一他訳、大修館書店)
- D. Mack Smith [1981 (2001)] *Mussolini*. (London, Phoenix)
- [1989] *Italy and its Monarchy*. (New Haven/ London, Yale U. P.)
- C. S. Maier [1970] 'Between Taylorism and Technocracy: European ideologies and the vision of industrial productivity in the 1920s', in *Journal of Contemporary History*, vol. 5, n. 2, now in Maier [1987a]
- [1975] *Recasting Bourgeois Europe. Stabilization in France, Germany, and Italy in the Decade after World War I*. (Princeton, Princeton U. P.)
- [1987a] *In search of stability: Explorations in historical political economy*. (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)
- [1987b] 'The politics of time: changing paradigms of collective time and private time in the modern era', in C. S. Maier (ed.), *Changing boundaries of the political: Essays on the evolving balance between the state and society, public and private in Europe*. (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)

- H. Maier(Hrsg.) [1996] ,*Totalitarismus' und ,Politische Religion': Konzepte des Diktaturvergleichs.* (Paderborn/ München/ Wien/ Zürich, Schöningh)
- 真木悠介[1981(2003)] 『時間の比較社会学』(岩波書店)
- F. Malgeri[1980] 'Giuseppe Bottai', in Cordova[1980a]
- A. Mango[1999(2004)] *Atatürk.* (London, John Murray)
- M. Manólesco[1934] *Le siècle du corporatisme. Doctrine du corporatisme intégral et pur.* (Paris, Felix Alcan)
- D. Marchesini[1976] *LA SCUOLA DEI GERARCHI. Mistica fascista: storia, problemi, istituzioni.* (Milano, Feltrinelli)
- S. Martin[2004] *Football and Fascism: The National Game under Mussolini.* (Oxford/ N. Y., Berg)
- 丸山眞男[1956-57] 『増補版 現代政治の思想と行動 (上・下)』(未来社)
- 丸山優[1985] 「イタリア資本主義とファシズム—ファシズム期イタリアの経済と経済政策—」ファシズム研究会編[1985]
- I. Masulli[1980] *Crisi e trasformazione: strutture economiche, rapporti sociali e lotte politiche nel Bolognese (1880-1914)* (Bologna, Istituto per la storia di Bologna)
- 松井良明[2000] 『近代スポーツの誕生』(講談社)
- [2002] 「失われた民衆娯楽——イギリスにおけるアニマル・スポーツの禁圧過程」有賀他[2002]
- [2007] 『ボクシングはなぜ合法化されたのか 英国スポーツの近代史』(平凡社)
- G. Melis[1988] *Due modelli di amministrazione tra liberalismo e fascismo. Burocrazie tradizionali e nuovi apparati.* (Roma, Ministero per i beni culturali e ambientali)
- [1993] 'Amministrazioni speciali e Mezzogiorno nell'esperienza dello Stato liberale', in *Studi storici. Rivista trimestrale dell'Istituto Gramsci*, a. 34, n. 2-3
- [1996] *Storia dell'amministrazione italiana (1861-1993).* (Bologna, il Mulino)
- [2002] 'Burocrazia', in De Grazia/ Luzzatto[2002]
- P. Melograni[1976] 'The Cult of the Duce in Mussolini's Italy', in *Journal of Contemporary History*, vol. 11, n. 4 (also in Mosse[1979])
- M. Michaelis[1983] 'Il maresciallo dell'aria Italo Balbo e la politica mussoliniana. Il frondismo di Balbo alla luce di alcuni documenti e testimonianze inediti'. *Storia contemporanea* a. XIV, n. 2.
- R. Michels[1927] 'Some reflections on the character of political parties', in *American Political Science Review*, vol. 21, n. 4
- P. Milza[1999] *Mussolini.* (Paris, Fayard)
- [2001] *Les fascismes. Édition augmentée d'une postface.* (Paris, Seuil)
- E. Misefari[1977] *Il quadrumviro col frustino: Michele Bianchi.* (Cosenza, Lericci)
- 三浦逸雄[1980] 「ジェンティーレの行動的イデアリズム」『日伊文化研究』18
- 三宅正樹[1996] 「時間の比較文明論」見田宗介他『岩波講座 現代社会学 6 時間と空間の社会学』(岩波書店)
- H. Mommsen[1971] 'Nationalsozialismus', in *Sowjetsystem und Demokratische Gesellschaft. Eine Vergleichende Enzyklopädie. Band IV. Lenin bis Periodisierung.* (Freiburg, Herder, 1971)
- [1997] 'Cumulative radicalisation and progressive self-destruction as structural determinants of the Nazi dictatorship', in Kershaw/ Lewin[1997]

- C. H. Moore[1970] 'The Single Party as Source of Legitimacy', in Huntington/ Moore[1970]
- P. Morgan[1980] 'Augusto Turati', in Cordova[1980a]
- [1991] 'Italian Fascist social welfare policy 1927-37', in *Tuttitalia*, n. 4
- [1995] *Italian Fascism, 1919-1945*. (N. Y., St. Martins Press)
- [1999] 'The Party is Everywhere': The Italian Fascist Party in Economic Life, 1926- 1940', in *The English Historical Review*, No. 455
- [2003a] *Fascism in Europe, 1919-1945*. (London/ N. Y., Routledge)
- [2003b] 'Fascism in General, Fascism in Particular', in *Contemporary European History*, Vol. 13, No. 1
- [2004] *Italian Fascism, 1915-1945*. (Second Edition, Basingstoke/ N. Y., Palgrave Macmillan)
- [2007] *The Fall of Mussolini. Italy, the Italians, and the Second World War*. (N. Y./ Oxford, Oxford U. P.)
- 森尾総夫[1985]「文化のファシズム化と知識人—『イタリア百科事典』の場合を中心に」ファシズム研究会編[1985]
- 森田鉄郎編[1976]『世界各国史 15 イタリア史』(山川出版社)
- /重岡保郎[1977]『世界現代史 22 イタリア現代史』(山川出版社)
- G. L. Mosse (ed.) [1979] *International Fascism. New Thoughts and New Approaches* (London, Sage)
- [1999] *The fascist revolution: toward a general theory of fascism*. (N. Y., Fertig)
- G.L.モッセ[1994]『大衆の国民化 ナチズムに至る政治シンボルと大衆文化』(佐藤卓己他訳、柏書房)
- N. P. Mouzelis[1986] *Politics in the Semi-Periphery: Early Parliamentary and Late Industrialisation in the Balkans and Latin America*. (Basingstoke/ London, Macmillan)
- C. Mozzarelli (a cura di) [1992] *IL GOVERNO DELLA CITTÀ NELL'ITALIA GIOLITTIANA. Proposte di storia dell'amministrazione locale*. (Trento, Reverdito)
- 村上信一郎[1977]「ムッソリーニの転向と反教権主義」『イタリア学会誌』第 25 卷
- [1978]「イタリア・カトリック運動とその大衆の基盤 —カトリック職業別労働組合の確立過程を中心に—」『イタリア学会誌』第 26 卷
- [1979]「イタリアにおけるファシズム研究 —デ・フェリーチェ『ファシズムについてのインタビュー』をめぐる論争を中心に—」『西洋史学』113
- [1985]「ムッソリーニ—パーソナリティとイデオロギーのあいだ—」ファシズム研究会編[1985]
- [1986]「権威主義体制」西川[1986]
- [1989]『権威と服従—カトリック政党とファシズム—』(名古屋大学出版会)
- [2002]「政治の人格化——序章——」『神戸外大論叢』53 卷 2 号
- 村瀬興雄[1983]『ナチス統治下の民衆生活—その建前と現実—』(東京大学出版会)
- [1985]『ナチズムと大衆社会—民衆生活にみる順応と抵抗』(有斐閣)
- L. Musella[1994] *INDIVIDUI, AMICI, CLIENTI. Relazioni personali e circuiti politici in Italia meridionale tra Otto e Novecento*. (Bologna, il Mulino)
- [2003] *Il trasformismo*. (Bologna, il Mulino)
- R. Musetti[2005] *I FABBRICOTTI. Il volto di una dinastia del marmo tra '700 e '900 a Carrara*.

- (Presentazione di Gaetano Greco, Milano, FrancoAngeli)
- D. Musiedlak[2003] *Lo stato fascista e la sua classe politica 1922-1945*. (Bologna, il Mulino)
- [2005] *Mussolini*. (Paris, Presses de Sciences Po)
- 武藤祥[2006]「「暫定性」と「持続力」——権威主義体制の動態分析に関する一試論——」
『国際政治』144号
- [2014]『「戦時」から「成長」へ 1950年代におけるフランコ体制の政治的変容』(立
教大学出版会)
- 永井陽之助[1979]『時間の政治学』(中央公論社)
- 中川原徳仁編[1986]『一九三〇年代危機の国際比較』(法律文化社)
- 中谷惣[2008]「中世後期イタリアにおける訴訟戦略と情報管理——ルッカの事例から——」
『史学雑誌』第117編第11号
- 中山洋平[2008]「中央からの財政資源配分と地方政治構造の変容——二〇世紀南フランス
の事例——」 河田[2008]
- T. Nanni[1927] *Leandro Arpinati e il fascismo bolognese*. (Bologna, Autarchia)
- P. Nello[1987] *Dino Grandi. La formazione di un leader fascista*. (Bologna, il Mulino)
- [1993] *Un fedele disubbidiente. Dino Grandi da Palazzo Chigi al 25 luglio*. (Bologna, il
Mulino)
- F. Neumann[1942(1963)] *Behemoth. The structure and practice of National Socialism*. (N. Y.,
Octagon) (F. ノイマン[1963]『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』岡本友康他訳、みすず
書房)
- [1957] *The Democratic AND The Authoritarian State. ESSAYS IN POLITICAL AND LEGAL
THEORY*. (Glencoe, The Free Press) (F.ノイマン[1971(1977)]『民主主義と権威主義国家』
内山秀夫他訳、河出書房新社)
- S. Neumann[1942(1965)] *PERMANENT REVOLUTION: Totalitarianism in the Age of
International Civil War*. (N. Y./ London, Praeger) (S.ノイマン[1960(1998)]『大衆国家と独
裁 恒久の革命』岩永健吉郎他訳、みすず書房)
- P. ニコロゾ[2010]『建築家ムッソリーニ——独裁者が夢見たファシズムの都市』(桑木
野幸司訳、白水社)
- 日本比較政治学会編[2014]『日本比較政治学会年報第16号 体制転換／非転換の比較政
治』(ミネルヴァ書房)
- 西貴倫[2009]「イタリア・ナショナリスト協会に関する一考察——国民ファシスト党との
合同を中心として」『日伊文化研究』第47号
- 西川知一[1977]『近代政治史とカトリシズム』(有斐閣)
- [1981]「イタリア人民党とファシズム」『南欧文化』第7号
- 編[1986]『比較政治の分析枠組』(ミネルヴァ書房)
- 西尾勝[1990]『行政学の基礎概念』(東京大学出版会)
- 西山哲郎[2006]『近代スポーツ文化とはなにか』(世界思想社)
- E. Nolte[1963(2000)] *Der Faschismus in seiner Epoche. Action Française - Italienischer
Faschismus - Nationalsozialismus*. (München, Piper & Verlag)
- [1968] *Die Krise des liberalen Systems und die faschistischen Bewegungen*. (München,
Piper & Verlag)
- E.ノルテ[1972]『ファシズムの時代—ヨーロッパ諸国のファシズム運動 1919-1945 (上

- ・下』(ドイツ現代史研究会編、福村出版)
- J. Nyomarkay[1967] *Charisma and Factionalism in the Nazi Party*. (Minneapolis, Minnesota U. P.)
- E. Oberländer (Hg.)[2001] *Autoritäre Regime in Ostmittel- und Südosteuropa 1919-1944*. (Paderborn, Schöningh)
- G. A. O'Donnell[1973(1979)] *Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism: STUDIES IN SOUTH AMERICAN POLITICS*. (Berkeley, University of California)
- G. A. O'Donnell/ Ph. C. Schmitter[1986] *Transition from Authoritarian Rule. Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*. (Baltimore/ London, Johns Hopkins U. P.) (G.オドネル/ Ph.シュミッター[1986]『民主化の比較政治学』真柄秀子/井戸正伸訳、未来社)
- 小川有美[2003]「時間の歴史政治学・端書——民主化論・社会運動論・労働時間論から遠近法的分析へ——」『千葉大学法学論集』第18巻第1号
- 奥田耕一郎[2011]「ファシズム期イタリアの全国ドーポラヴォーロ事業団に関連する建築の研究」(博士論文、早稲田大学創造理工学研究科)
- G. Oliva[2002] *Storia dei carabinieri. Dal 1814 a oggi*. (Torino, Mondadori)
- N. S. Onofri[1966] *La Grande Guerra nella città rossa. Con una lettera autocritica di Pietro Nenni. Socialismo e reazione a Bologna dal 1914 al 1918*. (Milano, Gallo)
- [1972] *I giornali bolognesi nel ventennio fascista*. (Bologna, Moderna)
- [1980] *La strage di palazzo d'Accursio. Origine e nascita del fascismo bolognese 1919-1920*. (Milano, Feltrinelli)
- [1981] 'Un momento della lotta di classe a Bologna : la strage di Palazzo d'Accursio', in *il Carrobbio. Rivista di studi bolognesi*, a.VII
- [1990] 'La storia dello Stadio, di un cavallo di bronzo e del suo cavaliere perduto', in N. S. Onofri/ V. Ottani (a cura di), *DAL LITTORIALE ALLO STADIO. Storia per immagini dell'impianto sportivo bolognese*. (Bologna, Consorzio Cooperative Costruzioni)
- 太田岳人[2011]「一九三〇年代の「第二未来派」とレジーナ」池田忍編『身体/表象 — 通文化史的研究—』(千葉大学大学院人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書第213集、千葉大学大学院人文社会科学研究科)
- [2013]「ファシズム期の未来派における空間と表象——ジェラルド・ドットーリを中心に——」上村清雄編『空間と表象』(千葉大学大学院人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書第259集、千葉大学大学院人文社会科学研究科)
- 小山吉亮[2001]「ファシズム期イタリアにおける「頂上政治」の変容(一九二七—一九三一)」『国家学会雑誌』第115巻第1・2号
- [2004]「ムッソリーニ独裁とサブリーダー ——ファシスト体制の転換と威信の構造——」『現代史研究』第50号
- [2005]「イタロ・バルボ」『日伊文化研究』第43号
- A. パドア スキオツパ[1998]「ナポレオン法典から一九四二年までの商法史」(小原耕一訳) グロッシ/村上[1998]
- M. Palla [1978] *Firenze nel regime fascista (1929-1934)*. (Firenze, Olschki)
- (a cura di) [2001a] *Lo Stato fascista*. (Milano, La Nuova Italia)
- [2001b] 'Lo Stato-partito', in Palla[2001a]
- A. Papa/ G. Panico[1993] *Storia sociale del club in Italia. Dai club dei pionieri alla nazione*

- sportiva (1887-1945)*. (Bologna, Il Mulino)
- G. Pardini[1994] 'Alle radici del fascismo "intransigente". Teoria e prassi politica nel fascismo lucchese (1920-1922)', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 14/ 15
- [1996] 'Dalla conquista del potere all'avvento del regime. Vicende politiche del fascismo lucchese (1923-1934)', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 18/ 19
- [2007] *Roberto Farinacci, ovvero della rivoluzione fascista*. (Firenze, Le Lettere)
- G. Parlato[1989] *Il sindacalismo fascista II. - Dalla «grande crisi» alla caduta del regime*. (Roma, Bonacci)
- L. Passerini[1986] 'Oral Memory of Fascism', in Forgacs[1986]
- A. Pastore[2003] *Alpinismo e storia d'Italia. Dall'Unità alla Resistenza*. (Bologna, il Mulino)
- R. O. Paxton[1998] 'The Five Stages of Fascism', in *The Journal of Modern History*, No. 70
- [2005] 'Fascismi', in De Grazia/ Luzzatto[2002] (R. パクストン[2012] 「さまざまなファシズム」、藤岡寛己訳・解題、『福岡国際大学紀要』第27号)
- [2004(2005)] *The anatomy of fascism*. (N. Y., Vintage) (R. パクストン[2009] 『ファシズムの解剖学』、瀬戸岡紘訳、桜井書店)
- S. G. Payne[1980] *FASCISM. Comparison and Definition*. (Madison, Wisconsin U.P.)
- [1995] *A History of Fascism, 1914-1945*. (Madison, Wisconsin U.P.)
- [1999] *Fascism in Spain, 1923-1977*. (Madison, Wisconsin U. P.)
- F. Perfetti[1988] *Il sindacalismo fascista I. - Dalle origini alla vigilia dello Stato corporativo (1919-1930)*. (Roma, Bonacci)
- J. Petersen[1996] 'Die Geschichte des Totalitarismusbegriffs in Italien', in H. Maier[1996]
- D.ポイカート[1991(2005)] 『改装版 ナチス・ドイツーある近代の社会史』(木村靖二他訳、三元社)
- A. Pezzana[2006] *Il Senato del Regno dal 1922 al 1946. La Camera Alta, il fascismo, ed il postfascismo*. (Intro. di A. A. Mola, Foggia, Bastogi)
- G. Pieraccini[2007] *Storie di Viareggio e della Versilia*. (Viareggio, Pezzini)
- A. C. Pinto[2002] 'Elites, Single Parties and Political Decision-making in Fascist-era Dictatorships' (with comment by D. D. Roberts), in *Contemporary European History*, Vol. 11, No. 3
- [2006] 'Back to European Fascism', in *Contemporary European History*, Vol. 15, No. 1
- / R. Eatwell/ S. U. Larsen(eds.) [2007] *Charisma and Fascism in Interwar Europe*. (London/ N. Y., Routledge)
- / S. U. Larsen[2007] 'Conclusion: Fascism, Dictators and Fascism', in Pinto/ Eatwell/ Larsen [2007]
- (ed.) [2009] *Ruling Elites and Decision-Making in Fascist-Era Dictatorships*. (Boulder, Social Science Monographs)
- (ed.) [2011] *Rethinking the Nature of Fascism: Comparative Perspectives*. (Basingstoke/ N. Y., Palgrave Macmillan)
- M. S. Piretti[1988] 'La classe politica dell'Emilia Romagna durante il ventennio fascista', in Degl'Innocenti/ Pombeni/ Roveri[1988]

- R. Pizzi[1987] '<<Il Baluardo>>. Periodico dei repubblicani lucchesi tra il 1918 e il 1921', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 6/ 7
- [1989] '<<L'Intrepido>>. Giornale del fascio di combattimento lucchese (1920-1925)', *DOCUMENTI E STUDI. Semestrale dell'Istituto Storico della Resistenza in Provincia di Lucca*, n. 8/ 9
- M. Poli[1984] 'Per una storia de <<La Squilla>>', in *il Carrobbio. Rivista di studi bolognesi*, a.X.
- J. F. Pollard[1985] *The Vatican and Italian Fascism, 1929-32. A study in conflict*. (Cambridge, Cambridge U. P.)
- A. ポロンスキ[1993] 『小独裁者たち——両大戦間期の東欧における民主主義体制の崩壊』 (法政大学出版局)
- P. Pombeni[1984] *Demagogia e tirannide. Uno studio sulla forma-partito del fascismo*. (Bologna, Il Mulino)
- L. Ponziani[2001] 'Fascismo e autonomie locali', in Palla[2001a]
- N.プーランツァス[1978] 『ファシズムと独裁』 (田中正人訳、社会評論社)
- G.プロカッチ[1984] 『イタリア人民の歴史 II』 (豊下櫛彦他訳、未来社)
- Quaderni dell'emigrazione toscana*, n. 3 (Ottobre 2000)
- G.Quercioli[2006] *Bologna e il suo stadio. Ottant'anni dal Littoriale al Dall'Ara*. (Bologna, Pendragon)
- L. Raffa[1982] 'Squadristi e sindacalisti', in Casali[1982]
- M. Ragonieri[2011] *1929-1933 : l' Italia del regime fascista. Volume 3*. (Empoli, Ibiskos Editrice Risolo)
- S. Ramazza[1983] 'Le realizzazioni dello Iacp dal 1906 al 1940', in D'Attorre[1983a]
- N. Randeraad[1993] *Authority in search of liberty: the Prefects in Liberal Italy*. (Amsterdam, Thesis)
- [1998] 'Faces of Centralisation: Prefects in Italy and Commissioners of the King in the Netherlands in the Second Half of the Ninetenth Century', in N. Randeraad (ed.) [1998] *Mediators between State and Society*. (Hilversum, Verloren)
- C. Rastrelli[2010] *Carlo Scorza, l'ultimo gerarca*. (Milano, Mursia)
- G. Ricci[1979] *Un decennio fascista in Provincia di Massa Carrara. Recherche e spunti*. (Aulla, Centro aullese di ricerche e di studi lunigianesi)
- [1994] *Aulla e il suo territorio attraverso i secoli. V - Dalla prima guerra mondiale alla resistenza*. (Aulla, Patrocinio del Comune di Aulla)
- D. J. Riley[2010] *The Civic Foundations of Fascism in Europe: Italy, Spain, and Romania, 1870-1945*. (Baltimore, Johns Hopkins U. P.)
- D. D. Roberts[1980] 'Petty Bourgeois Fascism in Italy: Form and Content', in Larsen[1980]
- [2000] 'How not to Think about Fascism and Ideology, Intellectual Antecedents and Historical Meaning', in *Journal of Contemporary History*, Vol. 35, No. 2
- [2002] 'Comment: Fascism, Single-Party Dictatorships, and the Search for a Comparative Framework', in *Contemporary European History*, Vol.11, No. 3
- [2006] *The Totalitarian Experiment in Twentieth-Century Europe. Understanding the Poverty of Great Politics*. (N. Y./ London, Routledge)

- / A. De Grand/ M. Antiff/ T. Linehan[2002] 'Comments on Roger Griffin, 'The Primacy of Culture: The Current Growth (pr Manufacture) of Consensus within Fascist Studies'', in *Journal of Contemporary History*, Vol. 37, No. 2
- G. Rochat[1967] *L'esercito italiano da Vittorio Veneto a Mussolini (1919-1925)*. (Pref. di P. Pieri, Bari, Laterza)
- [1979] *Italo Balbo aviatore e ministro dell'aeronautica 1926-1933*. (Ferrara, Italo Bovolenta)
- [1986] *Italo Balbo*. (Torino, Unione Tipografico-Editrice Torinese)
- / G. Massobrio[1978] *Breve storia dell'esercito italiano dal 1861 al 1943*. (Torino, Einaudi)
- S. Rokkan[1980] 'The Conditions of Fascist Victory: Towards a Geoeconomic-Geopolitical Model for the Explanation of Violent Breakdowns of Competitive Mass Politics', in Larsen[1980]
- [1999] *State Formation, Nation-Building, and Mass Politics in Europe: The Theory of Stein Rokkan*. (ed. by P. Flora et al., Oxford/ N. Y., Oxford U. P.)
- R. Romanelli[1988(1995)] *Il comando impossibile. Stato e società nell'Italia liberale*. (Bologna, il Mulino)
- L. Rosenstock-Franck[1934] *L'économie corporative en doctrine et en fait, Ses origines historiques et son évolution*. (Paris, Librairie universitaire J. Gamber)
- A. Rossi[2004] *Le guerre delle camicie nere. La milizia fascista dalla guerra mondiale alla guerra civile*. (Pisa, BFS)
- G. Roth[1968] 'Personal Rulership, Patrimonialism, and Empire-Building in the New States', in *World Politics*, 20-2
- A. Roveri[1972] *Dal sindacalismo rivoluzionario al fascismo. Capitalismo agrario e socialismo nel Ferrarese (1870-1920)*. (Firenze, La Nuova Italia)
- [1974] *Le origini del fascismo a Ferrara 1918-1921*. (Milano, Feltrinelli)
- [1979] *L'affermazione dello squadristico fascista nelle campagne ferraresi 1921-1922*. (Ferrara, Italo Bovolenta)
- 鯖江秀樹[2011] 『イタリア・ファシズムの芸術政治 (水声社)』
- G. Sabbatucci[2003] *Il trasformismo come sistema. Saggio sulla storia politica dell'Italia unita*. (Roma/ Bari, Laterza)
- 佐伯啓思[1987] 『時間の身振り学——市場社会の表層へ』 (筑摩書房)
- 斉藤孝[1976] 「イタリア・ファシズムの諸問題」『社会科学研究』第28巻第3号
- 堺憲一[1988] 『近代イタリア農業の史的展開』 (名古屋大学出版会)
- 堺慎介[1987] 「イタリア・一九二四—二五年——行動党の源流を探る——」『阪大法学』第141・142号
- 桜井哲夫[1999] 『戦争の世紀 第一次大戦と精神の危機』 (平凡社)
- M. Salvati[1992] *IL REGIME E GLI IMPIEGATI. La nazionalizzazione piccolo-borghese nel ventennio fascista*. (Roma/ Bari, Laterza)
- [2006] 'The Long History of Corporatism in Italy: A Question of Culture or Economics', in *Contemporary European History*, Vol. 15, No. 2
- L. Salvatorelli[1923(1977)] *Nazionalfascismo*. (Torino, Einaudi)
- / G. Mira[1964(1969)] *Storia d'Italia nel periodo fascista*. (2 voll., Milano, Mondadori)
- A. Santini[1993] *COSTANZO CIANO. il ganascia del fascismo*. (Milano, Camunia)

- R. Sarti[1970] 'Mussolini and the Italian Industrial Leadership in the Battle of the Lira 1925-1927', in *Past and Present*, n. 47
- [1971] *Fascism and the industrial leadership in Italy, 1919-1940: a study in the expansion of private power under Fascism*. (Berkeley, California U. P.)
- [1980] 'Giuseppe Volpi', in Cordova[1980a]
- G. Sartori[1971] 'Appunti per una Teoria Generale della Dittatura', in Beyme[1971]
- G.サルトーリ[1992]『現代政党学—政党システム論の分析枠組み』(岡沢憲英／川野秀之訳、早稲田大学出版部)
- D. Sassoon[2007] *Mussolini and the Rise of Fascism*. (Hammersmith, Harper)
- 佐藤章編[2007]『統治者と国家——アフリカの個人支配再考——』(アジア経済研究所)
- M.ズブリッコリ[1998]「国家統一から第二次世界大戦後までの刑法の理論と思想」グロツシ／村上編[1998]
- E. Scarzanella (a cura di)[2005] *Fascisti in Sud America*. (Firenze, La Lettere)
- L. Schapiro[1972] *Totalitarianism*. (London/ Basingstoke, Macmillan) (L.シャピーロ[1977]『全体主義』河合秀和訳、福村出版)
- A. Schedler (ed.)[2006] *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. (Boulder/ London, Lynne Rienner)
- W. Schieder[1976] 'Der Strukturwandel der faschistischen Partei Italiens in der Phase der Herrschaftsstabilisierung', in W.Schieder (Hrsg.), *Faschismus als soziale Bewegung, Deutschland und Italien in Vergleich*. (Hamburg, Hoffmann und Campe)
- C. Schmitt[1928 (1964)] *Die Diktatur. Von den Anfängen des modernen Souveränitätsgedankens bis zum proletarischen Klassenkampf*. (Dritte Auflage, Berlin, Duncker und Humblot) (C.シュミット[1991]『独裁——近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで』田中浩他訳、未来社)
- C.シュミット[1970]『政治的なものの概念』(田中浩他訳、未来社)
- [1972]『現代議会主義の精神的地位』(服部平治他訳、社会思想社)
- Ph. C. シュミッター／G. レームブルッフ編[1984]『現代コーポラティズム —団体統合主義の政治とその理論— (1) (2)』(山口定監訳、木鐸社)
- D.シェーンボウム[1978]『ヒットラーの社会革命』(大島通義他訳、而立書房)
- J. A. Schumpeter[1950(1975)] *Capitalism, Socialism and Democracy* (3rd Ed., N.Y., Harper) (J. A. シュムペーター[1995]『新装版 資本主義・社会主義・民主主義』中山伊知郎／東畑精一訳、東洋経済新報社)
- P. Scoppola[1967(1973)] *La Chiesa e il fascismo: documenti e interpretazioni*. (Roma/ Bari, Laterza)
- P. Scoppola/ F.Traniello(a cura di)[1975] *I cattolici tra fascismo e democrazia*. (Bologna, Il Mulino)
- C. G. Segrè[1974] *Fourth shore. The Italian colonization of Libya..* (Chicago/ London, Chicago U. P.)
- [1980] 'Italo Balbo', in Cordova[1980a]
- [1987] *Italo Balbo: a Fascist life*. (Berkeley/ Los Angeles, California U. P.)
- 関哲行／立石博高／中塚次郎編[2008]『世界歴史大系 スペイン史2——近現代・地域からの視座——』(山川出版社)

- Senato della Repubblica[2005] *ALFREDO ROCCO. Discorsi parlamentari.* (Bologna, il Mulino)
- U. Sereni[1994] 'Il fascismo nell'isola dell'antimodernità. Il "caso" di Lucca', in AA. VV., 28 OTTOBRE E DINTORNI. *Le basi sociali e politiche del fascismo in Toscana.* (Firenze, Polistampa)
- S. Setta[1980] 'Achille Starace', in Cordova[1980a]
- [1986] *Renato Ricci. Dallo squadristico alla Repubblica Sociale Italiana.* (Bologna, Il Mulino)
- [1998] 'Introduzione', in De Vecchi di Val Cismon[1998]
- M. Shefter[1977] 'Party and Patronage: Germany, England, and Italy', in *Politics & Society*, Vol. 7, No. 4
- 芝健介[2008] 『ホロコースト』(中央公論新社)
- 柴田敏夫[1982] 「ファシズム体制における党と国家 —国防義勇軍と軍の関係—」 浅沼和典他編[1982]
- 柴野均[1988] 「ファシズム体制下の社会生活」 清水／北原編[1988]
- 重岡保郎／北原敦[1970] 「イタリアのファシズム」『岩波講座 世界歴史 26 一九二〇年代』(岩波書店)
- 清水廣一郎／北原敦編[1988] 『概説イタリア史』(有斐閣)
- 清水知久／北原敦／加藤晴康[1980] 「ファシズムへの服従と抵抗の論理」『歴史公論』 6-2
- 篠原一[1962] 「ファシズム」『世界の歴史 16 大戦間時代』(筑摩書房)
- [1986] 『ヨーロッパの政治 歴史政治学試論』(東京大学出版会)
- [1990] 「メイヤーの歴史的政治経済学について——もう一つの歴史政治学」『成蹊大学文学部紀要』第 26 号(篠原[2007]『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店、第 5 章)
- ／永井陽之助編[1984] 『現代政治学入門 [第 2 版]』(有斐閣)
- 秦泉寺友紀[2001] 「イタリア・ファシズムにおけるナショナルな経験の生成——「農村ファシズム」におけるネイション——」『ソシオロギス』No. 25
- [2005] 「イタリア修正主義論争の構造——ネイションをめぐる相克」『現代社会科学理論研究』第 15 号
- [2006] 「記憶の場としての解放記念日」『日伊文化研究』第 44 号
- [2008] 「イタリアにおける反ファシズムのネイションであることの困難——「宮廷クーデター」の記憶を手がかりとして」『日伊文化研究』第 46 号
- 塩川伸明[1999] 『現存した社会主義 リヴァイアサンの素顔』(頸草書房)
- P. Simonelli[2001] *RENZO DE FELICE. La Formazione intellettuale.* (Le Lettere, Firenze)
- F. M. Snowden[1986] *Violence and the Great Estates in the South of Italy: Apulia, 1900-1922.* (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)
- [2006] *The Conquest of Malaria: ITALY, 1900-1962.* (New Haven/ London, Yale U. P.)
- A. Spinosa[1981] *Starace.* (Milano, Rizzoli)
- M. Staglieno[2003(2004)] *Arnaldo e Benito. Due fratelli.* (Milano, Mondadori)
- J. Steinberg[1986] 'Fascism in the Italian South: The Case of Calabria', in Forgacs[1986]
- H.A.Steiner[1937] 'The Constitutional Position of the Partito Nazionale Fascista', in *American Political Science Review*, vol. 31, n. 2
- Z. Sternhell[1976] 'Fascist Ideology', in Laqueur[1976]

- [1987] 'The `Anti-materiarist' Revision of Marxism as an Aspect of the rise of Fascist ideology', in *Journal of Contemporary History*, vol. 22, n. 3
- (et al.) [1989] *Naissance de l'idéologie fasciste* (Paris, Fayard)
- [1990] 'La modernità e i suoi nemici: dalla rivolta contro l'illuminismo all'indebolimento della democrazia', in *Storia Contemporanea*, a. XXI, n. 6
- [1991] 'La terza via fascista o la ricerca di una cultura politica alternativa', in *Storia Contemporanea*, a. XXII, n. 6
- M. Stone [1993] 'Staging Fascism: The Exhibition of the Fascist Revolution', in *Journal of Contemporary History*, vol. 28, n. 2
- 杉田敦 [2005] 『境界線の政治学』 (岩波書店)
- M. W. Svolik [2012] *The Politics of Authoritarian Rule*. (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)
- 高橋進 [1978-79] 「イタリア・ファシズムと工業界——イタリア資本主義発展を基礎視座として (一) ~ (三・完)」『法学雑誌 (大阪市立大)』第 25 巻第 1 ~ 4 号 (高橋 [1997] 所収)
- [1980] 「イタリア・ファシズムと中間層——地方エリートの分析を通じて」『歴史評論』第 367 号 (高橋 [1997] 所収)
- [1981] 「ファシズム体制下の政治エリート」『南欧文化』第 7 号
- [1985] 「イタリア・ファシズム運動の形成と展開——地方エリートの分析を通して——」安倍博純他編『危機の政治学』 (昭和堂)
- [1986] 「イタリア 一九二〇年代から三〇年代へ」中川原編 [1986] (高橋 [1997] 所収)
- [1988] 「ファシズムの支配と体制」清水 / 北原編 [1988]
- [1990a] 「イタリアにおけるコーポラティズム国家像」田中浩編『現代世界と国民国家の将来』 (御茶の水書房) (高橋 [1997] 所収)
- [1990b] 「イタリアにおける戦争責任問題とファシズム制裁」藤原彰 / 荒井信一編『現代史における戦争責任』 (青木書店)
- [1992] 「イタリア・ファシズムと女性 (一) ——ファシズムにおける女性の統合と抵抗」『龍谷法学』第 25 巻第 3 号 (高橋 [1997] 所収)
- [1994] 「イタリアにおける戦後秩序の形成と再編——「ファシズム責任」「戦争責任」と戦後政治」『現代史研究』第 40 号
- [1997] 『イタリア・ファシズム体制の思想と構造』 (法律文化社)
- [2004] 「ファシズム・国家・党・市民社会——イタリア・ファシズムのなかの 20 世紀」『政策科学 (立命館大学)』第 11 巻第 3 号
- [2004-05] 「イタリア・ファシズム体制論——ファシズム大評議会と閣議 (1) (2)」『龍谷法学』第 37 巻第 3・4 号
- [2005] 「記憶と歴史学——ファシズム、レジスタンス、戦争犯罪」『龍谷法学』第 38 巻第 3 号
- [2012] 「イタリア・ファシズムと反ユダヤ主義・人種主義 (1) ——グローバル化時代の新しいレイシズムの分析のために——」『龍谷法学』第 44 巻第 4 号
- 高橋進 [1977] 「権威主義体制の研究 — J. リンスの研究を中心として—」『思想』第 637 号 (高橋 [2008] 所収)
- [2008] 『国際政治史の理論』 (岩波書店)
- 高橋利安 [2007] 「中央・地方関係におけるイタリア「国民国家」の特徴—— Prefetto 制度

- を中心に」北村[2007b]
- [2012]「イタリア王国の憲法構造——自由主義期を中心に」『日伊文化研究』第50号
- 竹村英輔[1979a]「イタリアの労働憲章」東京大学社会科学研究所編[1979a]
- [1979b]「イタリア・ファシズムにおける国家の神話」東京大学社会科学研究所編[1979b]
- 竹岡敬温[2004]「フランス・ファシズムの一形態—ジャック・ドリオとフランス人民党—」『大阪大学経済学』第54巻第2号
- [2005]「フランス社会党（PSF）の結成と発展 1936-1940年—極右同盟から議会主義政党へ—」『大阪学院大学経済論集』第19巻第2号
- [2005-06]「フランス・ファシズムの思想と行動（1）～（3-2・完）」『大阪大学経済学』第55巻第1、2号、第56巻第1、2号
- 多木浩二[1995]『スポーツを考える——身体・資本・ナショナリズム』（筑摩書房）
- 田辺敬子[1985]「ファシズム期の教育」ファシズム研究会編[1985]
- 溪内謙[1970-86]『スターリン政治体制の成立』（全4巻、岩波書店）
- [1978]『現代社会主義の省察』（岩波書店）
- E. R. Tannenbaum[1972] *The Fascist Experience. Italian Society and Culture, 1922-45.* (N. Y., Basic Books)
- 田之倉稔[1981]『イタリアのアヴァン・ギャルド——未来派からピランデルロへ』（白水社）
- [1990]『ファシストを演じた人びと』（青土社）
- [2003]『ダヌンツィオ 戦場を夢見た詩人』（白水社）
- [2004]『ファシズムと文化』（山川出版社）
- M. Tarchi[2003] *Fascismo. Teorie, interpretazioni e modelli.* (Roma/ Bari, Laterza)
- F. Tarozzi[1982] 'Dal primo al secondo Fascio di combattimento: note sulle origini del fascismo a Bologna (1919-1920)', in Casali[1982]
- S. Tarrow[1977] *Between center and periphery: grassroots politicians in Italy and France.* (New Haven, Yale U. P.)
- [1995] 'Mass Mobilization and Regime Change: Pacts, Reforms, and Popular Power in Italy (1918-1922) and Spain (1975-1978)', in Gunther/ Diamandouros/ Puhle[1995]
- A. Tasca[1938(2003)] *Naissance du fascisme. L'Italie de l'armistice à la marche sur Rome.* (Paris, Gallimard)
- [1950(1982)] *Nascita e avvento del fascismo. L'Italia dal 1918 al 1922.* (2 voll., Roma/ Bari, Laterza)
- M. G. Toniolo[1980] *L'economia dell'Italia fascista* (Roma/ Bari, Laterza) (G. トニオロ[1993]『イタリア・ファシズム経済』浅井良夫／C. モルテーニ訳、名古屋大学出版会)
- P. Togliatti[1935(1973)] 'Corso sugli avversari', in Id.[1973] *Opere III, 2, 1929-1935* (a cura di E. Ragionieri, Roma) (P. トリアッティ[1980]「ファシズムにかんする講義」『トリアッティ選集第1巻』トリアッティ選集刊行委員会編、合同出版)
- 東京大学社会科学研究所編[1979a]『ファシズム期の国家と社会5 ヨーロッパの法体制』（東京大学出版会）
- [1979b]『ファシズム期の国家と社会7 運動と抵抗 中』（東京大学出版会）
- 豊下櫛彦[1971]「イタリアの参戦決定過程をめぐる一考察」『法学論叢（京都大学）』90

－ 1 ・ 2 ・ 3

-----[1982] 「イタリアの戦後再建過程をめぐる『継続性』論」『法学論叢（京都大学）』110

－ 4 ・ 5 ・ 6

-----[1984] 『イタリア占領史序説－戦後外交の起点－』（有斐閣）

N. Tranfaglia[1995] *La prima guerra mondiale e il fascismo*. (Storia d'Italia, Vol. 22) (Torino, UTET)

E.トラヴェルソ[2010] 『全体主義』（柱本元彦訳、平凡社）

筒井清忠[1976] 「「日本ファシズム」論の再考察——丸山理論への一批判——」『知の考古学』第6号（筒井清忠[2006] 『二・二六事件とその時代——昭和期日本の構造』筑摩書房、所収）

H. A. Turner, Jr.[1972] 'Fascism and Modernization', in *World Politics*, Vol. 24, No.4

J. Tusell/ E. Gentile/ G. Di Febo (Eds.) [2004] *FASCISMO Y FRANQUISMO CARA A CARA. Una perspectiva histórica*. (Editorial Biblioteca Nueva, Madrid)

上村忠男[1989(2008)] 『現代イタリアの思想をよむ 増補新版 クリオの手鏡』（平凡社）

-----編訳[2000] 『国民革命幻想』（未来社）

-----[2005] 『グラムシ 獄舎の思想』（青土社）

梅根悟監修／世界教育史研究会編[1977] 『世界教育史大系 13 イタリア・スイス教育史』（講談社）

A. Ungari[2001] 'Il passaggio del nazionalismo da movimento a partito: il ruolo di Federzoni', in Coccia/ Gentiloni Silveri[2001]

P. Ungari[1963(1974)] *Alfredo Rocco e l'ideologia giuridica del fascismo*. (Brescia, Morcelliana)

-----[1970(1974)] 'Ideologie giuridiche e strategie istituzionali del fascismo', in Aquarone/ Vernassa[1974]

後房雄[1983-84] 「イタリア・ファシスト体制における『新しい官僚制』の成立 —経済への国家介入の制度的枠組の再編— (一) (二)」『名古屋大学法政論集』第96号、第98号

鶴沢隆[1994] 「モダニズムとファシズム—イタリア合理主義運動とリットリオ宮の軌跡」『日伊文化研究』第32号

B. Uva[1970] 'Gli scioperi dei metallurgici italiani del marzo 1925', in *Storia contemporanea*, a. 1, n. 4

F. Venafro[2007] 'Il fascismo bolognese: squadristico, suggestioni sindacali, normalizzazione', in Istituto Mantovano di Storia Contemporanea[2007]

G.F.ヴェネ[1996] 『ファシズム体制下のイタリア人の暮らし』（柴野均訳、白水社）

G. Verni[2001] 'Il perfezionamento dello Stato di polizia', in Palla[2001]

S. Vicini/ P. A. Dossena[2006] *Lupo vigliacco. Vita di Roberto Farinacci*. (Bresso, Hobby & Work)

R. Visser[1992] 'Fascist Doctrine and the Cult of the Romanità', in *Journal of Contemporary History*, vol. 27, n. 1

A. Volpi[2005] *Viareggio laica. La Massoneria in provincia (1848-1925)*. (Pisa, ETS)

R. ヴルピッタ[2000] 『ムッソリーニ—イタリア人の物語』（中央公論新社）

和田忠彦[1985] 「ファシズムの物語・物語のファシズム」海老坂武他編[1985] 『講座 20

世紀の芸術 6 『政治と芸術』(岩波書店)

B. Wanrooij[1987] 'The Rise and Fall of Italian Fascism as a Generation Revolt', in *Journal of Contemporary History*, Vol. 22, No. 3

-----[2002] 'Italian Society under Fascism', in Lyttelton[2002]

E. ウェバー[1979] 『ファシズムの思想と行動』(平井友義他訳、福村出版)

M. Weber[1956(1972)] *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie.* (besorgt von J. Winckelmann, Tübingen, Mohr) (M. ウェーバー[1970] 『支配の諸類型』世良晃志郎訳、創文社)

A. Weingrod[1968] 'Patrons, Patronage, and Political Parties', in *COMPARATIVE STUDIES IN SOCIETY AND HISTORY. An International Quarterly*, Vol. X, No. 4

S. B. Whitaker[2002] *The Anarchist-Individualist Origins of Italian Fascism.* (N. Y., Peter Lang)

J. Whittam[1977] *The Politics of the Italian Army 1861-1918.* (London, Croom Holm)

R. Wintrobe[1998] *The political economy of dictatorship.* (Cambridge/ N. Y., Cambridge U. P.)

W. ヴィッパーマン[2005] 『議論された過去——ナチズムに関する事実と論争』(林功三／柴田 敬二訳、未来社)

E. R. Wolf/ E. C. Hansen[1967] 'Caudillo politics: A structural analysis', in *COMPARATIVE STUDIES IN SOCIETY AND HISTORY. An International Quarterly*, Vol. IX, No. 2

S. J. Woolf[1980] 'Il fascismo e suoi gerarchi. Conclusioni', in Cordova[1980a]

S.J.ウルフ編[1970] 『ファシズムの本質』(斎藤孝監訳、大光社)

-----編[1974] 『ヨーロッパのファシズム (上・下)』(斎藤孝監訳、福村出版)

山口定[1976a] 『ナチ・エリート—第三帝国の権力構造』(中央公論社)

-----[1976b] 『現代ファシズム論の諸潮流』(有斐閣)

-----[1978] 「ファシズムと中間層 —理論と実証(一)」『法学雑誌(大阪市立大学)』第24巻第3号

-----[1979] 『ファシズム』(有斐閣)

-----[1980] 「ファシズム・近代化・全体主義——政治史研究における理論と実証の交錯——」『年報政治学1980 政治学と隣接諸科学の間——その交渉の現状と課題——』

山本秀行[1995] 『ナチズムの記憶——日常生活から見た第三帝国』(山川出版社)

-----[1998] 『ナチズムの時代』(山川出版社)

山下晋司[1988] 「儀礼に記憶された歴史 —インドネシア・トラジャの伝統的儀礼をめぐる変化と持続」須藤健一他編『社会人類学の可能性 I 歴史のなかの社会』(弘文堂)

-----／山本真鳥編[1997] 『植民地主義と文化 —人類学のパースペクティブ』(新曜社)

山手昌樹[2005] 「ファシスト党と女性——女性ファシ研究序説——」『紀尾井史学』第25号

-----[2008a] 「近代イタリアにおける女性農業労働者の生活世界」『日伊文化研究』第46号

-----[2008b] 「ファシスト・イタリアの女性動員—— Petra Terhoeven, *Oro alla patria* を読んで——」『上智史学』第53号

-----[2010] 「ファシスト組合の稲作労働者ストライキ」『上智史学』第55号

-----[2011] 「ファシズムの内面化——稲作労働者支援を事例として——」『上智史学』第56号

号

- [2014] 「イタリア・ファシズムと移民」『日伊文化研究』第 52 号
- 山崎功[1972] 『ファシズム体制』(御茶の水書房)
- 山崎充彦[2007] 「イタリア・ファシズム、その日本における受容と表現形態——『英雄としてのムッソリーニ像』の生成」関静雄編著『「大正」再考——希望と不安の時代』(ミネルヴァ書房)
- 山崎望[2003] 「「後期近代」における政治の変容——自由民主主義の危機と可能性——」『思想』946 号
- 横田正顕[1997] 「ヨーロッパの「ペリフェリー」における寡頭的議会政——一九世紀ポルトガル政治に関する考察——」『思想』第 873 号
- [1999] 「ヨーロッパ近代史の中の議会化と民主化 「周辺」からの視角」『成蹊大学文学部紀要』第 34 号
- V. Zamagni[1986] 'L'economia', in Zangheri[1986]
- [1997] *The Economic History of Italy, 1860-1990*. (Oxford, Clarendon Press)
- R. Zangheri (a cura di) [1986] *Bologna*. (Roma/ Bari, Laterza)
- R. Zangrandi[1962(1998)] *Il lungo viaggio attraverso il fascismo. Contributo alla storia di una generazione*. (Milano, Mursia) (R. ザングランディ[1973] 『長い旅』上村忠男訳、サイマル出版会)
- G. Zanzanaini[2004] *RENATO RICCI. Fascista integrale*. (Milano, Mursia)